ISSN 0285-1121

47

日本学校歯科医会会誌

昭和57年　社団法人 日本学校歯科医会五十周年記念

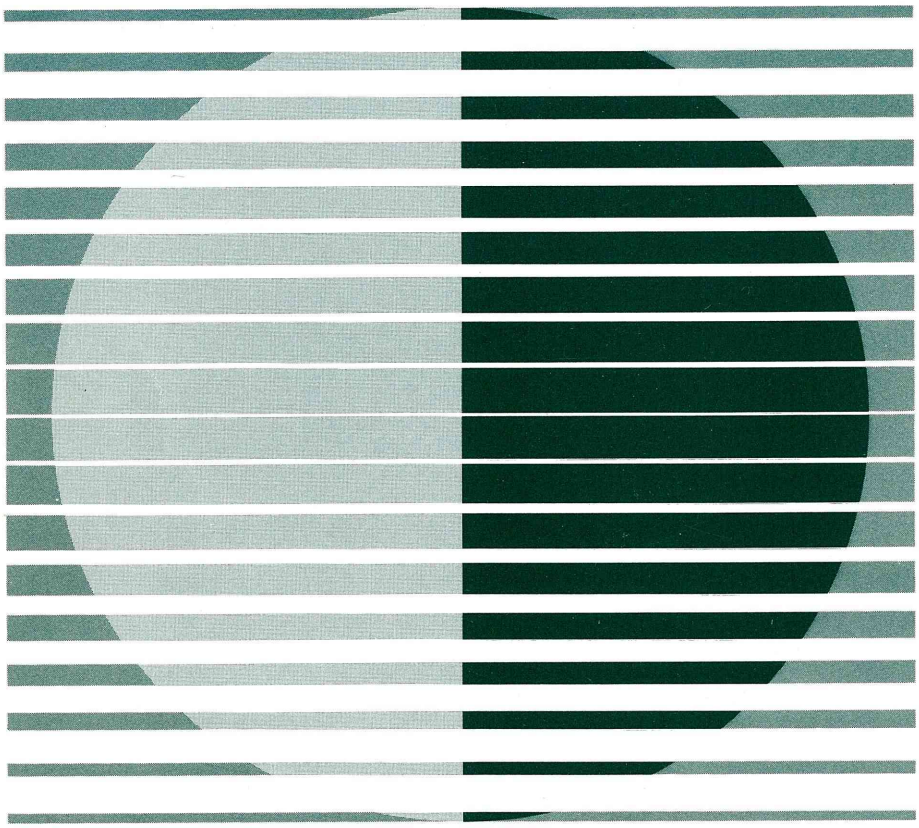

もくじ

序文
第一編　学校歯科保健通史　1
第二編　日本学校歯科医会通史　19
第三編　全国学校歯科医(保健)大会　53
第四編　むし歯半減運動と全日本よい歯の学校表彰　87
第五編　都道府県学校歯科保健略史　97
第六編　学校保健の制度と法令の推移　135
第七編　学校歯科保健管理のながれ　147
第八編　学校歯科保健教育のながれ　167
第九編　学校歯科保健に関する国際交流のながれ　179
資料編　189
学校歯科保健活動年表
あとがき

社団法人 日本学校歯科医会

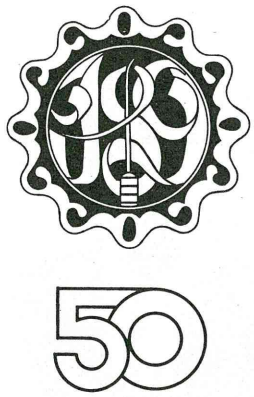

社團法人日本学校歯科医会 五十周年記念誌

序文

社団法人　日本学校歯科医会
会長　湯浅泰仁

本会の創立五十周年にあたり、ここに日本学校歯科医会五十周年記念誌を、会員諸賢にお贈りできますことは大きな喜びとするところであります。

一国に歴史があるように、組織にも歴史があります。しかも五十年間という半世紀にわたる先輩諸兄の学校歯科保健推進の業績をあますことなく辿ることは、長い間の会員の願いでありました。

前身である、日本聯合学校歯科医会の設立以前を回顧してみるとき、わが国の学校衛生は明治時代にはじまっております。とくに医学教育においてはドイツ医学の流れを中心としており、これが学校衛生にも影響をあたえておりました。

学校歯科医令が正式に公布され、「学校歯科医を置くことを得」から、戦後の改正によって、これの必置の変革は正に、本会五十年の歩みの中では、特筆されるものでありましょう。

これは昭和三三年四月の学校保健法の公布によって定められたものであり、学校衛生が学校保健へと変容していく、戦後の新時代を画するものでありました。

学校歯科保健管理と指導の調和を求めた活動が、長く行われ、このことが面目を一新した第五次むし歯半減運動の展開につながるものであります。

このように時代を反映して学校歯科活動は一層充実し、行政当局の理解も一段と深まりつつあるとき、これを、いかに後世の学校歯科に継承していくかが、大きな課題といえるでありましょう。

本記念誌の発刊にあたり、長期間、編集に没頭された記念誌編集委員会の方がたに深く御礼申し上げます。とくに委員長榊原悠紀田郎先生には、膨大な資料を収集・保存され、このように整備していただいたことは感謝の言葉もありません。

本会の歴史に精通されている竹内光春先生、能美光房先生の御協力はまことにありがたく、これからの学校歯科の担い手ともいえる貴志専務理事、および石井拓男、丹羽源男両君の協力には、学校歯科の将来を考え心強いかぎりであります。

日本学校歯科医会を心から愛するひとびとの手によって完成した本誌は、現在の世相を反映して、質素な体裁で発刊しますが、内容はきわめて濃く、よい参考になると存じます。顧みて、さすがに五十年という年月は大変なものであったと痛感し、学校歯科保健に貢献された諸賢に心からの感謝をささげ、さらに次の時代を背負う若い方がたに期待するところ大なるものがあります。

社団法人 日本学校歯科医会五十周年記念誌　もくじ

序文　湯浅泰仁

第一編　学校歯科保健通史

第一章　学校衛生の夜明け　1
第二章　学校衛生の確立と学校歯科衛生の夜明け前　2
第三章　口腔衛生キャンペーンから学校歯科活動の活発化へ　4
第四章　学校歯科医令の前夜　7
第五章　学校歯科衛生の発展　10
第六章　学校保健法の成立まで　13
第七章　管理と指導の調和　16
図　学校歯科保健団体・学校歯科医の主要業務、職務の推移一覧表　17

第二編　日本学校歯科医会通史

第一章　学校衛生関係団体の成立　19
第二章　日本聯合学校歯科医会の設立まで　20
第三章　日本聯合学校歯科医会の活動　22
第四章　日本学校歯科医会の設立まで　26
第五章　社団法人設立まで　29
第六章　社団法人設立以後　33
第七章　会誌　34
第八章　刊行物　41
第九章　奥村賞　44
付表1　加盟団体数、会員数、予算一覧表　47
付表2　都道府県別日本学校歯科医会加盟団体状況一覧表　49

第三編　全国学校歯科医（保健）大会

第一章　前史　53
第二章　全国学校歯科医大会　54
第三章　全国学校歯科医大会の再建　60
第四章　むし歯半減運動を中心として　64
第五章　学校歯科の手びきを中心として　67
第六章　全国学校歯科保健研究大会へ　73
第七章　全体協議および大会宣言の推移　77
付表1　全国学校歯科医（保健）大会一覧　83
付表2　全国学校歯科医大会における協議題の内容の推移　85
付表3　全国学校保健大会・全国学校歯科医の集会　86

第四編　むし歯半減運動と全日本よい歯の学校表彰

第一章　第一次学童むし歯半減運動　87
第二章　全日本よい歯の学校表彰　90
第三章　古いころの表彰　91
第四章　各地で行われていたよい歯の学校表彰　93
第五章　第二次むし歯半減運動　94
第六章　第三次むし歯半減運動　94
第七章　第四次むし歯半減運動　95

第五編　都道府県学校歯科保健略史

北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島　97
群馬、栃木、埼玉、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨　101
長野、新潟、富山、石川、福井　108
静岡、愛知、岐阜、三重　111

滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫　115
岡山、広島、鳥取、島根、山口　120
徳島、香川、愛媛、高知　124
福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄　127
付表1　学校歯科医会調査　132
付表2　学校歯科施設現況一覧　133

第六編　学校保健の制度と法令の推移
第一章　学校衛生制度の揺籃期　135
——明治期の学校衛生——
第二章　学校衛生制度の整備　136
——大正・昭和初期の学校衛生——
第三章　戦時教育行政期　139
——昭和戦中期の学校衛生——
第四章　戦後教育行政改革期　141
——学校衛生から学校保健へ——
第五章　学校保健制度の充実期　143
——学校保健法の成立以後——

第七編　学校歯科保健管理のながれ
第一章　身体検査の確立まで　147
第二章　校内処置方式の発達　152
第三章　歯科疾患の推移と調査　156
第四章　学校保健法制定まで　161
第五章　岐路に立つ学校歯科保健管理　164

第八編　学校歯科保健教育のながれ
第一章　学校における衛生教育のはじまり　167
第二章　学校への口腔衛生普及のための働きかけ　168
第三章　学校教育の中への口腔衛生の定着　171
第四章　小学校・歯の保健指導の手引まで　174

第九編　学校歯科保健に関する国際交流のながれ
第一章　古いころ　179
第二章　二つの外国学校歯科視察報告　180
第三章　太平津戦争終結まで　182
第四章　今日まで　184

資料編
一、京都府知事の学校生徒の歯牙衛生に関する訓令　189
二、京都府内務部長から出された通牒　189
三、長野県知事からの諮問に対する答申　189
四、小学児童口腔衛生施設ニ関スル建議案　191
五、奈良県歯科衛生諮問案に対する同県歯科医師会の答申　193
六、日本聯合歯科医師会が文部大臣に出した建議書　194
七、学校歯科医嘱託に関する県令　青森県令・埼玉県訓令　195
八、岐阜県訓令甲第二二号　196
九、金沢市小学校児童歯科治療所一覧　196
一〇、学校に於ける歯科医に関する調査　文部大臣官房学校衛生課　197
一一、鳥取県歯科医師会の答申　201
一二、歯科医師を学校衛生技術官として採用せられたしの建議　205
一三、旭川市小学校歯科治療所　206
一四、麹町区学校歯科診療所規程　207
一五、学校歯科衛生施設一覧表　208
一六、学校歯科医制度に関する答申　210
一七、学校歯科医及幼稚園歯科医令　215
一八、学校歯科診療制度の答申　216
一九、学校歯科医職務規程　216
二〇、学校歯科医ヲ置ク学校　217
二一、学校歯科診療設備アル学校数・診療ヲ担当スル学校歯科医数　218

二二、学校歯科ニ於ケル歯牙口腔検査票改正ニ関スル答申書　219
二三、学校歯科施設調査委員会規則　221
二四、学校歯科診療所に対スル本会ノ意見書・上申書　221
二五、学校歯科医職務に関する照会　222
二六、学校歯科医職務規程第二条の解釈　222
二七、全国学校歯科施設現況　223
二八、昭和一二年の学校身体検査規程改正に当って
　日本聯合学校歯科医会から出された注意　224
二九、齲歯予防思想普及に関する件通牒　226
三〇、学校衛生刷新ニ関スル件　226
三一、米国教育使節団報告書(抄)　227
三二、学校歯科予防施設の振興について　228
三三、昭和二四年度学校医学校歯科医勤務状況調査　230
三四、学校の児童生徒等のう歯予防の徹底について　230
三五、全国学校歯科医大会における文部大臣諮問事項の答申　231
三六、口腔診査票および規程資料　240
三七、叙勲・褒章・文部大臣表彰名簿　250

学校歯科保健活動年表

あとがき

第一編　学校歯科保健通史

第一章　学校衛生の夜明け
第二章　学校衛生の確立と学校歯科衛生の夜明け前
第三章　口腔衛生キャンペーンから学校歯科活動の活発化へ
第四章　学校歯科医令の前夜
第五章　学校歯科衛生の発展
第六章　学校保健法の成立まで
第七章　管理と指導の調和
図　学校歯科保健団体・学校歯科医の主要業務、職務の推移一覧表

わが国の学校歯科保健は、決して平坦な道を歩んで今日まできたのではない。

明治維新以後、国の最重要施策の一つとしてとりあげられ発達した学校教育制度と、医学教育あるいは医療制度の狭間の中で、ごく少数の民間の人びとの手で始まった歯科医療確立のための苦闘と重なっている。

つまり学校歯科保健のながれは、外側の条件として、その当時の学校教育についての考え方、つまり教育思潮に裏付けられた教育制度の影響を直接受けながら、歯科医師の社会的地位の確立にいたる過程と非常につよいつながりをもって歩んできた。

そしてこれに加えて、すべての他の領域と同じように、そのときどきの外国の学校歯科保健の情報の影響をも受けた。

以上のような外側の多くの条件の影響を受けながら、学校歯科保健の内側では、第一に児童生徒の実際の歯科疾患の状態や教育思潮に裏付けられた現場教師を含んだ、いろいろの教育関係者の歯科保健に対する理解の程度の変化などによって、そのながれは影響をうけている。そして、今日にいたっている。

ひとまとめにのべるのは多少の冒険であるが、保健管理と保健教育との間をゆれうごきながら学校歯科保健の現場はながれてきたともいえよう。

第一章　学校衛生の夜明け

わが国の学校教育制度が今日のような形になるきっかけは、明治五年（一八七二年）八月の学制発布である。

日本の近代化をめざした明治政府が、それまでの寺小屋、私塾、藩校というようなばらばらな教育制度を統一的なものにまとめあげようとしたのである。

しかし、それが具体的に整理されたのは、すこしおくれて明治一二年（一八七九年）になって教育令が出てからである。

さらにもうすこしはっきりと学校の形が体系化されたのは、明治一八年（一八八五年）学校令が出され、翌年に帝国大学令、小学校令、中学校令、師範学校令などが公布されたころとみていい。

そのころはなるべくすみやかに、先進国としてわが国のすべての分野のモデルとしようとした西洋文明、とくにヨーロッパの文明を取り入れて、それによって近代国家を築きあげようとしていた。

そんなことから、学校教育の目的は、実学的な知識を授けることに重点がおかれていた。

この考え方は、寺小屋、藩校というようなばらばらな教育、ことに初等教育の体系を組織的にまとめるのに役立って、小学校制度を急速に広めた。

しかし一方、このために「学問は身を立てるため」にするものだという功利的なものの考え方が主流となり、知識偏重の傾向を生ずることとなった。

当然のことながら、徳育はおろそかになり、それは単に知識としての道徳というようなことになってしまった。

また、急速に小学校制度が普及した結果として、国民が学校教育に過大な期待をよせることともなり、それは教師、父兄ともに全人的発達を見落とすことにもつながり、保健の問題などには関心が向けられなかった。

保健の問題はむしろ知識の問題として取り扱われ、衛生教育という指向がつよく、これはすぐ理科の中に吸収されてしまった。

ただ学校環境を整えることは非常に雑多な形であった小学校の整備にとっては急務であったので、明治六年（一八七三年）には「学区巡視事務章程」がつくられ、それに向かって努力が払われた。この中には今日でいう学校環境衛生への関心の片鱗をみることはできる。

このような努力によって、小学校制度が整えられるにつれて、児童生徒学生の中に虚弱な者、病気により休学、死亡する者が意外に多いことが注目されるようになり、とりあえず、その対応策として体操の導入が計画され、その指導者養成のため、明治一一年（一八七八年）東京に体操伝習所が設置され、アメリカ人医師のジョージ・アダムス・リーランドを招いてそれに当たらせることとなった。

このとき、体操の効果測定のため、体格、体力などの測定を行い、それを活力検査とよんだ。

学校身体検査の始りである。

このころ、ようやくわが国の医学教育も形を整えつつあり、とくにドイツ医学の影響をつよく受けていたことから、この学童生徒学生の虚弱、多病について医学の立場から注目するようになり、ドイツ医学を学ぶものを中心として明治一六年（一八八三年）作られた大日本私立衛生会では、創立翌年の総会で「学校病予防法如何」というテーマをとりあげた。

保健管理、とくに学校病の登場である。

その線上で東京大学医学部の内科の指導に当たっていたエルウィン・

ベルツは明治一七年（一八八四年）三月、大日本教育会の総会の特別講演で、「日本の学校教育が児童の健康のためにやや苛酷ではないか、もっと体育の徹底をはかるべきである」と提言し、さらに翌年三月の総会ではヘルマン・テヒョウもほぼ同様の指摘をした。

わが国の医学の水準がようやくこういう問題をとりあげるところにきたわけで、この辺から学校保健管理のながれがつよまってくることになる。

そのころ、外国の学校衛生の考え方がいくつか紹介されている。

一つは明治一三年（一八八〇年）に、大河本聴松が、ドイツの学校衛生監督官のグロースが書いた「学校衛生論」を訳出したのにつづいて、明治一六年（一八八三年）には松山誠二が主としてドイツの学校衛生の本を土台として「学校衛生論」を書き、さらに明治二二年には小林義直はイギリスのアルサス・ニウスホルムの「学校衛生論」の訳出を行った。

学校衛生はまさに夜明け前となった。

明治二三年（一八九〇年）一〇月七日、新たに小学校令が公布された。

これで先に出ていた小学校令は廃止されたが、この中で、小学校教育の目的が次のように明示された。

その第一条に「小学校は児童身体の発達に留意して、道徳教育及び国民教育の基礎並に其の生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て目的とす」とあるのがそれである。

この小学校教育の目的は、昭和一六年（一九四〇年）に国民学校令が公布されるまでは変わらなかった。

小学校教育の目的の中に、身体発育に留意することが取り入れられたのである。

こうした背景の下で明治二四年（一八九一年）九月、東京大学医学部の三宅秀の強力な推せんで、小児科の大学院生であった三島通良が、文部省学務局に新たにおかれた学校衛生取調嘱託に就任した。

学校保健行政の中に、専任の医師がかかわった最初である。

三島が就任した翌月一〇月には愛知県、岐阜県を中心とした大地震の発生があり、たくさんの学校の再建が急務となった。そこでそれを機として小学校の机、腰掛などの標準化が計画され、三島はこの仕事に早速手をつけた。

また三島は全国の学校を精力的に巡回して実態の把握に当たり、とくに奥羽地方の児童の体格の貧弱さと疾病の多いことなどについてのまとまった報告を行った。

こういう調査報告に裏付けられて、明治二七年（一八九四年）八月二九日、文部大臣井上毅は辞任の日に「小学校ニ於ケル体育及衛生ニ関スル訓令」を出した。

これが学校保健に関する政府の出した訓令のはじめてのものである。

第二章　学校衛生の確立と学校歯科の夜明け前

文部省学校衛生取調嘱託に三島通良が就任して以来、精力的な調査を行っていたが、そこでいろいろのことが明らかとなり、学校衛生を制度的にしっかりしなければならない、という雰囲気が生じてきた。

その結果として明治二九年（一八八六年）五月に勅令によって文部省に学校衛生顧問と学校衛生主事を設けることがきまった。

学校衛生の正式な制度化である。

学校衛生主事としては三島がそのまま就任したが、学校衛生顧問というのは学校衛生に関する事項について文部大臣の諮問に応じてそれを審議する任務をもつものであるが、顧問としては、

内務省衛生局長　後藤新平

医科大学教授　緒方正規
〃　小金井良精
〃　弘田長
前医科大学長　三宅秀
中央衛生会委員長　長谷川泰
帝国大学雇教授　エルウィン・ベルツ
海軍軍医大監　豊住秀堅
陸軍軍医大監　小池正直

が指名され、三宅が議長となった。

この会は毎月一回一定の日に開かれ、精力的にいろいろの懸案を処理した。

翌年から二年間の間に、学校衛生上のいくつかの新しい規程などを作った。

明治三〇年（一八九七年）

学校清潔方法、学生生徒身体検査規程

明治三一年（一八九八年）

公立学校医設置ニ関スル規定、学校医職務規程、学校伝染病予防及消毒方法

学校医については、すでに明治二七年（一八九四年）五月に東京麹町区で設置したのをはじめとして、その七月には神戸市内の全小学校にも配置され、明治二八年（一八九五年）二月には山形県で全県下の市町村立小学校のすべてに学校医がおかれるようになった。

そういううごきをふまえて、明治三〇年（一八九七年）公立学校に学校医をおくようにしたものである。

しかしこのとき、学校医になり得る者には厳重な資格制限を行った。

一、帝国大学医科大学医学科卒業者
二、元東京大学医学部医学科本科又は別課卒業者
三、高等学校医学部医学科卒業者
四、元高等中学校医学部医学科卒業者
五、大阪府、京都府、愛知県医学校医学科卒業者
六、元府県立甲種医学校卒業者

ということであった。これはいわゆるドイツ医学を正規なコースで学んだ者に限るとしたもので、漢方医（従来家）やいわゆる検定出を排除しようとしたものである。

これは明治初年以来、国策としてドイツ医学の流入を積極的にはかって、実際には医界の多数派であった漢方医との対立がはげしかったことによったものであるが、この明治三〇年（一八九七年）ごろにはそれも終息に近づき、ドイツ医学が浸透するにいたったので、この措置となった。

実際にドイツ医学導入の尖兵となった帝国大学医科大学ではすでに明治二六年（一八九三年）九月、講座制がしかれており、すべての講座がドイツで学んできた日本人の教授で占められるようになって、名実ともにわが国の医学教育の基盤が確立したのである。

学校衛生制度の確立はこのようなことと無縁ではない。

このような医学教育に対して、歯科医学教育は全く放置されたままになっており、その免許制度は医師と同じ明治八年（一八七五年）に設定されてはいたけれども、これはいわゆる検定制度によるものだけであって、それぞれの人びとの全くの個人的な努力によるほかに勉学の道はなかった。

しかし、そのころ歯科医学に志すものは、日本語の教科書は全くなかったので、少なくとも英語について十分な素養をもっていないかぎり、修学することがむずかしい状態であった。それだけに資格を取得した人びとのレベルは当時としてもかなり高いものであった。

しかしそれらの数はきわめて少なく、年間に二〇人か三〇人くらい資格をとることができるにすぎなかった。そのころ実際に歯科診療をしていた大部分の者は、歯科医師の資格のない、入歯歯抜口中療治営業者と

よばれる職人のような人びとであった。

したがって正規の歯科医師の数がきわめて少なかったこともあって、一般に社会の歯科医師をみる目はきびしいものがあった。

正規の学校卒業者のみを対象とした学校医の仲間入りなどは、全く論外という状態であった。

明治三二年（一八九九年）の医師総数は三万七一八六人であったが、このうち、大学卒一四六二人、指定学校卒三三〇一人であり、いわゆる検定は八四六七人という状態であったのに対し、同じ年の資格を得ていた歯科医師の数は三九五人にすぎなかった。

こんな状況の下で、明治二四年（一八九一年）六月、三重県の県病院にいた歯科医師の直邨善五郎は津市の養正小学校の校長の依頼によって、この学校のほか県下の三校の児童についての歯科検診を行い、その結果を翌年の歯科雑誌に報告している。

歯科医師による学童検診のはじめのものであり、また学童についてのう蝕統計報告のはじめのものである。

これはきわめて異例のことであったらしく直邨はそれを報告の中で「善五郎欣喜にたえず……」と表現している。

まさしく画期的な出来事であったに相違なかったと思う。

明治三〇年（一八九七年）の一一月には京都で杉原順三、榎本元吉が同市第二高等小学校の児童の検診と歯科治療を行った。

学校医設置が決まったことは、歯科界の有識者に大きな刺戟を与え、まだ組織がよわく、活動も十分でなかった日本歯科医会は、明治三一年（一八九八年）四月の通常総会で、血脇守之助、広瀬武郎、青山松次郎、藤島太麻夫らの提案した「学校医中ニ歯科医ヲ加ウルコトヲ文部大臣ニ建議スルノ件」を採択し、上申した。

東京ではそれよりすこしおくれて明治三四年（一九〇一年）一〇月、麹町区会議員であった中原市五郎らの努力がみのって、区内の五つの小学校で歯科医師による検査を行うこととなり、伊藤忠三郎、木谷茂吉、高橋栄五郎、細野彦平、藤島太麻夫の五人に「生徒身体検査臨時補助医員を嘱託す」という辞令が渡された。

この活動は明治三六年（一九〇三年）までつづいた。

学校歯科医の原形である。

明治三七年（一九〇四年）九月九日、京都府知事は府下の公私立小学校および公私立幼稚園に対して、徴兵壮丁のう歯罹患の状態が低いところでも四〇％に及び、京都市では七〇％にも及んでおり、小学校でもきわめて多いことを指摘し、「幼稚園、学校当事者ハ宜シク深ク意ヲ此ニ用ヒ歯牙ノ清潔法及ビ甘味食物ノ制限等ニツキ有効ナル方法ヲ励行シ、以テ初期ヨリ歯牙衛生ヲ重ンズル習性ヲ得シムルコトヲ努ムベシ……」という訓令を出し、さらに同府内務部長はこれに重ねて同様のことを通牒した。（資料編一）

学校歯科保健について府県レベルで出されたはじめての公式の訓令、通牒である。

このころ医師法制定の動きにつれて、歯科界もあげて歯科医師法立法のために団結し、力が高揚していた。

そして明治三九年（一九〇六年）五月歯科医師法が成立し、ひきつづいて二つの歯科医学専門学校が設立されることとなり、歯科界はようやく新しいながれを開くにいたった。

第三章　口腔衛生キャンペーンから学校歯科活動の活発化へ

歯科医師法の公布は、歯科界にとって大きなインパクトを与え、これから歯科界の現代が始まったといっても過言ではない。

明治四〇年（一九〇七年）四月には、各地にできていた歯科医師会の

連合体として、日本聯合歯科医会が結成された。しかし、この時にはまだ全国のすべての府県に歯科医師会があったわけではなく、現在の日本歯科医師会とはちがい、府県単位だけでなく、郡市を単位とする歯科医師会も、それに加盟するというようなものであった。ちょうど、現在の日本学校歯科医会とよく似たような組織であった。

この日本聯合歯科医会では、事業の一つとして口腔衛生思想の普及向上をあげて、歯科医療や歯科保健への国民大衆の理解をふかめようとした。

明治四五年（一九一二年）四月、この会の総会で「歯科衛生事業に関する意見書」を文部大臣に提出することが採択されて、陳情した。そして日本聯合歯科医会は大正二年（一九一三年）二月には早速、中学校、高等女学校生徒向けの「歯の衛生」というパンフレットを作って配布するという活動を始めている。

ライオン歯磨を製造販売していた小林商店の小林富次郎は、「事業収益をなんらかの形で社会に還元しよう」という考えから、そのころアメリカでさかんに行われていたカーネギー講演会とか、ギブス講習会というものをモデルにして、通俗講演会を開いていた。これには広く各方面の講師を招いて行い、この中に口腔衛生の話も含めていた。

しかし大正二年（一九一三年）になると、これを全く口腔衛生普及活動を中心にして展開するように改め、その年だけで全国一七五カ所の小中学校で口腔衛生講演会を開いた。

この事業に対して、その年緑川宗作は盛業中であった開業をなげうって、この巡回講演会の講師をひきうけ、精力的に全国を回って歩いた。そして、それはその後までずっとつづけられた。

さらに小林富次郎は、大正三年（一九一四年）、口腔衛生思想普及活動の費用の一部という趣旨で、日本聯合歯科医会に対して、年額三〇〇〇円ずつを寄贈すると申し出た。

白米一〇キロ一円五〇銭、カレーライス一〇銭、特級酒一升一円ぐらいのときの三〇〇〇円である。

日本聯合歯科医会はその年四月の総会で、これを受け入れることを決めた。

そして同会に衛生講演部をおき、その年から専任の講師として向井喜男を委嘱して組織的な全国キャンペーンを始めた。

向井は全国各地を口腔衛生思想普及のために講演して歩いただけでなく、そのころニューヨーク市口腔衛生委員会の作った映画「歯痛」やすこしおくれて輸入された「口腔衛生」などという映画を見せるとか、口腔衛生展覧会を各地で催すとかして、大正九年（一九二〇年）ごろまで精力的なキャンペーンを張った。

一方、一般の学校衛生の分野でも、このころから次第に強固な活動が始まるようになった。

大正三年（一九一四年）一一月には、文部省は東京帝国大学医科大学で、全国の学校医を対象とした二〇日間の長い期間にわたる講習会を開いた。

これは文部省が主催した最初の学校医の講習会である。

こんな長期にわたるものであるにかかわらず、二〇〇人を越える申込みがあり、それを一〇〇人に制限して行った。そのころ学校衛生全般の意欲がどのくらい高揚していたかがうかがわれる。

これには、ちょうどそのころドイツ留学から帰ってきて、文部省学校衛生調査嘱託となった石原喜久太郎の存在が大きな意味をもっている。

この最初の学校医への講習会では「学校歯科」という科目がとりあげられており、それは医科大学教授の石原久が講義を担当した。

また、この講習会の会期の中で、ちょうどこの二年前に設立されたばかりの大日本学校衛生協会が主催して、全国聯合学校衛生協議会が開かれた。

これはこのときを第一回としてひきつづき毎年行われるようになったが、全国学校保健大会のはしりのようなものである。

この協議会の協議題の一つとして「歯科医をして学童の歯牙検査をなさしむる件」というのがとりあげられている。

学校衛生の高揚と学校歯科のつながりがよくわかる例である。

さらに学校衛生の分野では、大正二年（一九一三年）ごろから全国の府県で学校衛生主事をおくところが出始めるようになり、大正五年（一九一六年）一一月に、文部省で、はじめて全国学校衛生主事会議を開く、というところまでになった。

第一回には一府一一県から一三人の学校衛生主事が参加した。その後各府県に学校衛生主事がおかれるようになり、学校衛生は各府県にしっかりした根をはるようになっていった。

学校歯科のほうも、次第に各地の現場での活動が始まってきた。

大正三年（一九一四年）四月に、東京府立第三高等女学校では御大典記念事業の一つとして学校内に歯科診療施設をおき、歯科医による検査と治療が行われるようになった。

つづいて大正五年（一九一六年）四月、広島市は、熊谷鉄之助、渡辺和、河村雅夫、野坂昇、熊谷達吉、山瀬優の六人の歯科医師を診査医として依嘱して、市内の、一万五〇〇〇人の児童の口腔検診を行った。

そして広島市はその後これをひきつづいて行った。

そのころ千葉県佐倉町、木更津町、長野県諏訪町でも、歯科医師が町から依嘱をうけて児童の歯科検診を行っている。

このような雰囲気の中で、大正六年（一九一七年）四月、長野県知事は、同県歯科医師会に対して「本県ニオケル最モ多キ歯牙其ノ他ノ口腔内ノ疾患並ニ之レガ適切ナル予防法如何」という諮問を出した。

府県レベルでの公式な学校歯科の施策についての諮問のはじめのものである。（資料編三）

これに対して長野県歯科医師会は、一〇人の委員をあげて検討し、六月八日に答申をまとめて知事に提出した。

この中で学校歯科医をおくことを力説していた。

大正六年（一九一七年）四月の日本聯合歯科医会総会には、香川県から学校歯科医設置について、文部大臣に建議するようにと提案があり、これを全員一致で採択した。

このような保健管理的な方向への活動の充実に併行して、保健教育面でもいくつかの活動が始まった。

学校歯科保健をほんとうに推進するには、教員のそれに対する理解を十分にすることが大切であることは、今さらことわるまでもないが、大正七年（一九一八年）八月、東京で教員を対象とした四日間の口腔衛生講習会が開かれた。

これも小林富次郎によって支援され、四日間の費用はもちろん参加者の交通費の半額を給付するというものである。全国から一〇〇〇人を越す学校の推せんによる申込みがあったが、二〇〇人にしぼった。

講師としては二木謙三、永井潜、綿引朝光、古瀬安俊などの医師と佐藤運雄、奥村鶴吉、花沢鼎、加藤清治などのそのころの第一線の歯科医専の教授たちが当たった。

そしてこの講習会はその後、大正一二年（一九二三年）まで八回つづけられた。

学校歯科保健の推進に対して、この口腔衛生講習会の果たした役割はきわめて大きなものといわなければならない。

このような背景の中で、大正八年（一九一九年）日本聯合歯科医師会の働きかけで、三月二五日の第四一回帝国議会の衆議院本会議で、木下謙次郎、佃安之亟、秋田清の三人の議員の提案による「小学校児童口腔衛生施設ニ関スル建議」を満場一致で採択した。（資料編四）

政府に対し小学校児童の口腔衛生の向上についてなんらかの積極的な手をうて、ということを骨子としたものである。

国会で学校歯科保健がとりあげられた最初のものである。また内務省は、大正八年（一九一九年）の秋に東京で児童衛生展覧会をひらいていたが、この会期の中で当時国民病といわれていた結核、トラホームおよ

びむし歯の三つに対してその予防キャンペーンのために、それぞれの予防デーという行事を行ったが、「むし歯デー」は一一月五日に行われた。これには歯科界、とくに東京府歯科医師会や東京の歯科医学専門学校は、あげてこれに協力した。

これをきっかけとして、全国の各地で、「むし歯予防デー」のような行事がさかんに行われるようになった。

また、川上為次郎、奥村鶴吉らの手で外国の学校歯科衛生の状況が紹介され、口腔衛生に関するパンフレットなどが数多く出されるようになった。

こうした口腔衛生普及活動は大体、小学校、中学校、高等女学校などを中心にして展開されていたが、歯科医師の側でも、単に普及活動だけではなく、検診や校内での処置を積極的に行う者が多くなってきた。

そのため、市町村、区などで学校歯科医を委嘱するというケースがふえてきた。

これに対して日本聯合歯科医師会は、まず、口腔検査票の統一ということに手をつけ、加藤清治、川上為次郎、佐藤運雄、松原勉などを委員に委嘱して、大正九年（一九二〇年）一〇月に二つの口腔診査票の様式を発表した。

これはその年、「学生生徒児童身体検査規程」が改正されたのにあわせたのであるが、正式には、この規程では歯科医師による歯科検診はもちろん含まれていなかった。

しかし実際には、このころでは全国各地で学校歯科医が委嘱され、活発に歯科検診が行われていた。

大正一〇年（一九二一年）九月には東京で本郷区の学校歯科医が集まって本郷区学校歯科医会が作られるというところまできた。

それ以後各地で学校歯科医会の設立がつづくようになる。

一方、口腔衛生普及活動も活発になっており、大正一一年（一九二二年）にわが国ではじめての口腔衛生普及のための劇映画「智慧と歯」が作られている。

それより二年あとに、科学映画のような形で、「口腔衛生」が作られた。

パンフレットなどがそのころ、さかんに出されている。

このころには学校衛生全般についての国の認識も大変変わってきて、大正一〇年（一九二一年）六月には、学務局に所属していた学校衛生の所管を、大臣官房学校衛生課に改めることとなり、北豊吉が課長となった。

なおこの課は昭和三年（一九二八年）になって、それまで内務省の所管となっていた体育運動、つまり今日でいう社会体育の部分を文部省に一元化して大臣官房体育課となった。

また大正一三年（一九二四年）六月には地方学校衛生職員制が公布され、道府県ごとに一人ずつ、学校衛生技師がおかれることとなり、それは当時の官吏としては、高級に属する奏任官の待遇ということになった。

これで各道府県の学校衛生はさらに充実することとなった。

これができたことで、定例的に文部省主催の学校衛生技師会議が開かれるようになるのである。

第四章　学校歯科医令の前夜

学校の現場では、熱心な歯科医師たちがそれぞれ児童の歯科検診や歯科治療に当たるという活動を行っていたが、こうした動きは当然歯科界全体の力の高揚に支えられたものであり、またこのような、少数であったが、ほんとうに熱心に学校歯科の仕事を支えた人びとの努力が、歯科

医師に対する社会的な認識を高めるのにも大変役立ったこともみのがすことができない。

そして、そのながれの中で、さらに見落とせないのは、各地で学校の中に歯科診療施設をおいて、積極的に児童の歯科処置を行うところがふえてきたことである。

たとえば大正一〇年（一九二一年）には東京赤坂の氷川下小学校、大正一二年（一九二三年）には同じく麹町小学校にというようにである。

これらの出来事は、一般の学校衛生の分野で、トラホーム、結核、扁桃肥大、アデノイド、皮膚疾患、寄生虫症などについて、学校内に治療設備をおいて、応急処置のほか簡単な治療をするという傾向がつよくなってきたことにも影響をうけているが、そのころ、外国の学校歯科についてのいわゆる校内処置の情報が伝えられるようになっていたことも関りがある。

たとえばストラスブールのエルンスト・エッセンの学校歯科診療所、ボストンのフォーサイスの児童歯科診療所、ニューヨーク市のロチェスターの診療所などや、さらにボン市でカントロウィツの始めた方式などについて、熱心な学校歯科医はすでにその概要を知っていた。

また大正一一年（一九二二年）七月に、川上為次郎が一〇カ月に及んだ外国視察の結果をまとめた「欧米における社会的歯科施設」という報告書なども、こうした動向に大きな影響を与えていたと考えられる。

こういう雰囲気の中で、フォーサイスやロチェスターのもののコピーともいえるライオン児童歯科院が大正一〇年（一九二一年）六月に東京の山城町に創設された。

ひきつづいて大正一一年（一九二二年）一〇月に大阪北区の市民会館の中に、大阪市歯科医師会がライオン歯磨会社の後だてで児童歯科診療所を開設した。

このような状況をふまえ、文部省は大正一三年（一九二四年）七月に全国的に「学校診療に関する調査」を行って実態の把握をした。

これによると歯科医師が学校診療にたずさわっていたものは一六一校に及んでいたということである。

さらに文部省は大正一五年（一九二六年）三月に、全国にわたって「学校における歯科医に関する調査」を行っている。（資料編一〇）

これによって、そのとき二二〇人の歯科医師が学校で活動しており、すでに三府二六県には、なんらかの形で学校歯科医がおかれており、おかれていなかったのは北海道および一五県である、ということであった。

このような学校歯科医の現場的な活動は当然、公的にその立場を容認しないわけにはいかないという雰囲気がもりあげられることとなり、大正一四年（一九二五年）三月二〇日青森県が新たに「学校医規則」を県訓令としてきめたとき、歯科医師に学校における歯科医事について嘱託できるという一条を加えるということになった。（資料編七(1)）

学校における歯科医師の位置を府県レベルで公式にみとめた最初のものである。

それとほとんど同じ四月一四日、埼玉県では「学校歯科医設置並職務に関する規程」という県訓令を出して学校歯科医をおくことをみとめた。（資料編七(2)）

学校歯科医という名称が公式に用いられたはじめのものである。

これをきっかけとして、以後次のように各府県は埼玉県のものと同様の訓令を出すようになった。

大正一四年（一九二五年）二（埼玉、岐阜、ほかに青森）
大正一五年（一九二六年）四（佐賀、山梨、秋田、福岡）
昭和　二年（一九二七年）六（鳥取、宮崎、愛知、静岡、徳島、島根）
昭和三年（一九二八年）一〇（熊本、山口、長野、宮城、群馬、三重、福島、山形、千葉、神奈川）
昭和四年（一九二九年）八（香川、京都、兵庫、茨城、鹿児島、広

島、愛媛、東京）

昭和五年（一九三〇年）二（奈良、和歌山）

というぐあいである。

ストラスブールでエッセンの始めた市の学校診療所を、そのころ熱心な学校歯科医たちが一種の憧憬の目でみていたものであったが、大正一五年（一九二六年）一〇月、金沢市は味噌蔵町尋常高等小学校の中に市立の学校歯科診療所を創設した。（資料編九）

これは浜野松太郎が大いに金沢市当局に働きかけ、それが動機となったものであるといわれている。

学校歯科診療所は市の条令で、市内の小学校の中央歯科診療所として機能させようとして作られた。

所長には新津保英橘が就任し、小島栄作が医員となり、看護婦および助手を加えた編成で、歯科診療施設は二セットであった。

その後すこしおくれて、同市内の長町尋常小学校の中にもこの分室を設け、市内の一八校の児童を区域別に、この二つの学校歯科診療所で処置するという方式をとった。

これに対して、ちょうどそのころアメリカの学校保健をモデルとした学童歯科診療施設が東京にできた。

それは大正一四年（一九二五年）一二月に聖路加国際病院の中に作られたもので、これはそこの院長のトイスラーが、学童の疾病の処置は、なるべく十分な施設をもっているところですべきだ、という考えに基づいて、文部省の学校衛生課長の北豊吉と連絡をして、「文部省後援学校診療所」という形で始めたものである。

これにはアメリカ本国からとくにメーベル・エリオット女史を招いてここの所長にした。

この学校診療所の歯科を担当したのは、その病院の歯科部長をしていた長谷川慶蔵である。

大正一五年（一九二六年）になると、医師法、歯科医師法の改正があり、歯科医師会はそれまでの任意の団体から強制設立の公法人という形となり、日本歯科医師会の力も一段と強化された。

これは当然学校歯科保健の活動にも反映することとなり、同会では歯科医制調査部および歯科衛生調査部を設け、それに学校歯科医制度についての諮問をしていたが、昭和四年（一九三九年）一〇月に「学校歯科医制度に関する答申」がまとめられた。（資料編一六）

ここでは勅令で学校歯科医令を出すこと、学校内に歯科施設をおくこと、歯科検診をとりきめること、などが盛り込まれていた。

これに基づいて昭和五年（一九三〇年）六月には日本歯科医師会長から文部大臣に対して「学校歯科医に関する建議書」が出された。

これをうけて、その年一〇月文部大臣の諮問機関である学校衛生調査会では、学校歯科医令制定について検討をし、答申した。

そして、昭和六年（一九三一年）六月二三日勅令第一四四号で「学校歯科医及幼稚園歯科医令」が公布されることとなり、わが国の学校歯科保健は新たなスタートラインについた。（資料編一七）

ふりかえってみると、学校歯科医が制度化されるにいたった道は大変遠かったわけである。

まさに、それはそれまでの多くの歯科界のリーダーたちや、現場の学校歯科医たちが、それぞれの時期に、それぞれの場面でそれをかちとるために戦ってきた成果であった。

このエネルギーは学校歯科医令公布にひきつづく発展の源泉となったものである。

第五章　学校歯科衛生の発展

学校歯科医令の公布は歯科界多年の念願の一つがかなえられたことではあったが、実は内容としてはその必置をきめたものではなく、「置くことを得」というように、その道を開いたというだけであった。

これは当時の歯科界の社会における力関係からみて、やむを得なかったことである。

これが必置制になったのは、これから二七年後の昭和三三年（一九五八年）の学校保健法制定のときである。

学校歯科医令の制定は、全国各地の学校現場において、熱心な歯科医師たちが児童生徒の歯科保健状態向上のために実際にいろいろ活動していたこと、さらに各地ですでに学校歯科医会が作られていたことなどが推進力となって、日本歯科医師会が強力にバックアップしてはじめてできたことであった。

学校歯科医令公布を前にして、全国各地の学校歯科医会の全国的な連合組織を作ろうという雰囲気がもり上がっていた。

昭和五年（一九三〇年）四月、大阪で第八回日本医学会総会が開かれたとき、その歯科分科会のために各地の学校歯科のリーダーたちが多く集まったので、そこで全国組織を作り、学校歯科医令制定の運動をしよう、ということを申し合わせた。

しかし、監督官庁であった文部省は、この時点での全国組織の結成には批判的であって、それは実らず、単に翌六年（一九三一年）四月に東京で第一回の全国学校歯科医大会を開くことだけがきまったにとどまった。

しかしその年に実際に勅令が公布されたので、東京市学校歯科医会が中心となり文部省当局と相談をしながら、全国組織をつくる準備を始め、昭和七年（一九三二年）四月七日第二回全国学校歯科医大会が行われた前日、日本聯合学校歯科医会の設立総会を開くことができるようになった。

このときには府県単位のものや、郡市単位のものなどいろいろの学校歯科医会二三団体が加盟した。

このころの学校歯科医の現場の活動は、学校に歯科施設をおいて、そこで児童の歯科処置を行う、いわゆる校内処置の方式が中心であった。

甲府の小川祐心は、昭和四年（一九二九年）四月から富士川尋常高等小学校で第一大臼歯に対して鍍銀法の応用を系統的に始めた。

そのころ、学校歯科についての本がつづけて出された。

豊田実訳・シェンク「学校歯科衛生の施設と実際」（昭和四年）、岡田道一、富取卯太治「学校歯科衛生学」（昭和五年）、赤井知一郎「学校歯科の施設」（昭和八年）、橋本静雄「学校歯科の焦点」（昭和八年）、岡本清纓、田丸将士「体系的学校歯科実務」（昭和九年）などである。

また昭和九年（一九三四年）一〇月には学校歯科のための月刊誌「学校歯科」が橋本静雄の手で発刊された。

学校歯科医の実際活動の中心はいわゆる校内処置におかれていたが、これは一つにはドイツにおける学校歯科制度を頭に描いていたようで、ストラスブールの学校歯科診療所の活動や、ボンにおけるカントロウィツの仕事などがよく紹介されていたためである。

こうしたドイツの影響を端的にあらわすものとして、昭和七年（一九三二年）六月二九日に東京で「シュールツァーンプレーゲの夕べ」という催しが行われた。これにはドイツの学校歯科の資料が展示されたり、映画が上映されたりした。（一八一ページ）

このように、いわゆる学校歯科の活動として、校内処置がさかんに行われるようになったとき、昭和八年（一九三三年）に歯科医師法の改正

が行われ、歯科診療所の設置についての取扱いが変わった。それをめぐって昭和一〇年（一九三五年）一月、高知県知事から文部大臣に対して学校における処置が、職務規程に示す「予防処置」の範囲に属するものとみなしてよいかという照会があった。（資料編二五）

これに対して文部省は、内務省および日本歯科医師会、日本聯合学校歯科医会などと相談して、七月二七日、体育課長名で回答を出した。

これは学校歯科医職務規程に示している予防処置の範囲は「概ね歯牙の清掃、鍍銀法、乳歯の抜歯、初期う蝕の処置および充塡等、真に予防上必要なる程度」であるとしたものである。（資料編二六）

また歯科医師法および診療所取締規則との関連については、それぞれ府県知事が判断して措置するようにと示した。

このように、学校歯科保健の保健管理面について充実が図られたが、一方保健教育面についても、多年にわたって日本歯科医師会、日本聯合学校歯科医会が要望してきた小学校教育教材中に歯科保健に関連するものを取り入れることについては、昭和九年（一九三四年）の国定教科書の国語読本巻三（二年生用）の第二三に「むしば」がのせられることになった。

その全文は次のとおりである。

二十三　むしば

花子さんは、はがいたいので、一ばんぢゅうくるしみました。朝になつても、まだいたいのがなほりません。花子さんは、おかあさんと一しょに、はのおいしゃさまへ行きました。おいしゃさまはすぐ見て下さいました。

「やあ、二本ならんでむしばができてゐる。おくわしをたべすぎましたね。」

といって、くすりで洗つたり、くすりをつけたりして下さいました。花子さんは、いたいのが少しなほったやうに思ひました。おいしゃさまは、おかあさんに、

「この、前の方のむしばは、生えかはるはですが、おくの方のは、一生使ふ大じなはです。それが、かうむしばになつてはいけませんね。」

とおつしゃいました。さうして、花子さんに、

「花子さん、あなたははをみがきますか。」

と、お聞きになりました。

「毎朝みがきます。」

と花子さんは答へました。おいしゃさまは、

「夜ねる前にも、みがくといゝですがね。さうすると、こんなにはがわるくならないでせう。」

とおつしゃいました。花子さんはうなづきました。おかあさんと一しょに、おいしゃさまのおうちを出た時、花子さんは、もうはのいたみを忘れて、にこ／＼してゐました。

またその翌年の昭和一〇年（一九三五年）には修身教科書の二年生の「カラダヲキレイニ」の中に歯口清掃のことが取り上げられた。

尋常小学修身書巻二

四　カラダ　ヲ　キレイ　ニ

ケン一　ノ　学校　デハ、センセイ　ガ　トキドキ、カラダ　ニ　ツイテ　オシラベ　ニ　ナリマス。センセイ　ハ、ミンナガ、ツメヲ　長ク　シテ　キタリ、ユビ　ノ　アヒダ　ニ　アカ　ヲ　タメテ　キタリ　シテ　ハ　キナイ　カ　ヲ、ゴランニ　ナリマス。カミ　ヤ　手ヌグヒ　ヲ　モツテ　キルカモ、オシラベ　ニ　ナリマス。マタ、

「ハ　ヲ　ヨク　ミガク　ヤウ　ニ。」

ト　オツシヤツテ、ハ　ノ　ミガキカタモ　ヲシヘテ　クダサイマス。

ソレカラ、手　ヤ　アシ　ノ　キタナイ　モノ　ガ　アルト、

「フロ　ニ　ハイツタ　時、ヨク　オアラヒ　ナサイ。」

ト　オツシヤイマス。

シカシ、ケン一　ハ、イツモ　カラダ　ヲ　キレイ　ニ　シテ　キマス　ノデ、マダ、一ドモ、センセイ　カラ　ゴチユウイ　ヲ　ウケタコト　ガ　アリマセン。

日本聯合学校歯科医会はこれに対し、昭和一一年（一九三六年）「歯

科衛生より見たる小学国語読本巻三、二三『むしば』の解説」を出して教員の指導の参考にしようとした。

またこのころ、いろいろな人によって歯科衛生関係事項の教案が提示されている。

昭和一一年（一九三六年）四月に帝国学校衛生会の招聘でアメリカのマサチューセッツ工科大学のクリア・エルスメア・ターナー教授が来日して、健康教育についての考え方を各地で講演したが、五月三日に甲府で行われた第六回全国学校歯科医大会で、保健教育について特別講演を行った。

またその翌年、昭和一二年（一九三七年）八月には、第七回世界教育会議が東京で開かれて、世界各国から多数の人びとが集まったが、この中の学校衛生部会では、奥村鶴吉が日本の学校歯科の状況について発表をした。（一八四ページ）

このころから帝国学校衛生会もさかんに活動をしていたが、その要請で昭和一二年（一九三七年）度には、文部省がはじめて各地の学校衛生関係団体に対して補助金を出すこととなり、とりあえず、学校歯科医会も含めた全国の五一団体に対して、一五〇円～一四〇円の補助金が出された。

これについて当時の体育課長の岩原拓は次のようにのべている。

学校衛生団体は学校医、学校歯科医其他の学校衛生関係者に依りて組織せらるるものであって、従来地方学校衛生の振興に就いて直接間接重要な役割を有って居り団体の事業如何が学校衛生の成果に至大の関係を有って居たことは言ふ迄もない。

近時国民体位の向上の要愈々切なるものあるに際し文部省は府県の学校衛生団体に対し精神的援助を与へる意味に於て其の額は少ないけれども約五千円を交付して其の事業の敏活を図ることゝなった。

このとき奨励金を交付されたのは次の団体であって、この中に学校歯科医会は一七含まれていた。

交付団体名	交付金額
岩手県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
秋田県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
山形県学校衛生会	一五〇円
福島県学校衛生会	一五〇円
茨城県学校衛生会	一五〇円
千葉県学校衛生会	一五〇円
栃木県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
群馬県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
埼玉県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
神奈川県学校医会	九〇円
静岡県学校衛生会	一五〇円
新潟県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
富山県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
石川県学校医会	一五〇円
福井県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
山梨県学校医会	一五〇円
三重県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
愛知県学校医会	九〇円
滋賀県小学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
京都府学校衛生会	一五〇円
兵庫県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
奈良県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
和歌山県学校衛生会	九〇円
鳥取県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
岡山県学校衛生会	一五〇円
島根県学校衛生会	九〇円
広島県学校衛生会	一五〇円
山口県学校医会	九〇円
徳島県学校歯科医会	**四〇円**
香川県学校衛生会	一五〇円
愛媛県学校医会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**
福岡県学校衛生聯合会	一五〇円
佐賀県学校医会	九〇円
長崎県学校衛生会	一五〇円
宮崎県学校歯科医会	**四〇円**
沖縄県学校衛生会	九〇円
同　県学校歯科医会	**四〇円**

ようやく学校歯科医会も、国レベルでの一つのステップにのぼるようになった。

ちょうどこのころから日中事変は泥沼の様相を示し国全体として非常時指向となった。学校衛生は富国強兵の一翼を担うものとしての関心がもたれてきた。つまり保健管理面の活動が重視されてきたわけである。

昭和一四年三月二五日、第七四帝国議会で杉山元治郎が「学童歯科衛生振興について」の建議を行い、採択された。

これをうけて、昭和一四年（一九三九年）五月一日付で、文部、厚生両次官の通牒として「齲歯予防思想普及に関する通牒」が出された。これはむしろ厚生省の主導型のものであったようであるが、学校保健としても保健管理指向がつよかったことと無関係ではない。（資料編二九）

昭和一五年（一九四〇年）一月には竹内光春が文部大臣官房体育課に入り、七月に体育官補となった。文部省におけるはじめての歯科関係者である。

その年五月の第一〇回全国学校歯科医大会での文部大臣からの諮問事項は「生活環境ヨリ見タル児童生徒ノ齲歯ノ現況並ニ之ガ予防養護ニ対シ学校トシテ実施スベキ事項如何」であったが、これに答えるため、吉田章信を委員長とする答申委員会がつくられ、全国から、住宅地域、商業、工業、農村、漁村、山村などに分けて、七一一小学校の一年生と六年生計二三万一六八五人について調査を行って、「生活環境ヨリ見タル児童生徒ノ齲歯ノ現状」という報告をまとめた。（一五八ページ）

そのころ、全国の道府県や市で歯科医師を嘱託あるいは専任として学校歯科衛生の業務につかせているところが出てきたこともあって、昭和一七年八月に日本聯合学校歯科医会が主催して、文部省会議室で非公式ではあったが、学校歯科衛生協議会が開かれた。

この時点では全国で八都市で一四人の専任者がいた。

この学校歯科衛生協議会は翌昭和一八年（一九四三年）三月には正式に文部省主催でひらかれ、二〇余人が参加したが、これはこれが最初で最後になってしまった。

昭和一六年（一九四一年）公教育は国民学校制度で行われることとなり、大きな改革が行われたが、その教科の中の体錬科の中で衛生教育がとりあげられることとなり、「身体の清潔」という中の項目として「口腔の清潔」がはじめて正式の教科の中で、国民学校初等科一年から高等科二年生までに教えられることとなった。

このように発展してきた学校歯科保健も、太平洋戦争の戦局推移とともに、学校はもちろん、学校歯科医も、戦災や、疎開などによって分断されまひ状態に陥っていった。

第六章　学校保健法の成立まで

終戦直後の対応

昭和二〇年（一九四五年）八月一五日、太平洋戦争の終結はすべての意味において、わが国の社会の転回点であった。

学校保健も例外ではない。

実際に全国主要都市の被災による施設の破壊、学童疎開などによる管理の混乱、それに児童生徒の体力のいちじるしい低下と疾病の多発など、早急に対応しなければならない現実問題が山積していた。

しかも、それらの基調となるべき教育体系は、占領下において当然改変されるべきものであった。

実際に、この教育政策は占領政策の中の重要な項目の一つであった。

その年の九月には、早くも文部省は「新日本建設教育方針」を出して、従来のいわゆる挙国体制から民主的教育への教育改革についての姿勢を打ちだした。

これに追いかけて、その一〇月連合軍総司令部は「日本教育制度に対する管理政策」という指令（メモランダム）を出し、教育内容の改正

と、教職者の資格審査を求めた。

この指令に対応することが当面文部省の重要な仕事となった。

学校歯科保健の面では、そのころ現場の実際活動はほとんど休止という状態にあったが、文部省はいちはやくその年一〇月に、学校歯科施設の状況についての調査を行ってまとめた。

それによると、そのときの調査対象となった国民学校は全国で一万九八四九であったが、そのうち歯科診療施設をもっていたものは一五五五であり、学校歯科医数は六五一七人で、そのとき都道府県で学校歯科保健に専任していたものは四九人であったことがわかった。

かなり手早い対応であったといえよう。

また別に翌昭和二一年（一九四六年）二月には「学校衛生刷新ニ関スル通牒」が出て、学校保健再建についての基本方針が示された。

これはきわめて重要な通牒で、その後の学校保健の諸施策はおよそこれを基点として作られていった。（資料編三〇）

この中で、歯科衛生については「衛生施設の充実をはかること」が述べられている。

それを具現するために、その年九月二五日に「学校歯科予防施設の振興について」という次官通牒が出されている。（資料編三二）

これは、都道府県ごとに専任の歯科医師と看護婦とからなる歯科巡回班を作り、国民学校の一年生から始めて六カ年後に全国児童をカバーする歯科保健管理体制をとろう、という内容のもので、それに対して、国は二六万円の補助金を出し、都道府県がそれに付加して推進しようとした。

壊滅に近い状態にあった学校歯科保健のためには、適切な措置であったといえよう。

この推進のため文部省は昭和二三年（一九四八年）東京と大阪の二カ所で二日間ずつ学校歯科衛生協議会を開いた。これはその後もつづいて行われた。

学校歯科保健についてこのように手早い措置をとることができたのは省内に歯科保健を担当する竹内光春がいたからである。

実際にはそのころわが国の経済事情からこの補助金は税制改革についてのシャウプ勧告によって昭和二四年（一九四九年）度には打ち切られてしまったが、これをきっかけとして、各地の巡回班はそのままつづけられたものがかなりあった。（一六二ページ）

その国庫補助金と地方の支出金との関係は次のようになっている。

年度	国庫補助金	地方支出金	合計
昭和二十一年度	二六〇、〇〇〇円	一九三、〇一九円	四五三、〇一九円
昭和二十二年度	六七、六〇〇円	三、七〇一、三三三円	四、三六九、九三三円
昭和二十三年度	一、〇五六、〇〇〇円	五、六三三、六三四円	六、六八八、六三四円
昭和二十四年度	〇	二、四〇五、三五六円	二、四〇五、三五六円
昭和二十五年度	〇	一〇、三八、九七円	一〇、三八、九七円

つまり、国の出した補助金がよび水となって、各都道府県が支出し、国の補助が打ち切られたのちも支出をしていたことがわかる。

またこれをきっかけとして、東京都教育委員会では昭和二三年（一九四八年）四月に歯科診療車がつくられ、昭和二五年（一九五〇年）四月には神奈川県で歯科巡回自動車が作られ、小中学校の歯科巡回処置を始めたのであった。

巡回班を直接都道府県が組織、運営したものは、およそ各都道府県に一つの程度にとどまったが、委託によって運営された班を加えてみると、計画の当初考えられていた全国で約一〇〇〇の班を作ろう、という目標にはある時期かなり近づいたといえよう。

その後、この巡回班は次第に姿を消していくようになった。

この巡回班の処置の中に、昭和二四年（一九四九年）度からフッ化ソーダの局所塗布がみられるようになるが、これは昭和二四年（一九四九年）九月に、厚生、文部両省の関係局長通知で「弗化ソーダ局所塗布実施要領」を出したことと深く関りがある。

ちょうどこれは、保健所法が改正されて、保健所の業務の中に歯科が加えられ、そこでもフッ化ソーダ局所塗布が行われるようになったことに合わせて出されたものである。

新しい学校保健の考え方の建設

このような主として医学、歯科医学を中心としたいわゆる保健管理面での対応だけでなく、もっとひろい意味での学校保健という考え方のアプローチがこのころから始まった。

一つには昭和二二年（一九四七年）に来日したアメリカの教育使節団は四月にその報告書を連合軍総司令部に提出したが、その中に「日本の健康教育は国民学校において重大なる欠陥があると思う」という指摘をしている。ちょうどその年文部省では教育一般の指針として、「学習指導要領一般篇（試案）」を出したが、それに沿って「学校体育指導要綱」を出して、その方向をはっきりさせようとした。

さらにもうすこし明確に新しい学校保健の方向を示したのは、昭和二四年（一九四九年）一一月の「中等学校学校保健計画実施要領（試案）」および二六年（一九五一年）二月の「小学校保健計画実施要領（試案）」である。これは、その後のわが国の学校保健推進の指標であり原点となったものである。（一七五ページ）

これはウインスローの健康観とかWHOの憲章の健康観を土台にして作られており、保健管理と保健指導とを調和し、ひろい視点から学校保健をながめようとしたものである。

この考え方を土台として昭和二四年（一九四九年）度から健康優良児童の表彰が復活し、昭和二六年（一九五一年）度から健康優良学校の表彰が新しく始まることになり、今日に及んでいる。

そして、このころを期として医学的管理のニュアンスをもった「学校衛生」という用い方から、より総合的な意味の「学校保健」という用い方に移っていくことになった。

まず行政的にはそれまで学校保健は大体都道府県学務部で所管されていたが、昭和二三年（一九四八年）七月、教育委員会の設置とともにそこに所管が移るようになった。

昭和二四年（一九四九年）三月、「学校身体検査規程」が制定された。この中で「学徒歯牙検査票」の様式がはっきり決まり、正式に全国の幼稚園、小学校から大学にいたるまで使用することになった。

大変おそいようであるが、歯牙検査票がこれではじめて正式に陽の目をみたわけである。う蝕の程度分類も、対応を考えて、浅在、深在、残根の三つの分類にした。また従来未処置う歯に検査のポイントがおかれていたものを、DMF（う蝕経験）という考え方を導入できるようにしたことも大きな改革であった。

学校保健の新しい考え方を、学校歯科医に徹底するねらいで、昭和二七年（一九五二年）二月に、文部省は東京で四日間、「学校歯科衛生講習会」を開催した。

ここで二日にわたって「新しい学校保健計画における学校歯科はいかにあるべきか」という研究集会が行われた。これは学校歯科関係での研究集会―ワークショップ―のはじめてのものである。（一七六ページ）

これには全国各地から一二〇人ほどの学校歯科関係者が集まった。

昭和二九年（一九五四年）出雲の第一八回全国学校歯科医大会のとき新たに設立された日本学校歯科医会では創立早々ではあったが、目新しい学校保健の考え方の普及を図ろうとした。

そして翌三〇年（一九五五年）一一月、東京で行われた第一九回全国学校歯科医大会のとき、「むし歯半減運動」が発足した。（第四編）

これを推進するため文部省は昭和三一年五月、「学校の児童生徒のう歯予防の徹底について」の通牒を出した。（八九ページ）

昭和三三年（一九五八年）四月一〇日、学校保健法が公布された。

これで、新しい学校保健の理念に基づく保健管理面の基礎がかたまった。

そして、この学校保健法によって学校歯科医ははじめて必置制となったのである。

学校歯科医令公布後二七年目ということになる。

思えば遠い道であった。

第七章　管理と指導の調和

学校保健法成立以後、学校保健全体は次第に新しい方向に動いていった。

ちょうどこの昭和三三年（一九五八年）一〇月「小学校学習指導要領」が改正されて、保健教育について一つの指針が打ち出された。

これは昭和三六年（一九六一年）度から実施に移されることとなった。

こんな中で「第一次むし歯半減運動」はすすめられた。

「むし歯半減運動」は期待されていたように、実施要項にあるとおり、むしろ保健管理活動の強調にあったが、次第に教育現場の教員たちの目が児童の歯科保健にも向けられるようになって、新しい学校保健の方向にまとまる傾向をみせてきた。（第四編）

一方、一般の歯科界をめぐる情勢はかなりきびしい変化をみせるようになり、昭和三六年（一九六一年）の社会保険を中心とする出来事などもあり、嘱託制である現場の学校歯科医の執務状態は次第に変わり始めるようになった。

加えてこのころには、古い時代からの学校歯科医は世代交代の時期にさしかかるようになり、それは、その傾向を助長した。

そして学校歯科医の職務としての予防処置の実施についての考え方について論議されるようになった。

昭和三七年（一九六二年）一一月、京都で開かれた第二六回全国学校歯科医大会の前日集会の主題のひとつとして「いわゆる校内処置」の問題がとりあげられ、その討論の結論をうけて、日本学校歯科医会は、予防処置委員会を設け、その検討に手をつけることとなった。

この委員会は、昭和三八年（一九六三年）九月、「現時点では、特別な場合をのぞいて学校内における予防処置の実施には重点をおかず、治療の指示に重点をおく」という趣旨の答申をまとめた。

学校歯科保健における保健管理面での一つの転換がきたのである。

その翌年二月に、文部省は、学校保健法でいう「学校病」の予防について教職員の理解をふかめることをねらいとした「学校病予防の手引」を出した。

この中には当然歯科疾患もとりあげられたが、とくにブラシングについて発育段階別に指導法を示している点は注目される。

日本学校歯科医会は、学校保健法第七条の健康診断の事後措置として、「治療の指示」に重点をおくことをきめたので、どうしても、保健教育について積極的な努力を払わないと児童生徒の歯科保健向上を果たすことは困難となることが考えられた。とくにこのころ、児童のう蝕罹患状態はかなり悪化する傾向にあったのでそれはつよく求められた。

こういう考えの下に、学校歯科医に、保健教育について理解を求めることをおもなねらいとして、二カ年にわたって全国学校歯科医大会のたびに討議にかけた後、昭和四一年（一九六六年）五月、「学校歯科の手びき」を発行した。

むし歯半減運動の推進についてもこの方向に沿って行われるようになり、学校歯科保健の保健教育指向はつよまった。そして相対的に保健管理面の活動はよわまるようになった。

こうしているうちに昭和四三年（一九六八年）七月に「小学校学習指導要領」が改正されて、昭和四六年（一九七一年）から実施されることになったが、ここではとくに特別活動の中に保健指導が次第にしっかり

とした位置づけを固めるようになってきた。

これをうけて、日本学校歯科医会は「指導と管理との調和」を活動の柱とすることとし、昭和四六年（一九七一年）九月、「学校保健における歯科活動の手びき」を出して、教員および学校歯科医の現場の指針としようとした。これはのちに何度か改正され、現在までつづいている。

この年、日本学校歯科医会は社団法人として発足することとなった。

昭和四八年（一九七三年）ごろから社会の歯科界に対する目がきびしくなり、いろいろな苦情が新聞や週刊誌にのるようになり、その中に小児に対する歯科治療なども含まれるようになった。

実際にこのころ、歯科医師は一般的に多忙なために、学校歯科医の業務の一つである保健管理面での活動はきわめて低調になってきた。

昭和五〇年（一九七五年）には国会の場で児童のう蝕対策がとりあげられ、文部省はそれに対応する旨の答弁をした。

ちょうど昭和五二年（一九七七年）二月には、ゆとりの教育を主眼とする「小学校学習指導要領」の改正があり、そのとき、健康診断を教育の立場では学校行事の中に位置づけるということとなり、学校保健の教育指向はつよくなった。

こういうとき、昭和五三年（一九七八年）文部省は教員の歯科保健指導のための手びきとして「小学校・歯の保健指導の手引」を出して一つの方向を示した。

またこの具現をねらいとして、文部省はその年から「むし歯予防推進校」の指定をはじめた。

こうして学校歯科保健は新しい方向に向かってすすもうとしている。

日本学校保健会では、そのセンター的事業として歯・口腔委員会をおいて、その面の調査をしていたが、昭和五二年（一九七七年）三月に、「う蝕予防の理論と実際」という中間報告をまとめた。さらに昭和五五年（一九八〇年）七月、全国の小学校の二〇万分の一抽出の客体について「歯の保健指導、むし歯罹患状況に関する全国実態調査」を行った。

学校歯科保健団体・学校歯科医の主要業務，職務の推移一覧表

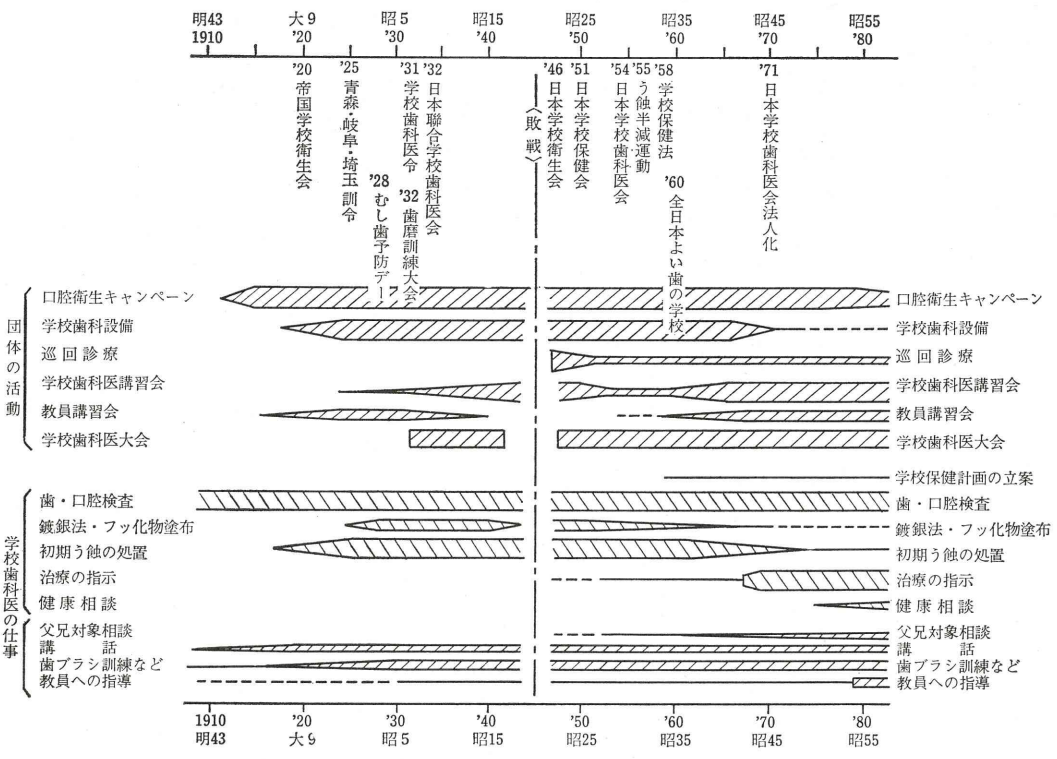

第二編　日本学校歯科医会通史

第一章　学校衛生関係団体の成立
第二章　日本聯合学校歯科医会の設立まで
第三章　日本聯合学校歯科医会の活動
第四章　日本学校歯科医会の設立まで
第五章　社団法人設立まで
第六章　社団法人設立以後
第七章　会　誌
第八章　刊行物
第九章　奥村賞
付表1　加盟団体数、会員数、予算一覧表
付表2　都道府県別日本学校歯科医会加盟団体状況一覧表

学校歯科保健にとって、学校歯科医は欠くことのできない要員である。

しかし、わが国の学校歯科保健の発達過程では、熱心な少数の篤志家の努力と活動によって、形も内容も整えられてきた。

したがって、現在でも学校歯科医は専任制ではなく嘱託制をとっている。

学校歯科医は多くは一方では開業医であり、学校においては学校歯科医である。

学校は、明治初年から制度として国の力で強固に築きあげてきた教育制度の下にあり、学校歯科医もそこで仕事をするかぎりでは、その枠に制約されている。

しかし歯科医師としては、それとは異なった別の世界がある。

こういう背景の中で、学校歯科医の団体は、教育行政の動向とふかくかかわりながら、一方では歯科医師の団体の動向の影響の下に作られてきた。

しかし、なんといっても学校歯科医の活動の集約として生まれ発展し、またその発展が学校歯科保健の推進を誘うという形で作られ、移り変わってきた。

第一章　学校衛生関係団体の成立

学校歯科医会の前に、まず学校衛生関係団体のながれについて考えてみたい。

わが国の学校衛生は、他のいろいろの施策と同様に、明治初年に開明的な政策の一つとしてとりあげられてきたので、当然、政府主導型として発達してきた。

また医学教育においては、全く少数派であったドイツ医学のながれを中心に推進しようとしていたので、それは、学校衛生にも影響を与えている。

学校衛生に直接関りはないが、はじめて衛生行政について作られた団体は、大日本私立衛生会である。

これは明治一六年（一八八三年）五月に官民合同で衛生行政を推進しようとして、長与専斎、石黒忠悳、高木兼寛、三宅秀、大沢謙二、後藤新平、長谷川泰らが中心になって作ったものである。

この私立衛生会成立の翌明治一七年（一八八四年）の総会では「学校病予防の方針如何」という主題がとりあげられて討議された。

また学校衛生行政としては明治二四年（一八九一年）、学校衛生取調嘱託がおかれ、三島通良が就任して活動した。

はじめての学校医ともいうべきものは明治二七年（一八九四年）五月、東京麹町で、学校嘱託医という名で三人の医師が当てられ、毎週一回以上出校して執務するようになったときである。つづいてその年七月には神戸市の全小学校でもおかれた。

全県下に学校医をおいたのは山形県で、県令で「市町村立学校医設置」の訓令を出して実施するようになった。

一方、国では明治二九年（一八九六年）五月、学校衛生顧問および学校衛生主事の制度をきめて学校衛生諸施策の推進を図った。

そしてこの学校衛生顧問の会で討議して、明治三一年（一八九八年）一月、勅令として、「公立学校医設置ニ関スル規定」が出され、これに付随して「学校医職務規程」が出された。

このとき学校医を委嘱する者の資格については、原則として西洋医学を正規の養成機関で学んだ者に限定するという措置がとられた。

明治三一年の時点で約三万八〇〇〇人の開業医がいた中で、これに該当するものは一四%にすぎなかったので、これはかなりきびしい制限であったと考えられる。

この制限が解除されたのは、ずっと後の大正九年（一九二〇年）になってからである。

実際に明治三一年（一八九八年）には公立小学校二万三四六六校中、学校医は四七五三校におかれたにすぎず、二〇%程度であった。

一〇年後の明治四一年（一九〇八年）になっても、五〇%に達したにすぎない状態であった。

はじめての学校医会は明治三二年（一八八九年）に京都市下京区の学校医二一人が作ったものであるが、市全体のものとしては明治三四年（一九〇一年）の神戸市がはじめてである。

その後各地にできたが、明治四五年（一九一二年）四月には、文部大臣が地方長官会議で、なるべく各府県あるいは市ごとに学校医会を作るように訓示している。

学校歯科医会の場合との対比は興味ぶかい。学校衛生についての任意の団体として明治三六年（一九〇三年）五月、原田長松は学校衛生研究会という団体を作り、「学校衛生」という雑誌を発刊した。これは明治三八年（一九〇五年）までつづいた。

また大正二年（一九一三年）三月、大日本学校衛生協会が設立され、

北里柴三郎が会長、田所善治、三島通良が副会長となった。この会では、学校衛生協議会を開催したり、また「日本学校衛生」という雑誌を発刊し、この雑誌は昭和一六年（一九四一年）までつづけられた。

全国各地にできた学校医会の全国的な連絡は、大正二年（一九一三年）ごろ各府県におかれるようになった学校衛生主事が当たるようになり、それは大正五年（一九一六年）から文部省が全国の学校衛生主事を集めて学校衛生主事会議を毎年開くこととなったもので、これがその役を担った。

大正九年（一九二〇年）五月に開かれた学校衛生主事会議のとき、神奈川県にいた岩原拓の提唱で学校衛生の全国組織を作ることが決まり、その年一二月に帝国学校衛生会がつくられた。

この会はずっと後までつづくが、昭和一〇年（一九三五年）に財団法人となった。

またこの会は大正一〇年（一九二一年）から機関誌として「学校衛生」を発刊した。これは昭和一九年（一九四四年）までつづけられた。

第二章　日本聯合学校歯科医会の設立まで

学校歯科医令が正式に公布される以前にも、全国各地で学校歯科医を委嘱しているところはあった。

古いところでは明治三四年（一九〇一年）に東京麹町区の五つの小学校に対して「身体検査臨時補助医員」という名目で委嘱をし、歯科の検査を行い数年間つづいたというものがある。

その後では大正四年（一九一五年）千葉県木更津町、佐倉町ではそれぞれ学校歯科医を委嘱して歯科検診をしているし、翌五年（一九一六年）には広島市で六人の歯科医師に診査医を委嘱して全市児童の検診をした。

大正一〇年（一九二一年）には岩手県千厩村のように、村で学校歯科医を委嘱するところも出てきた。

さらに大正一一年（一九二二年）一月山形県では、県の辞令で斎藤利義を学校歯科医に委嘱している。

東京市内では大正八年（一九一九年）から一〇年（一九二一年）にかけて、麹町区、本所区、浅草区、神田区、本郷区、小石川区、日本橋区、芝区などが相ついで学校歯科医を委嘱している。

このころには、学校歯科医は単に歯科検診だけでなく、積極的に学校内に施設を設けて初期う蝕の処置と充塡、さらに乳歯抜去などのいわゆる校内処置を行う場合も出てきた。

大正一二年（一九二三年）麹町小学校、同一三年（一九二四年）の番町小学校には、かなりりっぱな歯科診療施設が充実されるようになった。

このようなながれの中で大正一〇年（一九二一年）九月、東京の本郷区の学校歯科医が集まって、本郷区学校歯科医会を作った。

その理事長には高橋直太郎、理事には、篠原茂、海老原堅、小島勇次、松原勉などが選出された。

多くの場合は、それぞれの歯科医師会がその活動の一部として学校歯科保健に関連した周知活動などをやっていたが、校内処置がひろがるにつれて、学校歯科医の集りが、別個にもたれるようになった。

全国的には次のように府県単位の学校歯科医会が作られている。

大正一五年（一九二六年）佐賀
昭和　二年（一九二七年）埼玉
昭和　三年（一九二八年）青森、鳥取、静岡
昭和　四年（一九二九年）山梨、奈良、福岡、徳島、大阪
昭和　五年（一九三〇年）福島、和歌山、香川
昭和　六年（一九三一年）宮城、群馬、三重、京都、山口、長野

昭和　七年（一九三二年）秋田、愛知、宮崎、鹿児島、愛媛、神奈川
昭和　八年（一九三三年）兵庫、大分、千葉、岐阜、福井
昭和　九年（一九三四年）岩手、栃木
昭和一〇年（一九三五年）滋賀
昭和一一年（一九三六年）北海道、岡山、広島
昭和一二年（一九三七年）島根

これらの会は、いわゆる半官半民の形式のものが多く、会長には、県知事、県学務部長、教育局長、市長らがなっているケースがかなりある。（一三一ページ）

会員数もいろいろでごく少数のものもあった。

これらの各地の学校歯科医会と、それぞれの学校衛生会や学務当局などとの関係は、かなり緊密なところもあったし、またスムーズでないところもあったようである。

しかし、学校歯科医令公布に対する歯科界全体の要望はきわめてつよかったが、こういう動向に対して文部省や各府県の学校衛生担当者の中には必ずしも好意的でない場合もあり、デリケートな状態であった。

ちょうど昭和五年（一九三〇年）四月に、大阪で第八回日本医学会総会が開かれることになった。

この総会はそれまで、東京と京都の帝国大学医学部を中心として交互に開かれていたものが、このときはじめて両帝大以外の大阪帝国大学医学部が中心となって開かれることになったので、大阪帝国大学はもちろん、大阪医学界の関係者は大変な気の入れようであった。

その歯科分科会も大阪歯科医学専門学校はもちろん、大阪府歯科医師会もあげて、その成功のため全力をあげた。

ちなみにその特別講演の演者として、はじめて外国人として、A・D・ブラック教授を招聘するというようなぐあいであった。

したがって、これには全国から歯科界のリーダーたちが多数集まることとなった。

こんな中で、東京市学校歯科医会は東京市とともに教育当局者、全国の学校歯科医会代表者によびかけ、ちょうど公布の直前にきていた学校歯科医令制定の推進を図るために、全国的な学校歯科医会の連合体を作ろう、という相談がまとまった。

実際に「日本聯合学校歯科医会」の会則案までつくられ、その説明なども行われたが、肝腎の文部省の学校衛生当局者や帝国学校衛生会の幹部はこの傾向に好意的ではなかった。このため、日本聯合学校歯科医会を設立することは一応見送られることとなり、東京市学校歯科医会が翌昭和六年（一九三一年）六月四日に第一回全国学校歯科医大会を開催することをとりきめたにとどまった。

しかし昭和六年（一九三一年）六月二二日には学校歯科医令が公布されることとなり、文部省当局者の考え方も少し変わってきた。

こうして昭和七年（一九三二年）二月三日文部大臣官房体育課長の山川建が、帝国学校衛生会の幹部、東京、千葉、神奈川、埼玉などの東京近県の学校衛生技師および東京市学校歯科医会の理事の奥村鶴吉、岡本清纓、松原勉、上田貞三、富取卯太治を招いて、学校歯科医会の連合体をつくる相談をもちかけた。

ここで文部省主導による日本聯合学校歯科医会の構想がまとまり、東京市教育局長の藤井利誉の名で全国の学校歯科医会によびかけることとなり、二月二七日付で趣意書を送った。

こうして四月七日、東京神田の日本医師会館で、全国の二四団体の代表六四人が集まって日本聯合学校歯科医会の設立総会が行われた。

これには文部省から大西永次郎学校衛生官も出席し、文部省としてはできるかぎりの助成をすると述べ、岡本清纓が会則案を説明し、若干の字句修正ののちにこれを承認し、理事を選出した。

理事としては岩原拓、大西永次郎、奥村鶴吉、松原勉、上田貞三、富取卯太治、熊沢専一郎、原一学、伴長義、岡本清纓、武藤登起次郎、堀内清、浜田栄、荒巻広政、平林秀高が選任された。

翌八日には第二回全国学校歯科医大会が日本赤十字社参考館で開かれた。その日早速、第一回理事会を開いて理事長に奥村鶴吉を選出した。

この日本聯合学校歯科医会は事務所を文部省内におくこととし、以後、実際の事業遂行に当たっては文部省と打ち合わせるということを条件として、年額四〇〇円の奨励金を交付することになった。

全国学校歯科医大会は、この会と帝国学校衛生会、開催地の学校歯科医会の三者の共催として行うことが決まった。

こうして半官半民の形で日本聯合学校歯科医会は発足した。

第三章　日本聯合学校歯科医会の活動

日本聯合学校歯科医会は事務所を文部省内におき、文部省と緊密な連絡のある帝国学校衛生会と表裏一体の形で発足したので、その事業活動も文部省の意向をかなり忠実に反映していた。

第一回総会は昭和七年（一九三二年）四月六日であったが、そのあとすぐ六月二二日、日本歯科医師会、帝国学校衛生会との共催で、「シュールツアーンプレーゲの夕」という会を催している。

これはドイツの学校歯科の模様を紹介するために開かれたもので、映画や展示を含んだものである。（一八二ページ）

これが日本聯合学校歯科医会のはじめての事業ということになった。

全国学校歯科医大会はこの会の大きな事業の一つであったが、第一回、第二回はともにまだこの会が発足していなかったので、いずれも東京市学校歯科医会と帝国学校衛生会だけの共催という形で開かれている。

したがって、福岡で行われた第三回全国学校歯科医大会以後はじめて、共催者の一つとして加わることになったものである。

第二回総会は昭和八年（一九三三年）五月二〇日、福岡県立福岡中学校講堂で開かれた。

ここで理事として中村松太郎、長屋弘が追加選出された。

第三回総会は昭和九年（一九三四年）五月二〇日名古屋市公会堂で開かれた。

このときまでに会誌「学校歯科衛生」第一号を昭和九年五月に発行している。この中には、わが国の状況を外国にも知らせるつもりで英文が三ページとってあり、次のような記事がある。

Appointment of school dentist in Japan.

Regulation for school dentist organization of school dentists societies and conventions.

Chapter on decayed teeth in primary school text book.

とくにその年、国定教科書国語読本にとりあげられた「むしば」についてはその全文の英訳をのせている。

またこの間、学校歯科施設調査委員会を設け、委員長に武藤切次郎、幹事として山岸鍬平、坂登正夫を指名して

一、学校歯科医の執務標準に関する適切なる方策如何

一、児童歯科衛生に関する教授用掛図の適切なるもの如何

の二つを諮問したが、この委員会は昭和一〇年（一九三五年）一二月一〇日にそれぞれ答申を出した。

また掛図は実際に作製され、頒布された。

昭和八年（一九三三年）の歯科医師法改正に伴って、そのころ学校歯科医の現場活動として、いわゆる校内診療がさかんに行われていたことについて、日本聯合学校歯科医会は昭和一〇年（一九三五年）二月二六日、「学校歯科クリニックに対スル歯科診療所取締規則ノ適用ニ関スル意見書」および「学校歯科医職務規程第二条ニ依ル予防上必要ナル処置ノ範囲ニ関スル上申書」の二つをまとめて文部大臣松田源治に提出した。（資料二四）

これは例の高知県知事の照会に対する回答の下敷となったものである。

会誌の第二号は昭和一〇年（一九三五年）四月に発行された。

ベルリンのコンラッド・コーンからの手紙で、第一号を読んだこと、日本の学校歯科医制度についての質問などがのっている。

反響があったわけである。

第四回総会はその年五月一九日、東京麹町の東京市立第一中学校で開かれた。

第五回総会は昭和一一年（一九三六年）五月三日、甲府市の山梨県庁参事会員室において行われた。

この総会で「学校歯科医会未設置地方に対する設立促進および未加入団体の加盟勧誘」がとりあげられた。

このすこし前、三月に会誌第三号が発行され、加盟団体に一括発送されている。

またこのときに行われた第六回全国学校歯科医大会には、帝国学校衛生会と生命保険会社協会の共同の招聘で来日したC・E・ターナー教授が特別講演を行っている。

さきに答申されていた学校歯科衛生教授用掛図はでき上がり、一組一円五〇銭で、二四〇〇組が頒布された。

また小学国語読本巻三第二三の「むしば」についての解説をした「口腔衛生よりみたる小学国語読本巻三第二三課ムシ歯の解説」という一二ページほどのパンフレットを編集して教員への参考にしようとして、昭和一一年（一九三六年）八月に発行したが、一万七〇〇〇部の申込みがあった。

学校歯科施設調査委員会に対して、昭和一〇年（一九三五年）一二月に「口腔診査の結果歯科的監察を要する児童に適切なる保健相談を学校内に於て行う場合の方策如何」という諮問をしていたが、委員会は翌一一年（一九三六年）四月一六日に答申をしている。

この年六月三〇日には、ふたたびこの委員会に対して「学校歯科に於ける口腔検査及診査票様式の改正」「学校歯科衛生教育の学級的指導案」および「学校歯科における国語の調査」の三つが諮問されている。

また、教員と学校歯科医のために同じ一一年五月に「学校歯科衛生指針」を出した。

これは、第一章歯の解剖、第二章ムシ歯、第三章ムシ歯の予防からなる七〇ページほどのものである。（四一ページ）

口腔検査票については、日本歯科医師会衛生調査部とこの会の学校歯科施設調査委員会とが共同で検討し、昭和一二年（一九三七年）二月一三日、成案を得て答申した。（資料編三六　㈤）

このとき、不正咬合の九つの分類が導入された。

第六回総会は昭和一二年（一九三七年）五月一六日、大阪の大手前高等女学校で開かれた。

会誌第四号はこのすこし前、四月に発行された。

それとともに新入学児童のため歯科の注意を中心とした「愛児の歯を護れ」というパンフレットは一万部も出された。

この年五月一七日、大阪市学校歯科医会が斡旋して、東京、横浜、名古屋、京都、神戸、大阪の六大都市をつなぐ、六大都市学校歯科医会役員協議会を定期的にもつことがきまり、それはずっと後までつづけられた。

八月二日から七日まで東京帝国大学安田講堂および法文経の教室を用いて第七回世界教育会議が開催された。一三カ国から八五〇人が参加した。

この中で、学校衛生部会では、「日本における学校歯科の現況」を奥村鶴吉が演説した。

このほかにハワイの、H・M・ボウキン女史が「ハワイ児童の歯科衛生教育並に施設について」という演説をした。

このボウキン女史はハワイの学校衛生課の主任であったが、東京市学

校歯科医会では、八月六日に歓迎会を開いた。
またこの世界教育会議の国外参加者のために小石川の東京女子高等師範学校で、教育展覧会が開かれたが、その中一室で日本聯合学校歯科医会は学校歯科衛生の紹介をした。
会誌第五号は昭和一三年（一九三八年）三月に発行された。

第七回総会は昭和一三年（一九三八年）五月一日、静岡市公会堂で行われた。
この総会で調査委員会が昭和一一年以来検討してきた「歯科衛生教授指導案」の一応の案が提示された。
また学校歯科施設調査委員会に対して、この年六月二〇日にこれまでのもののほか三項目を追加して諮問した。
一、歯間清掃法の実施普及について
二、中等学校入学時得点に歯牙口腔状態検査の結果を採用せしむる標準案
三、中学校における学校歯科医執務標準案
これらのうち、二については昭和一三年一二月に答申された。
三については、その年一二月に、一については翌一四年（一九三九年）一〇月にそれぞれ答申された。
昭和一三年（一九三八年）七月に加盟団体に対して歯牙健康児童の表彰をしているかどうかについて調査している。
会誌第六号は昭和一四年（一九三九年）四月に発行された。

第八回総会は昭和一四年（一九三九年）五月一三日に京都の府立第一中学校で開かれた。
会誌第七号は昭和一五年（一九四〇年）四月に発行されているが、この号には、一九三八年七月パリで開かれた国際歯科連盟の年次総会でドイツのシュリッケルの「ヨーロッパにおける学校歯科衛生の現況並に発達について」が紹介されている。
次の第八号は、昭和一五年（一九四〇年）一二月に発行されているが、これには米国歯科医師会の出した「齲蝕の原因および予防に関する研究の世界動向」が紹介されている。
その次からは太平洋戦争が始まったので、このようなことはなくなった。

第九回総会は昭和一五年（一九四〇年）五月一一日、宮崎市の県公会堂で行われた。
この会でそのとき行われた第一四回全国学校歯科医大会に当たって文部大臣から諮問された「生活環境よりみたる児童生徒の齲蝕の現況並に之が予防養護に関し学校として実施すべき事項如何」のうち、「生活環境と齲蝕との関係」については学校歯科施設調査委員会でとりまとめることとなった。
委員会は早速調査票を作り、全国に配布した。
この年九月二八日に開かれた第一九回全国学校衛生会総会で、はじめて学校歯科医が表彰をうけることとなった。
小川祐心、武藤切次郎、小林敏治、平井保三、赤井知一郎の五人である。
「生活環境と齲蝕との関係」についての調査は昭和一六年（一九四一年）二月にまとまったので報告された。

第一〇回総会は昭和一六年（一九四一年）六月一四日、秋田市秋田国民学校で行われた。
この年は学校歯科医令が公布されて一〇年になるので、学校歯科衛生表彰規程を作って、学校歯科衛生に関する施設や内容について優秀な成績をおさめている学校を表彰することとなった。
それを第一一回全国学校歯科医大会で行うこととなり、全国から四五校に、文部大臣橋田邦彦の表彰状と「健康報国」という揮毫の額が贈られた（第四編九三ページ参照）
なお大会のあとで八四校には感謝状が贈られた。
同時に、このとき学校衛生の記念論文の募集も行われた。

またこの年六月に、学校歯科衛生についての調査や研究に対して奨励金を出す制度をはじめ、次の研究に対して一件について奨励金五〇円を出した。

一、生活環境と齲歯との関係に就て　長野県学校歯科医会　須田　克巳
一、学童の歯質と環境　福井県学校歯科医会　円山　槇雄
一、児童の栄養と齲歯との関係　新潟県学校歯科医会　関　久
和泉沢長治
横手アキミ
一、栄養の改善と齲歯との関係　東京市学校歯科医会　竹内　光春
高木圭二郎
一、青森県下不作地域に於ける児童歯牙齲歯の状況　青森県学校歯科医会　白取　熊蔵
長内岩七郎
一、女子生徒の歯牙の色沢と身体状況並環境に関する調査　秋田県学校歯科医会　荒巻　広政
一、咀嚼能力と栄養との関係　岐阜県学校歯科医会　古田　重男
酒向　勉
一、学童に於ける先天徴毒に関する調査　東京市学校歯科医会　岡田　治清
一、斑状歯に関する研究　東京市学校歯科医会　富取卯太治
一、活火山下に於ける学童の口腔疾患　鹿児島県学校歯科医会　上坂　武雄
一、学童の六歳臼歯に関する統計的考察　附　充塡材料と再齲蝕との関係に就て　名古屋市学校歯科医会研究部
一、中等学校入学試験歯牙検査に現はれたる男子志願者の齲蝕処置の所見並に中等学校に於ける歯科衛生に就て　京都市学校歯科医会　荒田治嘉之助
一、大阪市に於ける学校歯科衛生の綜合的研究　大阪市学校歯科医会　浜野松太郎
一、学童の口腔衛生改善と有効適切なる教育法の研究　千葉県師範学校国民学校訓導　山本　嘉治
一、学校歯科に於ける健康教育の実践　福岡県学校歯科医会　能登原　保

このころようやく、各地で技師としてあるいは嘱託という形で、学校歯科衛生に専任する人が多くなってきたのをきっかけにして、昭和一六年（一九四一年）八月八日に、文部省と十分な連絡の上で日本聯合学校歯科医会が主催して、文部省第一会議室で、学校歯科衛生技師協議会を開いた。これには一五人ほどが集まった。

この協議会は次年度昭和一八年（一九四三年）三月二日、三日の両日今度は文部省の主催で「学校歯科衛生協議会」の名で開かれ、第一日は文部省第二会議室、第二日は横浜市一本松国民学校の視察が行われた。

会誌第九号は昭和一七年（一九四二年）四月に発行された。

このころから次第に太平洋戦争下のいわゆる挙国体制がつよまってきた。

第一一回総会は昭和一七年（一九四二年）五月一〇日、神戸市の市立第一高等女学校で開かれた。

このとき同時に開かれた第一二回全国学校歯科医大会では、文部省の意向として、学校衛生諸団体の組織を変えようということが提言された。

帝国学校衛生会と日本聯合学校歯科医会とを一つにまとめて、さらにこれに教職員までを含めた組織にしようという考えである。

一方において、それは学校衛生関係者の挙国一致体制への整頓という指向をもったものであった。

第一二回総会は、こんな中で昭和一八年（一九四三年）五月一五日に日本医師会で行われた。

ここでは、中心テーマは新しい革新的な学校衛生関係機構に対応しようということであった。

このとき開催された第一三回全国学校歯科医大会は、五月一六、一七日の二日間にわたって大東亜会館（東京会館）で開かれたが、これには帝国学校衛生会は主催団体として加わっていない。

またこの大会の席で、さきの学校歯科医令公布十周年記念論文の授賞式が行われた。

榊原勇吉に文部大臣岡部長景が自らの手で文部大臣賞をわたした。

このほか富取卯太治、上坂武雄、白取熊蔵、長内岩七郎と名古屋市学校歯科医会が日本聯合学校歯科医会賞を受賞した。

この大会は太平洋戦争終結前の最後の大会となったものである。

会誌の第一〇号はこれらの記事をのせて、昭和一八年（一九四三年）七月に発行された。

これまでの日本聯合学校歯科医会の総会は大変興味ぶかいことであるが、いつも全国学校歯科医大会の第一日目の大会開始前に行われており、第一回から第一一回までの総会はいずれも開始時刻が午前八時三〇分である。

そして大体二時間以内で総会を終わっている。第一二回総会だけが午前一〇時の開会となっている。こんな早朝の開会時刻にも、何かそのころの学校歯科医の人びとの心のたかぶりが伝わっているようにも思える。

第四章　日本学校歯科医会の設立まで

日本聯合学校歯科医会は、昭和一八年（一九四三年）の第一二回の総会を最後にして、太平洋戦争の戦局の推移に伴って実際上の活動は休止状態となった。

これは帝国学校衛生会についても同様であった。

こうして太平洋戦争は終結し、新たに連合軍の指揮による教育政策の実施が始まった。

昭和一八年（一九四三年）ごろ、全国の学校保健関係者を一丸とした組織を作ろう、という考え方はあったが、少し方向のちがうものであった。

これが終戦を機としてふたたび別な視野からいわれるようになり、文部省主導の下に、ともに財団法人であった帝国学校衛生会と日本聯合学校歯科医会をそれぞれ発展的に解消させて、新たに教員までをも含めた日本学校衛生会という組織を作ろうということになり、それが発足し、昭和二一年（一九四六年）一月二八日に財団法人の認可をうけた。

ここに、正式に日本聯合学校歯科医会は解消したわけである。

この日本学校衛生会には会長として三宅鉱、副会長に奥村鶴吉、理事長として岩原拓、常務理事として塚田治作、理事として栗山重信、菱沼直、重田定正、松原勉、松田武義などが選出された。

これで学校歯科保健についての問題は、一元的に日本学校衛生会の部会として取り扱われることとなった。

とりあえず医学部会と歯科医学部会だけが作られたが、のちに校長部会、養護部会、薬剤師部会などが作られるようになった。

しかし活動の実体は文部省保健課にあったといっていい。

文部省はその年二月に「学校衛生刷新ニ関スル件」という通牒を出して、新しい学校保健をすすめていく基本方針を打ち出した。

日本学校衛生会も、当然その通牒の示す線に沿って事業をすすめることになった。

この会の最初の仕事は、その年三月に、帝国学校衛生会のときにずっと発行していた機関誌「学校衛生」を再刊することであった。それは前の巻号を追って、第二五巻第一号再刊三月号ということで発行された。

これには文部省体育局長柴沼直、嘱託の山崎春雄らのエッセイとともに保健課長塚田治作が連合軍当局との連絡の模様や今後の政策などについてのエッセイをのせている。

その翌二二年（一九四七年）一〇月には東京永田町小学校で第一回全国学校衛生大会を開いた。これには学校歯科医も、教育関係者なども参加した。ついで第二回は翌二三年（一九四八年）九月日光で、第三回は昭和二四年（一九四九年）四月横浜で、第四回は昭和二五年（一九五〇

年）一〇月名古屋で開かれている。

この日本学校衛生会は中央を頂点とする全国的な学校保健関係者を一つにまとめようとした構想で、各都道府県の機関は、日本学校衛生会…支部という形として、それぞれの学校歯科医会はその部会という形でまとめようとしたものである。

そのころ各都道府県の学校歯科医の団体はこの名称になっていたわけである。

名称はかなり後まで残ったが、実態的には、これは学校歯科医になじまないようであった。

日本学校衛生会の歯科医学部会は昭和二二年（一九四七年）五月に発足し、部会長には奥村鶴吉が選出されたが、辞退によって松原勉が部会長となった。

そして早速、委員をきめ、とりあえず四つの主題をあげてそれぞれ検討することとなった。

一、学校体育における歯科衛生教育に関する調査
（向井喜男、原一学、加島秋次郎、田丸将士、榊原勇吉、柴崎佐平）

二、学校歯科衛生施設に関する調査
（磯仙策、松原勉、高木圭二郎、大西栄蔵、榎智光、柴崎佐平）

三、歯疾に関する調査
（榊原勇吉、高木圭二郎、中村平蔵、向井喜男、大西栄蔵、榎智光）

四、歯疾の予防的処置、とくにフッ化ソーダ応用について
（正木正、奥村鶴吉、中村平蔵、小林一郎、白土寿一）

これらの部会の活動は、昭和二一年（一九四六年）度後半にはじまった現場における学校歯科巡回事業に支えられていた。

しかしわが国全体の体制の混乱のために、その充実はなかなかはかどりにくかった。

このころ、この歯科医学部会そのものの活動を実務的にもうすこし充実したいという考えで、幹事制をおいて具体的な施策の推進をはかろうとした。

これには磯仙策、岡本清纓、地挽鐘雄、竹内光春、伊丹一男、中井輝夫、佐藤一、高橋新一、野口俊雄、中本徹、榊原悠紀田郎などが指名された。

これらの会の通知にはそのころの世情を反映して「昼食持参の上参集せられたい」というようなことがのせられている。

学校歯科巡回などで各地の実際活動が次第に充実するにつれて、学校歯科医の集りが求められるような雰囲気になっていた。

こういうとき、昭和二四年（一九四九年）四月横浜で行われた第三回全国学校衛生大会のときは、その歯科医学部会に二〇〇人を越す学校歯科医が集まって、各部会の分科会の中でとくにきわだった活気をみせた。

これには岡本清纓、美濃口玄の特別講演と四つのテーブルクリニックをとり入れるなどして、全国学校歯科医大会の前後を思わせるものがあった。

これに勢いを得て、翌二五年（一九五〇年）一〇月の名古屋での第四回全国学校衛生大会のときには、とくに大会前日の一〇月二一日に名古屋市商工会議所を会場として全国学校歯科医大会を開き、これには三七〇人が参加した。

この会の当日、この大会を第一四回と命名することが決まり、前回をうけつぐこととなった。

次回の福岡の全国学校衛生大会にあわせて第一五回全国学校歯科医大会を開く計画がたてられたが、文部省では、この全国学校衛生大会の主催が日本学校衛生会となっていたのを、文部省主導型にきりかえ、開催地の教育委員会も加わったものとすることにし、名称も全国学校保健大会と改め、各部会はそれぞれ職域協議会という形式にしてほしいとの要望で、第一五回全国学校歯科医大会も、形式としては、全国学校歯科医

協議会として召集されることとなった。

とくにこの年は学校歯科医令公布二〇周年にも当たったので、これには四〇〇人をこえる学校歯科医が集まった。

この会場でふたたびこの大会を第一五回とすることが決まった。

また、そこで日本学校衛生会および各都道府県の歯科部会という組織は、もうすこし充実すべきではないか、というような意見が交わされた。

この論議は日本学校歯科医会結成への胎動ともいうべきものであった。

次の仙台の第二回全国学校保健大会の前日八月三日に松島で開かれた第一六回全国学校歯科医大会でもやはり日本学校歯科医会結成の論議が出て、一応設立委員が指名された。委員長には松原勉が選出された。

日本学校歯科医会設立委員

北海道	喜田 正史	香川県	満岡文太郎
青森県	梅原 彰	京都府	森岡 春治
岩手県	平井 啓二	〃	長谷川清吾
秋田県	荒巻 広政	〃	嶋 善一郎
山形県	永田亀之助	長野県	鮎沢 嘉雄
宮城県	佐藤 二郎	大阪市	浜野松太郎
〃	三宅松太郎	〃	武下 鬼一
〃	山村新之助	大阪府	岡田藤治郎
〃	水谷 盛	兵庫県	須貝 琢磨
福島県	萩原 義雄	鳥取県	倉繁 房吉
群馬県	大谷祥太郎	島根県	大町 真事
栃木県	麻野 晋三	山口県	重田 幸
神奈川県	榊原 勇吉	福岡県	池田明治郎
愛知県	長屋 弘	佐賀県	栗林 真吾
富山県	今村 彦治	長崎県	田口 孝
石川県	今村 外次	熊本県	栃原 義人
福井県	吉田 隆	宮崎県	浜田 良箕
鹿児島県	上国料与市		
日本学校保健会	松原 勉		
〃	磯 仙策		
日本歯科医師会	岡本 清纓		
〃	向井 喜男		
〃	湯浅 泰仁		
〃	村越 一雄		
東京都	原 一学		
〃	牛久保長一		
群馬県	宮下 一郎		
高知県	横矢 重包		
〃	高橋 秀城		
茨城県	小野芳之輔		
滋賀県	石田益之助		
和歌山県	小沢 忠治		
徳島県	寿満 重敏		
香川県	諏訪 亮平		
福岡県	加藤 栄	山梨県	丹沢 美次
埼玉県	大沢 弘	佐賀県	秋山 清

これは昭和二八年（一九五三年）の第三回全国学校保健大会の前日一一月一四日開かれた第一七回全国学校歯科医大会では、設立委員会を代表して、長屋弘から日本学校歯科医会の会則案の説明が行われ、多少の修正があって承認されることになった。

設立総会は昭和二九年（一九五四年）松江の第四回全国学校保健大会の前の一〇月七日、出雲市医師会館で開かれた。

ここで会則の承認、役員の選出を終わり、日本学校歯科医会は成立した。

加盟団体は二五であったが、学校保健会歯科部会という名のものが四つ含まれていたほかは学校歯科医会であった。

はじめての役員は次のとおりであった。

日本学校歯科医会役員

名誉会長	奥村 鶴吉		
会長	向井 喜男		
副会長	浜野松太郎	池田明治郎	今井 金造
理事長	岡本 清纓		
理事	地挽 鐘雄（東京）	亀沢シズヱ（東京）	
	野口 俊雄（東京）	竹内 光春（東京）	
	関口 竜雄（東京）	湯浅 泰仁（千葉）	
	榊原悠紀田郎（神奈川）	平井 啓二（岩手）	
	麻野 晋三（栃木）	小野芳之輔（茨城）	
	鮎沢 嘉雄（長野）	菅田 晴山（富山）	
	山幡 繁（岐阜）	藤正 楳夫（名古屋）	
	長谷川清吾（京都）	須貝 琢磨（神戸）	
	倉塚 正（島根）	満岡文太郎（香川）	
	上国料与市（鹿児島）		
監事	原 一学（東京）	松井 六輔（奈良）	

顧　問　小椋善男　岩原　拓　長屋　弘
　　松原　勉　磯　仙策
参　与　大沢勝人（日歯会）　緒方終造（日歯会）
　　鹿島俊雄（日歯会）　荒巻広政（秋田）
　　今村彦治（富山）　榊原勇吉（横浜）
　　上野　勇（京都）　武下鬼一（大阪）
　　諏訪亮平（香川）　栃原義人（熊本）
　　竹中恒夫（兵庫）　高津　弐（東京）
　　今田見信（東京）
評議員　梅原　彰（青森）　佐藤二郎（宮城）
　　宮下一郎（群馬）　簗瀬真策（栃木）
　　森田八五郎（神奈川）　丹沢美次（山梨）
　　牛久保長一（東京）　鈴木つる（東京）
　　新井守三（岐阜）　石田益之助（滋賀）
　　岡田藤治郎（大阪）　倉繁房吉（鳥取）
　　大町真事（島根）　野村熊雄（広島）
　　高橋秀城（高知）　加藤　栄（福岡）
　　寿満重敏（徳島）　酒井修一（大分）

第五章　社団法人設立まで

日本学校歯科医会は、そのころの全国の学校歯科医の熱意が結集された結果として生まれた。

しかし組織としてはきわめて弱体であった。ひとつにはその母体となる各地の学校歯科医の団体とその活動が、まだ十分整っていなかったし、成立の経緯からも分かるように、文部省当局との関係も必ずしも緊密なものとはいえなかった。

したがって、全国的な連合組織は形式としてできたが、実際の事務をとるところなどは決まっていなかった。

ちょうど昭和二八年（一九五三年）一二月末に岡本清纓が、大阪から東京医科歯科大学に赴任し、口腔衛生学教室の主任となっていたので、そこでいろいろな事務が行われたりしていたくらいである。

しかしとにかく、これまでのように全国学校歯科医大会を全国学校保健大会の前日に開催する、というやり方は改めて、独自の時期と場所で開催しようということになって、昭和三〇年（一九五五年）の第一九回全国学校歯科医大会は東京で一一月二三、二四日の両日開くことになった。

これは日本学校歯科医会と東京都学校保健会歯科部会との共催という形で、日本学校衛生会とははなれて行った。

第二回総会は、大会前日の一一月二二日、麻布の笄小学校で開かれた。

このときまった年度予算の規模は二七万円であったが、決算では三三万七〇〇〇円ほどになった。会費がとにかく六六〇〇人分くらい集まったわけである。

これでは到底、機関誌発行はおぼつかなかったが、それまでの全国大会のあとで報告誌として出されていたものを、このとき東京都学校保健会歯科部会の好意にすがって、すこし内容を充実させて、その機関誌のような形にしてはどうか、ということになり、磯仙策などのあっせんもあって、第一九回全国学校歯科医大会誌には三四ページにわたって、日本学校歯科医会で編集した「学校歯科医の手引」を加えることとなり、全体で一一二ページもの大きなものとなった。事実上の、日本学校歯科医会会誌の第一号とでもいうべきものであった。

この「手引」は次のような内容のもので、今日でも役立つところの多いものであった。

目　次

Ⅰ　学校歯科医の管理的職務　竹内光春
一、学校歯科医に関する旧法規
二、学校歯科医に関する現行法規
三、学校歯科医の設置
四、学校歯科医の身分
五、学校歯科医の給与
六、学校歯科医の職務等
七、学校における予防処置
八、保健室
九、学校歯科政策の流れ
Ⅱ　学校歯科医の専門的職務　岡本清纓、榊原悠紀田郎
一、口腔検査
(1)　学校歯牙検査票作成上の注意
(2)　口腔検査の内容
(3)　口腔検査を行う上の注意
(4)　口腔検査の誤りの原因
二、口腔検査後の処理（事後追及）
(1)　検査後追及の内容
三、予防処置
(1)　予防処置の種類
(2)　鍍銀法
(3)　弗化物の局所塗布法
(4)　学校給食に弗化ソーダを添加する方法
Ⅲ　学校歯科医の教育的職務　向井喜男、野口俊雄
一、学校保健計画の性格と健康教育
二、学校歯科医の教育的職務の概括
(1)　教師に対する保健の現職教育
(2)　教科課程の作成、教育展開、教育行政の援助
(3)　健康指導への助言
三、健康教育の目標とその専門学的内容
四、中学校における単元の一教材例
要旨―学習内容―学習活動―評価

また、第一九回大会の宣言として採択された「学童むし歯半減運動」の展開もすぐ手をつけなければならない状況であったので、「学童のむし歯半減運動実施要項」をきめて、加盟団体に送付した。

幸いにも文部省ではこれらの運動に対して、昭和三一年（一九五六年）五月二四日、学校保健の所管部局である初等中等教育局長から「学校の児童生徒などのう歯予防の徹底について」という通牒を都道府県知事、教育委員会あてに出すことになった。

第三回総会は昭和三一年（一九五六年）八月四日、札幌市の北海道歯科医師会館で開かれた。第二〇回大会の前日である。

このときに会費は五〇円から一〇〇円に値上げされた。

またこの第二〇回の大会誌を、日本学校歯科医会誌第一号と銘打った。内容は編集事務だけを引き受け、経費は大会側でもったものである。

第四回総会は昭和三二年（一九五七年）七月二〇日、岐阜市の明徳公民館で開かれた。

会誌二号は昭和三三年（一九五八年）九月に出されているが、やはり第二一回大会誌を兼ねたものである。しかし会の事業費で三〇万円拠出した。

ただ、ちょうど昭和三三年（一九五八年）四月に学校保健法が公布されたので、その全文と、この法律をめぐる岡本清纓、向井喜男、湯浅泰仁、竹内光春、榊原悠紀田郎による座談会の記事がのっている。

第五回総会は昭和三三年（一九五八年）一〇月二三日、日光市小西旅館で開かれた。

会誌三号は翌三五年（一九六〇年）四月に出されたが、この号から次第に会誌の形をととのえ、竹内光春の「ニュージーランド学校歯科の教

えるもの」という総説論文がのせられている。

昭和三四年（一九五九年）一月一九日に、事務所を日本歯科医師会の事業課に移して協力してもらうことになった。

ようやく形を整えてきたわけである。

このころ「公立学校医の公務災害補償に関する法律」や、学校歯科検診のときの社会保険初診料の問題などが起こって、それに対応した。

この年、加盟団体に対して、その活動の実状について調査を行った。

また、奥村鶴吉の遺族から奥村賞設定のための基金を贈られ、管理と授賞は奥村賞基金管理委員会が行うが、それの審査と授賞式は日本学校歯科医会に委せられた。

第六回総会は昭和三四年（一九五九年）一〇月一〇日に青森県浅虫温泉東奥館で行われた。

このとき予算規模は七九万円となった。

また昭和三五年度（一九六〇年）から、むし歯半減運動の推進をねらいとして全日本よい歯の学校表彰を行うこととなり、日本学校保健会との共同事業とし、文部省、日本歯科医師会の後援を得て実施することとなった。

第一回の全日本よい歯の学校の表彰式は、第二四回大会のとき行われた。

第七回総会は昭和三五年（一九六〇年）九月二四日、和歌山市興紀相互銀行で行われた。

このあと、岡本理事長が名古屋市に移ったので、竹内光春が理事長となった。

第八回総会は昭和三六年（一九六一年）一一月一一日に横浜の神奈川県歯科医師会館で開かれた。

会費は二五〇円となり、予算規模は二五五万円となった。

この年度の事業として第二五回大会や、文部省の講習会の講師の話などを録音したテープを複製して頒布する事業を行い、また会誌のほかに特報を出した。

第九回総会は昭和三七年（一九六二年）一一月二一日、京都府歯科医師会館で開かれた。

このときまで大会の前日に、文部省の主催の学校歯科衛生講習会が行われていたが、京都の第二六回大会のときには、大会自体の行事として前日集会がもたれたので、その年度の文部省の学校歯科衛生講習会はこれとは別個に昭和三八年（一九六三年）三月一四、一五日の両日、東京の国立科学博物館で開かれた。

そしてこの時文部省主催のものは打ち切られ、次の年度からは日本学校保健会、日本学校歯科医会および開催地の関係機関団体主催の学校歯科衛生研究協議会が大会前日に開かれることになり、文部省は後援にまわることとなった。

この年度にテープは一〇号まで出した。

京都の第二六回大会の前日集会で討議された予防処置の取扱いについて、日本学校歯科医会で検討することを求められたので、日本学校歯科医会に予防処置委員会を設けて検討することとなった。

委員としては榊原勇吉、橋本勝郎、栃原義人、倉繁房吉、石川権三、本村静一、高橋一夫、野口俊雄、関口篤、小川東洋男、中村幸義、川口吉雄、杉井勝人、小島徹夫、渡辺喜次郎、坂本政弘が指名され、幹事として、榎智光、小西忠一が指名された。

この委員会は検討をつづけ、昭和三八年（一九六三年）九月に答申を出した。

またとくに日本歯科医師会との関係など、会の機構整備のため、それを検討する委員会を設け、穂坂恒夫、岡本清纓、長屋弘、栃原義人、梅原彰、清水孝之介、小沢忠治、榊原勇吉、丹羽輝男、亀沢シズヱ、関口竜雄を委員として指名し、検討をはじめた。

第一〇回総会は昭和三八年（一九六三年）一〇月四日、山形市公民館で行われた。

会費は三〇〇円となり、予算規模は三〇〇万円となった。

このとき、日本学校歯科医会を法人格にする決議がされたので、法人化委員会を作り、栃原義人、亀沢シズヱ、関口竜雄、丹羽輝男、山田茂、清水孝之介、小沢忠治、川村敏行、梅原彰、新井喜作、関口篤、塚本剛一、小西忠一に委員を委嘱し、栃原が委員長となり、三四年（一九六九年）三月から検討を始めた。

また、予防処置委員会の答申の線に沿って、学校歯科医のための手引書を作ることになり、これには、竹内光春、山田茂、丹羽輝男、小西忠一、松田斗次郎を委員に指名し、検討を始めた。

そしてこの「学校歯科の手びき」の案は翌三九年の第二八回大会および第二九回大会の前日の研究協議会に提出され、討論された。そして昭和四一年（一九六六年）五月に発行された。

第一一回総会は昭和三九年（一九六四年）九月一七日、富山市公会堂で行われた。

第一二回総会は昭和四〇年（一九六五年）一〇月一六日、東京の文化会館で行われた。

第一三回総会は昭和四一年（一九六六年）一一月一七日、大阪府歯科医師会館で開かれた。

このとき会費が六〇〇円となり、予算規模は六二〇万円となった。

そして次年度から会誌の発行を年二回にすることとなった。

「学校歯科の手びき」は昭和四一年中では大体一万部が頒布された。

昭和四二年には一万七〇〇〇部となった。

「歯の健康教育の内容について」の調査を行った結果は会誌一一号に報告された。

第一四回総会は昭和四二年（一九六七年）一一月九日、名古屋ホテルで開かれた。

昭和四三年（一九六八年）になって日本学校歯科医会のシンボルマークが決まり、バッジが作られた。

第一五回総会は昭和四三年（一九六八年）一一月八日、熊本市民会館で開かれ、ここで、長年会長としてつくしてきた向井喜男は名誉会長となり、湯浅泰仁が次期会長に選出された。

副会長には栃原義人、亀沢シズヱ、川村敏行が選出され、理事長には丹羽輝男が就任した。

法人化についての具体的な検討が進んだ。

昭和四四年（一九六九年）四月一四日に東京で第一回汎太平洋歯学研究会議が開かれ、これには一五カ国から六〇人ほどが参加したが、日本学校歯科医会も共催の中に入った。

この年一〇月には日本学校歯科医会が企画して、ヨーロッパ学校歯科保健事業視察団を編成し、亀沢シズヱが団長となって一三七人ほどがイギリス、フランス、スイス、イタリアなどをまわって帰国した。

またこの年の六月、学術委員会に対して「全日本よい歯の学校表彰改善について」および「歯の健康診断の方法改善について」の二つの問題について諮問があり、これに対して学術委員会は、八月三〇日、「歯の健康診断の方法改善方策について」および九月四日、「全日本よい歯の学校表彰改善の要綱」を答申した。

これは、昭和四三年（一九六八年）一二月から、保健体育審議会学校保健分科審議会で、健康診断の方法や管理体制について手直しのため「児童生徒の健康診断の方法に関する施策について」の諮問が審議されていたのに対し、そこに委員として出ていた亀沢シズヱ、相田孝信に対して資料として提供する目的で検討されたものである。

第一六回総会は昭和四四年（一九六九年）九月一九日、大津市の滋賀会館で開かれた。

このとき次年度から会費は八〇〇円となり、予算規模は八四〇万円となった。

このころ、大会ごとに、話題になっていた学校歯科医の手当の増額について検討していたところ、昭和四五年（一九七〇年）二月、各地方自

治体に対する働きかけとして、「学校歯科医の報酬増額運動について」という参考資料を送付した。

この年一〇月、第二回のヨーロッパ学校歯科視察団が編成され亀沢シズヱを団長として、一三六人が、ドイツ、フランス、イタリア、イギリスを視察した。

第一七回総会は昭和四五年（一九七〇年）一〇月二四日に熱海ホテルで行われた。

第一八回総会は昭和四六年（一九七一年）一一月二六日、千葉県文化会館で開かれたが、これは日本学校歯科医会として最後の総会であった。

法人化についてその年の一一月二五日付で、社団法人日本学校歯科医会の設立認可が文部大臣からあった旨の報告があった。

この年の九月には、「学校歯科の手びき」をベースとして、指導と管理の調和をねらいとする「学校保健における歯科活動の手びき」が発行された。

この年いよいよ、社団法人日本学校歯科医会がふみ出すこととなった。

第六章　社団法人設立以後

第一回総会は社団法人日本学校歯科医会になってはじめて昭和四七年（一九七四年）五月二五日、日本歯科医師会会館で開かれた。

このときの会長は湯浅泰仁、副会長は栃原義人、亀沢シズヱ、川村敏行で専務理事は丹羽輝男であった。

この総会で名誉会長として向井喜男が推薦された。

この年度から会誌は年三回発行となった。

第二回総会は同年の一〇月八日、秋田県歯科医師会館で開かれた。

これは四八年度の事業計画および予算を審議するものであり、ここで会費は二、〇〇〇円となり予算規模は二二七〇万円となった。

第三回総会はいわゆる決算総会で、昭和四八年（一九七三年）五月一〇日、日本歯科医師会館講堂で開かれ、また役員の改選が行われ、ほとんどは再任された。

この会で次年度から会費は二、五〇〇円となり、予算規模は二九三〇万円となった。

第四回総会はその年一一月一六日日本歯科医師会館で開かれた。

この年度から加盟団体長会議が開かれることになり、四月一〇日に行われた。

第五回総会は昭和四九年（一九七四年）五月三〇日に開かれた。

以後、総会が年二回もたれるようになった。

昭和五〇年（一九七五年）二月に専務理事の丹羽輝男が死去したので、飯田嘉一が専務理事となった。

会誌は、昭和五一年（一九七六年）一〇月に発行された第三二号から会員に直送することになった。

昭和五二年（一九七七年）度からは、加盟団体の連絡を十分にするため、日学歯月間報告書が出されることとなり、その五月から作られ、以後つづけられている。

その年から会誌のほかに、一六ページ程度の新聞「日学歯」を年三回刊行することとなり九月から始まった。

昭和五四年度から年四回となり、つづけられている。

昭和四八年（一九七三年）ごろから、第一次オイルショックのきざしに比較的にゆっくり反応した歯科界に対する世間の風あたりはつよまり、一方、年少者歯科保健への歯科界の敬遠の傾向と相まって、いわゆ

る医療一一〇番の気運の中で学校歯科医の現場の活動はきわめてよわいものになり、これに対して日本学校歯科医会は対応しなければならなくなった。

そのころから、学校歯科保健の管理的な手段としてのフッ化物の応用、フッ化物洗口などをめぐって、一種の消費者運動のような形での反対運動が起こったりした。

これに対しては、日本歯科医師会は昭和五二年（一九七七年）一二月「年少者のう蝕抑制のためのフッ化物応用についての考え方」を発表して対応したが、日本学校歯科医会としてもなんらかの計画を迫られた。

このようなことのために学術委員会は、それについての検討を始め、いくつかの試案を出し内部討議を行った。

また、昭和五〇年（一九七五年）の国会での学校歯科についての論議、それにひきつづく「小学校・歯の保健指導の手引」の編集にも積極的な協力をつづけた。

昭和五六年（一九八一年）は、社団法人日本学校歯科医会の設立一〇周年に当たるので、第一九回総会の当日、六月二〇日に、グランドパレスホテルで記念式典を行った。

第七章　会　誌

日本聯合学校歯科医会は設立後三年たったところで機関誌を発行している。

どんな場合でも会誌の発行はその団体の内容が充実し、とくに経済基盤が確立しなければできないことである。

それだけ時間がかかったということであろう。

日本聯合学校歯科医会の機関誌は「学校歯科衛生」というものであった。これは帝国学校衛生会が「学校衛生」という機関誌をもっていたことと無縁ではないであろう。

実際にそのときの日本聯合学校歯科医会の事務所は文部省体育課にあり、現に「学校歯科衛生」第一号の表紙の下段に、日本聯合学校歯科医会（文部省体育課内）と明記されている。

第一号（昭和九年（一九三四年）五月二〇日発行）

第一号目次

創刊の辞　理事長　奥村鶴吉
祝辞　文部省体育課長　山川建
論　説
教育としての学校歯科　文部省学校衛生官　大西永次郎
調査報告
京都市に於ける学校歯科　堀内清
浅草区学校歯科施設に就て　信田巌
記　事
学校歯科医設置の経過
全国学校歯科医大会
表彰された学校歯科衛生功労者
会務報告
学校歯科施設現況一覧
加盟団体の現況
本会会則・役員及委員
学校衛生並学校歯科衛生に関する諸規程
欧文記事

この創刊の辞で奥村は「（歯科界は）学校歯科医の制度と学校歯科医会を獲るために、苦闘実に二〇余年を要した」と述べ「然しながら制度組織は要するに運用の機構であって、とくに学校歯科医の確固たる信念と

発動とがなければ無用の長物たるにすぎません」と述べて、個々の学校歯科医の活動が基調となっていることを強調している。

今日でもこれは頂門の一針といえよう。

堀内と信田の論文はしっかりした内容で、史的な重要な資料であるにとどまらず、学校歯科の本質についても教えられるものが多いものである。

全国大会については第一回から第三回までの状況が報告されている。

また総会は設立総会と第二回までがのせられている。

加盟団体の状況が団体別にそれぞれについて一定の形式で三〇〇字程度でまとめられている。

雑報の中で興味があるのは、そのころまでに明らかになっていた、県、市町村などの公共機関で学校歯科衛生の活動して表彰された人びとについて報告しているところである。

要点をまとめてみると次のようである。

年度	被表彰者	表彰者
大正一五年	古屋富明	山梨県教育会
昭和　二年	小川祐心	甲府市長
昭和　三年	小川祐心	山梨県教育会長
昭和　五年	武藤切次郎	千葉県知事
〃	佐藤直住、榊原勇吉、岸昌平	
〃	田村豊、塚田宗夫、森憲清	横浜市長
昭和　六年	稲生浚	岐阜県学校衛生会
昭和　七年	小泉仁之助	千葉県教育会長
昭和　八年	武藤登起次郎	福岡県知事
〃	三野三佐男	千葉県学校衛生会長
〃	赤井知一郎	京都府知事
昭和　九年	安元健吾	福岡県知事

また英文が三ページあり、これは日本の状況を外国に知らせるようという内容になっている。

第二号（昭和一〇年（一九三五年）五月発行）

第二号目次

近代学校衛生と学校歯科調査報告	大西永次郎
福岡県における学校歯科	池田明治郎
西巣鴨町児童歯科施設	伴和郎
口腔検査及診査票について	浅草区学校歯科医会
浅草区における累積記録式統計表について	浅草区学校歯科医会

第三号（昭和一一年（一九三六年）三月一五日発行）

第三号目次

所感	文部次官　三辺長治
故緑川宗作氏の事蹟	
論説	
学校歯科医問題の所感	文部省学校衛生官　大西永次郎
調査報告	
歯科衛生教育の効果測定	堀内清
北濃一小都市に於ける児童晩歯刷子使用徹底に関する調査研究	古田重男　水野義文
甲府市富士川小学校児童に於ける過去四ヶ年間の銀鏡応用六歳臼歯齲蝕予防方法の成績	小川祐心
就学児童の第一大臼歯出齦並に齲蝕罹患状況の統計的研究	中村恒吉
会報	
第五回全国学校歯科医大会	
第五回全国学校歯科医大会決議事項の陳情	
第五回全国学校歯科医大会会計報告	
第四回日本聯合学校歯科医会総会	
文部大臣より事業奨励金下附	

学校歯科医職務規程第二条の解釈に就て
全国学校歯科施設現況
文部省の調査による齲歯罹患の増加率
学校歯科施設調査会の答申及諮問
第六回全国学校歯科医大会の予報並に同大会に於ける宿題及其担当者
第五回全国学校歯科医大会準備委員及出席者名簿

この調査研究として出ている四つの論文はやはり内容がしっかりしたもので、堀内のはそれまでふれられていなかったジャンルのもので今日でもみなおす必要のある内容である。

古田、水野のものはかなりたんねんに歯ブラシ使用の状況について調査したものである。

小川の鍍銀法の報告は本格的な学術論文の形を整えたものといえる。いずれも実証的にそれぞれの問題について述べているもので、当時の学校歯科医の現場における活動の姿勢がうかがわれる。

会報中の施設調査は、日本歯科医師会とともに昭和一〇年（一九三五年）一〇月の状況をみたものであるが、これと文部省の「最近二十一年本邦在学者体位の変化について」の調査の中から、う歯罹患者の分についてのせている。これはう歯の疫学的資料として貴重なものである。

第四号（昭和一二年）一九三七年三月一〇日発行）

第四号目次

論　説
学校身体検査規程の改正に際して　文部省学校衛生官　大西永次郎
調査報告
学校歯科に於ける予防処置　東京市田原尋常小学校歯科医　田丸将士
東京市神田区就学児童の予備検査に就て　東京市神田区学校歯科医会　田村一吉
学校歯科に於ける鍍銀法　長野県赤穂尋常高等小学校歯科医　北沢論一郎
鍍銀と齲蝕に就ての根本的研究　東京市学校歯科医会　富取卯太治
歯牙治療に応用せらるる鍍銀法の一新変法に就て　東京市学校歯科医会　正木正
予防処置を目的とする鍍銀法の還元剤に関する比較研究　東京市学校歯科医会　鳥山美恵子
甲府市琢美尋常高等小学校児童に実施せる鍍銀法の成績に就て　甲府市琢美尋常高等小学校歯科医　中根朝治
歯刷子使用法説明用模型に就て　愛知県成岩町学校歯科医　小藤令省
児童の咀嚼能力と身体発育との関係　前橋市中川小学校歯科医　杉山寛
会報
第六回全国学校歯科医大会
第五回日本聯合学校歯科医会総会
第六回全国学校歯科医大会決議事項の陳情
学校歯科施設調査会よりの答申
学校歯科施設調査会への諮問
第七回全国学校歯科医大会宿題及其の担当者
文部大臣より事業奨励金交付
学校身体検査規程の公布
口腔検査票の改正

この号では鍍銀法関係のものが五編も含まれており、そのころの傾向をうかがい知ることができる。

田丸のものは三五ページにもわたる大きな論文である。

会報の中でターナーの特別講演の要旨が紹介されている。

日本歯科医師会とともに作った新しい口腔検査票も紹介されている。

第五号（昭和一二年（一九三八年）三月三一日発行）

第五号目次

巻　頭　文部大臣侯爵　木戸幸一
日本精神の昂揚
宿題報告

学校歯科に於ける衛生訓練　福岡県嘱託　池田明治郎
幼稚園に於ける歯科衛生　日本大学幼稚園長　山田仲子
幼稚園に於ける歯科衛生施設　日本大学幼稚園歯科医　山村総次、五十嵐泰
研究発表
幼稚園幼児並に小学校児童を対象とする口腔衛生普及の一方法に就て　京都市学校歯科医会　長谷川清吾
学校歯科衛生教練に就て　京都市西京極尋常高等小学校歯科医　蛭川治郎助
歯科衛生童話の取材に就て　京都市学校歯科医会　後藤宮治
幼稚園から大学にまで実施した口腔衛生教育の実験例　大谷派東本願寺徳風幼稚園歯科医　東京市済美尋常高等小学校歯科医　関口篤　常磐松高等女学校歯科医　正木史郎
学齢期に於ける六歳臼歯齲蝕発生に就て　広島県学校歯科医会
学童六ヶ年間に於ける六歳臼歯診査成績に就て　鹿児島県学校歯科医　西原清年
京都市に於ける改正口腔診査票に就て　京都市学校歯科医会　荒田治嘉之助
口腔内の現存歯の標準を規定し、歯牙交換状態の監察に便ならしむる歯型様式に就て　出雲今市町小学校歯科医　井原協一
歯科健康相談に用ゆる歯牙図票に就て　京都市学校歯科医会　堀内清
保健相談と相互診査の成績に就て　大阪市学校歯科医会　祝原豊治
各学年級別に診た歯列異常並びに其の予防処置　東京市誠之小学校歯科医　松本茂治
学校歯科診療設備の標準に就て　福岡県大善寺小学校歯科医　加藤栄
「クロールエチール」局部寒冷麻酔臨床的統計的観察　宮城県学校歯科医会　浜田栄
講演
日本に於ける学校歯科の現状　医学博士　奥村鶴吉
布哇の児童に対する歯科衛生教育並に歯科診療　布哇教育局歯科衛生課主任　H・M・ボーキン
会報
第七回全国学校歯科医大会
第六回日本聯合学校歯科医会総会
第七回全国学校歯科医大会決議事項陳情
文部大臣諮問事項の答申
六大都市学校歯科医会役員協議会
本会新加盟並に退会団体
第七回世界教育会議と学校歯科衛生
教育展覧会に於ける歯科用品

三つの宿題報告は、今日でも読みごたえのあるものであり、とくに幼稚園については、今日的でもある内容となっている。

また学校歯科医以外の領域の人が、はじめて著者として登場した点も注目される。

西原のものは経年的に追及した仕事として、学校歯科ではじめてのものであると思われる。

井原のものは、のちに東京都学校歯科医会が提言した誕生月検診の原型とでもいうべき内容である。

第六号（昭和一四年（一九三九年）四月二五日発行）

第六号目次

論説
陶冶医学に於ける口腔保健　岩原拓
宿題報告
学校歯科に於ける歯列異常の研究　斎藤久、信田巌
学校歯科衛生関係者の執務に於ける協力及連絡に就て　篠原金門、小林敏治、坂本キミ
調査研究
幼稚園及小学校に於ける歯科衛生思想の啓蒙実験例　関口篤
横浜市一本松小学校に於ける累年的口腔模型に依る歯列異常に対する一考察　榊原勇吉
幼学年児童に対する歯科衛生教育の一方法に就て　後藤宮治

綜合的口腔衛生　小金丸賢一
未完成永久歯の再植に就て　森崎音槌
京都市に於ける小学校教員（三千名）の口腔衛生状態に就て　荒田治嘉之助
歯牙疾患と全身諸臓器疾患との相互関係殊に学校歯科衛生の観点よりの考察　高木圭二郎
中等学校入学者選抜方法改正が口腔衛生に及ぼせる影響に就て　手塚悦郎
静岡市学童に於ける不良習癖に関する調査報告　向井喜男
会　報
第八回全国学校歯科医大会
第八回全国学校歯科医大会陳情書
日本聯合学校歯科医会第七回総会
学校歯科施設調査会に諮問
学校歯科施設調査会よりの答申
宿題報告および研究発表は第八回大会のものである。

第七号（昭和一五年（一九四〇年）四月三〇日発行）

第七号目次

論　説
学校歯科の進路　大西永次郎
講　演
齲歯予防問題　高野六郎
宿題報告
歯牙の健康と栄養　原徹一
歯牙健康児の表彰に就いて　土屋太郎
調査研究
横浜市一本松小学校に於ける学校歯科施設並に其の成績　榊原勇吉
兄弟三名揃って優良歯牙所有者たる児童の生活調査　村田六三郎
欧州に於ける学校歯科衛生の現況並に発達に就て　ドクトル・シュリッケル、高木圭二郎訳
会　報
第九回全国学校歯科医大会
日本聯合学校歯科医会総会
第九回全国学校歯科医大会陳情
学校歯科施設調査会よりの答申
文部大臣より事業奨励金交付
学校歯科医設置に関する調査
武藤副会長の逝去

高木の翻訳は、一九三八年にパリで開かれた国際歯科連盟（ＦＤＩ）の年次総会で報告されたものの紹介で、そのころのヨーロッパの状況を知るのに貴重な資料になっている。

資料のところで昭和一四年（一九三九年）四月に行われた小学校および青年学校の学校歯科医設置状況が道府県別にのっている。

第八号（昭和一五年（一九四〇年）一二月一五日発行）

第八号目次

挨　拶
学校歯科医諸氏に望む　舟橋清賢
講　演
国民体力法に就いて　重田定正
宿題報告
学校に於ける健康教育殊に歯科方面に関する研究　竹内嘉兵衛
学童の支持組織病に就いて殊に其病理方面の研究　山上甚三郎
学校歯科に於ける支持組織病の研究　岡本清纓
調査研究
児童の生活環境と齲歯発生とに関する一知見　高木圭二郎
最近の本邦在学者齲歯の概況　竹内光春
齲歯の原因及び予防に関する研究の世界的動向　A・D・A学術委員会編纂、竹内光春訳

甘い物を食べなければムシ歯にならない　高木圭二郎抄訳

会　報

第十回全国学校歯科医大会
第九回日本聯合学校歯科医会総会
学校歯科施設調査委員会彙報

宿題報告の竹内嘉兵衛は、東京の麹町小学校の校長で学校歯科衛生には熱心な人でありこの宿題報告は当時注目をあびたものであった。竹内光春の調査研究は、大正一一年から昭和一一年までの学校身体検査の統計から引き出されたもので、今日では大変貴重な資料といえよう。

第九号（昭和一七年（一九四二年）四月一五日発行）

第九号目次

論　説

大東亜戦争と学校歯科衛生　重田定正
学校歯科医令公布十周年を顧みて　大西永次郎

宿題報告

病竈感染の内科学的観察　橋本寛敏
病竈感染の歯科学的観察　長谷川慶蔵
学校歯科に於ける充塡材料に就て　榊原勇吉

学校歯科医執務協議会

第一分科（国民学校と健康教育との関係）　座長　大西永次郎
第二分科（検査及診査に就て）　座長　堀内清
第三分科（六歳臼歯の保護及予防処置の実施普及に就て）　座長　浜野松太郎
第四分科（中等学校歯科医執務標準に就て）　座長　川上為次郎

調査研究

生活環境より見たる児童生徒の齲歯の現況　吉田章信
実践衛生の一端としての食事教育に就て　富田昇明
養護訓導と学校歯科　竹内光春

会　報

故横手千代之助先生
学校歯科医令公布十周年記念事業
日本聯合学校歯科医会第十回定時総会
第十一回全国学校歯科医大会
第十回大会文部大臣諮問事項答申
学校歯科衛生調査研究奨励

この中で吉田のものは、第一〇回大会における文部大臣の諮問事項に対する答申で、このために全国の七一一小学校の一年生と六年生から二三万一六八五名を抽出して調査されたもので、貴重な資料である。

第一〇号（昭和一八年（一九四三年）七月二〇日発行）

日本聯合学校歯科医会の出した最後のものになった。このころから出版事情がわるくなり、定期刊行物は出しにくくなった。

第一〇号目次

学校歯科医令公布十周年記念論文選奨について

記念論文

横浜市一本松国民学校に於ける齲蝕対策の検討　榊原勇吉
斑状歯に関する研究　富取卯太治
活火山下に於ける学童の口腔疾患　上坂武雄
青森県下凶作地域に於ける児童の歯牙に関する調査　長内岩七郎、白鳥熊蔵
学童の六歳臼歯に関する統計的考察　名古屋市学校歯科医会

調査報告

学校給食による栄養改善と齲歯との関係　高木圭二郎、竹内光春

会　報

文部大臣告辞（第十三回全国学校歯科医大会）
第十一回日本聯合学校歯科医会総会
第十二回全国学校歯科医大会
第十二回大会文部大臣諮問事項の答申

第十二回日本聯合学校歯科医会総会
第十三回全国学校歯科医大会

このうち榊原のものは記念論文として文部大臣賞をうけたもので、とくに累積的に積極的な保健管理を行った場合の活動について分析したものである。

ここで戦前の会誌は終わっている。

戦後に、日本学校歯科医会は創立されたけれども、独力で機関誌を出すことができず、昭和三〇年（一九五五年）に東京で大会が行われたとき、その大会報告誌の中に日本学校歯科医会の記事を入れこむ、という方式で、会誌の前段階的なものを出した。（六五ページ）

この中には三四ページにわたって日本学校歯科医会で作った「学校歯科医の手引」がそのまま掲載されている。この手びきは今日でも文献的価値がある。

名目上の**日本学校歯科医会会誌**第一号は昭和三二年（一九五七年）七月一〇日に出されたもので、札幌で行われた第二〇回全国学校歯科医大会の報告誌を兼ねたものである。

この号には会誌の副題に第二〇回全国学校歯科医大会と入っている。

第二号からは、「日本学校歯科医会会誌」というだけになった。

内容は大会の研究発表を中心としたものである。

この号にはちょうど学校保健法が成立したばかりであったので、岡本清纓、向井喜男、湯浅泰仁、竹内光春、榊原悠紀田郎による「学校保健法をめぐって」という座談会がのっている。

第三号には「ニュージーランド学校歯科の教えるもの」という竹内光春の総説がのっている。この種のものはじめての登場である。

第四号は昭和三五年（一九六〇年）九月に出されているが、ここで表紙のデザインがかわり、それからしばらく同じ形になるが、ここには「改訂学習指導要領と歯科衛生教育」の総説がのっている。

第五号は昭和三六年（一九六一年）九月に出ているが、ここには研究発表のほかには「むし歯半減運動実施上の問題点とその打開策について」向井喜男と「学校歯科における予防処置の公衆歯科衛生的な考え方」榊原悠紀田郎がのっている。

このころ連絡を密接にするために、昭和三七年（一九六二年）五月に日本学校歯科医会特報第一号というのを出して、ニュース性をとりあげた。

この特報は

第二号　昭和三八年（一九六三年）五月
第三号　昭和三九年（一九六四年）五月
第四号　昭和四〇年（一九六五年）七月一〇日

まで出された。

会誌のほうは、昭和三八年（一九六三年）の第七号のときから表紙のデザインが変わって、このあたりから次第にほんとうの会誌らしくなった。

第九号（昭和四〇年・一九六五年）には、ニュージーランドの四〇年の歴史についてサンダースが書いたものの全文の訳がのっている。

昭和四二年（一九六七年）度から会誌発行が年二回となり第一一号からデザインが変わった。

本格的な会誌となったわけである。

第一三号（昭和四三年一〇月）は大会と関係のない号となった。

第一五号（昭和四四年九月）でまたデザインを変えた。これは一八号（昭和四六年六月）までつづく。

昭和四六年（一九七一年）一一月、社団法人設立とともに出た第一九号からデザインが変わった。そしてこれは昭和五六年（一九七八年）三月に出た第三八号までつづく。

この間昭和四八年度（一九七三年）からは会誌が年三回発行になり、第二五号と二六号は四カ月ちがいの発行日となっている。

昭和五一年の第三二号から会誌は会員直送になった。はじめてほんとうに一人前の社団法人らしくなったわけである。

昭和五四年（一九七九年）一月の第三九号でデザインを変えた。

昭和五四年度からふたたび会誌は年二回発行となった。

この間昭和五二年（一九七七年）九月には一六～二〇ページほどの広報紙として「日学歯」が年三回、昭和五四年（一九七九年）からは年四回出されることになった。これはずっとつづけられている。ニュース性にポイントをおいたものである。

定期的なこのような会誌や広報紙は、いずれにしても団体や機関の力の表れであるとともに、それがどのくらい利用されるかが、またその団体の力の高揚につながっていくものである。

第八章　刊行物

昭和一一年（一九三六年）日本聯合学校歯科医会の活動が軌道にのりはじめたとき、二つの刊行物がつくられた。

一つは「学校歯科衛生指針」であって、これは右文館から市販されており、一部一円五〇銭のものである。

全体はほぼB5の大きさで六九ページ、その年約二三〇〇部ぐらい予約があったということである。これはその後もつづけて出されていた。

次のような序文がついている。

序

新小学国語読本第三巻第二十三課にムシ歯の教材が採用せられたことは、日本に於ける学校歯科衛生の発達に多大の便宜を与へることになった。

本会はこの際、更に学校に於ける歯科衛生の普及を促進せしめんがために、これが教授参考用として指針及び掛図を作成することになり、数年に亘つて研究を遂げた。

本書は、学校歯科衛生指針として極めて平易で、わかりやすいやうに書かれてあるが、その内容は決して程度の低いものではない、学校教職員諸氏の衛生講話、或は教練実施の参考になるように仕組んである、而して各節に解説を入れてあるが、これは主として学校歯科医諸氏の歯科衛生教育資料といふ立場から書かれたもので専門的の事項に属することが多い。

なお本書の編纂に当っては、学校教職員諸氏及び学校歯科医諸氏の二者を標準としたために、内容の範囲並びにその程度の取捨選択に苦心した点が少くない。将来歯科衛生の進歩に伴い本書の内容を改善しなければならぬ部分も起つて来ようが、それらは本書を改版する毎に訂正することにする。

昭和十一年四月　　日本聯合学校歯科医会

つまり教員と学校歯科医とをねらってつくられたもので、次のような目次である。

目　次

第一章　歯の解剖
第一節　歯の種類、名称、数
第二節　歯の生える時期
第三節　歯の組織
第四節　歯の神経
第五節　乳歯と永久歯との交換
第二章　ムシ歯
第一節　ムシ歯の発生
第二節　ムシ歯から起りやすい病気
第三節　ムシ歯の統計
第四節　学校歯科医と学校衛生婦
第五節　口腔検査の目的
第六節　ムシ歯の診査と予防的処置
第三章　ムシ歯の予防

第一節　どうしてムシ歯を防ぐか
第二節　強い丈夫な歯をつくること
第三節　食物をよく噛むこと
第四節　食後には必ずウガイをすること
第五節　夜寝る前にも、朝起きた時にも、歯を磨くこと
第六節　むすび
附　図（キク全判　縦二尺五分　横三尺五分　オフセット八～一〇色印刷　精巧　美麗）掛図用
Ⅰ　歯の解剖（主として教授掛図用）
Ⅱ　ムシ歯（主として教授掛図用）
Ⅲ　ムシ歯の予防（主として講演掛図用）

もう一つは会が直接頒布したもので、「歯科衛生より見たる小学国語読本巻三、二十三「むしば」の解説」というものでA5版一二ページほどのものである。

このねらいは次のような序で明らかである。

序

学校歯科医令が公布せられて六ヶ年、現に五千有余の学校歯科医が、全国各地において、或は児童の口腔検査に、或は歯科的予防処置に、それぞれ懸命の努力を払はれ、本邦の学校歯科衛生は、制度施設の方面では相当の整備を見たといふてもよい。

しかしながら、学校歯科衛生には、制度よりも施設よりも、更らに重要なものがある。それは、児童に対する歯科衛生の知識の啓培であり、実行の指導である。学校歯科医の任務も、教育実際家の責務も、究極の目標は結局ここに帰着するものといはねばならぬ。

本書は、かゝる見地から、小学国語読本巻三、二十三「むしば」の歯科衛生的解説を試みたもので、児童に対する歯科衛生教育の実施に際し、教育実際家にとつて好個の参考資料たるを失はぬものと信ずる。

昭和十一年八月　　文部省学校衛生官　大西永次郎

これは教員の参考として作られたので、その年一万七〇〇〇部を頒布した。

これよりすこしおくれて、日本聯合学校歯科医会が編集した「学校歯科衛生教授用掛図」四枚一組のものを右文館から出した。一組一円五〇銭であった。その年二〇〇〇部ぐらい出たという。

また同じ年、新入学児童の家庭向けパンフレット「愛児の歯を護れ」（四六版二〇ページ）を一部二〇銭で五〇部を一単位として直接頒布した。

このようにつづけて印刷物が日本聯合学校歯科医会から刊行されたのは、会の力が充実してきた証拠といえよう。

昭和一三年（一九三八年）になって日本聯合学校歯科医会施設調査会でつくった「歯間清掃法の実施普及に就いて」という答申をパンフレットにして加盟団体などに送付した。

昭和一七年（一九四二年）一〇月、国民学校体錬科教授要綱がきまったとき、その内容をまとめて「『口腔の清潔』正科となる」という二四ページほどのパンフレットを作って配布している。

日本学校歯科医会になってから、昭和三一年（一九五六年）に出された第一九回全国学校歯科医大会誌の中に印刷した「学校歯科医の手引」三六ページを、そのまま別刷を作って日本学校歯科医会の名で加盟団体や関係者に送って参考にした。目次は三〇ページに記した。

昭和四一年（一九六六年）五月、「学校歯科の手びき」を発行した。これは学校歯科の新しい指向に対し、指針としようとして竹内光春、丹羽輝男、山田茂、小西忠一、松田斗次郎を編集委員として作られたものである。

目　次

第一章　学校歯科はいかにあるべきか
第一節　学校歯科の問題点
第二節　学校保健の二面

第三節　学校歯科への管理的な期待の変化
第四節　学校歯科への教育的な期待の変化
第五節　絶好の教材としてのう歯
第六節　予防処置委員会答申の意味
第二章　学校歯科は子どもがどんな状態になったとき目的を達したとみるか
第一節　歯科医学的な健康上の評価
第二節　学校歯科における保健教育とくに態度の評価
第三節　態度の評価の実践例
第三章　学校歯科医はどのように執務したらよいか
第一節　学校歯科医の執務の二つの型と学校保健委員会
第二節　健康診断
第三節　事後措置
第四節　保健指導
第五節　健康相談
第六節　保健学習への協力
第七節　地域社会への教育
付録　日学歯・予防処置委員会の答申

これに対して、その後保健管理についてもふれたものとして、昭和四六年（一九七一年）九月「学校保健における歯科活動の手びき」が編集された。

これは丹羽輝男、山田茂、能美光房、下田巧、榊原悠紀田郎が編集委員となっている。

これはA5版一七七ページほどのものであるが、目次は次のとおりである。

序
第一章　学校歯科活動の意義
学校保健とは
今までの学校歯科活動のあらまし
これからの学校歯科活動のあり方
第二章　学校歯科の目標
第三章　学校歯科の組織と運営
学校保健の法令と行政組織
市町村段階における学校保健組織の運営
学校保健計画
学校保健関係者の役割
学校保健委員会および児童・生徒保健委員会
学校歯科活動計画のたて方
保健室の管理と運営
第四章　歯科保健管理
歯科保健管理計画の進め方
児童生徒の歯科保健状態のあらまし
歯科疾患の特異性
健康診断
健康診断の事後措置
治療の勧告
予防処置
保健指導
健康相談
健康診断結果の集計および整理
第五章　歯科保健教育
教育課程における歯科教育
歯科保健指導計画
学校教員、養護教諭の行なう歯科保健教育への協力
保健指導
児童生徒に対する直接指導の心得
教員、養護教諭の歯科保健に関する理解の向上
家庭における歯科保健教育
歯科教育活動と地域社会
第六章　学校歯科保健活動の評価

学校歯科保健活動評価の要点
計画についての評価
学校（学級）としての歯科保健の評価
学校（学級）としての歯科保健教育の評価
個人の保健状態の評価
表一―一　学校保健総合年間計画（小学校）
表一―二　学校保健総合年間計画（中学校）
表二　学校保健活動の領域と学校歯科医の役割
表三　学級指導における歯科保健指導計画の例
表四　学級指導における保健指導の目標内容（小学校）
表五　第五学年・学級指導における保健指導年間計画（例）
表六　保健強調行事（例）――むし歯予防（中学校）
表七　保健強調行事（例）――歯の衛生週間（高等学校）
付録　学校歯科の手びき

昭和五〇年（一九七五年）一〇月にこれに若干の改正を加えて「学校歯科活動の手びき」として引きつづき出している。

昭和五五年五月には「小学校・学校歯科医の活動指針」を編集発刊した。

第九章　奥村賞

奥村鶴吉は今までしばしば登場してきたように学校歯科保健の創立のころから、大いに力をつくしてきたが、すでに大正八年（一九一九年）に東京歯科医学校講義録の中に「口腔衛生学」について書いている。

これはマーシャル、ピッケリル、アデアのものなどを参考にして書いたと述べているが、その中に公衆口腔衛生という一章があり、そこに、ストラスブールのものや、ボストンおよびロチェスターなどの児童歯科診療所などについて紹介し、イギリスの様子を書いている。

さらにのちに日本聯合歯科医会、また日本歯科医師会の時期を通じて、学校歯科の推進、制度の確立にも力をつくした。

昭和七年（一九三二年）、日本聯合学校歯科医会の創立とともにその理事長をつとめて、のち昭和一三年（一九三八年）には会則の変更によって会長になった。

以後もずっと学校歯科衛生とともに歩んできた。

奥村は昭和三四年（一九五九年）二月四日、七〇歳で死去したが、その後奥村家の遺族は故人の遺志を体して、学校歯科衛生の振興に資するために奥村賞の基金を設定した。

そして奥村賞基金管理委員会によって管理されることになった。

委員は、福島秀策、北村宗一、奥村興治、山口晋吾、向井喜男である。

そしてこの基金管理委員会は、奥村賞候補者の詮衡と授賞式とについて日本学校歯科医会の協力を求めた。

日本学校歯科医会はこれによって選衡を行ってきた。

その後、昭和五三年（一九七八年）六月二一日、奥村賞基金管理委員会の代表者向井喜男からその運営の全部を日本学校歯科医会に移譲することとなり、それ以後この奥村賞の管理および候補者の選衡、授賞の一切は日本学校歯科医会の事業となった。

この授賞規定は次のとおりである。

奥村賞授賞規定

趣　旨　学校歯科衛生の振興に資するため奥村賞を設ける。

授賞対象　奥村賞は学校歯科衛生に関する研究または学校における業績が優秀と認められ、かつただちに学校歯科の進展に寄与するものに授賞する。ただし、授賞されるものは、個人たると団体たると問わないが、最終発表が3年以内のものに限る。

推薦方法
一、日本学校歯科医会の加盟団体長は、個人または団体の授賞候補者をいずれか一件またはそれぞれ一件ずつ選定し、日本学校歯科医会長（事務所は日本歯科医師会内）あて所定の期日までに推薦すること。
二、奥村賞審査委員は日本学校歯科医会長あて授賞候補者を推薦することができる。

推薦書類　推薦受付にあたっては日本学校歯科医会加盟団体長または奥村賞審査委員の推薦状とともに次の書類を添付すること。
A　学校歯科衛生に関する研究論文について
一、論文要旨（四〇〇字程度）
二、学校歯科衛生の振興に寄与する意義（四〇〇字程度）
三、原著論文
B　学校歯科衛生に関する現場活動について
一、学校歯科衛生の実績を向上せしめた趣旨とその意義（四〇〇字程度）
二、業績の経過と資料（統計、写真等を含む）

審査方法　日本学校歯科医会において奥村賞審査委員会が選考する。

受賞者　奥村賞は原則として毎年一回一件に対し授賞する。ただし、優秀なるものには推せん賞、努力賞を贈呈する。

第一回の授賞は昭和三四年度であったが、以後の授賞は次のとおりである。

奥村賞受賞の業績

（＊は推せん賞、＊＊は努力賞）

昭和34年度（第1回）
青森県八戸市学校歯科医会・昭和12年以来の組織活動
昭和35年度（第2回）
山梨県富士川小学校・全校をあげての学校歯科衛生活動
昭和36年度（第3回）
富山県学校歯科医会・富山県よい歯の学校表彰を通じ、むし歯半減運動の推進
昭和37年度（第4回）
香川県琴平小学校・学校歯科衛生活動
＊東京都　高橋一夫・東京都文京区立小中学校児童生徒の学校歯科保健とう歯半減運動5カ年のあゆみ
＊京都市学校歯科医会・う歯半減運動の一環として実施したへき地の巡回診療および学童に対する国保診療について
＊福岡市学校歯科医会・う歯半減運動の実際的研究
昭和38年度（第5回）
埼玉県学校歯科医会・埼玉県学校歯科の組織活動（全日本よい歯の学校を目ざして）
＊岐阜県神土小学校・学校歯科衛生に関する教育活動
＊熊本県八代学校歯科医会・21年にわたる児童生徒の集団歯科診療保健活動
昭和39年度（第6回）
新潟市礎小学校・学校歯科30年の歩み
＊長崎県神代小学校・学校歯科衛生に関する教育活動
昭和42年度（第9回）
香川県多度津小学校・学校歯科の教育活動
昭和43年度（第10回）該当者なし
＊富山市八人町小学校・よい歯の学校運動
昭和44年度（第11回）該当者なし
＊熊本県学校歯科医会長栃原義人・昭和38年以来のへき地学校巡回診療熊本方式の開発と推進
昭和45年度（第12回）該当者なし
＊京都市学校歯科医会、京都府歯科医師会・京都市におけるへき地学校の巡回診療と学童のう歯治療、10割給付について
＊大阪市東三国小学校・歯科保健のあゆみ

＊熊本県佐伊津小学校・歯科保健活動
＊佐世保市学校歯科医会・佐世保における10年間のう歯半減運動

昭和46年度（第13回）
京都府相楽小学校・歯科保健計画と管理への努力
＊富山県薮波小学校・歯科保健への10年間の推進

昭和47年度（第14回）
香川県豊浜東小学校・保健教育の伝統にもとづいての教育活動
＊茨城県栄小学校・学校歯科保健活動
＊岐阜県方県小学校・ひとりひとりの子どもの自覚にもとづいた歯科衛生の推進

昭和48年度（第15回）
熊本県佐伊津小学校・全校あげての学校歯科保健活動
＊富山県上市中央小学校・歯科衛生10年の歩み
＊＊大津市学校歯科医会・活発な学校歯科保健活動

昭和49年度（第16回）
香川県香南小学校・全校一丸となり、地域ぐるみの歯科保健活動
＊岐阜県宮地小学校・歯科保健に多年にわたり努力
＊福岡県八幡区学校歯科医会・歯科モデル校を指定しての歯科保健の向上

昭和50年度（第17回）該当者なし
＊大阪市塚本小学校・永年の継続実践による歯科保健指導
＊茨城県津和小学校・学習指導と特別活動を関連させた歯科保健指導

昭和51年度（第18回）
京都市学校歯科医会・小学校児童への歯科治療、10年間の努力
＊＊栃木県薬利小学校・歯科保健活動

昭和52年度（第19回）
大阪市塚本小学校・長年にわたる学校歯科保健活動
＊愛知県稲沢中学校

昭和53年度（第20回）
神奈川県小田原市片浦小学校・学校歯科保健に関する管理と教育の実践活動
＊＊長野県岡谷市長地小学校

昭和54年度（第21回）
熊本市城東小学校・多年にわたる計画的な学校歯科保健活動
＊神戸市歌敷山中学校

昭和55年度（第22回）
横浜市鶴見中学校・多年にわたる学校歯科活動
＊福島県安達町油井小学校

昭和56年度（第23回）該当者なし
＊＊会津若松市城西小学校
＊＊埼玉県宮代町東小学校

付表 1　加盟団体数，会員数，予算一覧表

日本聯合学校歯科医会

年　月　日	回次	団体数	会員数	会費円	年間予算規模	
昭7（1932）4．7	1	23		.20	241.20(円)	東京(理事長奥村鶴吉)
昭8（1933）5．20	2	31	1,871	.20	1,127.00	〃
昭9（1934）5．20	3	37	2,594	.20	1,403.14	名古屋
昭10（1935）5．19	4	46	2,845	.20	1,377.16	東　京
昭11（1936）5．3	5	52	3,220	.30	1,742.08	甲　府
昭12（1937）5．16	6	53	3,929	.30	2,331.07	大　阪
昭13（1938）5．1	7	51	4,402	.30	2,291.87	静　岡
昭14（1939）5．13	8	54	5,061	.30	2,346.10	京都（会長奥村鶴吉）
昭15（1940）5．11	9	56	5,565	.50	6,171.89	宮　崎
昭16（1941）6．14	10	59	5,687	.50	7,317.78	秋　田
昭17（1942）5．10	11	61	6,214	.50	6,250.61	神　戸
昭18（1943）5．15	12	予算をきめず（資料なし）				東　京

（これまでは当該年度の予算をそのときにきめていた）

日本学校歯科医会

昭29（1954）10．7	1	33	(5,000)	—	——	出雲（会長向井喜男）
昭30（1955）11．22	2	34	(5,400)	50	260,000	東　京
昭31（1956）8．4	3	36	6,984	50	270,000	札　幌
昭32（1957）7．20	4	36	(6,300)	100	580,500	岐　阜
昭33（1958）10．23	5	40	(6,300)	100	630,000	日　光
昭34（1959）10．10	6	45	8,749	100	678,000	青森（浅虫）
昭35（1960）9．24	7	45	8,864	100	793,200	和歌山
昭36（1961）11．11	8	45	8,975	100	930,600	横　浜
昭37（1962）11．21	9	46	9,395	250	2,500,000	京　都
昭38（1963）10．4	10	49	9,445	250	2,554,200	山　形
昭39（1964）9．17	11	51	10,180	300	3,054,200	富　山
昭40（1965）10．16	12	54	10,919	300	3,054,200	東　京
昭41（1966）11．17	13	51	9,478	300	3,150,200	大　阪
昭42（1967）11．9	14	50	9,702	600	6,200,200	名古屋
昭43（1968）11．8	15	51	9,901	600	6,200,200	熊　本
昭44（1969）9．19	16	52	9,758	600	6,300,100	大津（会長湯浅泰仁）
昭45（1970）10．23	17	56	10,293	800	8,401,000	熱　海
昭46（1971）11．26	18	55	10,516	800	8,691,000	千　葉
昭47（1972）				1,500	15,562,000	

社団法人日本学校歯科医会

昭47（1972）5．20	1	54	11,033	1,500	15,562,000	東京（会長湯浅泰仁）
昭47（1972）10．8	2	㊨ 54		2,000	22,703,000	秋　田
昭48（1973）5．10	3	決 55	11,113			東　京
昭48（1973）11．16	4	㊨ 55	10,769	2,500	29,296,000	〃
昭49（1974）5．30	5	決 56	10,899			〃
昭50（1975）2．16	6	㊨ 56	10,757	3,500	40,531,000	〃
昭50（1975）5．31	7	決 56	10,627			〃
昭51（1976）3．18	8	㊨ 59	11,018	5,000	58,151,000	〃
昭51（1976）6．28	9	決 59	11,258			〃
昭52（1977）3．17	10	㊨ 59	11,376	6,000	81,446,645	〃
昭52（1977）6．29	11	決 59	11,361			〃
昭53（1978）3．25	12	㊨ 59	11,591	6,000	84,614,866	〃
昭53（1978）6．24	13	決 59	11,596			〃
昭54（1979）3．14	14	㊨ 61	11,946	6,000	80,400,000	〃
昭54（1979）6．15	15	決 61	11,950			〃
昭55（1980）3．22	16	㊨ 60	12,595	7,000	96,800,000	〃
昭55（1980）6．13	17	決 60	12,596			〃
昭56（1981）3．13	18	㊨ 60	13,222	7,000	102,820,000	〃
昭56（1981）6．20	19	決 60	13,209			〃
昭57（1982）3．20	20	㊨ 59	13,606	7,000	109,120,000	〃

○：学校歯科医会
⌀：学校保健会部会
●：歯科医師会

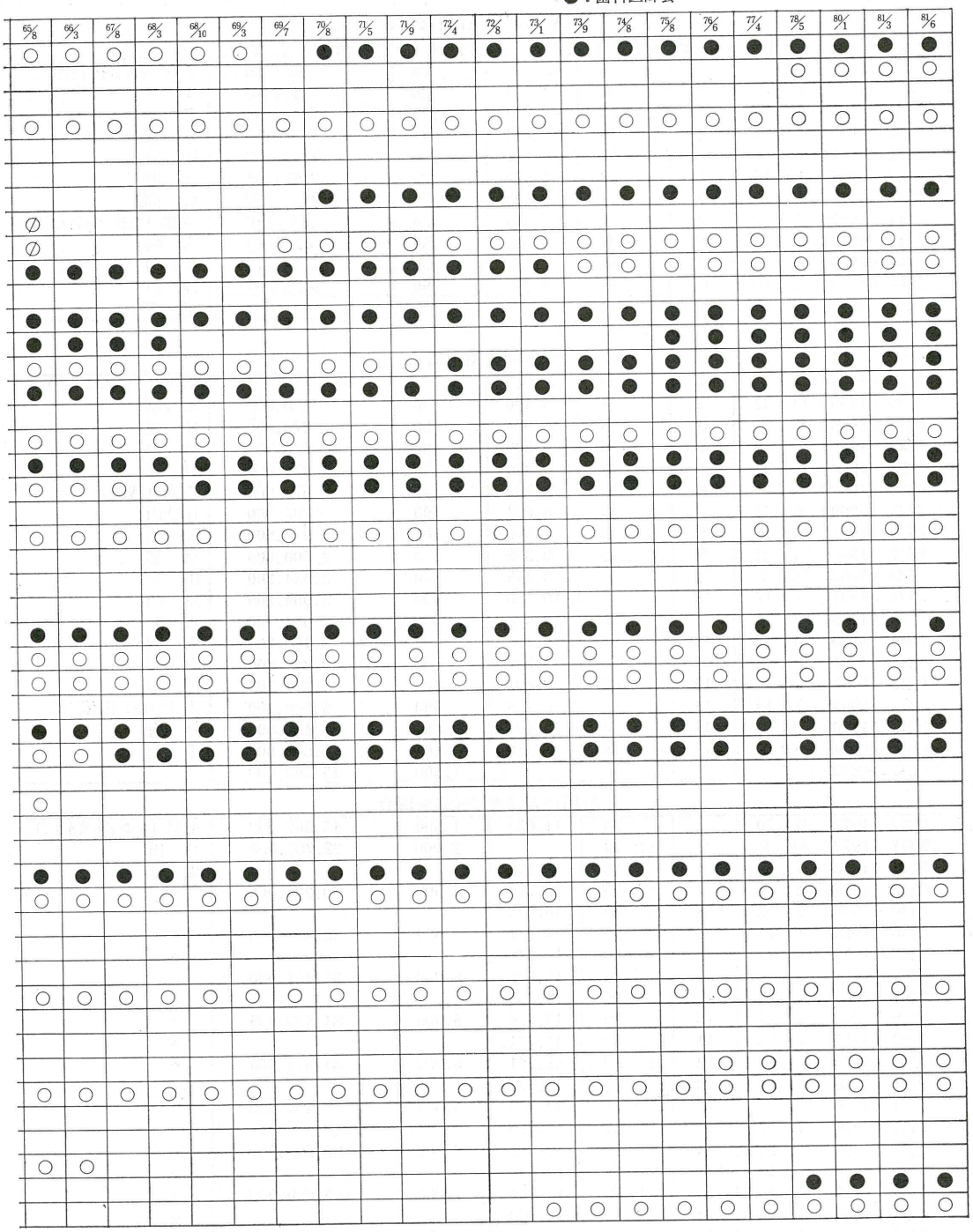

付表 2　都道府県別日本学校歯科医会加盟団体状況一覧表

	33/4	34/5	36/3	37/3	38/5	39/4	40/4	41/3	42/3	43/4	54/9	56/6	57/6	58/8	60/8	61/5	62/10	63/8	64/8
北海道							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌市																			
函館市			○	○	○	○													
青森県							○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
弘前市					○	○													
青森市		○	○	○	○						○	○							
岩手県		○	○	○	○	○	○	○	○	○									
盛岡市												∅	∅	∅	∅	∅	∅	∅	∅
秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	∅	∅	∅	∅	∅	∅	∅	○	○
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
											(県連合会)		○	○					
山形県															○	○	○	○	○
福島県	○	○	○			○	○	○	○	○								●	●
茨城県					○	○	○	○	○	○		○	●	○	○	○	○	○	○
栃木県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●	●	●	●	●	●	●
足利市			○	○	○	○	○	○	○	○									
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
大宮市														∅					
東京都(府)											∅	∅	∅	○	○	○	○	○	○
東京市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
八王子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
府立学校								○	○	○									
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	∅	∅	∅	∅	●	●	○	○	○
横浜市		○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○
川崎市			○	○	○									○	○	○	○	○	○
横須賀市		○	○	○	○														
山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	∅	○	○	●	●	●	●	●	●
長野県					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野市	○	○	○	○															
上伊那郡	○	○	○	○														○	○
下伊那郡	○	○	○	○															
安曇郡			○	○															
新潟県			○	○	○	○	○	○	○	○							●	●	●
静岡県					○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
静岡市	○	○	○	○															
磐田郡	○	○	○	○															
愛知県	○	○												∅	∅	∅	∅	∅	∅
名古屋市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡崎市				○	○	○	○	○	○	○									
豊橋市				○	○	○	○	○	○	○									
稲沢市																			
瀬春(瀬戸市)								○	○	○									
幡豆郡							○	○	○	○									
東三河							○	○	○	○									
県立高校																			○
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					●	●			
四日市市																			

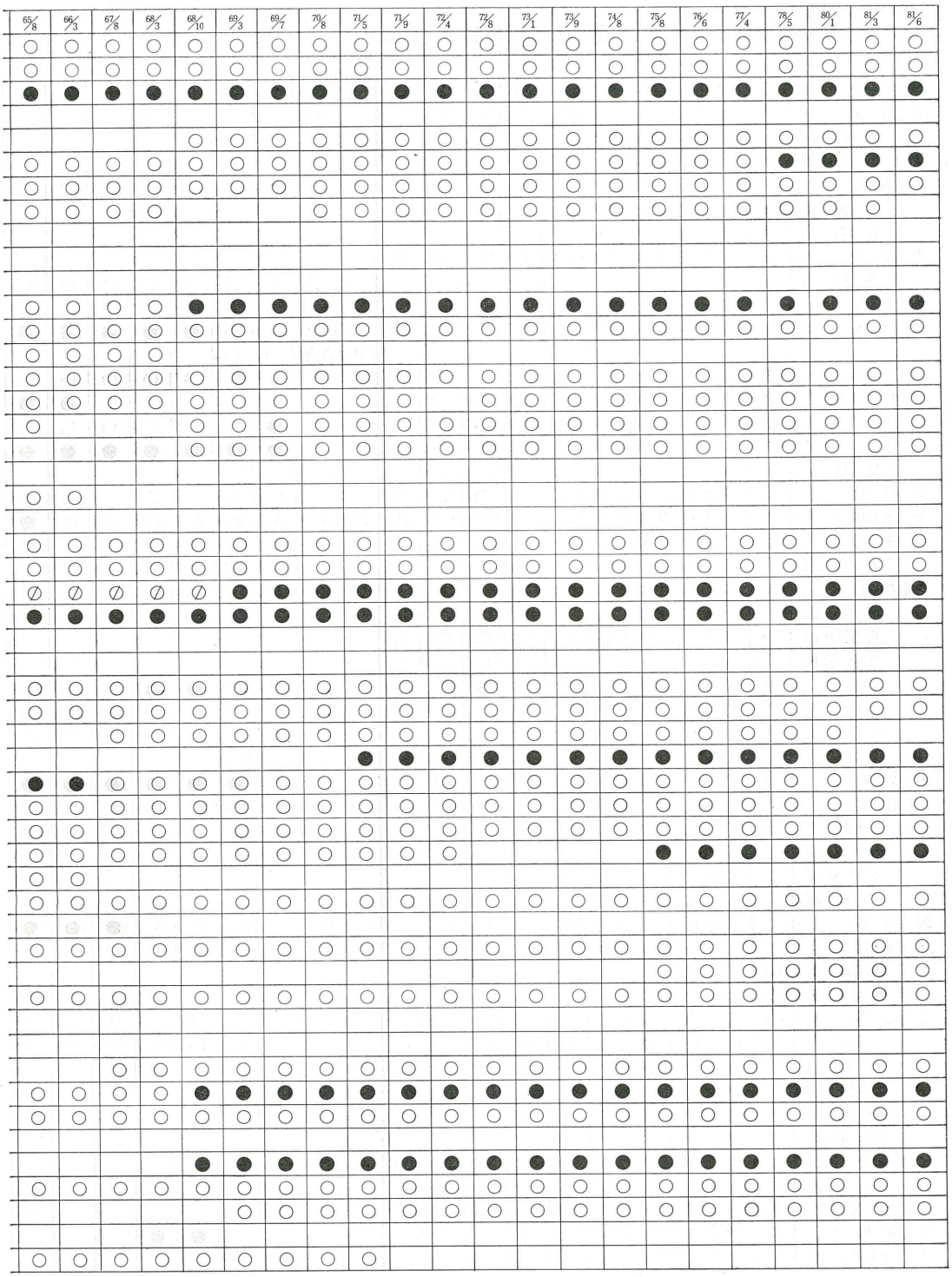
65/8
66/3
67/8
68/3
68/10
69/3
69/7
70/8
71/5
71/9
72/4
72/8
73/1
73/9
74/8
75/8
76/6
77/4
78/5
80/1
81/3
81/6

	33/4	34/5	36/3	37/3	38/5	39/4	40/4	41/3	42/3	43/4	54/9	56/6	57/6	58/8	60/8	61/5	62/10	63/10	64/8
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県									○	○					○	○	○	●	●
福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
敦賀市																			
滋賀県			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府																		○	○
京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
丹後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
丹波五郡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
山城	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
奈良県			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
大阪府					○	○	○	○						○	○	○	○	○	○
大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
堺市			○	○					○	○		○	○						○
府立高校														○	○	○	○	○	○
公立																			
布施市																			
私立																			○
住吉幼稚園						○	○	○	○	○									
兵庫県			○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○
神戸市	○	○						○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県					○	○	○	○	○	○		⊘	⊘	⊘	⊘	⊘	⊘	⊘	⊘
広島県				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	●	●
広島市	○	○	○																
呉市			○	○	○														
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県						○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
出雲市																			
山口県							○	○	○	○									
下関市																			
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
今治市																		○	○
高知県															○	○	○	○	○
高知市						○	○	○	○	○	○	○	○	○					
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡市																			
長崎県															○	○	○	○	○
長崎市					○	○	○	○											
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
佐賀市																			
大分県						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本市			○	○	○	○													
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県			○	○	○	○	○	○	○	○									
台湾								○	○	○									
全国婦人歯科医会												○	○	○	○	○	○	○	○

第三編　全国学校歯科医（保健）大会

第一章　前史
第二章　全国学校歯科医大会
第三章　全国学校歯科医大会の再建
第四章　むし歯半減運動を中心として
第五章　学校歯科の手びきを中心として
第六章　全国学校歯科保健研究大会へ
第七章　全体協議および大会宣言の推移
付表1　全国学校歯科医（保健）大会一覧
付表2　全国学校歯科医大会における協議題の内容の推移
付表3　全国学校保健大会・全国学校歯科医の集会

全国学校歯科保健大会は、現在日本学校歯科医会の大きな事業の一つである。しかし、この大会は当初からこのような形で始まったものではない。

もちろん学校歯科保健活動が高揚して、このような大会をもつことができるようになったわけであるが、やはり他のいろいろな出来事とのかね合いの中で生まれ、つづけられてきている。

はじめて全国学校歯科医大会が行われたのは昭和六年（一九三一年）のことであるが、そのときはまだ日本聯合学校歯科医会はなかったので、帝国学校衛生会と東京市学校歯科医会との共催で行われ、第二回のときもそうであった。

日本聯合学校歯科医会が開催地の学校歯科医会と共催の形で、大会をもつようになったのは第三回（昭和八年）の福岡の大会のときからである。

これは昭和一八年（一九四三年）の第一三回までつづけられたが、太平洋戦争の戦局の推移によってそれ以後は中止された。

これが再開されたのは昭和二五年（一九五〇年）名古屋においてである。このときにも、まだ日本学校歯科医会はなかったので、開催地の学校歯科医会が他のいろいろな団体や機関との共催という形で開いている。

それにそのころは、まだ学校歯科医だけで単独に全国的な集会をもつほどには充実されていなかったので、全国学校衛生大会あるいは全国学校保健大会の時期に合わせて開催されている。

全国学校保健大会とは離れて、別個に全国学校歯科医大会が開かれるようになったのは、昭和三〇年（一九五五年）東京で行われた第一九回の大会のときからである。

このときは日本学校歯科医会は主催者となっている。

その後、昭和四九年（一九七四年）の京都の第三八回大会のときから、学校歯科医大会の呼称を全国学校歯科保健大会と改めた。これは学校歯科医以外の関係者の参加が次第に多くなってきたためである。昭和五六年（一九八一年）東京での第四五回からは全国学校歯科保健研究大会となった。

第一章　前　史

学校歯科にかぎらず、どんな領域のことであっても、全国大会が催されるには、まずその領域にたずさわる人びとの数が増し、かつ、その活動が活発になっていることが大切である。

学校歯科医についても、昭和六年に学校歯科医令が公布される以前には、全国の各地でかなり学校歯科医の委嘱があり、かつ活動をしていたが、全国的な集会をもつような状態ではなかった。

これは学校歯科だけでなく、一般の学校衛生についてもいえることで、一般の学校衛生は、その成立の当初から、文部省指導型であり、毎年文部省が全国各道府県にいる学校衛生主事を集めて集会をもった学校衛生主事会議が上意下達の場であった。

これは大正五年（一九一六年）から始められたが、集まるのは一〇数人というものであった。

これはのちに大正一四年（一九二五年）になって学校衛生技師会議という形となり、そのころでは参加者は五〇人前後になっていたが、昭和一八年（一九四三年）までつづけられている。

この各道府県の学校衛生主事あるいは技師がそれぞれの地区の学校医や関係者に働きかけ、それぞれ学校衛生会あるいは学校医会というものが作られ、それを中心として大正九年（一九二〇年）になって帝国学校衛生会という全国組織が作られるようになった。

この帝国学校衛生会が主催して、各地の学校衛生会や学校医会を連合して、第一回全国聯合学校衛生会総会が大正一一年（一九二二年）に東京で開かれ、約二〇〇人が参加した。

この「大会」は文部省の主導型であったが、上意下達を中心にした衛生技師会議とはちがって、各地の団体の方から議題を出して、それを討議する今日の全体協議会の原型である。

しかし、そのころは国のレベルでは全く非公認であった学校歯科医は、ここには参加していなかった。

この大会は、その後昭和一八年（一九四三年）まで表のように各地でつづけられた。

全国聯合学校衛生会開催状況

回	期日	場所	回	期日	場所
一	大一一・五・一二―一三	東京	一二	昭八・五・七―八	横浜
二	大一二・五・二八―二九	東京	一三	昭九・五・五―	七広島
三	大一三・五・一八―一九	東京	一四	昭一〇・六・一〇―一二	富山
四	大一四・五・一七―一八	大阪	一五	昭一一・五・一八―二〇	長崎
五	大一五・四・二四―二五	京都	一六	昭一二・五・一―	二東京
六	昭二・四・二五―二六	福岡	一七	昭一三・五・一五―一六	岡山
七	昭三・五・一三―一四	東京	一八	昭一四・五・五―	七福井
八	昭四・五・五―	六仙台	一九	昭一五・九・二八―二九	東京
九	昭五・五・一〇―一一	名古屋	二〇	昭一六・五・一〇―一一	岡山
一〇	昭六・五・二四―二五	神戸	二一	昭一七・一〇・一〇―一一	札幌
一一	昭七・五・八―	九金沢	二二	昭一八・五・一〇―一二	松山

大正一四年（一九二五年）、大阪で開かれた第四回のときはじめて学校歯科医の何人かがメンバーとして加わり、そこで東京牛込の青木貞亮が「学校歯科医制度の設置」についての提言をした。

このときをきっかけとして、以後の総会には歯科の側からいくつかの協議題が出されている。

（第五回）大正一五年（京都）

○学校歯科医設置に関する規程を制定せられんことを文部大臣に建議するの件

佐賀県学校衛生会

○歯科校医制度設置に関する件
東京　牛込学校歯科医会
○学校医には歯科医をも嘱託して児童口腔衛生の発達を図ること
甲府市学校歯科医会
（第七回）昭和三年（東京）
松原勉と佐賀県の小野寺健太郎が研究発表を行った
（第八回）昭和四年（仙台）
○都市を単位として眼科、耳鼻咽喉科、歯科等の専門学校医を設けられんことを建議するの件
札幌市学校医会
○児童保健上口腔衛生を徹底せしむる良策に関する件
甲府市学校衛生会
（第一〇回）昭和六年（神戸）
○歯科衛生観念養成事項を小学校教材中に入るることを建議する件
大阪府歯科嘱託医会
○全国都市に学校衛生技師及学校歯科衛生技師を設置することを当局に建議する件
京都市学校歯科医会
○齲歯統計に永久歯と乳歯とを区別する件を主務省に建議する件
神戸市学校歯科医会
このほか発表三題
（第一一回）昭和七年（金沢）
四題の協議題と二題の研究発表
（第一二回）昭和八年（横浜）
協議題三題
（第一三回）昭和九年（広島）
協議題四・研究発表一
以下略

昭和六年に全国学校歯科医大会が行われるようになってからも、全国聯合学校衛生会総会にはつづけて歯科医も参加していた。

このようにして、全国大会としては帝国学校衛生会の傘の下に、学校歯科医の全国的な集会のルーツを求めることができる。

第二章　全国学校歯科医大会

前夜

昭和五年（一九三〇年）、全国で学校歯科医設置の県令をもつところは二六に達し、各地で学校歯科医会がつくられ、二〇以上にものぼった。また歯科界全体も大変高揚してきて、ちょうどその年四月に第八回日本医学会総会がはじめて大阪で開かれたときには、その歯科分科会を成功させるために、大阪の歯科界では全力をあげ、特別講演の演者としてノースウエスタン大学のA・D・ブラック教授を招聘したりした。

そして大阪に、歯科界のいろいろなリーダーシップをとる人たちが集まった。

その機会に、学校歯科医会の世話をしている人びとが一夕をもって、ぜひ「日本聯合学校歯科医会」を作ろうではないか、ということになって、東京市学校歯科医会のメンバーがその準備を引き受けることとなった。

しかし、主管官庁である文部省はそのうごきに対していくらか批判的であり、翌年の成立はあやぶまれた。

そして、こうしたことの代替として昭和六年（一九三一年）全国学校歯科医大会が開かれることとなった。

第一回全国学校歯科医大会

昭和六年（一九三一年）四月六日

東京　日本赤十字社参考館講堂

帝国学校衛生会と東京市学校歯科医会が主催者となった。

この帝国学校衛生会は事務所が文部省にあり、東京市学校歯科医会のほうは東京市教育局内にあって、会長は教育局長の藤井利誉であった。

準備委員会の責任者としては藤井が名を出している。このときには、全国聯合学校衛生会総会のながれが残っていたらしく、準備の段階や三月に出された「大会要項」では「第一回全国聯合学校歯科医大会」となっていることは興味ぶかいことである。

参加者は北海道からはなかったが、沖縄、台湾も含めて二〇八人が登録されている。

大会の会長はそのとき八〇歳を越えていた帝国学校衛生会会長の三宅秀で、準備委員長は藤井であった。大会副会長には横手千代之助と奥村鶴吉が三宅会長から指名された。

この大会は文部大臣諮問事項について文部省の大西永次郎が説明し、委員を指名してこれに付託したのち、各団体から出された一一件の協議題と二題の特別講演のほかに五題の研究発表があり、そのあとで文部大臣諮問事項についての答申の報告があり、これを採択して終わった。

大変もり沢山な内容があった。

これは会費一人五円で八九〇円ほどの経費で行ったようである。

第二回全国学校歯科医大会

昭和七年（一九三二年）四月八日

東京　日本赤十字社参考館講堂

大会の構成は第一回とほぼ同じであった。

全国から二五〇人あまりが参加した。

この大会にも文部大臣の諮問事項があり、これに対して委員をあげて討議し、午後になって答申案が提出され、採択されている。

一三件の協議題の討議と、八題の研究発表が行われた。

特別講演は行われなかった。協議題や研究発表が多くあったためであろう。

なお注目すべきことは、この夜、三信ビル東洋軒で行われた懇親会には文部大臣の鳩山一郎が出席してスピーチをしていることである。

このようなことはそれ以後全くなかった。

第三回全国学校歯科医大会

昭和八年（一九三三年）五月二〇～二二日

福岡市　福岡中学校

はじめて地方で行われたが、主催は帝国学校衛生会、日本聯合学校歯科医会および福岡県学校歯科医会である。

のちの第一三回のときは帝国学校衛生会は主催者からはなれているが、このとき以後はずっと加わっている。

また会期が三日間となり、第三日に学校視察と観光の行事が加わったこともその後慣例のようになった。全国から約四五〇人が参加した。

第一日は午前はセレモニーのあと、文部大臣諮問事項の説明があり、委員を指名し、協議題一三件のうち五件を討議し、特別講演を行い、午後三時から福岡中学校ほか三校の班と、福岡高女ほか二校の班とに分かれて学校視察を行った。

第二日は、答申案が報告され、それを採択し、協議題ののこりの討議と、八題の研究発表があって閉会した。

第三日の観光は三班に分かれ、どれにも一校ずつの学校視察が含まれていた。このときから学校視察が始まった。

第四回全国学校歯科医大会

昭和九年（一九三四年）五月二〇日～二二日

名古屋市　市立公会堂

主催は前回と同じ。ただ愛知県と名古屋市の両者の学校歯科医会がと

もに加わって四団体となっている。
全国から五〇〇余人が参加した。
第一日は午前にセレモニーのあと、文部大臣諮問事項の説明があり委員付託とし、二一件の協議題のうち七件を出し、午後は徳川園で園遊会が行われた。
第二日には、答申案の報告と採択があり、のこりの協議題を審議し、九題の研究発表があり、午後三時から学校視察を行った。
このときの協議の提案の中に群馬県学校歯科医会から「う蝕予防法の制定を建議する件」というのがあった。第三日は観光だけであった。

第五回全国学校歯科医大会

昭和一〇年（一九三五年）五月一九、二〇日
東京市立第一中学校

主催は東京市学校歯科医会を加えた三者である。六三一人が参会した。
第一日はセレモニーののち、二六件の協議題についての審議と、文部大臣諮問事項の説明があって委員に付託され、前回のとき指定されていた六題の宿題報告のうち、この日三題が報告され、三題の研究発表があって終わった。
第二日目には答申案の報告、のこりの宿題報告三題と研究発表四題が午前中にあり、午後は四班に分かれて学校視察を行った。
なおこの大会では三つの新しい試みが付帯的に行われた。
第一は本所区学校歯科医会によって集められた人気相撲力士の口腔模型の展示である。
第二は第一日の夜、九段の軍人会館で一般向けの講演会を行ったことと学校歯科についてのラジオ放送を行った。
第三は観光の代りに観劇を行った。
宿題報告というのもこの大会での新しい試みであった。

第六回全国学校歯科医大会

昭和一一年（一九三六年）五月三日～五日
甲府市　山梨県会議事堂

三者の主催で行われ、六〇〇人余が参加した。
第一日目は型どおりのセレモニーがあり、文部大臣諮問事項の説明と委員が指名され、ついで七件の協議案件についての審議を行い、午後にアメリカにおいて衛生教育面でユニークな活動をしていたマサチューセッツ工科大学のC・E・ターナー教授を迎えて「学校衛生教育について」という特別講演があった。ついでのこりの一一の提出協議案件についての審議を行い、一つの宿題報告のあとで二つの研究発表があった。
第二日は、さらにのこりの協議案件七件について討議を行い、二つ目の宿題報告ののち、一一の研究発表を行い、最後に文部大臣諮問事項についての答申案を採択して午前の日程を終わり、午後には、そろって富士川小学校の視察を行った。
この学校は小川祐心によって鍍銀法の実施で知られていたところである。
第三日目は観光である。
この大会では前回にならって第一日目の会場で一般向けの講演会と映画会が行われた。
この大会では、外国人の講師を招き、宿題報告が二題と、二五の協議題、一三の研究発表が行われたわけである。

第七回全国学校歯科医大会

昭和一二年（一九三七年）五月一六～一八日
大阪市・府立大手前高等女学校

主催は二者のほかに大阪の府・市の学校歯科医会であった。この大会では八六〇人が参加し、これまでの最大のものとなった。
午前中はセレモニーと文部大臣諮問事項についての大西永次郎の説明

と答申案委員の指名で終わり、午後は特別講演ののち全体で三一件に及んだ協議題のうち二三件の審議をしたあと、宿題報告があった。

第二日はひきつづいて協議題ののこり八件を審議し、もう一つの宿題報告があり、午後は他の一題の宿題報告ののちに会員からの二三題の発表があって終わった。

この時にも、第一日の夜に一般向けの「講演と映画の夕べ」が催された。

第三日は観光であった。

さらに第一日の夜、会員の懇親会が浪花座で行われたが、その場で大会の議長のベルを次期の開催地の方に引き渡すセレモニーが始まった。これは戦後に再現され、行われるようになった。

第八回全国学校歯科医大会

昭和一三年（一九三八年）五月一～三日

静岡市　市公会堂

このときも二者に県、市の学校歯科医会の共催となっている。約七〇〇人が参加した。

第一日は午前中セレモニーのあと、前回の文部大臣諮問事項についての答申案を承認したのち、時局が切迫したこともあって、はじめての大会宣言をすることとなり、採択された。その午後には文部大臣の諮問事項の説明が大西永次郎によって行われ、委員が指名された。

全部で二七件の協議題のうち二〇件を審議し、また宿題報告と七題の研究発表があって第一日を終わった。

第二日は協議題ののこりの六件を審議して、研究発表二〇題、宿題報告および特別講演二題があって、文部大臣諮問事項の答申案が上程され採択された。

ついで二班に分かれ、おのおの学校視察を行って終わった。

第三日は観光であった。

この大会のころから、わが国のおかれているきびしい状態が次第に反映するようになった。

第九回全国学校歯科医大会

昭和一四年（一九三九年）五月一三～一五日

京都市　府立第一中学校

この大会も四者の主催である。

大会の名称には「体位向上、健康報国」という頭書がついていた。約八〇〇人が集まった。

この大会からセレモニーの中に厚生大臣の祝辞が入ることとなった。

このあとで大会宣言が採択され、特別講演を行った。午後は宿題報告があり、皇軍将兵への感謝決議を行い協議題一四件を審議し、午後三時から学校視察に入る。

第二日は、一三題の研究発表、宿題報告および特別講演を行い、協議題七件を審議したあと文部大臣諮問事項に対する答申案が採択されて終わった。

第三日は観光である。

このときも一般向けの記念講演会が開かれている。

戦時色の濃い大会となって行った。

第一〇回全国学校歯科医大会

昭和一五年（一九四〇年）五月一一～一三日

宮崎市　県教育会館

三者の主催となっている。六〇〇人が集まった。

第一日はセレモニーののち、大会宣言と皇軍将兵に対する感謝決議を行った。

文部大臣の諮問事項について大西永次郎が説明をし、とくに答申は会期中でなくてもよいと付言し、答申委員が指名された。

宿題報告のあとで午後に特別講演、また宿題報告がつづき午後三時から学校視察を行った。

第二日は二二件の協議題を審議し、大会の決議を採択し、もう一つの特別講演、宿題報告および九題の研究発表などあって終了した。

第三日は観光であった。

この大会のときには、現在行われている「大会宣言」の原型となる決議が第二日に行われた。

近時学校歯科衛生ノ発達著シキモノアルニ係ラズ今尚学校歯科医ヲ有セザル学校甚ダ多数ナルハ極メテ遺憾トスルトコロナリ
本大会ハ現下ノ重大時局ニ鑑ミ国民体位ノ向上ヲ期スル為メ学校歯科医ノ急速ナル設置ヲ要望ス

というものであった。

静岡大会のときからつづいていた大会宣言は国民体位向上のため学校歯科医として皇運を扶翼しよう、というような内容であって、今日の大会宣言とはすこしちがうものである。

第一一回全国学校歯科医大会

昭和一六年（一九四一年）六月一四～一六日
秋田市　秋田市国民学校

主催は従来のとおり三者で、学校歯科医令公布十周年紀念と冠して行われた。参加者は五九〇人であった。

第一日はセレモニーののち、記念のいろいろな表彰行事があった。

まず学校の表彰のあと学校歯科医としては庄司喜内（岩手）、田丸将士（東京）、亀島純三（新潟）、浜野松太郎（大阪）、寿満重敏（徳島）、栗林真吾（佐賀）が帝国学校衛生会長から表彰された。

学校歯科衛生功労者として、池田明治郎（福岡）、浜野松太郎（大阪）、堀内清（京都）、小川祐心（山梨）、岡本清纓（東京）、土屋敦富（静岡）、長屋弘（愛知）、向井喜男（東京）、松原勉（東京）、松田卯三郎が日本聯合学校歯科医会長から表彰された。

このあと大西永二郎から文部大臣諮問事項の説明があり、委員を指名して午前中は終わった。

午後は二つの宿題報告のあったのち、皇軍将兵に対する感謝決議を採択し、二つの分科会に分かれて討議をした。

第一分科会「国民学校と健康教育の関係」、第二分科会「検査及診査について」であった。

第二日目は提出協議事項一三件を審議したのち六題の研究発表、第一一回大会文部大臣諮問答申報告および宿題報告二題があり、ふたたび二つの分科会に移った。

第三分科会は「六歳臼歯の保護及び予防処置の実施基準について」であり、第四分科会は「中等学校歯科医執務基準」であった。

一般向けの講演会も行われた。

第三日は観光であった。

この大会で表彰された学校は各県から一校ずつで、文部大臣橋田邦彦の「健康報国」という額が贈られた。

その他に、各県一～二校に感謝状が贈られた。

また分科会という形式の今日の研究協議会の原型のようなものが生まれたことも、この大会の特徴の一つであったといえよう。

第一二回全国学校歯科医大会

昭和一七年（一九四二年）五月九、一〇日
神戸市　市立第一高等女学校

これは市県学校歯科医会を加えた四者の主催であった。しかし、この前年一二月に太平洋戦争が始まったため大会中止の話も出たくらいで、大変な困難の中での開催であった。約九〇〇人が参加した。

セレモニーも戦時色にぬりつぶされたようなものであったが、型のように皇軍への感謝決議を採択し、ここで宣言を採択した。

ついで、第一一回大会の文部大臣諮問事項への答申報告があり、文部省の重田定正課長から、この大会への諮問事項の説明があったのち委員を指名し、一一の協議題を審議して、午後は一〇題の研究発表で終わった。

第二日目はさらに五つの研究発表ののちに、今日のパネルディスカッションのような形式の学校歯科衛生振興協議会が行われ、午後は特別講演で終わった。

この大会のときには従来行われていた大衆向けのものは中止された。

大会終了の五月一一日に日本聯合学校歯科医会と兵庫県、神戸の学校歯科医会の共催で、養護教諭、教員までをも加えた「学校歯科衛生講習会」が開かれ、これには二五〇人が参加して盛大であった。

日本聯合学校歯科医会が主催する教員向けの講習会のルーツとなったものである。

第一三回全国学校歯科医大会

昭和一八年（一九四三年）五月一六、一七日

東京都　大東亜会館

このときは帝国学校衛生会は主催からはずれて、日本聯合学校歯科医会と東京の二つの学校歯科医会との共催として開かれた。

五月一五日には一日をかけて日本聯合学校歯科医会の総会と陸軍軍医学校の見学があったが、大会は一六日からであった。

このときは国の指示もあって出席者の制限を行い、会員の三〇分の一ということにして三二〇人が参加した。

このときセレモニーには文部大臣岡部長景自身が出席し、そのあと行われた学校歯科医令公布一〇周年記念論文の入賞授賞式では榊原勇吉に文部大臣賞が手渡された。

他の四名に日本聯合学校歯科医会賞が授与された。その後五つの協議題の審議と五題の研究発表があった。

第二日は第一二回大会の文部大臣諮問事項の答申の報告があったのち、傷病兵慰問を行った。

第一回から第一三回までの大会の特別講演、宿題報告などをあげると次のようである。

特別講演、宿題報告等一覧（第一回～第一三回）

第一回（東京）（昭和六年）

特別講演　異常児童の特徴　慶応義塾大学　杉田　直樹

学校歯科の次の問題　東京歯科医専　奥村　鶴吉

第二回（東京）（昭和七年）

なし

第三回（福岡）（昭和八年）

特別講演　栄養と歯牙　九州帝国大学　大平　得三

第四回（名古屋）（昭和九年）

特別講演　咬合不正予防及び処置に関する二・三の問題　斎藤　久

第五回（東京）（昭和一〇年）

宿題報告　北濃―小都市に於ける児童歯刷子使用徹底に関する調査　古田　重男、水野　義文

甲府富士川尋常高等小学校に施せる過去四ヶ年の銀鏡応用六歳臼歯う蝕予防法の成績　小川　祐心

児童の咀嚼能力と身体発育との関係　杉山　寛

う歯が児童の心身に及ぼす影響　浜野松太郎

児童の歯牙と環境との関係　須田　克巳

歯科衛生教育の効果測定　堀内　清

第六回（甲府）（昭和一一年）

特別講演　学校衛生と教育　米国マサチューセッツ工科大教授　C・E・ターナー

宿題報告　学校歯科に於ける予防処置に就て　田丸　将士

第七回（大阪）（昭和一二年）
特別講演　歯牙疾患ハ全身病ナリ　阪大　片瀬　淡
宿題報告　学校歯科における衛生訓練　池田明治郎
幼稚園における歯科衛生　園長　山田　仲子
幼稚園における歯科衛生施設　山村　総次、五十嵐　恭

第八回（静岡）（昭和一三年）
特別講演　学校歯科衛生の将来　岩原　拓
人類の退化　東大　小島　三郎
宿題報告　学校における歯列不正の研究　斎藤　久、信田　巌
学校歯科衛生関係者の執務に関する協力及連絡について　篠原　金門、小林　敏治、坂本　キミ

第九回（京都）（昭和一四年）
特別講演　学校歯科の進路　大西永次郎
齲蝕予防問題　高野　六郎
宿題報告　児童歯科衛生における栄養の研究　原　徹一
歯牙健康児の表彰に就て　土屋　太郎

第一〇回（宮崎）（昭和一五年）
特別講演　体力法と歯科医師の関係　重田　定正
児童における心的発達　九大　佐久間　鼎
宿題報告　学校における健康教育殊に歯科方面における研究　竹内嘉兵衛
学童の歯牙支持組織病について――殊にその病理方面の研究　山上甚三郎
学校における歯牙支持組織疾患の研究　岡本　清纓

第一一回（秋田）（昭和一六年）
宿題報告　病巣感染問題及内科的観察　橋本　寛敏
病巣感染の歯科学的観察　長谷川慶蔵
学校における器材問題　榊原　勇吉、森田　春治

第一二回（神戸）（昭和一七年）
特別講演　必勝の信念　高橋　三吉

第一三回（東京）（昭和十八年）
なし

第三章　全国学校歯科医大会の再建

太平洋戦争の終結に伴う混乱の中で、学校の現場活動はきわめてひどい状態におかれるようになった。

しかし、これを充実すべき行政機構も必ずしも十分なものではなかった。

こんななかで、連合軍当局は学校保健の再建には、つよい関心をよせていることが次第に明らかになってきた。

この雰囲気の中で、新しい学校保健を打ちたてたいというねがいから、昭和二一年（一九四六年）一月には、戦前からあった帝国学校衛生会は組織を替える必要に迫られた。そこで、ともに財団法人であった日本聯合学校歯科医会をそれぞれ解消して、総合的な立場から学校保健にアプローチしようとして、新たに財団法人日本学校衛生会が発足した。

この会は早速、活動をはじめ、機関誌の発行などを行った。

第一回全国学校衛生大会

昭和二二年（一九四七年）一〇月二九、三〇日の両日、東京麹町区の永田町小学校を会場に開かれた。

この大会の準備委員として、岩原拓が委員長となり、文部省関係者および主として東京近県の学校医、学校歯科医、養護教諭などの代表者が指名されたが、歯科医学部会からは、磯仙策、田丸将士、向井喜男、榎智光、榊原勇吉、東京都学校衛生会から風間又四郎、原一学、佐竹建造、などが指名されている。

第一日目は、文部大臣、都知事の祝辞および連合軍総司令部のアビシア大尉の挨拶があり、「新教育制度下における学校衛生の振興策如何」についての討議を行い、そのほか、各部会および地方の会から出された一一題の協議題が協議された。

この中に、福井県からの「学校医および学校歯科医を市町村の学務委員たらしむるよう小学校令の改正を当局に建議する件」と、愛知県からの「専任学校医、学校歯科医設置に関する要望」の二題が歯科に関連するものとして出されている。

第二日目は体育局長東俊郎の「体育と衛生」という特別講演ののち、七題の研究発表があったが、この中に歯科関係では四題が出されている。

一、学校衛生に関する与論はどのくらい満たされたか　文部省　竹内　光春
二、口内炎の成立機転に関する実験的研究　文部省　酒井　琢郎
三、学校衛生における一つの新しい試み—弗素の局処処理による齲蝕予防　福岡　原岡　清
東京　野口　俊雄
四、歯科巡回診療自動車について　東京　柴崎　佐平

第二回全国学校衛生大会

昭和二三年（一九四八年）九月二四、二五の両日、日光で行われた。

第三回全国学校衛生大会

昭和二四年四月九、一〇日の両日に横浜市本町小学校で行われた。

この大会では第一日目の午後、および第二日目午前は、分科会形式をとり、医学部会、歯科医学部会、校長部会、養護部会が開かれた。

これらの部会の中で歯科医学部会は、もっとも周到な準備のもとで行われ、その盛上りも十分であった。

この歯科医学部会は約一〇〇人が全国から集まった。この分科会のために神奈川県歯科医師会は横浜市学校衛生会歯科医学部会と協力してその前年から準備を始め、すでに昭和二三年（一九四八年）六月に戸部小学校でテーブルクリニックを含む県の学校歯科衛生大会を開いて、大会運営の予行演習を行ったり、全県下の学校について歯科保健状態の調査をしたりして万全を期したので、戦前の全国学校歯科医大会のときのような充実したものとなった。

大会の方の全体協議の場では「むし歯予防法制定について」が愛知県学校衛生会から出され、研究発表としては

歯科に関する健康教育の一考察　東京都　地挽　鐘雄
神奈川県下小学校第六学年児童口腔衛生状態　神奈川県歯科医師会
学童歯科集団検診の一記録法　千葉県　榎　智光
本校における歯牙の取扱について　神奈川県（教員）　柴　重春

などが出された。

歯科の分科会の方では

学校歯科の予防処置の重要性　大阪　岡本　清纓
弗化ソーダによる齲蝕予防の実際　京都大学　美濃口　玄
の二つの特別講演のほか
一、学童口腔検査術式　榎　智光、岡田　久、沢野　寅吉、榊原悠紀田郎
二、鍍銀法術式　小川東洋男
三、弗化ソーダ塗布術式　今村　嘉孝
四、アマルガム充塡術式　森　憲清、細田　幸吉

の四つのテーブルクリニックが行なわれた。

このテーブルクリニックは教室にデンタルチェアやエンジンをセットして、実際に児童を対象として何回かくりかえして行った。当時、テーブルクリニックというものが新しい発表形式として、まだあまり普及していなかったころとしては注目をひくものであった。

またこの会場で、その前年から東京都で巡回を始めていた歯科診療自動車が公開され、中本徹、本村静一が説明に当たった。

このとき集まった学校歯科医たちから、戦前に開かれていた全国学校

歯科医大会を復活させたい、という希望がつよくのべられ、それは次の全国衛生大会の開催地名古屋市の関係者に申しつがれた。

第一四回全国学校歯科医大会

昭和二五年（一九五〇年）一〇月二一日

名古屋市　名古屋商工会議所

この大会を召集するときには、単に「全国学校歯科医大会」ということで、第四回全国学校衛生大会の中の職域別集会という性格で開かれた。しかし三七〇人も集まったその協議の中で、この大会を第一回とするか、戦前の回次を追って第一四回とするかが論じられて、戦前のものをひきつぐ形にすることにきまり、その当日になって「第一四回」ということになった。つまり、大会のあとで第一四回ということになったわけで、第一四回というのは大会報告書にはじめて出てくるのである。

そして、次回からは学校衛生大会の前日開くことを申し合わせた。

この第一四回大会では「歯科衛生について」という文部省事務官の竹内光春の特別講演のあと、一一題の協議題と命名についての緊急動議などがあって、二一題の研究発表があった。

興味ぶかいのははじめの挨拶の中で日本学校衛生会理事長岩原拓、厚生省歯科衛生課長大西栄蔵、日本歯科医師会長代理鈴木勝とともに歯科衛生士の林よねが挨拶をしていることである。

このときの親会である第四回全国学校衛生大会には、会長の三宅鉱が病気欠席のため、副会長の奥村鶴吉がその代行をすべてしたことと、全体の準備委員長には長屋弘が当たっていたため、関係者はこの大会が学校歯科医側の人びとの手で引き回されているような印象をうけた。このことは文部省関係者や学校医側の参加者に微妙な感じを与え、次の福岡の大会運営にいろいろ影響した。

第一五回全国学校歯科医大会

昭和二六年（一九五一年）一〇月五日

福岡市　消防会館

この大会を第一五回とすることはこの前年きまっていたが、親大会のほうは、このときから、学校保健を総合的に組織しようということで、その名称を第一回学校保健大会とすることにして、その中の「各職域別の協議会を前日もつ」という方針で大会の準備を指導した文部省の意向がつよく反映して、この第一五回全国学校歯科医大会は、準備の段階では「学校歯科医令公布二十周年記念、全国学校歯科医協議会」という名称であった。しかし、これも当日の決議で第一五回とすることになった。

この大会は福岡県学校歯科医会と市学校歯科医会が主催で、県歯科医師会が後援した。

「パネルディスカッション」というものがはじめて登場し、「新しい学校保健計画における学校歯科の役割」という題で岡本清纓が座長となり、向井喜男および校長の稲葉一郎がパネラーになった。

また指定研究として、テーマをあらかじめ指定した発表があった。

一、弗化物のう蝕予防価値、並にその取扱について　野口　俊雄
二、神奈川県下における学校給食への弗化物応用の実施計画　榊原悠紀田郎
三、北海道における弗化物塗布の実施状況　結城　重之

このほかに一六題の研究発表があった。

この中でいわゆる斑状歯について発表が四つもあったことも目をひくものがある。

またこの大会の協議会で、日本学校衛生会歯科医学部会という組織ではきわめて学校歯科医はうごきにくく、何らか改正を必要とするのではないか、という意見がつよく打ち出されたが、この大会は日本学校歯科医会再建の導火点ともなったものである。

この大会には池田明治郎が大変努力をした。

第一六回全国学校歯科医大会

昭和二七年（一九五二年）八月三日

宮城県　松島海岸観光ホテル

この大会も召集に当たって二通りの文書がでている。「学校歯科医大会」というものと「学校歯科医協議大会」というものである。

これは前回同様、文部省の意向をくみ入れた妥協の結果であるが、結局は「第一六回全国学校歯科医大会」となった。

興味ぶかいのは主催が宮城県で、後援が宮城県歯科医師会となっていることである。

この大会には約四〇〇人が集まった。

このときは「学校歯科衛生に関する二三の話題」（榎恵）の特別講演で、レントゲンセファログラムなどにもふれた話があった。

このほか一一題の研究発表があった。今回は斑状歯のものは全くなかった。

また協議題は五題出されているが、その中にう蝕の検出基準についての問題、学校歯科医の公務災害補償の問題、いわゆる校内診療についての問題など、のちに具体的になってきた重要な主題のいくつかがとりあげられている。

この大会でもふたたび学校歯科保健の活動は、日本学校衛生会歯科医学部会という形では、十分な活動が期待できそうもないから、日本学校歯科医会というような組織を作ろうではないか、ということがきまり、全国各地から五五人の設立委員を選出した。

日本学校歯科医会設立への具体的な第一歩がふみ出された。

また、この大会のとき「第一六回全国学校歯科医大会会誌」というB五版四〇ページほどの記録が作られ、あとで参加者に配布された。この形はその後の大会の慣例となった。

この大会では佐藤二郎、水谷盛がよくめんどうをみた、

第一七回全国学校歯科医大会

昭和二八年（一九五三年）一一月一四、一五日

高松市　四番丁小学校

主催は香川県学校歯科医会、後援として香川県歯科医師会、同県教育委員会、高松市教育委員会、香川県学校保健会という形で、はじめから第一七回全国学校歯科医大会として召集し、第三回全国学校保健大会の前日に観光をふくんで二日間にわたって行われた。

一人前の大会になったはじめのものである。

これには諏訪亮平、満岡文太郎が骨を折った。

この大会に議事として前大会のとき指名された設立委員で作った日本学校歯科医会会則案が審議され、決定された。

特別講演は

一、学校歯科の一つの方向　岡本　清纓

一、ノールウェーの学校歯科衛生について　湯浅　泰仁

の二題で、研究発表は六題出された。

協議題は一二題が出された。

歯科検診に関するものや、学校歯科医の手当に関するもの、歯科医師会との関係についてのものなどが注目される。

第一八回全国学校歯科医大会

昭和二九年（一九五四年）一〇月八日

島根県出雲市　第一中学校

主催は島根県学校歯科医会、島根県歯科医師会、後援として出雲市、島根県教育委員会、出雲市教育委員会、出雲市・簸川郡歯科医師会である。

これはこのとき松江市で開催された第四回全国学校保健大会の前日に開かれた。

実はそのまた前日一〇月七日に、出雲市医師会館で、日本学校歯科医会の設立総会が開かれた。正式に日本学校歯科医会が発足したわけである。

この大会には約四〇〇人が集まった。井原協一、倉塚正らが大いに活動した。

特別講演として「最近欧米より帰りて」の題で豊田実が話した。

研究発表は一〇題であった。

地元の現場の検査成績のようなものがめだったことと、野口俊雄がリックレステストについて発表したのが少し変わっていた。

またこのとき、長野県大里小学校の児童保健委員会の様子も山田茂がスライドで示説した。

協議題は全体として七題であったが、歯科衛生士を学校に配置せよ、という提案が出された。

この大会で、全国学校歯科医大会はようやくひとり立ちできるようになったわけである。

第四章　むし歯半減運動を中心として

第一八回までの全国学校歯科医大会は、全国学校衛生大会や全国学校保健大会の前日を利用して開催していた。つまり日本学校衛生会あるいは日本学校保健会の傘の下で開いていた。

それでいて主催はもちろん後援にも文部省は加わっていない。場合によっては日本学校保健会も入らないという状態であった。いわば私生児的な取扱いをうけていたわけである。

このような雰囲気の下に、日本学校歯科医会が設立された。

そのとき大会をどのようにもつかは大きな論点になっているが、結論は出ないままになっていた。

第五回の全国学校保健大会は福井ときまっていたが、その日がちょうど、日本歯科医学大会と第一回アジア歯科医学大会の合同会議の日と重なることとなって、従来のように保健大会の前日に福井で全国学校歯科医大会を開催することは日程上困難なことが明らかとなり、ここで東京都学校歯科医会との話合いができて、第一九回大会は東京で開くことがきまった。

それとともに、日本学校保健会、文部省にも働きかけて、その後援を正式に得られるようになった。

このときから基本的に今日のような形が整ったのであった。

第一九回全国学校歯科医大会

昭和三〇年（一九五五年）一一月二三、二四日

東京都　東京都教育研究所講堂

主催は日本学校歯科医会と東京都学校保健会歯科部会であり、後援として文部省、東京都教育委員会、日本歯科医師会、東京都歯科医師会、日本学校保健会ということであった。

この大会の開催には原一学、磯仙策が大変な努力を傾けた。磯はこの大会のあと病臥した。この会には七五〇人が参加した。

このときは特別講演はなかったが、一二題の研究発表があった。

口腔検査に関連するものや、衛生教育に関連するものがめだち、とくに、小学校の教員の研究発表がまじっていた。

協議題としては一〇題あり、その上に総合協議として日本学校歯科医会提案の「学校歯科衛生はどうあるべきか」というテーマでの討議が行われ、これは岡本理事長が説明したのち討議した。この討議の過程で文部省保健課長塚田治作の示唆もあり、学童の未処置う歯を半減することを目標にしようということを大会の宣言の中に盛り込むことに決まっ

た。

いわゆる「大会宣言」はこの大会から始まったものである。

また、それをうけて日本学校歯科医会は、学童むし歯半減運動の実施要項を作ることとなった。

このとき、この大会の報告誌には五〇万円をあてていたが、大会関係記事以外に、そのころ日本学校歯科医会で作りあげた「学校歯科医の手引」を三四ページにわたって掲載した。

日本学校歯科医会はほとんど機関誌を発行する財力をもっていなかったので、岡本清纓と磯仙策とのあっせんで、日本学校歯科医会会誌の前駆的なものをつくることになった。

この大会のときの宣言は次のようなものであった。

宣　言

最近、社会環境の向上にともない、児童生徒のう歯が急激に増加しつつあり、しかもその九〇%以上が未処置のままに放置されていることは、国民保健の上からも、まことに憂慮にたえない。よって、われわれはあらゆる関係当事者と協力し、適切な健康教育と健康管理とにより、う歯を一掃すべく、まず第一段階の目標として、児童生徒の未処置う歯あるものを半減せしめるよう、強力なる運動を展開することを宣言する。

昭和三〇年一一月二三日

第一九回全国学校歯科医大会

この大会の前日の一一月二一、二二日、笄小学校で文部省主催の学校歯科衛生講習会が行われた。

第二〇回全国学校歯科医大会

昭和三一年（一九五六年）八月五、六日

札幌市　中央創成小学校

この大会は日本学校歯科医会、北海道学校歯科医会、北海道教育委員会の主催で、文部省、北海道、札幌市教育委員会、日本歯科医師会、日本学校保健会の後援というように、大体前の大会のパターンになっている。約六〇〇人が参加した。

この大会では全国学校歯科医大会に第一回から連続して出席した向井喜男、高津弐、池田明治郎の三名に表彰状が贈られた。

一二の協議題が出されたが、う蝕予防法の制定についてのものや教員教育における歯科衛生の重視などがめだった。

一二題の研究発表では、むし歯半減運動の実践についてが三題あった。

この大会の大会誌は日本学校歯科医会会誌第一号として出されたが、内容としては第三回の総会の記録がのっているだけで、大会誌そのものといった方がいいような内容になっている。

大会の前日に文部省の学校歯科講習会が行われた。

第二一回全国学校歯科医大会

昭和三二年（一九五七年）七月二一、二二日

岐阜市　市民センター

この大会では主催は日本学校歯科医会と地元の学校歯科医会、歯科医師会および教育委員会で、後援には厚生省が加わったことが前回とちがっていた。

約五〇〇人が集まった。

一二題の研究発表のうち四題はむし歯半減運動のための現場活動の報告であった。

この大会はちょうど学校保健法の成立直前であったので、それに関連した協議題が出たが、協議題は一一題で、う蝕予防法が出ている。

また公務災害補償や給与に関する問題も出されている。

大会宣言は学校保健法の制定を推進しようという趣旨のものであった。

前日に文部省主催の学校歯科講習会が行われている。

第二二回全国学校歯科医大会

昭和三三年（一九五八年）一〇月二四、二五日

栃木県　鬼怒川温泉公会堂

この県には学校歯科医会がなかったので、日本学校歯科医会と栃木県歯科医師会が主催となった。地元の教育委員会は後援にまわっている。厚生省はこのときは後援になっていない。

この大会には五五〇人が集まった。

研究発表は一四題あり、むし歯半減運動についてのものが一題であった。

協議は一一題で、公務災害補償はひきつづいて出されている。

第二三回全国学校歯科医大会

昭和三四年（一九五九年）一〇月一一、一二日

青森市　県立体育館

日本学校歯科医会、青森県学校歯科医会、および県市の教育委員会の主催で、後援には文部省、日本歯科医師会、県歯科医師会、日本学校保健会、県学校保健会がなっている。

この大会には約八〇〇人が参加した。

この大会のメインイベントは午前に一、「むし歯半減運動の検討」というシンポジウム、そして午後は、二、「学校保健法実施上の諸問題」というシンポジウム形式をとってあり、この中に研究発表を割りふったことだった。

一は向井喜男が座長に、野口俊雄が副座長になり、六題の研究発表が行われた。

二は岡本清纓が座長となり、竹内光春が副座長として、一〇人の研究発表があり、それに対する質疑応答という形で行われた。

協議題は一一題であった。

この大会でむし歯半減運動をさらに今後五年間つづけようという宣言が採択されている。

またこの大会のとき、教育視察が日程の中に組み込まれ、会期の前後青森市橋本小学校、八戸市柏崎小学校、弘前市時敏小学校、十和田市北国小学校、三戸町相小学校の五学校が指定された。

地理的関係もあって、全体で五〇人名程度の参加者が訪れたにとどまったが、これが企画されたことの意義は大きい。

この大会では、奥村賞の第一回の授賞式が行われ、八戸市学校歯科医会が受賞した。

第二四回全国学校歯科医大会

昭和三五年（一九六〇年）九月二五、二六日

和歌山市　市民会館

この大会は日本学校歯科医会と和歌山県学校歯科医会、県市の教育委員会が主催となり、後援は文部省、厚生省、日本学校保健会、県、市、および県歯科医師会、というようなことで、厚生省が後援に入っている。

一三〇〇人が参加した。

このときは一つの試みとして、午前中に「歯の健康診断の事後措置に関する研究発表」として七題の発表があり、主として保健管理面について学校歯科保健にアプローチした。

午後は「むし歯半減運動実施上の問題点とその打開策について」ということで、保健教育面から教育畑の下田巧と歯科の立場から向井喜男が発表をし、それをふまえて、そのほかの発表者全部をパネラーとしてパネルディスカッションを行った。

一つの新しい討議の形式を生み出そうとしたが、一八人のパネラーに一時間三〇分の時間では少しむりであったようである。

やはり中心として、むし歯半減運動がすえられていた。

協議題は五題出された。学校保健法の歯科医療費の補助の項目に乳歯

の抜去を加えるようにとの提言や、学童保険というような形のものを作ってはどうかなど、処置の報酬についてのものが入ってきたことが注目される。

教育視察として、前回には視察した会員が大変少なかったことを考えて、第二日の観光コースの中に組み入れるというプランになった。

視察校は海草郡下津町下津小学校、那智郡岩出町岩出中学校であった。

これらには全体で約六〇〇人の会員が参加した。

大会前日一月二三、二四の両日、興紀相互銀行で文部省主催の学校歯科医講習会が行われた。

第二五回全国学校歯科医大会

昭和三六年（一九六一年）一一月一二～一四日

横浜市　神奈川県観光会館

この大会の主催は、日本学校歯科医会と神奈川県学校歯科医連合会、および県、横浜、横須賀、川崎の三市の教育委員会であり、後援には文部省、厚生省、神奈川県および三市のほかに日本歯科医師会、日本学校保健会、神奈川県歯科医師会、横浜市歯科医師会、横浜市学校歯科医会という多彩なものになっている。

これには一四〇〇人が参加した。

この大会は事前準備の一つとして、過去の大会の協議題を分類整理した資料を作って、これに「協議題提案要項」を付して充実した協議が行えるように工夫して、事前に加盟団体に送付した。

メインイベントとして二つのシンポジウムがとりあげられた。

一つは「学校歯科の現場の問題」で向井喜男が司会に当たり、学校長二人を含む五人の現場の発表があった。

とくに、モデル的なシンポジウムにしようとして、いろいろな工夫がこらされた。

もう一つは「組織としての学校保健の問題」で竹内光春が司会に当たり、五人のそれぞれの立場のパネラーによって発表された。

協議題は一一あったが、あらかじめ提案されたように項目に整理されて行われた。

保健管理、とくにその処置の報酬についての問題がめだつ程度に多かった。

教育視察校としては次の二つがきまり、これには全体で二〇〇人あまりが参加した。

横浜市本町小学校、鎌倉市第一小学校であった。

また大会の前日一一月一一日に神奈川県歯科医師会館で文部省主催の学校歯科医講習会が行われた。

こうして大会は一つの形にまとまってきたが、とくに、学校歯科医の現場での保健管理面についての活動にいろいろな問題が出てきて、これが次の大会からの転換のきざしとなった。

第五章　学校歯科の手びきを中心にして

そのころは、一般的に社会が高度成長の波にのりかけた時期で、国民の歯科医療需要の顕在化が急速にすすみはじめたため、歯科医療の供給との間に不均衡がおこり、そのあおりで学校歯科医の現場の活動は次第にその様相を変えるきざしをみせた。

とくにこれまで長い間、学校歯科医の現場の活動の中で大きな比重を占めていた、いわゆる予防処置の積極的な実施についての対応は、全般的に一つの転期を迎えることとなった。

第二六回全国学校歯科医大会

昭和三七年（一九六二年）一一月二三、二四日
京都市　京都会館

主催、後援ともに従来の型のとおりであったが、この大会の日程には大きな変更があった。

それは大会の前日に、主催者による前日集会が行われたことである。

これまでは、大会の前に二日間、文部省の主催する学校歯科医講習会が開かれており、各都道府県から代表者を招集して、大会の運営を側面から援助するようになっていたが、この大会では大会企画の一部として、大会の前日に、三つの主題を設けて、それを中心にして自由討議をするようにしたものである。

前日集会は富田隆雄、嶋善一郎が座長となり、向井喜男、竹内光春、美濃口玄を助言者として約六〇人の参加のもとに開かれた。

主題は三つあって、それぞれの演者が発表したのち、討議をした。

一、う歯予防と弗素の応用について　小山　一
二、砂糖の消費量とう歯の発生について　小池　弘
三、校内処置の諸問題について　後藤　宮治

一については京都市上水道フッ素添加の研究の第一線にいた小山の発表にいろいろ質問や追加があり、とくにここで、のちに大きな話題となった白斑歯（非フッ素性斑状歯）の問題が注目された。

二については、竹内光春のところで京都市の学童の資料を中心として、疫学研究をしていた小池の発表をもとに討議がつづいた。

三は後藤が京都市の学校について調査した結果を基礎にして問題提起をしたのに対し、学校保健法の第七条の「予防処置」の考え方や、現実の歯科医師の日常臨床とのかかわりなどについて論議が集中し、この解決のために日本学校歯科医会は特別委員会を設けて検討せよ、というような結論になった。

いわゆる予防処置委員会発足のきっかけである。

この意味では歴史的な集会であったともいえよう。

この大会は一五〇〇人が参加して行われた。

「歯科衛生、とくに学校歯科医の活動について」の特別講演は西尾雅七によるものであった。

研究発表は一一題、保健管理的なものが多かった。

協議題は七題あった。

そのほかに、前回集会からの要望として特別委員会の設置が付け加えられた。

視察は観光コースに組み入れられており二五〇人ほどが参加した。

京都市朱雀第八小学校と京都市嵯峨野小学校が視察校になった。

第二七回全国学校歯科医大会

昭和三八年（一九六三年）一〇月五、六日
山形市　県民会館

このとき主催には学校歯科医会ではなく、山形県歯科医師会が加わり、後援は型のとおりであった。

県歯科医師会がこの大会の主催に入るのは二回目であった。

約一三〇〇人が参加した。

大会前日に集会が行われたが、これは、大会の企画とは直接のかかわりはなく、これまで行われていた文部省主催の学校歯科医講習会の代りに、日本学校保健会と日本学校歯科医会、教育委員会が主催して、文部省が後援するという形のものであった。この形式がこの大会以後の一つのパターンになった。

学校歯科衛生研究協議会と銘打った前日の集会は、山形の中央公民館で行われ、一〇〇人が参加した。

そこでは、日本学校歯科医会の予防処置委員会がその直前の九月に答申したものを中心にして、竹内光春、杉浦守邦が司会、向井喜男を助言者として、「学校内における予防処置」の問題が中心に討議された。

また「都道府県段階における学校歯科についての組織活動の展開」についても討議された。

「学校歯科の手びき」への序曲ともいうべきものであった。

大会には特別講演として「学校の立場からみた保健」について東大教授の細谷俊夫が行った。

研究発表は六題で、指導主事や養護教諭の発表が登場してきた。

このあとシンポジウム「学校歯科の効果的な執務はどうあるべきか」が行われた。

向井喜男の司会で、教育側で重野幸、松田斗次郎、学校歯科医側で永井正弘、榊原勇吉が意見をのべ討議した。

協議題は四題であった。

教育視察は山形市第八小学校で、約五〇〇人が視察した。

これも新しいパターンとなった。

第二八回全国学校歯科医大会

昭和三九年（一九六四年）九月一八、一九日

富山市　県民会館

主催は型のとおりで、富山県歯科医師会も学校歯科医会とともに加わっている点が少しちがって、後援は前回同様であった。

約一二〇〇人が参加した。

特別講演は前回につづいて東大の細谷俊夫教授による「よい歯の学校運動の教育的意義」である。

これは富山県が比較的早く、ユニークな形でよい歯の学校表彰を始めていたことにかかわるもので、学校歯科保健の教育的指向を象徴するものであった。

研究発表は四題で、養護教諭の発表が一つあった。

「よい歯の学校の分析」というシンポジウムは細谷教授が司会した。

演者は指導主事の有馬武雄、校長の寺崎キミ、学校歯科医の和紀憲一、新聞社が佐藤茂次という多彩なメンバーで行われた。

協議題は八題、歯ブラシの規格についてのもの二件、洗口場などのことが注目された。

教育視察はこのときは行わず、映画によって代行した。

前日の集会は、第二回学校歯科衛生研究協議会として日本学校保健会との共催で行われたが、これには七〇人ほどが参加し、校長の重野幸、歯科技師の川口吉雄が司会して「学校歯科の手びき（案）」を中心にして討議した。

第二九回全国学校歯科医大会

昭和四〇年（一九六五年）一〇月一七、一八日

東京都　東京文化会館

主催、後援は型どおりである。

この会には約二五〇〇人が集まった。

この大会の式典に文部大臣中村梅吉自身が出席した。この大会に文部大臣が出席して直接祝辞を述べたのは第一三回のときとこのときだけであった。

このときのメインイベントは「教育的な保健管理の理解と協力を得るために」というシンポジウムで、これは

㈠学校歯科医が教育への理解をふかめるために

㈡担当教師の協力を得るために

という二つのサブテーマを中心にして、司会を杉浦守邦がして、三人の学校長と保健体育課長を含んだ九人のパネラーによって行われた。

ここでは、前日の研究協議会でまとめられた第三次むし歯半減運動の展開などについて話題がすすんだ。

協議題は五題であった。

教育視察としては文京区柳町小学校と荒川区の第十中学校で、両方あわせて約四〇〇人が視察した。

大会前日の第三回学校歯科衛生研究協議会は文化会館小ホールで開かれ、六〇人ほどが参加した。

ここでは、肥田野直の「教育評価について」という特別講演をはさんで、「第三次むし歯半減運動はいかにあるべきか」について六題の発表と、「学校歯科の手びきの研究」では杉浦守邦が司会して、竹内光春の報告と、他に三人の発表を中心として討論した。

このときの討論の結果を取り入れて、実際に「学校歯科の手びき」が完成したのは昭和四〇年九月であった。

第三〇回全国学校歯科医大会

昭和四一年（一九六六年）一一月一九、二〇日

大阪市　厚生年金会館

主催、後援は従来どおりであった。

これには約一五〇〇人が集まった。

この大会はちょうど三〇回であるので、その記念式典も行われた。

式典は一一月一九日で

全国学校歯科医大会三〇回の歩み　向井喜男

学校歯科のうつりかわり　岡本清纓

教育の立場からみた学校保健　重松俊明

の三つの特別講演があった。

大会自体は一一月二〇日で、養護教諭一人を含む五題の研究発表があった。

次いで「学校歯科における効果的な保健指導をもとめて」というシンポジウムが行われた。指導主事の川北信雄が座長となって、校長三人、保健主事一人、学校歯科医二人がパネラーとなった。

協議題は七題であった。

教育視察には大阪市精華小学校があてられた。

大会前日の第四回全国学校歯科衛生研究協議会は、大阪府歯科医師会館で行われ、九〇人ほどが集まった。

「学校歯科の手びき」と「よい歯の学校運動」を中心課題として、青木が座長となって、午前、午後にわたって行われた。

第三一回全国学校歯科医大会

昭和四二年（一九六七年）一一月一一日、一二日

名古屋市　文化講堂

主催、後援に名古屋市学校歯科医会と、愛知県歯科医師会が入ったことのほかは型どおりである。

一三〇〇人が参加した。

特別講演は「学校歯科の手びき活用のために」として榊原悠紀田郎であった。

研究発表は五題で教員の二人が含まれていた。

協議題は八題であった。

教育視察は行われなかった。

大会前日の学校歯科衛生研究協議会は名古屋市教育会館で行われ、七〇人が参加した。

ワークショップという形で、向井喜男、竹内光春、丹羽輝男、重野幸らがとりまとめ役となり一二人の発言者を一応指名しておいてフロアからも発言があって、「現場における困難な問題に対する解決のために」および「学校歯科の教育活動の内容について」の二つの主題を中心に午前、午後にわたって討議がつづいた。

ワークショップという新しい言葉の割合に内容は十分つくされなかったが、一つの方向はつかみ得たようにみえた。

第三二回全国学校歯科医大会

昭和四三年（一九六八年）一一月一〇、一一日

熊本市　市民会館

主催、後援は型どおりであった。

一三〇〇人が参加した。

この大会から、大会のメインテーマが示されるようになって、このときは「学校歯科衛生の総意を結集するために」であった。

特別講演は「学校保健の評価」で甲斐直義であった。

研究発表は「学校歯科の評価を研究、実践し、その方向へ」という主題をかかげ、六題で、保健主事三人、学校歯科医二人であった。

協議題は五題で、研究発表の中にも協議題にも砂糖消費量にかかわるものがあったことが注目された。

教育視察は本渡市佐伊津小学校が当てられ、二〇〇人が参加した。

前日の学校歯科衛生研究協議会は市民会館で行われ、約九〇人が参加した。

山田茂、丹羽輝男、竹内光春、渡辺哲（校長）司会の下で「学校歯科の評価の理解を深め、実践をはかるにはどうすればよいか」のテーマで三人の校長を含んだ六人の教育関係者の研究発表を中心として討議された。

第三三回全国学校歯科医大会

昭和四四年（一九六九年）九月二一、二二日

大津市　滋賀会館

この大会のときから大会に使う鐘を「学校歯科の鐘」と命名した。

メインテーマは「学校歯科衛生の向上のために」であった。

一一〇〇人が参加した。

シンポジウムは、丹羽輝男が司会して新たに文部省に赴任した能美光房が助言者となって、「教師と父兄と学校歯科医の結びつきはいかにあるべきか」について四人のパネラーが研究発表を組み込みながらシンポジウムをすすめた。

研究発表は六題であったが、校長を含んだ教育関係者が三、学校歯科医が三であった。この中で新しい言葉としてデンタル・I・Q（歯科知能指数）が提言されたのがめだった。

協議題としては七題あった。

教育視察は野洲西小学校で、二八〇人が参加した。

前日の学校歯科衛生研究協議会は、滋賀会館ホールで行われた。

「学校歯科衛生向上のために―教師と父兄と学校歯科医の結びつき」を主題として、午前中は山田茂の司会、三人の教育学関係者のプレゼンテーションと質疑応答を行った。

午後は榊原悠紀田郎の司会で、五人の現場の教員およびPTAを交じえてのパネルディスカッションが行われた。

第三四回全国学校歯科医大会

昭和四五年（一九七〇年）一〇月二五、二六日

熱海市　観光会館

「新しい学校教育課程を歯科保健にどう生かしたらよいか」がメインテーマであった。

約一〇〇〇人が参加した。

特別講演としては黒田芳夫の「保健指導と保健管理」であった。

研究発表は九題であった。

協議題は四題で、洗口場、むし歯予防法などが提案された。

またこの大会のときから、前日の研究協議会の内容の報告がされるようになった。

教育視察は熱海市第二小学校で、一二〇人が参加した。

前日の学校歯科衛生研究協議会は「新しい教育課程を歯科保健にどう生かしたらよいか」について山田茂が司会して行い、「これからの健康診断」について榊原悠紀田郎が司会して行った。

第三五回全国学校歯科医大会

昭和四六年（一九七一年）一一月二八、二九日
千葉市　文化会館

この県には学校歯科医会がないので、県歯科医師会が主催に入っている。

このときのメインテーマは「保健管理と指導の調和」であったが、ここで、のちにつづいてとりあげられたテーマがはじめて登場したわけである。

約一三〇〇人が参加した。

特別講演は「学校保健における管理と調和」について高石昌弘（公衆衛生院）であった。

研究発表は八題で、教員と、はじめて歯科衛生士会の発表があった。

協議題は六題で、学校保健法の医療費給付の範囲をめぐるものが三題あった。

教育視察は匝瑳郡光町日吉小学校で、八〇人ほど参加した。

前日の学校歯科衛生研究協議会は「指導と管理の調和」をめぐって、午前午後にわたって多くの現場の人びとの発表と討論が行われた。

第三六回全国学校歯科医大会

昭和四七年（一九七二年）一〇月一〇、一一日
秋田市　秋田県民会館

この県も学校歯科医会ではなく、県歯科医師会主催になっている。

約八五〇人が参加した。

メインテーマは「学校歯科への相互理解を深めるために」であった。

特別講演は「小児の健康と学校歯科」で船川幡夫（東京大学）であった。

研究発表は七題で、養護教諭からのものが四あった。

協議題は三題であった。

教育視察は南秋田郡天王町東湖小学校で、一一〇人が参加した。

このときも研究協議会の報告があった。

前日の学校歯科衛生研究協議会は「学校歯科への相互理解を深めるために」と「へき地における歯科活動のすすめ方」の二つについてそれぞれ発表と討論を行った。

このときまでの学校歯科衛生研究協議会は日本学校保健会と日本学校歯科医会が共催し、文部省が後援して開いてきたものであったが、その形式はこの第三六回大会で打ち切られた。

次の大会から、この学校歯科衛生研究協議会は、大会の企画の一部として取り込まれるようになり、大会のメインテーマを第一日目に研究協議会でとりあげ、それを第二日で全体的にまとめる、という形になった。

したがって、大会参加者のすべてが第一日の学校歯科研究協議会に参加することになった。

日本学校歯科医会が始めた大会に、学校教職員を含んだ官庁関係者の参加を容易にして、大会の運営を円滑にすることをねらったもので、昭和三〇年（一九五五年）からの大会前日の文部省の講習会という形を改めたわけである。

もっとも昭和三八年（一九六三年）以後の大会では、文部省は主催しないで、日本学校保健会が主催団体として、それを代行するという形でつづけられてきたので、それに参加する者の数は制限され、大会の方からいうと、関連行事として取り扱われている。

一回だけ、昭和三七年（一九六二年）の京都の大会では、この前日の学校歯科衛生研究協議会は行わず、大会の企画の一部として大会の前日集会という形で行ったことがあった。

いずれにしても第三六回大会のときで、これまでずっとつづけられてきたパターンが終わることになった。

第六章　全国学校歯科保健研究大会へ

全国学校歯科医大会に、学校歯科医以外の関係者が少しずつではあるが参加するようになり、とくに「学校歯科の手びき」を中心にした討議がすすむにつれて、その傾向がつよまってきた。

そして「学校歯科医の大会」というよりも「学校歯科保健の大会」というように表現する方がふさわしいようになってきた。

これをうけて大会の内容もその方向に変わっていく。

第三七回全国学校歯科医大会

昭和四八年（一九七三年）一一月一七、一八日

東京都　東京文化会館

この大会のメインテーマは「学校歯科活動の計画性をたかめるために」であった。また、この大会には常陸宮御夫妻が臨席され、おことばを述べられた。

この大会には約二〇〇〇人が参加した。

大会第一日目には参加者を二つのグループに分けて、二つの場所で学校歯科保健研究協議会が開かれた。これには日本学校保健会も主催者として名を連ねていたが、実質的には、大会のながれの中に組み込まれたものであって、従来のものとはちがったものになった。

第一領域は「学校歯科活動の計画性を高めるにはどうしたらよいか」をテーマとして芝浦小学校を会場として行われ、学校の公開授業や保健管理活動を視察したあと、「誕生月診断の方法を中心とした健康診断の問題」と「保健指導」の二つのグループに分かれて、それぞれ発表と、討議が行われた。

第二領域は文化会館小ホールで「地域医療機関の協力と理解を深めるためにはどうしたらよいか」という主題で、午前午後にわたった。午前中は組織活動、午後は治療勧告を中心にして討議が行われた。

第二日目は文化会館大ホールで行われ、特別講演は「暮らしのこころ」鈴木健二（アナウンサー）であった。

パネルディスカッションは、「学校歯科活動の計画性を高めるために」を主題として第一日目に行われた三つのパートの状況をそれぞれ司会者が報告し、それを中心にして助言者と報告者の間でのやりとりという形で行われた。

協議題は三題であった。

第三八回全国学校歯科保健大会

昭和四九年（一九七四年）一〇月一二、一三日

京都市　京都会館

この大会から全国学校歯科保健大会と名称が変わった。

「学校歯科保健の効果的な予防活動の方途をもとめて」が主題となった。

約一八〇〇人が集まった。

第一日目は四領域に分かれ、それぞれ別の会場において、視察を交じえて討議が行われた。

第一領域　小規模校における歯科保健活動の実践について　（相楽小学校）

第二領域　学童の歯・口腔の疾病に対する保健施設（洗口場）はいかにあるべきか　（衣笠小学校）

第三領域　歯科保健に関する健康相談はいかにあるべきか　（京都府歯科医師会）

第四領域　心身障害児（養護特殊学級児）の歯科診療と保健指導につ

いて　（京都歯科サービスセンター）

第二日目の特別講演は「日本の進路」草柳大蔵であった。

パネルディスカッションとして、「学校歯科保健の効果的な活動の方途を目ざして」が行われ、前日の四領域の司会者によるそれぞれの報告があった。時間がなくなって、討論は行われなかった。

第三九回全国学校歯科保健大会

昭和五〇年（一九七五年）一一月一五日、一六日

高松市　市民会館

この大会も前回のパターンをうけついで、第一日目は三つの領域に分かれて学校歯科保健研究協議会を開いた。

メインテーマは「保健指導と保健管理の調和――地域社会とともに」であった。

第一領域　特別活動における歯科保健指導のすすめ方について　（香南小学校）

第二領域　実践をとおしてたくましさを育てる健康教育について　（四番丁小学校）

第三領域　健康診断時における効果的な歯科保健指導はいかにあるべきか　（香川県歯科医師会館）

全体を通じて、保健指導指向がつよく打ち出され、いずれの場面でも校長など教育関係者が発言者、助言者に主要な役割を演じるようになっていた。

それぞれの会場では、参加者による視察および討論がくりひろげられた。

第二日目は大会で、特別講演としては「小児期のかくれた健康障害」内藤寿七郎（愛育病院長）があった。

前日の研究協議会の司会者による報告と若干のフロアからの発言があった。

協議題は四題出されていた。

約一三〇〇人が参加した。

第四〇回全国学校歯科保健大会

昭和五一年（一九七六年）一〇月三〇、三一日

栃木県　藤原町総合文化会館

メインテーマは「保健指導と保健管理の調和――よりよき予防活動のあり方をもとめて」であった。

今回もまた第一日目は三つの会場に分かれて行われた。

第一領域　大規模校における歯科保健のすすめ方――予防活動の実践　（阿久津小学校）

第二領域　小規模校における歯科保健のすすめ方――習慣形成をめざして　（落合東小学校）

第三領域　学校歯科保健のよりよき予防活動を推進するために　（藤原町総合文化会館）

各領域のタイトルがスローガン調の抽象的なものになったことと、発表者、助言者に教育関係者の数が非常に多くなったことはこの大会の特徴であった。

参加者自体にも教育関係の人がめだつようになってきた。

第二日目の特別講演は「ヨットの愉み」小林則子であった。

研究協議会の状況が三人のそれぞれの司会者によって報告された。

協議題は四題出された。

この大会には約一三〇〇人が参加した。

第四一回全国学校歯科保健大会

昭和五二年（一九七七年）九月三〇、一〇月一日

横浜市　神奈川県立音楽堂

メインテーマは「保健指導と保健管理の調和――よりよい歯科保健活

動の実践をめざして――」であった。

この大会では主催者側の都合で、研究協議会は第二日目となり、第一日目は式典と特別講演、全体協議、研究発表だけになった。

特別講演は「わたくしの人生観――創作活動をとおして」佐藤愛子であった。

研究発表は一題、そのあとで第二日目の研究協議会についてのオリエンテーションがあり、協議題は四題であった。

第二日は三会場に分かれて研究協議が行われた。

第一領域　予防活動のすすめ方　（横浜市本町小学校）

第二領域　健康相談の展開　（横須賀市汐入小学校）

第三領域　地域歯科保健とのむすびつき　（神奈川県歯科医師会館）

この研究協議会の発表者として歯科衛生士、栄養士がかなり多数当てられたことは一つの特徴ともいえるものである。

全般的に保健管理指向がややつよく打ち出された。

大会には約一五〇〇人が参加した。

第四二回全国学校歯科保健大会

昭和五三年（一九七八年）一一月一七、一八日

大阪市　厚生年金会館

この大会のメインテーマは「保健指導と保健管理の調和――実践をとおして学ぶ学校歯科保健――」であった。

この大会では、フォーマルな形にもどって第一日目は三会場にわかれて研究協議が行われた。

第一領域　養護学校、養護学級等における歯科保健指導　（大阪府歯科医師会館）

第二領域　学校歯科保健における習慣形成　（大阪市塚本小学校）

第三領域　地域歯科保健と学校歯科保健の連繋について　（箕面市　西南小学校）

それぞれの会場で熱心な討議が行われたが、教育関係者とくに現場の教員、歯科衛生士、精神衛生相談員などが発表者として加わり、多彩なものになってきた。

保健管理的なものと保健指導との面がともに出ていた。

第二日目は前日の研究協議会の報告とそれに伴う意見の発表に重きがおかれ、特別講演は行われなかった。

協議題は四題出された。

この大会には約二三〇〇人が参加した。

第四三回全国学校歯科保健大会

昭和五四年（一九七九年）一一月九、一〇日

神戸市　神戸国際会館

この大会のメインテーマは「保健指導と保健管理の調和――思考による実践をもとめて――」であった。

第一日目は研究協議会で、三会場で行われた。

第一領域　医療希薄地域における歯科保健のあり方　（兵庫県歯科医師会館）

第二領域　学級指導を中心にした歯の保健指導のすすめ方　（神戸市東灘小学校）

第三領域　よい歯を生涯保健のために　（神戸市歌敷山中学校）

ちょうどこの前年に、文部省から「小学校・歯の保健指導の手引」が出されたこともあって、全体としてはそれへの対応という雰囲気があったが、発表者は現場の教師がかなり多くなり、歯科衛生士なども入っていた。

第二日目に行われた特別講演は「神戸の歴史あれこれ」荒尾親成であった。

研究協議会の報告は三人の司会者によって行われ、協議題は五題であった。

一八〇〇人ほどの参加者があった。

第四四回全国学校歯科保健大会

昭和五五年（一九八〇年）一一月一四、一五日

鹿児島市　県文化センター

この大会のメインテーマは「保健指導と保健管理の調和」そのものであった。

日程は第一日目が研究協議会で、三会場で行われた。

第一領域　子供からむし歯をなくそう――第七回鹿児島県民大会

（鹿児島県産業会館）

第二領域　心身障害児の歯科保健のあり方

（県立皆与志養護学校・やまびこ整肢学園）

第三領域　学級指導を中心にした歯の保健指導のあり方

（鹿児島市　草牟田小学校）

この第一領域は、鹿児島県がすでに以前から行ってきたサンライフ運動の中の歯科活動として、県民大会を重ね合わせて行った。

この領域の運営には多少関係者が心をくだいて、半独立の形で行われた。

第二領域は、養護学校と施設が隣接するという特殊な会場で行われた。

この各研究協議会でも、いろいろな立場の人が発表して熱心に行われた。

第二日目は特別講演として「鹿児島の頭脳」椋鳩十であった。

研究協議会の報告ののちに、協議題は四題であった。

約一六〇〇人が集まった。

第四五回全国学校歯科保健研究大会

昭和五六年（一九八一年）一一月一三、一四日

東京都　東京文化会館

この大会のメインテーマは「自分でつくる歯の健康――心も体も健やかな児童・生徒の育成――」であった。また大会の名称に「研究」を挿入することに変わった。

またこの大会は日程を変えて、第一日目は式典、研究協議の一部、第二日目に他の二つの研究協議、そして全体協議というすすめ方になった。

学校視察の代りに、とくに作られた映画によるフィルムフォーラムの手法を導入したのも新しい企画であった。

この大会には常陸宮御夫妻が臨席された。

第一領域　歯口清掃を通じた歯の健康づくり

――日常生活における歯口清掃のあり方――

第一日目（文化会館大ホール）

第二領域　家庭ぐるみで進める学校歯科保健活動

――学校と家庭を結ぶための組織的な活動のあり方――

第二日目（文化会館大ホール）

第三領域　心身に障害をもつ児童生徒のための学校歯科保健活動

――歯科健康診断や歯の保健指導などのあり方――

（文化会館小ホール）

大変にぎやかなスローガンのついた各領域であったが、それぞれ次の題のフィルムフォーラムが中心となった。

第一領域　「きみの歯・ぼくの歯・きれいな歯」

第二領域　「一家の歯みがき」

第三領域　「小さな前進」

発表者も多彩な顔ぶれであり、熱心な討議が行われた。

第二日目に全体シンポジウムでそれぞれの領域での司会者と助言者を加えて討議が行われた。

協議題は四題であった。

約三〇〇〇人が集まった。

全国学校歯科医大会は、すでに半世紀になろうという長い歴史をもってきた。

この間に、学校歯科保健のながれの一つの顔としての面をみることができる。

歯科界全体の社会へのつよいアピールを基盤として、ボランティア活動のような形で発達した大会から、次第に、保健管理的な指向のつよい大会に、そして新しい学校保健のながれの中で、保健指導指向のつよい方向にと移り変わってきた。

現在はもう一つそれらをふまえて、次の時代へのスタートラインに立っているようにもみえる。

第七章　全体協議および大会宣言の推移

全国学校歯科保健大会では、その性質から、必ず、そのときそのときに関心が寄せられている問題について協議を行っている。

第三五回大会あたりから、全体としてその数は少なくなってきているが、これは学校歯科保健の現場における学校歯科医の活動が現実にやや沈滞ぎみに陥り、これというはっきりした、さしせまった問題が少なくなってきたためと、大会における日程の関係などで、全体協議そのものがやや形式化してきたためとも思えるが、やはり全体協議の話題の傾向はまとめて考えてみる必要があろう。

とくにこの全体協議の結論として、その大会ごとに、大会宣言が採択されているが、これも大会のながれをみるのに意味がある。

協議題

第一回から第四五回までの大会で協議された協議題は全部で四四六件である。

これをその内容によって、大まかに一四の項目に分けて年度ごとに、それぞれの項目に関連する件数をあげてみると、この編の付表2のようになっている。それぞれの項について多かったものから並べてみると、次のとおりであった。

- 学校保健行政に関するもの（表の④）九四
  学校歯科の処遇とか、公災害補償とか、教育委員会に技師をおくとかいうような当局への要望などである。
- 学校歯科保健管理、とくに校外処置、勧告などに関するもの（表の⑤）九〇
  要保護、準要保護の範囲とか、洗口場の設置とか、教員の検診というようなものである。
- 歯牙および口腔検査に関するもの（表の⑥）四八
  検査の実施や、検査票のことなどである。
- 学校歯科保健に関連する事業（表の⑫）四二
  巡回診療車、全国的なキャンペーン、表彰というようなものである。
- 歯科処置に対する費用の国庫給付、う蝕予防法など（表の②）三二
- 学校歯科保健制度に関するもの（表の①）三〇
  学校歯科医の設置、学校保健法など。
- 学校歯科における教育、保健指導に関するもの（表の⑦）三〇
  教科、指導訓練のようなもの
- 教育関係者への歯科衛生教育に関するもの（表の⑨）二三
- 日本学校歯科医会の組織に関するもの（表の⑪）一九
- 全国的なキャンペーンに関するもの（表の⑬）一四
- 全国学校歯科医大会に関するもの（表の⑯）一四
- 養護教員に関するもの（表の③）一二

・学校保健委員会についてのもの（表の⑧）四
・その他　（表の⑭）

当然ではあるが、制度についてのものが二一%、洗口場、処置報告などのものが二〇%、その内容は時代とともに変わってきているが、これはずっとひきつづいて話題になってきた項目である。

ついでは検査に関するもので、これも一〇%を占めているが、この一〇年ほどは少なくなっている。う蝕予防法などの話題もこの一〇年はほとんどみかけなくなった話題である。

大会そのものや、日本学校歯科医会の機構などについての話題は、太平洋戦争前ににぎわった話題であり、戦後はほとんどなくなった。

大会宣言

大会の全体協議会で大会宣言を採択することは昭和一三年の第八回大会からはじめられたが各大会の宣言は次のとおりである。

第八回大会（昭和一三年五月一日）

宣言

我国ハ今ヤ未曽有ノ非常時局ニ際会ス。此ノ秋ニ当リ、我々ハ学校歯科医ノ使命ニ鑑ミ、益々其ノ本務ニ邁進シ口腔歯牙ノ保健ニ依ル国民体位ノ向上ヲ図リ以テ国運ノ発展ニ貢献セン事ヲ期ス

右宣言ス

第九回大会（昭和一四年五月一三日）

宣言

今ヤ長期戦体制下ニ於テ国ヲ挙ゲテ聖業ノ完成ニ邁進シツツアリ我等学校歯科衛生ノ責ヲ荷フ者益々力ヲ戮セテ幼少青年ノ体位向上ニ努メ誓ツテ奉公ノ誠ヲ尽サンコトヲ期ス

右宣言ス

第一〇回大会（昭和一五年五月一一日）

宣言

玆ニ光輝アル紀元二千六百年ヲ迎ヘ肇国ノ地日向ニ於テ第十回全国学校歯科医大会ヲ開ク吾等ノ感激ニ堪ヘザル所ナリ

我等ハ我国現下ノ情勢ニ鑑ミ深ク学校歯科医ノ使命ヲ自覚シ口腔衛生ニ立脚セル国民体位ノ向上ニ努力シ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ランコトヲ期ス

右宣言ス

第一一回大会

皇軍将兵への感謝決議だけで大会宣言なし

第一二回大会（昭和一七年五月九日）

宣言

大東亜戦争ヲ完遂シ最後ノ勝利ヲ戦ヒトリ、以テ東亜民族興隆ノ使命達成ニ邁進シツヽアルノ秋、国力伸張ノ根基タル国民体力ヲ増強シ、人口増加ヲ策スルハ刻下喫緊ノ要務ナリトス。

皇国ノ明日ヲ担フ青少年学徒ノ保健衛生ニ携ル吾等学校歯科医タルモノ其職責ニ鑑ミ、斯ノ国家的要請ニ即応シ、挺身職域奉公ノ誠ヲ致サンコトヲ誓フ。

右宣言ス

第一三回大会　　なし

戦後の大会では、第一九回大会のときから宣言の採択が恒例となったが、それ以前は行われていない。この第一九回のときにはう歯半減運動の宣言でもあった。

第一九回大会（昭和三〇年一一月二三日）

宣言

最近、社会環境の向上にともない、児童生徒のう歯が急激に増加しつつあ

り、しかもその九〇%以上が未処置のままに放置されていることは、国民保健の上からも、まことに憂慮にたえない。よって、われわれはあらゆる関係当事者と協力し、適切な健康教育と健康管理とにより、う歯を一掃すべく、まず第一段階の目標として、児童生徒の未処置う歯あるものを半減せしめるよう、強力なる運動を展開することを宣言する。

第二〇回大会（昭和三一年八月五日）

なぜか宣言でなく決議となっている。

決　議

学童の虫歯半減運動を強力に展開し、その実績をあげるために学校歯科衛生の本質を認識し、われわれ自身一層の努力を払い、この運動の達成を期する。

右決議する。

第二一回大会（昭和三二年七月二一日）

大会決議

学校における児童生徒の健康管理を強化するために、われわれは総力をあげて学校保健法の実現に努力する。

右決議する。

第二二回大会（昭和三三年一〇月二四日）

大会決議

学校保健法の制定にともない、さらにこの内容の充実をはかるために適切なる措置を速かに講ずる様関係当局につよく要望する。

第二三回大会（昭和三四年一〇月一一日）

大会決議

児童、生徒のう歯急増に鑑みわれわれは学童のむし歯半減運動を提唱し、その推進を図って来た。その間学校保健法の制定を見、本運動の成果もあがって来たがさらに今後この運動を五カ年継続するとともに学校保健法に伴う予算の増額等の推進を図り、もって学校保健の向上に努力されんことを当局に強く要望する。

右決議する。

これは第二次むし歯半減運動の宣言である。

第二四回大会（昭和三五年九月二五日）

この大会では、全体協議の最後に日本学校歯科医会を解散して、日本歯科医師会の組織の一部にしてはどうかという提案があり、その措置について議長団の調整があって宣言はされなかった。

第二五回大会（昭和三六年一一月一二日）

ここでふたたび宣言という命名になった。

大会宣言

最近学童のう歯の増加の重大性にかんがみ、われわれはむし歯半減運動を展開して、ここに六年、ようやくにしてその成果をうる過程にあることを確認した。

この際、とくに学校歯科保健について教育者の理解と関心を高め、組織活動を推進するとともに、学校歯科医の職責と立場を自認して、むし歯半減運動の目標完遂に邁進するとここに宣言する。

第二六回大会（昭和三七年一一月二三日）

大会宣言

われわれは児童生徒の能力を高めるためのう歯半減運動を展開して七年、その成果の表われつつあることを認めた。

この際全国の学校歯科医は一致協力して、学校保健の分野を確立し、相互協調の学校保健機構も充実し、いっそう教育目標の達成にまい進することをここに宣言する。

いわゆる大会の教育指向がこの大会から始まることになった。

第二七回大会（昭和三八年一〇月五日）

大会宣言

第二七回全国学校歯科医大会を通じて、学校歯科の目標と期待を児童生徒の歯の健康に対する能力を高めることに最大の重点をおくべきことを認めた。

よって、われわれ学校歯科医は、この線にそって効果的な努力を展開することをここに宣言する。

第二八回大会（昭和三九年九月一八日）

大会宣言

第二八回全国学校歯科医大会を通し、よい歯の学校運動の教育的な意義と成果を評価し、さらにこれを推し進めることの重要性を認めた。

よってわれわれ学校歯科医は、この線にそって効果的な行動を展開することをここに宣言する。

第二九回大会（昭和四〇年一〇月一七日）

大会宣言

本日第二九回全国学校歯科医大会において研鑽した「教育的な保健管理の理解と協力を得るために」については、われわれ一同現在までに得られた学校歯科の成果をもとにして、一致協力してその発展に寄与することを宣言する。

第三〇回大会（昭和四一年一一月二〇日）

大会宣言

われわれはこの記念すべき第三〇回全国学校歯科医大会を通じ、学校歯科における効果的な保健指導について十分なる認識を深めるとともに、これを推進する必要を痛感した。よってわれわれはこの意を体し、効果的な実践活動を展開することを、ここに宣言する。

第三一回大会（昭和四二年一一月一一日）

大会宣言

第三一回全国学校歯科医大会は学校歯科の手びきに集約された趣旨を全国の学校に普及し、学童の健康に対する能力を高めることの重要性を認め、その方法を検討した。

よって、われわれ学校歯科医は、この線にそって効果的な行動を展開することを玆に宣言する。

新しく出た「学校歯科の手びき」を中心とすることを盛り込んだ。

第三二回大会（昭和四三年一一月一〇日）

大会宣言

第三二回全国学校歯科医大会は学校歯科の評価について研究した。砂糖消費量の増大は今や学童う歯の急増をもたらし、児童の健康に及ぼす公害ともいうべきである。よってわれわれはこの問題について現状の指導実践を強力に展開することをここに宣言する。

そのころ問題になりつつあった国民の砂糖消費量とむし歯の関係にふれている。

第三三回大会（昭和四四年九月二一日）

大会宣言

今大会において、学校歯科向上のためには教師と父兄と学校歯科医が一体となって、歯科保健指導の促進をはかり予防処置の徹底を期することの必要を痛感した。

よってこの主旨を体し、より強力に実践活動を展開することを、ここに宣言する。

第三四回大会（昭和四五年一〇月二五日）

大会宣言

第三四回全国学校歯科医大会は、新しい教育課程を歯科保健にどう生かし

たらよいかを中心として研究した。われわれ学校歯科医はこの研究成果を明日の学校歯科活動に生かし、活発な行動を展開することをここに宣言する。

第三五回大会（昭和四六年一一月二八日）

大会宣言

われわれは、第三五回大会において、歯科保健に関する管理と指導が十分調和を保って進められねばならないことを学びとった。

よって、この主旨を体して強力な学校歯科活動を展開することをここに宣言する。

第三六回大会（昭和四七年一〇月一〇日）

大会宣言

われわれは、第三六回大会において学校歯科関係者の相互理解を深めることが学校歯科活動をすすめるための基本的要素であることを学びとった。よってこの主旨を体し強力な活動を展開することをここに宣言する。

第三七回大会（昭和四八年一一月一八日）

大会宣言

本大会は「学校歯科活動の計画性を高めるために」を主題として二日間にわたって研究協議を行なった。その結果、児童生徒の歯および口腔の健康を守るためには学校歯科活動を計画性をもって進め、地域社会のより一層の理解と協力を必要とすることを確認した。

よって参加者一同この主旨にそってなお一段と努力することを本大会の名においてここに宣言する。

第三八回大会（昭和四九年一〇月一二日）

大会宣言

第三八回全国学校歯科保健大会は、「学校歯科保健の効果的な予防活動の方途をめざして」をテーマとして、学校歯科保健の当面する諸問題について、二日間にわたって研究協議を行なった。

その結果、参加者一同その主旨を理解し、学校歯科保健関係者および地域社会となお一層の緊密な協調のもとに、心身ともに健康な児童・生徒を育成する必要を痛感した。

よって、その実現を促進させるべく努力することを本大会の名において宣言する。

第三九回大会（昭和五〇年一一月一六日）

大会宣言

昭和三〇年一一月、われわれは児童生徒のう歯抑制のため学校保健のすべての関係者の協力により、適切な保健教育と周到な保健管理とによって、とりあえず児童生徒の未処置う歯の半減を目標として、う歯半減運動を宣言し、その後第二次・第三次にわたってそれを推進してきた。

そして昭和五〇年の今日、半減を達成した学校は全小・中学校の五分の一を超えるに至った。そこで、さらに一歩をすすめて、新たにう歯の発生阻止のため、同じくすべての学校保健関係者の協力と支援によって、保健管理と保健教育との調和を図り、健全歯の増加を達成しようとするものである。

ここでまたう歯半減運動についての関心が高められた。

第四〇回大会（昭和五一年一〇月三一日）

大会宣言

学校歯科保健関係者の多年にわたる努力と社会環境の好転とによって、児童生徒の永久歯う歯の処置状況はようやく改善されつつある。

しかし、食生活を含む児童生徒の歯科保健環境は必ずしも十分ではなく、新しいう歯発生の傾向はおとろえをみせていない。

ここにわれわれは新たな決意をもって、学校歯科保健における管理と指導との十分な調和によりひろい関係者の一致協力によって、う歯予防のための強力な〝第四次う歯半減運動〟を展開し推進することを宣言する。

この大会で第四次むし歯半減運動を推進することが宣言された。

第四一回大会（昭和五二年九月三〇日）

大会宣言

われわれは学校歯科保健における管理と指導の調和を基盤として、広く関係者の協力により予防を主とした〝第四次う歯半減運動〟を推進しつつある。

児童・生徒のむし歯予防をふくめた歯科保健向上のため、行政および地域・学校の強力な連携のもとに保健教育の徹底と保健管理の積極的な推進を展開する以外に方法はない。

ここに新たな決意をもってその実現に努力することを宣言する。

第四二回大会（昭和五三年一一月一八日）

大会宣言

われわれは学校歯科保健指導と保健管理の調和と充実が、う歯予防につながるよう運動を展開しつつある。現在の社会に対応すべく積極的に学校歯科保健の推進を図り、児童・生徒を健全育成するために関係各位の相互理解を深め、今日の地域社会、家庭教育にみあった学校歯科保健の強力な連帯のもとに、なおいっそう今後の学校歯科保健活動を広めて行くことを宣言する。

第四三回大会（昭和五四年一一月一〇日）

大会宣言

国際児童年という記念すべき時にあたって、本大会は「保健指導と保健管理の調和」を主題として二日間にわたって研究協議を行なった。

その結果、児童・生徒に歯の保健に関する実践力を身につけさせ、それを習慣化するためには、歯の保健指導を学級指導を中心とした日常生活の指導の中に幅広く組み入れ根気よく続ける必要があることを確認した。

よって参加者一同はこの主旨にそって、より一層計画性の高い組織活動のもとに一段の努力をすることを宣言する。

第四四回大会（昭和五五年一一月一五日）

大会宣言

わが国の次代を担う児童・生徒は、歯科疾患を中核として、健康を阻害され、それに伴う多くの問題が生じている。

本大会は、将来の展望にたって「歯の健康は人間生活の基本である」という認識のもと、「保健指導と保健管理の調和」を主題として、研究協議を行った。

そこで、学校はもちろんのこと家庭・地域社会が一体となって取り組み、歯の健康を自らすすんで実践する児童生徒の育成を図るとともに「国際障害者年」に対応して、特殊教育諸学校及び養護施設における歯科保健のありかたを追求することを確認した。

よって、参加者一同は、この主旨にそって、さらに充実した計画的・組織的活動を積極的に展開し一層高め、一段の努力をすることを宣言する。

第四五回大会（昭和五六年一一月一四日）

大会宣言

われわれは学校歯科保健における管理と指導の調和を基盤として、広く学校保健関係者とともに積極的な活動を展開してきた。

昭和三十年第一次むし歯半減運動を展開して以来、第四次の今日まで、その成果からみてほぼ所期の目的を達したものと考えられる。しかしながら現時点における児童・生徒のむし歯罹患の実態に鑑みるとき、むし歯予防の面からなお一層の運動を展開する必要を痛感する。そのためには行政はもとより、地域との強力な連繋のもとに学校における保健教育の徹底を図ることが必要である。

加うるに本年は国際障害者年である。本大会においても、障害者の歯科保健対策については、今後の前進に資すべく充分な検討がなされたが、尚残された問題は多い。

われわれ参加者一同は、この実態を認識し、より充実した組織的、計画的活動によってさらに大いなる効果をあげるべく特段の努力を決意するものである。右宣言する。

付表 1　全国学校歯科医（保健）大会一覧

回	開催地	年　月　日	特別講演	宿題報告	シンポジウム	研究発表	前日集会	視察校	備　考
1	東　京	昭和6年4月6日	3			6		/	
2	東　京	昭和7年4月8日				8		/	
3	福　岡	昭和8年5月20日～22日	1			7		○	
4	名古屋	昭和9年5月20日～22日	1			9		○	
5	東　京	昭和10年5月19日～20日		5		8		4	
6	山　梨	昭和11年5月3日～5日	1	2		13		2	
7	大　阪	昭和12年5月16日～18日	1	3		3		/	
8	静　岡	昭和13年5月1日～3日	2	2		21		2	
9	京　都	昭和14年9月13日～15日	2	2		11		1	
10	宮　崎	昭和15年5月11日～13日	2	3		12		1	
11	秋　田	昭和16年6月14日～16日		2		7		/	
12	兵　庫	昭和17年5月9日～10日	1		○	10		○	（後日集会）
13	東　京	昭和18年5月16日～17日				5			
14	名古屋	昭和25年10月21日	1			19		/	学衛大会前日
15	福　岡	昭和26年10月5日		3	○	16		/	学保大会前日
16	宮　城	昭和27年8月3日	1			11		/	〃
17	香　川	昭和28年11月14日～15日	2			4		/	〃
18	島　根	昭和29年10月8日	2			6		/	〃
19	東　京	昭和30年11月23日～24日			○	13	文部省講習会	/	独自の月日
20	北海道	昭和31年8月5日～6日				13	〃	/	〃
21	岐　阜	昭和32年7月21日～22日				12	〃	2	〃
22	栃　木	昭和33年10月24日～25日				11	〃	/	〃
23	青　森	昭和34年10月11日～12日			○		〃	1	
24	和歌山	昭和35年9月25日～26日			○		〃	2	
25	神奈川	昭和36年11月12日～14日			○2		〃	2	
26	京　都	昭和37年11月23日～24日	1			11	（前日集会）	2	
27	山　形	昭和38年10月5日～6日	1		○	10	↑	1	
28	富　山	昭和39年9月18日～19日	1		○	4		/	
29	東　京	昭和40年10月17日～18日			○2		日本学校保健会研究協議会	2	
30	大　阪	昭和41年11月19日～20日	3		○	5		1	
31	名古屋	昭和42年11月11日～12日	1			6		/	
32	熊　本	昭和43年11月10日～11日	1			6		2	
33	滋　賀	昭和44年9月21日～22日			○	6		1	
34	静　岡	昭和45年10月25日～26日	1			9		1	
35	千　葉	昭和46年10月28日～29日	1			9		1	
36	秋　田	昭和47年10月10日～11日	1			7	↓	1	
37	東　京	昭和48年11月17日～18日	1		○		日学歯研究協議会	1	
38	京　都	昭和49年10月12日～13日	1		○		〃	(1)	2領域
39	香　川	昭和50年11月15日～16日	1				〃	(1)	3領域
40	栃　木	昭和51年10月30日～31日	1				〃	(2)	2領域
41	神奈川	昭和52年9月30日～10月1日	1			2	〃	(2)	3領域
42	大　阪	昭和53年11月17日～18日	1				〃	(2)	3領域
43	兵　庫	昭和54年11月9日～10日	1				〃	(2)	3領域
44	鹿児島	昭和55年11月14日～15日	1				〃	(2)	3領域
45	東　京	昭和56年11月13日～14日			○		〃	(2)	3領域

注1　○はあり

注2　視察校の（　）は研究協議会の会場を兼ねる

14 15 '50 '51			'56			20 '56				25 '61				30 '66				35 '71				40 '76				45 '81				計
			1	1			1		1	1	1										1									31
			1																											3
				1																										23
							1		1	1	1										1									5
				1	1	2	1	1	1		1	1	1		1			1	1											32
				1	1	2	1	1			1	1	1		1			1	1											26
									1																					6
1			1				1							1																12
3	2	2	4	2	3	3	2	5	4	1	1	1		1	1	3	2	1			1	1		1		1	3	1	1	1	94
1		1	1																											8
1			2	1		1	1	1	2	1	1	1		1			1	1			1	1		1			2			32
																														3
				1																					1	1	1		1	5
					1		1	3	2																					7
	2															1														3
			1		1	1		1								1												1		26
					1																									3
1		1				1								1	1	1														7
1	1	3	2		3	2	2	4	3	2	7	3	1	3	1	3	2	2	3	2	3	1	1	3	1	2	2	1	1	90
					2			2																1						13
1	1						1				1	1																		15
		2					1																							4
		1	1																					1						5
			1			1		1			1					1			1											6
												1		1		1			1	1		1	1		1					12
									3	2	3	1			1		2	1	1	1	1	1				1					18
																									1	1	1	1	1	6
					1	1		1			2		1	2		1			1		1										11
1		3	1	1	1	2	1		1	1				2		2			2			1	1					1		48
1						2								1																17
		3	1	1	1		1		1	1				1		2			2			1	1					1		29
																														2
	2		2	1		1					1		1	1	1		1												1	30
	2		1	1													1													15
																													1	8
			1			1					1		1	1	1															7
				1								1															1	1		4
		1				1								1									1	1			1	1		23
						1																	1	1			1	1		12
		1												1																11
3		1			1		1	1										1												14
1			1		1		1	1	1	1																				19
1				1	1	1	1	1						2				1		1			2	1			1	1	1	42
																		1					1							5
							1	1																						7
				1	1	1													1								1	1		6
1																														4
														2															1	6
																						1	1				1			14
				1	2							1				1		1												7
14 15 '50 '51						20 '56				25 '61				30 '66				35 '71				40 '76				45 '81				446

付表 2　全国学校歯科医大会における協議題の内容の推移

全国学校歯科医大会協議題題目	回年	1 '31				5 '35					10 '40					13 '43
① 学校歯科保健制度に関すること				1	1		3	2	5	6	2	2	1	1		
1．総　論										1				1		
2．学校歯科医を置く事を得の改正				1	1		3	2	5	5	2	2	1			
3．学校保健法																
② 歯科処置に対する国庫補助など		1	3	2	3	1		1	4	2	2					
1．歯科処置に対する国庫補助またはう蝕予防法などについてのもの		1	1	1	3			1	4	2	1					
2．6歳臼歯の保護について			2	1		1					1					
③ 養護教員に関するもの		1		1		1		1			1	2	1			
④ 学校保健行政		1	3	1	4	5	3	10	3	5	3	3	1	1		
1．治療予防処置の費用負担						1		2		1		1				
2．学校歯科医の処遇に関するもの		1	2		3		1	4			1					
3．学校歯科医会への補助金交付請願			1			1	1									
4．歯科衛生士の導入について																
5．学校歯科医の公務災害補償に関する問題																
6．保健所に関する事項																
7．教育委員会などに学校歯科の技術者を置くことなどについて				1	1	3	1	3	2	3	2	2	1	1		
8．関連機関の設置								1	1							
9．その他										1						
⑤ 学校歯科保健管理とくに校外処置勧告などについてのもの		2	2	1	2	6	2	3	2	2	1	1	1			
1．学校歯科医の執務内容		1						3	1	1	1	1				
2．校内診療施設		1	1	1	1	2	2			1			1			
3．校内診療			1													
4．事後処置						1			1							
5．処置勧告																
6．洗口場の設置について					1	2										
7．要保護，準要保護の範囲について																
8．教職員の歯科検診																
9．社会保険との関係						1										
⑥ 歯牙および口腔検査に関するもの		3	2	2	4	5	2	3	3	2			1			
1．検査の実施に関して		1	1	2	1	4		1	2	1						
2．検査票作制，制定		2	1		1	1	2	2	1	1			1			
3．その他					2											
⑦ 学校歯科における教育，保健指導についてのもの		2				1	2	2	5			4	1	1		
1．教　課		2				1	1	1	4				1			
2．指導訓練							1	1				4		1		
3．その他									1							
⑧ 学校保健委員会																
⑨ 教育関係者に対する歯科衛生教育			1		1	3	2	4			2	1	1	1		
1．師範教育						3	1	2			1					
2．現職教育			1		1		1	2			1	1	1	1		
⑩ 全国学校歯科医大会に関するもの					3	2					1					
⑪ 全日本学校歯科医会の組織機構に関するもの			1			1	1	3	3	1	1		1			
⑫ 学校歯科保健の事業		1	1		3		3	2	2	3	2	5	3	1		
1．児童および学校の表彰							1		1	1						
2．調査，研究							2	1		1	1					
3．巡回診療																
4．学校歯科衛生資材の配給												2		1		
5．その他												2	2			
⑬ 全国的なキャンペーン		1	1		3			1	1	1	1	1	1			
⑭ その他						1										
	回年	1 '31				5 '35					10 '40					13 '43

付表3　全国学校保健大会・全国学校歯科医の集会

回	期日	会場	備考	前日学校歯科医集会
一	昭二六・一〇・六―七	福岡市	職域別七分科会	第一五回全国学校歯科医大会
二	昭二七・八・四―六	仙台市	職域別八分科会	第一六回全国学校歯科医大会
三	昭二八・一一・一五―一七	高松市	職域別八分科会	第一七回全国学校歯科医大会
四	昭二九・一〇・九―一一	松江市	領域別七分科会	第一八回全国学校歯科医大会
五	昭三〇・一〇・一五―一七	福井市	職域別七分科会・領域別七分科会二七班	
六	昭三一・一〇・一三―一五	大津市	職域別七分科会・領域別六分科会	
七	昭三二・一〇・一七―一九	館山市	領域別七分科会二九班	
八	昭三三・九・一九―二二	新潟市	領域別七分科会二七班・特別委員会一班	
九	昭三四・一一・一四―一六	広島市ほか	領域別八分科会二〇班	
一〇	昭三五・一〇・一五―一七	平市	領域別八分科会二五班	学校歯科医懇談会
一一	昭三六・一〇・一五―一七	青森市	領域別八分科会四〇班	学校歯科医大会
一二	昭三七・一一・一〇―一二	静岡市	領域別二〇分科会四六班	学校歯科医懇談会
一三	昭三八・一一・九―一一	熊本市	領域別八分科会四三班	〃
一四	昭三九・一一・六―九	金沢市	領域別三分科会四六班	〃
一五	昭四〇・一一・一三―一五	伊勢市	職域別一〇分科会・領域別八分科会四五班	〃
一六	昭四一・一一・一二―一四	前橋市ほか	領域別八分科会四九班	〃
一七	昭四二・一一・二五―二七	松山市	領域別一〇分科会四五班	〃
一八	昭四三・一一・二二―二四	岐阜市	領域別一〇分科会四七班	〃
一九	昭四四・一一・二二―二四	鹿児島市	領域別一〇分科会四七班	〃
二〇	昭四五・一〇・二七―二九	秋田市	領域別一〇分科会四六班	〃
二一	昭四六・一一・二二―一五	岡山市	領域別二分科会四六班	〃
二二	昭四七・九・二―四	札幌市	領域別五分科会三四班	〃
二三	昭四八・九・二九―一〇・一	富山市	領域別六分科会三九班	〃
二四	昭四九・一一・八―一一	宮崎市	領域別六分科会四〇班	〃
二五	昭五〇・一一・七―一〇	浦和市	領域別六分科会三二班	〃
二六	昭五一・一一・一二―一五	高知市	領域別六分科会四〇班	〃
二七	昭五二・一一・二二―一四	神戸市	領域別六分科会五〇班	〃
二八	昭五三・九・二二―二五	盛岡市	領域別六分科会三六班	全国学校歯科医協議会
二九	昭五四・一〇・一九―二二	名古屋市	領域別六分科会一五主題	〃
三〇	昭五五・一一・七―一〇	山口市	領域別六分科会一四班	〃
三一	昭五六・一一・五―七	横浜市	主題別一〇班	〃

第四編　むし歯半減運動と全日本よい歯の学校表彰

第一章　第一次学童むし歯半減運動
第二章　全日本よい歯の学校表彰
第三章　古いころの表彰
第四章　各地で行われていたよい歯の学校表彰
第五章　第二次むし歯半減運動
第六章　第三次むし歯半減運動
第七章　第四次むし歯半減運動

むし歯半減運動は日本学校歯科医会の行ってきたもっとも大きな事業の一つである。

国民全体を対象として歯科保健の向上をねらいとしたキャンペーンとしては、昭和三年（一九二八年）からつづけられているむし歯予防デー（歯の衛生週間）があるが、学童の未処置のむし歯を半分に抑えよう、というような具体的な目標を明示したキャンペーンは内外を通じてもあまり例をみないものであったと考えられる。

しかし現在では、その目標は全体的には達せられるようになったこともあってか、その意味も次第に忘れられてきているが、昭和三〇年（一九五五年）にこれが提唱されたときには全国の学校現場に与えた影響はきわめて大きく、熱っぽい雰囲気であった。

その後になって、この運動を具体的な場で実践した学校を対象とした「全日本よい歯の学校表彰」が始まり、これは今日までつづけられていて、学校歯科保健の推進に大きな役割を果たしている。

第一章　第一次学童むし歯半減運動

わが国の児童生徒のう蝕罹患状態は、昭和二〇～二二年ごろから、年を追って増悪の一途をたどっていた。

しかもこれに対応する全体的な歯科医療の供給態勢はきわめて貧弱であり、全体として憂慮すべき状態であった。

学校歯科保健の活動も昭和二六、七年ごろから徐々にではあるが次第に整えられつつあり、昭和二九年（一九五四年）には日本学校歯科医会も設立されるようになった。

学童のむし歯の蔓延をなんとかくいとめたいという願いは、今日では思いも及ばないほどつよいものがあった。

こんなとき、長い間国民の死亡順位の第一位をずっと占めつづけてきた結核の死亡率が、昭和二六年になってようやく低下の傾向を示し、昭和二九年には戦前の半分になった。

つまり半減が達成できたのであった。

昭和三〇年（一九五五年）一一月、第一九回全国学校歯科医大会が東京で開かれたとき、この結核死亡率の半減達成がヒントとなって、学童のむし歯罹患の半減を目標としたキャンペーンを展開することが提案された。

そして次のような大会宣言が採択された。

宣言

最近社会環境の向上にともない、児童生徒のう歯が急激に増加しつつあり、しかもその九〇％以上が未処置のまま放置されていることは、国民保健の上からも、まことに憂慮にたえない。

よってわれわれはあらゆる関係者と協力して、適切な健康教育と健康管理とにより、う歯を一掃すべく、まず第一段階の目標として、児童生徒の未処置う歯あるものを半減せしめるよう、強力な運動を展開することを宣言する。

そして日本学校歯科医会はただちにその実現の準備を行い、「学童のむし歯半減運動」実施要項をつくり、昭和三一年度から五カ年計画で実施することとなった。

「学童のむし歯半減運動」実施要項

一、名　称

この運動は「学童のむし歯半減運動」と称す。

二、提　唱

日本学校歯科医会

財団法人日本学校保健会

三、趣　旨

最近、社会環境の変化にともない、学童のむし歯が急激に増加し、しかも、その九〇％以上が未処置のまま放置されている現状である。

昭和三〇年一一月東京都において開催された「第一九回全国学校歯科医大会」において、この現状にかんがみ未処置のむし歯をもつ学童を半減させるための運動を強力に展開することを宣言した。

よって、われわれはこの宣言の趣旨を実現するために、この運動を提唱し、そして積極的に推進しようとするものである。

四、期間と目標

この運動は、昭和三一年度から開始し、引続き五カ年間行なう。

この運動は未処置のむし歯をもっている学童が半減することを目標として行なう。

五、方　針

この運動は、次のような方針を考慮して推進するものとする。

A、この運動は単なる啓蒙運動にとどまらず、具体的な実践結果を求めるものである。

B、この運動は学童のむし歯を処置するという実践活動を中心に行なわれる。そしてこれが動機となって、さらに学校の保健室の歯科施設の整備拡充や、歯に関する教育も高まることを期待する。

C、学童のむし歯の処置は、校外処置の勧告、校内処置、あるいはその併用等、その地域に最も適切な方法を選ぶ。

六、実施事項

実施事項として次のようなことが考えられる。

A、都道府県の学校歯科医会の実施事項

a、都道府県の学校歯科医会は、都道府県学校保健団体とともに、この運動の中心となる。

関係行政当局、都道府県歯科医師会などの関係団体の全面的な協力をえて、この運動が強力に展開されるようつとめる。

b、このために、これらの関係機関、団体などで構成する「学童のむし歯半減運動連絡協議会」のような連絡協議の機構を設けることが望ましい。

c、都道府県の学校歯科医会の実施事項は、それぞれの地域に最も適切な方法を企画し、実施することが必要である。

参考として、この方法を例示すると次のとおりである。

(ア)　都道府県の区域内の各学校における学童のう歯の処置率を確認し、これにより運動の方法を検討する。

(イ)　教職員、学校歯科医等の集会のさいに、この問題が提議され、またはそれらの人びとによってこの運動についての協議会等が開催されるようにする。

(ウ)　「よい歯の学校コンクール」のようなものを企画することも考えられる。

(エ)　都道府県の学校歯科医会は、その実施計画が決定したときは、この運動の情報として、その概要を本会に連絡されることが望ましい。

B、市町村の学校歯科医会の実施事項

市町村の学校歯科医会は「A」に準じて実施する。

C、学校における実施事項

a、校長は、学校の職員その他関係者と協議し、この運動が強力に実施されるようにする。

b、この運動の企画および実施には、学校歯科医、保健主事、養護教員などの保健関係職員が中心となって当たることが、特に必要である。

c、学校における実施の方法は、それぞれの学校の実情に即して行なわれることが必要である。

d、学校においては、学校歯科医または一般の歯科医師により精密なむし歯の検査を行なう。この検査においては、とくに永久歯の浅在う蝕（C_1）の発見につとめ、できれば秋季にも行なうようにする。

e、学校においては学級単位に学童の「むし歯管理表」のようなものを作り、これを活用する。

f、学校においては、学校身体検査の結果、未処置のむし歯をもっている学童を発見したときは、その家庭に経済上の特別な事情がある場合を除き、次の処置をとる。

(ア)　校長は「むし歯治療通知票」を発行し、学級担任教員から学童を通じて、それぞれの家庭にもちかえらせる。

(イ)　家庭では、その学童をもよりの歯科医へこの通知票をもって、むし歯の治療に行かせる。

(ウ)　むし歯の処置が終ったときは、通知票にその歯科医のサイン

を受けさせ、学童から学級担任教員へ返させる。

g、この仕組が適格な効果をあげるためには、次のような方法をとることが必要である。

(ア) この仕組の実施計画について、学級ごとに話し合ったり、学校保健委員会で協議されたりするようにする。

(イ) ＰＴＡの会合等を利用し、学童の家庭にこの仕組がじゅうぶん徹底するようにする。

(ウ) まえもって市町村の歯科医師会と協議し、じゅうぶんに協力を得るようにする。

この際たとえば何曜日の何時から何時までは、この仕事にとくに協力してもらうために、学童のむし歯診療日を定めることも考えられる。

(エ) 学級ごとに学童のむし歯治療表を作り、これに未処置の者には「つぼみ」、処置を終わった者には「花」の形の千代紙を名前の上にはるなどの工夫も考えられる。

(オ) 学級ごとに、毎月一回、学級担任教員が学童のむし歯の処置の有無を調査する。

そして処置をうけない者については適切な指導により処置をうけさせる。

しかし、なお処置をうけない者については「むし歯治療通知票」を発行して、処置をうけさせるように指導する。

(カ) 全校の学童のむし歯の処置状況を毎月学級ごとに調べ、学校歯科医は関係者とともにこれを検討し、この結果によってさらに必要な措置を講ずるようにする。

(キ) 「よい歯の学級コンクール」のような行事もよい。

h、保健室に歯科治療台の設備のある学校においては次のように活用する。

(ア) 学級ごとに数名の学童（たとえばおくびょうな者や、家庭に経済上の事情のある者など）を選びその学童について処置を行なう。

このときは、他の同級生を見学させ、一般の歯科医師のところで処置をうけることをいやがらず、進んで治療を受けにゆく気持を高めるように指導する。

(イ) 一定の学年から累加的永久歯の初期う蝕の処置を希望する者のみについて処置を行なうのもよい。

(ウ) 以上の未処置のむし歯の処置対策のほかに、食事の指導、歯口清掃などの健康指導がじゅうぶん行なわれるようにする。

この運動は日本学校歯科医会と財団法人日本学校保健会の共催という形で実施されることになったが、主管官庁である文部省もこれには大きな関心をよせ、これに呼応して、昭和三一年五月二四日付で、初等中等教育局長名で、各都道府県知事および教育委員会に対して次のような「学校の児童生徒などのう歯予防の徹底について」という通牒を出した。

文部初保第二七七五号

学校の児童生徒等のう歯予防の徹底について

都道府県教育委員会
都道府県知事　殿

（三一・五・二四）

最近の学校身体検査の統計によると、学校の児童生徒等のう歯罹患者の数は、昭和二七年頃から急激に増加し、今年度においては、さらに増加する傾向がうかがわれ、しかも、これらのう歯罹患者の九〇％以上は、その処置がなされていないままに放置されています。

このことは、児童生徒の健康の保持増進上まことに遺憾なことであります。ついては児童生徒のう歯予防の徹底を期するため、下記事項に注意され、いっそう適切な措置を講ぜられるようにお願いします。なお、

都道府県教育委員会は、市町村の教育委員会に対し、このことを御通知願います。

一、学校歯科医を設置していない学校については、すみやかに設置するようつとめること。

二、無歯科医村の学校については、学校歯科予防巡回班を編成する等の措置を講ずるようにつとめること。

三、学校の保健室を整備し、その設備をじゅうぶん活用するようにつとめること。

これに基づいて運動展開が始まった。

とくにここで強調されたのは、それまでいわゆる熱心な学校歯科医の活動が中心になっていた点をひろげ、学校側関係者の参加によって推進しようということであった。

昭和三一年（一九五六年）五月、札幌で開かれた第二〇回全国学校歯科医大会では協議題の中にも、また会員からの研究発表にも関連したものが出された。

その翌年の岐阜での第二一回大会でも数題の研究発表があった。

昭和三三年（一九五八年）には学校保健法が公布されたので、鬼怒川での第二二回大会はそちらに焦点が移った感があったが、翌年の青森での第二三回大会では、「むし歯半減運動の検討」というシンポジウムがもたれ、主として現場の学校歯科医からの発表を中心に討論が行われた。

和歌山で行われた第二四回大会では、向井喜男会長のほかに教育の立場から下田巧を加えて「むし歯半減運動実践上の問題点とその打開策」というパネルディスカッションが行われた。

またこの大会のときから「全日本よい歯の学校表彰」が行われることとなった。

第二章　全日本よい歯の学校表彰

全日本よい歯の学校表彰は、日本学校歯科医会が、学童むし歯半減運動の趣旨の徹底、普及をはかるために「保健教育と保健管理とによって、学童のむし歯半減を達成した学校ができるだけ多くなること」を期待して昭和三五年度（一九六〇年）から始めたものである。

このために加盟団体および都道府県教育委員会を通じて、全国の学校に「全日本よい歯の学校表彰調査票」を配布し、該当する学校はこれに記入して加盟団体の審査を経て、中央審査会に提出してもらい、書面審査の上で該当校を表彰する、ということになった。

条件は、「全校児童の永久歯う歯の五〇％以上が処置を完了している」ということだけであった。

したがって、優劣とか、順位をきめるとかいうことではなく、あくまで、全国の小学校の永久歯う歯の処置率を五〇％以上に引き上げることが目標であったわけである。

したがって、ある時間をおけば、その水準を達成する学校数はひろがり、当然この表彰行事自体の意味を失うことが当初から予想されていた大変ユニークな事業であった。

この点では昭和二六年（一九五一年）に、朝日新聞社が主催し、文部省が後援してはじまった全国健康優良学校の表彰とは少し趣を異にしている。

この方は、戦後に世界保健機関が提唱した健康観に基づいて、学校保健を打ちたてることをねらいとして「心も身体も健かな児童を育てるため」「児童、教職員、父兄が協力して学校保健の組織、管理、教育の各

活動を積極的にとりあげて健康増進させている学校」を表彰しようというものであって、まず大規模校と小規模校にわけ、各都道府県ごとに各一校の代表校を選定し、書面審査で、その中から大小各五校を、特選健康優良学校とし、それについて実地審査を行って、健康優良学校を選出する、というものである。

第三章　古いころの学校表彰

学校衛生の優良な学校を表彰しようという行事はすでに昭和九年（一九三四年）に、帝国学校衛生会によって始められ、毎年各都道府県から一校ずつ表彰されていた。

また日本聯合学校歯科医会でも昭和一六年学校歯科医令公布一〇周年を記念して、「学校歯科衛生に関する施設経営の優秀なる学校」を表彰することをきめ、学校歯科衛生表彰会という組織を作り、その会長に文部大臣を推すこととした。

学校歯科衛生表彰規程

一　日本聯合学校歯科医会ハ学校歯科医令公布十周年ヲ記念スル為学校歯科衛生ニ関スル施設経営ノ優秀ナル学校ヲ表彰ス

二　前項ノ表彰ヲ行フ為本会ニ学校歯科衛生表彰会ヲ設ク

三　表彰会ノ会長ニハ文部大臣ヲ推載ス

四　表彰ニ関スル審査ヲ行フ為中央審査会並ニ地方審査会ヲ設ク

五　中央審査会ハ日本聯合学校歯科医会ニ於テ推薦シタル委員若干名ヲ以テ組織シ会長ニハ日本聯合学校歯科医会長ヲ推ス

地方審査会ハ道府県学務部ニ於テ学校歯科医会又ハ学校歯科衛生関係者ヲ加ヘタル委員若干名ヲ以テ組織シ会長ニハ学務部長ヲ推スモノトス

六　表彰ハ表彰状ヲ贈呈スルモノトス

七　表彰式ハ来ル六月秋田市ニ於ケル第十一回全国学校歯科医大会ノ際之ヲ行フ予定

八　表彰並ニ審査ニ関スル事務ハ日本聯合学校歯科医会ニ於テ之ヲ行フ

九　表彰ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

昭和十六年二月

日本聯合学校歯科医会

これについて、次のような表彰についての細則をきめ、全国から推せんをうけたものについて審査をした。

学校歯科衛生表彰ニ関スル細則

一　表彰セントスル学校ハ一道府県ニ於テ一校トシ地方審査会ノ推薦ニ依ルモノノ中ヨリ中央審査会ニ於テ審査ノ上之ヲ定ム

二　地方審査会ハ来ル四月末日迄ニ道府県内各学校ノ中ヨリ学校歯科衛生ニ関スル施設経営優秀ニシテ地方ニ於テ模範ニスルニ足ルモノ三校以内ヲ選定シ其ノ概要ヲ文部省体育局内日本聯合学校歯科医会ニ報告スルモノトス

三　学校ノ選定並ニ概要報告ハ次ノ項目ニ準ズルモノトス

（一）　学校歯科衛生教育

（二）　学校歯科衛生設備

（三）　学校歯科衛生施設

1　定期身体検査其ノ他ノ口腔診査及其ノ利用

2　歯科予防処置

3　学校歯科衛生訓練

4　其ノ他ノ施設

（四）学校歯科衛生当事者ノ活動状況
1　学校歯科医ノ活動
2　学校看護婦ノ有無及其ノ活動
3　学校長、衛生主任及一般教員ノ活動
（五）学校歯科医設置以来ノ齲蝕罹患者率並ニ齲蝕処置者率ノ累年比較
（六）学校歯科衛生ノ研究調査
（七）学校歯科衛生ニ関スル経費其ノ他
尚此等ハ可及的長期間ノ情況ニ付キ調査報告スルコト
又施設経営ノ実際ヲ表ハスベキ写真等モ成ルベク添附ノコト
四　地方審査会ニ於テ審査ニ要スル経費ノ一部ハ本会ヨリ之ヲ補助ス
五　地方ヨリノ推薦アリタル学校ニシテ本会ノ表彰ヲ受ケザリシモノニ対シテハ中央審査会ノ議ニ基キ日本聯合学校歯科医会長ヨリ感謝状ヲ呈スルコトアルベシ

この表彰式は昭和一六年（一九四一年）六月一四日、秋田の第一一回全国学校歯科医大会で行われた。表彰状をうけた学校は次のとおりであった。

北海道　函館市新川国民学校
青森県　青森市新町国民学校
岩手県　盛岡市杜陵国民学校
宮城県　仙台市木町通国民学校
秋田県　能代市浄城第二国民学校
山形県　鶴岡市朝暘第一国民学校
福島県　岩瀬郡須賀川町　第二国民学校
茨城県　土浦市土浦国民学校
栃木県　宇都宮市昭和国民学校
群馬県　勢多郡桂萱国民学校
埼玉県　川口市川口第一国民学校
千葉県　千葉市本町国民学校
東京府　東京市田原国民学校
神奈川県　横浜市一本松国民学校
新潟県　中蒲原郡五泉国民学校
富山県　富山市星井国民学校
石川県　小松市芦城国民学校
福井県　福井市順化国民学校
山梨県　甲府市富士川国民学校
長野県　上伊那郡赤穂国民学校
岐阜県　大垣市中国民学校
静岡県　浜松市南国民学校
愛知県　名古屋市南久屋国民学校
三重県　北牟婁郡長島国民学校
滋賀県　県立大津高等女学校
京都府　興謝郡宮津国民学校
大阪府　大阪市船場国民学校
兵庫県　神戸市諏訪山国民学校
奈良県　宇智郡五条国民学校
和歌山県　箕島商業学校
鳥取県　鳥取市日進国民学校
島根県　簸川郡出東国民学校
岡山県　岡山市深柢国民学校
広島県　広島市三条国民学校
山口県　萩市明倫国民学校
徳島県　県立小松島高等女学校
香川県　高松市四番丁国民学校
愛媛県　松山市東雲国民学校
高知県　高知市潮江国民学校
福岡県　嘉穂郡上穂波国民学校
佐賀県　西松浦郡伊万里　第一国民学校
熊本県　鹿本郡山鹿国民学校
宮崎県　宮崎県女子師範学校
鹿児島県　県立第一鹿児島中学校
沖縄県　那覇市上山国民学校

これらの学校に対してはそれぞれ、次ページの写真のような文部大臣橋田邦彦の揮毫による「健康報国」の額が贈られた。現在でもこれらの学校にはかかげられていると思う。

また、審査会から報告された優良校の中で表彰状を贈らなかった学校に対しては、のち次の学校に感謝状が贈られた。

北海道　岩内郡岩内西国民学校
青森県　上北郡三本木国民学校　弘前市朝陽国民学校
岩手県　江刺郡岩谷堂国民学校
秋田県　秋田高等女学校　能代市浄城国民学校
山形県　山形市男子国民学校　鶴岡市朝暘第三国民学校
福島県　福島市第一国民学校　若松市鶴城国民学校　足利市西国民学校
栃木県　足利市柳原国民学校
群馬県　女子師範学校附属国民学校
埼玉県　秩父郡大宮第一国民学校　入間郡入間川国民学校
千葉県　市川市市川国民学校　君津郡木更津第一国民学校
東京府　東京市高輪台国民学校　東京市忍岡国民学校
神奈川県　鎌倉市鎌倉第一国民学校
新潟県　新潟市鏡淵国民学校

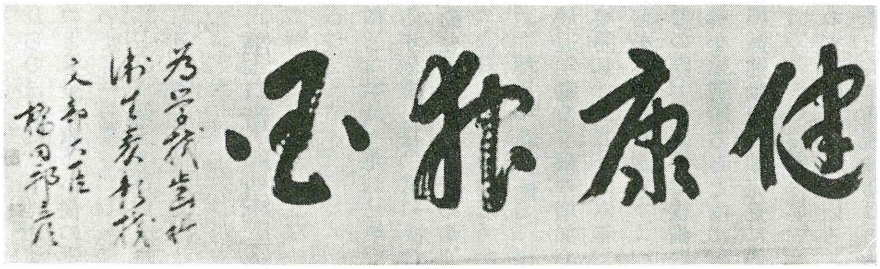

橋田文部大臣が学校歯科衛生優秀校に贈った額

山梨県	甲府市相生国民学校
	甲府市琢美国民学校
岐阜県	羽島郡笠松国民学校
	武儀郡美濃国民学校
静岡県	田方郡伊東町西国民学校
	静岡市城内東国民学校
愛知県	名古屋市高田国民学校
	名古屋市立第三高等女学校
三重県	桑名市第四国民学校
	県立阿山高等女学校
滋賀県	坂田郡長浜国民学校
	蒲生郡八幡国民学校
京都府	京都市竜池国民学校
	何鹿郡綾部国民学校
大阪府	私立帝塚山学院初等科
兵庫県	女子師範学校附属国民学校
	神戸市雲中国民学校
	尼崎市下坂部国民学校
奈良県	生駒郡斑鳩国民学校
	生駒郡郡山国民学校
鳥取県	米子市明道国民学校
	県立米子高等女学校
島根県	松江市内中原国民学校
山口県	徳山市徳山国民学校
徳島県	板野郡板四国民学校
	徳島市富田国民学校
香川県	高松市新瓦町国民学校
愛媛県	宇和島市和霊国民学校
	今治市美須賀国民学校
高知県	高知市第二国民学校
	高岡郡須崎国民学校
福岡県	福岡市奈良屋国民学校
	筑紫郡二日市国民学校
佐賀県	佐賀市赤松国民学校
	東松浦郡鬼塚国民学校
宮崎県	児湯郡妻国民学校
	宮崎市第六国民学校
鹿児島県	鹿児島市大竜国民学校
	川内市亀山国民学校
沖縄県	国頭郡名護国民学校
	那覇市天妃国民学校
富山県	新潟市礎国民学校
	富山市五番町国民学校
	富山県女子師範学校
福井県	県立三国中学校
	敦賀市敦賀北国民学校

第四章　各地で行われていた　よい歯の学校表彰

全日本よい歯の学校表彰が始まるより以前に、神奈川、埼玉、富山の各県では「よい歯の学校表彰」が行われていた。

神奈川歯科医師会が主催して行った「よい歯の学校表彰」は昭和二四年（一九四九年）に「学校歯科衛生優良学校表彰」という形ではじまったが、翌年から「よい歯の学校コンクール」という形として行われるようになった。

これは審査のための資料ということで、全県下の各校から学校保健統計以上の歯科疾患の資料を得るつもりで、一定の調査票に記入してもらって集め、それによって審査するという方法で行われた。

実際に県下からかなりの歯科保健状態の情報が集められた。

そして評価の指標として一人当り永久歯処置歯数および高度う歯数が用いられ、順位をきめるという仕方で「よい歯の学校」が選ばれた。

衛生教育面ではそのころ、あまり客観的な資料が得られない事情であったので、評価の要素としては参考程度にとどまっている。

これは形をかえて今日もつづいている。

埼玉県の「よい歯の学校コンクール」は、昭和二九年（一九五四年）

から歯科医師会と教育委員会の共催で始まったものであるが、これには保健教育面についても若干の考慮が払われている。なお埼玉県では「よい歯の学級コンクール」も行った。

富山県の場合は昭和三三年（一九五八年）から「富山県よい歯の学校運動」の一環として「よい歯のモデル学校表彰」という形で行われた。

これらのほかに、各地でよい歯の学校表彰の行事はさかんになった。

このとき全日本よい歯の学校表彰は重なり合っている場合も多いようであった。

第五章　第二次むし歯半減運動

昭和三六年（一九六一年）横浜で行われた第二五回大会では、次のような宣言を採択し、第一次むし歯半減運動の成果を確認し、さらに第二次運動を行うことを決めた。

大会宣言

最近学童のう歯の増加の重大性に鑑み、われわれはむし歯半減運動を展開して、ここに六年、ようやくにしてその成果をうる過程にあることを確認した。

この際、とくに学校歯科保健について、教育者の理解を高め、組織活動を推進するとともに、学校歯科医の職責と立場を自認して、むし歯半減運動の目標完遂に邁進することをここに宣言する。

この宣言にもふれているように、学校歯科保健の推進における保健教育面をとくに重視することとなり、関係者の協力の必要なことにふれている。

昭和三七年（一九六二年）度からは中学校も加えることとなった。

しかし、このころから、学校歯科保健活動の重点が、予防処置の実施から治療の指示の方にうつり、一方保健教育の充実の方向への転換が始まり、処置率向上の目標をもつむし歯半減運動そのものの影がいくらかうすくなりかけた。

とくに昭和三九年（一九六四年）富山で行われた第二八回大会では、「むし歯半減運動」よりも「よい歯の学校運動」がメインテーマとしてとりあげられ、特別講演も、シンポジウムもこれが中心テーマとなるようになった。

たしかにむし歯半減運動が始まった当初のころの熱っぽさはやや色あせるかにみえるようになった。

こんなことを反映してか、昭和四〇年（一九六五年）に東京で行われた第二九回大会の前日の第三回学校歯科衛生研究協議会では、「第三次むし歯半減運動はいかにすべきか」が一つのテーマとしてとりあげられ、六人の学校歯科医の指導者によるプレゼンテーションが行われた。

このときにはそれと平行して「学校歯科の手びき」の研究がもう一つのテーマになったことも象徴的である。

こうした討議にもかかわらず、むし歯半減運動自体よりも、「よい歯の学校表彰」の方に関心が集まるような傾向になり、大阪での第三〇回大会ではその活動もテーマから姿を消すこととなった。

第六章　第三次むし歯半減運動

第三〇回大会の大会宣言では、むし歯半減運動については何もふれら

れなかったが、その前日行われた第四回学校歯科衛生研究協議会ではそのメインテーマの一つとして、「よい歯の学校の普及について」がとりあげられ、前年の協議会で討議された第三次むし歯半減運動は、そのまま昭和四一年（一九六六年）から始まることになった。

しかし実際面では、むし歯半減運動をとくに意識することのないままに、影のうすい運動となったようである。

このころから、全日本よい歯の学校のほうは増加することとなり、昭和四二年（一九六七年）には、二〇〇〇校に近づいた。

しかし、このころからこの全日本よい歯の学校表彰の取扱いにもいろいろな問題点のあることが指摘されるようになり、昭和四四年（一九六九年）九月にはその内容を改革する方針がかたまり、昭和四五年度（一九七〇年）から、従来のように永久歯う歯の処置完了歯率の五〇%～六九%のものと、七〇%以上のものとの二つにわけて表彰するということに改め、また五カ年以上つづけて表彰をうけたものについては別個に表彰することとなった。

また昭和四六年（一九六一年）度からは、連続一〇年のもの、また昭和四九年（一九七四年）からは連続一五年に及ぶものを別個に表彰することとなった。

すでにこのころになると、小学校で四五〇〇校に及ぶものが処置完了歯率五〇%を越えることとなり、むし歯半減運動はすでに当初たてたキャンペーンの目標をほぼ達したと考えられるようなところまできた。

また、このころこうしたう歯の早期発見、早期処置という方向からではなく、むしろ、う歯予防という点を強調すべきではないかという論議も起きるようになってきた。

こうして第三次むし歯半減運動は、いろいろな問題をふくみながら一〇年間そのままつづけられることとなった。

第七章　第四次むし歯半減運動

昭和五一年（一九七六年）一〇月、栃木県藤原町で開かれた第四〇回大会で、全体協議題として日本学校歯科医会から「第四次むし歯半減運動の推進」を提案し、これが採択され、さらに次のような大会宣言をも採択して、第四次むし歯半減運動がはじまることとなった。

大会宣言

学校歯科保健関係者の多年にわたる努力と社会環境の好転とによって、児童生徒の永久歯う歯の処置状況はようやく改善されるようになった。

しかし食生活を含む児童生徒の歯科保健環境は必ずしも十分ではなく、新しいう歯発生の傾向はおとろえをみせていない。

ここにわれわれは新たな決意をもって、学校歯科保健における管理と指導との十分な調和により、ひろい関係者の一致協力によって、う歯予防のため強力な「第四次う歯半減運動」を展開し推進することを宣言する。

また翌年の横浜における第四一回大会でも第四次う歯半減運動推進についての大会宣言を採択している。

この第四次むし歯半減運動の目標は、永久歯未処置う歯半減の目的はほぼ達し得たという認識の下に、具体的に永久歯の新しく発生するう歯を現状の半分に抑えることである、としたものである。

そして、それを達成するのに、単に保健管理的な方向からだけではな

く、指導と管理の組合せによって推進しようということをねらいとした。

さらに、具体的に直接の指標として、小学校では第一大臼歯、中学校では第二大臼歯の新生う蝕発生の抑制をあげた。

このようなむし歯半減運動の目標転換によって、当然、全日本よい歯の学校表彰の内容も大きな改正をすることが必要となり、昭和五二年(一九七七年)度から、小、中学校とも、三年生の下顎の第一大臼歯あるいは第二大臼歯の状態を調べて報告してもらう、という項目を加えることになった。

しかし実際には、多年にわたって全体の永久歯処置完了者だけを目安としていたので、この改正の目標はほとんど現場には反映しないまま表彰がすすめられることとなった。

そして、表に示すように、きわめて多くの学校が表彰状をうけることとなり、この仕事全体の意義もうすれてきたと判断されるにいたったので、昭和五六年(一九八一年)の東京での大会では、う歯半減運動のさらに新たな方向転換が求められることとなり、一応、全日本よい歯の学校表彰は昭和五七年(一九八二年)度で休止することとなった。

よい歯の学校表彰校数の年次推移

	小学校			中学校		
	総数	表彰校	%	総数	表彰校	%
35		188				
36	26741	454	1.7			
37	26690	651	2.4	12746	176	1.3
38	26540	813	3.0	12536	189	1.5
39	26326	982	3.7	12374	251	2.0
40	26136	1301	4.9	12332	386	3.1
41	24900	1721	6.9	11960	486	4.0
42	25649	1990	7.7	11753	547	4.6
43	25406	2222	8.6	11569	666	5.7
44	25201	2312	9.1	11338	747	6.5
45	24790	2452	9.9	11040	725	6.6
46	24540	3215	13.1	10839	1095	10.1
47	24324	3540	14.5	10685	1212	11.3
48	24592	3839	15.6	10836	1335	12.3
49	24606	4050	16.8	10802	1417	13.1
50	24652	4408	18.1	10751	1528	14.2
51	24716	4663	18.9	10719	1627	15.2
52	24777	3723	15.0	10723	1174	10.9
53	24826	4113	16.6	10777	1215	11.3
54	24899	4367	17.5	10746	1345	12.5
55	24945	4433	17.7	10779	1458	13.5
56	25004	5089	20.3	10810	1690	15.6

第五編　都道府県学校歯科保健略史

北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、群馬、栃木、埼玉、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

付表1　学校歯科医会調査（昭和七年・一九三二年）

付表2　学校歯科施設現況一覧（昭和九年・一九三四年）

日本学校歯科医会の活動は、その加盟団体の活動に支えられている。その意味で、加盟団体の活動の足どりをたどることは大切である。しかし、ひろく日本の学校歯科保健のながれを考える立場から、あえて加盟団体ではなく、各都道府県を単位として、その略史をひろい集めた。

各都道府県は、それぞれ歯科医師会あるいは学校歯科医会の会史をもっており、それらに詳しいものがあるので、今回それらを参考にしたけれども、その他に古い資料の中から各都道府県に関するものは、まとめて参考とした。

なるべく、わが国全体の学校歯科保健のながれ、とくに日本学校歯科医会とのかかわりという観点から整理した。

記述は、一、学校歯科医令以前、二、太平洋戦争終結まで、三、戦後というようになっている。

そして、とくに古いところに詳しく、現代のところはあらくしてある。

北海道

特異な自然的・社会的環境の地域なので、古い時代のことはあまりよく知られていない。

一、大正一〇年（一九二一年）七月、小樽でその地区の歯科医師二四人全員が小樽地区内の小学生一万七一〇〇人の口腔検査を行い、その後三カ月間はそのうちの貧困児童について半額の治療を行ったことが知られている。

しかし、大正一五年（一九二六年）の文部省の調査では学校歯科医はおかれていない。昭和二年（一九二七年）七月には旭川市が全市の小学校に簡単な施設を設け、渡部章を市の嘱託医として指名し、全市の小学校八校の巡回診療を始めたが、これはわが国における学校歯科巡回診療のはじめのものではないかと思われる。（資料一三）

翌三年三月までに一五〇日巡回し、一六二五人に抜歯を行い、二二七人に充塡を施し、二五〇人の歯石除去を行ったと報告されている。

二、昭和七年（一九三二年）の調査では二八の学校に学校歯科医がおかれているが、昭和九年（一九三四年）の調査では四五人の学校歯科医が委嘱されており、診療施設をもつところは九カ所あったが、そのうち三つは巡回式であったようである。

昭和一一年（一九三六年）一二月三日、北海道学校歯科医会の発会式が行われている。

日本聯合学校歯科医会の創立のときには加盟していないが、すこしおくれて、昭和一一年（一九三六年）に函館市学校歯科医会が加盟し、昭和一五年（一九四〇年）になって北海道学校歯科医会として加盟した。

三、昭和二九年（一九五四年）の日本学校歯科医会の加盟団体としては北海道学校歯科医会となっており、昭和三一年の八月五・六日、第二〇回大会が札幌で開かれている。

その後昭和四四年三月までは北海道学校歯科医会で、昭和四五年八月には北海道歯科医師会となって今日にいたっている。昭和五三年から札幌市学校歯科医会が加盟している。

青森県

一、大正一四年（一九二五年）三月二〇日、青森県令で「学校医規則」を公布したが、その第六条に「歯科医師法ニ依ル歯科医師ニ対シ学校ニ於ケル歯科医事衛生ニ関シ其ノ診療事務ヲ嘱託スルコトヲ得。前項ノ規定ニ依ル学校歯科医ニ関シテハ本令ノ規定ヲ準用ス」とあり、これが県令として学校歯科医のことをきめた最初のものとなったわけである。

翌年の調査では、すでに青森市の長島、新町、浦町、橋本の四小学校、野辺地町の城内、新町、馬門の三小学校および女子実業補習学校に学校歯科医がおかれていた。

昭和三年（一九二八年）五月三日、弘前市内の七小学校に学校歯科医がおかれるようになった。

そして昭和八年一二月一〇日弘前市学校歯科医会が創立されている。会員は一四人である。

青森市学校歯科医会は昭和九年六月一一日に設立された。

二、日本聯合学校歯科医会の加盟団体としては当初青森市学校歯科医会であるが、昭和一三年に青森県学校歯科医会になった。

昭和一二年（一九三七年）に八戸市学校歯科医会が設立されており、昭和一二年（一九三七年）には弘前市学校歯科医会が加盟している。

昭和一八年（一九四三年）第一三回全国学校歯科医大会で、長内岩七郎・白取熊蔵の「青森県下の凶作地域における児童の歯牙に関する研究」に対し、日本聯合学校歯科医会賞が授けられている。

三、日本学校歯科医会の設立のときは、青森市学校歯科医会として加盟し、のちに昭和三〇年（一九五五年）に青森県学校歯科医会が再建されている。

弘前市では昭和二四年度から市内全小学校児童の予防処置を経年的に行った。

八戸市学校歯科医会もやはり市内全小学校に対しての巡回診療を行い、一方その詳細な報告を経年的にまとめた。大変貴重な資料として高く評価できるものといえよう。

これらの活動に対して、昭和三四年（一九五九年）一〇月、第二三回全国学校歯科医大会が青森市で行われたとき、はじめて設定された奥村賞が授与された。ここではむし歯半減運動と学校保健法に関連するシンポジウムが行われている。

青森県学校歯科医大会一覧

回	開催年月日	場所	加数参者
47年度	47. 7. 15	五所川原市	48
48年度	48. 7. 7	八戸市	54
49年度	49. 7. 20	青森市	63
50年度	50. 7. 19	弘前市	53
51年度	51. 8. 21	八戸市	51
52年度	52. 7. 24	青森市	56
53年度	53. 7. 29	弘前市	57
54年度	54. 7. 7	三沢市	75
55年度	55. 7. 6	五所川原市	62
56年度	56. 7. 11	大畑町	78

またつづいて、昭和三六年（一九六一年）八戸市学校歯科医会は第一三回の保健文化賞を受賞している。

昭和四六年（一九七一年）五月、青森市学校歯科医会は昭和四六年度の青森市民表彰の第一回受賞者となった。

昭和四七年（一九七二年）度以後、表のように県の学校歯科医大会を開いている。

岩手県

一、歯科医師の人口対比の低い地区として知られているこの県では古いことはあまり分かっていないが、学校歯科医は比較的早い時期におかれており、大正一〇年（一九二一年）四月に千厩小学校に学校歯科医がおかれている。

昭和四年度の調査では一一校におかれ、そのうち七校は歯科施設があったようである。

学校歯科医についての県令は勅令公布の前には出されていない。

二、昭和九年の調査では学校歯科医会がおかれており、会員数は二一人、設備をもつものは四であったとされている。

日本聯合学校歯科医会には昭和九年（一九三四年）に加盟している。

三、学校歯科巡回にはわりと早く手をつけ、昭和二七年には一一校について行っているが、県単位の学校歯科医の団体はなかった。

昭和三一年（一九五六年）に盛岡市学校保健会歯科部会が日本学校歯科医会に加盟したが、昭和四〇年（一九六五年）に退会している。

昭和四五年（一九七〇年）になって岩手県歯科医師会として加盟して今日にいたっている。

学校歯科巡回はずっと県の手でつづけられていたが、昭和四六年（一九七一年）一一月から巡回指導自動車が県教育委員会に設置され、県下各地の歯科医師会の協力によって運営されている。

秋田県

一、明治四五年（一九一二年）六月、大日本私立衛生会秋田支部主催の第一回衛生展覧会が、秋田市内の県議事堂を会場として行われたとき、委員の一人であった中村重敬が尽力して、その中に歯科関係の展示を多数行い大変好評を博した。

そのころから地道な口腔衛生普及活動を行っていたようである。

大正一四年（一九二五年）一二月には県令として学校歯科医設置が決まっているが、これは全国的には早い方である。しかし翌年の調査では県下に学校歯科医は実際には設置されていない。

昭和三年（一九二八年）になって、秋田高等女学校の学校歯科医として荒巻広政が嘱託された。

また昭和四年（一九二九年）七月に秋田県学校医会の総会のとき、県知事から「学校歯科医の施行すべき口腔検査の要項如何」という諮問が出され、これに対して委員をあげて答申している。この総会には、歯科医師も出席して、「独立の学校歯科医をおくように」とか「児童の口腔治療をどうしたらよいか」などの議題が協議されている。

二、秋田県学校歯科医会が創立されたのは、昭和七年（一九三二年）六月二二日で、秋田市商工会議所に四九人が集まって総会を行っている。

このとき、会長としては内田県知事、副会長としては松岡県学務部長と加藤伝吉が選任されている。

会員は六〇人であったが、このとき学校歯科が設置されていた学校は三〇で、そのうち一〇カ所が診療施設をもっていた。

日本聯合学校歯科医会には創立の当初から加盟している。

昭和一六年六月第一一回全国学校歯科医大会を開いた。

三、戦後では日本学校歯科医会の創立のときは秋田県学校保健会歯科部会として加盟し、一時、昭和四一年度から四四年度まで中断したが、秋田県学校歯科医会として、ひきつづいての加盟団体となっている。

昭和四七年（一九七二年）一〇月一〇、一一日の両日第三六回全国学校歯科医大会を、秋田市の秋田県民会館で開催した。

宮城県

本県は明治一四年（一八八一年）宮城病院歯科に高田直友が着任して以来、比較的早い時期から多くの歯科医師が仕事をしており、すすんだところであった。

一、すでに大正一五年の調査で村田小学校、柴田農林学校に学校歯科医がおかれていることが報告されている。昭和二年一一月一〇日から三日間、仙台市内に口腔診査所を開設して市民の啓蒙を行っている。

学校歯科医設置の県令の公布は昭和三年五月一四日で、わりに早く施行されている。

学校歯科医会は昭和六年七月に設立されており、会員三一人で浜田栄が会長となっている。

二、昭和九年の調査では県下の学校歯科医は三三人であり、歯科施設は五カ所にあったことが報告されている。

このころ、水谷盛は県の嘱託となって県下の各地に足をはこんで学校

歯科の推進に力を尽くしていた。日本聯合学校歯科医会の創立のときのメンバーである。

三、戦後になって、昭和二六年七月二一日、水谷盛は仙台市榴ヶ丘に、抜去歯を集めて歯の塚をつくった。

昭和二七年八月三日には再開後まだ日の浅かった第一六回全国学校歯科医大会を松島で開いている。

これは八月四日から第二回全国学校保健大会が仙台で行われたので、その前日ということで開催されたものである。

県の学校歯科医連合会が発足したのはこれより少しあとの昭和三一年七月になってからであった。

日本学校歯科医会創立時からのメンバーであるが、昭和三五年（一九六〇年）から県歯科医師会に吸収されて、歯科医師会が加盟している。

山形県

一、大正初期から口腔衛生普及活動が盛んに行われており、歯科講習会が、山形、米沢、鶴岡、酒田、新庄などの各地で年次的に行われていた。

いずれも盛会であったとされている。

大正七年（一九一八年）山形市で山形市歯科クラブが県衛生部主催の衛生展覧会に、歯科関係の出品および相談を行って盛況であったことが記されている。

大正一〇年（一九二一年）一〇月に、山形県学校衛生会総会が鶴岡市西田川郡会議事堂で開かれ、約一〇〇〇人が集まったとき

一、口腔衛生上、学校において児童口腔の清潔なりや不潔なりやを臨時検査されたき件

一、口腔衛生講習会を開催せられる様其筋に建議する件

という二件の協議題が協議されている。

その年の一一月二日付で山形市の斎藤利義は県師範学校歯科医として委嘱された。

大正一三年（一九二四年）には、南村山郡の小学校児童から歯科衛生についての作文の募集を行った。

この県の学校歯科医設置についての県令は昭和三年（一九二八年）九月一九日県令第二七号で出されている。

これをうけて、昭和四年（一九二九年）五月一五日、山形市全市五校の小学校に対し、斎藤利義一人が学校歯科医として委嘱され、翌五年に各校一人ずつとなった。

この年の調査では県下三七の学校に学校歯科医がおかれていたとのことである。

二、日本聯合学校歯科医会には加盟していない。

また、昭和九年（一九三四年）の山形県学校衛生会会員名簿には二二人の氏名がのっているだけである。

このときには酒田市、南置賜、東置賜、西置賜、東田川、西田川の各市郡には学校歯科医を嘱託しているところはないようであった。

三、山形県学校歯科医会は昭和三四年（一九五九年）四月に、県歯科医師会の主導の下に創立された。このとき、山形県下の会員数二八八人のうち二二三人が学校歯科医であったが、学校数はもっと多く、多数校を兼務していることの多かったことが問題となっていた。

日本学校歯科医会には昭和三五年（一九六〇年）に加盟した。

しかし昭和三八年（一九六三年）一〇月五、六日に山形市の県民会館で第二七回全国学校歯科医大会を開いたときには、主催は山形県歯科医師会であり、学校歯科医会は吸収されたようである。

昭和五二年（一九七七年）九月一日、天童市で行われた文部省主催の

学校保健（歯科）講習会は「小学校・歯の保健指導の手引」の草案を中心にした、エポックを画するものであった。

福島県

一、明治三一年（一八九八年）三月、この県出身で晩年会津若松で開業していた青山松次郎は、そのときの文部省学校衛生主事三島通良に対して、学校医として歯科医師をも加えるべきであるという論説を出した。こういうながれのゆえか、初期のころの学校歯科の興隆に大きな影響を与えた緑川宗作は本県出身である。

岡本清纓もまたこの県の出身者である。

大正三年（一九一四年）には主として小学校を中心としてキャンペーンがさかんに行われ、児童の検査なども行われていた。

しかし大正一五年（一九二六年）の文部省の調査ではこの県について、学校歯科医の設置は報告されていない。

昭和二年（一九二七年）三月には飯坂小学校の学校歯科医として高槻正男が委嘱され、同じころ喜多方小学校に佐藤幸蔵が県から委嘱されている。

しかしこの県辞令について論議が起こり、それがきっかけとなって昭和三年（一九二八年）七月四日、県訓令によって学校歯科医設置が決められることとなった。

昭和四年の調査では県下二五の学校に学校歯科医がおかれていた。

県学校歯科医会は昭和五年二月一一日に発足、会員は五〇人、事務所は県歯科医師会におかれていた。

日本聯合学校歯科医会創立のときからのメンバーである。

二、昭和九年の調査では会員は八七人になっており、活動していた。

しかし学校歯科医会は県学校衛生会に吸収されたため活動がにぶり、一時日本聯合学校歯科医会からも離れていたが、昭和一三年（一九三八年）四月にふたたび県学校歯科医会を再建して、日本聯合学校歯科医会に加盟し、活動した。

三、戦後は歯科技術員として原清、原雄一が県下の歯科巡回をしていたが、県の学校歯科医の組織は作られなかった。

昭和三八年（一九六三年）になって県歯科医師会が日本学校歯科医会に加盟した。

その後一時中断があったが、昭和五〇年（一九七五年）にふたたび県歯科医師会として加盟した。

群馬県

一、大正九年（一九二〇年）五月、県歯科医師会は小学校児童の口腔検査は歯科医師が行うようにすべきであり、またその様式などをきめる必要があるという要望をまとめて、県に出している。

これとともに口腔衛生普及活動に手をつけ、大正一〇年（一九二一年）一一月一四日から三日間前橋で、また一九日から三日間は高崎で口腔衛生展覧会を行っている。

こうしたながれの中で大正一三年（一九二四年）七月高崎市中央小学校で、田部井巳之八の手ではじめて歯ブラシ訓練が行われている。

昭和二年（一九二七年）四月に、伊勢崎小学校に石倉利三が、また大間々小学校に須永文司が学校歯科医に委嘱された。

県の訓令は昭和四年（一九二九年）六月九日に出されている。

越えて昭和六年（一九三一年）九月一三日に群馬県学校歯科医会は設立され、四二人が会員であったと報告されている。

二、昭和八年（一九三三年）一一月群馬県歯科医師会は「学童に対する歯予防について」というパンフレットを作って配布している。

昭和七年（一九三二年）六月には前橋市内の小学校に歯科校医が委嘱され、設備も整った。

昭和九年（一九三四年）の調査では県下の学校歯科医は四二カ所におかれていた。

昭和一一年（一九三六年）高崎高等女学校にも田部井巳之八が学校歯科医に委嘱されている。

日本聯合学校歯科医会には創立のときから群馬県学校歯科医会として加盟している。

また昭和六年にはすでに活動していた県学校衛生研究会の中に歯科も加わり、毎年主として教員および行政当局、学校医を対象に集会が行われていたが、これにも参加していただけでなく、その中で活動した。

昭和一一年（一九三六年）九月、県知事から諮問された「体育運動振興の現状に鑑み、衛生上とくに考慮を要する事項及び其の矯弊の方法如何」に対しては学校医会と協同して作業し、答申をしている。

三、昭和二三年（一九四八年）から学校巡回を始め、学校歯科の専任技師が就任し、巡回を行った。

昭和二五年（一九五〇年）からは、県下の斑状歯調査を系統的に始め、これはずっとつづけられていたが、昭和三九年（一九五四年）一〇月には「斑状歯調査委員会」がおかれて、分布の調査と対策を検討している。

再建学校歯科医会は昭和二五年（一九五〇年）一〇月三〇日に創立されている。

そして日本学校歯科医会には設立のときから加盟して、今日にいたっている。

栃木県

一、本県のあまり古いことは明らかではないが、口腔衛生普及活動は行われていた。

大正一五年（一九二六年）の調査によると、栃木第一、第二小学校に学校歯科医がおかれている。比較的地味な活動をしていたものと思われる。

二、日本聯合学校歯科医会の加盟団体としては昭和九年（一九三四年）一二月一三日から栃木県学校歯科医会として加わっている。このときの会員数は二五人であった。

また翌昭和一〇年（一九三五年）六月には足利市学校歯科医会が六人の会員で、日本聯合学校歯科医会のメンバーに加わっている。

三、昭和二九年（一九五四年）九月に日本学校歯科医会が創立されたときには、栃木県学校歯科医会として加盟しているが、なぜか、昭和三一年（一九五六年）には加盟していない。昭和三二年（一九五七年）四月には学校歯科医会は、県歯科医師会の中の学校歯科医部という形となり、加盟して以来今日にいたっている。

この間に、昭和三三年（一九五八年）第二二回全国学校歯科医大会を県歯科医師会がひきうけて、一〇月二四日、二五の両日にわたって鬼怒川温泉公会堂において開催した。

一五の研究発表と一一の協議題が討議された。

昭和四六年（一九七一年）四月に栃木県歯科医師会の中の学校歯科委員会という組織にかえた。

また昭和五一年（一九七六年）一〇月三〇日、三一日の両日にわたっ

て藤原町総合文化会館において第四〇回全国学校歯科保健大会が開催されている。

埼玉県

一、大正一一年（一九二二年）八月、埼玉県歯科医師会は、県当局に対して、学校歯科医設置の請願を行い、その後毎年つづけた。

そしてついに大正一四年（一九二五年）四月一四日付で県訓令第一〇号で「学校歯科医設置並職務ニ関スル規程」が公示されることとなった。

これは県令として学校歯科医の設置をみとめたものとしては同年三月二〇日の青森県のものについで二番目であるが、青森県のものは学校医規則の一項としてあげてあるのに比べ、独立した県令として出されたものは埼玉県のものがはじめである。

この時点で中学校二三、実科女学校一、小学校二三、盲唖学校一に学校歯科医がおかれていた。

したがって学校歯科医会の創立も早く、昭和二年（一九二七年）九月二八日には大宮町公園遊園地ホテルで創立総会が行われている。

このときの会員は一二〇人であった。

そしてすぐつづけて、翌年から教員を対象とする学校歯科衛生講習会などをしばしば開いている。

二、学校歯科医設置についての県令がもっとも早く公布されただけに、内容的には、学校歯科医の委嘱やその業務の執行について、「学校医の意見をきいて」とか「合意を得て」というような条項が入っていたのを改正したいという努力をつづけたが、これは昭和一一年（一九三六年）三月になって改められた。

教員に対する講習会はその後もひきつづいて行われていた。

日本聯合学校歯科医会には創立の当初から加盟している。

三、昭和二二年（一九四七年）度から、学校歯科巡回を行っているが、県庁内に高橋郁雄が専任技師として就任して活動した。

昭和二九年（一九五四年）度から、向井喜男の指導の下に、よい歯の学校、よい歯の学級およびよい歯の子のコンクールの事業を始めた。これは大変ユニークな活動であり、この種の事業の一つのモデルとなった。

また昭和三三年（一九五八年）大宮市の学校保健会歯科医部会では、学校における歯科検診の結果にひどくばらつきのあることに対応しようとして、「学童口腔検査基準スライド」の一一七枚セットを作り、これで統一をはかるという努力をはじめている。（一六三ページ）

さらに大宮市では昭和三七年（一九六二年）には教育委員会内に歯科衛生士一人を採用して、市内の小中学校の巡回予防処置に手をつけた。これは福井県敦賀市とともにわが国での教育委員会における歯科衛生士配置の創始となったものである。

日本学校歯科医会には昭和三五年（一九六〇年）に加盟したが、昭和四二年（一九六七年）になって県歯科医師会学校歯科部に吸収され、現在は埼玉県歯科医師会の名で加盟している。

多年の学校歯科保健の活動に対して、埼玉県学校歯科医会は昭和三八年（一九六三年）、第五回の奥村賞を受賞した。

茨城県

一、本県の古いことはあまり明らかでないが、大正一四年（一九二五年）

に全県下にわたって、口腔衛生講演会がさかんに開かれていたことがある。

大正一五年の調査では学校歯科医を設置しているところは報告されていないが、昭和四年（一九二九年）の調査では三つの学校に学校歯科医がおかれていることが記録されている。

県の訓令は昭和四年（一九二九）五月二五日に出されている。

二、昭和一一年（一九三六年）一一月に、日立中学校において学校衛生研究会が開かれたとき、県知事から「生徒児童の歯科診療実施に際し、とくにう蝕初期の鍍銀法普及に関して如何」という諮問が出されている。

日本聯合学校歯科医会には昭和一二年（一九三七年）五月に茨城県学校歯科医会として加盟している。

同年一〇月一五日に土浦町公会堂で、学校歯科衛生講習会を開いたりして活動している。

三、昭和二四年からは巡回歯科診療を行い、佐藤一が兼任の技師として県下を巡回している。

昭和三一年（一九五六年）には茨城県学校歯科医会として日本学校歯科医会のメンバーとなった。

その後昭和四六年（一九七一年）に県歯科医師会の中に包含され、そのまま今日にいたっている。

千葉県

一、本県の口腔衛生普及活動は大正の初期から盛んになったようである。

大正二年（一九一三年）五月、千葉で千葉県衛生展覧会が開かれたとき、これに歯科衛生関係のものを出品し、これはのちに、船橋、北条などで開かれたという記録がある。

大正七年（一九一八年）には県下各地で歯科衛生講演会が精力的にくりひろげられている。

大正四年（一九一五年）四月に木更津町で小学校の歯の検査を歯科医師に委嘱したことが報じられている。ついで佐倉町などもそれを行ったようである。

正式に学校歯科医として委嘱されたのは大正一一年（一九二二年）四月に千葉市の武藤切次郎である。

大正一五年（一九二六年）の調査では、木更津、小糸、青堀、本納、佐倉、和田、酒々井、安良、松戸、野田の各小学校および千葉市内の小学校に学校歯科医がおかれていたと報告されている。県の訓令は昭和三年一〇月六日に出されており、昭和七年の調査では一一五人で、設備をもったものは三であったという。

日本聯合学校歯科医会には創立当初から加盟している。

二、県学校歯科医会は昭和八年（一九三三年）四月一日に創立され、一五〇人の会員であった。昭和九年（一九三四年）一〇月に千葉師範学校で課外として口腔衛生講座を開いたり、県下各地で教員を対象として学校歯科衛生講習会を開いている。

昭和一〇年（一九三五年）二月に松戸町小学校に学校歯科医がおかれた。

三、巡回には早くから積極的に手をつけ、専任技師として岩沢正和が就任し、巡回をしていた。

昭和三九年（一九六四年）から県歯科医師会として加盟し、今日にいたっている。

昭和四六年（一九七一年）一〇月二八、二九日に第三五回全国学校歯科医大会が千葉市で開かれた。

昭和五六年（一九八一年）九月一七日に千葉市で第一回千葉県学校歯科保健大会を開き、一四〇人が集まった。

東京都

一、古いところでは明治三四年（一九〇一年）東京麹町区で、生徒身体検査臨時補助医員という辞令で、六つの小学校に歯科医が委嘱され、それから三年間活動したということがあった。

大正に入って各区で活動が始まった。

大正三年（一九一四年）東京府立第三高等女学校では、雨天体操場の一隅に歯科施設をおいて、西原一男が臨時に出張して処置をすることを始めた。

大正八年（一九一九年）には浅草区、本所区、大正九年（一九二〇年）には神田区、本郷区、小石川区、大正一〇年（一九二一年）には日本橋区、芝区、大正一一年（一九二二年）には下谷区、牛込区、京橋区、大正一二年（一九二三年）麹町区、大正一五年に麻布区、赤坂区、四谷区、深川区でというように、それぞれ学童の検診および校内での処置を始めた。

中学校では大正八年（一九一九年）に府立第一中学校に、また、大正一〇年（一九二一年）に府立第三高等女学校に正式に歯科治療室ができ、検診と校内処置が始まっている。

こういう雰囲気の中で大正一〇年、本郷区で委嘱をうけた人びとが集まって、本郷区学校歯科医会を設立した。まだ学校歯科医という名称のないときである。学校歯科医会のはじまりである。

ついで牛込区が委嘱し、逐次辞令がでるようになった。

大正一二年（一九二三年）に東京市では市の学校衛生技師を総動員して市内の小学校児童の内科、眼科、耳鼻科および歯科の統一的な検診をすることとなり、内科二、眼科、耳鼻科、歯科を各一人ずつ嘱託して四つの班を作って行うことになった。

東京市の学校衛生の嘱託であった川上為次郎の奔走で、熊倉修、森芳夫、川村信次郎、宮本廉二の四人が委嘱されて行った。

このころ、学校で歯科施設をおくところが多くなり、これに対して、小林富次郎、中山太一らの歯磨を出していたところが設備を寄付して各小学校などを充実した。

大正一四年（一九二五年）五月に大阪で開かれた第四回全国聯合学校衛生総会には、牛込の青木貞亮が出席して「小学校における学校衛生設備の標準、付歯科的設備標準」を提言している。

大正一四年（一九二五年）一一月一七日、本所区歯科医師会は「よい歯の日」を催した。

東京市学校歯科医会は昭和二年（一九二七年）六月三日、設立総会を行った。

会長には教育局長があてられ、事務所は教育局内におかれた。

学校歯科医設置の府の訓令は昭和四年（一九二九年）一二月二六日に出されている。

二、日本聯合学校歯科医会設立には東京市学校歯科医会が主導的な立場をとり、昭和五年（一九三〇年）に設立の方向がきまってから文部省当局、帝国学校衛生会などの折衝には東京市学校歯科医会が当たった。

全国学校歯科医大会を開催した回数はもっとも多く、

昭和六年（一九三一年）四月六日　第一回大会
昭和七年（一九三二年）四月八日　第二回大会
昭和一八年（一九四三年）五月一六～一七日　第一三回大会

である。

また学童歯磨訓練大会は昭和七年（一九三二年）六月を第一回とし

て、その後昭和一五年（一九四〇年）の第九回までつづき、一時中断したが、戦後になって昭和二八年（一九五三年）に第一〇回が行われて、つづけられている。

三、戦後、国の行った学校歯科巡回に対しては教育局の中に風間又四郎、柴崎佐平、中本徹、丸山茂を専任者として委嘱して対応するとともに、それのため昭和二三年（一九四八年）に診療施設二セットを含む歯科巡回自動車を作り巡回を行った。これには中本徹、本村静一が専任者として巡回した。この種のものとしてははじめてのものである。

学校歯科医会の組織は、昭和二一年（一九四六年）三月にそれまであった帝国学校衛生会と日本聯合学校歯科医会が解散統合して、日本学校衛生会が財団法人として新しく発足したとき、東京都でも東京都学校衛生会として再建された。

このころ、学校歯科医の集りは昭和二三年（一九四八年）六月二六日にできていたので、それを含めて、東京都学校衛生会歯科医学部会という形でそれに加わり、事実上、東京都学校歯科医会となった。

これはどの府県でも大体同じで、この東京都学校衛生会は昭和二七年（一九五二年）に東京都学校保健会と改名し、現在にいたった。

昭和四二年（一九六七年）一月に第一回東京都学校歯科医大会を開いて以来、毎年大会が行われている。

東京都学校歯科医大会

回	開催年月日
1	42. 1. 20
2	43. 1. 25
3	44. 2. 18
4	45. 2. 18
5	46. 1. 26
6	47. 1. 27
7	48. 2. 8
8	49. 2. 16
9	50. 2. 13
10	51. 2. 19
11	52. 2. 17
12	53. 2. 16
13	54. 2. 15
14	55. 2. 7
15	56. 1. 22
16	57. 2. 18

戦後の全国学校歯科医大会は昭和三〇年に第一九回を、昭和四〇年に第二九回を昭和四八年に第三七回を、昭和五六年には全国学校歯科保健研空大会と変えて第四五回を開催している。

神奈川県

一、大正五年（一九一六年）三月、神奈川県歯科医師会は吉田小学校で歯科衛生展覧会を開くなど、口腔衛生普及活動にわりに早くから手をつけていた。

またその後市立の十全病院内に児童歯科相談所などが作られ、佐藤直住がそれに当たっていた。

しかし学校歯科医の委嘱はなく、大正一五年（一九二六年）の調査にもあがっていない。

県令の出たのは、昭和三年（一九三八年）三月三〇日である。

昭和二年（一九二七年）四月から一本松小学校において、佐藤直住、榊原勇吉、塚田宗夫、田村豊、岸昌平、森憲清らによって、積極的な校内処置の方式による管理が始められ、これはずっとのちまでつづけられた。

二、昭和七年（一九三二年）一一月一三日、神奈川県学校歯科医会が創立されているが、そのときの会員は二〇人ほどで歯科医師会内に事務所があった。全体としては進展がおそかったようである。

川崎市では昭和九年（一九三四年）に全市の小学校に学校歯科医がおかれた。

横浜市学校歯科医会は昭和九年（一九三四年）七月二三日に創立されている。

日本聯合学校歯科医会には神奈川県学校歯科医会が創立のとき加盟し、翌年、横浜市、横須賀市の学校歯科医会が加盟し、昭和一一年（一九三六年）に川崎市学校歯科医会が加盟している。

昭和一八年（一九四三年）三月三日、文部省がはじめて全国の学校歯科関係技師を集めて行った学校歯科衛生協議会の視察校として一本松小学校が当てられ、ここで視察と協議が行われた。

その年五月一六日、第一三回全国学校歯科医大会で榊原勇吉の論文に対して文部大臣賞が授与された。

三、昭和二三年（一九四八年）一月二一日には日本学校衛生会神奈川県支部学校歯科医師会として再発足し、同年六月二八日には横浜市学校歯科医会が設立されている。

またこの年から始まった学校歯科巡回には進藤修平が専任者として県下の巡回を行った。

その年の九月一二日、翌年の全国学校衛生大会開催にそなえて神奈川県学校歯科医大会を開いた。

そして昭和二四年（一九四九年）四月九、一〇日に第三回全国学校衛生大会が横浜で開催されたとき、歯科分科会を盛大に、テーブルクリニックなどの手法を取り入れて行った。

この大会をきっかけとして、県で学校歯科巡回自動車を作ることとなり、昭和二五年（一九五〇年）に完成して巡回した。

昭和二四年（一九四九年）度から、県との共催で「口腔衛生優良学校表彰」の事業を行ったが、その翌年からは、「神奈川県よい歯のコンクール」を始め、よい歯の学校、一年生、少しおくれて六年生、中学生のよい歯の子の表彰を始め、今日までつづけている。

日本学校歯科医会には創立のときから、神奈川県学校衛生会歯科医師会および横浜市学校歯科医会は加盟している。

のちに神奈川県のほうは、神奈川県歯科医師会になり、今日に及んでいる。

昭和三三年（一九五八年）から川崎市学校歯科医会も加盟した。

昭和三六年（一九六一年）一一月一二～一四日には第二五回全国学校歯科医大会、また昭和五二年（一九七七年）九月三〇、一〇月一日、第四一回全国学校歯科保健大会をそれぞれ横浜市で開いている。

昭和四〇年（一九七三年）神奈川県歯科医師会は保健文化賞を受賞した。

山梨県

一、本県では、大正年代に小川祐心などの熱心な人びとの活動によって、学校医の中で歯科衛生に関心をよせる人が多く活動をした。

中巨摩郡学校医会長の杉浦健造もその一人であったが、大正五年（一九一六年）五月には同郡八田尋常高等小学校の校医手塚富三は、同校において歯ブラシ訓練を行い、これは押原小学校、大里小学校でも行うようになり、すでにこれらの学校は洗口場の設備などをもっていた。

また大正七年（一九一八年）には押原小学校の児童の歯についての作文を集めているが、それが「歯科学報」にのっている。

大正九年（一九二〇年）には県歯科医師会に対し、県衛生部から「齲歯を有する小学校児童の処置如何」という諮問が出されている。

大正一二年（一九二三年）四月には、甲府市の相生、富士川小学校、一四年には朝日、春日小学校に学校歯科医を委嘱している。

同年、中巨摩郡、東山梨郡に学校歯科医がおかれるようになった。

このころ前に言及した校医の手塚富三は県学校衛生技師であった。

大正一二年（一九二三年）七月には富士川小学校に小川祐心が歯科診療施設を寄贈して校内診療を始めている。

こうした背景の下に大正一五年（一九二六年）八月三〇日付で県訓令甲第九三号で「学校歯科医設置並職務」が定められている。

大正一五年の調査では甲府市内の全小学校に学校歯科医がおかれてい

た。

したがって学校歯科医会の設立も早く、昭和四年（一九二九年）二月二一日に創立しており、会員は五〇人であった。

二、山梨県学校歯科医会は、県当局からしばしば学校歯科衛生について諮問をうけ、これに対し答申している。

日本聯合学校歯科医会には当初から加盟している。

昭和一一年（一九三六年）五月には第六回全国学校歯科医大会が甲府で行われた。

このころ小川祐心によって鍍銀法の応用がさかんに行われた。

三、昭和二二年（一九四七年）から武井芳松が、県教育委員会の嘱託となり巡回診療を行った。

日本学校歯科医会には、当初山梨県学校保健会歯科部会として加盟したが、山梨県学校歯科医会となり、昭和三二年（一九五七年）県歯科医師会の組織としてそれに吸収され、したがって県歯科医師会として加盟して今日にいたっている。

長野県

一、本県は比較的早い時期から学校歯科についての活動を行っている。

明治四三年（一九一〇年）県歯科医師会総会の決議で次のような申請書を県知事に出した。

県下児童歯科衛生ニ関スル申請書

現今県下各小学校ニ於ケル歯科衛生ノ状況ヲ見聞スルニ聊カ以テ遺憾ナキ能ハザルカニ思考セラレ候ニツキ、自今一層ノ注意方御示達相成候様仕度、本会ノ決議ニ依リ理由書相添ヘ、此段申請候也

また翌四四年（一九一一年）一一月に県歯科医師会は一般向けの菊版三八ページのパンフレット「通俗歯科衛生講話　全」を発行した。これの編集には吉川繁次が当たった。

大正七年（一九一八年）七月には諏訪町において、山岡晋、三輪充武の二人が学校歯科医に委嘱されて検診を行った。

大正一三年（一九二四年）五月に、長野市は市内の小学校の児童九三五一名について歯科検診を行い、その結果を長野県歯科医師会がまとめて報告している。

大正一五年（一九二六年）度の調査では県下の小学校二九、中学校三、女学校四にすでに学校歯科医がおかれていた。

全国でも埼玉県とともに多い方であった。

県令は昭和三年（一九二八年）四月二日に出ている。

その年、長野県歯科医師会は全県下の学校歯科医の状況を調査して、それを報告している。

これに伴って、昭和六年（一九三一年）四月には長野市学校歯科医会、下伊那郡学校歯科医会、さらに五月二〇日に、上伊那郡学校歯科医会が設立されて活動している。

このころ長野県歯科医師会は、学校歯科のための教員向けの講習会などを開催し、活動している。

二、昭和七年（一九三二年）日本聯合学校歯科医会の創立に当たっては長野県歯科医師会ではなく、三つの学校歯科医会が加盟している。

昭和一二年（一九三七年）四月一八日、松本市で長野県学校歯科医会が創立され、前の三つの会はこれに吸収され、また日本聯合学校歯科医会にもこの形で加盟した。

三、日本学校歯科医会には長野県学校歯科医連合会として加盟している。

しかし昭和四二年（一九六七年）からは、長野県歯科医師会として加盟するようになった。

昭和四七年（一九七二年）度から「むし歯予防よい歯の実践指定校」を始めている。

県歯科医師会が提唱した「カリカリちゃん運動」は大変ユニークなキャンペーンであった。

本県では昭和四四年（一九六九年）以後、毎年次のように長野県学校歯科医大会を行っている。

長野県学校歯科医大会一覧

回	開催年月日	場所	加数参者
1	44. 1.26	小諸市	150
2	44.10.26	伊那市	70
3	45.11.15	茅野市	500
4	46.11.21	松本市	150
5	47.11.28	長野市	80
6	48.11.29	伊那市	85
7	49.10.18	長野市	500
8	50.10.31	上田市	70
9	51.11. 9	長野市	320
10	52.11.22	飯田市	100
11	53.11. 7	長野市	300
12	54.11.20	松本市	100
13	55.11.28	岡谷市	300
14	56.11.26	小諸市	250

新潟県

一、この県での口腔衛生普及活動は、かなり早い時期からみられ、大正元年（一九一二年）新潟市において開催された新潟県衛生品展覧会に、石塚三郎らが中心となり、歯科衛生関係の出品があった。

さらに大正六年（一九一七年）、長岡市開府三〇〇年祭記念衛生展覧会にも歯科部門の参加がみられた。

その後、全国的な学校歯科の盛上りに呼応し、大正一二年（一九二三年）三月には高田口腔衛生会が設立され、学校生徒の口腔診査の実施を会の趣意の一つとした。

さらに同年七月、上越歯科医師会から文部大臣にあてて、学校歯科医設置の請願がなされた。

この時期にもっとも注目すべきことは、五泉町五泉小学校で、大正一一年（一九二二年）から毎年、亀島純三による歯牙診査が実施されたことである。その費用は町の負担であった。なお、昭和五年調査の新潟県歯科医師会衛生事業では、「学校歯科診療所は本県内に一ヵ所（五泉小学校）」となっている。

大正一四年（一九二五年）二月には、新潟市歯科医師会がはじめて会員総動員による市内全小学校児童の口腔診査を実施した。

翌年度の文部省の調査では、学校歯科医はおかれていない。

昭和二年（一九二七年）県歯科医師会の総会で、学校歯科衛生調査委員会規定が議決され、昭和三年から四年にかけて、学校歯科診査規定、学校歯科治療規定がそれぞれ議決されている。（一七二ページ）

また昭和七年（一九三二年）には、柏崎で、富取卯太治、岡本清纓、奥村鶴吉らを演者に学校歯科講演会が開催された。

このような気運の盛上りが昭和の初期に認められるが、昭和七年と九年の日本歯科医師会調査では、学校歯科医会の名称はなく、会の成立は不明である。

しかし同調査での学校歯科医数は昭和七年で一三人、九年は四〇人となっており、診療設備のある学校も、昭和六年に開所した高田市大町小学校など四校に増加している。

二、日本聯合学校歯科医会には昭和一一年（一九三六年）から加盟している。

三、戦後の学校歯科巡回には加藤初蔵が専任として従事していた。

日本学校歯科医会には昭和三七年（一九六二年）新潟県歯科医師会として加盟している。

昭和三九年（一九六四年）第六回の奥村賞を新潟市礎小学校が受賞した。

また、フッ化物洗口を中心とする「子供の歯を守る会」の運動は大変ユニークな展開をしている。

昭和五六年（一九八一年）新潟県歯科医師会は保健文化賞を受賞した。

富山県

一、大正一〇年（一九二一年）四月、富山市歯科医師会では市の委嘱をうけて市内一一校の小学校の一万二〇〇〇人について二カ月にわたって検診を行った。これは市の辞令によるものであったが、学校医側からの異論で、翌年には中止になった。

大正一四年（一九二五年）からは、ふたたびこれを富山県歯科医師会が行った。翌年の調査では富山市内の全小学校に学校歯科医がおかれていた。

このように現場活動は活発であったが、県令の公布はわりにおそい。

二、富山県学校歯科医会は昭和七年（一九三二年）四月に設立されている。日本聯合学校歯科医会には創立のときから加盟している。

この間、県下各地で学校歯科医の現場の活動は活発であった。

三、昭和二八年（一九五三年）六月二二日に富山県学校歯科医会が再建され、また日本学校歯科医会には当初から加盟した。

昭和三三年（一九五八年）度から、ユニークな形で富山県よい歯の学校運動を展開している。

昭和三六年（一九六一年）に富山県学校歯科医会は多年の活動について第三回奥村賞を受賞している。

また昭和三九年（一九六四年）九月一八日、一九日には第二八回全国学校歯科医大会を富山市で開催している。

石川県

一、大正一五年（一九二六年）九月一五日に、金沢市では金沢市小学校歯科診療所設置規定をきめて、市内の味噌蔵町小学校内に歯科診療所をおいた。

これに所長一人、医員一人および看護婦をおいて、ここで市内の各小学校からの児童の歯科治療を行うことを始めた。

翌年には長町小学校にも分室を設けた。（一五四・一九八ページ）

これは浜野松太郎が熱心にすすめて、市当局が動かされてできたもので、所長には新津保英橘が当たり、医員として小島栄作、看護婦池中キチ、赤ロキミというスタッフであった。

ドイツで行われていた中央児童歯科診療所システムがモデルで、のちまでつづいて行われた。

これは大変すすんだ事業であったが、学校歯科医についての県令は出されていない。

二、日本聯合学校歯科医会に加盟したのもかなりおそく、昭和一七年（一九四二年）になってからである。

三、戦後の学校歯科巡回は行われていた。

日本学校歯科医会に加盟したのは、昭和三五年（一九六〇年）になってからであるが、昭和三八年（一九六三年）には石川県歯科医師会として加盟し、今日にいたっている。

福井県

一、大正一五年（一九二六年）度の文部省の調査では、学校歯科医の設置はみられていない。

しかし大正一五年（一九二六年）五月から福井市順化小学校では、校下の歯科医師九人が毎週二回、午後交代で学校に出張し、学校には歯科診療セット二を備えて、校内処置を行っている。

またその年、県主催で学校衛生講習会が行われたとき、山口州一が学校歯科の部分を担当している。

二、県令は出されなかったが、県学校歯科医会は昭和八年（一九三三年）七月七日に創立されている。会長は学務部長で、会員二二人、事務所は県庁内であった。

日本聯合学校歯科医会には創立当初から加盟している。定例的に総会を開いて活動していた。

三、戦後の学校歯科巡回には吉田隆が非常勤の嘱託となり活動している。

戦後の日本学校歯科医会には加盟していない。

本県で特記すべきことは昭和三七年（一九六二年）四月から敦賀市教育委員会に、歯科衛生士が採用され、市内の小中学校の巡回を始めたことである。

主として歯口清掃指導、フッ化物塗布、歯石除去などであったが、とにかく積極的な活動をしたわけである。

これは昭和四三年（一九六八年）一〇月までつづいた。

敦賀市学校歯科医会は昭和四三年（一九六八年）以来、日本学校歯科医会に加盟している。

静岡県

一、大正二年（一九一三年）六月、静岡市伝染病院で衛生展覧会が行われたとき、歯科医師会も参加して展示を行っている。

大正一五年の調査で県下の南中、松崎、仁科、田子、成美、菅沼、地頭方、下田の各小学校に学校歯科医がおかれている。

県令は比較的早く、昭和二年（一九二七年）八月二日に出されている。

静岡市では昭和三年（一九二八年）には全市の小学校に学校歯科医がおかれており、同年五月一六日に静岡市学校歯科医会が設立された。

昭和二年（一九二七年）五月、静岡県歯科医師会では駿東郡の菅沼小学校の訓導、稲喜蔵を多年にわたって口腔衛生の事業に協力したとして、表彰状を贈っている。めずらしい例である。

昭和五年（一九三〇年）二月五日、静岡市学校歯科医会は、学校歯科医と県市の当局者との協議会を行って連絡を図っている。

二、昭和七年（一九三二年）三月、浜松市全市に学校歯科医がおかれた。ついで、小笠、周知、磐田の各郡に学校歯科医がおかれ、郡の学校歯科医会が同年五月二六日に設立されている。

日本聯合学校歯科医会の成立と同時に、静岡市学校歯科医会および小笠・周知・磐田郡学校歯科医会が加盟している。

これらは昭和一一年（一九三六年）一〇月二九日静岡県学校歯科医会が創立されたので、それに引きつがれた。

昭和一三年（一九三八年）五月一～三日に、静岡市公会堂で第八回全国学校歯科医大会が開かれている。

三、戦後は昭和三五年（一九六〇年）から全国学校歯科医会に加盟して、今日にいたっている。

昭和四五年（一九七〇年）一〇月二五、二六日両日に熱海市観光会館で第三四回全国学校歯科医大会が行われている。

愛知県

一、大正一〇年（一九二一年）七月に歯科医師会は、県会議事堂を会場として小学校教員対象の口腔衛生講習会を開き、多数の教員を集めた。

大正一一年六月の児童愛護デーには歯科の立場からこれに参加している。

このころ、岡崎市歯科医師会でも口腔衛生展覧会を開いたり、大正一二年六月には口腔衛生講演会などを開いている。

大正一一年（一九二二年）二月、名古屋市長に対し小学校に歯科医をおくようにという陳情を行ったが、大正一三年六月には市議会でこれを採択している。

同年に、市内の八六校の児童八万七〇〇〇余人について口腔検査を行い父兄に知らせ報告をしている。

岡崎市でも大正一四年（一九二五年）四月、全市立校に一〇人の歯科医が委嘱されている。

名古屋市では、大正一五年（一九二六年）になって、二人の専任学校歯科医によって児童の検査を行うことに改めた。

大正一五年（一九二六年）度の調査によると名古屋市、岡崎市、豊橋市の各小学校および南設楽郡の新城小学校に学校歯科医がおかれていると報告されている。

昭和二年（一九二七年）五月二〇日、県訓令によって「学校歯科医設置並職務規定」が公布されている。

二、名古屋市では昭和七年（一九三二年）勅令の公布によって、市内中小学校に一〇五人の学校歯科医を委嘱した。

愛知県学校歯科医会は昭和七年二月二九日に創立総会を開き、会員は九八人であった。名古屋市学校歯科医会はこれより少しおくれて九月八日に創立され、この方は一一〇人の会員であった。

昭和九年五月、第四回全国学校歯科医大会が開かれた。

日本聯合学校歯科医会には愛知県学校歯科医会および名古屋市学校歯科医会が加盟しているが、県の方は間もなく退会し、代わって昭和一二年（一九三七年）から岡崎市学校歯科医会と豊橋市学校歯科医会とが加盟している。

その後、昭和一五年（一九四〇年）になって、幡豆郡学校歯科医会と、東三河学校歯科医会とが加盟し、昭和一六年（一九四一年）には瀬春学校歯科医会が加盟している。

同一の県の中でもっとも加盟する団体の多いところとなった。

名古屋市学校歯科医会は、独自の歯磨訓練方式を作る、市内各小学校に「歯みがき日誌」を配布する、また昭和一三年（一九三八年）度からは「よい歯の子の表彰」を行うなどの活動を行っている。

愛知県学校歯科医会のほうは創立後あまり十分な活動ができなかったらしく、昭和一八年（一九四三年）六月一二日にふたたび創立総会を行っている。総裁として県知事、会長として内政部長が就任している。

名古屋市教育局には昭和一五年から技師として岡田正が、また歯科の技師として藤正楳夫が活動していた。

三、戦後では県庁に島宗輝雄が技師として、青木修が嘱託として巡回診療に従事していた。

昭和二五年（一九五〇年）一〇月、第四回全国学校衛生大会が名古屋市で開かれたとき、その前日の一〇月二一日、戦前の大会にひきつづく

再建第一回としての第一四回全国学校歯科医大会が開かれ、昭和四二年一一月、第三一回全国学校歯科医大会が開かれた。

日本学校歯科医会には、名古屋市学校歯科医会が当初から加盟して現在にいたっている。

その後、昭和三三年（一九五八年）に愛知県学校保健会歯科部会として加盟したことがあったが、退会した。

昭和四〇年（一九六五年）に瀬戸市学校歯科医会が加盟し、昭和五〇年（一九七五年）昭和四八年創立された稲沢市学校歯科医会が加盟した。

愛知県学校歯科医会は昭和五七年（一九八二年）に加盟した。

岐阜県

一、本県では、大正二年（一九一三年）七、八両月にわたって、岐阜、大垣、高山、古川、多治見、中津の各地で歯科衛生展覧会を巡回的に開いている。

古くからこの面での活動があったようである。

大正一一年（一九二二年）四月、美濃小学校において総山秀雄、鈴木松三郎、古田重男により学童の検査が行われている。

またそのころ歯ブラシ訓練を始めている。

大正一五年（一九二六年）度の調査では、県立斐太、本巣、岐阜中学校および釜戸、付知の二小学校に学校歯科医がおかれている。

こんな状況の下で大正一四年七月二三日県訓令で学校歯科医がおかれることとなった。

これで岐阜市金華、京町、明徳、徹明、梅林、白山の各小学校にそれぞれ学校歯科医が委嘱された。

昭和四年（一九二九年）度には五〇人の学校歯科医が委嘱されている。

二、岐阜県学校歯科医会は昭和八年（一九三三年）三月二六日に設立され、会員は五二人で、会長は学務部長、事務所は県庁内であった。

日本聯合学校歯科医会には設立当初から加盟している。

昭和一〇年（一九三五年）に報告された古田重男、水野義文の美濃小学校における歯ブラシ使用状況の調査は現場活動の産物として注目すべきものがある。

三、戦後は日本学校歯科医会に創立当初から加盟し昭和五四年に岐阜県歯科医師会学校歯科部と名称が変わった。

昭和三二年（一九五七年）七月、二一、二二日の両日に、岐阜市民センターで第二一回全国学校歯科医大会が開催されている。

このときは学校保健法成立の前年であったので、その成立推進の気運の高まった大会であった。

岐阜県学校歯科医会は昭和三一年（一九五六年）以来、県の学校歯科医大会をひきつづいて行ってきている。

岐阜県学校歯科医大会一覧

回	開催年月日	場所	参加数
1	31. 10. 7	岐阜市	
2	33. 11. 7	岐阜市	
3	34. 7. 26	高山市	
4	35. 10. 23	瑞浪市	
5	36. 11. 19	美濃加茂市	
6	38. 2. 24	大垣市	
7	38. 11. 24	岐阜市	
8	39. 8. 16	高山市	
9	41. 3. 13	岐阜市	
10	41. 11. 23	恵那市	
15	47. 11. 26	多治見町	125
16	48. 10. 21	郡上郡白鳥町	97
17	49. 10. 27	本巣郡穂積町	130
18	50. 11. 9	岐阜市	150
19	51. 11. 21	大垣市	150
20	52. 11. 13	高山市	150
21	53. 11. 19	中津川市	154
22	54. 11. 25	関市	152
23	55. 11. 23	各務原市	166
24	56. 11. 29	岐阜	137

三重県

明治二四年（一八九一年）六月、記録上わが国で最初の学童口腔検診が、直郁善五郎により津市養正高等小学校をはじめ県下の四つの小学校で実施された。その後明治三一年（一八九八年）には吉田佳雄、三三年には吉田為吉が小学校および女学校で検診、講演を行っている。

学校歯科の黎明期におけるこれらの活動は、全国的にみても特筆すべきことである。

一、明治以来の学校歯科の伝統のもとに、大正一三年（一九二四年）県歯科医師会は、学校嘱託歯科医師設置に関する趣意書を県当局へ提出、大正一五年（一九二六年）には、津市、宇治山田市、富洲原町で計一四人の学校歯科医がおかれた。

大正一五年（一九二六年）宇治山田市歯科医師会は、口腔衛生保全に関する賞作文を学童から募集するという事業を行っている。

ついで昭和四年（一九二九年）三月三一日に四日市市にも、学校歯科医が委嘱された。

二、県の学校歯科医会は昭和六年（一九三一年）四月二七日に創立され、会員数は一〇四人であった。

県の訓令は昭和七年（一九三二年）四月五日に出されている。

昭和七年（一九三二年）の調査では、学校歯科医は七三人、同九年の調査では九三人であった。

日本聯合学校歯科医会には創立のときから加盟している。

三、昭和二六年（一九五一年）六月一一日、四日市市学校歯科医会が設立されて、活動し、この会が昭和四八年（一九七二年）に日本学校歯科医会に加盟している。

三重県学校歯科医会は再建されず、その事業は三重県歯科医師会が行っていた。昭和三五年（一九六〇年）に三重県歯科医師会として加盟したが、一時退会し、昭和五三年（一九七八年）ふたたび加盟して今日にいたっている。

本県では学校保健を含んでの公衆歯科衛生活動は活発で、昭和三四年（一九五九年）に中川市郎が、また昭和五五年（一九八〇年）には三重

三重県学校歯科医大会一覧

回	開催年月日	場所	参加者数	回	開催年月日	場所	参加者数
1	27.9.21	津市	不明	16	4.33.3	四日市市	35
2	28.9.23	久居市	〃	17	44.3.21	津市	不明
3	29.11.21	桑名市	〃	18	44.11.23	〃	〃
4	30.10.23	四日市市	〃	19	46.2.21	〃	〃
5	31.11.4	名張市	〃	20	47.2.27	〃	52
6	32.11.10	鳥羽市	〃	21	47.12.10	〃	34
7	33.10.26	松阪市	〃	22	49.2.21	〃	不明
8	35.2.28	津市	〃	23	50.3.8	〃	30
9	35.11.20	〃	36	24	51.2.15	〃	50
10	36.11.23	〃	不明	25	52.1.30	〃	90
11	38.2.17	四日市市	75	26	53.1.26	〃	82
12	39.1.26	津市	不明	27	53.11.12	〃	63
13	40.2.21	〃	42	28	55.2.3	〃	68
14	41.2.20	〃	24	29	56.2.1	〃	48
15	42.2.11	〃	50	30	57.2.4	〃	75

県歯科医師会が、保健文化賞を受賞した。
昭和四六年（一九七一年）から巡回自動車「やまびこ」号が運営されている。
また本県では県歯科医師会が主催して、県学校歯科医大会をつづけている。

滋賀県

一、大正一五年（一九二六年）の文部省の調査では、この県に学校歯科医をおいている学校はなかった。
昭和のはじめころ、むし歯予防デーを中心にして、小学校などで講演、検診の行われたことが報告されている。
昭和六年（一九三一年）五月、膳所町の大高道城を中心としたグループが学校を中心としていろいろな活動をしたことが歯科の雑誌にのっている。
二、学校歯科医としては昭和九年（一九三四年）五月二一日付で石田益之助、田中栄二郎ら六人が県から委嘱されている。
県の学校歯科医会は昭和一〇年（一九三五年）二月に二〇人ほどのメンバーで創立されたが、大津市を中心として少しずつ活動している。
日本聯合学校歯科医会には昭和一一年（一九三六年）から加盟している。
昭和一六年（一九四一年）九月二二日から一一月一五日までの間、県下の小学校の巡回講演を精力的に行った。
三、戦後になって、昭和二六年（一九五一年）七月三日、県学校歯科医会が設立された。
昭和三一年（一九五六年）一〇月に大津で第六回全国学校衛生大会が開かれたときには、県の学校歯科医会はその活動を支えた。
日本学校歯科医会には設立の当初から加盟して現在にいたっている。
昭和三二年（一九五七年）四月、県学校歯科医会は「滋県歯報」という機関誌を出した。これはのちに昭和四〇年（一九六五年）に「健歯」と改題された。
昭和三八年（一九六三年）に学校巡回を含んだ滋賀県歯の衛生協会が設立されたが、県歯科医師会は、これと協力して歯の衛生週間を中心にしてライラックの羽根運動を展開した。
また大津市の上水道フッ素添加の実現などにも努力した。
この協会は昭和三九年（一九六四年）から歯科医師によるへき地巡回事業を始めた。
これは昭和四二年（一九六七年）からは歯科衛生士を中心にしたフッ化物局所応用の巡回事業になっている。
昭和四四年（一九六九年）九月二一、二二日に大津市で第三三回全国学校歯科医大会が行われた。
県厚生部では昭和四五年（一九七〇年）一月に、歯科巡回のため「しらたま」号という巡回自動車をつくり、巡回を行っている。
学校歯科医会は昭和五三年（一九七八年）四月、県歯科医師会に統合され県歯科医師会学校歯科部となってそのままひきつづいて日本学校歯科医会に加盟している。

京都府

一、京都市では明治三一年（一八九八年）一二月杉原順三、榎本元吉ら

が、第二高等小学校の歯牙検診を行い、それが日刊新聞に報道されている。

すこしおくれて、明治三七年（一九〇四年）九月に京都府知事は府下の公私立小学校および幼稚園に対して、歯牙の清潔および甘味物の制限などを行うようにとの訓令を出した。これは学校歯科について公式の立場で出されたはじめてのものである。

大正のころ口腔衛生キャンペーンはいうまでもなくよく行われていたが、大正二年（一九一三年）四月に舞鶴町で歯科衛生展覧会が行われている。大正四年（一九一五年）の御大典記念博覧会には歯科の出品を行っている。

大正一〇年（一九二一年）、小学校教員に対する口腔衛生講習会を行っている。

大正一五年（一九二六年）七月、赤井知一郎、吉田らによって舞鶴齲歯予防協会が作られた。

大正一四年（一九二五年）の調査では府下の山田荘、園部、綾部、以久田の各小学校に学校歯科医がおかれている。

大正一五年（一九二六年）に舞鶴、宮津町をふくむ地区では小学校に設備をおいて校内処置が行われている。

昭和四年（一九二九年）五月二一日訓令第二五号で「学校歯科医設置並職務規定」が出された。

それに伴って昭和六年（一九三一年）に京都市立の小中学校一四〇に学校歯科医がおかれた。

その年一月一七日には丹波五郡の三二人が集まって、丹波五郡聯合学校歯科医会を作った。三月一日には、丹後各郡の会員二七人が集まって丹後各郡聯合学校歯科医会を設立し活動した。

五月三日、京都市学校歯科医会が設立された。会長は市長で事務所は市役所内にあった。

その年六月五日には相楽郡などの山城地区で山城各郡聯合学校歯科医会が作られている。

その年七月一二日には京都府学校歯科医会が創立されている。

二、日本聯合学校歯科医会には京都市、丹後、丹波五郡および山城の四つのそれぞれの学校歯科医会が加盟し、京都府学校歯科医会としては加わっていない。

丹後の赤井知一郎は昭和八年（一九三三年）「学校歯科の実際」という本を書いている。

また京都市の堀内清は学校歯科の実際面および理論面でさかんに活動した。

昭和一一年（一九三六年）から京都市内の小学校児童についての表彰を始めた。

昭和一四年（一九三九年）九月一三～一五日に、京都市において第九回全国学校歯科医大会が開かれている。

三、昭和二三年（一九四八年）学校歯科保健については京都市学校歯科医会は解散し、京都府歯科医師会の一部門の学校衛生部として発足した。

昭和二七年（一九五二年）に京都市学校歯科医会が新生され、日本学校歯科医会には設立のときから京都市学校歯科医会として加盟した。

京都府学校歯科医会は昭和二九年（一九五四年）設立され、それもまた日本学校歯科医会に加盟した。

昭和三四年（一九五九年）度からいわゆる京都方式のへき地学校歯科巡回診療を始めた。

昭和三七年（一九六二年）一一月二三、二四日に第二六回全国学校歯科医大会が京都市で開催された。これはわが国の学校歯科保健が管理から指導指向への転機となった大会であった。

また、昭和四九年（一九七四年）一〇月一二、一三日に第三八回全国学校歯科保健大会が京都市で開かれている。

昭和五一年（一九七六年）京都市学校歯科医会は第一八回の奥村賞を

受賞している。

昭和五六年（一九八一年）、京都市学校歯科医会は解散して京都府学校歯科医会に統合された。

奈良県

一、全国的な口腔衛生思想普及キャンペーンにわりに早く反応して、大正九年（一九一〇年）一〇月に、奈良県知事から県歯科医師会への「生徒児童に対し歯科衛生上最も注意を要する事項如何」という諮問に対する答申をまとめ提出している。

この中で

甲、学校及家庭において心得置くべきこと

乙、学校及家庭において日常児童生徒の歯牙口腔の状態に注意すべきこと

丙、児童生徒に日常習慣的に実行せしむべきこと

の三項について述べられている。

大正一二年（一九二三年）六月には二日間にわたって、県と歯科医師会とが連合して「口腔衛生講習会」を開催し、県下の中等学校及小学校の教員など約三一〇人あまりが参加した。

大正一四年（一九二五年）四月には県下の小学校児童から口腔衛生についての標語の懸賞募集を行ったり、その年の二月四日から四日間にわたって女教師、県立産婆看護婦養成所卒業生、看護婦らに対しての学校衛生講習会などにも、会長の平井保三が講師として歯科衛生について述べている。

大正一五年（一九二六年）の調査では、県立高女および松山小学校に学校歯科医がおかれていたと報告されている。

二、昭和四年（一九二九年）二月一日、奈良県庁内で、関係者によって「第一回学校歯科医会議」が開かれ、その時県知事から「本県学校衛生上口腔衛生に関し適切なる施設如何」という諮問があり、これに対して二月一一日答申を出している。（資料編五）

内容の項目として

甲、学校及家庭に於て心得置くべきこと

（主として歯科衛生教育について）

乙、学校及家庭に於て日常児童生徒の歯牙の状態に注意すべきこと

（歯科医学的な注意について）

丙、児童生徒に日常習慣的実行せしむべき事項

（歯科衛生習慣の定着化について）

となっている。

これをうけてか、昭和四年（一九二九年）六月一〇日に五条町には学校歯科治療所が設けられ、五人の歯科医師が交代で児童の歯科処置に当たり、これはつづけられ奈良県から事業奨励金の交付をうけている。

奈良県学校歯科医会は昭和四年四月六日創立されている。昭和五年（一九三〇年）の調査では二八人が嘱託されており、施設をもつものは七校あったと報告されている。

昭和六年から学校歯科医および教員を対象とした学校歯科講習会を毎年行っている。

三、昭和三一年（一九五六年）一一月二五日に、再建奈良県学校歯科医会の創立総会が行われた。

そして日本学校歯科医会には創立以来、加盟していたが、昭和四二年（一九六七年）三月三〇日に、これは奈良県歯科医師会学校歯科部に吸収され、ひきつづきその形で加盟、今日にいたっている。

なお昭和五六年（一九八一年）六月一八日、第一回奈良県学校歯科保健研修大会を開き、以後つづけられるという。

和歌山県

一、大正一五年（一九二六年）度の調査では内海小学校に学校歯科医がおかれている。これは大正一三年（一九二四年）四月におかれたものである。

昭和二年（一九二七年）の調査では二二校となっている。

二、学校歯科医会は昭和五年（一九三〇年）五月三〇日に創立されており、会員は五〇人であった。

日本聯合学校歯科医会には設立のときから加盟している。

三、昭和二二年（一九四七年）から巡回歯科診療を行い、川口吉雄が教育委員会の常勤技師として執務している。

日本学校歯科医会には昭和三三年（一九五八年）に加盟した。

昭和三五年（一九六〇年）九月二五、二六日に和歌山市の市民会館で第二四回全国学校歯科医大会が開催されている。

和歌山県学校歯科医大会一覧

回	開催年月日	場所	参加数
1	39. 10. 25	和歌山市	245
2	40. 11. 20	新宮市	185
3	42. 2. 25	和歌山市	321
4	43. 11. 16	〃	286
5	48. 2. 25	〃	310
6	49. 2. 24	田辺市	250
7	50. 2. 16	橋本市	248
8	51. 2. 22	御坊市	237
9	52. 2. 13	岩出町	292
10	53. 2. 19	有田市	347
11	54. 2. 16 17	田辺市 和歌山市	200 255
12	55. 11. 29	那智勝浦町	215
13	57. 3. 20	和歌山市	260

昭和四一年（一九六六年）四月に歯科巡回自動車がおかれ、県内の巡回を行っている。

和歌山県学校歯科医会では上のように、学校歯科医大会を開いてきている。第一一回からは学校歯科保健大会とし、学校保健担当の教職員も参加対象者に加えた。

大阪府

一、大正初期のころには口腔衛生普及キャンペーンがさかんに行われていた。

大正一一年（一九二二年）五月七日、大阪市北区天神橋六丁目市立市民館内に、大阪歯科医師会とライオン歯磨が共同で児童歯科診療所を設置し、その開設披露式が行われた。

ここでは池田殖子が主任となって活動した。東京にできたライオン児童歯科院と同様なものであった。（これは昭和三年大阪府歯科医師会の事業となった。）

そのころいくつかの小学校での現場活動が報告されているが、大正一五年（一九二六年）の調査では帝塚山学院中学校、鐘紡大阪、高津、育英（女子）、育英（男子）、船場、日本橋の各小学校に学校歯科医がおかれていたことが報告されている。とくに日本橋小学校では診療所を設け、予防処置を行った。

このころ、クラブ歯磨を出していた中山太陽堂でも、その文化研究所（昭和初期、浜野松太郎が所長として公衆衛生活動をした）内に歯科診療所を設置することを計画したが、市歯科医師会はこの対応をめぐって紛糾した。

そして林田増太郎市会議員により大正一五年（一九二六年）一月、市

長に対し、学校歯科医の設置と市立児童歯科診療所を設けることも建議し、市議会はこれを採択した。

昭和二年（一九二七年）四月二九日、大阪府歯科医師会によって大阪学校歯科衛生協議会が発会式をあげ、約二〇〇人が集まった。

大阪市では、昭和四年（一九二九年）一〇月に大阪市歯科医嘱託医会が作られ、船場、汎愛小学校など一四の小学校で活動した。

昭和五年（一九三〇年）四月、第八回日本医学会総会が大阪で行われたとき、その分科会に参加のため全国から歯科界のリーダーたちが集まって、学校歯科医令の促進と学校歯科医の全国組織の結成を申し合わせた。

大阪市学校歯科医会はその翌年昭和六年（一九三一年）一一月に結成された。

日本聯合学校歯科医会には大阪市学校歯科医会が加盟し、昭和一一年に堺市学校歯科医会が加盟した。

また、昭和一二年（一九三七年）五月に、大阪府中等学校歯科医会が作られている。

昭和一二年（一九三七年）五月一六～一八日に、大阪市で第七回全国学校歯科医大会が行われた。

三、日本学校歯科医会には創立のときから大阪市学校歯科医会は加盟し、昭和三一年（一九五六年）に堺市学校歯科医会が加盟し、おくれて昭和三三年（一九五八年）に大阪府学校歯科医会および大阪府立高等学校歯科医会が加盟し、昭和四一年（一九六六年）から大阪府公立学校歯科医会が加盟している。

昭和四一年（一九六六年）一一月一九、二〇日に大阪市で第三〇回全国学校歯科医大会が開かれ、さらに昭和五三年（一九七八年）一一月一七、一八日に大阪市で第四二回全国学校歯科保健大会が開かれている。

大阪市学校歯科医会は昭和四三年（一九六八年）一月二六日に社団法人となった。

大阪市学校歯科医大会
（第12回から大阪市学校歯科保健大会）

回	開催年月日
1	38.
2	39. 1. 19
3	39. 10. 24
4	41. 1. 29
5	42. 2. 9
6	42. 12. 24
7	44. 3. 8
8	44. 12. 13
9	46. 1. 28
10	47. 2. 29
11	48. 2. 27
12	49. 2. 28
13	50. 3. 7
14	51. 2. 13
15	52. 2. 16
16	53. 2. 16
17	54. 2. 15
18	55. 2. 19
19	56. 2. 12
20	57. 2. 18

（注） 会場は全て大阪府歯科医師会館を使用

兵庫県

一、本県はわが国への西洋歯科医学導入の第二の玄関として古い歴史をもっている。したがって、初期のころから口腔衛生普及活動は活発であったようである。

大正二年（一九一三年）神戸市歯科医師会は、日本聯合歯科医会が作った「歯の衛生」のパンフレットを多量に購入して小学校に配布している。その年の一二月三日から一〇日までの間に神戸市内の小学校に行って講話をしている。

すこしおくれて大正五年（一九一六年）一二月一三日には県立高等女学校で講話を行っている。

大正六年（一九一七年）歯科衛生講話専任委員を設けて、学校医や校長らに講話をしている。

このような傾向は全県下にいきわたっていたようで、大正六年（一九一七年）六月に豊岡町豊岡小学校で仲沢重造が児童に対して歯ブラシ訓練を行っている。これがわが国ではもっとも古いものの一つである。

大正一五年（一九二六年）度の調査では尼ヶ崎市内の各小学校、高砂町小学校に学校歯科医が配置されていると報告されている。

昭和四年（一九二九年）四月、神戸市立和田小学校では清村軍時が積極的に学校での口腔衛生指導の活動を行っていた。

県令は昭和四年（一九二九年）五月二二日に公布されている。

二、神戸市学校歯科医会は昭和八年一二月三日に設立され、会員は五四人であったという。日本聯合学校歯科医会には神戸市学校歯科医会が加盟した。

兵庫県学校歯科医会は昭和九年（一九三四年）一一月に設立され、会員は一八四人であった。昭和一一年（一九三六年）日本聯合学校歯科医会に加盟した。

昭和九年（一九三四年）七月には兵庫県知事から歯科医師会に対して「歯牙疾患の予防上必要なる処置範囲如何」という諮問が出され、七月五日に県会議事堂で兵庫県学校歯科医協議会を開き、一〇〇人あまりが出席して、これについての答申を採択している。

昭和一二年（一九三七年）七月二五日、明石市学校歯科医会が創立された。

昭和一七年（一九四二年）五月九、十日の両日、神戸市で第一二回全国学校歯科医大会が行われた。

三、戦後の学校歯科巡回は専任者なしで行われている。

日本学校歯科医会には創立の翌年から神戸市学校歯科医会が加盟し、昭和三六年（一九六一年）から兵庫県学校歯科医会も加盟し、現在は二本建になっている。

昭和五四年（一九七九年）一一月九、一〇日の両日、神戸市で第四三回全国学校歯科保健大会が開かれている。

上の表のように毎年、兵庫県学校歯科保健大会を開催している。

回	開催年月日
1	36. 10. 1
2	37. 9. 16
3	38. 9. 22
4	39. 10. 18
5	40. 9. 26
6	41. 9. 25
7	42. 9. 24
8	43. 9. 28
9	44. 9. 27
10	45. 9. 26
11	46. 10. 30
12	47. 9. 30
13	48. 10. 24
14	49. 9. 26
15	50. 9. 26
16	51. 9. 28
17	53. 1. 27
18	53. 10. 27
19	55. 2. 20
20	55. 10. 30
21	56. 10. 29

岡山県

一、本県は大先輩高山紀斎を生んだところでもあるが、明治四五年（一九一二年）四月に、県が主催して岡山市で開かれた衛生展覧会に歯科関係の多数の出品をして注目をあびたとか、さらに翌大正二年（一九一三年）一〇月には会が中心となって大衆に対する歯科衛生講演会を開くとか、口腔衛生普及活動を活発に行っていた。

大正一一年（一九二二年）四月には津山町で一三人の会員が三班に分かれて小学校児童の検査を行ったり、またその年の九月二三日には、岡山市の野々山勝平がアメリカからもちかえった映画の公開と口腔衛生講演会を行うなどの活動をした。

また同年の四月から邑久郡の小学校では尾藤修治郎を学童診療歯科医として委嘱して、治療を始めた。

大正一五年（一九二六年）の調査では岡山高等学校に学校歯科医がおかれていることが報告されている。

もちろん学校歯科医の組織はない。

二、きっかけに比べて学校歯科の発達はややおくれているようにみえるが、昭和九年（一九三四年）の調査で二五人の学校歯科医があり、一五校に施設のあったことがわかっている。

岡山県学校歯科医会は昭和一一年（一九三六年）一〇月一〇日、岡山女子師範学校で創立総会が行われて発足した。

昭和一三年（一九三八年）になって日本聯合学校歯科医会に加盟して

いる。

このころ本県では中学校に学校歯科医をおくことをきめ、学校歯科医が委嘱されている。

三、戦後は、学校歯科医活動は昭和二六年（一九五一年）一一月に作られた学校保健会の組織として日本学校歯科医会に加盟し、昭和四四年（一九六九年）に岡山県歯科医師会にひきつがれた

広島県

一、医家の歴史の古い地区であるので、すでに明治二〇年（一八八七年）広島医会の中に歯科医師が加わっており、その伝統はひきつがれている。明治三〇年（一八九七年）広島医学会ができたときにも熊谷鉄之助、荒谷靖などがメンバーとして加わっている。

こんなことから明治三四年（一九〇一年）二月には広島歯科医会が発足し、これが四〇年（一九〇七年）一一月の広島県歯科医師会につながっていく。

非常に早い発足であったといえる。

また明治四三年（一九一〇年）に広島歯科医学校が設立され、これはのちに広島女子歯科医学校としてつづいていくが、このように、歯科界でも特異な伝統をもっている地区である。

この地の学校歯科はいま述べたような背景をうけたせいか、すでに大正五年（一九一六年）四月に、広島市で、熊谷鉄之助、渡辺和、河村雅夫、野坂昇、熊谷達吉、山瀬優の五人を学校歯科検査医として指定して、市内の小学校児童一万九〇〇〇人の検査を行い、以後これはずっとつづけられている。

口腔衛生普及活動もさかんで、大正五年（一九一六年）二月の呉市衛生展覧会には、市歯科医会が参加し、その中の一日に講演会を開いているし、大正一〇年（一九二一年）九月には、広島市歯科医師会は口腔衛生キャンペーンを行い、学生も加えて提灯行列などもした。大正一一年（一九二二年）五月一四日の広島市子供愛護デーには各小学校で口腔衛生講話を行い、小旗などを配布している。

特筆すべきこととして、大正一四年（一九二五年）一月に、市内小学校の未就学児童三〇〇〇人に対して歯牙検査を行ったことである。これはたぶん就学前歯科検査のはじめのものということができよう。

またこの年の県歯科医師会の総会では、呉市歯科医師会からの提案で日本聯合歯科医師会に対し「学校歯科医設置促進を建議すること」を採択している。

このような背景の下、大正一四年（一九二五年）五月には県訓令で学校歯科医の設置をきめている。

しかし大正一五年（一九二六年）の文部省の調査では、三津町小学校だけであったと報告されている。

広島市歯科医師会では昭和二年（一九二七年）五月に、小学校校長、教員、学校看護婦を集めて学校歯科衛生の協議会を行い、四〇人ほどが出席している。

昭和五年（一九三〇年）九月に、やはり教員を対象として学校衛生会が行った学校衛生講習会には、歯科衛生もその一項としてとりあげられている。

二、昭和九年（一九三四年）の調査では六七人の学校歯科医がおり、三四カ所に設備があったと報告されている。

しかし県学校歯科医会が作られたのは案外おそく、昭和一一年（一九三六年）六月二一日に創立総会が行われている。広島市学校歯科医会のほうはすでに大正一一年（一九二二年）八月二一日に二〇人ほどで創立されていた。

日本聯合学校歯科医会には、創立のとき、広島市学校歯科医会が加盟し、ついで昭和一一年（一九三六年）に呉市学校歯科医会が加盟している。

昭和一二年（一九三七年）になって広島県学校歯科医会が加盟して広島市学校歯科医会はその中に吸収された。

昭和一六年（一九四一年）の第一一回全国学校歯科医大会で森岡春治は充塡材料についての宿題報告を行っている。

三、日本学校歯科医会には創立一年後に県学校歯科医会として加盟したが、昭和三八年（一九六三年）になって県の歯科医師会の中に吸収され、その形で今日までつづいている。

昭和三六年度（一九六一年）から学校歯科衛生研修会をつづけている。

鳥取県

一、鳥取県では大正一四年（一九二五年）五月、県歯科医師会総会で、「学校歯科医設置に関する建議書」を県知事に提出することをきめている。

これをうけて、学校歯科医設置についての県令は昭和二年（一九二七年）二月五日に出されており、ひきつづいて、昭和三年三月に県の学校歯科医会が創立されている。このとき会員は三八人であった。

またこの年、県知事から会に対し「歯科衛生思想ヲ普及セシムル良策如何」という諮問が出され、これに対し、長文の答申をしている。(資料編一一)

二、学校歯科医会はすぐ活動をはじめ、昭和四年（一九二九年）には県下中小学校児童生徒から口腔衛生標語の募集を行ったりしている。

日本聯合学校歯科医会には設立の当初から加盟して、今日にいたっている。

もっとも古い加盟団体の一つである。

三、保健所活動との協同についてはユニークな活動をつづけ、今日にいたっている。

日本学校歯科医会にも設立のときから加盟し、今日にいたっている。

鳥取県学校歯科医会では昭和二五年（一九五〇年）から、鳥取県学校歯科保健研修会を開いている。古いことは分からないが、最近のものは次のとおりである。

鳥取県学校歯科医大会一覧

回	開催年月日	場所	加数参者
1	52. 2. 26	倉吉市	117
2	53. 2. 18	米子市	135
3	54. 12. 1	鳥取市	130
4	55. 11. 29	米子市	24
5	56. 9. 19	倉吉市	63

島根県

一、ここの大先輩四方文吉は、明治二三年（一八九〇年）一一月に歯科

医師となったのち伊沢信平のところで学び、松江に住んだが、早い時期から

「歯牙養生法」（三七ページ）　明治二五年一一月
「保歯要訣」（四七ページ）　明治二八年一二月
「通俗齲歯予防法」（五〇ページ）明治三二年七月
「通俗乳歯の心得」（四三ページ）明治三三年

というように普及書をさかんに書き、晩年には心身の健康についてのパンフレットも多く書いていただけに、この地区は口腔衛生の普及は早く発達したところといえよう。

明治四五年（一九一二年）五月、松江で開かれた島根県衛生展覧会に歯科の出品が大変多かったことが記録されている。

越えて大正五年（一九一六年）六月から七月にかけては緑川宗作、向井喜男を招いて、県下各地で歯科衛生展覧会および講演会を開いている。

この年、今市町の井原協一が高松小学校で児童の検診を行った。

大正一三年（一九二四年）簸川郡高松村小学校で、翌年に今市小学校で校内治療を始めた。

大正一四年（一九二五年）七月二日、奥村鶴吉を招いて歯科医師および教員を対象として歯科衛生講習会を開き、一二〇人が集まった。

大正一五年（一九二六年）五月に松江市内の母良、北堀、内中原、白潟、雑賀の五小学校に、四方文吉をはじめ五人の歯科医が委嘱されている。

しかし大正一五年の調査では、学校歯科医設置校として大森小、津和野小の名があがっているだけである。

学校歯科についての県の訓令は昭和二年（一九二七年）一二月一六日に出されている。

同じ年、島根県歯科医師会は県知事からの諮問「歯科衛生思想を普及せしむる良策如何」に対し、長文の答申書を出している。

昭和五年（一九三〇年）の調査では二七人の学校歯科医が委嘱されているが、施設をおいているところはなかったようである。

二、昭和一一年（一九三六年）になって県歯科医師会の中に学校歯科調査会をつくり、翌一二年一一月一〇日には県学校歯科医会が創立されている。

日本聯合学校歯科医会には昭和一三年（一九二八年）に加盟している。

そしてこれは昭和一九年七月までつづいた。

三、昭和二四年（一九四九年）一一月二〇日に県学校歯科医会は再建され、会長に板垣信が選ばれている。板垣は四方門下である。

昭和二九年（一九五四年）一〇月九日、松江市で第四回全国学校保健大会が行われたとき、その前日八日に出雲市で第一八回全国学校歯科医大会が開かれている。

この大会のとき、日本学校歯科医会はスタートを切った。

日本学校歯科医会には二年目から加盟している。

山口県

一、大正一一年（一九二二年）四月、県歯科医師会は、全県下にわたって、口腔衛生の組織的なキャンペーンを行っている。

このためか学校歯科医設置に関する県令は、昭和三年（一九二八年）二月二六日に出されており、昭和五年（一九三〇年）四月に山口市で鰐石俊三、村上敏憲、藤井武治および田辺定一の四人が学校歯科医に委嘱されている。

同じ年の五月、同県歯科医師会は佐波郡で郡内の小学校児童全員の歯

科検診を行っている。

このとき県下の学校歯科医は九人であった。

二、学校歯科医会は昭和六年（一九三一年）に設立されているが、日本聯合学校歯科医会に加盟したのは少しおくれて、昭和一五年（一九四〇年）になってからである。

三、昭和二二年（一九四七年）に学校歯科巡回が始まるとすぐ専任の技師として鷹取三省が担当して県下の巡回を行った。

一時、昭和四〇年（一九六五年）に日本学校歯科医会に加盟したが、その後は県全体としては加わらず、昭和四二年（一九六七年）から下関市学校歯科医会が加盟し、活動している。

昭和四六年（一九七一年）になって県歯科医師会学校歯科部として日本学校歯科医会に加盟し、今日にいたっている。

県の学校歯科医大会を次のように開催してきた。

山口県学校歯科医大会一覧

回	開催年月日	場所	加数参者
1	46. 10. 22	小郡町	不明
2	… …	山口市	〃
3	… …	〃	〃
4	50. 2. 20	〃	75
5	50. 8. 30	〃	105
6	52. 2. 19	〃	120
7	53. 2. 18	〃	140
8	54. 2. 22	〃	180
9	55. 2. 7	〃	213
10	55. 11. 7	〃	228

徳島県

一、大正一五年（一九二六年）度の調査によると、市場、小松島、黒浦、池出、昼間、高川原、日和佐、牟岐の各小学校に学校歯科医がおかれている。

県令は昭和二年（一九二七年）八月一九日に出されており、全国としてもわりに早い方である。

徳島県学校歯科医会も昭和四年（一九二九年）七月二八日に設立され、会長は県学務部長で、知事を総裁としている。事務所は県庁内にある。

二、日本聯合学校歯科医会には設立当初から加盟し、活動している。

三、戦後の学校歯科巡回には寿満重敏が委嘱され、県下を巡回した。

日本学校歯科医会には創立当初から加盟し、今日にいたっている。

香川県

一、香川県歯科医師会は大正一〇年（一九二一年）五月から六月にかけて、五月二五日丸亀地方、三〇日大川郡、三一日三豊郡、六月一、二日高松市で愛歯デーの運動を行っている。

大正一五年（一九二六年）六月には学務課の後援で二日間にわたって歯科医師を対象として学校歯科講習会を行っている。

これには遠藤至六郎、加藤清治、浜野松太郎が講師となっている。

その年度の調査では香川県内に二つの学校歯科医がおかれていた。

昭和二年（一九二七年）六月に、県立高松高等女学校で歯科検診が行われている。

学校歯科医設置の県令は昭和四年（一九二九年）一月三一日に出された。

昭和四年（一九二九年）一〇月一二日、県会議事堂に学校歯科医約四〇人が集まって県学校歯科医大会を行い、その会に県知事から「学校歯科診療とその設置方法如何」という諮問が出されている。

またこの年、高松市内の学童一万人について検診が行われた。

これは翌年もつづいた。

二、本式に香川県学校歯科医会が創立されたのは昭和八年（一九三三年）四月二一日で、県会議事堂で創立総会を行い、すぐに日本聯合学校歯科医会に加盟している。

昭和九年（一九三四年）になって高松市内の小学校ではいわゆる校内治療が積極的に行われていたが、これについて、どうも歯科医師法に抵触するのではないかという問題が起こり、市役所がすこしとまどう、ということがあった。これは少しおくれて高知市でも問題となり、文部省への照会となったものである。

三、戦後の学校巡回班は香川県学校歯科医会がひきうけて行っていた。

昭和二七年（一九五二年）六月二九日に香川県学校歯科医会が創立されている。

昭和二八年（一九五三年）一一月一四、一五日の両日、高松市四番丁小学校を会場として第一七回全国学校歯科医大会が開かれた。

これは戦後、はじめから全国学校歯科医大会と名のることのできた最初の大会であった。

翌年、日本学校歯科医会が設立されるとすぐ加盟し、今日にいたっている。

本県の学校歯科保健はとくに現場活動が活発であり、奥村賞を次のように受賞している。

第四回（昭和三七年）琴平小学校

第九回（昭和四二年）多度津小学校

第一四回（昭和四七年）豊浜東小学校

第一六回（昭和四九年）香南小学校

昭和五〇年（一九七五年）一一月一五、一六日の両日、高松市の市民会館で第三九回全国学校歯科保健大会が開かれ、三領域にわたっての研究協議が行われた。

愛媛県

一、大正一五年（一九二六年）度の文部省の調査では学校歯科医はのっていないが、大正一五年（一九二六年）松山市内で、第一校から第七校までを会員二～三人が担当して検診、治療を行っている。

県の訓令は昭和四年（一九二九年）四月一一日に出されていて、その年七月の調査によれば八校で学校歯科医が委嘱されている。

二、愛媛県学校歯科医会は昭和七年（一九三二年）八月二四日に設立され、会員は五〇人で、会長は県学務部長である。事務所は松山市内の東村良雄方となっている。

日本聯合学校歯科医会には設立当初から加盟している。

三、日本学校歯科医会には昭和三八年（一九六三年）に今治市学校歯科医会が加盟し、少しおくれて昭和四〇年（一九六五年）に愛媛県学校歯科医会が加盟したが、一時退会し、昭和五〇年（一九七五年）から愛媛県歯科医師会が加盟している。

高知県

一、大正一五年（一九二六年）度の調査では、学校歯科医はおかれていない。

昭和三年（一九二八年）高知市の有志が小学校の歯科検診をしたが反対され中止となった。

昭和四年、五年高的市で無料の歯科検診をし、昭和六年（一九三一年）には一〇円の手当で尋常・高等小学校に学校歯科医を委嘱した。

本県では県令は出されなかった。

二、昭和九年（一九三四年）高知市周辺の町村でも同額で学校歯科医をおく所が出てきた。

同年、高知市で学校内で学童を診療をすることについて、改正歯科医師法との関連で問題がおこり県歯科医師会長は県知事に考えをただし、県知事は昭和一〇年（一九三〇年）一月に文部大臣に対して照会をした。

これに関して文部省は、関係団体と相談の上、七月二七日付で回答をした。（資料編二五）

有名な学校歯科の予防処置の範囲の解釈である。

昭和一〇年（一九三五年）日本歯科医師会調査では、学校歯科医会一、所属会員一二となっている。

しかし県の記録では、昭和一〇年高知市学校歯科医会設立、会員一四人となっている。

昭和一一年（一九三六年）三月の文部省発表の調査では、学校数（青年学校幼稚園を含む）七四一、歯科校医のいる学校三〇、歯科医二五人、一人平均手当二七円であった。

昭和一三年（一九三八年）になって高知市学校歯科医会が日本聯合学校歯科医会に加盟した。

三、戦後の巡回については明らかでない。

昭和二七年（一九五二年）高知市学校歯科医会を再建し、昭和二九年、日本学校歯科医会に加盟した。

昭和三三年（一九五八年）に高知県学校歯科医会を設立し、昭和三五

高知県学校歯科医大会一覧

回	開催年月日	場所	参加者数	回	開催年月日	場所	参加者数
1	34. 12. 6	高知市		13	47. 10. 22	高知市	93
2	35.			14	48. 12. 1	〃	59
3	36.			15	49.		
4	37. 7. 22	高知市	62	16	50. 2. 22	高知市	
5	38. 9. 22	〃	85	17	51.		
6	39.			18	52.		
7	40. 11. 21	安芸郡奈半利町	113	19	52.		
8	42. 2. 26	高知市	83	20	53. 2. 4	高知市	103
9	43. 3. 3	須崎市	122	21	54. 1. 27	〃	110
10	44. 2. 16	高知市	197	22	54. 10. 27	〃	123
11	45. 11. 15	〃	31	23	55. 10. 25	〃	68
12	46. 10. 17	〃		24	56. 10. 24	〃	60

年には、高知市学校歯科医会を吸収して、日本学校歯科医会に加盟、今日にいたっている。

高知県学校歯科医会は、昭和三四年（一九五九年）から高知県学校歯科医大会を、昭和四五年（一九七〇年）からは名称を高知県学校歯科保健大会と変えて開いている。

福岡県

一、大正三年（一九一四年）、この県における最初の学童歯科検診が、鞍手郡直方町北尋常小学校で施行された。

学校歯科診療所の方は、大正一一年（一九二二年）大牟田第三尋常小学校にできたのが最初のようである。

大正一三年（一九二四年）には、福岡市内の全校に洗口場が完備された。

大正一四年（一九二五年）、県から「児童身体検査中、歯の検査は歯科医を依嘱すること」という通牒が出された。この年の調査で、学校診療を行うものの件数は県内で七七件であった。

昭和二年（一九二七年）には、県議でもあった武藤登起次郎らの努力により、県立中学校に学校歯科医嘱託の予算が成立した。

県学校歯科医会の設立は昭和四年（一九二九年）三月一四日であった。会員は三〇四人とされている。

総裁は県知事、会長は県学務部長という構成で、年一回県庁で総会が開催され、この時知事から諮問事項が示され、これに対し答申書が提出されている。

また昭和四年から、毎年三校視察校を指定し、学校歯科医を中心に約二〇〇～三〇〇人の視察員が参集し、質疑応答、批評講評を行うという特有な企画が行われた。

二、昭和七年（一九三二年）、学校歯科医に委嘱し、県下の斑状歯調査を実施した。県レベルの広範囲な調査としては、わが国で最初のものと思われる。同年の調査では学校歯科医数は二九三人であった。

昭和八年（一九三三年）五月二〇～二二日に福岡市で第三回全国学校歯科医大会が開催されている。

その年、六月二三日に、とくに勅令公布を記念して第一回の「学校歯科衛生デー」が、昭和九年（一九三四年）二月一日には文部省令発布日に際しての第二回「学校歯科衛生デー」が県下いっせいに行われた。

この「学校歯科衛生デー」を中心に、本県では当時熱心に衛生訓練が実施されていたが、歯磨訓練以外に、含嗽訓練、咀嚼訓練、歯齦摩擦訓練等、ユニークな実践が多く見られる。（一七三ページ）

日本聯合学校歯科医会には設立の当初から加盟している。

三、昭和二四年（一九四九年）に福岡県学校歯科医会が再建されている。

県下の学校巡回処置は専任者によって行われた。

昭和二六年（一九五一年）一〇月五日、福岡で第一回全国学校保健大会が行われた前日、第一五回全国学校歯科医大会を行った。

しかしこのときの大会は、文部省当局はその開催自体に好意的でなかったので、当事者であった池田明治郎らは苦心をした。（六二ページ）

日本学校歯科医会には創立とともに加盟し、現在にいたっている。

北九州市ができて、そこに学校歯科医会が作られたが、とくに八幡区学校歯科医会は昭和四二年（一九六七年）以来活発に活動している。

また福岡県学校歯科医会とは別に、福岡市学校歯科医会が設立され、昭和五〇年（一九七五年）から日本学校歯科医会に加盟している。

福岡県学校歯科医会は昭和三三年（一九五八年）以来、福岡県学校歯科医大会を開き、今日までつづけている。

福岡県学校歯科医大会一覧

回	開催年月日	場所	参加者数	回	開催年月日	場所	参加者数
1*	33. 3. 15	福岡市		14*	45. 11. 29	福岡市	
2*	33. 11. 23	〃		15*	46. 11. 28	〃	
3*	34. 11. 26	〃		16	47. 11. 19	北九州市	
4*	35. 11. 24	〃		17	48. 11. 25	久留米市	65
5*	36. 11. 19	〃		18	49. 11. 17	直方市	145
6*				19	50. 11. 30	北九州市	84
7*	38. 12. 8	〃		20	51. 11. 28	〃	72
8*	39. 10. 23	〃		21	52. 11. 27	福岡市	43
9*	40. 11. 23	〃		22*	53. 11. 26	〃	67
10*	42. 1. 23	〃		23	54. 11. 17	〃	73
11		八幡市（現北九州市内）		24	55. 11. 29	〃	120
12*	43. 11. 23	福岡市		25	56. 11. 21	〃	113
13*	44. 10. 19	〃					

注）　＊印は福岡市学校歯科医会と共催

佐賀県

一、古いことはあまり明らかでないが、学校歯科医設置の県令の出されたのはかなり早く、大正一五年（一九二六年）七月一六日である。

これにひきつづいて、九月には佐賀県学校歯科医会が設立されており、七八人の会員を擁していた。

また昭和六年（一九三一年）、県に学校衛生技師をおくように請願をしているが、その年の八月に嘱託されている。

二、日本聯合学校歯科医会には設立当初から加盟して、県下で教員を対象とする学校歯科衛生講演会などを毎年開いて活動した。

三、新しい日本学校歯科医会には加盟していなかったが、昭和四二年（一九六七年）に佐賀市学校歯科医会が加盟し、今日にいたっている。

長崎県

一、この県には歯科界の先輩、松添広太が早くから活動しており、明治四四年（一九一一年）に県庁新庁舎の完成を祝って、史料、物産、衛生についての展覧会が催されたとき、松添のあっせんで歯科関係の展示を行ったことが記録されている。

大正一三年（一九二四年）四月、長崎市歯科医師会の設立を記念して市内諏訪公園で開かれた子供衛生展覧会に歯科の出品をしている。

大正一五年（一九二六年）の文部省の調査によると、島原第一、第二、第三小学校にすでに学校歯科医がおかれていた。

また昭和四年（一九二九年）の日本歯科医師会の調査では八人の学校歯科医があがっている。

その年一月には県歯科医師会長は、県知事に対して学校歯科医設置の建議書を出している。

二、昭和八年（一九三三年）四月から県下の県立学校にすべて学校歯科

医がおかれるようになった。
日本聯合学校歯科医会には昭和一三年（一九三八年）に長崎市学校歯科医会が加盟している。
三、戦後の学校歯科巡回は開始していた。昭和二七年（一九五二年）まで中汀原重が専任としてこれに当たっていた。
昭和二八年（一九五三年）に山口健三に代わった。
昭和三五年（一九六〇年）に長崎県学校歯科医会は日本学校歯科医会に加盟し、今日にいたっている。

大分県

本県は大先輩小幡英之助の出たところであり、古い時代に比較的歯科医師の多かったところである。したがって歯科医師会は早くから作られていた。
一、大正一一年（一九二二年）三月に大分市において口腔衛生普及宣伝研究委員会が開かれ、この中で、小学校教員に対する講演会、学童の歯科検診などを決めている。また同年一二月二五日、学校歯科医をおくように県に建議している。
大正一五年（一九二六年）の調査では、西安、高田、河内の三小学校に学校歯科医がおかれている。
二、県の訓令は勅令公布のあとになっており、昭和四年（一九二九年）の調査では学校歯科医の数ははっきりつかまえられておらず、一〇数人となっている。
昭和七年（一九三二年）の調査では学校歯科医は一六人であると報告されているが、学校歯科医会はないようである。しかし昭和九年（一九三四年）の調査では、会員四〇人をもつ大分県学校歯科医会が設立されている。
日本聯合学校歯科医会には昭和一四年（一九三九年）に加盟している。
三、昭和二九年（一九五四年）四月三日に大分県学校歯科医会は再発足をした。
日本学校歯科医会には当初から加盟している。
昭和三〇年の調査では、六一六の学校に学校歯科医がおかれている。
昭和四三年（一九六八年）四月一日から、県学校歯科医会は大分県歯科医師会に吸収されて今日にいたっており、そのまま日本学校歯科医会に加盟している。

熊本県

一、熊本市で大正八年（一九一九年）に小清水三郎が五福小学校で口腔検査や歯ブラシ訓練などを行ったといわれている。
また、熊本県歯科医師会では、大正一四年（一九二五年）度の総会で学童への口腔衛生思想をつよめるべきである、という決議を行っている。
しかしその翌年の文部省の全国調査では、この県に学校歯科医を設置したところは報告されていない。
この県の学校歯科医設置の訓令は意外に早く、昭和三年（一九二八年）一月一九日には出されている。そしてこれによって九人の学校歯科医が委嘱されている。
昭和五年（一九三〇年）には熊本市内で二〇の学校に学校歯科医がお

かれるようになった。

二、日本聯合学校歯科医会の創立のときには加盟していないが、昭和一一年（一九三六年）になって熊本市学校歯科医会が加盟している。

昭和一二年（一九三七年）一一月一九日、熊本県学校歯科医会は創立総会を行っている。

そして昭和一五年（一九四〇年）熊本市学校歯科医会に代わって熊本県学校歯科医会が日本聯合学校歯科医会の加盟団体となった。

三、日本学校歯科医会には創立当初から熊本県学校歯科医会が加盟して今日にいたっている。

この県では昭和三八年（一九六三年）度から県教育委員会の事業として、へき地を中心とした学校歯科巡回診療に当たっての国民健康保険利用について、県学校歯科医会が中心となって特異な方式を作り出し、いわゆる熊本方式を行って、今日にいたっている。

昭和四三年（一九六八年）一一月一〇、一一日に熊本市で第三二回全国学校歯科医大会が開かれている。

宮崎県

一、この県の学校歯科についての資料は比較的乏しい。

大正一五年（一九二六年）の調査では現れてこない。

しかし県の訓令は比較的早く昭和二年（一九二七年）五月一〇日に出されている。実際に学校歯科医が委嘱されることはなかったとみえて、昭和三年（一九二八年）三月二七日、県歯科医師会の総会では、学校歯科医設置を促進する決議を行っている。

二、昭和五年（一九三〇年）の調査では学校歯科医が一一人あったと報告されている。

県学校歯科医会は昭和八年（一九三三年）三月三〇日に創立され、昭和九年（一九三四年）の調査では四〇人の会員をもち、県下に施設をもつところが七カ所あったと報告されている。

日本聯合学校歯科医会には当初から加盟している。

この学校歯科医会は、昭和一二年（一九三七年）二月に、学校歯科医を対象として、学校歯科医講習会を行っている。

昭和一五年（一九四〇年）五月には第一〇回全国学校歯科医大会がここでもたれている。

三、戦後には学校歯科巡回を行い、永井周三が嘱託として巡回に従事した。

日本学校歯科医会には加盟していなかったが、昭和四三年（一九六八年）に宮崎県歯科医師会として加盟し、今日にいたっている。

鹿児島県

本県は本州の最南端に位置しているが、比較的古くから特異な活動をしている。

一、大正六年（一九一七年）六月に県歯科医師会は、鹿児島市内の一一の小学校児童の口腔検査を行うことをきめ、一三人の会員が担当してこれを実施した。また、それと同時に県下各地で口腔衛生講演会を開いている。

この検査の結果は、大正七年（一九一八年）一月に「小学校児童の口腔衛生について、附市内各小学校児童の口腔検査成績」というレポートにまとめられて市に提出され、学校歯科医設置の急務を訴えている。

このようなことがきっかけとなって、大正一〇年（一九二一年）八月一日柴山薩彦が学校歯科医に委嘱されている。

また昭和三年（一九二八年）六月に県知事から「口腔衛生発達に関する最善の方策如何」という諮問があり、これに対して歯科医師会は一七人の委員をあげて長文の答申をまとめ、八月一〇日に提出した。

学校歯科医に関する県令の出されたのは昭和四年（一九二九年）六月二五日である。

二、鹿児島県学校歯科医会が作られたのは昭和七年（一九三二年）になってからで、六月一三日に創立総会が行われた。

この会はさかんに活動し、昭和九年（一九三四年）七月二一日に県教育会館内で学校歯科医協議会を開き、学校歯科についての二二項目にわたる事項について協議をしている。

日本聯合学校歯科医会には設立以来加盟している。

昭和一六年（一九四一年）には西原清年が鹿児島市内の小学校児童の第一大臼歯について六カ年の推移についての調査報告をまとめて「学校歯科衛生」にのせている。また同年六月一四日学校歯科医令公布一〇周年記念と銘を打って行われた第一一回全国学校歯科医大会において県立第一鹿児島中学校（校医小正虎光）が表彰状ならびに記念品を授与された。なお日本聯合学校歯科医会において学校歯科衛生に関する調査又は研究として「活火山下に於ける学童の口腔疾患」と題した上坂武雄に奨励金が交付された。

三、戦後になって昭和二五年（一九五〇年）四月一一日に県立甲南高校を会場として、教員を対象に学校歯科衛生講習会を開き、約二〇〇人が参加したという。

学校歯科医会は昭和二六年（一九五一年）九月二三日に再建され、上国料与市が会長となった。

本県は桜島を中心としてわが国の高濃度フッ素地帯として知られているだけに、それについてのいろいろの研究が発表されている。

昭和四九年から、県当局と一体となって毎年「子供からむし歯をなくそう鹿児島県民大会」を開催しており、さらに昭和五三年から県の主唱するサンライフ運動の一環としてユニークな学校歯科保健活動をすすめている。

昭和五三年（一九七八年）、県費によって「鹿児島県小学校むし歯予防の手びき」および資料を作り、配布している。

昭和五五年（一九八〇年）一一月一四、一五の両日、第四四回全国学校歯科保健大会を鹿児島市で開催した。

沖縄県

本県は非常に特異な歴史のながれの中にあったので、他県の場合と同様に述べることはむずかしい。

一、古い時代のことはよくわからないが、大正一五年（一九二六年）度の調査では学校歯科医のおかれているところはない。

昭和四年（一九二九年）の調査でもみられない。

二、昭和九年（一九三四年）の調査で八人の学校歯科医が委嘱されていることが報告されている。

日本聯合学校歯科医会には沖縄県学校歯科医会として昭和一〇年（一九三五年）一〇月一一日に加盟している。そのときの会員は一三人である。

太平洋戦争によって全県が戦場となってしまった。

三、戦後においては長く軍政下におかれていた。

昭和二一年（一九四六年）四月沖縄民政府が作られ、少しずつ回復した。

医師、歯科医師の極端な不足から「歯科介補」という職種を認め、それを充足した。

その後、沖縄本島を中心に一種の公営医療が行われていた。

昭和二六年（一九五一年）一月、自由開業医制が復活した。またこの年琉球政府が成立した。

昭和三七年（一九六二年）八月に沖縄では学校保健法ができたが、ここでは学校医も学校歯科医も必置制ではなかった。

その後、昭和四二年（一九六七年）三月二六日に、沖縄県学校歯科医会が設立された。このときには二一人が参加している。

昭和四四年（一九六九年）には本土復帰を前にして、日本学校歯科医会の加盟団体となった。

昭和四七年（一九七二年）五月一五日、本土復帰となって占領時代は終わった。

昭和五六年（一九八一年）一一月二〇日、浦添市で第一回沖縄県学校歯科医大会を開催した。

付表1　学校歯科医会調査

（昭和七年六月）（日本歯科医師会調査部調）

道府県	名称	事務所所在地	会長または理事長
北海道	―	―	―
青森県	―	―	―
岩手県	―	―	―
秋田県	秋田県学校歯科医会	秋田県庁学務課内	知事
宮城県	宮城県学校歯科医会	仙台市東二番町 浜田方	浜田栄
山形県	―	―	―
福島県	福島県学校歯科医会	福島市本町一六 西川方	保坂直
新潟県	―	―	―
茨城県	―	―	―
栃木県	―	―	―
群馬県	群馬県学校歯科医会	前橋市神明町二一 県歯科医師会事務所	田部井巳之八
千葉県	―	―	―
埼玉県	埼玉県学校歯科医師会	埼玉県熊谷町熊谷二九八二	学務部長
東京府	東京市学校歯科医会	東京市教育局学務課内	東京市教育局長
同	豊多摩郡学校歯科衛生会	東京市外渋谷町元広尾一五 原一学方	岩淵静三
同	荏原郡学校歯科医会	東京市外入新井町 不入斗三三七	武田譲
同	南葛飾郡歯科校医会	東京市外大島町三ノ一〇一	小林賑吉
同	北豊島南足立郡学校歯科医会	東京市外滝ノ川町三八 三宅方	吉田秀一
同	八王子市学校歯科医会	八王子市横山町九四 牛久保方	市長
神奈川県	神奈川県学校歯科医研究会	横浜市中区曙町一ノ五	未定
山梨県	山梨県学校歯科医会	山梨県北巨摩郡韮崎町	小屋忠子
長野県	諏訪郡学校歯科医会	長野県諏訪郡上諏訪町 三輪充武方	三輪充武
同	下伊那郡学校歯科医会	長野県下伊那郡飯田町 吉川繁次方	吉川繁次
同	上伊那郡学校歯科医会	長野県上伊那郡赤穂村 須田克巳方	須田克巳
同	長野市学校歯科医会	長野市元善町 有本和貴方	有本和貴
静岡県	静岡市安倍郡学校歯科医会	静岡市両替町六丁目 土屋方	静岡市長
愛知県	愛知県学校歯科医会	名古屋市役所学務課校医室	長屋弘
岐阜県	―	―	―
富山県	富山県学校歯科医会	富山県庁教育課内	鷹島慶二
石川県	―	―	―
福井県	―	―	―
三重県	三重県学校歯科医会	宇治山田市浦口町 中川方	吉田為吉

滋賀県	―	―	―	―	―
和歌山県	和歌山県学校歯科衛生会	和歌山市七番町　十倉方	十倉　義男	―	―
奈良県	奈良県学校歯科医会	奈良県庁内	学務部長	―	―
京都府	京都府学校歯科医会	京都府歯科医師会事務所内	―	―	―
同	京都市学校歯科医会	京都市役所学務課	市長	―	―
同	山城各郡聯合学校歯科医会	京都府相楽郡山田荘村　杉島方	杉島　卯一郎	―	―
同	丹波五郡聯合学校歯科医会	京都府福知山町内記　三宅方	三宅　貫一	―	―
同	丹後各郡聯合学校歯科医会	京都府下新舞鶴町北吸　山崎方	山崎　清	―	―
大阪府	大阪市学校歯科医会	大阪市役所教育部	市長	―	―
兵庫県	―	―	―	―	―
岡山県	―	―	―	―	―
鳥取県	鳥取県学校歯科衛生会	米子市糀町一丁目　平林方	平林　秀高	―	―
広島県	広島市学校歯科医会	広島市元柳町	山瀬　優	―	―
島根県	―	―	―	―	―
山口県	山口県学校歯科医師会	山口県佐波郡防府町中原方	中原　庸甫	―	―
徳島県	徳島県学校歯科医会	徳島県庁学務課内	総裁　県知事 会長　学務部長	―	―
香川県	香川県学校歯科医会	香川県庁学務課内	学務部長	―	―
高知県	―	―	―	―	―
愛媛県	―	―	―	―	―
福岡県	福岡県学校歯科医会	福岡県庁学務課内	学務部長	―	―
佐賀県	佐賀県学校歯科医会	佐賀県庁学務課内	学務部長	―	―
長崎県	―	―	―	―	―
大分県	―	―	―	―	―
熊本県	―	―	―	―	―
宮崎県	―	―	―	―	―
鹿児島県	鹿児島県学校歯科医会	鹿児島市小川町　有川方	有川　国盛	―	―
沖縄県	―	―	―	―	―

付表2　学校歯科施設現況一覧（昭和九年）（日本歯科医師会調）

	学校歯科団体名	会員数	会長	学校歯科医数	診療設備校
北海道				四五	（内三八移動式）九
青森県	弘前市学校歯科医会	一四	浅利竹之助	一六	二
岩手県	岩手県学校歯科医会	二一	庄司　喜内	二一	四
秋田県	秋田県学校歯科医会	六一	県知事	三〇	一〇
宮城県	宮城県学校歯科医会	三〇	浜田　栄	三三	五
山形県				三七	
福島県	福島県学校歯科医会	五〇	理事長 保坂　直	八七	一七
新潟県				四〇	四
茨城県				八四	七
栃木県				二七	
群馬県	群馬県学校歯科医会	四二	田部井巳之八	四三	
千葉県	千葉県学校衛生会 学校歯科部	一五〇	県学務部長	一四二	三
埼玉県	埼玉県学校歯科医会	一一二	渡辺英一郎	一一〇	一五
東京府	東京市学校歯科医会	三三四	市教育局長	四四八	一二一
	八王子市学校歯科医会	一七	市長		
東京市内ニ於ケル学校歯科団体左ノ如シ（括弧内ハ代表者）					
	神田区学校歯科医会	（長尾　量英）		京橋区学校歯科医会	（安田　雅男）
	日本橋区学校歯科医会	（中崎　勝二）		麻布区学校歯科医会	（弘田義三郎）
	赤坂区学校歯科医会	（上田　貞三）		四谷区学校歯科医会	（和泉田三蔵）
	本郷区学校歯科医会	（松原　勉）		下谷区学校歯科医会	（大久保重治）
	浅草区学校歯科医会	（信田　巌）		本所区学校歯科医会	（松田　倉吉）
	深川区学校歯科医会	（春日　省三）		小石川区学校歯科医会	（山崎　寛一）
	大森区学校歯科医会	（田口　直道）		蒲田区学校歯科医会	（藤岡　千三）
	世田谷区学校歯科医会	（渡部　重徳）		渋谷区学校歯科医会	（原　一学）

目黒区学校歯科医会	（新井　嘉助）	中野区学校歯科医会	（横田　英夫）		
滝野川区学校歯科医会	（柴田甲子太郎）	豊島区学校歯科医会	（鈴木　武英）		
荒川区学校歯科医会	（熊谷　真）	板橋区学校歯科医会	（森山　賢一）		
向島区学校歯科医会	（上条　美友）	城東区学校歯科医会	（小倉　隆）		
葛飾区学校歯科医会	（青島　政次）	淀橋区学校歯科医会	（大井　文友）		
杉並区学校歯科医会	（北沢　正己）	江戸川区学校歯科医会	（新井新三郎）		
品川区学校歯科医会	（計良　秀平）				
神奈川県	神奈川県学校歯科衛生会	二〇	関川　康民		
	横浜市学校歯科医会	一六			
	川崎市学校歯科医会	八	清水喜三郎	三一	一八
山梨県	山梨県学校歯科医会	五〇	中根　朝治	五三	三〇
長野県	下伊那郡学校歯科医会	一七	吉川　繁治		
	上伊那郡学校歯科医会	二一	須田　克巳		
	諏訪郡学校歯科医会	一八	常務委員長		
	長野市学校歯科医会	一三	有本　和貴	一六四	一七
	安曇郡学校歯科医会	一三	川上　隆綱		
	高水学校歯科医会	一五	理事長 長島　了治		
静岡県	静岡市学校歯科医会	二四	市　長 理事長	二〇一	三三
	小笠周知磐田学校歯科医会	三〇	田代　綱一		
愛知県	愛知県学校歯科医会	九八	長屋　弘	一九二	七〇
	名古屋市学校歯科医会	一一〇	長屋　弘		
	豊橋市学校歯科医会	一九	広田　秀夫		
岐阜県	岐阜県学校歯科医会	五二	県学務部長	六二	
富山県	富山県学校歯科医会	三六	小林　金次	三五	
石川県				一三	三
福井県	福井県学校歯科医会	二二	県学務部長	二三	二四
三重県	三重県学校歯科医会	一〇四	県学務部長	九三	二三
滋賀県				七	二
和歌山県	和歌山県学校歯科医会	五〇	藤田　宏純	四六	二三
奈良県	奈良県学校歯科医会	四〇	県学務部長	三四	九
	京都府学校歯科医会				
京都府	京都市学校歯科医会	一三七	市　長		
	山城学校歯科医会	九	杉島卯一郎	一九二	二七
	丹波五郡学校歯科医会	三二	三宅　貫一		
	丹後学校歯科医会	二七	山崎　清		
大阪府	大阪市学校歯科医会	二三〇	市　長 代表	二三一	二九
兵庫県	神戸市学校歯科医会	五四	加藤　新吾	一二五	三
岡山県				二五	一五
鳥取県	鳥取県学校歯科衛生会	三八	平林　秀高	三五	
広島県	広島市学校歯科医会	二二	山瀬　優	六七	三四
島根県				五六	
山口県	山口県学校歯科医会	三八	中原　庸甫	四二	二
徳島県	徳島県学校歯科医会	五〇	県学務部長	四八	一七
香川県	香川県学校歯科医会	五七	県学務部長	五七	八
高知県				一六	
愛媛県	愛媛県学校歯科医会	五一	県学務部長	一五	一三
福岡県	福岡県学校歯科医会	三〇四	県学務部長	二八〇	五〇
佐賀県	佐賀県学校歯科医会	七八	県学務部長	八三	一六
長崎県	長崎県学校歯科衛生会	六〇	副会長 宮川伊喜松	四七	一四
大分県	大分県学校歯科医会	四〇		五〇	五
熊本県	熊本市学校歯科医会		上田　誠一	五七	四
	八代郡学校歯科医会				
宮崎県	宮崎県学校歯科医会	四〇	松尾敬之助	四五	七
鹿児島県	鹿児島県学校歯科医会	二二	有川　国盛	四七	四
	鹿児島市学校歯科医会	二一	同　上		
沖縄県				八	一
計		八二		二九一七	三六四三　六九八

備考　加盟会会員数ハ四月一日現在各会ノ報告ニヨル、各道府県学校歯科医数並ニ診療所数ハ一月現在日本歯科医師会ノ調査ニヨル

第六編　学校保健の制度と法令の推移

第一章　学校衛生制度の揺籃期
——明治期の学校衛生——
第二章　学校衛生制度の整備
——大正・昭和初期の学校衛生——
第三章　戦時教育行政期
——昭和戦中期の学校衛生——
第四章　戦後教育行政改革期
——学校衛生から学校保健へ——
第五章　学校保健制度の充実期
——学校保健法の成立以後——

学校保健と称される以前の学校衛生が、教育行政の場に姿を現わすのは明治二〇年代であり、その行政が推進されたのは、日清戦争から日露戦争にいたる明治三〇年代である。

その後、満州事変から太平洋戦争終結までの学校衛生は、一進一退を示しながら推移したが、戦後、日本国憲法および教育基本法の理念を受け、やがて学校保健法の制定のもとに学校保健へと学校衛生は脱皮していった。

これからは、学校保健を、教育、管理、組織活動の三位一体を図りながら、調和のとれた形で推進していく必要がある。学校歯科保健も、まさにその通りなのである。

第一章　学校衛生制度の揺籃期

――明治期の学校衛生――

慶応三年（一八六七年）一二月九日に王政復古の大号令が発せられ、翌年一月一七日に明治新政府が成立した。

明治二年（一八六九年）六月一五日、新政府の組織の一部として学校と教育行政官庁を兼ねた大学校が設立されたが、これは明治四年（一九七一年）七月一八日の太政官布告（第三六一号）によって、文部省に改組されることになった。文部省は教育行政を担当する政府機関として誕生し、その首長は当初は文部卿であったが、明治一九年（一八八六年）二月に文部大臣の職制に改められた。

文部省の業務分掌は、学制発布（明治五年（一八七二年）八月二日）前後においてしばしば改められ、同年二月には医務課の設置が実現し、翌年三月に医務局へと拡充された。医務局は、「衛生ニ関スル事務ヲ司掌シ幷ニ之ニ属スル所ノ簿書整頓保全ノ事ヲ担任ス」と所管事項が規定されているが、主として医師の養成、免許、取締りの事務を担当したもので、学校衛生を主管したものではなかった。

学校衛生の行政は、「学校教師生徒等ニ関スル一切ノ事務ヲ司掌シ幷ニ之ニ属スル所ノ簿書整頓保全ノ事ヲ担任ス」と所管事項を託された学務課において、主として執行されていたものと思われる。

明治八年（一八七五年）、衛生行政事務は内務省に移管され、文部省は医学教育だけを分掌することとなった。明治一一年（一八七八年）、学務局に体操取調嘱託が置かれたが、学校衛生に関する事務は担当していなかった。

明治一九年（一八八六年）二月の勅令によって、新制度に基づく各省官制が定められ、文部省の学校衛生に関連する事務は、学務局において管掌されることになったが、まだ専任の係はおかれていなかった。翌二〇年（一八八七年）には、学務局は専門学務局と普通学務局に分けられ、学校衛生に関連する事務は、普通学務局の所管となったが、依然として専任の係は設置されることがなかった。

学校教育の普及に伴って、校地、校舎、校具等の衛生問題や、学生・生徒・児童の有病者や虚弱者の増加等の問題が増加したため、文部省においても実態を調査し、適切な措置を講ずる必要に迫られてきたため、明治二四年（一八九一年）九月、普通学務局に学校衛生の専任の係として、学校衛生取調嘱託が一人定員化され、東京大学医学部小児科の大学院生であった三島通良が発令された。これは、わが国の教育行政の中心に、初めて学校衛生専門担当者が置かれたこととして、まことに意義深いものがある。

文部省普通学務局第一課に所属する学校衛生取調嘱託の三島通良は、学校衛生上の基本的事項を調査研究し、これを施策に実現しつつあったが、就学率の向上につれて、学生・生徒・児童等の疾病・病弱の問題、教職員の疾病管理の問題、学校環境衛生の問題などが各方面から取り上げられるようになり、文部省においても、行政面の強化の必要に迫られ、明治二九年（一八九六年）五月八日、勅令第一八五号によって、学校衛生顧問および学校衛生主事の制度が設けられた。ここに学校衛生の正式な制度が実現したのである。

学校衛生顧問は、文部大臣の諮問に応じて学校衛生に関する事項を審議し、学校衛生主事は、学校衛生顧問に諮問する事項を調査し、その他学校衛生に関する事項をつかさどることが、それぞれの職務内容となっている。

学校衛生顧問に関する事項は、文部省普通学務局第一課が所管し、学校衛生主事もこの局課に所属して職務を担当した。

学校衛生顧問の設置は多くの効果をもたらし、その後いろいろの学校

衛生制度が創始あるいは充実されていった。

文部省は、全国的に設けられた学校医の監督と、拡大された学校衛生行政の統括のため、明治三三年（一九〇〇年）四月、文部省大臣官房に学校衛生課を新設した。同課は、「一、学校衛生ニ関スルコト　二、学校医ニ関スルコト　三、衛生統計ニ関スルコト　四、学校衛生顧問会議ニ関スルコト」を主管することになった。三島通良が課長に就任し、別に学校衛生事務取扱嘱託として駿河尚庸、後に榊保三郎が委嘱された。

その後、明治三七年（一九〇四年）ころになると、政府は万般の行政面において極度の緊縮政策を実施するにいたった。その一環として、学校衛生に関する行政組織の整理が行われ、学校衛生の施策も停滞せざるをえなかった。

すなわち、明治三六年（一九〇三年）三月に学校衛生顧問、同年一二月には大臣官房学校衛生課および学校衛生主事が、いずれも廃止されることになり、従来までの所管事務は、大臣官房文書課人事係に移管され、ここでふたたび学校衛生取調嘱託が事務を所掌するという最初の制度にもどった。

この学校衛生取調嘱託には、明治三六年（一九〇三年）一二月に駿河尚庸、同四三年（一九一〇年）一月から石原喜久太郎、同四四年（一九一一年）五月から古瀬安俊と引き継がれ、北豊吉へと及んだ。

当時の学校衛生の制度や行政機構は、地方から盛り上がった要望にこたえて中央で制度化されたものではなく、いわば中央における先覚的官僚の主導のもとに強力に推進されてきたものといえる。したがって、中央の学校衛生機構の弱体化は、当然のこととして、明治末年における学校衛生活動の低迷をもたらすことになるわけである。

明治年代における学校衛生制度のあゆみを通覧すると、学校衛生行政がとくに推進されたのは、日清戦争から日露戦争にいたる三〇年代が中心となっている。この時代に整備されたおもな法令としては、明治三〇年（一八九七年）の学校清潔方法、学生生徒身体検査規程、公立学校に対する学校医設置の勅令、明治三一年（一八九八年）の学校医職務規程、学校伝染病予防及消毒方法などがある。

このほか、義務教育就学年齢の満六歳の決定（明治二九年）、教科書活字の大きさ基準の設定（明治三一年）、師範学校中学校及高等女学校建築準則（明治三二年）、小学校設備準則の改正（明治三二年）、未成年者喫煙禁止法の制定（明治三三年）、およびこれに関する文部省訓令（明治三三年）、紫色鉛筆に関する注意喚起の訓令（明治三七年）などの施策も、学校衛生の立場から注目すべきものである。また、明治三二年（一八九九年）には文部省視学官規程が定められたが、その中には、「学校衛生状況」の事項が明示され、教育全般の視察項目の中に位置づけられている。

このようにして、明治二九年頃から三七年あたりにわたって、諸種の学校衛生に関する制度が創始、充実され、おおいに整備される態勢を示した。しかし、日露戦争の風雲きびしさを増すにつれ、政府の行政機構整理の実施とあいまって、師範学校等の建築準則の廃止、小学校設備準則の簡略化などの施策が打ち出され（明治三七年）、全般的に学校衛生は、その中央行政機構の縮小とともに、制度的に後退を示すにいたった。

第二章　学校衛生制度の整備期

――大正・昭和初期の学校衛生――

大正初年から昭和六年（一九三一年）九月の満州事変勃発の頃までの時代は、学校教育制度のうえからは、明治時代の教育制度を引き継いで、これをさらに整備し充実させる時代に相当する。大正三年（一九一四年）に第一次世界大戦が勃発したが、わが国はヨーロッパの戦場からへだたった地理的条件のため、戦禍をこうむらなかったばかりか、経済

上の異常ともいえる繁栄の恩恵を受け、それがまた教育制度の運営の面にも大きな影響を及ぼす結果となった。このような事情のもとに、諸般の教育制度の検討は、第一次世界大戦後において、具体的に行われるようになった。

ちなみに、大正から昭和初期にかけて、学校教育を支える精神は、以後の時代におけるのと同様、明治二三年（一八九〇年）の教育勅語が底流となっていた。

明治以来の衛生行政の推進にもかかわらず、国民の健康状況はかならずしも良好とはいえず、特に学齢期における死亡率の高水準、身体虚弱者対策、とりわけ結核の予防と治療、トラホーム等の予防などの対策が、学生、生徒、児童について大きな問題となり、学校衛生の充実を望む声が各方面において高まった。

大正期の学校衛生は、行政機構においては、明治時代の姿を復元するという方向をたどりながら、さらにこれを充実させ、時世の流れを反映させて、社会政策的な活動を適度に加え、いわゆる社会学的学校衛生の側面を、明治時代の医学的学校衛生の上に投影させて、内容の充実を図るという方向に進んだ。

学校衛生の面においては、全面的な学校衛生振興の必要性の高まりに対応し、中央審議機関の必要から、大正四年（一九一五年）一一月に学校衛生調査会を設け、翌大正五年（一九一六年）六月には文部省に学校衛生官の設置（勅令第一六七号、定員一人）が実現し、北豊吉が就任した。同時に学校衛生行政の所管を、大臣官房文書課から普通学務局第二課に移した。

同年一一月には、学校衛生調査会を改め、学校衛生会規則に規定された学校衛生会を設け、文部大臣の諮問に応じて学校衛生に関する事項を調査する機関とした。これは、明治三六年（一九〇三年）三月に廃止された学校衛生顧問会議の復活ともいうべきものである。

大正八年（一九一九年）四月、普通学務局第五課が設けられて学校衛生に関する事項を専管することになり、北豊吉が課長に就任した。

大正一〇年（一九二一年）六月二三日、大臣官房に学校衛生課が設置され、普通学務局第五課の管掌事項を引き継ぐとともに拡充整備された。

学校衛生課のおもな所掌事務は、「一、官立公立及私立諸学校ノ校地、建物、校具、其ノ他ノ設備ノ衛生ニ関スルコト、二、教授衛生ニ関スルコト、三、体育運動ニ関スルコト、四、学校職員学生生徒児童及幼児ノ身体検査ニ関スルコト、五、学校ニ於ケル疾病ノ予防並治療ニ関スルコト、六、身体虚弱又ハ精神薄弱ナル生徒児童等ノ監督看護ニ関スルコト、七、学校ニ於ケル飲料水並食物ニ関スルコト、八、学校衛生統計ニ関スルコト」の八項目である。

この課の新設に当たり、従来定員一人であった学校衛生官は定員四人に増員され、ほかに学校衛生官補および属が設置され、庶務係、医務係、教授衛生係、体育運動係が置かれた。

大正一一年（一九二二年）五月、さきに設置されていた学校衛生会を改めて、学校衛生調査会規則（大正一一年五月四日、勅令第二四八号）を制定し、文部大臣の諮問に応じて学校衛生に関する事項を調査する機関として、学校衛生調査会を設置した。

このように、大正年代においては、相ついで学校衛生の行政機構が整えられてきた。

この間、大正八年（一九一九年）には学校伝染病予防規程（八月二九日、文部省令第二九号）、大正九年（一九二〇年）には「学校医ノ資格及職務ニ関スル規程」（三月二一日、文部省令第七号）、学生生徒児童身体検査規程（七月二七日、文部省令第一六号）などが制定され、明治三〇年代の諸法制が全面的に改められ、また、大正八年（一九一九年）には近視予防方法（九月一九日、訓令第九号）の制定という新たな措置もとられている。

被教育者を対象とする前述の諸施策に加えて、文部省は、小学校にお

ける女子教員の増加に伴い、その母性保護の立場から、大正一一年（一九二二年）に「女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ関スル件」（九月一八日、勅令第一八号）について法制化した。

大正末年から、国民の体位向上に関する文部省の対応の仕方は、従前の保健予防という消極的なものから、積極的に体力を増強する方向に進んだ。

大正一三年（一九二四年）には、文部省に体育研究所を設置（一〇月二五日、勅令二五〇号）して研究の体制を確立し、昭和元年（一九二六年）には一三年ぶりに学校体操教授要目を抜本改正（五月二七日、訓令第一号）した。

昭和三年（一九二八年）五月、内務省との兼担事項であった体育運動に関する事務が、文部省の専管となった機会に、従来の学校衛生課を体育課と改称し、従前の所管事項の他に「体育研究所ニ関スルコト、法人ニ関スルコト」等が加わった。

そして翌昭和四年（一九二九年）一一月には、体育運動審議会（一一月二七日、内訓、のち昭和七年一二月二四日、勅令第二七九号）が設置され、昭和五年（一九三〇年）には、地方に体育運動主事を配置（八月八日、勅令第一四六号）するなどの施策が講じられた。

地方における衛生行政制度としては、大正一三年（一九二四年）六月一〇日、地方待遇職員制の改正（勅令第一四九号）および学校衛生職員制の制定（勅令第一四八号）により、道府県に一人ずつの学校衛生技師（奏任待遇）の配置が決められた。各道府県にはすでに大正一〇年（一九二一年）以来、地方待遇職員制によって衛生職員がおかれ、医師、薬剤師、獣医師などが任命されていたが、学校衛生に関しては、事務量の拡大とその重要性から別個の規定によって、医師である学校衛生技師を配置する措置が講じられたのである。地方によっては、この官制に基づく学校衛生技師のほかに、学校衛生主事を置いて、学校衛生行政一般を担当させるところもあった。

学校衛生関係職員のうち、特に学校医、学校歯科医の制度が、この時代にどのような推移を示したかをみてみよう。

昭和四年（一九二九年）三月、青年訓練所の　置に伴い、従来の訓令「公立学校ニ学校医ヲ置クノ件」が改正となり、名称が「学校医、幼稚園医及青年訓練所医令」（勅令第九号）と変わった。

この改正に伴い、従来公立学校だけであった学校医の設置が、官立学校、私立学校にも拡大され、また、大学、高等学校、専門学校、さらに幼稚園、青年訓練所にも適用されるようになった。

大正の終りころから、各地方で学校歯科医を設置する県令等が制定され、昭和五年には、二七の府県に設置されるようになった。このような実態をもとに、日本歯科医師会は、昭和五年（一九三〇年）六月、文部大臣に対して、全国の学校に学校歯科医の制度を適用すべきことを建議した。

この結果をふまえ、文部大臣は、学校衛生調査会に対し、学校歯科医設置の可否を諮問した。同調査会は、昭和五年（一九三〇年）一〇月一四日、学校歯科医令制定についての答申を行った。これを受け、昭和六年（一九三一年）六月二二日、「学校歯科医及幼稚園歯科医令」（勅令第一四四号）が制定されるにいたった。これは、歯科界の多年の願望が実現されたものではあるが、本令の第一条に規定されるように、「各学校ニ学校歯科医ヲ置クコトヲ得」ということで、必置制ではなかったのである。学校歯科医が必置制となったのは、昭和三三年（一九五八年）の学校保健法の制定においてである。

第三章　戦時教育行政期

――昭和戦中期の学校衛生――

昭和六年（一九三一年）九月の満州事変勃発の頃から、昭和二〇年（一九四五年）八月の太平洋戦争終結までのわが国は、国の総力をあげて戦争を遂行した国家総動員体制の時代であった。

昭和一二年（一九三七年）にいたり、対中国戦争は局地戦から全面戦争の段階に入り、長期化の様相が明らかとなってきた。そこで、国家総動員体制の確立が国策の中心に据えられ、昭和一三年（一九三八年）四月一日、国家総動員法が公布された。

いっぽう、昭和一二年（一九三七年）一二月に、内閣総理大臣の諮問機関として設置された教育審議会は、その後、年を追って次つぎと国民学校令、中等学校令、大学令改正、高等学校令改正、専門学校令改正等の一連の答申を行い、その実施の実現を図った。

文部大臣官房学校衛生課が体育課と改められたのは昭和三年（一九二八年）五月八日であったが、その所掌事項は学校衛生課の頃とほとんど変わらず、衛生に関する事項が主であった。それが、昭和一二年（一九三七年）三月三一日の改正によって体育運動の指導が主となり、同時に学校衛生官が体育官と改称されることになった。そして同年八月、文部省は、在学者の体位調査のため、体育官補および属をそれぞれ一人増置した。ところが、昭和一三年（一九三八年）一月、厚生省が設置され、その体力局が学校以外の体育運動に関する事項を扱うことになり、そのため文部省と同様に体育官と体育官補を置くことになった。従来、学校の内外を問わず体育に関する事項はすべて文部省が所管していたが、厚生省の設置により、学校における体育は文部省の所掌、学校以外の体育は、厚生省の管掌と区別されることになった。このような体育行政の二元化は、その後に両省の間で摩擦を起こす原因となり、教育審議会も文部省による一元化された行政体系を強く要望したが、終戦時にいたるまで実現しなかった。

昭和一五年（一九四〇年）四月八日、国民体力法が公布され、二〇歳未満の青年男女に対する国の体力管理が法制化され、年一回の体力検査が義務付けられた。地方では学務部がこの行政を所管することになった。

文部省は、学校体育の所管だけに限定されていたとはいえ、その扱う体育行政は広範多岐にわたったので、もはや大臣官房の一課の能力では処理できない事務量となってきた。

そこで、昭和一六年（一九四一年）一月八日、従来の文部省大臣官房体育課を昇格し、新たに体育局を設置した。その構成は、体育運動課、訓練課、衛生課の三課制で、体育官および体育官補各六人を各八人に、属も四人増員された。

文部省体育局各課の所掌事項は次のとおりである。

体育運動課

㈠学校における体育運動、㈡教職員の体育運動、㈢学校における体育運動の指導者養成、㈣体育研究所に関する事項。

訓練課

㈠学校における武道、㈡教練配属将校に関する事項、㈢学校における滑空訓練、㈣学校における集団勤労作業その他の訓練、㈤㈠から㈣までに関する指導者養成、㈥法人に関する事項、㈦他課に属さない事項。

衛生課

㈠学校における設備衛生、教授衛生、㈡学校における衛生訓練、㈢学校身体検査、㈣学校給食、その他衛生養護施設、㈤学校医、学校歯科医、学校養護婦、㈥教職員の保健、保養所、㈦その他学校

における衛生。

右のうち、体育運動課と衛生課の所管事項は、体育課時代とほとんど変わっていないが、訓練課の所管事項は新しく加えられたもので、戦時下において特に課せられた事項である。

体育局には体育調査委員が置かれ、また、昭和一七年（一九四二年）三月には、体育官および体育官補が各二人増員された。

そして、翌昭和一八年（一九四三年）二月に、体育局衛生課は体育局保健課と改称されるにいたったが、所管事務の内容にはほとんど変化なかった。

戦時体制下の文部省の教育行政の推移の中で、学校衛生に関係した施策がいろいろと行われていった。

さきに公布された学校歯科医及幼稚園歯科医令（昭和六年、勅令第一四四号）によって、各学校に学校歯科医を置くことができる制度となったのを機会に、昭和七年（一九三二年）二月一日には「学校歯科医職務規程」（文部省令第二号）が定められ、学校の身体検査に際し、歯牙の検査は学校歯科医が行うこととなった。

また、昭和一二年（一九三七年）には「学校身体検査規程」（一月二七日、文部省令第二号）が制定された。これは、大正九年（一九二〇年）制定の身体検査規程が、制定以来すでに一七年を経過し、その当時の体育運動、学校衛生の進歩の実情に添いにくい状況であったこと、当時の国民体位の向上発展のためには、学校における体育保健施設の改善が唱えられ、その基本となるべき身体検査の重要性が強調されたことによって、改正されるにいたったものである。

ついで、昭和一四年（一九三九年）、「学校職員身体検査規程」（四月一九日、文部省令第一七号）が制定された。

昭和一四年（一九三九年）には、「齲蝕予防思想普及に関する件」（五月一日、厚生省発予第三一号、厚生・文部両次官通牒）が通知された。

昭和一五年（一九四〇年）には、「学校給食奨励規程」（四月一八日、訓令第一八号）が定められ、同年一二月には、「教員保養所令」（一二月一三日、勅令第八八六号）が公布された。

昭和一二年（一九三七年）に教育審議会の官制が公布され、同会に対する諮問第一号として、「我国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」が示され、その答申に基づいて、昭和一六年（一九四一年）に「国民学校令」（小学校令改正、二月二八日、勅令第一四八号）が公布された。

この国民学校令の中には、学校衛生の立場からは、画期的な制度がいくつか定められている。一つは、養護訓導の制度化で、大正以来、学校看護婦の職制確立が要望されていたものが、国民学校令の制定によって制度化を実現したことである。二つには、体操教科の中において、衛生についての教授が明示されたことである。体操の教授内容として衛生が位置づけられたことは、以後の衛生教育の発展の基礎ができたことになる。第三には、身体虚弱、精神薄弱、その他心身に異常のある児童で、特別養護の必要のある者に対して、学級や学校の編成を定めたことである。従来の養護学校や養護学園については、学校令の中に特別の定めがなかったが、国民学校令において、養護学級や養護学校の編成を制度的に認めたもので、まさに特殊教育（心身障害児教育）の面で画期的な制度といえる。

昭和一八年（一九四三年）一月、中等学校令（一月二一日、勅令第三六号）が公布され、引きつづき三月には中学校規程および高等女学校規程が定められたが、これらの規程の中には、中等学校における養護学級編成についても規程が設けられた。これは、国民学校令における場合と同様に、中等学校における身体虚弱生徒に対して制度化したものである。

昭和一六年に太平洋戦争が勃発するに及んで、学校教育に関しても時局に即応する措置として、昭和一九年（一九四四年）二月には、国民学校令等戦時特例が定められ、中学校、高等女学校、師範学校における修業年限の短縮、学校の整理統合、授業の委託および受託等が行われた。

昭和一九年（一九四四年）四月になると、「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒勤労動員ニ関スル件」が文部省訓令として出され、わが国の教育史上絶後のことである中等学校程度以上の学校の組織的勤労動員の体制がしかれ、同年八月には、学校勤労令が発せられ、勤労協力が義務付けられた。

また、同年六月末、政府は「一般疎開ノ促進ヲ図ルノ外特ニ国民学校初等科児童ノ疎開ヲ強度ニ促進スル」ことを閣議決定し、縁故疎開先のない児童については、集団疎開の方法をとることになり、具体的な方法として「帝都学童集団疎開実施要領」を作成し、国民学校初等科三年以上六年までの児童の集団疎開が行われた。

特に衛生管理の面についてみると、昭和一七年（一九四二年）には、青少年の結核予防に対し、BCG接種を奨励した。

昭和一九年（一九四四年）になると戦争が激しくなり、食糧事情が悪化したが、六大都市の国民学校全児童に対して学校給食を行うことを文部省は指示し、児童の栄養確保につとめた。

同年五月には、学校身体検査規程を改正し、検査項目の重点化、事務の全面的な簡素化を図った。

勤労学徒や集団疎開の児童生徒に対する防疫および健康管理についても、しばしば指示が文部省から発せられ、児童生徒等の健康の保持増進策が講ぜられた。

昭和二〇年（一九四五年）に戦時教育令が制定され、食糧増産、軍需生産、防空防衛等に学徒を挺身させるよう適切な教育訓練を実施せよとの要望が規定されるなど、完全な戦時態勢に即応した教育行政が行われるにいたった。

第四章　戦後の教育行政改革期

――学校衛生から学校保健へ――

昭和二〇年（一九四五年）八月一五日の敗戦を機として、わが国は連合軍の占領下に置かれ、日本の教育行政はもとより国政全般にわたって、占領政策の一環とする大きな改革が行われた。

この頃から、昭和三三年（一九五八年）四月の学校保健法公布までの時代は、学校衛生が学校保健へと変容していく新しい戦後の一期間としての意義を見い出しうる。

昭和二〇年（一九四五年）九月、文部省は「新日本建設教育方針」を発表し、民主的・文化的国家建設のために必要な教育方針を明らかにし、教育改革の出発点を示した。そして、戦時中に公布された戦時教育令、学徒勤労令、学校教練・戦時体錬等の訓令、学校における銃剣道・教練等、戦時色の強い教育内容はすべて廃止された。

同年一月、GHQ（連合国軍総司令部）は、教授内容の改訂、教育者の調査、追放等について、「日本教育制度ニ対スル管理政策」を指令し、戦時教育をすべて整理することを命じた。

昭和二二年（一九四七年）四月、GHQの要請で来日していた米国教育使節団は報告書を発表し、戦後教育改革の基本方向を明示した。これ以後、昭和二七年（一九五二年）四月にわが国の占領が解除されるまでの間、GHQ民間情報教育局（CIE）の助言、指導によって、日本の教育改革が実施されていった。

昭和二四年（一九四九年）五月三一日、文部省設置法が公布され、戦後の新しい文部省が発足することになる。

このときに、既存の体育局は廃止され、学校保健の主管課は、初等中

等教育局保健課となって再出発することになった。

翌昭和二五年（一九五〇年）には、学校給食課が独立し、これに伴い、衛生課が主管していた学校給食の事務は、文部省管理局学校給食課に移管された。

昭和二七年（一九五二年）には、特殊教育官室が設置され、従来、保健課が担当していた身体虚弱や精神薄弱児の教育に関する事務の一部がこの新設室の主管となった。

昭和二七年（一九五二年）の文部省組織令によると、初等中等教育局保健課の管掌する事務としては、学校における健康教育及び健康管理に対する基準の設定、学習指導要領及び学校保健計画実施要領の編集及び改訂、資料の収集及び提供、研修会・講習会等の現職教育、虚弱児童生徒の保健に関する指導助言、運動医事に関する指導・助言、学校医・学校歯科医・学校薬剤師その他の学校保健関係職員に関する指導・助言、教員保養所、学校身体検査、学校保健分科審議会等の事項が規定されている。

そして、昭和三三年（一九五八年）五月一日、時代の要請を受けて文部省体育局は復活することになった。これに伴い、初等中等教育局保健課は名称を学校保健課と改め、体育局に所属することになり、それがそのままの形で現在に及んでいる。

地方庁における学校衛生行政の執行は、戦前においては、地方学校衛生職員制によって各都道府県に設置され、地方学務部に所属する学校衛生技師によって指揮監督されていた。その後いろいろと変遷を経て、戦後は、教育委員会の発足以来、教育委員会の事務局に保健体育課または保健課などが設置され、これらが地方における学校保健行政をつかさどっている。

昭和二三年（一九四八年）に公布された教育委員会法の中には、教育委員会の事務として、「校長、教員その他教職員ならびに生徒、児童および幼児の保健、福利および厚生に関すること。」「学校の保健計画の企画および実施に関すること。」「学校環境の衛生管理に関すること。」などのことが示されていて、学校の保健に関する保健所の協力についても、助言、援助についての規定が設けられている。

昭和三一年（一九五六年）六月に、教育委員会法が廃止され、新たに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布されたが、学校保健関係事項については、教育委員会法当時の内容と大きな変化はなかった。

このように、地方における公立学校の学校保健行政は、教育委員会の所管に属しているのである。また、都道府県の教育委員会事務局には、学校保健技師を設置し、学校における保健管理に関し、専門的技術的な指導および技術に従事するための、医師、歯科医師または薬剤師の資格を持つ職員をこれに任用している。

さて、具体的な学校衛生施策が、戦後どのように推進されているだろうか。

長期戦争による極度の環境の悪化、食糧の不足、非衛生な生活状況などで、児童生徒の体位の低下はいちじるしく、各種の疾病のまん延も目に余るものがあった。こうした情勢に対し、文部省としては、学校保健の立場から緊急に対策を行うことを迫られ、まず、昭和二〇年（一九四五年）九月、「臨時身体検査施行ニ関スル件」の通達を出し、昭和二一年（一九四六年）二月には、「学校衛生刷新ニ関スル件」を通達した。また、同年五月、「学校衛生に従事する職員の設置について」を通達した。

伝染病予防に関しては、昭和二一年（一九四六年）三月、痘瘡、発疹チフスの予防、同年五月、赤痢等の伝染病予防についての通達を出し、同年七月、学校と保健所の協力についての通達を出した。

結核予防に関しては、昭和二一年（一九四六年）七月に「要休養学徒に対する奨健寮利用に関する件」の通達、同年七月、「学校における結核予防に関する件」の通達が相ついで出された。

また、昭和二一年（一九四六年）九月、「学校歯科予防施設の振興に

ついて」が次官通達された。これは、すでに昭和一四年（一九三九年）に厚生・文部両次官から通牒されていた事項を、戦後緊急に充実する必要があるということで国庫補助を行うことになり、そのための「学校歯科予防施設費補助要項」を定めて、通達したものである。

GHQの助言によって、文部省が編纂刊行した保健計画実施要領は、まず「中等学校保健計画実施要領（試案）」が昭和二四年（一九四九年）一二月一八日に、「小学校保健計画実施要領（試案）」が昭和二六年（一九五一年）二月二六日に、それぞれ刊行され、以後各学校では、この実施要領を基本として、学校保健を推進することになった。

いっぽう、昭和二二年（一九四七年）三月には、「学習指導要領一般篇（試案）」が文部省から刊行され、教育の一般目標、教育課程等が示された。この学習指導要領は、保健教育が教育目標として重要なものであることを示している。教科としては、体育において指導することとし、体育中の衛生の内容については、同年六月に学校体育指導要綱を刊行してその中で示した。この内容は、つづいて保健計画実施要領中の「健康教育」の内容として引き継がれ、やがて小学校、中学校、高等学校の各学習指導要領が制定されるに及んで、体育あるいは保健体育の保健の内容となって示されることになった。

「学習指導要領一般篇（試案）」は、昭和二六年（一九五一年）七月に改訂版として刊行されたが、その中においても、教育の目標として健康の面が掲げられ、健康教育について一項を設けている。引きつづき、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領が発行されるに当たっても、保健が教科の内容として取り上げられ、学校保健の中で保健教育が重視されることになった。

第五章　学校保健制度の充実期

――学校保健法の成立以後――

戦後、学校教育関係の法令等が整備されるにつれ、学校保健関係の法令も整備を迫られてきた。すなわち当時の学校教育法規に規定された学校における保健管理に関する制度は、学校教育法（昭和二二年、法律第二六号）第一二条の規定と、それに基づく学校身体検査規定その他一、二の文部省令の規定があった程度で、文部省は指導措置によって、学校における保健管理の強化に努めてきたが、法的な裏付けが必ずしも十分でないこともあって、その施策の効果は万全とはいえない水準を示した。

こうした背景をふまえて、文部大臣の諮問機関である保健体育審議会の答申、あるいは全国学校保健大会の決議をはじめ、全国都道府県教育委員長協議会、全国高等学校長協議会等各方面から学校保健に関する立法措置が要望され、文部省も、学校における保健管理の重要性にかんがみ、学校保健法案を作成して第二八国会に提出し、同国会において可決成立した。すなわち、昭和三三年（一九五八年）四月一〇日、法律第五六号をもって「学校保健法」が制定公布されたのである。

ついで、同年六月一〇日、「学校保健法施行令」（政令第一七四号）、同年六月一三日「学校保健法施行規則」（文部省令第一八号）が制定公布された。ここにおいて、学校における保健管理の制度は確立されたことになる。

学校保健法の成立により、以後の学校保健管理活動は系統化されるとともに、計画的な運営ができるようになった。

昭和三四年（一九五九年）一二月、「日本学校安全会法」が公布され、

学校管理下における児童生徒の負傷、疾病または死亡に関し、必要な給付が行われることになった。

学校保健法が公布された昭和三三年（一九五八年）五月、文部省体育局が復活し、初等中等教育局保健課がこの局に移管し、学校保健行政を主掌し、現在にいたるまで組織を存続させている。

文部省組織令（昭和二七年八月三〇日、政令第三八七号）第三三条に示されている学校保健課の主掌事務は、次のようである。

一、学校保健、学校安全及び災害共済給付に関し、次に掲げる事務（災害共済給付に関しては、ロ及びヘに掲げる事務を除く。）を行うこと。

イ、基準を設定し、及びその実施に関し、指導と助言を与えること。ただし、保健教育及び安全教育に関しては、学校教育に関する一般的基準の範囲内で行うものとする。

ロ、学習指導要領及び学校保健計画実施要領の編修及び改訂に関すること。

ハ、資料の収集及び提供に関すること。

ニ、手引書、指導書及び教材、教具等の解説目録その他の出版物等の作成及び提供に関すること。

ホ、研究集会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。

ヘ、教育職員の現職教育に関し、援助と助言を与えること。

二、虚弱な児童、生徒又は幼児の保健に関し、指導と助言を与えること。

三、運動医事に関し、指導と助言を与えること。

四、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師、養護教員その他の学校保健及び学校安全の関係職員に関し、指導と助言を与えること。

五、教員保養所に関すること。

六、その他学校保健及び学校安全の向上並びに災害共済給付の普及充実に関し、企画し、並びに指導、助言及び援助を与えること。

七、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）、日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）に関する事務を処理すること。

八、学校保健分科審議会に関すること。

学校保健法が公布されてから現在まで（昭和五七年）の間に制定され、また通達された法令・例規等のおもなものをあげてみよう。

まず保健教育関係としては、昭和三三年（一九五八年）一〇月一日の小学校学習指導要領および中学校学習指導要領の告示、昭和三四年（一九五九年）九月一五日の中学校保健体育指導書の刊行、翌三五年（一九六〇年）三月二八日の小学校体育指導書の刊行、同年一〇月一五日の高等学校学習指導要領の告示などが行われた。

その後、昭和四三年（一九六八年）七月一一日には小学校学習指導要領の改訂告示、翌昭和四四年（一九六九年）四月一四日には中学校学習指導要領の改訂告示、さらに昭和四五年（一九七〇年）一〇月一五日には高等学校学習指導要領の改訂告示が、それぞれ実施された。

最も新しい学校教育課程の改訂は、昭和五二年（一九七七年）七月二三日に行われた小学校学習指導要領の全部改正告示（文部省告示第一五五号、昭和五五年四月一日から施行）と、中学校学習指導要領の全部改正告示（文部省告示第一五六号、昭和五五年四月一日から施行）である。また、翌昭和五三年（一九七八年）八月三〇日には、高等学校学習指導要領の全部改正告示（文部省告示第一六三号、昭和五七年四月一日から施行、学年進行をもって適用）が行われた。

歯科保健教育に関しては、昭和五三年（一九七八年）七月、文部省によって「小学校・歯の保健指導の手引」が作成刊行された。

次に保健管理関係としては、学校保健法および日本学校安全会法が公布されて以後、この二法に関する政令、省令の制定とその一部改正、関係通達の示達などがしばしば行われてきた。

そして、昭和三九年（一九六四年）二月には、文部省が「学校病指導の手引」を編集刊行し、同年六月には保健体育審議会が「学校環境衛生

の基準」について答申した。

その後、昭和四七年（一九七二年）一二月二〇日、保健体育審議会は「児童生徒等の健康の保持増進に関する施策について」文部大臣あてに答申を行った。この答申に基づき、学校における健康診断等の事項についての改革が行われることになった。

この改革は、昭和四八年（一九七三年）五月一七日の学校保健法施行令の一部改正（政令第一三八号）、学校保健法施行規制の一部改正（文部省令第一二号）によって具体化され、これに伴って趣旨徹底のための文部省体育局長通達（同年六月六日、文体保第一四三号）が発せられ、さらに翌四九年（一九七四年）三月には、「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について」（三月二六日、文体保第一〇一号、文部省体育局長通達）が示達された。

戦前、戦後を通じ現在にいたるまで、学校保健の中央行政機関である文部省において、歯科医師や医師の資格で専門技術職員として、学校保健の教育・管理等の領域で活躍した人びとはそれほど数多くない。

特に、歯科医師であって文部省の学校保健専門職として勤務した人物は、わずか三人であった。

一人は、昭和一五年（一九四〇年）一月から、昭和三三年（一九五八年）七月までの間に在職した竹内光春である。竹内は、東京歯科医学専門学校助手から文部大臣官房体育課に勤務し、以後機構改革に伴って体育局衛生課、初等中等教育局保健課の文部事務官を歴任し、体育局学校保健課在勤を最後に職を辞し、東京歯科大学教授へ転じた。在職中は体位調査、新しい学校保健の普及など多くの業務を手掛けたが、特に学校保健法の制定および学校歯科保健管理の基礎造りに尽力した。

二人目は酒井琢郎で昭和二二年（一九四六年）五月から翌年一月までの八ヵ月間、文部省体育局保健課に在職した。

もう一人は、昭和四三年（一九五八年）四月から、昭和五〇年（一九七五年）八月までの間、文部省体育局学校保健課教科調査官および体育局体育官を歴任した能美光房である。能美は、厚生省医務局指導課技官から文部省入りをして、ふたたび厚生省医務局歯科衛生課長として古巣の厚生省に戻った。在任中は、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領（保健関係）および学校保健法施行令等の改正事務を担当し、学校歯科保健教育の充実に挺身した。

その後、文部省勤務の歯科医師はあとを断ったが、歯科保健を学校教育の中に有効に位置づけるためには、これからも文教の中央行政機関に、歯科医師としての専門官が存在することが必要である。

昭和五七年（一九八二年）において、文部省が実施している学校歯科保健行政の内容をあげてみよう。

第一は、「むし歯予防推進指定校の設置」の事業がある。これは昭和五三年（一九七八年）度から始められ、第一次の昭和五三・五四年（一九七八・七九年）度は五八校、第二次の昭和五五・五六年（一九八〇・一九八一年）度は五七校が指定され、第三次は、昭和五七年（一九八二年）度以降新たに三ヵ年の指定期間のもとに実施されることになった。

第二は、「歯科保健指導車整備」の事業である。バスに歯科診療設備を搭載して学校を巡回し、初期う蝕の治療、歯科保健指導などを行う事業である。昭和五四年（一九七九年）度から始められ、現在に及んでいる。

第三は、「学校歯科保健研究協議会の開催」の事業である。これは教員と学校歯科医を対象に、「小学校・歯の保健指導の手引」の活用を中心に、学校における歯科保健指導の充実を図るための関係者の資質向上対策として昭和五三年（一九七八年）度以来実施されているものである。

第四は、「むし歯予防懇談会の開催」の事業である。児童生徒のむし歯被患の状況がいぜんとして憂慮される様相を示していることにかんがみ、今後どのような学校歯科保健対策を講ずべきかを、学識経験者の参集を求めて意見を聴取するために開催するものである。本懇談会は、すでに五七年（一九八二年）の四月五日および一九日の二回にわたって実施されている。

第七編　学校歯科保健管理のながれ

第一章　身体検査の確立まで
第二章　校内処置方式の発達
第三章　歯科疾患の推移と調査
第四章　学校保健法制定まで
第五章　岐路に立つ学校歯科保健管理

学校歯科保健には、実際に児童生徒の歯科保健状態を向上させるための専門的分野の面、つまり歯科保健管理の面の活動は、学校歯科医の立場で早くから重視され、それを中心に動いてきたといってもいい。

また今後も、学校保健に対しての歯科医学からの寄与は不可欠のものである。しかし、それは急にでき上がったものではなく、ゆっくり今日にいたったのである。

はじめのころはまず児童生徒の歯科診療を行うことから始まった。そのうち、それらに対して具体的になんらかの処置を行うという方向にすすみ、いわゆる校内処置が主流となった。

しかし校内処置の方式は、それに従事する専任の歯科医師がいない場合には、むりを生ずることとなり、消えるようになった。

第一章　身体検査の確立まで

明治五年（一九七二年）、わが国に学制が定められたころは、一般的な保健の問題よりも伝染病についての対応が第一の眼目であった。その学制の中に「小学校ニ入ルノ男女ハ種痘又ハ天然痘ヲ為シタルモノニ非レバ之ヲ許サズ」と示した。

伝染病がまず問題となったわけである。

その後学校の設備の整備が問題となり、明治六年（一八七三年）六月「学区巡視事務掌程」を作り、学校環境を整えようとした。

これに基づいてのちに明治二四年（一八九一年）には小学校設備準則などが作られた。

児童生徒の体位の向上を図るために体操の導入が考えられ、体操伝習所が作られ外人講師を招いたが、そこで考えられた種目はまず文部省の直轄学校である東京女子師範学校や東京師範学校の生徒に対して試みられた。そのとき、効果測定の目的で体格と体力の測定を行った。

これを活力検査と呼んだ。

これは明治二一年（一八八八年）一二月になって「学生生徒ノ活力検査ニ関スル訓令」を出し、直轄学校のすべてでこれを行うようになった。

これらは体力と体格という立場からのアプローチである。

しかし、そのころの日本の児童の不健康な状態については東京大学にいた外人医師たちが注目し、エルウィン・ベルツ、ヘルマン・テヒョウも、明治一七、一八年（一八八四、一八八五年）にわたって講演して警告している。

このような雰囲気の下で、明治一六年（一八八三年）に創立されていた日本私立衛生会では、その明治一七年（一八八四年）の総会で「学校病予防方法如何」を主要課題としてとりあげて検討した。

そしてこのときとりあげられた疾病、つまり学校病は、一、近視眼、二、佝僂病（亀背）、三、衰弱（虚弱、腺病、肺病）、四、頭痛鼻血、五、精神病、六、伝染病であるとした。

そしてこれらに対して、具体的な対策が少しずつたてられた。

そのころ、三重県の県病院にいた直邨善五郎によって、三重県下の四つの小学校の児童について行われた歯科検査の意味は大きいといわなければならない。

明治二四年（一八九一年）五月に津市の養正高等小学校をはじめとして良田高等小学校、桑名町の桑名高等小学校、四日市町の四日市高等小学校の児童一四二八人について検診を行った。

この結果の一部を研究会月報第一六号に報告しているが、これには養正（生）小学校の分しかのっていない。しかし、のちに自分でまとめたレポートを出版している。

それによって四校の分を集計すると、表1のようになる。

この病歯というのは歯のことである。

この数値から年齢別にまとめてみると表2のようになる。

また、この結果を昭和三二年（一九五七年）と昭和五〇年（一九七五年）の歯科疾患実態調査の同年齢の者の状況と比べ、そのときの国民の一人当り年間砂糖消費量の推定値と比較すると興味ぶかいので表3に示した。

これらの成績は、現在のわれわれには大変興味があるが、当時は歯科界の内外にそれほど大きな影響を与えなかったようにみうけられた。

明治二九年（一八九六年）五月に、文部省は学校衛生顧問と学校衛生主事とをおくことをきめ、この顧問は毎月集まっていろいろの問題を検討し、主事はそれを実現していったが、その中に学生生徒身体検査規程

表 1　直邨善五郎による津市，四日市町，桑名町の小学校児童の歯科統計の集計　（直邨の報告によって集計した）

	学年		1年生								2年生								3年生								4年生							
	年齢（かぞえ年）		9	10	11	12	13	14	15	16	9	10	11	12	13	14	15	16	9	10	11	12	13	14	15	16	10	11	12	13	14	15	16	18
男子	受検者数		16	122	206	96	23	4		1	2	5	84	129	66	12	1	1			15	60	64	43	9	1	1	3	14	51	47	27	4	2
	上顎	現在歯	108	982	1,631	1,059	302	50		14	14	40	886	1,311	841	160	13	14			140	583	829	585	126	14	7	33	185	571	628	374	55	28
		病歯	1	22	42	18	4			1	2	1	32	58	36	7	4					19	43	31	9	2		1	11	34	26	14	1	
		既療																				5										1		
		未療	1	22	42	18	4			1	2	1	32	58	36	7	4					14	45	31	9	2		1	11	34	26	13	1	
	下顎	現在歯	107	958	1,959	1,118	316	52		14	15	39	888	1,544	859	162	14	14			158	605	848	580	124	14	8	40	190	761	664	376	56	26
		病歯	11	73	134	66	18	2		3	2	4	96	128	70	9	3	2			4	39	67	63	9		1	6	14	74	82	27	7	
		既療		1	1									4							1							1					
		未療	11	72	133	66	18	2		3	2	4	96	124	70	9	3	2			3	39	67	63	9		1	5	14	74	82	27	7	
女子	受検者数		7	51	76	34	5					1	33	46	10		1				1	18	12	6				1	2	3	10	2		
	上顎	現在歯	62	457	771	407	64					12	381	572	135		14				11	252	161	84				10	27	39	137	27		
		病歯	1	34	21	20	5						12	32	5							10	9	3					2	5	4	4		
		既療																				2												
		未療	1	34	21	20	5						12	32	5							8	9	3					2	5	4	4		
	下顎	現在歯	67	509	843	410	59					12	415	578	140		14				10	259	164	84				12	25	42	138	28		
		病歯	7	35	62	35	11					1	37	17	11							37	19	9					3	6	11	2		
		既療																				3												
		未療	7	35	62	35	11					1	37	17	11							34	19	9					3	6	11	2		

表 2　三重県下の4小学校のう歯罹患状態　　（直邨の結果からの集計）

年齢	男子					女子				
	受検者数	う歯数	処置歯数	1人当りう歯	1人当り処置歯	受検者数	う歯数	処置歯数	1人当りう歯	1人当り処置歯
7	18	16		0.89		7	8		1.14	
8	128	101	1	0.79	0.01	52	70		1.35	
9	308	315	3	1.02	0.01	111	132		1.20	
10	299	353	9	1.18	0.03	100	156	5	1.56	0.05
11	204	346		1.70		30	71		2.37	
12	106	220		2.08		16	27		1.69	
13	37	66	1	1.78	0.02	3	6		2.00	
14	7	16		2.29						
16	2									
計	1,109	1,433	14	1.29	0.01	319	470	5	1.47	0.02

合計 1,428人

表 3　直邨の結果と国民歯科疾患実態調査結果との比較

年齢区分	直邨の結果		昭和32年度	昭和50年度
	男	女		
7	0.89	1.14	1.09 (0.07)	1.62 (0.62)
8	0.79 (0.01)	1.35	1.61 (0.11)	2.40 (1.11)
9	1.02 (0.01)	1.20	1.84 (0.16)	2.96 (1.40)
10	1.18 (0.03)	1.56 (0.05)	2.22 (0.22)	3.54 (1.88)
11	1.70	2.37	2.62 (0.26)	4.56 (2.36)
12	2.08	1.69	2.78 (0.32)	5.73 (3.12)
13	1.78	2.00	3.17 (0.31)	6.22 (3.30)
14	2.29		3.14 (0.31)	7.56 (3.90)
国民1人当り砂糖消費量		4.5kg(明治28年)	12.74kg	25.20kg

（ ）内は処置歯数

の制定と、公立学校における学校医の設置とがある。

この学生生徒身体検査規程は明治三〇年（一八九七年）三月に文部省訓令第三号として出されたものである。ここで「身体検査ハ医師ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ」と規定して、体力測定指向から保健管理指向を明らかにした。

身長、体重、胸囲、肺活量、脊柱、体格、視力、眼疾、聴力、耳疾、歯牙その他となっており、歯牙については「其善悪、齲歯の有無ヲ検査ス」と示している。

身体計測にはメートル法が採用されている。

この規程より少しおくれて、明治三一年（一八九八年）一月、「公立学校医設置に関する規定」が勅令で出されて学校医制がきまった。

ついで職務規程ができてその任務もきめられた。

しかし学校医には、その資格にかなりきびしい制限を加えて漢方医の排除をしようとした。（三一ページ）

この学校医制をうけて、学生生徒身体検査規程のほうも明治三三年（一九〇〇年）三月になって文部省令第四号として改めて示された。

この改正で歯牙については正体の分からない「善悪」は取り除かれて「齲歯ノ有無ヲ検査スヘシ」となっている。

明治三〇年（一八九七年）京都市の第二高等小学校では、歯科医師の杉原順三、榎本元吉から児童の歯科衛生について多くの情報を得ていたが、ちょうどそのころ、歯痛と病欠の関係についていろいろ論じられていたところから、同校の歯科検査を行うこととなった。このことが同年の一一月二七日の大阪毎日新聞にのっている。

それによると検診したのは一〇五七人で、甲四五五、乙五三二、丙六九人であったという。

その中で「この甲乙丙の区別は別に標準あるに非ず、単に医師の見込に成りたる者なるが、甲は乳臼歯抜去、前歯欠傷、副前歯変形等多少の欠点あるも疾病と目すべき点なき者にして乙丙は疾病の経過時期、性質等により区分したる者なり」と述べている。

大臼歯のう蝕は五六〇人がもっており、不正咬合は二〇八人であったという。

これは一回的な調査に終わったらしく、後での報告は見当たらない。

その後明治三三年（一九〇〇年）一一月に、東京市麹町区では区会議員となった中原市五郎の奔走で、区内の小学校の児童の歯科検診を歯科医師によって行うことをきめて、生徒身体臨時補助医員という名で歯科検診を行った。

そして、これは明治三六年（一九〇三年）まで毎年行われた。

しかし、その結果についてはくわしく報告されていないので知ることはできないが、そのときとりあげられた項目は、

乳歯う歯数、乳歯の抜去を要する歯数

永久歯う歯数、永久歯の抜去を要する歯数

粘膜病、歯齦病、歯槽病、舌病

となっている。

このころから各地で少しずつ歯科検診は行われたのではないかと思われるが、報告されたものはない。

このころの小学校児童の地域比較という立場でみると、明治四三年（一九一〇年）陸軍軍医の山浦房次郎が北海道旭川、上川、東京、兵庫県および島根県などについて歯科検診結果をまとめて報告したものがある。

これは地区によって被検人員数がいちじるしく異なっているので、そのまま比較をすることはむりであるが、上表のようである。

明治43年における各地小学校児童のう歯罹患状態

（山浦房次郎による）

	学校名	総数	あのう歯もの	%
北海道旭川	私立北鎮小学校	138	126	91%
東京，麹町	某小学校	960	620	65%
北海道	上川小学校	1,206	261	22%
兵庫県飾磨	広小学校	356	229	64%
島根県仁多郡	馬木村小学校	249	17	6.8%

本格的に児童の歯科検診結果について報告したものとしては明治四五年（一九一二年）四月に、中島左一が石原久および佐藤運雄の指導の下に東京の精華小学校で二四九人について行ったものがある。

この結果では二四九人中、病的歯牙をもつ者二二三人（八九・五%）、充塡治療をなしたる者三五人（一四・〇%）というようになっている。

大正二年（一九一三年）一一月から五カ月にわたって千葉県立師範学校と女子師範学校の付属小学校の児童一〇〇五人の歯科について、入戸野賢二および松井恭一が報告している。

これまでの報告では検査方法の詳しいことはわからないが、大正四年（一九一五年）六月に、川上為次郎が東京中野の桃園小学校で行った検査では、検査の方法をこまかく明示し、またそこで使った検査票も示している。

この口腔診査票はその後の歯科検診の一つの原型となったものである。

川上の診査票の記入例

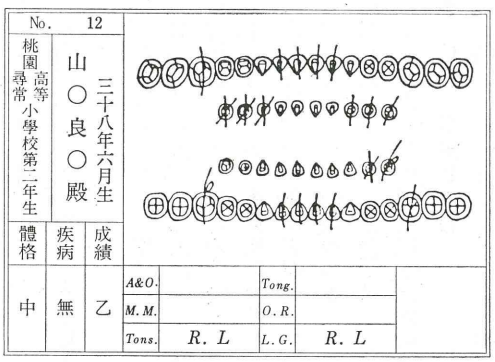

A&O ……歯牙排列および咬合
M. M ……口腔粘膜疾患の有無
Tons ……口蓋扁桃腺肥大の有無
Tong ……舌疾患の状態
O R ……口呼吸
L. G ……顎下淋巴腺肥大
（R. Lは左右の意味である）

う蝕についてはこのころはすべてう歯として示されただけであるが、大正六年（一九一七年）宮原虎と永峰雄介とが東京の万年小学校児童の検査をしたとき、う蝕の程度区分を次のように五つにわけて示した。

弱度(1) 琺瑯質のみのう蝕
中度(2) う蝕の象牙質に達するもの
強度(3) 歯髄腔に達するもの（歯髄露出も之に属す）
残根(4) 歯冠の全く崩壊し、歯根のみ残留するもの
抜去(5) う蝕故に抜去せるもの

しかし大正八年（一九一九年）に、福岡県田主丸町の小学校で岩佐次男が行った場合には、う蝕の程度を三つにわけた。

第一度……硬組織を侵せる程度のものにして、未だ歯髄に達せざるもの
第二度……う蝕の歯髄に達せるもの、または歯冠半分破壊せるもの
第三度……歯冠半分以上破壊されたるもの、または残根となれるもの

大正九年（一九二〇年）六月、仙台で遠藤辰三の行った検診では四つに区分している。

第一度　琺瑯質のみのもの
第二度　琺瑯質より象牙質を侵し未だ著しく歯髄を侵さざるもの
第三度　象牙質を侵し歯髄に近接し、歯髄の不完全または完全露出を来たし、あるいは歯髄壊死を起せるもの
第四度　歯冠の大部分破壊され、所謂残根の状態にあるもの

このようにう蝕の程度区分がいろいろ現われてきたのは、おそらくはそれの処置などが実際に行われるようになったためではないかと思われる。

しかし、その区分が検査者の任意にゆだねられていた点は、各地で検査が行われるようになってくると、なんとかしなければならないということとなってきたにちがいなかった。

このようなころ、大正九年（一九二〇年）七月二七日、文部省では学生生徒児童身体検査規程を制定した。

この中では う歯については「齲歯ニツキ検査スベシ」と示されているだけである。

この規程で、身体発育について甲乙丙という概評を加え、体格以外に栄養という項目が設けられ、甲乙丙に分けられている。

この身体検査規程が改正されたのを機として、日本聯合歯科医師会は、各地で勝手に行っている歯科検診の統一を図る目的で、加藤清治、川上為次郎、佐藤運雄、松原勉に委嘱して歯牙及口腔検査票をきめた。

同年一〇月にきまったのは一般の診査用としての第一号様式と、特殊診査用の第二号様式とである。（資料編三二八）

このときに示されたう蝕の程度区分は次の四区分であった。

第一度う蝕（C_1）　琺瑯質う蝕

第二度う蝕（C_2）　象牙質に進行せるもの未だ歯髄に著明なる障害なき程度

第三度う蝕（C_3）　所謂深在う蝕にして歯髄露出するか、あるいは既に壊死せるもの、ただし歯冠の概形を存し、少なくも歯冠の三分の二以上を存する場合

第四度う蝕（C_4）　歯冠の破壊著しく其の三分の二以上を失い、又は全く残根状態のもの

このときには、検査の精度について、検査の速力で示している。一号様式のときは小学校児童では一時間に二〇人くらい、中学校、女学校では二五人ぐらいの程度でするようにと示している。

またこのとき集計の仕方についても、どんなふうにまとめるかを示している。

そのようなことが実際に求められていたと考えられる。

その後大正一三年（一九二四年）ごろになると、各地の学校歯科医の活動が活発化し、校内処置も行われるようになり、それまでの単なる検査から、それによって、なんらかの具体的な対応を求める方向をもつようになってきた。

こういう要求に沿って、日本聯合歯科医師会は新しい口腔診査票と診査基準とをきめた。

これは検査結果によって、処置についての勧告をしようという考え方を土台としたものであった。

また、咬合状態、咀嚼状態、歯齦状態、清掃の程度などについて、おのおの甲乙丙の区分をつけるようになっていた。

このときう蝕の程度区分は五つであった。

第一度……琺瑯質う蝕

第二度……象牙質う蝕

第三度……破壊の程度、歯髄を侵せりと観察するもの

第四度……腐敗根管とみなすべきもの

第五度……歯冠崩壊し残根状態のもの

学校歯科医令の制定、さらに身体検査規程の改正などにともなって、歯科の検査票も次第に変わっていく。

第二章　校内処置方式の発達

大正の初期から始まった口腔衛生思想普及の組織的なキャンペーンは社会の歯科衛生に対する関心を集めるのに大変役立ったが、そのおもな対象となった学校にはとくにつよい影響を与えた。

関心の高まりとともに、当然、現にそこにある歯科疾患、とくに児童生徒のう歯の処置を具体的にどうする、ということが問題になった。

これまで、大体において学校における歯科検診の実施と、その充実に

ポイントがしぼられていた学校歯科医の活動が、次第に検査で発見された歯の処置という方向に向くようになった。

それよりすこし前から、一般の疾患の方では児童生徒の結核、トラホーム、寄生虫、皮膚疾患などについては、学校医の一部の人びとは学校内でその処置をすることの必要を感じ、それを実施していた。校内処置のはじめである。

こうした雰囲気の中では、ごく少数ではあったが、きわめて熱心な歯科医師たちによって学校内に歯科診療施設を備えて、処置をしようということが始まった。

ただ歯科処置の場合には、他科の場合とはすこし事情が異なって、校内で処置しようとすれば、どうしても最小限度の設備を必要とすることになる。

これが一つのネックになっていたし、学校歯科医の位置が定まっていないこともまた、その実施の障害になっていた。

こんな中で、大正三年（一九一四年）、東京の府立第三高等女学校では、御大典記念事業の一つとして、同校内の雨天体操場の一隅に歯科セットをおいて、定期的に処置を行うということを始めた。

これが本格的な形になるのは数年後であるが、いずれにしても、このことが校内処置のきっかけになった。

そして、このようなことから、次第に各地で委嘱されるようになってきた学校歯科医の中に、単に歯の検診だけではあきたらず、積極的な処置が必要であると考える人びとが多くなった。一方、学校の側でもそういう認識をもつようになり、大正九年（一九二〇年）ごろから各地でこのようなことがふえてきた。

東京市内でも神田区錦華、芳林、小川小学校、浅草区の柳北、富士、石浜小学校、本郷区の湯島、本郷小学校、小石川区の関口台町、窪町小学校、日本橋区の浜町小学校というようなところは、そのころ相ついで歯科施設をおいて処置を始めた。

このような施設は、そのころではなかなか学校が自力で設けることは困難な状況であったので、たとえば甲府の富士川小学校に対し小川祐心が一式を寄贈して始めるとかいう形で、篤志な歯科医師の寄贈によるものや、ライオン歯磨の小林富次郎、クラブ歯磨の中山太一などの寄付によるものなどが多かった。実際に、そのころのこうした人びとによる、かなりひろい範囲の寄付行為が校内処置の発達に大きく寄与したことは見落とせない。

このような趨勢に対して、文部省は大正一三年（一九二四年）七月にトラホーム、結核、寄生虫、皮膚疾患対策などを含めて、校内診療の状況について調査を行った。

それによると、このような校内処置を行っていたところは全国で一四一〇件あった。

疾患別でみると、寄生虫がもっとも多く、五六一件、次いで眼科二五五件、一般二二六件、外科一八九件、内科一七一件、この次に歯科が一六一件で、皮膚科一五八件、耳鼻科一〇七件、というような状態であった。

このころ学校歯科医令が公布されておらず、ほとんどこうした活動が篤志家の歯科医師の手にゆだねられていたことを考え合わせると、歯科は相当に高い割合であったことがうかがわれるのである。

その府県別の状況をみると

東京	二五	福岡	一二	岡山	一一
山口	九	三重	八	大阪	八
千葉	八	熊本	七	富山	五
徳島	五	大分	五	佐賀	五
兵庫	四	長崎	四	静岡	四
長野	四	宮城	四	福井	三
京都	三	奈良	三	埼玉	二
岩手	二	鹿児島	二	香川	一
石川	一	秋田	一	山梨	一
山形	一	岐阜	一	群馬	一

というぐあいであった。そして実施していた処置の内容は、う歯の処置と乳歯抜去とであった。

大正一〇年（一九二一年）三月から、川上為次郎はヨーロッパおよびアメリカで学校歯科や産業歯科などの状況を視察して翌年一月帰国し、その報告書を出した。

その中に記されていたヨーロッパとくにドイツ、ベルギーなどで行われていた学校歯科診療所の活動状況などは、こうした雰囲気をさらに盛り上げたに相違ない。（一七九ページ）

また、ちょうどそのすこし前に、さかんにヨーロッパでいわれるようになり、アメリカに急速にひろがった歯性病巣感染の考え方は、児童生徒におけるう蝕の早期発見、早期処置を推進する有力なばねとなった。

エルンスト・エッセンがストラスブールで始めた中央学童歯科診療所のコピーのようなものができたのは、大正一五年（一九二六年）九月のことである。

金沢市で作られたもので、市がこれを開設した。（資料編九）

金沢市小学校歯科診療所という形で、市内の味噌蔵町小学校と長町小学校の中に作った。これには新津保英橘を所長に委嘱し、小島栄作が医員として勤務したほかに看護婦二人をおいたスタッフである。

市内の全小学校児童をこの二つの学校にある学校歯科診療所において処置しようというもので、その分担区分は次のようであった。

味噌蔵町小学校診療所

石引町、材木町、瓢箪町、此花町、馬場、芳斉町、森山町、小将町、味噌蔵町各小学校

長町小学校歯科診療所

野町、十一屋町、菊川町、新竪町、松ヶ枝町、長土塀町、高岡町、長町各小学校

これらの事業に対し、金沢市は設備は別として経費として五七〇〇円を支出した。

また、児童診療のもう一つのタイプのものが旭川市で生まれた。

昭和二年（一九二七年）七月から北海道旭川市では、市内の各小学校に簡単な歯科施設を作って、渡部章を学校歯科医として委嘱し、各小学校を巡回させて処置するという方式を始めた。

このために旭川市は経費として二六〇〇円を支出し、市内八校一万二〇〇〇人の学童の処置を図ろうとした。

これらはどれも、市の事業として組織的に児童をカバーしようとしたものである。

これに対して大正一〇年（一九二一年）六月、小林富次郎は、ボストンのフォーサイス児童歯科診療所、ニューヨーク市のロチェスター診療所をモデルとして、ライオン児童歯科院をつくった。

これは、児童、幼児の歯科診療を目的として作られたものであるが、校内処置の風潮の上にのって活動した。

また大正一四年（一九二五年）一二月に東京の聖路加国際病院の院長トイスラーの考えで、学童の疾病治療を目的として同病院内に「文部省後援学校診療所」を作った。

これはトラホーム、寄生虫などの病気の治療をねらったが、歯科部もおかれ、これには同病院の歯科医長であった長谷川慶蔵が診療に当たった。主として京橋区内など同病院の近傍の学童を対象としたものであった。

こうした校内処置の趨勢を助長する、歯科医学の側のいろいろ新しい考え方や手段も現われた。

それは、一九二二年T・P・ハイアットによって提唱されたう蝕予防手術（プロフィラクティク・オドントトミー）の考え方である。

これはハイアットが大規模な疫学的調査の結果から、う蝕に罹患しやすい部位として大臼歯の小窩裂溝をあげ、そのあやしい部位について、それを予防的に開削して適宜な充塡材でつめてしまうという方式である。

ハイアットはのちに、この考え方を実践するために、全米各地にハイアット研究クラブを作る活動をした。

そこでは

(1)乳歯・永久歯ともに、ていねいな歯口清掃のあとで精密な検診を行う。
(2)そしてう蝕易罹患性（Precarious）の小窩裂溝をみつけ出す。
(3)それを開削して、金箔充塡またはアマルガム充塡を行う。
というもので、これを各地で研究的に実践する活動を始めたわけである。

この考え方はわりに早くわが国には紹介され、これが学校歯科における校内処置方式推進の大きなよりどころとなった。

もう一つみのがせないのは、一九一七年にハウによって提案された鍍銀法である。

これは当初、象牙質に応用されるものであったが、初期のう蝕病変に対して抑止的に作用することがいわれた。

この鍍銀法もこのころ紹介されるようになった。

鍍銀法を学校歯科に応用することに着目し実際に実践し、それについて報告したのは甲府の小川祐心であって、昭和六年（一九三一年）の入学児童に対してそれを実施し、ひきつづいて観察し、その結果を昭和一一年（一九三六年）に報告しているが、実施についてだけでなくフィールド研究としても十分なもので、この報告の与えた影響は大きい。

このような具体的な方法論が時期を同じくして提供されたことで、わが国の学校歯科における校内処置の方向は助長されることとなった。

こんな中で、昭和六年（一九三一年）に学校歯科医令が公布されることとなった。

この前後に学校歯科についてたくさんの発言があったことは当然であったが、このころ次のような本が出た。

昭和四年（一九二九年）豊田実はドイツのシェンクの出した、学校歯科担当官の手びき書「学校歯科衛生の施設と実際」を翻訳した。

これは校内処置の動向について示唆するところがあった。

次いで昭和五年（一九三〇年）、岡田道一と富取卯太治は「学校歯科衛生学」を出した。

岡田は東京市の学校衛生技師であり、富取は学校歯科医として麴町小学校において実践活動をしていた人である。

これは初期に出されたものとして、とくに文献的価値は高い。管理的な面が重点を占めているが、それだけでなく、保健教育的なものにもふれている。

昭和八年（一九三三年）大阪で橋本静雄は「学校歯科の焦点」を書いた。これは四〇〇ページにも及ぶ大きなものであるが、橋本自身が大正一三年（一九二四年）以来、大阪に作られた学校歯科診療院、市立市民館の歯科診療所、帝塚山学院の学校歯科などに従事していた経験をふまえて、その間に集めた豊富な資料をもとにして作ったもので、まさに学校歯科の集大成とでもいうものである。

どちらかというと、保健教育面に力が入っているが、保健管理面についてもくわしく述べている。

昭和九年（一九三四年）岡本清纓、田丸将士の「体系的学校歯科実務」は、浅草区の田原小学校において学校歯科活動の実践をしていた田丸将士と、ライオン児童歯科院の長い経験と東京市学校歯科医会設立のころから学校歯科に深く関っていた体験とをもつ岡本清纓とが共同して書いたものである。

これは名のとおり、保健管理面だけについてかなり体系的に述べているもので、すぐれた本である。

学校歯科医令が公布されて、必置制でないとはいいながら、学校歯科医の位置もきまり、活動が活発になってきたので、日本聯合歯科医師会は、学校歯科における歯牙、口腔診査票の様式の検討を始めて、昭和七年（一九三二年）に、甲、乙、丙の三種の口腔診査票および通知票の様式を決めた。（資料編三六四）

このうち甲号口腔診査票は、今日用いられているものの原型となったもので、六年分が記入できるようになっているものである。

乙号は単年度のもので、この甲号のための基礎となるべきもので現場での診査に用いるものである。

丙号というのは通知票である。

このときに採用されたう蝕の程度別区分は浅在、深在、残根の三区分であった。

昭和八年（一九三三年）に歯科医師法の改正があり、とくにこの中で歯科診療所の性格についてのとりきめがはっきりしたが、それに関連して、学校内での歯科診療の取扱いについての疑義が昭和一〇年（一九三五年）に高知県知事から文部大臣に出された。

これに対して文部省は、内務省、日本聯合歯科医師会などと連絡をとりながら、学校歯科医職務規程に示す予防処置の範囲を明示した。

日本聯合学校歯科医会ではこのとき、この問題について検討を行い、意見をのべているが、学校内歯科クリニックの必要性を強調した。

昭和一二年（一九三七年）一月、文部省では「学校身体検査規程」の大改正を行った。身体検査の目的を「学生生徒児童の身体の養護鍛錬を適切にし、体位の向上と健康の増進をはかる……」と明確にし、さらに学校看護婦の仕事をみとめ導入した。

歯については「歯牙は齲歯について検査し処置歯、未処置歯に分ち、その数を記すべし」と規定された。

この改正に対応するように日本聯合学校歯科医会はすぐ「学校身体検査規程中歯科に関する注意」を作って徹底化をはかった。（資料編三六㈤）

とくにこのとき、不正咬合について九つの分類をあげて明示した。

学校におけるう蝕の管理の方式として、新入学の児童から始めて徹底的に管理して、逐次、翌年からの新入生を対象に加え、累年的に対象者を加えて、六年以後には全児童を対象とするという方式は、当然考えられることであったが、横浜の一本松小学校ではこれを実施し、実現した。

一本松小学校では昭和二年から、佐藤直住、榊原勇吉、塚田宗夫、岸昌平、田村豊、森憲清が集まって、毎日順番に登校して校内処置を徹底的に行っていたが、その体験をふまえて、この累加的な診療方式を実践した。

ボン市で、カントロウィツが始めたということからボンシステムなどといわれた。実際にこれで完全に全校児童をカバー、未処置う歯をなくなすことに成功した。

このことをまとめた論文で榊原勇吉は昭和一八年（一九四三年）文部大臣賞を受賞した。

こうした学校歯科における校内処置の方式は学校歯科医の活動の重要な部分となった。

第三章　歯科疾患の推移と調査

わが国の学校保健統計に匹敵できるような、全国的な広がりと長い年月にわたる資料は、他の国では今日でもみることができない。

しかし学校歯科の導入がおくれたので、歯科疾患については、古いことは知ることはできない。

ただ昭和五年（一九三〇年）に文部省では「学生生徒児童最近一〇ヶ年累年齲歯比較調査」というのを出した。

これは大正七年（一九一八年）度から昭和三年（一九二八年）度までにわたる、全国の児童生徒の身体検査結果から、う歯罹患状態をまとめたものである。

これは当然、学校医による検査結果の集計であるが、う蝕についてはそれ以前の全国的な調査成績はない。

その結果を含めて、昭和一四年（一九三九年）までの分について「学校保健百年史」にのっている推移を示すと表のようである。

全国生徒児童齲歯罹患率の推移

（文部省）

	小学校 男子	小学校 女子	高等女学校	中学校	実業学校	師範学校 男子	師範学校 女子
大正 7	43.36	44.63	40.12	36.10	31.05	25.03	32.66
8	41.48	42.95	40.41	35.02	30.87	21.46	34.47
9	41.57	42.58	39.00	32.38	29.35	20.21	32.06
11	46.64	47.88	35.61	31.00	28.38	18.08	28.99
12	48.26	47.53	37.52	31.89	29.51	18.45	31.63
13	48.98	50.56	39.09	32.72	31.82	18.42	31.46
14	50.76	51.92	39.98	34.00	32.92	17.05	31.01
15	53.87	55.45	41.86	35.92	33.16	21.38	34.28
昭和 2	56.42	48.35	43.43	37.35	34.12	22.42	36.82
3	59.14	61.68	46.24	39.65	37.19	24.83	33.71
4	60.04	62.72	49.05	42.45	38.91	26.57	38.74
5	60.54	62.62	50.80	44.64	43.08	30.04	42.20
6	63.61	65.19	51.93	45.52	44.61	33.81	40.05
7	64.58	66.06	52.91	47.83	47.26	34.99	42.70
8	66.17	67.93	54.75	49.12	47.81	37.28	42.62
9	68.03	69.65	57.03	50.03	46.99	38.49	47.78
10	69.19	70.56	57.89	50.38	50.02	36.39	47.79
11	68.54	70.21	57.58	50.30	50.01	40.65	47.89
12	61.33	83.24	66.03	59.52	53.54	54.18	63.91
13	58.20	60.68	65.24	56.72	53.68	54.68	58.89
14	58.08	60.46	64.69	57.37	50.48	50.52	62.70

また大正一四年（一九二五年）にう歯、トラホーム、聴力障害、耳鼻咽喉病について、年齢別、性別の成績を発表しているもののうち、う歯についてみると次のようになっている。

学生生徒児童齲歯年齢別罹患状況

年齢	男 検査人員	男 齲歯(%)	女 検査人員	女 齲歯(%)
七	一八三、三七九	四八・九八	一七五、一三八	四九・八一
八	一八四、一三〇	四九・五四	一七六、二八二	四九・三七
九	一八七、三一一	四八・四七	一七八、二八四	四八・六八
一〇	一九七、〇六七	四五・六五	一六七、九一一	四四・六五
一一	一七三、三三五	三九・五八	一五七、四四一	三七・四三
一二	一六二、六八九	三二・〇〇	一四一、九〇一	三〇・一七
一三	一〇四、八一一	二六・九四	九三、八三二	三一・〇七
一四	八五、七〇六	二四・〇九	五四、〇二七	三〇・九二
一五	四三、四二八	二七・二五	二八、〇三四	三六・二八
一六	四八、八一三	二九・三九	二四、四四三	四二・三二
一七	三五、〇二〇	三一・一〇	一一、四七六	三九・三三
一八	二四、〇八二	三三・三三	四、一三四	三六・七一
一九	一四、九三八	三二・九五	一、五九九	三八・八九
二〇	八、七七七	三七・一六		
二一	五、八八五	四一・九八		
二二	四、二七三	四五・二六		
二三	二、九一八	五一・七八		
二四	一、八三七	五三・三四		
二五	一、一〇六	五二・五三		
計 一、（ママ）四四一、五〇五		四〇・二四	一、一九四、五〇一	四二、二三

このとき、女子は高等女学校まで、それ以上の学校がないので統計が得られていない。なおこの表で年齢七歳とあるのは、検査時点で六歳以上のものをいっている。

昭和一五年（一九四〇年）に向井喜男は、全国の学校歯科医に一定の様式の検査を依頼し、六歳から一四歳にわたる男二六万一二七四人、女二四万三五〇七人、計五〇万四七八一人についてのう蝕の状態について調査してまとめた。

これは今日までのわが国におけるう蝕の疫学的調査の中では、対象の数のもっとも多い報告であると思われる。

これは「本邦における齲蝕の地域的分布並齲蝕年齢傾向に関する研究」という論文である。

全国の学校を大都市、中都市、小邑農村（平地）、山村および漁村に分けて、それぞれ調査したものである。

このときのまとめは下表のとおりである。

また同じ年の五月、第一〇回全国学校歯科医大会のとき文部大臣から「生活環境より見たる児童生徒の齲歯の現況並にこれが予防養護に関し学校として実施すべき事項如何」という諮問があったのに対し、日本聯合学校歯科医会は答申委員会を作って、まず現状の調査を行うことをきめ、昭和一五年度の身体検査票のうち、全国の七一一校についてその七歳（六歳以上七歳未満）と一二歳の男女について行った。

七歳……男五万九三七一人　女五万七〇九〇人　計一一万六四六一人

一二歳…男五万八八一人　女五万六三四三人　計　二万五二二四人

計二三万一六八五人

これらについて調査したもので次のような結論を出している。

結　論

児童の齲蝕罹患者率を学校所在の環境別に観察するに、

一、七年の児童に於ける乳歯齲蝕罹患者率は男子、女子の何れにあっても、市の商業地区が最高位であり、市の住宅地区並に市の工業地区が次に高位であり、山村は最低位である。商業を主とせる町、漁業を主とせる町、工業を主とせる町、漁村及農村は中位である。

最高位は約九四%、最低位は約七七%で其の差異は約一七%である。

全体観察学童齲蝕罹患者率表

（向井論文）

	年　齢	観察人員	齲蝕罹患者 実数	齲蝕罹患者 P±mp	前年齢トノPノ差 (P_1-P_2)	$\frac{P_1-P_2}{\sqrt{mp_1^2+mp_2^2}}$	（有意性）
♂	6—7	40,957	37,006	90.35±0.146	—	—	
	7—8	38,298	34,402	89.82±0.155	0.53	2.5	—
	8—9	37,462	33,191	88.59±0.164	1.23	5.3	（有意）
	9—10	36,947	31,697	85.79±0.182	2.80	11.7	（有意）
	10—11	36.302	29,235	80.53±0.208	5.26	18.8	（有意）
	11—12	35,166	24,919	70.86±0.242	9.67	30.2	（有意）
	12—13	21,073	13,153	62.41±0.334	8.45	20.6	（有意）
	13—14	15,069	8,634	57.29±0.403	5.12	9.8	（有意）
計及平均		261,274	—	78.21 —			
♀	6—7	39,415	35,360	89.71±0.153	—	—	—
	7—8	37,257	33,780	90.66±0.151	0.95	4.5	（有意）
	8—9	36,239	32,349	89.26±0.163	1.40	6.4	（有意）
	9—10	35,747	30,570	85.51±0.186	3.75	15.0	（有意）
	10—11	35,209	27,568	78.29±0.220	7.22	24.9	（有意）
	11—12	33,523	24,053	71.75±0.246	6.54	19.8	（有意）
	12—13	15,533	10,144	65.30±0.382	6.45	14.3	（有意）
	13—14	10,584	6,892	65.11±0.463	0.19	0.3	—
計及平均		243,507	—	79.44 —			
総計及平均		504,781	—	78.83 —			

備考　P_1=P 前年齢　　P_2=P 次年齢

又市町村別に観れば、市が最高位、町が中位、村が低位となる。

二、十二年の児童に於ける永久歯齲蝕罹患者率は、男子、女子の何れにあっても、市の商業地区が最高位であり、市の住宅地区並に市の工業地区が次に高位であり、山村は最低位であり、農村は之に次で低位である。商業を主とせる町、漁業を主とせる町、工業を主とせる町及漁村及農村は中位である。最高位は約七五%、最低位は約四三%、其の差異は約三二%である。

又市町村別に観れば市が高位、町が中位、村が低位となる。

三、七年の児童に於ける乳歯齲蝕罹患者率の男子、女子間の差異は何れの地区に於ても有意性を認めなかった。

十二年の児童に於ける永久歯齲蝕罹患者率の男子女子間の差異は市の商業地区では有意性を認めなかったが、他の八地区では何れも女子が、男子よりも有意に高位であった。

昭和一五年（一九四〇年）度には、文部省では歯に関する特殊調査として、北海道、東京、長野、静岡、大阪、広島、福岡の七道府県について、定期の学校身体検査とは別個に特殊な調査票によって、小、中、高等女学校について八〇〇〇人についての結果をまとめた。

しかしこれには、この結果を考察した意見は付けられていない。

昭和一三年（一九三八年）第八回全国学校歯科医大会の宿題報告として斎藤久と信田巌による「学校歯科における歯列異常の研究」が発表されている。

これは東京の浅草区の二一校の小学校について二万七八〇六人の検査結果からまとめられたものである。

このとき採用した分類は

正中離開、乱排歯、捻転歯、交叉咬合、開咬、過蓋咬合、犬歯突出、上顎前突、反対咬合という九つであったが、これはあまり現象的すぎるという批判をうけた。

しかし小学校児童の不正咬合について、検診という立場でのはじめての試みであった。

昭和一五年（一九四〇年）の第一〇回大会に岡本清纓は「学校歯科における支持組織病の研究」という宿題報告をしている。

これは大阪を中心にして奈良、京都などの幼稚園、小学校で一万〇〇五六人について調査されたもので、これまでに、児童についてのものでは昭和一四年（一九三九年）に東京で佐藤泰三の行ったものや、横浜で榊原勇吉の行ったものがあった程度で、歯肉炎についてはあまり十分な調査がなかったが、それについての情報を与えた。

これはその意味で価値の高いものである。

またこの中で、いろいろなブラシングの方法がのべられているが、興味をひくのは、ローリング法について、これは一九三一年の第八回の国際歯科医師連盟の会議で採択されたものであると記していることである。

次のような結論を出している。

第五章　総括並に結論

一、学校歯科に於ける支持組織病に就て其罹患状態を調査し考察して次の成績を得た。

一、生活環境を異にせる大阪市内一幼稚園七小学校及び奈良県、京都府下各一小学校の児童並に東京、大阪の女子中等学校生徒一〇、〇五六人を調査した結果、歯齦炎及歯齦肥大の罹患率頗る高率で、幼稚園より高等小学校までの児童は♂五九・六%♀五四・二%で平均五七・一一%である。女子中等学校では五五・七八%（大阪）二七・七%（東京）であつた。六歳より二〇歳に至る児童生徒に就て、諸家の行へるものと共に集計すると♂四六・二二%♀三九・五二%で平均四二・八七%である。生活程度の高いものは低率で大阪市愛日小学校は僅かに二六・四〇%であるのに対して純農村の京都府木津小学校は、七八・六〇%である。小学児童に於ては増齢的に高率を示し、一般に男は女よりも多い傾向がある。即ち♂五九・七五%－♀五四・四七%＝五・二八%でこの差は統計学的に有意である。

二、歯齦炎を先づ歯齦乳頭炎、歯齦縁炎、縁・乳頭炎及歯齦肥大（肥大性歯

齦炎）の四種に類別して観察した。極めて僅微なるものは♂一七・五%♀一八・五%、中等度以上は♂四〇・七五%♀三五・二%で、歯齦肥大は♂一・四五%♀〇・八一%である。

乳頭炎最も多く♂二五・九%♀二六・三%、歯齦縁炎之に次ぎ♂一一・七%♀一〇・一%縁・乳頭炎は♂七・四%♀七・一%である。この中何れか二種を有するものは♂一二・三%♀九・四%である。学年別にも乳頭炎第一位を占め歯齦縁炎は第二位であるが尋五、高一、高二に於ては縁・乳頭炎が多くなる。

三、歯齦炎の程度を著明、中等度、僅微と分つとき、学校別に観察すれば、生活環境良好なる愛日小学校に於て著明なるもの♂〇・四九%♀〇・二六%なるに反して純農村の木津小学校は♂一八・八〇%♀一七・四一%で甚しき差を見る。住吉、東粉浜小学校の如き知識階級を多く含む学校では僅微が著明より遙かに多く、全体の罹患率の多いにも拘らず口腔衛生状態は寧ろ良好であった。全体を通覧すると著明は七・五三%中等度二九・五七%僅微一八・八一%となる。

四、各疾患の部位別に観察し罹患部位を上顎下顎並に前臼歯部に分つと、同一人にして二個所以上を有する者がある。即ち四、三九〇人に対して九、七二六個所の罹患部位を有し一人当り二・二一個所となる。

前歯部と臼歯部との割合は大凡そ六：四である。

前歯部には乳頭炎断然多く五六・八三%歯齦縁炎、縁・乳頭炎は一九・七七%と一九・七六%で殆んど同率である。

臼歯部に於ては歯齦縁炎が多く次で乳頭炎である。

歯齦炎発現率の多い順は下顎前歯、上顎前歯、上顎臼歯、下顎臼歯で其割合は三：三：三：一である。

下顎前歯には　一、乳頭炎　二、縁・乳頭炎　三、歯齦縁炎　四、歯齦肥大。

上顎前歯には　一、乳頭炎　二、歯齦縁炎　三、縁・乳頭炎　四、歯齦肥大。

上顎臼歯には　一、歯齦縁炎　二、乳頭炎　三、縁・乳頭炎　四、歯齦肥大。

下顎臼歯には　一、乳頭炎　二、歯齦縁炎　三、縁・乳頭炎　四、歯齦肥大の順位に見る。臼歯部殊に上顎に歯齦縁炎の多いことは注目すべきである。

五、諸家の文献との比較考察に於て、罹患率は幼稚園並に低学年に比較すべきものは横浜市一本松小学校（尋一より尋四まで）の♂一二・五%♀一三・二%であるが私の♂五三・三五%♀四九・七九%に比して遙かに低い。尋五より高二迄は日本橋区小学校の♂三五・四四%♀二九・三六%に比して私のは♂六九・〇四%♀五七・九二%で殆んど倍数である。この数値に近似のものは三重県農蚕学校の六七・〇五%、下条氏の某工場に於ける歯刷子不使用者の♂六八・五九%♀六三・三三%である。吉沢氏の玉造船所青年学校の四九・〇五%斎藤氏の青山師範生徒の四二・七九%は此年齢に於てよく似た数値を示す。歯齦炎は乳歯に於ても相当高率を示し永久歯の萌出するに及んでも尚其部に発現する。交換期に於ける歯齦炎は多い。中等学校に於ては小学校高学年よりも稍少いやうであるが、口腔清掃の励行、環境の相異等が原因と考へられる。性別的には何れも男子の罹患率が高い。諸家並に私の調査を一括すると本邦児童生徒の歯齦炎は男女平均四二・八七%の罹患率である。

六、結核性歯齦乳頭炎は児童養護上重視すべきものと思ふが、僅かに四例を見たのみであつた。歯齦狼瘡結核の如き結核性疾患を歯齦に発見することは児童の場合殊に通学し得る者には稀有であるが大に注意の眼を向ける要がある。

七、歯齦瘻を有する者の調査は従来少い。私は瘻孔の部位をも検査したが結局齲蝕罹患と相関し永久歯は第一大臼歯、乳歯は上顎前歯及第一第二乳臼歯に多い。尋一より高二までの所有率は♂五・七五%♀五・六二%である。榊原氏は一五・八四%と報告し約一〇%の差がある。歯齦炎を有せざる者で瘻孔を有する者、歯齦炎を有し且つ瘻孔を有する者を調査すると、有せざる者が約九%に対し、有する者は二・五%に過ぎない。検査時の見逃しか、齲蝕罹患と歯齦炎罹患とが相反する現象であることが其原因か、私は未だ本調査だけでは確実なる判定を下すことを差控へたい。

八、児童の歯槽膿漏問題は膿漏が成人の疾患であるとの観念が強い為、膿漏

様症状を呈しても之を膿漏なりと断定し得なかつた。しかし病理組織学的に見れば膿漏と見做されるものは可成り多く発見された。歯齦炎の著明なるもの七・五三%の如きは恐らく膿漏として考へらるべきものと思ふ。不潔なる歯牙を有する農村に於ては明かに膿漏と考へられるものが非常に多く其程度も高度なものを発見した。

九、学校歯科に於ける予防処置としての歯牙清掃並に刷掃、歯齦マッサーヂ等に就て支持組織病特に歯齦炎の予防治療に関する学級実験的並に臨床実験的調査研究の結果次の如く考察した。

1　大阪市精華小学校尋常科五学年（児童一七八人中歯齦炎を有する者一二八人即ち七二・〇%）を実験学級とした。学校内にて歯牙沈着物の除去を行ひ家庭に於て刷掃と歯齦マッサーヂを行はしめた結果、中等度の歯齦炎治癒率は七〇・六%僅微のものは八六・二%である。

2　ライオン歯科衛生院に通院せしめて歯牙清掃及び歯齦マッサーヂを施し、家庭に於て刷掃及び歯齦マッサーヂを励行させた結果、中等度のもの八六・五%僅微九四・二%の治癒率を見た。これらの臨床実験によって、歯齦炎の中等度のものは少しく注意して清掃を施し歯齦マッサーヂを行へば治癒するものであることを確認すると共に、学校歯科に於ける予防処置としての歯牙清掃の重要なる意義を徹底せしめたいと思ふ。

3　転調療法としての歯齦マッサーヂの意義を考察し之が術式注意事項等を究めて、学校歯科衛生訓練応用上の参考とした。

4　歯齦炎の原因的考察を詳述し得なかつたが、歯牙の不潔、沈着物の堆積等が重要なる原因となることは統計観察によつても明かである。依て学童の刷掃状態、歯齦の健否と刷掃との関係等を示したが、都会の児童と雖も真に刷掃の義に適ふものは極めて寥々たるもので、大部分は刷掃を行って居ないと認めてもよい位である。

5　歯齦養護法としての刷掃には所謂廻転法　Rolling method　を推称するが、尚歯齦マッサーヂを目的とする Charter 氏法を Stillman 氏が改良せる加圧振動的術式をも併せて推賞する。

学童の斑状歯について、「学校歯科衛生」第二号（昭和一〇年）（一九三五年）に調査報告として池田明治郎が「福岡県における学校歯科」を報告したとき、その中に「福岡県における所謂地方病性歯牙硬組織疾患（斑状歯）について」として報告されている。

昭和一六年（一九四一年）の第一一回大会のときには歯性病巣感染について宿題報告が二題出されている。一つは「病巣感染の内科的観察」として聖路加病院の院長橋本寛敏によるもので、もう一つは長谷川慶蔵の「病巣感染の歯科医学的観察」である。

またこのころには、先天的な欠如歯や過剰歯などの報告とともに、ハッチンソン歯などの異常についての報告が学校歯科の分野でよく報告されている。

こうしているうちに、太平洋戦争が始まり、昭和一六年（一九四一年）から国民体力管理がされるようになり、保健管理面はしだいに強化されることとなった。しかし、さらに戦局の推移によって、学校歯科医の現場活動は鈍化した。

昭和一九年（一九四四年）学校身体検査規程では様式の簡易化が図られた。

第四章　学校保健法制定まで

太平洋戦争で、全国の主要大都市の学校は大きな災害をうけた。これによってかなり普及していた学校内の歯科施設は、当然活動を停止した状態に陥った。

しかし一方で児童の保健状態の向上はかなり緊急を要する事項として考えられた。

文部省は昭和二〇年（一九四五年）一〇月にいち早く全国の歯科施設

の状態の調査を行って大都市を含めてかなりのものが活用できる状態にあることをつきとめている。

意外に迅速な対応であった。

昭和二一年（一九四六年）二月に「学校衛生刷新ニ関スル通牒」を出したが、この中で歯科については「衛生施設の充実をはかること」と示して、保健管理面についての示唆をしている。

その年九月二五日に「学校歯科予防施設の振興について」という次官通牒を出したが、これは画期的な考えの実現をはかろうとしたものである。

いわゆる校内処置方式によって全児童のう蝕抑制を図ろうとしたもので、施設の現状をふまえて、都道府県ごとの専任の歯科巡回班を作って、それを年次的につみあげて、六カ年後には全児童をカバーするところまでもっていこうとするものであった。

わが国の学校歯科保健の歴史の中で、もっとも悠大な計画であるといってもいいものである。

つまり専任の歯科医師と看護婦とからなる歯科巡回班を編成して、各小学校を巡回し、初年度は一年生のみを対象とし、逐次年を追って次年度の一年生を加えて、六年後に全児童をカバーしようというもので、いわゆる累加的な方法を巡回で行うようにしたものである。

当初の計画では完成年度で全国に一〇〇〇の巡回班を作ろうというわけである。

これに対して文部省は補助金を出し、現実に各府県は専任あるいは特定の歯科医師を嘱託して歯科巡回を始めた。

その状況を示すと表のとおりである。

この補助金は、税制改革によって、国からの補助金を打ち切るといういわゆるシャウプ勧告のために、昭和二四年（一九四九年）に打ち切られてしまうが、表にみるように、各都道府県はその後もこの事業を独自につづけるものが多く、あとまで残った。

学校歯科予防巡回班の予算

	国庫補助金	地方支出金	合　計
昭和21年	260,000円	192,019円	452,019円
昭和22年	687,600	3,701,233	4,389,933
昭和23年	1,056,000	5,622,634	6,678,634
昭和24年	—	11,405,356	11,405,356
昭和25年	—	10,318,997	10,318,997

学校歯科予防巡回班の実施成績

	教育委員会において歯科技師をおいている	巡回班数		実施学校数	検査児童数	充塡歯数	乳歯抜去歯数	歯牙清掃人員	フッ化ダソー布人員塗
		県自体組織で	委託						
	人	班	班	校	人	本	本	人	人
昭和21年	40	40	51	553	439,570	4,826	16,518	—	—
昭和22年	54	66	241	2,355	479,075	40,080	92,795	—	—
昭和23年	56	67	879	4,594	1,357,000	116,443	232,603	—	—
昭和24年	55	58	441	8,021	734,157	54,298	139,693	46,017	62,985

これをきっかけとして、東京都では、昭和二三年（一九四八年）四月、この巡回を機動的に行うために、歯科用二セットをのせた歯科巡回自動車をつくった。

これは教育委員会の所属で、中本徹と本村静一が乗務して巡回した。

このとき、巡回をうける学校側の計画の参考にしようとして「学校歯科巡回の運営要領」がつくられたが、その中に処置時間企画基準というのがある。

処置時間企画基準（一歯につき）

対象校	抜歯	アマルガム充塡	歯口清掃
小学校低学年	二分	三分	四分
高学年	二分	五分	三分
中学校	二分	五分	二分
高等学校	二分	七分	二分

この時間設定自体には多少の問題がありそうであるが、集団管理についての一つの考え方を作ろうとした点で興味がある。

また、学校保健を地域とのむすびつきにおいてしっかり位置づけようというねらいで、昭和二一年（一九四六年）七月一日、厚生省衛生局長と文部省体育局長名で連絡の通達を出し保健所に対して学校保健に協力するようにと書いている。

この中で、地区の学校衛生連絡協議会のようなものを作るように求めている。

地域保健委員会の前駆的なものである。

しかしこれは保健所法の改正のある前年のことであり、保健所業務が確立される以前であったので、実際には有効に機能しなかった。

保健所法が改正され、その業務として歯科が加わり、その歯科予防処置手段として、フッ化物の局所応用が注目されるようになり、学校歯科にも利用できるようになってきたので、昭和二四年（一九四九年）九月厚生、文部両省から「弗化ソーダ塗布実施要領」が出された。

これはわが国では、実地に研究された結果がなかったので、アメリカにおいて示されたものを土台にして作ったものである。その後のフッ化物局所応用の手がかりとなった。

昭和二四年（一九四九年）三月一九日、文部省令第一一号で、「学校身体検査規程」が改正公布された。

全体の筋道は今までのものと大して変りがなかったが、新しい学校保健の考え方に基づいて、身体検査を学校教育の一部として位置づけようとする企図が盛り込まれた。

歯科については、このときまで歯牙検査票は何回か作られ、それが使われていたし、とくに学校歯科医令公布後はさかんに用いられてはいたが、実は身体検査票の補助票という考え方であって、公式には位置のないものであったが、この昭和二四年の改正のとき、「学徒歯牙検査票」として、公式なものとなり、校長は五カ年保存する義務をもち、児童の移動とともに携行されるものとなった。

このときのう蝕程度区分は、浅在、深在、残根の三区分であった。

このころ、検出基準を統一しようということについて注目するところが各地で現われ、横浜市学校歯科医会および神奈川県歯科医師会は、このため、会員を対象とした検診の訓練を二カ年にわたって地区別に行った。

すこし後の昭和三三年（一九五八年）には大宮市学校歯科医会では検出基準統一のためのスライドセットなどを作った。（一〇三ページ）

昭和二四年（一九四九年）に岡本清纓は「学校歯科衛生」を書いた。

また昭和二七年（一九五二年）、榊原勇吉も同名の本を書いている。

昭和三三年（一九五八年）四月から、横浜市学校歯科医会は、歯科衛生士一人を雇用して、二つの小学校の予防処置および歯口清掃指導のための巡回を始めた。

学校の協力の下に、巡回を希望する学校について始めたが、次第にそれが多くなり、横浜市学校保健会の事業として組み込まれ、七人の歯科

衛生士が巡回するまでになった。

またこれをきっかけとして、大宮市、敦賀市、大阪市などでも歯科衛生士による巡回が始まった。

こんな雰囲気のとき昭和三三年（一九五八年）四月一〇日に「学校保健法」が公布された。

学校身体検査をはじめとして、学校保健に関連するいろいろな規程はあったが、新しく学校保健の理念がいわれてきたのに、学校保健を一貫した立法措置のないことについては、すでに昭和二六年（一九五一年）の福岡の第一回学校保健大会以来いわれてきたことであったが、それが実現したわけである。

大筋では、これまでの学校保健、とくに保健管理面についてのものをまとめたものであるが、次のような点が特徴としてあげられる。

一、健康診断および健康相談というものを確立している。

従来身体検査と呼んでいたものを健康診断と名を変えるとともにいわゆる事後措置を体系化した。

二、学校における伝染病の予防について整理を行った。

三、学校保健技師について決めた。

四、学校歯科医を必置とした。

学校薬剤師について決めた。

五、いわゆる学校病に対する医療費の補助（要保護、準要保護）をきめた。

この学校病というのは、児童生徒で伝染性の疾病や、学習に支障を生ずるおそれのある疾患を指す、と示されたが、児童に比較的多くみられ、入院加療というような範囲に入らないようなものをさしている。

これは学校保健法施行令で次のようなものを指定した。

(一) トラホーム及び結膜炎

(二) 白癬、疥癬及び濃痂疹

(三) 中耳炎（乳様突起炎を伴わないもの）

(四) 蓄膿症（慢性副鼻腔炎に限る）及びアデノイド

(五) 齲歯（永久歯の齲歯でアマルガム充塡により治療できるものに限る）

(六) 回虫症（虫卵保存を含む）及び十二指腸虫症（虫卵保有を含む）

齲歯については、のちに乳歯の抜歯が加えられた。

また、この学校保健法の中に、学校歯科医の執務の準則もきめられた。

この学校保健法によって学校歯科保健も新しい道を歩むことになった。

しかし、このころから一般に歯科医療をとりかこむ条件は、国民皆保険の実施を期として、需給関係の不均衡が次第に表面化し、これが学校歯科保健の保健管理面での様相をゆるやかに変えるようになった。

第五章　岐路に立つ学校歯科保健管理

少数ながら熱心な学校歯科医の篤志な活動によって支えられ発展してきた学校歯科保健は、どちらかといえば、歯科医師の本来の天職である歯科医学の分野の活動分野、つまり保健管理面を中心にして組み立てられてきた。

新しい学校保健観はこうしたものと決して矛盾するものではなく、むしろ保健管理面のしっかりした支えによってはじめて円満な充実が得られることに変りはなかったが、昭和三五年（一九六〇年）ごろから始まった国民皆保険のながれと、そのころ歯科医療の第一線に加わるようになってきた新しい世代の歯科医師が学校歯科医として加わることによって、保健管理の様相は微妙に変化してきた。一方、このころから、児童

のう蝕罹患の状態は次第にわるくなり、それと食生活との関りなどについての注目が集まりつつあった。

竹内光春などの有名な論文の出たのもこのころであった。また少しおくれて児童福祉法による三歳児検診が始まったのは昭和三六年（一九六一年）であった。

一方において社会の注目が幼児童のう蝕にそそがれたとき、かえって臨床の場では歯科診療所が、それをスムーズに受け入れにくいような状況におかれていた。

こういう状況は、いわゆる校内処置の実施を中心におく考え方には、大きな影響を与えずにはおかなかった。

こうしたことがとりあげられたのは昭和三七年（一九六三年）の京都での第二六回全国学校歯科医大会の時であった。

そこでは校内処置のあり方について熱心な討議が交わされ、それを土台として、日本学校歯科医会は、包括的に新しい学校保健の立場からの接近をも含めて、予防処置委員会を設けて検討にとりかかり、昭和三八年（一九六三年）九月に答申をまとめた。

その中で「学校における歯科疾患の予防処置に対する具体的見解」として、次のようなことを述べている。

学校における歯科疾患の予防処置に対する具体的見解

一、学校保健法第七条の学校における健康診断の予防処置としては、前述の考え方に基き、現今のわが国における基本的の方法としては、予防処置の実施に重点を置かず、治療の指示に重点を置くことが、一般的には妥当であると考えられた。

二、しかし、特定の条件、すなわち、学校、地方公共団体の責任においての学校内にふさわしい、整備された施設、又は、これに準ずる施設において、かつ、これに要する経費も妥当に支出されるならば、児童、生徒の初期う蝕の充塡が行われることは差支えない。

つまり歯の健康診断の事後措置として、いわゆる校内処置の方向の転換を図ったわけである。

ここから学校歯科保健活動の保健指導指向がスタートし、「学校歯科の手びき」の発行とそれについて一連の活動になる。

しかし皮肉なことに、そのころから、う蝕の予防手段として窩溝塡塞法（フィッシャーシーリング）とかフッ化ジアンミン銀とかの開発や応用の普及が始まり、日本小児歯科学会の設立発展など、歯科医学的な対応の方法はひろがった。昭和四七年（一九七二年）一二月保健体育審議会は「児童生徒等の健康の保持増進に関する施策について」という答申をして、健康診断などについて提言した。

このような中で現場の教師の歯科保健についての関心は次第に高まり、保健指導指向はつよまったが、その基盤として保健管理的な面との調和を考えることも大切となったので、日本学校歯科医会は、昭和四六年（一九七一年）八月、保健指導と保健管理との調和という観点から「学校保健における歯科活動の手びき」を出し、さらにその年の一〇月、千葉で行われた第三五回大会ではメインテーマとして「保健管理と保健指導の調和」をかかげた。

その後昭和五〇年（一九七五年）、高松の第三九回大会以後はサブテーマは付けられるが、ずっとつづけて「保健指導と保健管理の調和」をメインテーマとしてかかげている。

こういう中でフッ化物の応用についての論争が起きるとか、検診方式についてのいろいろなトラブルが起こってきた。こうして、歯科の保健管理は新しい岐路に立っている。

第八編　学校歯科保健教育のながれ

第一章　学校における衛生教育のはじまり
第二章　学校への口腔衛生普及のための働きかけ
第三章　学校教育の中への口腔衛生の定着
第四章　小学校・歯の保健指導の手引まで

学校歯科保健教育は、学校教育のはじめのころはほとんどふれられることはなかった。

しかし歯科界のポテンシャルの充実とともに、外側から学校側へのつよい働きかけがつづいた。

ときには行きすぎとも思えることすらあったが、太平洋戦争終結後になって、新しい学校保健の理念の浸透とともに、歯科保健のもつ固有の特徴から、保健教育上、重要なテーマの一つとなってきた。

第一章　学校における衛生教育のはじまり

明治初年、わが国の学校教育は、欧米列強に伍して近代化をすすめるための最低限度の必要をめざし、実学的なものをねらっていたので、教科の整備が中心となった。

明治五年（一八七二年）五月にきめられた学制によって寺小屋、藩校などを文部省の管轄下におこうとしたが、そのころの小学校就学率は二八％にとどまっていた。これが五五％に達するのは明治二五年（一八九三年）、九二％に達したのは明治三五年（一九〇二年）のことである。

こんななかで、明治六年（一八七三年）九月に「小学教則」を出したが、そこで、下等小学の第五級から第三級（七・五歳～八・五歳）で「養生口授」を週二時間程度課することをきめた。

これは「養生法健全学等ヲ用ヒテ教師縷々口述ス」と示している。

これは松本良順が元治元年（一八六四年）に書いた「養生法」と杉田玄瑞が文久三年（一八六三年）にゼームス・カンの本の蘭訳から訳した「健全学」を土台にして口述して教えなさいという意味である。

これらの本は、当時としてはかなり程度の高いもので、それを口述させよう、というのであるからむりなところが多かった。

明治一二年（一八七九年）に学校令が出されたが、このときには養生口授は姿を消し、衛生については修身の中に組み込まれるようになり、一方生理という教科の中に「骨格、筋肉、皮膚、消化、血液の循環、呼吸、感覚ノ説等児童ノ理解シ易モノヲ選テ授ケ務メテ実際ノ観察或ハ模型等ニ依テ其ノ理ヲ了解セシムヘシ、又、兼ネテ緊切ナ養生法ヲ授ケンコトヲ要ス」と示した。

このような西洋医学の知識を土台とした生理を小学校教育の現場に取り入れて教えることは、実際には漢方医の勢力が圧倒的に大きかった当時では、かなり困難であったようで、そのためにこのころ、多くの衛生教育普及書が出された。

明治四年（一八七一年）ごろから明治二〇年（一八八七年）ごろの間に出された普及のためのテキストは一七七冊に及んでいる。

保健教育を充実するには、まず基調となる医学の内容の充実と普及とがなければならなかった。

よく用いられたらしいものをあげてみると

横瀬文彦・阿部弘国訳　「西洋養生論」
鈴木良輔訳　「養生新論」
古渡資秀訳　「補氏小学生理学」
松山棟庵・森下岩楠訳　「初学人身究理」

など訳書がめだつが、原著としては

松山棟庵　「小学人身究理」
浦谷義春　「小学人身究理」
松尾耕三　「小学必読生理問答」

などがある。

このような一連の啓蒙の風潮は歯科の面にも及んでいたようで、やはりこの年代に多くの口腔衛生普及書が出されている。

桐村克己訳　「歯之養生法」（明治一二年）（一八七九年）
伊沢道盛　「固齢草（はがためぐさ）」（明治一四年）（一八八一年）
高山紀斎　「保歯新論」（同右）
高山紀斎　「歯の養生」（明治一五年）（一八八二年）
高山紀斎　「通俗歯の養生法」（明治二二年）（一八八九年）

明治二三年（一八九〇年）にようやく名実ともに立憲国家としての形が整ってきたが、このとき小学校令が改めて決められた。

この中で「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基盤並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルモノ」と規定した。

しかし、それまで生理として取り扱われていたものは物理、博物などといっしょに理科の中にまとめられたが、理科全体の内容がふくらんでくるとともに、相対的に生理の分量が少なくなってしまった。

これは国民教育の基本原理を示した同じ年に出た教育勅語の中では、保健に関することが全くふれられていないこととも深い関りがあるかもしれない。

明治三三年（一九〇〇年）に改正された小学校令では教科の整理が行われたが、ここでは「児童ノ身体ヲ健全ニ発達セシメンコトヲ期シ、何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ児童ノ心身発達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ期ス」と示して保健教育が各教科全部にわたって留意すべきであると示した。

これはそのころ就学率がおおよそ八〇%程度に達し、児童生徒の健康状態の実態も明らかとなり、結核、トラホームなど無視できない問題が注意をひくようになった結果でもあると考えられる。

教科としては保健の問題は修身でとりあげている。第二学年に「タベモノ」「セイケツ」、第三学年に「けんこう」というように出てくる。高等小学校第二年では「公衆衛生」という題目がとりあげられている。こうして学校における衛生教育の基盤がかたまっていく。

第二章　学校への口腔衛生普及のための働きかけ

わが国の学校教育における衛生教育は、明治三三年（一九〇〇年）に決まった方向が昭和一六年（一九四一年）ごろまでつづいた。

当初は、歯科衛生の問題はもちろん取り入れられていない。

一つには歯科医学全体の内容の充実がおくれたためと、歯科界全体の社会的位置があまり高く評価されていなかったためである。

明治三九年（一九〇六年）に医師法とならんで歯科医師法が成立したことは歯科界にとって大きな転機であったが、これによって歯科界ははじめて本格的な社会的な活動をすることとなった。

明治四〇年（一九〇七年）に成立した日本聯合歯科医会は、二年後の総会で歯科衛生普及活動を活発にすることをとりあげている。

このような方針に基づいて、大正二年（一九一三年）二月、中学校、高等女学校生徒を対象として「歯の衛生」というパンフレットを発行した。

これは時宜に適した企画であったとみえて、大正五年（一九一六年）までに約二五万部ほど出たと報告されている。

大正三年（一九一四年）にライオン歯磨の小林富次郎は、歯科衛生普及の費用に当ててほしいということで毎年三〇〇〇円を寄付することを申し出た。

その時代の日本聯合歯科医会の年間予算規模が一一七九円のときのことである。

日本聯合歯科医会は総会でそれを受け入れることをきめて、歯科衛生講演部を設けるとともに、歯科衛生展覧会用の模型、掛図など歯科衛生普及資材の整備にとりかかった。

そして大正四年（一九一五年）七月から、向井喜男を嘱託に委嘱して、全国で講演会および展覧会を行った。

向井は大正七年（一九一八年）七月まで日本聯合歯科医師会の巡回を行ったが、この間に

大正五年（一九一六年）講演会　九九ヵ所　一五万人
大正六年（一九一七年）講演会　二七〇ヵ所　二三万九〇〇〇人

などとなっており、展覧会の方は二年間で一八〇ヵ所、入場者は七二〇万人にのぼった。

これらの講演の対象としては小中学校、女学校の児童生徒がかなり含まれており、この講演会が、口腔衛生を学校内に普及するのに大きな役割を果たしたことはみのがすことができない。

この講演会の時に、ちょうどそのころ、クリーブランドのマリオン小学校の活動を中心にして、はじめて歯科衛生普及用として一九一二年に作られた映画「歯痛」を輸入してこれを併用した。また少しあとで、ニューヨーク州歯科医師会の作った「口腔衛生」という映画を加えて用いた。

この映画だけを貸し出すようにもしていた。

これらは、かなりあとまでひろく用いられていた。

すでに中学校向けの口腔衛生普及パンフレット「歯の衛生」が大変成功したので、小学校向けのものを作る計画がすすめられていたが、これは東京の錦華小学校長の高羽幸槌に依頼して、児童向けの絵本として「歯の養生」を大正六年（一九一七年）に作りあげた。

これは一〇〇〇部単位で一部が六銭五厘ということで各歯科医師会に頒布された。

さきの映画「歯痛」の中にはマリオン小学校における歯ブラシ訓練の場面があったが、大正五年（一九一六年）四月山梨県中巨摩郡八田小学校で学校医の手塚富三により歯ブラシ訓練が行われた。大正六年（一九一七年）六月、兵庫県豊岡町の豊岡小学校では歯科医師の仲沢重造が校長に働きかけて、児童に歯みがき訓練を行ったことが報告されている。

そのときの方法は口内法であって、仲沢の報告に添えられた写真によると、一年生の児童七〇人くらいが三人の先生をとりかこんで歯ブラシを使っている。（一〇七・一一九ページ）

今日みるような体操の形式のものではない。教練形式のものが作られたのは、大正一二年（一九二三年）七月に、東京世田谷の野砲兵聯隊の兵士に対し、岡本清纓と風間又四郎が指導したときあたりがはじめてではないかと考えられる。

大正一三年（一九二四年）ごろから各地でさかんに行われるようになっている。

このころ、アメリカでさかんにいわれるようになった歯性病巣感染の説は、ちょうどこうした歯科衛生普及活動の有力なモチベーションとしてとりあげられ、それがまた歯科衛生普及活動自体を助長するようになった。

そのころ、わが国の一般的な衛生思想普及における問題として、結核、トラホームとならんでう歯がクローズアップされるようになったのも病巣感染の考え方の導入と無関係ではない。

結核予防法およびトラホーム予防法は大正八年（一九一九年）に成立して、その実際的な予防、抑制の活動に入っているが、う歯についてはまだキャンペーンの段階であった。

大正九年（一九二〇年）一〇月、内務省は結核、トラホームおよびう歯の予防を眼目として、東京湯島の教育博物館で児童衛生展覧会を開いたのは、このような背景があってのことである。

そのイベントとして一〇月三〇日結核デー、一一月五日齲歯デー、および一一月一〇日トラホームデーを行うこととなった。

結核、トラホームのほうは当局の示唆にかかわらず、実際の活動はあまり活発に行われなかったが、歯科界はこれに全面的に協力し、東京市歯科医師会はちょうどその年の一一月一日、創立一〇周年記念式典を行うことを予定していた折であったにもかかわらず、その力の一部をさいて、この齲歯デーを大々的に行った。

東京歯科医学専門学校、日本歯科医学専門学校および東洋歯科医学専門学校の三校と、明華女子歯科医学校および東京女子歯科医学校の各校は当日休校として全学生を参加させるという力の入れようであった。

そしてビラをまき、街頭演説を行った。

歯の衛生週間のはじめである。

こうした行事としての活動のほかに、学校への歯科衛生導入のため大きな意味をもつ事業が大正七年（一九一八年）に始まった。

それは、小学校教員を対象とする口腔衛生講習会の開催である。

これは小林富次郎によって行われたもので、これには、石原久、血脇守之助、中原市五郎、榎本積一、赤司鷹次郎（文部省学務局長）、北里柴三郎を顧問にして計画された。

八月の四日間、いろいろな講師による講義が主体であった。全国の学校から学校の推薦したもののうち歯科医師の推薦した教員を対象として行うものであり、受講料は無料であるばかりでなく、上京に要する交通費の半額（つまり片道分）を支給するというものであった。

第一回は大正七年（一九一八年）八月四日～七日に、東京の大日本私立衛生会を会場として行われ、次のような講義が行われた。

口腔疾患と全身病との関係	東大　二木謙三
栄養素及其の価値	東大　永井潜
小児期及少年期の口腔の注意	日歯医専　加藤清治
消化管内における細菌	慶大　綿引朝光
児童の歯痛	東洋歯医専　佐藤運雄
齲蝕の発生及予防	東歯医専　奥村鶴吉
齲歯の継発症	東歯医専　花沢鼎
小学校における口腔衛生施設	内務省　古瀬安俊

これには二〇〇人の定員のところへ一〇〇〇人余の申込みがあった。

片道旅費を支給したためであろう。

第二回は大正八年（一九一九年）八月四日から八日までの五日間東京府立第一高等女学校で行われた。

これには川上為次郎、北豊吉、向井喜男、榎本美彦、青木貞亮らが新たに加わり、これに綿引、永井、佐藤、加藤、花沢、石原、古瀬などの前年の講師が講義をした。

第三回は、大正九年（一九二〇年）八月四日から七日までの四日間、京都府教育会館で行われた。これは関西地区の要望にこたえたものである。

第四回は大正一〇年（一九二一年）八月三日から六日まで四日間行った。

一一年には八月に東京で第五回を、一一月二四日から三日間、福岡市福岡小学校を会場として第六回を福岡で行った。

またその同じ年一二月には札幌市で第七回を行い、第八回を東京で大正一二年（一九二三年）八月に行ったところで関東大震災のため、あとはできなかった。

これは、口腔衛生を学校教育の中に取り込むためには大きな役割を果たした。

この大きな事業の着想は緑川宗作によって作られ推進されたものであるが、それを実現した小林富次郎の支援も忘れることはできない。

大正八年（一九一九年）の小学校令の改正で、高等小学校の女児のために家事科が科目として独立したが、その中には看病、育児というような保健関係の項目が取り込まれた。

これは大正一五年（一九二六年）の改正で必修科目となった。

大正一〇年（一九二一年）八月に緑川宗作は、口腔衛生教育は幼児から行うべきであると考え、そのために、幼児向けの童話などを中心にした雑誌を出すことを考え、「口中の真珠」という、月刊童話雑誌を発刊した。これはその翌年「白い玉」と改題された。

あまり長くはつづかなかったが、このころの口腔衛生思想高揚の副産物とでもいうべきものであろう。

大正一四年（一九二五年）に岡本清纓は「児童歯科読本」を書いている。

すこしおくれて、高津弐はそれまで名古屋で出していた中京歯科評論を廃刊して、東京で「日本口腔衛生」という普及をねらいとした雑誌を

大正一二年（一九二三年）五月から出した。

細長い形の雑誌である。初期のものは、一般評論誌の形をのこしていたが、次第に口腔衛生普及誌としての面をつよくしている。

副題として、"Japan Oral Hygene"とついている。歯科界からの口腔衛生普及のムードは高まっていき、学校歯科医令発令の一つのエネルギーとなった。

そのころ、わが国ではじめての口腔衛生普及のための映画が二つ相前後して誕生した。

一つは大正一一年（一九二二年）四月、ライオン歯磨の小林商店が作った「智慧と歯」という劇形式のものである。その前年、内務省で募集した民力涵養の標語で当選した三重県の小学生の「智慧と歯は毎日みがけ」をモチィーフにして、岡本清纓が脚本を書き、そのころ無名の子役であった高尾光子が出演したものである。

そのプロットは、次のようなものである。

「ある中流家庭での朝、洗面所で歯をみがいている場面から始まる。やがて母親が、花子、孝太郎の二人の子どもをともなって児童歯科院を訪れる。待合室でしばらく休んだあとで、花子は他のこどもたちと一緒に歯の検査をうける。

検査の結果は比較的よかった。ここで『歯の記録』というパンフレットがわたされ、歯科医からむし歯や歯の話がある。

この部分は映画ではアニメーションで表現されている。

次にこの児童歯科院の含嗽室での歯ブラシ教練の場面があり、また夜ねる前に歯をみがく場面などがあって、むし歯の予防についてわかりやすい説明があり、おわりは『歯と智慧は毎日磨け』という標語で終わる」

もうひとつは一種の科学映画の形式の「口腔衛生」というもので、やはりライオン歯磨の手で作られた。

大正一二年（一九二三年）一〇月に完成して、その一一月二九、三〇日に大阪で公開された。

これは向井喜男が脚本を書いたもので七〇〇〇フィートに及ぶものであった。

その後、日本聯合歯科医師会でも映画づくりに手をつけ、大正一五年（一九二六年）には「食物と歯牙の関係」「歯牙の発生と歯槽膿漏」というような映画を作っている。

映画のブームはその後昭和六～一〇年（一九三一～一九三五年）ごろふたたび現われる。

また日本聯合歯科医師会は、大正一一年（一九二二年）口腔衛生叢書第一編として遠藤至六郎の「歯の病の全身的影響」を、第二編として、川上為次郎の視察報告の「欧米における社会的歯科施設」を発行している。

これから少しおくれて大正一三年（一九二四年）に川上為次郎・遠藤至六郎の「口腔衛生資料」、大正一四年（一九二五年）に川上為次郎「口腔衛生十二講」、岡本清纓「児童歯科読本」、向井喜男「あなたの歯」などがつづけて出されて、口腔衛生普及活動ははなやかになった。

そのころ文部省学校衛生課では、全国の師範学校に対して、学校衛生の教育がどのように行われているかについて調査を行い、それについての各地からの報告を含めて大正一三年（一九二四年）四月に「師範学校における学校衛生教授」を出した。

第三章　学校教育の中への口腔衛生の定着

歯科医学高揚の影響で、学校教育の外側からなんとか口腔衛生をその

中に取り込ませたいという願いは、いろいろな形として一〇数年もつづけられていた。

こうした傾向に大きなはずみを与えたのは、学校歯科医令の公布である。

学校歯科医の主要な活動場面はたしかに、保健管理的な面にあったが、この勅令公布は、保健教育として口腔衛生がとり入れられるのにはやはり大きな影響を与えた。

このころになると、出される本もかなり教師を意識しているものが多くなっている。

昭和二年（一九二七年）新潟県で中学校の授業科目中に「口腔衛生」の一課を加え、それは歯科医師に担当させるということを実施したが、それに備えるため、新潟県歯科医師会は、高田市に開業していた江川直武に、その資料として「口腔衛生の理論と実際」を作るよう託し、江川はそれを九月に出した。

かなり程度の高いものである。

同じ年、岡本清纓は「口腔衛生講演法」、翌三年（一九二八年）には佐藤運雄は「歯の常識と衛生」をそれぞれ出した。

これらはパンフレットというようなものではなく単行本である。

昭和四年（一九二九年）五月に向井喜男の「欧米における学校歯科施設」が出されている。（一八一ページ）

これは向井が大正一五年（一九二六年）に欧米をまわって集めた資料によって書かれたものであるが、欧米における学校歯科、とくにその口腔衛生教育面には力をそそいで書かれており、アメリカについて、この面のことはかなり強調されて報告されている。

この本はこの年出た豊田実が訳したシェンクの「学校歯科衛生の施設と実際」とは対照的で、このほうはドイツの学校歯科診療の面について書かれたものである。

昭和五年（一九三〇年）には、岡田道一、富取卯太治によって、はじめて「学校歯科衛生学」というタイトルの本が書かれた。これは著者らの麹町小学校での体験を土台として書かれているが、口腔衛生教育についても、かなりのスペースをさいている。

これから三年後、昭和八年（一九三三年）になると京都府の赤井知一郎は「学校歯科の実際」を出し、さらに大阪の橋本静雄は「学校歯科の焦点」を出している。とくに、この「焦点」のほうは内容の充実した本で、教育についてはかなり具体的に書いている。

橋本は昭和一〇年（一九三五年）一〇月に、学校歯科衛生を取り扱った月刊誌として「学校歯科」を発刊した。これは昭和一九年（一九四四年）までつづいた。

このような月刊誌が発刊されたこと自体、学校歯科の発展ぶりがよくわかる。

ちなみに、日本聯合学校歯科医会の機関誌「学校歯科衛生」は昭和九年（一九二四年）に第一号が出されている。

こうした盛上りのなかで、昭和六年（一九三一年）日本歯科医師会の総会で、東北地方の六県の歯科医師会の共同提案として次のような意見書が出され採択された。

意見書

一、国定教科書中ニ歯科ニ関スル科目ヲ加フルコトヲ日本歯科医師会ヲ通ジテ文部大臣ニ建議スルノ件

理由

国定教科書ヲ見ルニ普通医術ニ関スル事項並ニ薬剤方面ノ事項ハ掲載サレアルモ独リ歯科方面ニ対スル事項ハ何レノ教科書ヲ見ルモ一トシテ掲載セラレズ

而モ現時口腔衛生ノ全身保健ニ及ボス影響頗ル甚大ナルハ世界ヲ通ジテ等シク之ヲ認メ欧洲各国ニ於テハ夙ニ口腔衛生ニ関スル科目ヲ列記シコノ方面ニ資シツヽアルニ拘ラズ我国ニ於テハ未ダ之ガ閑却ニ附

セラレツヽアルハ誠ニ遺憾トスルトコロ依テ之ヲ国定教科書中ニ附加シ幼年時代ヨリ口腔衛生ノ必要ナル観念ヲ懐カシメ以テ国民保健ノ智識向上ヲ謀ルハ妥当ノコトヽ思考スルヲ以テ玆ニ本案ヲ提出ス

こうした動きは当然当局に影響を与え、たまたま横浜の関川康民の斡旋もあって、昭和八年（一九三三年）に小学国語読本巻三の一三課に「むしば」がとり入れられ、教材として口腔衛生が登場することとなった。（一一ページ）

また尋常小学修身書巻二の第四課に「カラダヲキレイニ」という中でブラシングのことなどがとり入れられるようになった。

こうして口腔衛生は学校教育の中に少しずつ位置をもつようになった。

種々な歯ブラシ訓練の様式　（池田明治郎による）

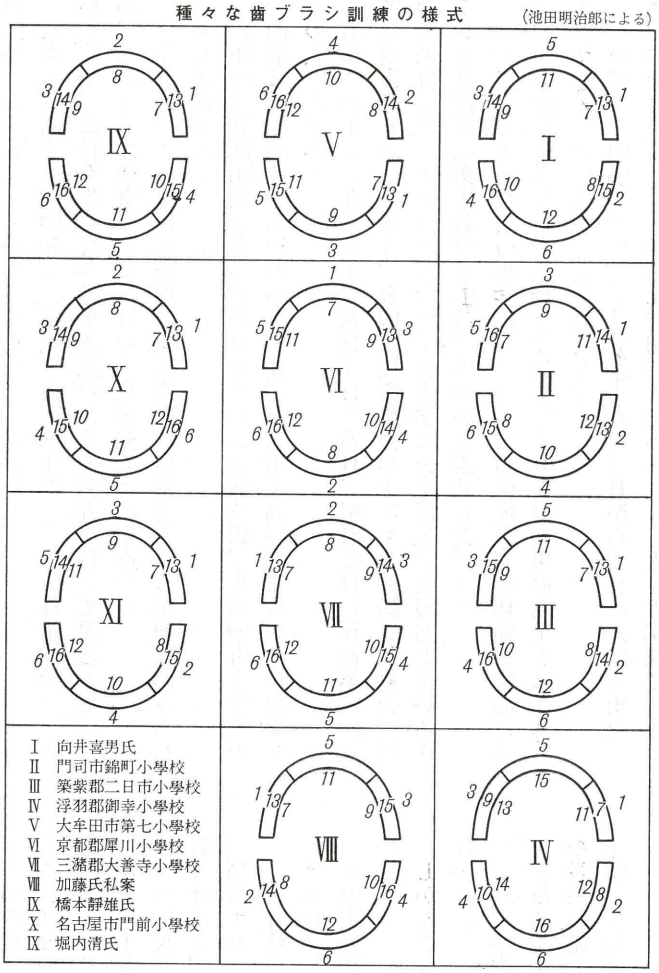

Ⅰ　向井喜男氏
Ⅱ　門司市錦町小學校
Ⅲ　築紫郡二日市小學校
Ⅳ　浮羽郡御幸小學校
Ⅴ　大牟田市第七小學校
Ⅵ　京都郡犀川小學校
Ⅶ　三潴郡大善寺小學校
Ⅷ　加藤氏私案
Ⅸ　橋本靜雄氏
Ⅹ　名古屋市門前小學校
Ⅺ　堀内清氏

この「むしば」については日本聯合学校歯科医会は昭和一一年（一九三六年）八月、その解説版として「歯科衛生より見たる小学国語読本巻三、二十三「むしば」の解説」という一二ページほどのパンフレットを作って配布している。（四二ページ）

また同じ年四月、日本聯合学校歯科医会はこの「むしば」を中心に学校における歯科衛生の普及のため、学校教員と学校歯科医とをねらって「学校歯科衛生指針」を出した。それは教育資料とすることをねらったものである。

こんななかで、日本歯科医師会は昭和九年度の追加予算で「学校歯科衛生」の普及映画を作ることを決め、それは昭和一〇年六月にでき上がった。

二五〇〇フィートほどのもので、二部に分かれている。これは正木正が原作者で向井喜男が脚色し、隠岐玲涛が監督して、吉村秀雄がキャメラを担当した。

この映画はロケ場として東京の麴町小学校が使われている。

この映画で女教師役として出演したのは、東京女子歯科医専出身の川田千代子である。

またこの中で見学する学校歯科医になっているのは、その場にいた人びとで、学校歯科医ではない。

このフィルムは、そのプリントが現在でも、日本大学松戸歯学部資料室に保存されている。貴重な資料である。

このころ福岡の池田明治郎は保健管理面とともに保健教育面にも活動した。

歯ブラシ訓練の様式について昭和一〇年（一九三五年）に図のようなまとめを行っているが、非常に多く

の人びとがこれにとりかかっていたことがわかる。

京都の堀内清は、昭和一〇年（一九三五年）一〇月京都市内の一三の小学校で、歯科衛生教育の効果測定のための調査を行って報告しているが、このような仕事は現場教員を大変啓発したに相違ない。

現場教師、ことに校長の中に口腔衛生に理解をもつ人が何人かみられるようになった。

兵庫県、和歌山県などで校長をしていた大浦茂樹、東京麹町小学校の竹内嘉兵衛、高輪小学校の稲葉一郎、府立第三高等女学校の市川源蔵などの人びとである。

昭和一一年（一九三六年）五月三日～五日、甲府で行われた第六回全国学校歯科医大会のとき、帝国学校衛生会および生命保険会社協会の招聘で来日したマサチューセッツ工科大学で公衆衛生学を担当しているタ ーナー教授が「衛生教育と歯科」について講演した。

ここで、モルデン市の小学校やハワイでの保健教育の体験を中心に述べ、「子どもに口腔衛生を教えることにより一般衛生の向上をはかることができる」ということを強調した。

その翌年、昭和一二年（一九三七年）八月二日から七日にかけて東京で第七回世界教育会議が開かれ、四三ヵ国から八五〇人ほどが集まった。

この中の保健部会は東京帝国大学で開かれたが、ここでハワイの教育局歯科衛生主任、H・M・ボウキン女史が「布哇学童の歯科衛生教育並に施設について」、また奥村鶴吉が「日本における学校歯科衛生の現況」という報告を行った。

そのとき東京女子高等師範学校で、教育展覧会が開かれたが、その中で歯科のかざりつけが大変注目をあびた。

昭和一六年（一九四一年）の国民学校令の施行は戦争の影響が大きく教育に及ぼしたものであった。

しかし皮肉なことに、これによっていわゆる学校衛生の位置づけはかなり明瞭になることになった。

一つの例は、養護訓導の制度がつくられたことである。

これは身分関係を整理するとともに「校長ノ命ヲ承ケ児童ノ養護ヲ掌ル」としてその教育性が強調された。

昭和一七年（一九四二年）から行われるようになった。

また国民学校の教科としての体錬科の中に体操、武道および衛生が位置づけられ、体錬科衛生は身体の清潔、皮膚の鍛錬、および救急看護の三項目であった。

この身体の清潔の中に、身体の清潔とならんで口腔の清潔として位置づけられた。

この実施細目では歯の刷掃について発達段階に応じた指示がなされている。

しかしこれは十分徹底するところまで行かないうちに戦局がきびしくなった。

これに呼応して文部省では昭和一八年（一九四三年）六月、師範学校で学校衛生を教授するための教科書として「師範衛生」を出したが、その巻一の第七章「児童および生徒の疾病」の第二節に「歯の疾病とその予防」が取り入れられている。

第四章　小学校・歯の保健指導の手引まで

敗戦後の混乱はいうまでもないが、教育については文部省はいち早く昭和二〇年（一九四五年）九月一五日、「新日本建設の教育方針」を打ち出して、民主主義教育への転換の姿勢を示した。

これに対して連合軍総司令部は「日本教育制度に対する管理政策」という指令を出して具体的な改革の指示をした。それと前後してアメリカ

から教育使節団を送り込んで検討させ、その報告書は昭和二一年（一九四六年）三月に総司令官に報告された。（資料編三一）

その中で「日本の健康教育は、国民学校に於て、重大な欠陥があるように思う、そこでは生理も衛生も殆ど教えられていない」と指摘した。

この報告書の趣旨をうけて、その年五月に文部省は「新教育指針」を出した。

その年の一一月三日には日本国憲法が制定され、国の基本的な方向は定まった。

これより先、昭和二一年（一九四六年）二月に文部省は「学校衛生刷新に関する通牒」を出したが、これは主として保健管理的な事項に関するものであって保健教育にはふれていない。

教育面では昭和二二年（一九四七年）三月に教育基本法と学校教育法が制定されて、学校教育の大綱はここにきまった。

そして同時に教育の一般目標、教育課程などを提示した学習指導要領一般篇（試案）が出されたが、その中に「健康を保ち、かつ進めるための進歩した生活の習慣と態度を養い、そのために必要な考え方と知識とをもち、また公衆衛生についての理解と態度とをもつようにすること」という教育目標が示された。

そして、それをする教科は体育とした。

これに基づいて、その年六月二二日、「学校体育指導要綱」が作られた。

ここで保健が教えられることになっていたが、実状はそれにはマッチしていなかったので、事実上、保健教育はほとんど行われなかった。

これに対して昭和二四年（一九四九年）一一月に中等学校保健計画実施要領（試案）が出された。

これは教科として中学校では体育が保健体育に改められたことにも対応し、かつ理科、社会科、家庭科などで関係する教材のあるときはそこでも行うことを示した。また教育だけでなく、新しい学校保健についての組織活動にもふれたものであった。

そして健康のとらえ方としては、その前年の四月に出された世界保健機関の憲章前文の中に示されたものによっている。

これはその後の学校保健の基本理念となった。

さらに小学校については現場教師なども交じえた委員会を作り、その結果として昭和二六年（一九五一年）二月になって小学校学校保健計画実施要領（試案）がまとめられた。

これは

第一章　序論
第二章　健康に適した学校環境
第三章　健康に適した学校生活
第四章　学校保健事業
第五章　健康教育
第六章　小学校における保健計画の評価

という内容である。

この中で歯科衛生については、第五章の第五項、小学校における健康教育の内容の七、歯目耳の衛生という中に

一、指導目標
(一)　歯を清潔に保つ習慣を養う
(二)　健全な歯はどんなにしてできるかを理解させる
(三)　歯を健全に保つ習慣、態度を養う
(四)　歯が健康生活上必要であることを理解させる

（略）

二、指導内容
(一)　歯を健全に保つにはどうすればよいか
(二)　歯を清潔に保つにはどうすればよいか
(三)　歯はどんな構造であるか
(四)　歯はどんな役目をするか

（後略）

というような内容が示されている。

このころは新しい学校保健の考え方を普及することに文部省は力をつくした。

昭和二六年（一九五一年）二日二八日と三月一日の二日間にわたって東京大学図書館を会場として文部省は学校歯科衛生講習会を開いた。その主題は「新しい学校保健計画における学校歯科はいかにあるべきか」であり、約一〇〇人が参加した。この会はワークショップ（研究集会）という手法で、はじめて学校歯科の問題を討議した点と、行政、現場というひろい視点で互いに討議したという点で、それまでの学校歯科になかったものであった。

全体の座長として山口県の鷹取三省が当たり、中本徹が副としてこれをたすけ、全体は三つのサブテーマに分かれて討議した。

第一班は「教育委員会における学校歯科の計画はいかにあるべきか」で班長は大阪の浜野松太郎が当たった。第二班は「学校における歯科衛生施設の運営はいかにあるべきか」で班長は神奈川の榊原悠紀田郎、副として東京の渡部重徳、相談者として岡本清纓、野口俊雄、第三班は「学校における歯科衛生教育はいかにするべきか」で班長は名古屋の藤正楳夫、相談者として向井喜男、浜田正好（文部省）が当たった。

この講習会は翌年も開かれたが、やはりねらいは新しい学校保健の考えを浸透させようというところにあった。

昭和二六年（一九五一年）度から、こうした新しい学校保健の理念の具現をねらいとして健康優良学校表彰が始まった。応募審査などを通じて、その趣旨の徹底をはかろうとしたのである。

この年、神奈川県では「よい歯の学校表彰」が始まった。

この種のよい歯の学校表彰は、昭和二九年（一九五四年）から埼玉県で、昭和三三年（一九五八年）から富山県で始められている。

昭和三〇年（一九五五年）三月に中学校について、また昭和三一年（一九五六年）三月小学校について、これまでしてきた保健教育の成果をチェックする意味をこめて、文部省は全国いっせいに健康教育テストを行った。

これは健康についての知識理解、習慣、自己理解、問題解決能力などについて、一一の問題によって知ろうとしたもので、多くの示唆に富んでいる。

昭和三三年（一九五八年）一〇月になって、小学校と中学校の学習指導要領が作られた。ようやく新しい教育理念が定着してきた。

この中では「保健に関する事項の指導は、各教科、道徳、特別教育活動および学校行事などの教育活動全体を通じて行うものとする」と示して保健教育の位置をきめた。

しかし実際にはこの指示では、教科重点の教育の体系の中にあって、まだ保健教育としてのしっかりした位置づけができにくかった。

同じ年、保健管理についてとりきめた学校保健法ができたことも興味ぶかいことである。

昭和三〇年（一九五五年）にむし歯半減運動が始まったとき、日本学校歯科医会は「学校歯科医の手引」を出して新しい学校保健の理念の徹底をはかった。（四三ページ）

むし歯半減運動は当初、保健管理的な方向をつよくもっていたが、このころから保健教育的なものが多分に導入されるようになった。

また現場教師の中でも歯科保健に注意する人がふえるようになった。

昭和四一年（一九六六年）に日本学校歯科医会の出した「学校歯科の手びき」は、とくに学校歯科保健における保健指導面を強調して、学校歯科医に教育への関心をつよめることをねらいとして作られたものである。

山田茂はこの路線の上で昭和四二年（一九六七年）、「学校歯科新書」を書いた。

小学校の学習指導要領は昭和四三年（一九六八年）、中学校は昭和四

四年（一九六九年）に改正された。

この中では保健教育についていくつかの強調がみられる。

このころから高度成長の波にのって、歯科医療の需給関係の不均衡がめだつようになり、その対応ということもあって、学校現場における歯科保健指導に注目が集まり、多くの現場教師が活動した。

またこのころから、歯科保健に関連する一般向け普及書のブームともいうべきものが起こった。

歯科医療における外国、とくにアメリカとの交流がさかんになるにつれて、歯科保健の増進のために、家庭における関心がたかまり、いろいろなブラシング手法が導入されたり、各地のスタディーグループなどでの活動などをふみ台として、昭和四三、四四年（一九六八、一九六九年）ごろから花ざかりという時期が到来した。

文部省は昭和四八年（一九七三年）二月に、学校において保健指導をどんなふうに展開したらよいかについての道標として「小学校・保健指導の手引」を出していたが、歯科に対する現場からの要望にこたえ、指導の指針を与える必要が出てきたこと、昭和五二年（一九七七年）の学習指導要領の改訂とにらみ合わせて、昭和五三年（一九七八年）七月「小学校・歯の保健指導の手引」を出した。

これは慎重なすすめ方で作られ、その案の段階で、現場教師を中心とした講習会の場で提示し意見を求めるなどして編集された。

また、さらにこの趣旨を徹底するために、同年度から「むし歯予防推進指定校」を作ってその考え方をおしすすめた。

第九編　学校歯科保健に関する国際交流のながれ

第一章　古いころ
第二章　二つの学校歯科視察報告
第三章　太平洋戦争終結まで
第四章　今日まで

わが国は近代化の初期から必ず外国のどこかに到達すべき目標をもち、それに向かっていろいろな活動をすすめるというパターンを、どんな分野でもとってきた。

しかしその目標となるものについては、そのときやその場面でいろいろ変わっていった。

ごく初期には、学校歯科もヨーロッパ、とくにドイツの影響を受けていたようであるが、次第にアメリカの口腔衛生普及活動が紹介されるようになり、これが学校歯科に影響を与えてきた。太平洋戦争後はことにそれがつよくなった。しかし最近になると、さらにひろく世界各国との交流がみられるように変わってきた。

第一章　古いころ

わが国の近代化は、外国とくにヨーロッパの影響をつよく受けた。教育制度は、フランスのものがはじめのころモデルであったといわれているが、学校保健は、医学がそうだったためもあってか、ドイツの影響をつよく受けている。

「学校衛生論」の成書は、明治一三年（一八八〇年）にグロースという人の書いた本の訳書が出され、すこしおくれて、ドイツの本を参考にして、松山誠二により明治一六年（一八八三年）同名の本が書かれている。

これは脊柱湾曲、近視、机、腰掛の高さなどについてくわしくふれているが、そのころのドイツにおける学校衛生の関心事であったと考えられる。

ドイツで正式に学校医がおかれたのは一八八三年だというから、正にそのころということになる。

わが国の公立学校に学校医がおかれるようになったのが、明治三一年（一八九八年）のことであるから、そんな古いことではなかった。

歯科の雑誌に外国の学童う蝕の状況が紹介されたのは明治二八年（一八九五年）の「歯科雑誌」にのったフライブルクのツエー・レーゼという人の「国内学校児童の歯牙齲蝕について」という論文である。

これにはミラーの説を紹介しながらも、う歯の原因としては土地の地質とのかかわりをつよく考えようとしており、ペンテンコーヘルの影響も多く受けたものである。

う蝕を、生活歯髄を有する歯と、生活歯髄を有しない死歯というように分けている。

そして多くの人びとに、それぞれの地方の学童の歯科検診をしてほしいとのぞんでいる。

この論文そのものよりも、この時点でこういう論文の全訳を紹介した、わが国の編集者の考えに興味をそそられる。

ドイツ領であったアルザス地方のストラスブールで、エルンスト・エッセンが自分の診療所を開放して学童診療を始めたのは一八八八年のことで、これがのちに一九〇二年にいたって市のものとなった。

すこしおくれて一九〇四年ダルムシュタトでも、市立児童歯科診療所を作っている。

こういうものは、一九一四年には全ドイツで三〇〇、一九二七年には三七七もあったということである。

イギリスでも一八八五年にダンディーのフィッシャーが、学校においては少なくとも年に一回口腔検査を行って、治療を自分でできないものには、なんらかの社会的施設によってそれをすべきである、ということを述べているが、こういうことが実現したのはかなりあとである。

イギリスのそのころの学校歯科の状態は、大正五年（一九一六年）に川上為次郎によって「シェフィールド市の学童歯牙衛生」としてくわしく紹介されている。

そしてこの紹介のあとに川上は「日本における学校歯科の現状は誠にお話にならないあわれなものだが、我々同業のものは一番奮起して、世人を覚醒せしめ歯牙衛生の等閑に付すべきでないことを知らせてやりたいものである」というコメントをつけている。

アメリカの状況については、一八九一年にクリーブランドで、W・G・エバーソールが口腔衛生キャンペーンをはじめ、その後、いろいろな方面の援助を得て、市内の六カ所の小学校に歯科施設をおいて診療を開始したのは一九一〇年であった。

またそのときエバーソールがマリオン小学校で行ったいろいろの調査

は、そのころわが国によく紹介されている。

このマリオン小学校の模様を主題とした映画「歯痛」は一九一四年にすでにわが国にもちこまれ、日本聯合歯科医会は国内キャンペーンに用いている。

ニューヨーク州の市設学童歯牙治療所の活動について、そこの主任のマシュー・カーネーによる報告は大正五年（一九一六年）にわが国に紹介されている。

この中に歯ブラシ訓練をしていることが述べられている。

大正七年（一九一八年）には、「ロチェスター歯牙診療院」の開設があったことと、その活動の紹介がある。

大正八年（一九一九年）には、ブリッジポート市で公立学校に対して、アルフレド・C・フォンスの行った五カ年間の学校歯科の活動の報告全文が三カ月にわたって紹介されている。

このようないろいろな外国の情報は、わが国の学校歯科の発達に有形無形に影響を与えた。

大正九年（一九二〇年）に奥村鶴吉は、マーシャルやニュージーランドのピッケリルの本を参考にして「口腔衛生学」を書いたが、ピッケリルの原著にはないが、この中に「公衆口腔衛生」という章を設けて、その中で、歯科衛生教育のことと口腔検査のことにふれ、エッセンのことフォーサイスのことなどを紹介している。

また小学校の児童についての「予防法の教習」として、咀嚼の方法、歯ブラシ使用法を述べ、これには歯ブラシ練習（Tooth brush drill）についてふれている。

その他の清掃法として、フロスシルクと小楊子についても述べているが「小学校児童に向っては却って弊害を来すおそれあり、青年に対してのみ推せんすべきものならんと信ず」と意見をそえている。

またう蝕罹患状況についてのべた「家庭と齲蝕率」という一節に「養育院における院児は平素間断なく診査及び治療をうけつつあるが故に齲歯の率ははなはだ少きをみるべし、かくのごとき周到なる注意は上流の家庭においてもなお且受くる能はざるところなり」と述べているのは興味ぶかい。

第二章　二つの外国学校歯科視察報告

大正一〇年（一九二一年）三月に川上為次郎は横浜を出発して、口腔衛生に関する社会施設の調査を内務省と日本聯合歯科医師会から委託されて、アメリカおよびヨーロッパ各国を視察して、翌一一年一月に帰国した。

それを七月に「欧米における社会的歯科施設」という二一〇ページほどのレポートにまとめて出した。目次は次のようなものである。

一、緒論
二、小学校に於ける口腔衛生的施設
　A、学校歯科治療所
　B、小学校に於ける口腔衛生教育
三、口腔衛生普及を目的とせる各種の団体
　(1)、万国歯科医聯盟
　(2)、英国学校歯科医会
　(3)、独逸歯科衛生中央委員会
　(4)、米国歯科福利協会
　(5)、児童副利事業の口腔衛生的施設
四、フォーサイス児童歯科病院とロチェスター歯科病院
　(1)、フォーサイス児童歯科病院
　(2)、ロチェスター歯科病院

五、歯科衛生手
六、工場歯科治療所
七、赤十字に於ける歯科事業
八、陸海軍に於ける歯科軍医制
(1)、米国の歯科軍医制
(2)、英国の歯科軍医制
(3)、仏国の歯科軍医制
(4)、独逸の歯科軍医制
(5)、墺太利の歯科軍医制
(6)、伊太利の歯科軍医制
九、歯科医の過去及現在
(附表)
一、独逸の学校歯科治療所一覧
二、米国の工場歯科治療所一覧
三、欧米の歯科医学校

この報告は学校歯科だけでなく、歯科軍医制や産業歯科の分野にまでわたっているが、学校歯科ではヨーロッパなどのいわゆる保健管理的な施設に注意をそそいで、エッセンのことは、かなりくわしくふれており、イギリスの制度についても目をそそいでいる。

また中央学校診療所形式のものと巡回診療形式のものの比較なども行っている。

もちろん口腔衛生教育についてもふれ、歯ブラシ訓練については注意ぶかく紹介している。

川上の考え方にもよると思われるが、総括的に解説的に、いろいろな国ぐにの状態を比較して紹介するという形になっている。

またドイツのことにとくにくわしいのは、川上がドイツ語に堪能であったことに関係あるかもしれない。

これまでも川上は雑誌の上で、外国の状況をしばしば紹介してきているが、それらの情報も交じえて書かれている。

向井喜男は大正一五年(一九二六年)五月、そのときフィラデルフィアで開かれた第七回国際歯科会議に参加するとともに、アメリカおよびヨーロッパ各国の学校歯科の状況の視察を日本聯合歯科医師会から委託されて出発し、翌年二月に帰国した。そのレポートを昭和三年(一九二八年)五月に「欧米における学校歯科施設」として出した。一九〇ページに及ぶものである。

行先は大部分、川上のものと重なっているが、川上はノルウェー、デンマーク、スウェーデンのいわゆる北欧三国には行かなかった。

また向井は学校歯科だけに限定して視察してきており、訪問した場所ごとにたんねんに集めたたくさんの資料をもとにして、それをくわしく紹介するという形で書かれており、処置勧告票、指導票、料金というようなものまで紹介されている。総括的というより、きわめて現場的である。

向井は、それまで長くわが国の口腔衛生普及活動の第一線で活動しており、保健教育的な視点で学校歯科をみる、という立場が強調されている。

このためか、アメリカに非常にたくさんのスペースをさいている。

興味ぶかく感じるのは、歯科衛生士について、向井はあまり強い関心を示していないことである。

次のような内容である。

第一、米国に於ける学校歯科施設
一、ニューヨーク市に於ける混成的歯科施設
二、ブリッヂポート市に於ける歯科衛生婦中心組織
三、ロチェスター市に於ける歯科施療院中心組織
四、ボストン計画=「フォーサイス」児童歯科診療院
五、シカゴ市に於ける施設=「クック、カウンテー」児童歯科診療所
六、ピオリヤに於ける学校歯科
七、クリーブランド市教育局の歯科事業

八、其他主なる都市に於ける学校歯科施設
九、巡廻組織による歯科施設
十、ペンシルバニア州に於ける歯科施設組織
十一、マサチューセッツ州に於ける歯科衛生方針
十二、歯科施設の行政的所管
十三、米国に於ける歯科衛生教育
第二、カナダに於ける学校歯科施設
一、一般状況
二、トロント市公衆衛生局の歯科事業
第三、英国に於ける学校歯科施設
一、一般状況
二、ロンドン市の「センター」組織
三、スコットランド地方に於ける学校歯科
四、西サセックス地方に於ける歯科衛生事業
第四、仏国に於ける学校歯科施設
ストラスブルグ市学童歯科診療所
第五、独逸に於ける学校歯科施設
一、一般状況
二、ベルリンに於ける学校歯科診療所
三、ドレスデンに於ける学校歯科施設
四、ボンに於ける学校歯科施設
第六、北欧各国に於ける学校歯科施設
一、丁抹に於ける学校歯科施設
二、瑞典に於ける学校歯科施設
三、諾威に於ける学校歯科施設
第七、其他の諸国に於ける学校歯科施設
一、瑞西に於ける学校歯科施設
二、和蘭に於ける学校歯科施設
三、白耳義に於ける学校歯科施設
四、伊太利に於ける学校歯科施設

この二つのレポートは、ちょうど学校歯科医令公布のすぐ前の時期で、学校歯科の活動が高揚していたころであったので大きな影響を与えた。

この二つの報告にすこしおくれて昭和四年（一九二九年）に豊田実は、ボンでカントロウィツが始めた組織的な学校歯科診療方式をひきついでやっていたG・シェンクの書いたものを、「学校歯科衛生の施設と実際」という名で訳して出している。

これはそのころのドイツにおいても、現場的な内容でありすぎたので、あまり多くの人の注目を集めなかったが、ドイツの方式を具体的に紹介するのには役立ったものである。

第三章　太平洋戦争終結まで

学校歯科医令の公布された翌年、昭和七年（一九三二年）六月二二日、公布一周年を記念して日本歯科医師会、帝国学校衛生会および日本聯合学校歯科医会の主催で、「シュールツァーンプレーゲの夕べ」という催しが行われた。

これはちょうどこの二カ月ほど前、四月八日から五月七日まで東京市学校歯科医会、日本歯科医師会および日本赤十字社の三者の共催で日赤十字社参考館を会場として「児童を中心とした歯の衛生展覧会」が開かれ、その中で世界各国の学校歯科の活動の状況などについての資料がたくさん展示されて反響をよんだ。そのとき、ドイツ学校歯科中央委員会からも資料が送られてきたが、そのうちとくにその活動状況をうつした映画がつくはずのところ、手ちがいで延着してしまって、会期がすんでから届いた。

そこで、せっかくの好意をくみとり、またこれらは十分参考になるものでもあったので、それを示すために開かれたものである。

日本青年会館を会場として行った。会場にはいろいろの資料も展示して、ドイツの学校歯科衛生の活動状況を紹介した。

会場には二〇〇〇人ほど集まったが、いろいろのあいさつの中で、ドイツ大使館参事官のハンス・コルプが日本語で演説したのち、

講演「学校衛生と児童のムシ歯」　大西永次郎

「ドイツにおける学校歯科の発達」　奥村鶴吉

があり、そのあとアトラクションがあり、ドイツの映画「人の歯と其の衛生」（全五巻）が正木正の解説とともに上映された。

その後で日本で作った歯科衛生思想普及映画「あゝ酒井大尉」（三巻）が石井春波の解説で上映された。

これは向井喜男が原作し脚色したもので、上海で戦死した酒井豊志大尉が、生前るす宅の夫人に送った手紙の中に、遺児に対して「清志ハ身体健康ナレドモ、歯ノミハ弱シ将来特ニ注意セヨ……」という一節のあったことをモチィーフにして作られた劇映画である。

そのころ大いに注目されたものである。

このあとウーファ社の「旅愁」が上映されて終わった。

はじめに述べたような事情があったにしろ、この時期に、とくにシュールツァーンプレーゲの夕べというネーミングで行われたことは興味をひくことである。

昭和二年（一九二七年）日本歯科医師会歯科衛生教育部は「世界の歯科衛生」第一輯を出した。

これは外国の歯科衛生を紹介しようとしたもので、第一輯に含まれたのは、

英本国における学校歯科施設　W・ギルモア
和蘭ヘーグ市における学校歯科　アイブリング・ヤンセン
学校歯科衛生管見　サンジュース・P・ハイアット
カナダ歯科衛生評議会の口腔衛生方策に対する評価　ハリイ・S・トムソン
ブリヂポート市における口腔衛生施設の沿革　ヂョーヂ・ウッド・クラップ
ニュージーランド独特の学校歯科施設　J・サンダース

であった。

その後この資料はつづけて出されたが、一つのまとまったものにする力は、当時の日本歯科医師会にはなかったらしく、高津式のやっていた「日本口腔衛生」という雑誌に毎号、日本歯科医師会「歯科衛生教育資料」として掲載されて、ずっとあとまでつづいた。これはそのころ外国の学校歯科衛生の活動の状況を知るのには大変役立ったものと思う。

これらの資料は、現在でも、このころの外国の状況をふりかえるのにも大変役立つものである。

昭和九年（一九三四年）一〇月、東京で第一五回万国赤十字大会が開かれたとき、フィリピン代表として来日したアバッドは、極東歯科医師連盟を作りたいということで、日本の各界に連絡していたが、とくに日本の学校歯科医の制度組織について興味を示し、浅草区の田原小学校やライオン児童歯科院などを視察して意見の交換をしている。

しかしこのころから、わが国全体が国際的にはやや孤立化する方向に向かっていたので、極東歯科連盟そのものもできなかったし、学校歯科についてもそのままになった。

昭和一一年（一九三六年）五月、甲府で開かれた第六回全国学校歯科医大会には、C・E・ターナーが講演をした。

この講演で、自分のモルデン市の学校やハワイにおける健康教育の経験などを交じえて、学校における教育の必要を強調し、大きな感銘を与えた。

全国学校歯科医大会において、外人講師の講演はこのときだけであった。

ターナーはのちに昭和三七年（一九六二年）に再来日した。

昭和一二年（一九三七年）八月、東京で第七回世界教育会議が開かれ

た。

これは多くの国ぐにからたくさんの人びとが集まったが、その学校衛生分科会では、

伊太利に於ける学校衛生施設について　デルフィリッピンに於て最もすぐれた児童保健プログラム　イカシアノ
東京衛生地区に於ける学校衛生　野津謙
英国学校衛生最近の状況　E・M・サンダース
パンヂアブ州における農村改造運動と学校の任務　T・D・ベヂ
大学生身体検査の教育的意義　J・W・アームストロング
埃及農村に於ける女子に対する衛生指導　I・ガービス
少年赤十字の衛生教育運動について　L・D・ギークルド
学校衛生と日本赤十字　井上丹治
日本児童の身体諸測定並に保健上の応用　吉田章信
布哇児童の歯科衛生教育並施設について　**H・M・ボウキン**
日本における学校歯科衛生の現況　**奥村鶴吉**
学校児童の眼衛生問題　福岡文子
米国における健康並体育教育　R・L・I・ダーヂン
都市学童の健康状態　山口重
日本における学校体育　二宮文右衛門
日本における学校衛生の現状　岩原拓、大西永次郎

という発表があった。この中で歯科の問題が二題あったわけである。

またこのとき、小石川の東京女子高等師範学校を会場として教育展覧会が開かれたが、そこに学校歯科衛生についての展示が行われた。

一九三八年パリで行われた国際歯科連盟（ＦＤＩ）の年次総会で報告されたシュリッケルの「欧州における学校歯科衛生の現況並に発達について」の全訳が高木圭二郎によって「学校歯科衛生」第七号に紹介されている。

次の号（八号）にはアメリカ歯科医師会により刊行された「齲蝕の原因及予防に関する研究の世界的動向」を竹内光春が全訳している。

昭和一六年（一九四一年）一二月にはドイツの保健衛生年鑑から学校歯科衛生についての部分を高木圭二郎が紹介をした。

このころから、次第にわが国全体の国際交流の道はせばまって、孤立化の方向に向かうことになった。

第四章　今日まで

戦後しばらくは、すべての分野で国際交流は全くなく、占領下にあって、アメリカからの情報だけであった。

学校歯科も例外ではなかった。

昭和二八年（一九五三年）七月、オスローで国際歯科連盟（ＦＤＩ）の年次総会があったとき、湯浅泰仁はそれに出席し、帰国後、第一七回全国学校歯科医大会で「ノールウェーの学校歯科衛生」についての特別講演をしている。

戦後北欧についてはじめて紹介されたものである。

昭和二九年（一九五四年）五月、世界保健機関では第一回歯科衛生ゼミナールをニュージーランドのウェリントンで開催したが、それに日本代表として大西正男が参加し、帰国後「歯科疾患対策を公衆衛生行政の一環として取上げる場合の特殊性と学校歯科看護婦の役割」という小さなレポートを出した。

ニュージーランド方式の紹介である。

この年一一月、高麗日出男は「歯科衛生のあり方」というパンフレットを出したが、これはニュージーランドの制度運営についてのいろいろなレポートから編集したものであり、今日でも文献的価値のある紹介

で、多分このシステムのはじめての系統的紹介であるといっていいものである。

一九五九年二月にオーストラリアのアデレードで開かれた世界保健機関の歯科セミナーに、竹内光春が参加したが、その帰途、ニュージーランドを視察し、資料をもちかえり、これをいろいろな形で報告した。

日本学校歯科医会会誌第三号「ニュージーランド学校歯科の教えるもの」として肯定的なコメントを述べている。

一九六一年、ペナンで学校歯科看護婦の養成に当たっており、世界保健機関のアジア地区歯科担当官であったサンドラムが数カ月にわたって滞日したが、その間日本大学歯学部で、正木正指導の下に日本の歯科補助員の制度と、その教育システムなどの研究を行った。

その間に学校歯科についても研究した。

昭和三七年（一九六二年）一〇月、ニュージーランドから世界保健機関本部の主任歯科技官として派遣されていたライスが帰国の途次日本に立ち寄った。このとき関係者と接触したり、横浜の歯科衛生士の学校巡回などを視察し、意見の交換をした。

その年能美光房は、一二月から四カ月にわたって、世界保健機関の研究員（フェロー）としてニュージーランドに滞在して同国の医療制度と公衆衛生についての研究と調査を行ったが、帰国後いろいろな形でその成果について報告をしている。さきの竹内のものとはちがった観点からみた貴重な文献である。

昭和四〇年（一九六五年）、日本学校歯科医会会誌第九号にはサンダースの書いた「ニュージーランド学校歯科サービス―起原と発達（一九二〇～一九六〇）」を竹内光春が全訳してのせた。

これはそれより後の昭和四八年（一九七三年）の会誌二三号にのせられた、同じくニュージーランドの学校歯科サービスの五〇周年記念に出されたパンフレットを、竹内光春が全訳したものと並んで、ニュージーランドの学校歯科サービスの実態を知る貴重な文献となっている。

これはレスリーによって書かれたもので「ニュージーランド学校歯科サービス、五〇年の歩み」である。

ニュージーランドについては昭和四六年（一九七一年）四月、全国歯科衛生士教育協議会は、歯科衛生士教育の指導者を中心としてその視察団を編成して、周到な事前準備ののち視察を行った。

その報告も出されているが、やはり貴重な文献の一つである。

また昭和四七年（一九七二年）一〇月に、ニュージーランドの歯科衛生部次長であったブレブナーが日本の状況視察のため来日し、日本学校歯科医会の幹部ともコンタクトした。昭和五三年（一九七八年）一〇月には京都府学校歯科医会でも視察団を出している。

この他、多くの人びとが公私にわたって往来しているので、ニュージーランドについての情報はわが国では比較的豊富である。

このころ、ニュージーランドの学校歯科看護婦制度については、肯定的な紹介がほとんどであったが、一九七九年、世界保健機関の歯科保健状態の国際比較で、この方式について批判が出されて以来、批判的な紹介がめだつようになった。

これよりさき、昭和三七年（一九六二年）五月二一日から二六日まで、C・E・ターナーはユネスコ代表として来日し、とくに保健教育関係の分野の人びとと接触した。

昭和三八年（一九六三年）八月、世界保健機関西南太平洋地域歯科主任のフーラーが来日し、各方面の人びと接触した。

昭和四〇年（一九六五年）二月から二カ月にわたって世界保健機関の主催でコペンハーゲンで「小児歯科衛生に関する講習会」が開かれたとき、宮武光吉はこれに参加した。

これには一二カ国から一三人の歯科医師が加わった。宮武のレポートも公式非公式に出されているが、貴重な情報となっている。

坪根哲郎は昭和四二年から四四年（一九六七～一九六九年）にかけてドイツのボン大学に留学したが、ここでは主としてドイツの保健所活動

および学校歯科活動について実地に研究をつづけた。

帰国後、坪根はその成果をいろいろな形で報告しているが、ドイツの活動について比較的情報が不足していたのをこれらは十分補った。

また昭和四三年（一九六八年）一月から四ヵ月にわたって、世界保健機関の研究員として今西孝博は北欧三国と西ドイツ、スイスなどの小児歯科保健活動について調査したが、そのレポートはこの方面の情報をわが国に伝えるのに役立っている。

昭和四四年（一九六九年）六月に東京で第一回汎太平洋歯学研究大会が開かれたが、この中で、学校歯科の問題に関連して次のような発表があった。

オーストラリアに於ける公衆保健と歯科疾患	ノエル・ヘバーリル
萌出歯の着色を誘発するテトラサイクリン	N・D・マーティン
アイルランド共和国における予防歯科学	エドワード・ブリーンモラーン
インドネシアにおける歯科保健	ブッスティ・リザリ・ノーア
未開発地方における歯科保健教育のてがかり―マレーシアの問題点	チェリー・サンドラム
フィリッピンにおける歯科保健の状態と保健教育	ブランシェ・バーバー
スエーデンにおける予防歯科	グナ・ダール
タイにおける歯科疾患と公衆保健	C・シリシンハ
ドイツにおける歯科疾患と公衆衛生	ヘルムート・トラオルセン

この年一〇月、日本学校歯科医会は亀沢シズエを団長としてヨーロッパ歯科保健事情視察団を編成して視察を行った。

イギリス、フランス、ベルギー、スイス、イタリアを回って、これについての報告も出されている。

これは翌年（一九七〇年）にも行われ、各国にあるイーストマンクリニックを中心に視察し、とくにイギリスの学校歯科診療補助員の制度については、ややくわしい報告を出している。

昭和四六年（一九七一年）九月、第三回が編成されたが、これは前とほとんど同様のものであった。

その年一一月からジュネーブで世界保健機関が計画した「う蝕の病因と予防に関する科学会議」が開かれ、この問題についてのガイドライン作製に当たって、竹内光春はメンバーとして加わった。

昭和五〇年（一九六五年）四月、筆本新一、芳賀忠夫、伊崎信雄、鷲尾昌彦、立山澄夫および松田博雅は、西ドイツ、フランス、スコットランドを視察したが、その中で学校歯科について注意ぶかく調査した。

そのレポートはたくさんの示唆を含んでいる。

松田らはさらに昭和五二年（一九七七年）四月にはフランスを中心に視察を行っているが、そのレポートは比較的情報の乏しいフランスの事情を知るのに有用である。

一九七六年二月、世界保健機関とシドニーのニューサウスウェールズ大学の共催した「歯科保健医療従事者教育ワークショップ」がシドニーで開かれたが、これには南太平洋地区の各国から歯科衛生士、学校歯科看護婦、デンタルセラピストたちの教育や、歯科医学教育に当たっている人びとが集まったが、日本からは河村洋二郎と榊原悠紀田郎が二週間のワークショップに参加した。

昭和五四年（一九七九年）一一月一三、一四日、日本歯科医師会が主催して「小児歯科保健、医療制度国際研究集会」を東京の経団連ホールで行った。

これには世界保健機関のD・E・バームス、デンマークのE・R・ハンセン、フランスのM・J・R・シュケール、ドイツのW・ビュットナー、ノルウェーのP・ベーラム、イギリスのJ・J・マーレーなどの人びとともに、わが国からも関係者がたくさん参加して集会が行われた。

日本歯科医師会が主催したはじめての国際的な研究集会である点と、公衆歯科衛生活動にポイントがしぼられている点で、これまでなかったものであった。

現在は、諸外国との人の往来と情報の交換はかなりよく行われるよう

になってきており、わが国の学校歯科保健関係者も世界的な視野をもつ必要があるようになった。

世界保健機関とアメリカ合衆国公衆衛生局との共同作業として「口腔の健康状態に関連した歯科医療体系に関する国際比較調査」が日本をふくむ五カ国で一九七三年に行われ、わが国では山梨県が調査地域に選ばれた。

この調査結果の中間報告が、一九七七年、コペンハーゲンでの第七回国際口腔生物学会で報告され、そのなかで、三五～四四歳の無歯顎患者率が、ニュージーランドは三六%で最悪、日本は〇%で最良というショッキングな結果がわかった。これをきいた竹内光春は、その背景を調査するため昭和五三年（一九七八年）、ニュージーランドとオーストラリアへ出かけ、いくつかの理由をきき出したが、なかでも早期発見、早期治療というニュージーランドシステムによっても歯がたたないほど、ニュージーランドの人びとの口腔環境がわるかったことが大きな理由であったのではないかと報告した。

昭和五五年（一九八〇年）、東京で開かれた第八回国際口腔生物学会の機に来日した関係者の出席を得て、六月四日に東京で、さきの歯科医療体系に関する国際比較調査の結果を紹介し、わが国の歯科医療制度を考えるシンポジウムが開かれ、重要な示唆を与えるものがあった。

このシンポジウムには、L・K・コーエン、A・J・ボニト、デビット・バームス、P・B・V・ハンター、W・A・エイヤー、D・B・ギドンのほか、国内から大西正男、森本基、篠原武夫、杉政孝、米林喜男、島内憲夫、竹内光春らが加わって行われた。

この場で、歯科保健医療管理体制そのものについて、重要なたくさんの示唆が示された。

それらを今後、次第に解決していかなければならないことを痛感させられた。

資料編

一、京都府知事の学校生徒の歯牙衛生に関する訓令
（明治三七年・一九〇四年）
二、京都府内務部長から出された通牒（明治三七年・一九〇四年）
三、長野県知事からの諮問に対する答申（大正六年・一九一七年）
四、小学児童口腔衛生施設ニ関スル建議案
（大正八年・一九一九年）
五、奈良県歯科衛生諮問案に対する同県歯科医師会の答申
（大正九年・一九二〇年）
六、日本聯合歯科医師会が文部大臣に出した建議書
（大正一三年・一九二四年）
七、学校歯科医嘱託に関する県令
青森県令・埼玉県訓令（大正一四年・一九二五年）
八、岐阜県訓令甲第二二号（大正一四年・一九二五年）
九、金沢市小学校児童歯科治療所一覧（大正一五年・一九二六年）
一〇、学校に於ける歯科医に関する調査
文部大臣官房学校衛生課（大正一五年・一九二六年）
一一、鳥取県歯科医師会の答申（昭和二年・一九二七年）
県知事より「歯科衛生思想を普及せしむる良策如何」の諮問に対しての答申
一二、歯科医師を学校衛生技術官として採用せられたしの建議
（昭和三年・一九二八年）
一三、旭川市小学校歯科治療所（昭和三年・一九二八年）
一四、麹町区学校歯科診療所規程（昭和三年・一九二八年）
一五、学校歯科衛生施設一覧表（昭和四年・一九二九年）
一六、学校歯科医制度に関する答申（昭和四年・一九二九年）
一七、学校歯科医及幼稚園歯科医令（昭和六年・一九三一年）
一八、学校歯科診療制度の答申（昭和六年・一九三一年）
一九、学校歯科医職務規程（昭和七年・一九三二年）
二〇、学校歯科医ヲ置ク学校（昭和七年・一九三二年）
二一、学校歯科診療設備アル学校数・診療ヲ担当スル学校歯科医数
（昭和七年・一九三二年）
二二、学校歯科ニ於ケル歯牙口腔検査票改正ニ関スル答申書
（昭和七年・一九三二年）
二三、学校歯科施設調査委員会規則（昭和九年・一九三四年）
二四、学校歯科診療所に対スル本会ノ意見書・上申書
（昭和一〇年・一九三五年）
二五、学校歯科医職務に関する照会（昭和一〇年・一九三五年）
二六、学校歯科医職務規程第二条の解釈（昭和一〇年・一九三五年）
二七、全国学校歯科施設現況（昭和一〇年・一九三五年）
二八、昭和一二年の学校身体検査規程改正に当って日本聯合学校歯科医会から出された注意（一九三七年）
二九、齲歯予防思想普及に関する件通牒（昭和一四年・一九三九年）
三〇、学校衛生刷新ニ関スル件（昭和二一年・一九四六年）
三一、米国教育使節団報告書（抄）（昭和二一年・一九四六年）
三二、学校歯科予防施設の振興について（昭和二一年・一九四六年）
三三、昭和二四年度学校医学校歯科医勤務状況調査
（昭和二四年・一九四九年）
三四、学校の児童生徒等のう歯予防の徹底について
（昭和三一年・一九五六年）
三五、全国学校歯科医大会における文部大臣諮問事項の答申
三六、口腔診査票および規程資料
三七、叙勲・褒章・文部大臣表彰名簿

一、京都府知事の学校生徒の歯牙衛生に関する訓令

（明治三七年・一九〇四年）

京都府訓令第六六号

公私立学校、公私立幼稚園宛

児童ノ身体ニ対スル注意ハ、府下幼稚園及学校ニ於テ年ト共ニ其歩ヲ進メタリト雖モ、独リ歯牙衛生ノ事ニ至テハ尚ホ未ダ充分ナリト云フベカラズ、今之ヲ本年ノ徴兵壮丁ニ就テ験スルニ、齲歯者ノ員数最小郡ト雖モ、百中四十人ヲ下ラズ。最多ナル京都市ノ如キハ、実ニ百中七十人ノ多キニ及ベリ、翻リテ小学校以下ニ於ケル児童ニ徴スレバ、齲歯者ノ数未ダ此ノ如ク多キニ達セズ、而シテ壮年期ニ至リ驚クベキ大数ニ上ルヲ見ルハ、畢竟、幼年期ヨリ歯牙衛生ノ必要ヲ知ラズシテ、之ガ保護ヲ怠リ、或ハ甘味ノ嗜好ヲ制限セズ、為メニ四五歳乃至十五六歳ノ間ニ於テ、多ク歯牙ノ損害ヲ来シ、遂ニ終生医スベカラザル病根ヲ遺スモノナレバ、若シ之ガ救済予防ヲ怠ルトキハ、啻ニ個人ノ活動ト其幸福トヲ減縮スルノミナラズ、其結果延イテ国力ノ消長ニ関シ前途頗ル憂慮ニ堪エザルモノアリ

幼稚園、学校、当事者ハ宜シク深ク意ヲ此ニ用ヒ、歯牙ノ清潔法及甘味食物ノ制限等ニツキ有効ナル方法ヲ励行シ、以テ幼時ヨリ歯牙衛生ヲ重ンズルノ習性ヲ得シメンコトヲ努ムベシ

明治三七年九月九日

京都府知事　大森鍾一

二、京都府内務部長から出された通牒

（明治三七年・一九〇四年九月）

内三辰第六〇〇五号

今般歯牙衛生ニ関スル訓令発布相成候処齲歯ノ害毒ハトラホームノ害毒ニモ劣ラザルニ拘ラズ学校幼稚園ニ於テ従来之ニ関シテ未ダ充分ナル注意ヲ払ハザルモノヽ如ク其壮丁ノ上ニ現ハルヽ状況ニ徴スレバ転タ寒心ニ堪エザルモノ有之特ニ菓子製造若クハ砂糖業者ノ子弟ノ如キハ多クハ其全歯ヲ消失シ随テ其体格ノ上ニモ甚シク薄弱ノ状態ヲ現ハシ居ルノ事実ニ依ルモ糖分ノ歯牙ニ及ボス影響ハ実ニ容易ナラザルモノアルヲ認メラレ候尚歯牙ノ清潔法ニ付テモ往々之ガ必要ヲ教示スルニ止リテ実行ヲ指導スルコト未ダ十分ナラザルハ訓練上ノ一欠点ト存セラレ候条自今学校幼稚園ニ於テ必適当ノ方法ヲ確立実施セシメ訓旨ノ趣旨ヲ徹底致サセ候様特ニ御注意相成度依命此段通牒候也

三、長野県知事からの諮問に対する答申

（大正六年・一九一七年）

（諮問）

本県ニ於ケル最モ多キ歯牙其ノ他口腔内ノ疾患並ニ之レガ適切ナル予防法如何

答申　（大正六年六月八日）

第一　最モ多ク発生スル歯牙及口腔疾患

凡ソ口腔内ニ発生スル疾患中、最多数ヲ占ムルハ齲蝕症及歯槽膿漏ノ二者ナリ。而シテ前者ハ主トシテ歯牙硬組織ヲ侵シ、歯冠ノ表面ヲ漸徐ニ脱灰シテ遂ニ之ヲ崩壊シ、咀嚼不能ノ状態タル所謂残根ニ陥ラシメ、後者ハ専ラ歯牙ノ支持組織タル歯根膜ヲ犯シテ之ヲ破壊シ、遂ニ弛緩動揺ヲ来シテ最後ニ脱落ノ運命ニ陥ラシム。実ニ此二者ハ吾人ノ歯牙ヲ喪失スル二大原因タリ。殊ニ齲蝕症ハ老幼ヲ問ハズ夥シク蔓延スルモノニシテ、人類ノ進化ハ益々歯質ノ脆弱ヲ招致シ、此疾患ノ発生ニ大ナル素因ヲ齎スガ故ニ、今日ニアリテハ彼ノ結核、黴毒ト共ニ国民病トシテ最強ノ惨禍ヲ擅ニスルモノナリトス。之ヲ統計ニ徴スルニ現代人ノ九十％以上ハ悉ク齲歯ニ悩マサレ、就中女子ハ男子ニ比シテ多ク、男子二ニ対シテ女子三ノ割合ヲ示セリ。歯槽膿漏ハ齲蝕症ト異リ幼年者ニハ発生スル事少キモ、成人殊ニ歯質強健ナルモノニ於テハ反ツテ多ク発生シ、其ノ罹患数ハ齲蝕以上ニアリ。而シテ本症ハ都会人ヨリモ一般ニ口腔衛生普及セザル地方人ニハ多数ニ発生スルモノナルガ、本県下ニ於テモ其ノ蔓延顕著ナリ。本症ニ罹レル患者ハ常ニ歯槽内ヨリ漏出スル膿汁ヲ嚥下スルガ故ニ、其ノ健康ヲ障碍スルコト決シテ少カラズ。更ニ吾人ノ深憂ニ堪エザルハ現今小学児童ノ齲歯患者多数ナル実情ニシテ、歯牙検査成績ハ何レノ地方ヲ問ハズ、少キハ五十％多キハ九十五％平均八十％内外ニシテ、全ク健全ナル歯牙ヲ有スル児童ハ只僅ニ百人中十数名ニ止マレリ。殊ニ尋常三年四年両学級ノ児童ハ齲歯ノ蔓延著シク健者ノ数ハ十％以上ヲ出デズ。然カモ五個以上ノ齲歯ヲ有スルモノ、実ニ四十％ニ達スルニ至リテハ児童ノ保健上誠ニ寒心スベキ事ナリトス。之ヲ要スルニ此学級児童ノ年齢ハ乳歯及永久歯ノ交換時期ニ相当シ、其ノ半ハ既ニ交換セリト雖モ未ダ残存セル乳歯ハ悉ク齲蝕ニ陥リ、又

新ニ萌出セル永久歯モ其ノ一部ハ齲蝕ニ陥レルガ為ニ、斯ク多数ノ齲歯患者ヲ現ハス所以ナリ。而シテ永久歯中、第一大臼歯ハ六歳ノ頃出齦シ、乳歯交換ノ始マラザル一年前ニ既ニ永久歯出齦ノ先頭ヲナスモノナルガ故ニ、齲歯罹患率モ亦従ツテ大ナリ。統計上、第一大臼歯ハ年齢ノ進ムニ従ヒ齲蝕ヲ増加シ、十歳ニ達スレバ下顎ニ於テ約四十%、上顎ニ於テ約二十%ノ罹患率ヲ示セリ。即チ出齦後、満三年乃至四年ニシテ約半数ハ齲歯ニ陥ル。若シ一度此歯牙ノ任務ガ将来顎骨ノ発育ニ、歯牙排列関係ニ、将又咀嚼力ノ増大ニ全歯牙中最モ重要ナル事実ニ想到セバ、児童ノ歯牙衛生ノ今日一刻モ忽諸ニ附シ能ハザルヲ信ズルニ難カラズ。

第二　適切ナル予防法

上述ノ如ク齲蝕症ト歯槽膿漏ハ他ノ口腔疾患ニ優越シテ多数ニ蔓延スルモノナルガ、之ガ予防方法トシテハ唯「完全ナル口腔清掃法」ヲ施行セシムルニアルノミ。齲蝕症ノ原因ハ口腔内ニ滞留セル食片ノ各種口腔常住菌ノ作用ヲ蒙リ、醗酵ヲ起シテ乳酸ヲ生ジ、之ガ為ニ歯質ヲ脱灰シ崩壊スルモノナレバ、乳酸醗酵ノ要素タル食片ヲ滞留セシムルコトナクンバ齲蝕ヲ発生セザル道理ナリ。西諺ニ「清潔ナル歯牙ハ決シテ齲蝕セズ」トハ這般ノ事実ヲ説明スルモノニシテ、齲歯ノ予防上口腔清掃ハ最モ重要ニシテ且ツ有効ナル方法ナリ。更ニ又歯槽膿漏ノ原因ヲ考察スルニ、主トシテ口腔不潔ヨリ沈著セル歯石ノタメニ歯頸部ノ歯根膜ヲ障碍シ、此処ニ化膿菌ノ感染ヲ来サシムルモノナレバ、本症ノ予防上ニモ亦口腔清掃ハ最モ適切ナル方法ナリトス。

完全ナル口腔清掃法ヲ遂ゲンニハ各個人ヲシテ少クモ朝夕二回適当ナル磨歯粉並ニ歯刷子ヲ使用セシメ、或ハ又食後ノ含嗽ヲ実行セシメ食片ノ滞留ヲ防グニアリ。而シテ更ニ定期診査法――一年一回以上歯科医ノ診査ヲ受ケテ疾病ヲ可及的早期ニ発見シ、速ニ適切ナル処置ヲ加フルヲ要ス。

此種ノ個人口腔衛生ノ完全ヲ期センニハ、勿論公衆口腔衛生ノ発達ヲ謀ラザルベカラズ。即チ公衆ヲシテ口腔殊ニ歯牙疾患ノ身心ニ及ボス影響ノ極メテ重大ナルヲ了解セシメ、其ノ発病ニ関スル明確ナル智識ヲ普及シ、最善ナル予防法（個人口腔衛生）ヲ実行セシムベキナリ。此理由ニヨリ公衆口腔衛生ハ国民ノ保健上看過スベカラザル重要問題トシテ、輓近二十年間ニ長足ナル進歩ヲ遂ゲ、欧米ノ先進国ニアリテハ国家的施設ヲ以テ之ガ発達ニ努力スルニ至レリ。殊ニ小学校児童ニ対シテ最モ熱心ニ口腔衛生普及ヲ計リ、其ノ結果ハ特殊ナル設備ヲ有スル学童歯科診療院ノ建設ヲナシ、一方ニハ予防方法ヲ教ヘ、他ノ一方ニハ簡単ナル治療的処置ヲ加フル事トナレリ。而シテ其ノ成績頗ル顕著ナルモノアリ。学童歯科診療院ニ関スル二三著明ナルモノヲ挙グレバ、独逸ニアリテハストラスブルヒ市ニ於テ千九百二年エツセン氏ノ熱心ナル奔走ニヨリ初メテエルサス州立診療所ヲ設置セシガ、其後続々トシテ各地ニ設置セラレ、千九百十三年ニ於テハ其数二百十三ケ所、之ニ従事スル歯科医ノ数三百三十一人、一ケ年ノ経費五十六万「マルク」ニ達セリト云フ。米国ニ於テモ多クノ都市ニ学童歯科診療所ヲ設ケ、就中千九百十四年ボストン市ニ開設セラレシフオーサイス児童歯科診療院ハフオーサイス氏ノ寄附ニ成レルモノナルガ、其ノ創立費五十万弗、維持費百万弗ニシテ世界最大完備ノモノタリ。而シテ米国ニテハ特ニ児童歯科診療的施設ニ従事スベキ助手ノ養成ヲナシ、之ヲ歯科衛生手ト名ヅケ歯科医監督ノ下ニ児童ノ歯牙及口腔清掃等ヲ行フコトヲ公許セリ。歯科衛生手ハ婦人ノ職業ニシテ看護婦以上ノ歯科的教育ヲ施サルヽモノナリ。英国ニ於テモ千八百九十八年他国ニ率先シテ学校歯科医師会ノ設立ヲ見、国庫ノ補助ヲ受ケテ学童歯科診療ニ従事シ、其数既ニ百以上ニ達セリ。斯ク小学児童ニ対シテ専ラ歯牙診療的施設ヲナスハ、大人ヨリモ幾多ノ長所アルガ故ニシテ、

（一）児童ハ能ク教訓ヲ守リ秩序的ニ予防法ヲ行フ。

（二）良好ナル習慣ヲ養ヒ、其ノ得タル智識ヲ以テ漸次年少者ヲ指導ス。

（三）歯牙交換期ニ於テ周当ナル注意ヲ受クルガ故ニ、将来齲歯其ノ他ノ疾患ヲ発生スベキ素因ヲ消滅シ、又ハ之ヲ減少ス。

（四）身体ノ発育最モ盛ナル時期ナルガ故ニ、歯牙及口腔ノ注意ハ直ニ全身ノ発育ニ良果ヲ齎ス。

本邦ニ於ケル一般ノ社会的現状ハ未ダ欧米諸国ト比較スベキニアラズト雖、之ヲ学童ノ齲歯統計ニ徴シテ独米英諸国ノ九十乃至九十五%ニ対シテ、我県下ノ八十%ハ決シテ放任シ得ベキ程度ニ少数ニアラザレバ、今日以後ハ欧米ノ諸邦ニ倣ヒテ先ヅ第一ニ公衆口腔衛生ノ普及ヲ図リ、次デ個人口腔衛生ノ実蹟ヲ収ムルヲ得策トナシ、我ガ県下ニ於テモ速ニ一定数ノ学校歯科医ヲ任命シ、其事ニ当ラシムルハ最モ事宜ニ適シタルモノナリト信ズ。既ニ広島市ニ於テハ昨年度ヨリ五名ノ学校歯科医ヲ嘱託シテ市内小

学校ノ歯牙検査ヲ励行セシメ、極メテ良好ナル成績ヲ収メツヽアリト云フ。

幸ニ我ガ県当局ニ於テモ吾人ノ説ニ賛シ学校歯科医ヲ任命セラルヽアラバ、吾人ハ別ニ成案ヲ具シ、其ノ施設ノ詳細ニ亘リテハ改メテ諮問ニ答申センコトヲ期ス。

（終リ）

四、小学児童口腔衛生施設ニ関スル建議案（第四十一帝国議会ニ提出サレタル）

（大正八年・一九一九年）

右成規ニ拠リ提出候也

大正八年三月十一日

提出者

木下謙次郎　佃安之丞　秋田清

賛成者

福井三郎　岩崎総十郎　米田撲
清塞太郎　佐々木文一　高見之通
松田源治　田中善立　降旗元太郎
佐々木正蔵　津田毅一　小川寅六
大内暢三　松浦与三郎　佐々木平次郎
大口喜六　鈴木梅四郎　高木益太郎
土井権太　前川虎造　牧野鉄九郎
西村丹次郎　近藤遠児　飯田精一
石原正太郎　林平四郎　富島暢夫
小川郷太郎　吉田中　武市彰一
津末良介　中川隣之輔　山根正次
松本剛吉　松田三徳
古川清　児玉右二　近藤慶一
秋田寅之助　阪本金弥　美輪竜彦
肥田景之　森本是一郎　関原弥里

小学児童口腔衛生施設ニ関スル建議

政府ハ小学児童ノ口腔衛生ニ関シ相当ノ施設ヲ為スベシ

右建議ス

◆右建議案理由書

歯牙ノ保健ハ国民ノ衛生上極メテ緊要ノコトニ属ス歯牙疾患ノ影響ハ啻ニ歯牙自己ノ破壊喪失ニ止ラズシテ全身ノ健康ト至大ノ関係アルハ今ヤ明白ナル事実ニシテ之レ口腔衛生学ガ輓近極メテ長足ノ進歩ヲ来シタル所以ナリ歯牙一度破壊セラルレバ全身栄養ト直接関係アル食物ノ咀嚼作用ハ不完全トナリ消化器ヲ害シ従テ身体ノ発育ヲ阻害ス又破壊セラレタル歯牙ハ口内ニ於テ細菌蕃殖ノ好培養地トナリ所謂口腔腐敗ヲ招致シテ恐ルベキ幾多ノ全身疾患就中呼吸器病神経系病関節「リウマチス」等ノ原因ヲ為スニ至ル今ヤ国民病トシテ猖獗ヲ極ムル肺結核ノ予防撲滅ハ国民衛生上ノ最大急務ナリ而シテ政府ハ既ニ之ガ予防法案ヲ提出セラレタリ誠ニ当然ノ処置ト云フベシ而シテ結核ノ予防撲滅ニハ幾多ノ方法アルベシト雖モ亦口腔衛生ノ普及ニ依リ内臓々器ニ対スル病原体ノ侵入門戸タル口腔ヲ健全ナラシメ且体力ヲ旺盛ナラシメ抵抗力ヲ増大スルハ其捷径ナル一策タルヲ失ハズ此意味ニ於テ欧米ノ結核予防法ニハ口腔衛生ノ切要ナルヲ極言セリ

近時盛ニ論議セラレツヽアル栄養問題モ亦口腔衛生ヲ除外シテ解決シ得ベキニ非ラズ如何ナル食物モ咀嚼セラレタル程度ニ於テ其身骨ニ同化利用セラルル価値著シク変化セラルベキコト明白ナリ欧洲大戦ニ於テ各国競フテ歯科軍医ヲ設ケ（米国軍ニ於テハ兵卒一千人ニ就キ一人ノ割合後五百人ニ就キ一人トナスベキ計画ヲ樹テタリ）タルモノ元ヨリ軍隊衛生上ノ必要ニ出デタルモノナレドモ亦食糧ノ周到ナル利用ト栄養ノ完全ナル維持ヲ企望シタルモノニ外ナラザルナリ

斯クロ腔衛生ガ国民ノ体力ニ関係スルコト甚大ナルヲ明ニセル以上ハ一刻モ速ニ之ガ施設ヲ攻究セザルベカラズ而シテ其普及策ノ第一歩トシテ特ニ小学児童ヲ撰ミタル理由ハ次ノ如シ

一、児童発育ハ旺盛期ナルガ故ニ口腔ノ周到ナル注意ニ依リ全身及顔面ノ完全ナル発育ヲ遂ゲシムルコト

二、歯牙疾患殊ニ齲歯ハ幼年及少年時ノ注意ニ依リ十分之ヲ予防シ得ルモノナルコト

三、児童ハ口腔衛生ニ関スル良好ナル習慣ヲ与ヘ且児童ハ其習慣又ハ智識ヲ以テ順次年少者ヲ指導スルヲ得ベキコト

実ニ学齢児童ノ衛生思想涵養ハ刻下ノ急務ナリ翻テ本邦ニ於ケル小学児童ノ歯牙状況ヲ見ルニ決シテ楽観シ得ベカラザル状態ニシテ多クノ専門家ノ統計ニ依レバ百人中八十六乃至九十八人ハ齲歯ヲ有シ而モ尋常小学校ノ第一、二年級児童ノ如キハ一人七箇以上ノ齲歯ヲ有スル者全数ノ殆ド半ニ達スルモノ尠ナカラズ今ニシテ之ガ救治法ヲ講ゼザレバ不良更ニ一層劇甚ナルニ至ラン、是レ本案ヲ提出シタル所以ナリ

◆建議案ニ関スル参考資料

第一、本邦小学児童ニ於ケル齲歯統計

文部省年報ニヨリ全国学校医ノ調査セル齲歯統計ヲ見ルニ検査人員ニ対シテ男女共ニ東京ハ七一乃至

七二　京都ハ五九乃至六一　大阪ハ五六乃至六〇ニシテ最モ少数ナルハ宮城県ノ三九乃至三〇ナリトス而シテ都会ノ児童ハ概シテ郡部児童ヨリ齲歯患者多数ナリコレ其ノ生活状態殊ニ飲食物ノ差異ニ起レル結果ナリ即チ各国ノ統計ニ依テ之レヲ見ルモ齲蝕ハ原始的生活ヲ為スモノヨリモ文明的生活ヲ為スニ従ヒ著シク増加スルモノ也故ニ一種ノ文明病也ト云フモ可ナリ又歯科専門家ノ調査セル統計ニ徴スルニ東京市ニテハ八八％京都市ニ在リテハ九一％千葉県ニアリテハ九八、九％ヲ示シ一般ノ学校医ノ調査ヨリモ著シク多数ナリトス此差異ノ生ジタル原因ハ恐ラク検査ノ精粗ニヨルモノナルベク口腔衛生ノ大眼目タル齲歯ノ予防問題ヨリ論ズルトキハ既ニ大ナル窩洞ヲ表ハセルモノノミナラズ其初発ニ於ケル齲歯ト雖モコレヲ計算シテ父兄ニ対シ確実ニ救治法ヲ示サザルベカラザルナリコノ意味ニ於テ歯牙ノ検査ニハ必ズ専門家ヲ宛ツルコトヲ至当トス

第二、本邦小学校ニ於ケル学校医ノ齲牙ニ関スル法規ニ就テ

現行文部省令学生生徒身体検査規定ハ明治三十三年六月ノ発布ニシテ四十五年二月省令ニヨリ改正セラレ其「第十項歯牙ハ齲歯ニツキ検査スベシ」トアリ而シテ本項ノ改正ト同時ニ小学校ハ其身体検査成績ヲ各生徒ノ父兄ニ通信スルノ義務ヲ附セラレ且ツ家庭ニ通信スル場合ニハ改正前ノ法令ニテハ唯齲歯ノ有無ヲ通告セシノミナレド改正後ニハ上下顎ニ分チテ齲歯数ヲ計上スベク義務ヲ附セラレタリ

此改正ハ明カニ生徒ノ歯牙殊ニ齲歯ノ存在ガ衛生上重要ナルコトヲ認メラレタル所以ニシテ若シ之レガ専門歯科医ノ手ニヨリ行ハバ更ニ一層有効確実ナリト信ズルナリ

第三、外国ニ於ケル学童歯牙治療所ニ就テ

本邦ニ於テハ未ダ一箇所ノ学童歯牙治療所ノ設置ナキモ欧米ノ都市ニ於テハ既ニ多数ノ設備アリ独逸国ニアリテハ千九百十三年ニ於テ二百十三ケ所ニ上リ之ニ従事スル歯科医ノ数三百三十一人一ケ年ノ経費五十六万「マルク」ニ達セリト英米ノ両国亦多数ノ学童歯牙治療所ヲ有セリ殊ニ米国ニ於ケル施設ハ最モ進歩シ大都市ニ於テハ特設ノ児童歯牙診療院アリ規模極メテ宏壮ニシテアラユル新式ノ設備ヲ施シ低廉ナル料金ヲ以テ又ハ無料ニテ診療ニ従事シツツアリ治療室ヲ置キ或ハ巡回診療班ヲシテ之ニ代ラシメツツアリ凡ソ学童ノ疾患ニハ其種類多々アルベシト雖モ最モ普遍的蔓延シ且ツ其災害ノ大ナルハ結核「トラホーム」及齲蝕症ノ三者ナリコレコノ三者ヲ特ニ学校医トシテ重要視スル所以ナリトス而シテ本邦ニ於テハ結核「トラホーム」ニ対スル予防策トシテノ法令ヲ以テ定メントノ議アリ等シク重要ナル学校病ナルニ只齲歯ニ就テハ捨テテ顧ミザルハ吾人ノ甚ダ遺憾トスル所ニシテ当局ガ速ニ此点ニ着眼サレコレガ対策ヲ建テラレンコトヲ切望ス

第四、本邦ニ於ケル口腔衛生運動ノ概況

本邦ニ於テモ数年来口腔衛生普及ニ関スル社会運動漸ク盛トナレリ此運動ノ中心ハ日本聯合歯科医師会ニシテ同会全国各府県歯科医師会ノ聯合ニヨリ組織セラレ同会ノ口腔衛生講演部ニハ講師トシテ歯科医ヲ嘱托シ又展覧会用模型数百点ト幻灯活動写真トヲ利用シテ口腔衛生ノ普及ニ努力セリ之レト同時ニ各府県歯科医師会並ニ個人ニ於テモ進ンデ口腔衛生展覧会又ハ講演会ヲ開催シ為ニ著シク長足ノ進歩ヲ遂グルニ至レリ

個人トシテハ小林富次郎氏卒先数個ノ口腔衛生講演隊ヲ組織シ数年来全国各府県ヲ巡講セシメ昨年度夏期同氏ノ主催ニヨリ東京ニ於テ第一回口腔衛生講習会ヲ開キ全国ヨリ集レル小学中学校教員二百余名ニ達シタリキ文部省ニ於テモ年一回学校医ニ関スル講習会ヲ開催シ其科目中ニ歯科学ヲ加ヘテ口腔衛生ノ普及ヲ図レリサレド現今ノ進歩セル口腔衛生学ハ僅少ノ時間内ニテハ到底円満ナル智識ヲ与フルコト不可能ナリ此点ニ就テハ進ンデ学校医中ニ歯科医ヲ加ヘ是等ノ専門家ニ対シ更ニ必要ナル智識ヲ教育スルヲ得策トス現時本邦ノ歯科医師数ハ四千余名（専門学校卒業者千五百余人）ニ達シ殆ンド全国ニ散布シ之レヲ学校医トシテ採用スルニ敢エテ其不足ヲ感ズルコトナキニ至レリ

既ニ京都広島ノ両市ヲ始メ全国数ケ所ノ都会ニテハ学校医ヲ嘱托シ相当ノ成績ヲ挙ゲ得タリ

第五、児童口腔衛生上ノ施設

口腔衛生的施設トシテ次ノ四種ヲ数フルコトヲ得ベシ

第一、口腔衛生殊ニ児童口腔衛生ニ関シ一定ノ調査機関ヲ設クルコト又ハ内務省保健調査会ニ於テ速ニコノ事項ヲ調査セシムルコト

第二、口腔衛生思想ヲ普及セシムルコト即チ小学校ニ於テ時々講話ヲ行フハ勿論小学読本中ニ歯牙ニ関スル記事ヲ挿入スルコト

第三、現行学校医ニ関スル規定ヲ改正シ学校医中ニ歯科医ヲ加ヘ少クモ一年一回以上児童ノ歯牙ヲ精密ニ検査セシメ其救治法ヲ父兄ニ通告スルコト

第四、小学校内又ハ別ニ学童歯牙診療所ヲ設置シテ児童ノ歯牙ニ対シ予防法ヲ施シ又ハ簡単ナル治療ヲ施スコト

第一ハ勿論議論ノ余地ナシ未ダ之ニ着手セザルヲ怪マザルヲ得ザルナリ他ノ三方法中最モ確実ナル効果ヲ収ムルハ第四案ナリトス而シテ欧米各国ノ主要都市ニハ何レモ学童歯牙治療所ノ設置アリテ徹底的ニ児童ノ歯牙ヲ看護スルニ努メツツアリ第三案又其ノ効果大ナリ現在ニ於テ歯科医ハ学校医ニ採用セラルルコト能ハズ唯嘱托等ノ名義ニ於テ学校衛生ニ参与シツツアルニ過ギズ従ツテ十分其能力ヲ発揮スルコト能ハザルナリ

第三案第四案ノ実行方法トシテ米国ニテハ学校歯科医ノ外ニ其助手タル口腔衛生手ナル婦人ヲ特ニ養成シテコレガ直接ノ衝ニ当ラシメ最モ満足ナル結果ヲ収メタリ

本邦ニテハ幾多ノ事情ヨリ今直ニ普ク第四案ヲ実行スルコト困難ナリトセバ第二案及第三案ヲ行ヒ以テ現下ノ急ニ応ゼンコトヲ切望ス

第二案ニ就テハ数年各歯科医師会等ニ於テ其施設ヲ講ジ講演会及展覧会等ヲ催シ或ハ小冊子ヲ配布スル等ノ方法ヲ講ジ効果見ルベキモノアルモ政府ハ一定ノ補助ヲ与フルカ又ハ進ンデ自ラ之ヲ開設スルコトヲ要ス

五、奈良県歯科衛生諮問案に対する同県歯科医師会の答申

（大正九年・一九二〇年）

奈良県にては今回同県歯科医師会に対し諮問案「生徒児童に対し歯科衛生上最も注意を要する事項如何」を提出せしに左記の通り答申ありたるを以て、管下町村長に夫々通牒したりといふ。

「生徒児童に対し歯科衛生上最も注意を要する事項如何の答申」

歯科衛生に関する注意要項

甲、学校及家庭に於て心得置くべきこと

一、「歯は寿なり」とも云ひて生命健康に重要なる関係を有すること、

一、歯は咀嚼消化作用に関係するのみならず音声容貌に大に関係あること、

一、身体の病気は療養に依りて元状に復することを得れども歯牙は一度欠損する時は元状に恢復出来ざるものなるを以て一層其保存に留意せざるべからざること、

一、「口腔は細菌の孵卵器なり」とも云ひて諸病源菌の巣窟なれば常に其清潔に注意すべきこと、

一、歯病と全身諸病との関係は益々研究開明せられ恐るべきものあるを以て単に一局所の病と軽々看過すべからざること、

一、食物の残滓殊に糖味の粘重食物等は歯間歯溝に停滞醗酵して齲歯の原因と為り歯牙を崩壊する酸液に変更し易きを以て其食後は一層刷掃含嗽に留意すべきこと、

一、清潔なる歯牙は齲蝕せずとの格言もあるが如く口内を清潔にすることは齲蝕を予防する第一要件なること、

一、高度の冷熱の激変は歯牙に害あるを以て食物の温度調摂に注意すべきこと、

一、食物の病的状態に在る時は消極的に柔軟物を摂取するを余儀なしとするも健康時にありては積極的に普通硬度のものを摂取し之を咀嚼して所謂労働充血を促進し歯牙の健康を期すべきこと、

乙、学校及家庭に於て日常児童生徒の歯牙口腔の状態に注意すべき事項

一、口腔に異状の臭気あるは歯牙口腔の病或は全身病の表徴なれば医師の診察を受くべし、

二、歯牙に欠損あるか黒点変色等を認むる時は多く齲蝕の徴候なれば疼痛を訴ふると否とに関せず診察を受くべし、

三、歯牙に特に冷熱を感ずるか甘味等を採りし際特に浸痛を感ずるは齲蝕に罹れる徴候なること、

四、常に歯牙の清掃行はれ居るや否や歯石（俗に云ふ歯塩）の沈着せるや否やに注意し歯石堆積せる時は医師に除去を求むべし歯列不正なるもの及歯列甚密接せるものは歯間に汚物を停滞し易きを以て特に其清潔に注意すべし、

五、常に歯列に注意し歯列不正を認むる時は診察を受くべし、

六、歯列不正及歯病を将来する原因も多く暫間歯（乳歯）と永久歯の交換時期にあるを以て大要左の交換時期に注意すべし、

乳歯発生順序及時期　永久歯発生順序及時期

一、中切歯　生後六ヶ月

二、側切歯　生後七乃至十ヶ月

三、第一臼歯　十二乃至十四ヶ月

四、犬歯　十三乃至二十ヶ月

五、第二臼歯　二十乃至三十ヶ月

大略左の如くにして下顎は概して上顎に先ちて発生す

一、第一大臼歯　生後五年乃至七年
二、切歯　同　七年乃至八年
三、第一小臼歯　同　八年乃至十年
四、犬歯　同　九年乃至十二年
五、第二小臼歯　同　十年乃至十二年
六、第二大臼歯　同　十二年乃至十四年
七、第三大臼歯　同　十七年乃至二十五年或は尚遅延す

上顎歯は概して下歯に後れて発生す

七、腐蝕せる歯牙或は残根を認むる時は疼痛の有無に関せず診察を受くべし、

八、歯齦頬部等に腫脹を認むるか或は排膿ある時は歯病の既に大に進行せるものなれば速かに治療を受くべし、

九、第一大臼歯は齲歯にかゝり易し、第一大臼歯は六七歳の頃早や乳歯と生え換るを以て六歳臼歯とも云ひ此上再生え換ること無き大切の歯なるに往々其交換せるに心付かずして齲歯を認むるも等閑に附することあるを以て特に注意を要す、

丙、児童生徒に日常習慣的実行せしむべき事項

一、先ず学校及家庭に於て歯刷子の使用含嗽の仕方を教示すべきこと、

一、歯刷子の使用は従来多少慣用せる如く横に使用せずして縦（上下）に之を使用し歯の外面のみならず内面歯間咀嚼面を限なく清掃し狭窄せる歯間等の停滞物にして清掃し難きものは歯楊子を使用するか又は絹糸を歯間に上下して全く之を除去すべし、

一、歯刷子は余り軟毛のものよりは寧ろ剛度のものを選び適当の歯磨粉を十分附着して之を使用すべし、歯刷子は歯牙のみならず歯齦部にも之を使用して血行循環を促進すべし。

一、含嗽の仕方には二法ありて普通行ふ口先だけにて「ごぼ〳〵」するのみにては充分に口内を清掃することは能はず故に含嗽液を含み仰いで口を開き「がら〳〵」を行ひ口腔の奥咽頭扁桃腺の辺りをも充分に嗽掃すべきものなり、小児は注意して之を行はしむる時は寧ろ興味を以て之を実行するものなり、

一、含嗽液

含嗽液は口腔諸病のあるものは其れ相応の処方を医師に求むべきものなれ共一般健康者の常用としては食塩水を（普通の水呑コップに二茶匙位の食塩を溶解せるもの）或は重曹水（コップに重炭酸二匙位）或は稀薄なる硼酸水を（一杯水に軽く一匙位）を用ひて可なり

以上陳述せるは歯科衛生上注意実行すべき要項なりと雖も之を徹底的に効果あらしめんには欧米諸国に於ける如く口腔衛生に関する設備を整へ専門医師を常置して之に当らしむるの外なしと信ず

六、日本聯合歯科医師会が文部大臣に出した建議書

（大正一三年・一九二四年）

小学校歯科衛生施設に関する建議書

学童の善良なる心身の発育を希望することは国家百年の大計の為に極めて重要なることは言を俟たざる所にして、此目的の為に各種の保健衛生上の施設に遺憾なきを期せられつゝあることは勿論の儀と存候へ共、現在七十五％乃至九十八％の罹患率を有する齲歯予防並に其処置に対する歯科衛生施設に関しては殆んど何等の公的施設を見ざることは洵に遺憾に堪えざる次第に有之候。

歯牙疾患が児童心身の発育に極めて重大なる影響を来すことは敢て贅言を要せざる所に有之、然も学齢期に於て各種の歯科保健的注意を要するもの多々有之候事実並に此時期に於て僅少なる注意を払ふことに依り殆んど完全に之を予防し得べきものなることに想到すれば速かに左記各項の施設に付御考慮相煩し度と存候。

一　学校歯科医を設置せらるゝこと

欧米に於ては何れも学校歯科医を設置し更に其助手として歯科衛生手なる婦人を養成して最も満足なる結果を収めつゝあり。

我国に於ては学校医規定を設けられたれ共其中には歯科医を包含せずして極めて杜撰なる齲歯の有無の検査をなすに留まれり。今や歯科医師の数は全国に一万を算し之を学校歯科医となすに敢て不足を感ずることなし、殊に従来嘱託制度に依りて相当の成績を挙げつゝある事実に鑑み近来頓に其要求の声の盛なるは学校衛生主事会議等に於ける輿論に徴するも明かなり。

依て速かに学校歯科医に関する規程を制定して其実現を希望するものなり。

二　教科書中に歯科衛生に関する記事を挿入して児童に歯科衛生的知識を授くること

現在の国定教科書中には尋常小学校及高等小学校を通じて歯科衛生に関する記事の片影だも見ざるは洵に遺憾なる次第なり。

依て教科書編纂の場合文部省は特に注意して歯科衛生に留意すべき様の記事数項を教科書中に挿入せらるゝ様注意せられたし。

三　学校歯科治療所又は歯科衛生上必要なる設備を小学校内に設置すること

欧米各国の主要都市には何れも学校歯科治療所又は学童歯科診療所の施設ありて徹底的に児童の歯牙を保護するに努めつゝあり。

本邦に於ても理想として如斯施設の一日も速かに実施さるゝことを希望するものなれども、今直ちに之を普く実行することは困難なる事情の存すべきを慮り、少くとも学校内に洗口場を設備して授業時間後、食事後等に於て含嗽、歯刷子使用等の便宜を与ふべき設備をなすべきことを慫慂せられんことを希望す。

既に此点に着眼せる某々小学校に於ては地方当局に迫りて其経費の支弁を受け着々其設備を完成して児童歯科衛生上極めて好成績を挙げ居る数例を見聞せり。

依つて当局に於て之を慫慂するの方針に出でらるゝ時は少くとも学校歯科衛生上一段の進歩を見るべきは明かなり。

右大正十三年四月三重県宇治山田市に於て開催したる本会第二十二回定時総会の決議に依り謹んで及建議候也。

大正十三年八月十三日

日本聯合歯科医師会長　血脇守之助

文部大臣岡田良平殿

七、学校歯科医嘱託に関する県令

(1)　青森県令

学校医規則左ノ通リ定ム

大正十四年三月二十日　青森県知事　松原権四郎

学校医規則

第一章　学校医ノ嘱託及解嘱

第一条、学校医ヲ嘱託セントスルトキハ県立学校ニ在リテハ学校長ノ、其他ノ学校ニ在リテハ当該学校管理者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スベシ手当年額変更ノ場合亦同ジ

一、医師ノ住所氏名

二、学校名

三、担当生徒児童数

四、手当年額

五、履歴書及医師免許証写

現ニ学校医ノ職ニ在ルモノヲ嘱託セントスル時ハ其ノ学校名及担当生徒児童数ヲ、手当年額変更セムトスルトキハ現在支給額ヲ附記スベシ

但シ履歴書及医師免許証写ヲ要セズ

第二条、学校医ヲ解嘱セムトスルトキハ県立学校長又ハ学校管理者ニ於テ其ノ事由ヲ具シ知事ニ申請スベシ

第三条、学校医ヲ設置シ難キ特別ノ事情アルトキハ学校管理者ハ其ノ事由ヲ具シ一定ノ期間ニ知事ノ許可ヲ受クベシ

第四条、第一条乃至第三条ニ依リ学校管理者ヨリ提出スル書類ハ所轄郡市役所ヲ経由スベシ

第五条、学校医ハ其ノ職ニ堪ヘザル事情アリト認メタルトキハ知事之ヲ解嘱スルコトヲ得

第六条、歯科医師法ニ依ル歯科医師ニ対シ学校ニ於ケル歯科医事衛生ニ関シ其ノ診療事務ヲ嘱託スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル学校歯科医ニ関シテハ本令ノ規定ヲ準用ス

（中略）

附　則

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ学校医ノ職ニ在ル者ハ本令ニ依リ嘱託セラレタル者ト看做ス

(2)　埼玉県訓令第十号

学校歯科医設置並職務ニ関スル規定左ノ通定ム。

大正十四年四月十四日　埼玉県知事　斎藤守圀

郡　市　長

町　村　長

公私立学校長

学校歯科医設置並職務ニ関スル規程

第一条　公私立学校ニ学校歯科医ヲ置クコトヲ得

第二条　学校歯科医ハ学校管理者又は設立者ニ於テ学校長並学校医ノ同意ヲ得テ之ヲ嘱託ス

第三条　学校歯科医ハ学校管理者又ハ設立者之ヲ解嘱ス

知事ハ必要アルトキハ学校管理者又ハ設立者ニ命シテ学校歯科医ヲ解嘱セシムルコトアルヘシ

第四条　学校歯科医ハ歯科医師法ニ依ル歯科医師タルヘシ

第五条　学校歯科医ハ学校医ノ指揮ヲ承ケ児童生徒

ノ歯牙衛生ニ関スル事務ヲ助ク

第六条　学校歯科医ニハ当分手当ヲ給セサルコトヲ得

第七条　学校歯科医ニハ旅費ヲ支給スルコトヲ得

旅費ヲ支給スルトキハ其ノ額及支給方法ハ判任文官ト同一待遇ヲ受クル町村立小学校長ノ例ニ依ル

第八条　学校管理者又ハ設立者学校歯科医ヲ嘱託又ハ解嘱シタルトキハ左記事項ヲ具シ遅滞ナク知事ニ報告スヘシ手当ヲ新ニ支給シ又ハ其ノ額ヲ変更セルトキ亦同シ

一　学校歯科医ノ氏名、現住所、生年月日

二　歯科医師免許ヲ得タル事由

三　嘱託校名

四　嘱託又ハ解嘱年月日

五　手当又ハ旅費支給ノ有無及其額

八、岐阜県訓令甲第二二号

学校歯科医設置並ニ職務ニ関スル規程左ノ通リ定ム。

大正十四年七月二十二日　岐阜県知事　白根　竹介

学校歯科医設置並ニ職務ニ関スル規程

第一条　公私立学校ニ学校歯科医ヲ置ク事ヲ得。

第二条　学校歯科医ハ学校管理者又ハ設立者ニ於テ学校長並ニ学校医ト協議ノ上之ヲ嘱託ス。

第三条　学校歯科医ハ学校管理者又ハ設立者ニ命ジテ学校歯科医ヲ解嘱セシムルコトアルベシ。

第四条　学校歯科医ハ歯科医師法ニ依ル歯科医師タルベシ。

第五条　学校歯科医ハ学校医ト協力シテ専ラ生徒児童ノ歯牙衛生ニ関スル事務ニ従事スベシ。

第六条　学校歯科医ニハ手当ヲ給ス但シ当分内之ヲ給セザルコトヲ得。

第七条　学校歯科医ニハ旅費ヲ支給スルコトヲ得旅費ヲ支給スルトキハ学校医出張手当ノ標準ニ準スルモノトス。

第八条　学校歯科医ヲ嘱託シタルトキハ別記第一号様式ニヨリ解嘱シタルトキハ第二号様式ニヨリ遅滞ナク知事ニ報告スベシ。

手当ヲ新ニ支給シ又ハ其額ヲ変更セルトキ亦同シ。

附則　本令ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

九、金沢小学校児童歯科治療所一覧

（大正一五年・一九二六年）

▨沿革

一、大正十二年五月十七日　金沢市学校歯科医規程設定其職務ヲ金沢市歯科医師会ニ嘱託ス

一、同十三年四月一日　新津保英橘氏ヲ学校歯科医職務執行担任者トナス

一、同十四年四月一日　同氏ニ学校歯科医ノ職務ヲ嘱託ス

一、同十五年二月廿八日　市会ニ於テ児童歯科治療所設立ニ関スル大正十五年度経費予算議決

一、同年九月十五日　金沢市小学校児童歯科治療所設置規程及施行細則公布

一、同日　味噌蔵町尋常高等小学校内ニ治療所ヲ設置ス

一、同日　長町尋常小学校内ニ治療室ヲ分置ス

一、同日　医員新津保英橘氏ヲ所長ニ任命ス

一、同年十月三十日　開所式ヲ挙行ス

▨金沢市小学校児童歯科治療所設置規程

第一条　本市小学校児童歯科ノ診察及治療ヲ行フ為メ歯科治療所ヲ設置ス

第二条　歯科治療所ハ当分味噌蔵町尋常高等小学校内ニ之ヲ置ク

第三条　市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ治療室ヲ分置スルコトヲ得

第四条　歯科治療所ニ左ノ職員ヲ置ク

一、所長　一、医員二人　一、看護婦若干

所長ハ医員ヲ以テ之ニ充ツ

第五条　歯科治療所ニ於ケル診察及治療ニ要スル費用ハ之ヲ徴収セス

第六条　本規程施行ニ関スル細則ハ市長之レヲ定ム

▨金沢市小学校児童歯科治療所細則

第一条　本所ニ於ケル児童ノ歯科診察ハ各小学校ヲ巡回シテ之ヲ行フ但シ急患児童ニ付テハ学校長ノ通知ニヨリ治療室ニ於テ随時診察スルコトアルヘシ

第二条　前条ノ診察ニヨリ治療ヲ要スル児童アリタルトキハ所長ハ学校長ヲ経テ之レヲ其ノ保護者ニ通知スヘシ

第三条　本所ニ於ケル児童ノ歯科治療ハ凡左ノ範囲ニ依ル

一、齲歯ノ治療

二、充塡（但シ　ゴム、セメント、アマルガムヲ用フルモノニ限ル）

三、抜歯

四、口腔疾患ノ治療

五、其他医員ニ於テ必要ト認ムルモノ

第四条　治療ハ第二条ノ通知ニ依リ保護者ヨリ依頼セラレタル児童ニ付各治療室ニ於テ之レヲ行フ

第五条　所長ハ市長ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所属職員ヲ統督ス

医員ハ所長ノ指揮ヲ承ケ小学校児童ノ歯科ノ診察及治療ヲ担任シ之レカ所属事務ヲ掌ル

看護婦ハ所長及医員ノ指揮ヲ承ケ医員ヲ幇助シ看護及所務ニ従事ス

第六条　職員ノ服務ニ関シテハ金沢市役所処務規程第六章ノ規定ヲ準用ス

第七条　所長ハ毎月診察治療ノ状況ヲ翌月五日迄ニ市長ニ報告スヘシ

第八条　職員ハ児童ノ歯科衛生上注意ヲ要スト認ムル事項アルトキハ之ヲ当該学校長ニ通報スヘシ

▩経費予算

五、七三二円〇〇

内訳　医員給料（二人）三六〇〇、〇〇
　　看護婦給料（二人）六四八、〇〇
　　雑給　四五四、〇〇
　　消耗品費　七〇〇、〇〇
　　雑費　三〇、〇〇
　　備品費　三〇〇、〇〇

▩治療ノ方針

本所ニ於ケル治療ハ凡テ無料ニテ毎年度低学年ヨリ始メ漸次高学年ニ及ブモノトス

口腔検査ノ結果治療ヲ要スル児童ニハソノ保護者ニ治療通知書ヲ発シ保護者ヨリ依頼サレタルモノヽ中、急ヲ要スルモノヨリ日時ヲ定メテ施行ス

▩設置器械

1　シオン三号児童用治療台　弐台（各室）

2　其他ノ機械　弐組

両室　計　七九種　四八三点

価額　三、二九八、九〇

▩治療室分担区域

味噌蔵町校内治療室

石引町　材木町　瓢箪町　此花町

馬場　芳斉町　森山町　諸江町

小将町　味噌蔵町ノ各校

長町校内治療室

野町　十一屋町　菊川町　新竪町

松ヶ枝町　長土塀　高岡町　長町ノ各校

▩本市小学校児童数

尋常　男　八、七六四人　女　八、四九七人

計　一七、二六一人

高等　男　一、四六〇人　女　一、〇六九人

計　二、五二九人

▩本市児童歯牙状況

	尋常	高等
検査児童数	一六、一四九人	二、三六五人
齲歯ナキモノ	一、二二三人	七〇九人
齲歯アルモノ	一四、九二六人	一、六五六人
齲歯アル者ノ％	八六、五％	七三、八％
齲歯数		
尋常　八一、八一九	（永久歯 一八、二六二 乳歯 六三、五五七）	
高等　四、〇六九	（永久歯 三、一八八三 乳歯 一八六）	

一人平均所有齲歯数

尋常	四・七四	（永久歯 一・〇六％ 乳歯 三・六九％）
高等	一・七	（永久歯 一・〇六％ 乳歯 〇・〇八％）

▩治療成績（昭和二年四月ヨリ昭和三年三月マデ）

（八月中午前治療其他ノ月ハ午前巡回検査午後治療）

治療児童数　九二二

延人員　六三三四

処置歯数　一五九三

（一）抜歯数　一三二九

（二）充塡数　八四二

（1、アマルガム　二六一　2、セメント　五　3、護謨　一）

八〇

歯石除去数　一五

其他ノ口腔内治療数　四八

処置回数　八五七九

一〇、学校に於ける歯科医に関する調査

（大正一五年・一九二六年）

文部大臣官房学校衛生課

一、本邦に於ける学校歯科医設置概況

近時学校衛生に関する各般の施設各地に勃興し学校医の活動に期待するもの益々多きを加ふるに至れるを以て之れが補助機関として学校衛生の実務を担当せしむる為新に学校看護婦の設置を見るに至り就中疾病の予防並に治療に関する施設としては学校診療所設置の機運漸く繁く学校内に於ける診療設備の外に新に学校外に学校診療所（スクールクリニック）の設置を見るに至れり。

口腔衛生、歯科医学に関する研究が一般の医学並に衛生学と別個の発達を成し従つて歯科医師は一般医師と特種の発達を成したると同様学校歯科衛生に関する施設も一般学校衛生の中に特種の発達を為し之等の事業を処理する為め特に学校歯科医の設置を見或は学校歯科診療所の発達を見るに至り欧米に於ては既に今世紀の初頭に於て相当の発達を遂げ学校衛生の重要機関と認めらるゝに至れり。

我国に於ては学校衛生の特種機関としては学校医の外未だ学校歯科医なる機関を認めずと雖も学校衛生に関する近時の進歩は之れが施設の徹底を期せんが為め著しく専門分科的の傾向を示し従つて学校歯科に関する事項を処理せしむる為め市町村、学校、其他の団体に於て新に歯科医師を嘱託し学校医職務の範囲に於て専ら学校に於ける歯科の衛生並に診療の事務に従事せしめ玆に学校歯科医なる特種機関の設置を見るに至り已に青森、秋田、埼玉、岐阜の諸県に於て学校歯科医設置に関する規程を制定し極力之れが普及に努むるの外学校歯科診療所の設置せらるゝもの次第に多く学校衛生上重要なる役割を演ぜんとするの状況にあるを以て各地に於ける設置状況を知らん為大正十五年三月各地方長官宛照会を発し其回答に基き本調査を為せり。

而して右調査の結果に依れば我国に於ける学校歯科医の設置は極めて最近の発達に属し未だ数年の経過を有するに過ぎず。

大正十四年度全国に於ける設置件数百六十六件、学校歯科医数二百二十名にして学校歯科医設置に要する経費総額一万一千六十七円、一人平均手当年額十一円余を算し更に本年度に入り益々普及せるの六傾向を示せり。然かも右学校歯科医数は臨時的嘱託を除き継続的に学校歯科衛生の事務に従事せるもののみなるを以て身体検査其他に於て臨時に嘱託せるもの或は歯科医師会員等学校歯科医の事務を嘱託せるもの等をも加算する時は学校衛生に関係を有する歯科医の数は更らに多数を算すべし。

本邦に於ける学校歯科医の設置は大正四年千葉県に設置されたるを嚆矢とし最近に至るまで其普及は極めて遅々たるものなりしが最近数ヶ年間に於て各地に之れが設置を見るに至り大正十四年度に於ては全国に於て学校歯科医を設置せる地方は三府二十五県を数へ学校歯科医の設置に関する規程を制定せるもの四県に及び益々普及の傾向顕著なるものあり。

左に学校歯科医設置の状況を（一）府県別設置状況、（二）経費出所、（三）経費予算、（四）始めて設置せる年月、（五）学校歯科医の執務状況等につき其概況を記し学校衛生の参考に資せんとす。

二、府県別学校歯科医設置状況

大正十四年度全国に於て学校歯科医の設置ある地方は東京、京都、大阪、兵庫、長崎、埼玉、千葉、栃木、奈良、三重、愛知、静岡、山梨、岐阜、長野、宮城、岩手、青森、秋田、石川、富山、島根、岡山、広島、和歌山、徳島、香川、福岡、大分の三府二十六県並に朝鮮にして北海道外十五県には未だ学校歯科医の設置なし。就中青森、秋田、埼玉、岐阜の四県に於ては学校歯科医に関する規程を制定せり。而して本省及直轄学校中には未だ学校歯科医を設置せるものなし。

以上学校歯科医を設置せる府県に於て其設置件数は合計百六十六件、学校歯科医の総数は二百二十名に及ぶ。而して府県別の設置の状況は第一表に示すが如くにして就中学校歯科医数の多きは埼玉の六十一名、長野の四十六名、岐阜の十四名、千葉の十二名、徳島の十名等にして東京、大阪、京都の三府を始め大都市を含む兵庫、神奈川、愛知並に其他の諸県は何れも十名以下なり。

之れを設置主体別に見るに（一）府県の設置せるもの、（二）市又は区の設置せるもの、（三）町村の設置せるもの、（四）学校の設置せるもの又は（五）其他の団体の設置せるもの等にして就中学校に設置せるもの多数を占め学校歯科医総数の三分の二を占め他は市区町村又は他の団体の設置にかゝるものなり。

以上の中県立学校に最も多く設置しあるは埼玉二十三校、長野七校、岐阜三校等にして尚左記の諸都市は何れも学校歯科医を設置し之を学校に配置し又は学校を巡回し学校歯科衛生の向上に努めしめ居れり。而して之等は何れも市費を以て学校歯科医を特設しあるものゝみにして学校又は其他の団体に依る学校歯科医の設けある市は全国都市の大半に及ぶ。

尼ヶ崎市、川越市、千葉市、宇治山田市、津市、岡崎市、名古屋市、豊橋市、甲府市、岐阜市、長野市、弘前市、青森市、金沢市、高岡市、門司市、等

第一表

道府県	設置件数	歯科医数	道府県	設置件数	歯科医数
東京	四	四	埼玉	二九	六一
京都	四	四	千葉	一一	一二
大阪	七	七	栃木	二	二
兵庫	二	三	奈良	二	二
長崎	二	三	三重	一七	一三

第二表

道府県	設置件数	歯科医数	道府県	設置件数	歯科医数
愛知	四	五	富山	一	一
静岡	八	八	島根	二	二
山梨	一	一	岡山	一	二
岐阜	五	一四	広島	一	二
長野	二八	四六	和歌山	一	一
宮城	二	二	徳島	八	一〇
岩手	一	二	香川	二	二
青森	八	二	福岡	三	三
山形	二	二	大分	三	三
石川	一	二	朝鮮	三	一
総計	件数 一六六件		歯科医数 二二〇名		

三、学校歯科医設置の年月

本邦に於て初めて学校歯科医を設置せしは大正四年四月千葉県木更津町に於けるものを嚆矢とし同年八月東京府立第三高等女学校に次で大正六年千葉県酒々井町及び長野県高島小学校に設置せられ大正八、九年に至りては前記二県及び大阪、長崎二府県に設置せらるゝに至りたりと雖も何れも数指を屈するに過ぎず。

越えて大正十一十二年に至り京都、静岡、山梨、岩手、石川、富山、島根、岡山、香川、福岡の諸県に設置せられ大正十四年度に於ては北海道外十四県を除く全国の各地に普及するに至れり。即ち学校歯科医の設置は極めて最近の発達にかゝり将来益々之れが普及を必要とするものにして本年度に入りて各地に之れが増置を計画せるは頗る注目すべき現象なり。

府県別	設置年月	府県別	設置年月
東京	大正四・八	宮城	一四・四
京都	一〇・四	岩手	一〇・四
大阪	九・五	青森	一四・
兵庫	一四・三	山形	不明
長崎	九・六	石川	一二・五
埼玉	一四・三	富山	一一・四
千葉	四・四	島根	一二・一
栃木	一三・九	岡山	一二・一〇
奈良	不明	広島	一四・五
三重	一四・一	和歌山	一三・四
愛知	一四・四	徳島	一三・六
静岡	一二・四	香川	一一・四
山梨	一二・四	福岡	一一・四
岐阜	一四・九	大分	一二・四
長野	六・五	朝鮮	一三・四

四、学校歯科医設置に関する経費

学校歯科医の設置に関する経費の出所は概ね設置の主体と一致し県、市、町村、学校並に其他の公共団体に於て負担せり。然して市町村に設置せるものは勿論学校に設置せるもの多くが何れも県又は市町村の学校経費中に含まれ其他の団体の支出にかゝるもの少きは注目すべき事なり。之を府県別に見るに学校歯科医設置の為め最も多くの経費を支出せるは愛知の二千百二十円にして次で大阪の九百四円、石川の七百円、栃木の五百三十一円等にして他は何れも五百円以下なり。而して一人平均手当年額は石川の三百五十円を最多とし兵庫二百円、大阪一百四円、朝鮮の百三十二円、青森の百四十円之れに次ぎ其他の府県は何れも百円以下なり。

大正十四年度全国に於ける学校歯科医設置に関する経費総額は一万一千六十七円にして一人平均手当年額は六十一円となり勅令に依る学校医と同額に近きは頗る興味ある事なり。

右の外学校歯科医設置に関する経費として歯科診療に関する備品、薬品其他の消耗品を含むを以て全体としては頗る多額を要すと雖も本項に於ては之等の経費を包括せず。

第三表

府県別	予算総額	一人平均手当年額
東京	—	—
京都	一九九・〇〇	二五・〇〇
大阪	九〇四・〇〇	一〇四・〇〇
兵庫	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇
長崎	一二七・〇〇	四二・〇〇
埼玉	三四四一・〇〇	三三・三〇
千葉	三八三・〇〇	三五・〇〇
栃木	三一五・四〇	六五・〇〇
奈良	—	—
三重	二五〇・〇〇	二〇・〇〇
愛知	二一二〇・〇〇	不明
静岡	一〇二・〇〇	一七・〇〇
山梨	二二五・〇〇	四五・〇〇
岐阜	四一〇・〇〇	二七・〇〇
長野	二二五・七〇	二八・二〇
宮城	三〇・〇〇	三〇・〇〇
岩手	三〇・〇〇	三〇・〇〇
青森	四二〇・〇〇	一四〇・〇〇
山形	—	—
石川	七〇〇・〇〇	三五〇・〇〇

府県別	予算総額	年手当一人平均
富山	七〇・〇〇	七〇・〇〇
島根	二九・〇〇	二〇・〇〇
岡山	一二二・〇〇	不明
広島	三〇・〇〇	三〇・〇〇
和歌山	二五・〇〇	二五・〇〇
徳島	二三三・〇〇	一七・〇〇
香川	一五・〇〇	七・五〇
福島	三〇・〇〇	一・〇〇
大分	七二・〇〇	二四・〇〇
朝鮮	一三二・〇〇	一三二・〇〇
予算総額	一一〇六七円一〇	
一人平均手当	六一円〇四	

五、学校歯科医執務の状況

学校歯科医は勅令に依る学校医にあらず、従つて未だ全国を統一せる職務規程存せずと雖も学校歯科医の設置しある府県に於ては或は県訓令を以て或は市町村に於て或は学校に於て夫々適当なる規程を設け執務の方針を示せるもの尠からず、就中県訓令を以て学校歯科医の設置並に職務に関する規程を制定せるは青森、秋田、埼玉、岐阜の四県にして金沢、尼ヶ崎の両市並に兵庫県高砂町に於ても夫々学校歯科医執務の要項を定めたり。

而して之れが執務の要項は学校医の補助として定期身体検査に際し口腔診査をなし学校歯科に関する講演、歯磨教練等の事務に従事せるもの多し。学校歯科診療所の設備を有し治療の方面に従事せるものは二、三のものを除き未だ極めて少数なり。左に岐阜、埼玉の二県並に金沢市に於ける学校歯科医に関する規程を掲げ参考に資せんとす。

岐阜県訓令甲第二十二号

大正十四年七月二十二日

学校歯科医設置並ニ職務ニ関スル規程（略）

埼玉県訓令第十号

郡市長
町村長
公私立学校長

学校歯科医設置並職務ニ関スル規程左ノ通定ム

大正十四年四月十四日　埼玉県知事　斎藤守圀

学校歯科医並ニ職務ニ関スル規程（略）

金沢市規程第一一六号

金沢市学校歯科医規程左ノ通定ム

大正十二年五月十七日　金沢市長

金沢市学校歯科医規程

第一条　本市立学校ニ学校歯科医ヲ置ク

第二条　学校歯科医ノ担任スル職務ノ概目左ノ如シ

一、生徒児童ノ歯牙検査及簡易ナル治療ヲナス事

二、生徒児童其保護者ニ対シ口腔衛生ノ講話ヲナス事

三、其他口腔衛生上必要ナル事項

第三条　歯牙検査ハ毎年一回以上ノ適当時期ニ於テ之ヲ行ヒ検査終了後其成績ヲ市長ニ報告スヘシ

第四条　学校歯科医ハ前条ノ外市長又ハ当該学校長ノ要求ニヨリ随時其職務ニ従事スヘシ

第五条　学校歯科医ハ常ニ学校医ト連絡ヲ保持シ且児童生徒ノ衛生上注意ヲ要スト認ムル事項ハ之ヲ当該学校長等ニ申告スルヲ要ス　以上

六、学校歯科医設置の個所

一、東京（中学校一、女学校三）

府立第四中学校、府立第三高等女学校、私立関東高等女学校、私立成美高等女学校

二、京都（小学校四）

山田荘、園部、綾部、以久出の各小学校

三、大阪（中学校一、小学校六）

帝塚山学院、鐘紡大阪、高津、育英女子、育英（男子）、船場、日本橋の各小学校

四、兵庫（小学校）

尼ヶ崎市内各小学校、高砂町尋常高等小学校

五、長崎（小学校三）

島原第一、第二、第三小学校

六、埼玉（中等学校二十三、小学二十三、盲唖一、実科高女一）

師範学校、女子師範学校、浦和中学校、熊谷中学校、川越中学校、粕壁中学校、不動岡中学校、本庄中学校、松山中学校、浦和高等女学校、川越高女、熊谷高女、久喜高女、忍高女、熊谷農学校、実業補習学校、教員養成所、熊谷農業補習校、工業学校、蚕業学校、秩父農林学校、杉戸農学校、商業学校、賀須実科女学校、

川越市内四小学校

大宮、本畠、白子、志木、川口、槻川、原谷、中瀬、深谷、大宮（秩父郡）、忍、不動岡、賀須、同幼稚園、栗橋、吉川、杉戸、所沢、入間、浦和の各小学校、私立盲唖学校

七、千葉（小学校一〇及千葉市）

木更津、小糸、青堀、本納、佐倉、和田、酒々井、安食、松戸、野田の各小学校及千葉市内小学校

八、栃木（小学校二）

栃木第一、第二、尋常高等小学校

九、奈良（女学校一、小学校一）

県立宇陀高等女学校、松山小学校

一〇、三重（中等学校二、小学校）

津市内七小学校、（恭和、済美、育生、修成、養生、知敬、誠）の各小学校　宇治山田市　県立商業学校、高等女学校、市内各小学校

一一、愛知（小学校）

名古屋市内各小学校、豊橋市内各小学校、岡崎市内各小学校、南設楽郡新城小学校

一二、静岡（小学校八）

南中、松崎、仁科、田子、成美、菅沼、地頭方、下田の各小学校

一三、山梨（小学校）

甲府市内各小学校

一四、岐阜（中学校三、小学校二）

県立斐太中学校、本巣中学校、岐阜中学校、釜戸、付知二小学校

一五、長野（小学校二十九、中学校三、女学校四）

松本第二中学校、飯田中学校、須坂中学校

県立豊科、諏訪、篠ノ井、飯田、四高等女学校

長野市内　後町、城山、鍋屋田、加茂、山王、三輪、吉田、芹田、小牧、茂菅の各小学校及県下川岸、平野、長地、高島、永門、宮川、下諏訪、伊那富、中沢、富田、中箕輪、飯田、山本、富草、朝日、松川、会染、松代、森の各小学校

一六、宮城（小学校一、農林一）

村田小学校、柴田農林学校

一七、岩手（小学校一）

千厩小学校

一八、青森（小学校七、補習校一）

青森市内長島新町流町橋本四小学校

野辺地町内城内新町馬門三小学校及女子実業補習学校

一九、山形（師範二）

両師範学校

二〇、石川（小学校）

金沢市内、野町、野町第二、新竪町、菊川、石引、材木、味噌蔵、此花、芳斉、長土塀、長町、森山町、馬場、十一屋町、諸江、松ヶ枝、小将、高岡、瓢箪町の各小学校

二一、富山（小学校）

市内各小学校

二二、島根（小学校二）

大森小学校、津和野小学校

二三、岡山（商業一）

岡山商業学校

二四、広島（小学校一）

三津町小学校

二五、和歌山（小学校一）

内海小学校

二六、徳島（小学校八）

市場、小松島、里浦、池出、昼間、高川原、日和佐、牟岐各小学校

二七、香川（小学校二）

鴨部、与北、高等小学校

二八、福岡（小学校）

門司市各小学校、金田、上山田小学校

二九、大分（小学校）

西安校、高田、河内小学校

三〇、朝鮮（小学校二、高女一）

山手、若松両小学校、高等女学校

三一、秋田　県訓令にて規程はあれ共目下歯科医の設置なし。

一一、鳥取県歯科医師会の答申

（昭和二年・一九二七年）

県知事から「歯科衛生思想を普及せしむる良策如何」の諮問に対して次のように答申した。

答申書

緒　言

文化の発達に伴ひ人類の体質上退化の顕著なるもの先づ歯牙に指を屈せざるべからず。齲蝕の罹患率より見れば、欧米文明国に於ては、八十%乃至九十八%を算し、近時我国民の罹患率亦之れに匹敵せり、歯牙の排列不正も此率に比例し、歯槽膿漏の如き歯牙周囲組織の疾患も亦増加の傾向を示し、今にして之れが改善の方法を講ぜざれば人類体質の将来は暗澹たりと云はざるべからず。欧米諸国に於て所謂口腔衛生運動の勃興を見るに至り、過去三十年間華々しき発展を遂げたるは実に偶然にあらざるなり。

歯牙の疾患は、それ自身の苦患に止まらず、消化器疾患の原因をなすものなることは、古くより注意せられしが、輓近病理学の進歩は、種々なる全身疾病と歯牙疾病との間に、直接間接の因果関係あるものなること相次いで証明せられ、齲蝕及び口腔内の化膿性疾患は所謂「フォーカル」感染によつて、種々なる全身疾患を誘起すること確認せらるゝに至れり。之れ近時世界に於て口腔衛生の普及が一般衛生普及の基礎として重視せられ口腔疾患を除かば全身

疾患の五十%を減じ得べしと提唱せらるゝ所以なり。

今や衛生運動は治療本位より予防本位に移り、科学的には社会医学の創設となり、運動は宣伝より実際施設の普及に進めり。翻つて我国の事情を観れば、世界の趨勢に遅れ、未だ幼稚の域を脱せず。殊に口腔衛生運動は諸外国に於て恰も民族運動の観を呈し、官民協力して之れに当り、就中児童福利事業として、学童に対する歯科施設は、其普及と完備とを競ひ、ドイツに於ける結核予防協会の如きは、其事業の一半を之れに充つる等衛生運動に一新紀元を画するに至りしが、我国に於ては、僅かに全国歯科医師団体及び熱心なる歯科医師、乃至は少数篤志家の手に委ねられ、当局に於ける施設の見るべきものなく、従つて世人の注意も強く喚起せられず、一般の歯科衛生思想は遅々として発達を見ず、しかも輓近歯牙疾患の増加率に於て我国は世界に其比を見ざるなり。邦家の前途愈々多事なる、一たび想ひを国民子孫の上にめぐらせば竦然として寒心に堪えざるものあり。

本県当局がこゝに著眼せられ、諮問を発せられしは、本会の欣快措かざるところにして、すなはち総会の議決により、委員に附托して此成案を得たり。口腔衛生思想の普及は、単に宣伝のみを以て其実を挙ぐることは不可能なり、宣伝と同時に諸般の施設を普及完備せしむること最も肝要なり、希くは之れが実現につき御斡旋の労を吝まれざらんことを。

方策

甲　個人並びに公衆に対する歯科衛生思想普及の方策

一、各種の公的衛生講話会並に講習会に歯科を加ふること。由来一般に歯科医学を以て医学の一部門と誤解して軽視する傾向あり、論ずる迄もなく歯科医学は医学に対立する科学にして、殊に予防医学に於ては、其前線に立ちて衛生思想の基礎をなすものなれば、両者の思想が相関的に円満に普及せざれば、全身の保健衛生、更に進んで体質改善の目的を達成すること能はざるなり。

歯科衛生の広汎なる、今日一般世人の幼稚なる観念を開発するがためには、あらゆる機会を利用せざるべからず。

此意味に於て県若くは市町村、或は警察署等に於て主催する衛生講話会並に講習会に歯科の衛生講話を加ふる必要あり、「結核予防デー」に歯科を欠くが如きは時代錯誤の甚しきものなり。

二、婦人会、女子青年団等の会合には少くとも毎年一回以上歯科の衛生講話を聴かしめ又は衛生講習会を催さしむる様県当局より勧奨せられたきこと。

女子は男子に比して著しく歯牙疾患の多きは各国に於ける統計の等しく示す所なり家庭にある女子は、歯科衛生思想の涵養によりて此不良なる状態を改善することは比較的容易なりと信ぜらる。而して又日常の食物調理の上にも、栄養学並びに疾病予防の知識を応用すれば、家族全体の歯牙及体質を優良ならしむることゝなるべし。

然のみならず、小児養育の任に当るべき婦人に対しては、第一に母性の改善を計り、第二に育児上に必要なる歯科衛生思想を与ふることは、民族改善上重大なる意義あるものとす。

従来婦人会及び処女会に此方面に留意する者極めて稀少なるは、衛生思想の幼稚を物語るものにして、今や放任を許さゞるなり、之に対しては県当局より勧奨せらるゝこと最も有効なれば、速かに全県下に勧奨の方法を講ぜられたし。婦人会及女子青年団幹部講習会には毎回歯科衛生講話を聴かしむること。

三、青年団、在郷軍人会等にも歯科の衛生講話を聴かしめ又は衛生講習会を催さしむること。

青壮年の男子に歯科衛生思想を涵養することは、単に個人的の福利に止まらず延ては家庭的、社会的に衛生思想を普及する結果となるべし。

四、町村長会、学校長会等に於て歯科に関する社会的衛生施設及び学校衛生施設に就いて講演を聴取せしむること。

五、県庁に歯科衛生専任技術官を設置すること。

六、市町村に歯科衛生主任を定め、其集会を定期に催し、歯科衛生を研究せしむること。

七、口腔衛生「デー」の開催。

結核予防「デー」の如く口腔衛生「デー」を定め、当日は全県下に亙りて、口腔衛生に関する講演、活動写真、衛生展覧会等を催し、又「ポスター」、「パンフレット」の頒布をなす。

如上各項の実施に当りて、講師の斡旋等に就ては本会は出来得る限り便宜を計るべし。

【附　言】

公衆の歯科衛生思想に対する誤解又は軽視の一原因となるものは、所謂入歯師の跋扈なり、本県に於ても主要地に於ては漸次減少せりと雖も、未だ各地に其跡を絶たず、地方によりては殆んど公然門戸を張り、又は頻繁なる横行を許せる所あ

り、彼等は何等の専門的知識なきがため、世人の衛生思想を誤らしめ、又患者に対しては、病症を悪転せしめ、或は屢々危険なる病毒の感染を来さしむる等、保健衛生上恐るべき害毒を流しつゝあるは寒心に堪えず。

当局に於ては徹底的に是等非歯科医の取締を断行し、改過の認め難き者に対しては峻厳なる法の適用を望む。

乙　学校に急施を要する歯科衛生施設

学校に歯科の衛生施設を施し、衛生知識を涵養するは、組織的徹底的に訓育し得る点に於て、又一面に於ては児童、生徒を通じて家族及び社会に衛生知識を普及せしむる結果となる点に於て、口腔衛生思想普及上最も適確有効なる事業なり。

一、小学校に於ける歯科衛生施設

各国に於ける学童の齲蝕統計を検するに、今や文明国に於ては齲蝕率九十%乃至九十八%を算せり、本邦各地小学校に於ける統計亦之れに匹敵し、本県下に於ても今市町小学校に於ては九十四%高松小学校に於ては九十六%（大正十三年度）を示せり。小学校は全国民が必ず一度は通過すべき関門にして、殊に其入学より卒業迄の時期は恰も歯牙の交換期に当る、是れ真に人類歯牙の退化及歯牙疾患激増の救済に対して、大なる暗示を与ふるものに非ずして何ぞ。即ち此時期に於て適当なる衛生知識を与へ、交換期の乱雑なる口腔状態に向つて深密なる注意を払ひ、新に発生したる永久歯に保護を加ふれば、卒業期には立派なる永久歯列を整へ得るなり。世界に於ける口腔衛生運動の結論は期せずして此処に帰し、今や学童歯科施設は各国に於ける民族運動の観を呈するに至れり。本県に於ては、高松村小学校及今市町小学校の如く全国的に先鞭を付けたるものありと雖も、そは一部の例外にして、全般的に観察すれば極めて幼稚なるか乃至は全然未着手の状態にあり。県当局の御指導により速に本施設の普及を望む。

1、学校歯科医の制定

速かに県令を以て学校歯科医を制定せられたし。

2、学校歯科治療所の設置

学校歯科治療所には、校内に設くるものと校外に設くるものとの二種あり。校内歯科治療所（School dental clinic; Schulzahnklinik.）は最も望ましきものなれども、土地の状況によりては数ヶ町村組合、又は市内数校共同の校外学童歯科治療所を設くるも可なり、之れが創設費は、弐百円乃至千円にして、経費の出所は、市町村費を以てし、場合によりては一部或は寄附金による。本施設奨励のため県費の補助規程を制定せられたし。

【附】

本県下に於て学校歯科治療所を設置せるは、簸川郡高松村小学校及今市町小学校の両校にして、前者は大正十三年度より、後者は十四年度より治療を開始し、其成績は頗る見るべきものあり、大正十五年度高松村小学校卒業生は、尋常科高等科を平均して、齲蝕率三十四%に低下せり、是れ現在に於て本邦第一の成績なり。

3、洗口場設置

校内適当の場所に清潔なる洗口場を設け、児童をして自由に洗口及歯刷子使用を行はしむ。

「コップ」は各児童に所持せしむ。

4、定期の口腔診査及口腔状態統計の作製

毎年一回乃至二回定期に全校児童の口腔診査を行ひ、其成績を父兄に通知し、子弟の口腔状態並に其処置に就きて注意を与ふ。

学校に於ては診査の結果による口腔状態の統計を作製すべし。

全県下小学校に於て之れを統一せしむるやう県当局より指令せられたし。

【附】

県下に於て全校児童の定期的口腔診査を行へる小学校は、松江市の各校、簸川郡今市町小学校、高松村小学校、平田町小学校、大社町の二校等なり。

5、口腔衛生講話

学校歯科医又は専門知識を有する者に依嘱して、定期的に口腔衛生講話をなさしむ、更に進んでは之れを授業課目とし、学校歯科医又は歯科の衛生教育を受けたる教員をして之れに当らしむ。

6、歯磨教練

学校歯科医、又は適当なる歯科医或は歯科の衛生教育を受けたる教員に依嘱して正しき歯の磨き方を教へ、其実習を行はしむ。

7、口腔衛生「デー」の開催

前述の一般口腔衛生「デー」又は学校に於て適当なる時期に口腔衛生「デー」を開催し当日は口腔衛生に関する掛図、「ポスター」、模型等を陳列し、児童の父兄並びに一般の観覧を勧め衛生講話会等を催す。

8、父兄会には毎回口腔衛生講話或は児童の口腔状態報告をなす。

9、歯科衛生手又は歯科看護婦の配置

歯科衛生手（或は口腔衛生手）Dental Hygienist;（Oral Hygienist.）は歯牙疾患の予防的処置と、口腔衛生の教授との任に当るものにして、米国に於ては特定の法律の下に其資格を公認せり。英国に於ては学校看護婦に歯科の衛生教育を施し、学校歯科医を助けて学童歯科衛生の改善に努めつゝあり。学校歯科衛生の徹底を期すれば、学校歯科医の制定と共に歯科衛生手、又は学校看護婦の配置は最も必要にして之れが実現によつて初めて全校児童の口腔状態を常に注意するを得べし。

東京市に於ては既に之れを採用せる学校あり、本県に於ても他に率先して此制度を採用せられたし。

歯科衛生手（又は学校看護婦）の養成機関に関し、特定の制度を設け之れが経営者には県費の補助を与へられたし。

10、小学校教員に補充教育として口腔衛生学の一般を講ずること。

夏期休暇を利用して、歯科衛生講習会を催し、県下の各校より一名以上の教員を出席せしめ、口腔衛生の一般を講じ、出席者を以て各学校に於ける口腔衛生主任とし、学童歯科衛生に斡旋せしむ。

講習期間は一週間乃至十日間を必要とす。

11、学校歯科医会

学校医会と同一規程の下に島根県学校歯科医会を設くること。

二、幼稚園に於ける歯科衛生施設

世上一般乳歯に対しては、畢竟脱落交換するものとして、其の疾患等に対しても蔑視する傾向あり、是れ誤解の最も甚しきものにして、永久歯の完全なる発生は乳歯根の生理的吸収に俟つものなれば、従つて乳歯の健全を絶対必要とす。ミヘル氏が「乳歯に対して適当な保護を加ふるは天然痘に対して種痘を施すが如きものなり」と唱へしは翫味すべき至言なりと云ふべし。乳歯は三歳に完成して、十三四歳に於て交換を了する迄、約十ヶ年間世人の意想外に久しき期間口腔に存在するものにして、其間は身体の発育盛りに当り、乳歯の不良状態及口腔腐敗が如何に児童の健康を脅威するかは想像に難からざるなり。歯牙の交換期が春機発動期と共に、人生を通じて体質上最も薄弱なる時期なるは、口腔状態に基因するものならずんばあらず、而して又、乳歯の齲蝕による崩壊及之れによつて起る甚しき口腔腐敗は、新生したる永久歯を幾許もなくして齲蝕に陥らしむるは吾人の常に目撃する所なり。

翻つて幼稚園児童の歯牙状態を見れば、実に竦然たらざるを得ず。

大正十四年度に於ける今市町幼稚園児童歯牙検査の結果を見れば、各組九十八%乃至百%の齲蝕率を示し、殆んど全児童全滅の状態にあり、又一人平均齲歯数十三、五にして口腔内歯牙の過半は罹患せり。尚注意すべきは発生後間もなき六歳臼歯の齲蝕に陥れるもの亦少からず。

之れが救済策として、速かに左記の施設の実現を望む。

1、嘱托歯科医を置くこと

2、歯の衛生を童話等に托して教ふること。

3、歯磨教練及洗口実習をなすこと、毎日一回課程として之を行はしむ。

4、定期的に口腔診査を行ひ、口腔状態の統計を作ること。

5、歯の衛生に関する掛図、模型等を常に児童の目に触るる場所に置き説明を与ふること。

6、父兄に対しては、口腔診査の成績を通知し、父兄には児童の歯科衛生に関する注意を与ふること。

7、園内歯科治療所を設くるか、又は嘱托歯科医の許に通はしめて適当なる治療を受けしむること。

8、園内に洗口場を設置すること。

三、中等学校に於ける歯科衛生施設

中等学校の生徒は、既に大部分歯牙の交換を完了せる年齢にして、新しく完成したる永久歯列を有し人生に於て最も歯牙の完全なるべき時期なり、此時期に於て歯牙疾患を放任せんか、遂に完全なる歯牙の保全を期すべき期なからん。況んや統計によりて見るに、中等学校生徒に於ても歯牙疾患は決して尠からず。六歳臼歯を初め、第二大臼歯及上顎前歯、小臼歯等の齲蝕は、上級に至るに従ひ増加せるを見る、是によつて観れば中等学校に於ける歯科施設も決して等閑に付すべきものに非ずと信ず。

左記施設の実現を望む。

1、定期の口腔診査、及口腔状態統計の作製

2、口腔衛生講話又は講習を行ふ

3、口腔衛生「デー」の開催

4、学校歯科医の制定
5、校内歯科治療所の開設
6、洗口場の設置

各種中等学校に於ては一般的に右の施設を必要とすれども、就中師範学校並に女学校は特に歯科施設の意義重大なり。

師範学校

師範学校は小学教員の養成機関なれば、近き将来に於て急速の発展を見るべき小学校歯科施設に対して適当なる知識を与へざるべからず。

即ち師範学校に於ては、一般施設の外に、正課として歯科衛生の講義を課せられたし。

女学校

女子は十六歳以後逐年歯牙疾患の率を高むることは前記せるが如し、且つ将来の母性に対して、自身並に育児上必要なる歯科衛生知識を与ふるは極めて適切有効なり。女学校に於ては速かに前記の歯科施設を実現せしむべく県当局に於て指令を発せられたし。

丙　工場に歯科衛生施設を施すこと

輓近諸外国に於ては、学校歯科衛生施設に次いで工場歯科衛生施設の普及を見つゝあり、我国に於ては治療施設にのみ偏して予防施設の幼稚なる、殊に歯科の如きは此方面に於ては未だ全く閑却せられたる状態にあり。

工場に於ける多数労働者は、一般に知識程度低く、衛生思想極めて幼稚なるを免れず、疾病予防の観念はもとより、齲歯、歯槽膿漏、口腔腐敗等不良なる口腔状態を放擲して顧みず、之がため栄養の欠陥を来し疾病罹患率を高めつゝあるは憂慮すべきこと

となり。本年度より健康保険の実施により歯科診療を受くる者増加すべきも、単に個人的治療に止まらず、速かに歯科衛生施設の普及を計られたし。

工場に於ける歯科衛生施設として必要なる事項左の如し。

1、定期的口腔診査
2、歯科衛生講話をなすこと
3、口腔衛生「デー」の開催
4、工場歯科治療所の設置
5、洗口場の設置

【附】特殊職業に対する歯科衛生施設

1、菓子製造業者、同職工

菓子製造業者及同職工の歯牙の不良なるは世人の等しく認むる所なり、統計によって見るに、職工は一年を出でずして齲歯の数を増し、遂には甚だしき不良状態に陥るを常とす、而して一面には不潔なる口腔細菌は手指に附著し、製品に危険を与ふることなしとせず。

左記の取締を必要とす。

（イ）定期の口腔診査
（ロ）歯科衛生講話
（ハ）作業中「マスク」を用ひしめること
（ニ）手の消毒を励行せしむること
（ホ）洗口場を設けしむること

2、硫酸、曹達、燐、鉛、水銀、砒素等を製造又は応用する工場は、口腔歯牙に危険を与ふること最も甚し、事業主をして前項の施設を実施せしめ、県当局は之れに対して厳密なる監督をなすべし。

3、芸娼妓

芸娼妓はその生活の不規則と、衛生思想の幼稚とのため、多くは口腔状態不良なり。彼等は単に装身的に前歯部を磨き、金冠を装置するに努むれども、外観に触れざる部分は放任するを常とせり。加之接吻等により口腔の細菌並に黴毒等の疾病を感染せしむるの危険あり。

（イ）定期の口腔診査
（ロ）歯科衛生講話
（ハ）洗口場を設け、歯刷子の使用及洗口を励行せしむること

右の施設を速かに実現せしむる様県当局より指令を発せられたし。

4、接客業者

接客業者には定期の口腔診査を受けしむべし。

一二、歯科医師を学校衛生技術官として採用せられたしの建議

（昭和三年・一九二八年）

建　議　書

文部省学校衛生課ニ於テ学校衛生技術官トシテ歯科医師ヲ採用セラレタシ

右昭和二年十一月三日本会第三回定時総会ノ決議ニ依リ及建議候也

昭和三年一月十八日

日本歯科医師会長
血脇守之助

文部大臣水野錬太郎殿

理　由　書

学校歯科衛生ノ普及発達ニ関シテハ歯科衛生団体

ノ苦心尽力実ニ二十有余年ニ及ビ近時其成績見ルヘキモノアルニ至リ県令ヲ以テ学校歯科医ニ関スル規定ヲ設クルモノ七県ヲ数フルニ至リ候

若シ此際政府ニ於テ進ンデ積極的指導ヲ試ミラレタランニハ其急速ナル進歩ヲ来サンコト毫モ疑フノ余地ナシ誠ニ絶好ノ機運ニ際会セルモノナリト存候故ニ先ヅ学校衛生課ニ於テ学校衛生官トシテ歯科医師ヲ採用シ以テ其事ニ当ラシメラレンコトヲ希望スルモノニ有之候

一三、旭川市小学校歯科治療所

（昭和三年・一九二八年）

一、事業　早期に於ける歯牙治療、痛まぬ前に可及的早期に齲歯を発見して予防方法を採るので、これが為には、

（イ）定期口腔検査、定期身体検査の際当市歯科医師会に依嘱して口腔検査を施行し精密な検査票を作り、その状況を一般家庭に通知し、家庭と学校歯科治療所と協力の上治療を加へるのである。

（ロ）巡回診療、当市学校歯科治療所は巡廻式に組織され八校の小学校（北鎮を除く）を学級数に応じて一ヶ月或は二ヶ月間滞在の上低学年より高学年に向て診療する。巡廻診療の内容は次の通りである。

六歳臼歯の保護、咀嚼器官として、又顎骨発育の要石として最も重要なる六歳臼歯（第一大臼歯）に対して特に早期治療を実施する。

乳歯根吸収不全の抜去、永久歯が出齦せんとするにも拘らず、猶残留する乳歯は速に之を抜去して歯列不正を妨止し、顔貌を調へ、咀嚼を完全にし栄養を可良にする。

口腔衛生教育　歯牙に関する生理解剖の智識と、之を保護する衛生的智識を教養して、全身の健康と歯牙との密接なる関係を知らしむるのである。これが為に

（イ）口腔衛生講話、学年別に教材を作成し、受持教師と相談の上講話を行ふ。これには幻灯、又は活動写真を利用すれば理想的ではあるが未だその機運に至らず主として模型、「ポスター」を以て時に応じて教職員に行ふ場合がある。

（ロ）展覧会、口腔衛生上の「ポスター」、図画、綴方等児童の自作品等を陳列して、自発的に智識の向上を計らせる。

（ハ）歯「ブラシ」教練、歯の正しい磨き方を教授する。

（ニ）咀嚼教練、食物の何たるを問はず、食物を力強くよく嚙むと云ふ習慣をつけることは顎骨並に顔面の発育上極めて大切である。これには一回毎に顎骨に力を入れるために少しく頭部を前下方に下げ約三十回嚙ませて嚥下させる。

（ホ）含嗽教練、含嗽の方法を知らしむるには二通りある。口腔粘膜或は咽頭粘膜の消炎収斂を目的にする方法と、歯の清掃を目的とするものとである。学校に於ては歯牙を清掃する目的のもとに出来る限り力を入れてゐる。即歯間の汚物を洗去するには、強大な力で含嗽水を口中に於て運動せしめねばならぬ。

（ヘ）口腔衛生週間又は歯の衛生デー、新北門小学校でこれ等の計画を実行したが成績優良であった。

（ト）印刷物の発行、印刷物としては口腔治療記録の他に、歯の記録、これは治療所と家庭との連絡をとるもので、種々なる注意事項並に検査表等が記載されてゐる家庭への治療申込書、抜歯後の注意書、御注意書（亜砒酸の如き毒薬を貼付したる時）、歯の衛生「リーフレット」等を印刷してゐる。

二、治療成績（自昭和二年七月十一日　至同三年三月末日）

診療日数	一八〇日
診査人員	二、四七七人
延診査人員	四、三四八人
齲歯あるもの	二、四五六人
（但し齲歯あるものと抜去歯あるもののみを診療した結果かく多数あり）	
正中離開あるもの	四六七人
過剰歯あるもの	二一人
外科（主として膿瘍切開）	四一例
歯石除去	二五〇例
出血素質	八例
ハツチンソン氏歯牙	一二例
フールニエ氏歯牙	九例
「レントゲン」写真撮影	五例

（中　略）

三、職務ニ関スル規程

第一条　学校歯科医ハ小学児童ノ口腔衛生ニ関スル事務ニ従事ス其ノ職務ノ概目左ノ如シ

一、児童ノ歯牙検査及簡易ナル治療

二、児童並其ノ保護者ニ対シ口腔衛生ニ関スル思想ノ養成並ニ指導

三、其他口腔衛生上必要ナル事項

第二条　学校歯科医ハ其ノ治療ニ関シ一切ノ責任ヲ

負フモノトス

第三条　学校歯科医助手ハ学校歯科医ノ指揮ヲ受ケ之ヲ補助ス

等四条　児童ノ治療ヲ行ハムトスル場合ハ必ズ学校長ヲ経テ児童保護者ノ承諾ヲ得ルヲ要ス

第五条　学校歯科医ハ児童口腔衛生ニ関シ市長又ハ学校長ノ諮問ニ応ジテ意見ヲ述ベ又ハ自ラ意見ヲ提出スルコトヲ得

第六条　学校歯科医執務シタルトキハ其ノ状況所見等ヲ執務日誌ニ記載シテ学校長ニ提出シ必要アルトキハ市長ニ提出スルコトヲ得

第七条　学校歯科医ハ毎学期末ニ於テ該学期内ニ於ケル施設ノ概要ヲ学校長ヲ経テ市長ニ報告スヘシ

附　則

本規程ハ昭和二年七月八日ヨリ之ヲ施行ス

一四、麹町区学校歯科診療所規程

（昭和三年・一九二八年）

第一条　本区東京市番町尋常小学校及同上六尋常小学校内ニ学校歯科診療所ヲ置ク。

第二条　学校歯科診療所ノ目的ハ身体検査ノ結果歯牙疾患甚シク且保護者ハ之ニ対シテ治療ヲ怠レルモノノ中保護者ノ承諾ヲ経テ歯牙ノ抜去及治療ヲ施シ歯列ノ不正及齲歯ノ進行ヲ予防スルニアリ。

第三条　学校歯科診療所ニ於テハ麹町区市立小学校在学児童附属幼稚園幼児及実業学校生徒ニ限リ齲歯ニ対シテハ「ゴム」及「セメント」充塡、乳歯根ノ吸収不全ニ対シテハ抜歯ノ程度ニ止メ其ノ他ノ補綴方法ハ行ハザルモノトス。

第四条　学校歯科診療所ニ各一名ノ学校歯科医嘱託ヲ置キ当該学校衛生婦ヲシテ助手ヲセシムルモノトス。

第五条　受療者ヨリハ治療費ヲ徴セザルモノトス。

第六条　学校歯科診療所ハ休日ヲ除キ毎週月、水、金、午前十時ヨリ正午マデ之ヲ開ク。

参　考（二）

東京市訓令甲第十二号

麹町区役所

本市嘱託ノ学校幼稚園治療医執務規程左ノ通リ定ム

大正十三年四月二十八日

東京市長　永田秀次郎

治療医執務規程

第一条　本市嘱託ノ学校及幼稚園治療医ハ上司ノ指揮ヲ承ケ学校医ト協力シテ左ノ学校衛生ニ関スル事務ニ従事ス。

一、学校及幼稚園ニ於テ傷病者発生シタル場合ノ応急措置。

二、運動会、校外教授等ニ於ケル衛生ニ関スル事項。

三、学校伝染病予防及消毒ニ関スル事項。

四、学校及幼稚園ノ清潔方法実施ニ関スル事項。

五、児童生徒並園児ノ身体検査（就学前予備身体検査ヲ含ム）。

六、其ノ他特ニ必要ナル衛生事項。

第二条　前条ノ執務ヲ為シタルトキハ其ノ概要ヲ学校長に報告スベシ。

（参考）

昭和三年度麹町区市立小学校衛生費ノ概算

校名	一般ノ衛生費	歯科衛生費
番町	八月ヲ除ク十一ヶ月分	八月ヲ除ク十一ヶ月分
麹町	定期身体検査	定期口腔診査費
富士見	同印刷物	児童健康相談所
日比谷	同印刷物等ニ要スル費用支出	定期口腔診査費ハ一般衛生費ヨリ支出
上六		
永田町		
高等		
合計	九千五百二十一円	千五百四十円
各校平均	一ヶ年　千三百六十円 一ヶ月　百十三円	〃　二百二十円 〃　二十円

右の学校歯科診療所に於ける診療項目の大要左の如し。

一、定期口腔診査　日本歯科医師会制定の口腔診査票を使用す。

二、随時口腔診査　定期口腔診査は毎年四五月に於て之を行ふも其の以後に於て転校児童のありたる都度又は保護者より口腔診査齲歯歯列矯正の処置等の要求を受けたる場合其他必要に応じて之れを行ふ。口腔診査票は（一）に使用せるものと同じ。

三、歯牙の清掃　歯刷子の使用法に就て個人教授。含嗽法に就て個人教授。

四、齲歯の治療

五、充　塡

（イ）「ガツタパーチヤ」充塡。

（ロ）「セメント」充塡。

（ハ）「アマルガム」充塡。

六、抜　歯

(イ)乳歯根の吸収不全。
○継承永久歯の萌出を見若く其の徴候あるものにて障碍となれる交換期の乳歯。
○残根状態となり或は転位して永久歯に接触して弛緩動揺の為めに汚物を停滞し易く不潔となり軟組織の疾患永久歯齲蝕歯の初発徴候を認めたる場合。
○脱落期に近く乳歯根の裸出せるもの。
○一顎の永久歯は萌出完了せるも対顎乳歯の残存せる場合は特に考慮して抜去を行ふ、Xレー診査を必要とすることあり。
(ロ)永久歯の齲蝕残根。
○年齢其他を考慮して抜去を行ふ。
Xレー診査を必要とすることあり。
七、Xレー診査　学校歯科診療所に於てはXレー診査の設備なき故他に之を依嘱の方法を採ること。
八、口腔軟組織の疾患の治療。
九、含嗽剤罨法剤或は内服薬の投与。
○六及七の場合必要に応じて含嗽剤罨法剤若くは内服薬の投与。
十、此外医員の必要と認めたるもの。

一五、学校歯科衛生施設一覧表　(昭和四年(一九二九年)七月、日本歯科医師会調)

道府県	道府県令発令年月日	道府県令以外ノ学校歯科医嘱託又ハ学校歯科診療所ニ関スル規定ノ有無	学校歯科医会設立ノ有無	学校歯科医数並嘱託医数及ビ校数 歯科医又ハ嘱託医数	学校数	学校歯科診療所ノ数 巡廻式	固定診療所	移動診療所
北海道		旭川市小学校歯科医職務ニ関スル規程		札幌 一	札幌市全小学校 一九	一三		
				函館 二		二		
				小樽 五	一〇			
				旭川 四	三	七		一
				池田 一	一			
				一〇	一一			
				一〇	一一			
青森県	大正一四、三、二〇							
岩手県								
秋田県	大正一五、三、三一							
宮城県	昭和三、五、一四							
山形県	昭和三、九、一九							
福島県	昭和三、七、四							
新潟県								
茨城県								
栃木県								
群馬県	昭和三、六、九							
千葉県	昭和三、二、六		埼玉県学校歯科医師会	北海道歯科医師会小樽支部 二〇	二四	二	一	二
埼玉県	大正一四、四、一四			二五	二六			
				一七	一一			
				三	三			
				一〇四	一一九			

| | | |

佐賀県	大正一五、七、一六	佐賀県学校歯科医会	七一	八九	二
長崎県			八	八	
大分県			拾数名アリ		
熊本県	昭和 三、一、一三		九	一三	
宮崎県	昭和 二、五、一〇		一一	一一	一
鹿児島県	昭和 四、六、二五		三	三	
沖縄県					

（東京府ニ於テモ昭和四年十二月ニ於テ学校歯科医ニ関スル府令発布セラレタリ）

一六、学校歯科医制度に関する答申

（昭和四年・一九二九年）

予て日本歯科医師会から「学校歯科医の制度に関する件」の諮問を受けてゐた同会歯科医制調査部及歯科衛生調査部は其の委員会に於て慎重審議の結果左記要項の通り議定し参考書類を添へて去る十月九日同会に答申した。

要　項

一、勅令を以て学校歯科医令を公布せらるる様政府当局に建議すること。

省令を以て学校歯科医職務規程を設け生徒児童の歯牙口腔の検査歯科衛生上の監督指導等に関する事項の外特に歯牙口腔疾患の治療を担当せしむることを該規程中に加へらるゝ様主張すること。

三、学校歯科治療機関としては各学校内に歯科診療室を設置するを原則とすること。

四、身体検査規程を改正し歯牙に関する検査の範囲を拡張し且つ体格検査票の記載欄を増加し歯牙口腔に関する事項を記載すること。

五、勅令に依る学校歯科医令公布に至るまで道府県令又は訓令を以てする学校歯科医設置を促進する為基準規定案を示し未だ発令なき道府県の歯科医師会を督励すること。

以上

参　考

（甲号）

学校歯科医設置に関し政府当局に建議すべき事項

一、勅令を以て速に学校歯科医令を公布せられたし。

二、学校歯科医令を以て定められたるもの〻外学校歯科医執務其他に関する必要なる事項は省令を以て規定せられたし。

三、身体検査規定（省令）を改正し身体検査は学校医及学校歯科医をして之を行はしめ且つ歯牙に関する検査の範囲を拡張の上歯牙口腔検査票（別表の如きもの）を作成し記載、保管に関する規定を設けられたし。

四、学校看護婦を設置しある地方に於ては学校歯科医をして歯科衛生に関する講習を施さしめ且つ其指導の下に歯科的疾病の予防処置等を補助せしむるの規定を設けられたし。

五、学校歯科医令及執務規定其他には左の各項を包含せらるゝ様制定せられたし。

イ、各学校に学校歯科医を置くこと。

但し特別の事情ある場合当分之を置かざることを得る除外例を設くること。

ロ、学校歯科医は歯科医師法による歯科医師たるべきこと。

ハ、学校歯科医は学校医と協力して専ら学校に於ける口腔衛生に関する事務に従事せしむること。

ニ、学校歯科医の嘱託並に解嘱は官立の学校にありては学校長、公立の学校にありては地方長官、私立の学校にありては設立者をして之を行はしむること。

ホ、学校歯科医嘱託及解嘱に関する手続上の規定を設くること。

ヘ、学校歯科医職務の概目を定むること。

例へば

（一）生徒児童の定期口腔検査。

（二）交換期に於ける乳歯の処置。

（三）口腔疾患に対する予防処置及簡易なる治療。

（四）歯痛に対する応急処置。

(五)初期齲蝕に対する治療及充塡。
(六)生徒児童及保護者に対する口腔衛生の講話並に実示。
(七)生徒児童に対する口腔衛生上の監督及指導。
(八)其他口腔衛生上必要なる事項等。
ト、学校歯科医をして学校歯科衛生に関し監督官庁市町村長設立者又は学校長の諮問に応じて意見を答申せしめ又建議することを得せしむること。
チ、学校歯科医執務日誌を学校医執務日誌に準じ作成すること。
リ、学校歯科医をして調査したる事項、執務の状況等の大要を執務日誌に記載せしむること。
ヌ、学校には学校歯科医執務室を設け執務に必要なる器械、器具、薬品、材料、必要なる帳簿其他を備へしむること。
ル、学校歯科医には当該学校の経費より相当の手当を支給せしむること、但し特別の事情ある場合に於ける除外例を設くること。
ヲ、学校歯科医の公務出張に要する旅費に関しては学校医の例に依ること。

(乙号)

道府県令を以てする学校歯科医設置及職務に関する基準規定案

第一条　公私立学校ニ学校歯科医ヲ置ク
但シ特別ノ事項アル場合ニ於テハ当分ノ内之ヲ置カザルコトヲ得

第二条　学校歯科医ハ歯科医師法ニ依ル歯科医師タルベシ

第三条　学校歯科医ハ道府県立学校ニアリテハ学校長其ノ他ノ公立学校ニアリテハ管理者ノ申請ニ依リ知事(北海道長官)之ヲ嘱託又ハ解嘱ス
私立学校ニアリテハ設立者之ヲ嘱託又ハ解嘱シ其ノ都度第四条第五条ノ事項ヲ知事ニ報告スベシ

第四条　学校歯科医ヲ嘱託セムトスルトキハ道府県立学校長又ハ公立学校管理者ハ左ノ各項ヲ具シ当該歯科医師ノ履歴書及歯科医師免許証写ヲ添ヘ知事ニ申請スベシ
一、嘱託ヲナスベキ学校名
二、歯科医師ノ住所氏名生年月日
三、支給セントスル手当年額

第五条　学校歯科医ノ嘱託ヲ解キ又ハ手当ヲ変更セントスルトキハ道、府、県立学校長又ハ公立学校管理者ハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ申請スベシ

第六条　学校歯科医ハ学校医ト協力シテ専ラ学校ニ於ケル口腔衛生ニ関スル事務ニ従事スベシ

第七条　学校歯科医職務ノ概目左ノ如シ
一、生徒児童ノ定期口腔検査及簡易ナル治療
二、生徒児童ニ対スル口腔衛生上ノ監督及指導
三、生徒児童及父兄ニ対スル口腔衛生ノ講話並ニ実示
四、其ノ他口腔衛生上緊要ナル事項

第八条　学校歯科医ハ調査シタル事項、執務ノ状況等ニツキ其ノ大要ヲ歯科医執務日誌ニ記載シ其ノ都度学校長ニ提出スベシ学校歯科医執務日誌ハ学校医執務日誌ニ準ジ作製スベシ

第九条　学校歯科医ハ学校ニ於ケル歯科医事衛生ニ関シ知事、管理者、設立者又ハ学校長ノ諮問ニ応ジテ意見ヲ述ベ又ハ建議スルコトヲ得

第十条　学校歯科医ニハ相当ノ手当ヲ支給スベシ
但シ特別ノ事情アル場合ハ当分ノ間之ヲ支給セザルコトヲ得学校歯科医公務ノ為出張シタル時ハ旅費ヲ支給スベシ、之ノ場合ハ学校医ノ例ニ依ル。

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(丙号)

学校医の職務規定中に治療に関する事項なきにかゝわらず学校歯科医に対しては之の方面をも担当せしむるの規定を設くる必要ある理由。

一、交換期に於ける乳歯の処置は家庭に於て最も閑却せられ易きものにして殊に疼痛なき場合等に於ては殆んど放任せらるゝの状況にあるを以て学校歯科医に於て充分監視を怠らず其の時期に応じて適切なる処置を講ずるに非ざれば終には歯列及咬合の不正を招来し咀嚼力を低下するに止まらず鼻咽喉、頭脳、顔貌等に悪影響を及ぼし且つ齲蝕発生の最も著しき誘因となるものなり。

二、齲蝕に対する治療は其の初期に於て之を行ふことの最も適切にして且つ効果著しきは多言を要せざるところにして殊に乳歯に於て然りとす。殊に此の時期に於ては疼痛を訴ふること少きか又は全く之を欠如せるを以て保護者はもとより本人に於ても不識不知の間に経過し又学校に於ける口腔診査に際し発見せられ且つ注意を与へられたりとするも疼痛なき初期齲蝕の時期に於て、他の歯科臨牀家より診療を受くるものは極めて稀にして荏苒治療上の好期を逸し全治すべきものをも不治なる状態に導き身心の発育最も旺盛なる時期に於て生徒児童の栄養を阻害すること甚だ大なり、之れ初

期齲蝕に対し学校歯科医の処置を要すること最も緊要なる所以なり。

三、慢性なる歯牙、歯齦、顎骨、粘膜其他の口腔疾患が疼痛を欠如せること多きが為め生徒児童に対し不識の間に全身感染の機会を与へ身体を虚弱ならしむるのみならず脳神経系統消化器系統其他に恐るべき障碍を及ぼすこと多きは誠に憂ふべき現象にして之等に対する監視と警告と応急処置とは必要欠くべからざることに属す。

而して口腔に現出する全身疾病の局所症候を早期に発現することは児童将来の保健上最も重要なる問題にして此の点歯科衛生上等閑に附せられたる事項にして今後最も注意を要するところなり。

四、歯牙口腔疾患の生徒児童頭部及顔面に及ぼす影響の如何に大なるかは既に学理に又実際に認識せられつゝあるところにして其知能的及容貌的均斉なる発達を遂げしむる為め学校歯科医に於て之等に対する一定の注意と積極的処置を講ずることは誠に適切にして其の価値大なるものなり。

以上の理由に依るも学校歯科医が療病的方面にまで関与することの必要なるは極めて当然なる事柄にして欧米各国に於ける学校歯科施設皆然り、況んや口腔衛生思想幼稚なる我国に於て一層其の必要大なるものあるを感ずるものなり。

（附言）一部の論者は曰く。

勅令に依る学校歯科医を設けずして学校医のもとに歯科治療医を置き口腔衛生事務に当らしめ或は学校歯科医を置くも治療方面は事情に依り治療医を別に嘱託せしむるを以て足ると。

然れどもこは極めて皮相の見解にして医師法に対し歯科医師法の厳として存する如く医師及歯科医師は各其の特異の地歩を占め互に独立し今日は既に学校医に学校歯科医を従属せしむるの時代に非ずして飽くまで独立対等の学校歯科医を置き最も緊要なる学校歯科衛生上の調査、研究に専念せしめ其の改善発達を助長することこそ真に生徒児童の健康増進を確立する所以なり且つ生徒児童の口腔衛生上の監督、検査、調査、及指導に当り或は継続的観察を行ふは当然学校歯科医としての権限に属せしむべきものなり、なほ又上来記述したる如く学校歯科衛生上治療方面は之を除外し能はざる所謂不可分の関係にあるを以て速に勅令に依る学校歯科医を設置するは勿論学校歯科医をして口腔疾患の予防、治療方面をも担当せしむるを以て最も当を得たるものなりと信ずるものなり。

（丁号）

学校歯科医執務に要する設備器械薬品材料等の費用捻出に関する件

一、市町村並に設立者に於て之を支弁すること。

二、自治体のみの支弁に任かせず国庫が其の一部を補助すること。

三、保護者会其他よりの寄附金によること。

（甲号の二）

学校歯科医設置に関し政府当局に建議すべき事項

案の追加として

第三項中の歯牙口腔検査票は日本歯科医師会制定のものを使用す。

之れを身体検査票に記載するに当りては先づ文部省令に因る身体検査票中「歯牙」の欄を左記の通り訂正せられたきこと。

歯牙口腔概評	齲歯	乳歯	上顎	下顎	計
		永久歯	上顎	下顎	計
		合計			

（上記ト同様ニ以下八欄ヲ設ケ尋常一年ヨリ高等二年マデ使用シ得）

注　齲歯数は算用数字を以て記入すること

従来歯科医師は口腔診査に当り詳細なる診査をなせども如何せん身体検査票の不備のために乳歯及永久歯の齲歯数だに記載することを得ず して当該票「歯牙」の欄に只有無を記載するのみ。故に齲歯一歯あるも「あり」齲歯十歯あるも「あり」にて不徹底も甚しきものなり。而して保護者への通信簿若くは通知表には之の身体検査票に準拠して「齲歯」欄に同様「有無」を記載するのみなれば保護者に於ては児童が幾本の齲歯を乳歯及び永久歯の何れに於て有するかを知り難し。

尤も定期口腔診査の際診査に干与せる歯科医師は別表として保護者に診査通知をなすと雖も事実上該通知は其の時のみにて等閑に附せられ通知表若くは通知簿の如く永久に保管せられず。

仍て永久に保管せらるべき通知表若くは通信簿には身体検査票の訂正欄の記載に準拠し猶ほ身体検査票中発育欄と概評と同様口腔概評をも別紙口腔診査票により併せて記載する時は保護者並に児童に対して一層の注意を喚起するを以て児童の保健衛生上忽にすべからざる所以なり。故に迅速に前述の如く身体検査票を改正せられんことを期す。

猶ほ之の改正欄を毎年記入する時は第一年生より高等二年生迄八ヶ年間使用せらるゝを以て一見して

齲歯数の各年度に於ける増減を知り口腔衛生の概評を見て之れを比較し顧慮せざる児童に対しては身体検査票中「監察の要否」或は「本人に対する注意」欄に於て之を注意せしむることを得。

（診療設備に関する参考）

（甲……完全なるもの）

学校歯科診療所設備費

一金五百八拾弐円八拾銭也

内訳

金五百拾壱円五拾銭　器械

金四拾六円参拾銭　材料

金弐拾四円九拾五銭　薬品

学校歯科診療所要器械、材料、薬品概算書

備品の部

名称	員数	単価	小計	摘要
学童用昇降鉄骨椅子「シングル」水道「スピットン」	一	二五〇〇	二五〇〇	
鉄骨製三段硝子卓子	一	二六〇〇	二六〇〇	椅子取付
木骨製四方硝子器械戸棚	一	二六〇〇	二六〇〇	
二段型消毒器	二	一六〇〇	三二〇〇	
汚物容器	二	八〇	一六〇	「サニカン」
卓上汚物容器	一	一一〇	一一〇	
綿花容器	一	二五〇	二五〇	
「ガーゼ」容器	一	三〇〇	三〇〇	薬瓶八個付
薬瓶並ニ同「スタンド」	一	二一〇	二一〇	
卓上瓦斯「バーナー」	一	一一〇	一一〇	
酒精灯	一	一一〇	一一〇	
「アルカンサスストーン」	一	一八〇	一八〇	
水銃	一	一五〇	一五〇	
「セメント」練板	一	三五	三五	
「アマルガム」乳鉢、乳棒	一	七〇	七〇	
水銀容器	一	三五	三五	
足踏「ケーブルエンヂン」	一	三〇〇〇	三〇〇〇	
直「ハンドピース」	一	八五〇	八五〇	「スリープジョイント」式
曲「ハンドピース」	一	六〇〇	六〇〇	〃
「ピンセット」	六	三五	二一〇	口腔診査兼用
歯鏡	三〇	三五	一〇五〇	口腔診査兼用
気銃	一	八〇	八〇	同
「エキスプローラー」	三	四〇	一二〇	2 3 6 7 9
「スケーラー」	五	五〇	二五〇	82 85
「チゼル」	二	五〇	一〇〇	3 10 25 27 63
「エキスカベーター」	八	五〇	四〇〇	64 65 66
「ブローチホルダー」	三	三〇	九〇	「ガーゼ」○
鋏子	一	八五	八五	
練成充塡器	二	四〇	八〇	
「セメントスパーチユラ」	二	八五	一七〇	
「アマルガム」充塡器	二	四〇	八〇	
「バニツシヤー」	一	五五	五五	
乳歯用鉗子	五	一一〇	五五〇	
「エレベーター」	三	一八〇	五四〇	
消毒皿	二	一一〇	二二〇	磁器製
歯齦剪	一	二一〇	二一〇	
注射器消毒器	一	八五	八五	
二ツ掛手洗台	一	四五〇	四五〇	
金属製「コツプ」	一〇	九〇	九〇〇	
同上容器	一	一〇〇〇	一〇〇〇	
麦粒鉗子	一	一八〇	一八〇	
「エンジンオイル」容器	一	三〇	三〇	
歯齦刀	二	九〇	九〇	
合計			五二五五	

消耗品の部

名称	員数	単価	小計	摘要
注射器	四	七〇	二八〇	1cc 2cc 各二個
注射針	二、五打	八〇	二〇〇	1/2 1/4 1/2 二打
「バー」	三打	三〇〇	九〇〇	ストレート用二打コントラ用一打
「ドリール」	二	八〇	一六〇	
「マンドリール」	一打	一一〇	一一〇	
「スムースブローチ」	一打	八〇	八〇	
「ユレカクレンザー」	一打	一一〇	一一〇	
「カーボランダムホイール」	五	二〇	一〇〇	
「ペーパーヂスク」	三	三〇	九〇	
「フロスシルク」	一	五五	五五	
「ロビンソンブラシ」	1/2打	一一〇	一一〇	
「ナメシ」皮	一	四〇	四〇	
「ストツピング」	一	二〇	二〇	半瓦入
水銀	1/2	三〇	三〇	
「アマルガムアロイ」	一	五〇〇	五〇〇	T、C
「セメント」	一	一〇〇〇	一〇〇〇	
「ガツタパーチャ」	三枚	五五	一〇五	
綿花	一包	九〇	九〇	

「ガーゼ」	一反	四〇	四六三	
油紙	一箱	二〇	一〇	
繃帯				
合計				

薬品の部

沃度丁幾	一「ポンド」	二五	二五	
「キヤンフエニツク」	一「オンス」	八〇	八〇	
沃度「グリセロール」	一〃	一〇三号	一〇三	
「アンチフオルミン」	一〃	三五	三五	
丁香油	一「オンス」	四〇	四〇	
石炭酸	一「ポンド」	九〇	九〇	
無水「アルコホル」	一〃	一五	一五	
過酸化水素	一〃	五〇	五〇	
昇汞錠	一本	一〇〇入	五五	
「コカイン」粉末	一〃	五瓦入	四〇〇	
「ノボカインアンプール」	五打	一〇〇	五〇〇	
酒精	一「ポンド」	九五	九五	
「ヨードフオルム」	一「オンス」	一〇〇	一〇〇	
「アスピリン」	一〃	一〇〇	一〇〇	
重曹	一「ポンド」	一七	一七	
「シオン」含嗽錠	一	一〇〇百錠入	九〇	
「サンダラツク」	一本			
合計			二四五	

（乙……中等度のもの）

学校歯科診療所設備費

一金参百四拾円拾銭也

内訳

金弐百六拾八円八拾五銭　器械

金四拾六円参拾銭　材料

学校歯科診療所所要器械、材料、薬品概算書

備品の部

名称	員数	単価	小計	摘要
鉄骨簡易治療椅子	一		八五〇〇	
鉄骨製二段硝子卓子	一		一三〇〇	
木骨製四方硝子器械戸棚	一		二六〇〇	
二段型消毒器	一		一六〇〇	
汚物容器	一		六〇〇	「サニカン」
卓上汚物容器	一		八〇	
綿花容器	一		一三〇	
「ガーゼ」容器	一		二五〇	
薬瓶並ニ同「スタンド」	一		三〇〇	薬瓶八個付
酒精灯	一		二〇	
「アルカンサスストーン」	一		一八〇	
水銃	一		五〇	
「セメント」練板	二	二五	五〇	
「アマルガム」乳鉢乳棒	一		七〇	
水銀容器	一		三五	
足踏「ケーブルエンヂン」	一		三五〇〇	
曲「ハンドピース」	一		六〇〇	
「ピンセツト」	六	三五	二一〇	口腔診査兼用
歯鏡	三〇	三五	一〇五〇	口腔診査兼用
気銃	一		八〇	
「エキスプローラー」	三	四〇	一二〇	同
「スケーラー」	五	五〇	二五〇	
			2	
			3	
			6	
			7	
			9	

「チゼル」	二	五〇	一〇〇	82
「エキスカベーター」	八	五〇	四〇〇	85
「ブローチホルダー」	三	三〇	九〇	3
鋏子	一	八五	八五	10
練成充塡器	二	四〇	八〇	25
「セメントスパーチユラ」	二	八五	一七〇	27
「アマルガム」充塡器	二	四〇	八〇	63
「バニツシヤー」	一			
乳歯用鉗子	五	一一〇	五五〇	
「エレベーター」	三	一八〇	五四〇	
消毒皿	二	一一〇	二二〇	
歯齦剪	一		一三〇	
注射器消毒器	一		八五	
二ツ掛手洗台	一		四五〇	
金属製「コップ」	一〇	九〇	九〇〇	
同上容器	一		一〇〇	
麦粒鉗子	一		一〇〇	
「エンジンオイル」容器	一		三〇	
歯齦刀	二		九〇	
合計			二六八八	

消耗品の部

甲……と同断

薬品の部

甲……と同断

丙……簡易なるもの

学校歯科診療所設備費

一金弐百弐拾六円参拾五銭也

内訳

金壱百五拾五円拾銭　器械

金四拾六円参拾銭　材料

金弐拾四円九拾五銭　薬品

学校歯科診療所所要器械、材料、薬品概算書

備品の部

名称	員数	単価	小計	摘要
木製治療椅子	一		五五〇〇	
鉄骨製二段硝子卓子	一		一〇〇〇	
二段型消毒器	一		一六〇〇	
綿花及「ガーゼ」容器	一		二五〇	
薬瓶並ニ「スタンド」	一		三〇〇	
酒精灯	一		一〇〇	
水銃	一		五〇	
「セメント」練板	一		二〇	
「セメント」篦	一		五〇	
「アマルガム」乳鉢乳棒	一		七〇	
水銀容器	一		三五	
足踏「ケーブルエンヂン」	一		三〇〇〇	コントラ付
ピンセット	二	三五	七〇	
歯鏡	一〇	三五	三五〇	
気銃	一		八〇	
「エキスプローラー」	二	四〇	八〇	
「スケーラー」	五	五〇	二五〇	
「チゼル」	二	五〇	一〇〇	
「エキスカベーター」	六	五〇	三〇〇	
「ブローチホルダー」	二	三〇	六〇	
練成充塡器	一	四〇	四〇	
「アマルガム」充塡器	一	四〇	四〇	
「バニツシヤー」	一		四〇	
乳歯用鉗子	五	一〇	五〇	
「エレベーター」	三	一六	五〇	
消毒皿	一		一〇	
歯齦刀	一		一〇	
歯齦剪	一		一〇	
注射器消毒器	一		五〇	
金属製「コップ」	五		二五	
麦粒鉗子	一		五	
「エンヂンオイル」容器	一		五	
合計			一五一〇	

消耗品の部

甲……同断

薬品の部

乙……同断

一七、学校歯科医及幼稚園歯科医令

（昭和六年・一九三一年）

朕学校歯科医及幼稚園歯科医令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和六年六月二十二日

内閣総理大臣　男爵　若槻礼次郎

文部大臣　田中　隆三

勅令第百四十四号（官報　六月二十三日）

学校歯科医及幼稚園歯科医令

第一条　各学校ニ学校歯科医ヲ置クコトヲ得

第二条　学校歯科医ハ学校ニ於ケル歯科衛生ニ関スル職務ニ服ス

第三条　学校歯科医ハ官立ノ学校ニ在リテハ学校長、公立の学校ニ在リテハ地方長官、私立ノ学校ニ在リテハ設立者之ヲ嘱託ス

学校歯科医ハ歯科医師（歯科医師法第十一条ノ二ノ規定ニ該当スル医師ヲ含ム）タルコトヲ要ス

第四条　学校歯科医ハ学校ニ於ケル歯科衛生ニ関シ監督官庁、市町村長（町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキ者トス、以下同ジ）又ハ学校長ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ

学校歯科医ハ学校ニ於ケル歯科衛生ニ関シ監督官庁、市町村長又ハ学校長ニ建議スルコトヲ得

第五条　学校歯科医ニハ当該学校ノ経費ヨリ相当ノ手当ヲ給スベシ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第六条　本令ニ定ムルモノノ外学校歯科医ノ執務其ノ他ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

第七条　各幼稚園ニ幼稚園歯科医ヲ置クコトヲ得

第二条乃至前条ノ規定ハ幼稚園歯科医ニ付之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

明治三十九年五月二日公布法律第四十八号歯科医師法抄録

第十一条ノ二　医師ニシテ特ニ内務大臣ノ許可ヲ受ケ歯科専門ヲ標榜シ又ハ歯科医業中金属充塡、鋳嵌、義歯、歯冠継続及架工、歯列矯正、口蓋補綴ノ技術ニ属スル行為ヲ為ス者ハ第四条ノ二第八条第一項第三項第九条第二項及第九条ノ三第二項ノ適用ニ付テハ之ヲ歯科医師ト看做ス

一八、学校歯科診療制度の答申

（昭和六年・一九三一年）

我国に適切なる学校歯科診療の制度に関する答申書

昭和五年九月二十七日附御諮問相成候学校歯科診療の制度に関する件は本調査部委員会に於て慎重審議の結果左記成案を得候間此段及答申候也

昭和六年十一月三日

日本歯科医師会歯科衛生調査部部長　岡田満

日本歯科医師会長　血脇守之助殿

左記

本邦に適切なる学校歯科診療の制度に就て

学校歯科診療に於ては歯牙及口腔疾患の予防を基礎として処置することを主眼とし、其の制度に就ては「学校歯科「クリニック」制度」の設置を原則となすべし、但し土地の情況又は其の他の事情に依り「学校歯科「クリニック」制度」採用の不可能の場合は、「自由選択制度」又は「巡回診療制度」を採用するも亦一方法なり。以下は小学校及幼稚園に於て適用さるゝものとす。

第一、学校歯科「クリニック」制度

一、各学校内に歯科「クリニック」を設置すること。

二、一校一名以上の学校歯科医によつて診療を行ふ。

三、診療の範囲は学校歯科医の勤務日時数によつて考慮を要するも次の如く限定するを可とす。

イ、交換期に於ける乳歯の抜去。

ロ、永久歯殊に六歳臼歯の早期齲蝕の治療充填。

ハ、乳歯の早期齲蝕の治療充填。

ニ、応急処置。

ホ、其他予防上必要なる処置。

四、診療は一定の方針の下に行ふを可とす。即ち診療日時数により決定すべきものにして、一年を通じて学校内に於て診療の可能なるは四十週内外に過ぎざれば（休暇休日を除き）仮に出勤回数一週二回、一回二時間として僅に百六十時間なりとす。故に此時間を全部診療に費すも到底全学年の児童を取扱ふこと不可能なり。依て最初第一学年の児童に就て徹底的に行ひ、漸次上級に及ぶを可とす。学校歯科医の勤務日時数に就ては事情により一定する能はざるべく、それによつて診療方針を樹つること論を俟たず。

五、診療の設備及び維持費消耗品費等は自治体又は学校によつて支弁せらるゝを原則とするも、適宜保護者会等によつてなさるゝも可なり。

六、診療に対する料金は無料を原則とす。

第二、自由選択制度

学校内に於ける診査の結果児童をして開業医に就き治療を受けしめる制度なり、此の制度に於ては次の如き方法を可とす。

一、診療範囲の限定

特に必要なる範囲に限り学校より強制して治療を受けしむ即ち

イ、交換期に於ける乳歯の抜去。

ロ、永久歯殊に六歳臼歯の早期齲蝕の治療及充填。

ハ、乳歯の早期齲蝕の治療及充填。

ニ、其他特に必要なる処置。

二、診療報酬

診療報酬の額並に其支払方法は自治体と歯科医師会又は其支部と協定するを可とす。

三、治療の完了せる場合には治療医は其旨を証明し学校に申告するものとす。

第三、巡回診療制度

一、診療設備

イ、器械一式を携行するもの。

ロ、各学校に設備するもの。

ハ、診療期間中其の学校内に備へるもの。

二、其他の事項は前同様なり。

一九、学校歯科医職務規程

（文部省令第二号　昭和七年二月一日・一九三二年）

学校歯科医職務規程左ノ通定ム

学校歯科医職務規程

第一条　学校歯科医ハ学生生徒児童身体検査規程ニ依リ学生生徒児童ノ歯牙検査ヲ行フヘシ

第二条　学校歯科医ハ其ノ担当学校ニ於テ学生生徒児童ノ齲歯其ノ他ノ歯牙疾患ノ予防上必要ナル診査並処置ヲ行フヘシ

第三条　学校歯科医ハ学校長ノ請求ニ応シ学生生徒児童又ハ其ノ保護者等ニ対シ歯科衛生ニ関スル講話ヲ為スヘシ

第四条　学校歯科医ハ学校ニ於ケル歯科衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ管理者又ハ学校長ニ申告スヘシ

第五条　学校歯科医ハ其ノ執務ノ大要ヲ学校歯科医

執務日誌ニ記入シ其ノ都度学校長ニ提出スヘシ

第六条　学校歯科医ハ本令ニ掲クルモノノ外官立学校、公私立ノ大学、高等学校及専門学校ニ在リテハ夫々当該学校長、其ノ他ノ学校ニ在リテハ地方長官ノ命ヲ承ケ学校ニ於ケル歯科衛生ニ関スル職務ニ従事スヘシ

第七条　本令ノ実施ニ関シ必要ナル規程ハ官立学校、公私立ノ大学、高等学校及専門学校ニ在リテハ夫々当該学校長、其ノ他ノ学校ニ在リテハ地方長官之ヲ定ムルコトヲ得

第八条　幼稚園歯科医ノ職務ニ付テハ前各条ノ規程ヲ準用ス

二〇、学校歯科医ヲ置ク学校（昭和七年・一九三二年三月調査）（日本歯科医師会調査部調）

道府県	幼稚園	小学校	男子中等学校	女子中等学校	其他	合計	学校歯科医数
北海道	一	二七	一	一	一	二八	四
青森県	一	二二	二	二	一	二六	一二
岩手県	一	八	一	一	一	八	八
秋田県	一	四〇	一一	一〇	一	六一	五六
宮城県	一	二四	一	一	一	二四	二四
山形県	一	三	一	一	一	三	九
福島県	一	四二	一九	七	二	七〇	七〇
新潟県	一	五	二	六	一	一三	一三
茨城県	五	二〇	一二	九	一	四七	三五
栃木県	一	一三	一	一	一	一四	一二
群馬県	一	二一	一	一	一	二一	二一
千葉県	一	一二八	二	二	八	一四一	一一五
埼玉県	一	一一三	一九	二〇	四	一五六	一一二
東京府	七	二九八	一	三	一	三〇八	二六八
栃木県	一	一一三	一九	二〇	四	一五六	一一二
群馬県	一	二一	一	一	一	二一	二一
千葉県	一	一二八	二	二	八	一四一	一一五
埼玉県	一	一一三	一九	二〇	四	一五六	一一二
東京府	七	二九八	一	三	一	三〇八	二六八
茨城県	五	二〇	一二	九	一	四七	三五
新潟県	一	五	二	六	一	一三	一三
福島県	一	四二	一九	七	二	七〇	七〇
山形県	一	三	一	一	一	三	九
宮城県	一	二四	一	一	一	二四	二四
秋田県	一	四〇	一一	一〇	一	六一	五六
岩手県	一	八	一	一	一	八	八
青森県	一	二二	二	二	一	二六	一二
北海道	一	二七	一	一	一	二八	四
三重県	一	六二	二	四	一	六八	七三
福井県	一	一	一	一	一	一	八
石川県	一	一六	一	一	一	一六	一三
富山県	一	二三	四	一	一	二八	七
岐阜県	一	三四	一	一	一	三六	二九
愛知県	一	三三	一	一	一	三三	二四
静岡県	二	一〇四	三〇	二〇	一	一五六	一二四
長野県	一	一二八	一八	一六	一	一六三	一四四
山梨県	一	四一	一三	六	一	六〇	四六
神奈川県	一	九	一	一	一	一〇	一九
滋賀県	一	三	一	一	一	三一	一一
和歌山県	三	二五	七	六	一	四六	四五
奈良県	一	三二	一	一	一	三二	三一
京都府	一	一六三	二五	一八	二	二〇八	一九一
大阪府	二	二二四	一	一	三	二六	二二四
兵庫県	一	一五	二	一	一	一	一八
岡山県	一	九	一	一	一	一	一五
鳥取県	一	五七	六	七	一	七〇	四五
広島県	二	三三	三	三	一	四〇	二五
島根県	三	四二	六	三	一	五四	四五
山口県	一	四九	三	三	一	五五	四四
徳島県	一	四二	一三	八	一	六三	六五
香川県	一	三五	四	四	一	四三	四〇
高知県	一	一五	一	一	一	一五	一五
愛媛県	一	一四	一	一	一	一四	一〇
福岡県	一	二二八	四六	四〇	三	三一八	二九三
佐賀県	二	六九	一八	一五	六	一一〇	一〇九
長崎県	一	九	一	六	一	一五	一三
熊本県	二	二四	一	三	一	一六	一五
大分県	二	八	三	三	一	一六	一六
宮崎県	一	二二	一四	九	一	二四	三八
鹿児島県	一	二七	五	一	一	三四	二二
沖縄県	一	八	一	一	一	八	八
計	三一	二三六八	二九三	二三七	三三	二九六二	二五七六

二一、学校歯科診療設備アル学校数・診療ヲ担当スル学校歯科医数

（昭和七年三月・一九三二年調査）
（日本歯科医師会調査部調）

学校歯科診療設備アル学校数

道府県	幼稚園	小学校	男子中等学校	女子中等学校	其他	合計
北海道		二六				二六
青森県		三				三
岩手県		三				三
秋田県						
宮城県		四				四
山形県						
福島県		八	三			一一
新潟県		七	一			八
茨城県						
栃木県						
群馬県						
千葉県		三		三		六
埼玉県		五				五
東京府	一	四				五
神奈川県		五				五
山梨県		三		一		四
長野県		一五	一			一六
静岡県	一	一九				二一
愛知県						
岐阜県		一一				一一
富山県						
石川県		五				五
福井県		一				一
三重県		一〇		一		一一

診療ヲ担当スル学校歯科医数

道府県	幼稚園	小学校	男子中等学校	女子中等学校	其他	合計
北海道		三				三
青森県		八				八
岩手県		三				三
秋田県						
宮城県		四				四
山形県						
福島県		一八	二			二一
新潟県		八				八
茨城県						
栃木県						
群馬県						
千葉県		三		三		六
埼玉県		五				五
東京府		一九	一			二〇
神奈川県		一四				一四
山梨県		三		一		四
長野県		一九	一			二〇
静岡県		一				一
愛知県						
岐阜県		一三				一三
富山県						
石川県		五				五
福井県		八				八
三重県		一〇		一		一一
滋賀県						
和歌山県	一	一八	二			二一
奈良県		八				八
京都府		一六	二			一八
大阪府		二八				二八
兵庫県						
岡山県		五				六
鳥取県		九				九
島根県		一				一
広島県		一				一
山口県						
徳島県		一四	一			一六
香川県		一				五
愛媛県		一四	一			二三
高知県						
福岡県		二八				二八
佐賀県		七		二		九
長崎県						
大分県		四				四
熊本県		一		一		二
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
計	三	三七六	一二	三〇		四二一

| | | |

口腔檢查票

小學校

氏名	學年	榮養	發育概評	疾病	學業成績	歯牙 記號 現存歯/(例 A β) 齲歯 C 浅在 C_1 深在 C_2 殘根 C_3 要抜去乳歯 × 充填歯 △ 補綴歯 ○ 先天異常歯 ‖	現存歯 乳歯	現存歯 永久歯	齲歯 乳歯	齲歯 永久歯 浅在	齲歯 永久歯 深在	齲歯 永久歯 殘根	齲歯 永久歯 合計	完療歯 乳歯	完療歯 永久歯	歯列咬合	咀嚼能力	粘膜狀態	清掃狀態	歯刷子使用	備考	學校歯科醫師檢査年月日
	第一學年 歳					7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7 上 右 E D C B A | A B C D ← 左 上 下 E D C B A | A B C D E 下 7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7	上									甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	有 無		昭和 年 月 日
	第二學年 歳					7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7 上 右 E D C B A | A B C D ← 左 上 下 E D C B A | A B C D E 下 7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7	上									甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	有 無		昭和 年 月 日
男女	第三學年 歳					7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7 上 右 E D C B A | A B C D ← 左 上 下 E D C B A | A B C D E 下 7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7	上									甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	有 無		昭和 年 月 日
年月日生	第四學年 歳					7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7 上 右 E D C B A | A B C D ← 左 上 下 E D C B A | A B C D E 下 7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7	上									甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	有 無		昭和 年 月 日
職業 家庭ノ	第五學年 歳					7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7 上 右 E D C B A | A B C D ← 左 上 下 E D C B A | A B C D E 下 7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7	上									甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	有 無		昭和 年 月 日
	第六學年 歳					7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7 上 右 E D C B A | A B C D ← 左 上 下 E D C B A | A B C D E 下 7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7	上									甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	甲 乙 丙	有 無		昭和 年 月 日

口腔檢查の通知

昭和 年 月 日

第 學年 組

氏名

乳歯のムシバ	上 本	下 本
永久歯のムシバ	上 本	下 本
抜くべき乳歯	上 本	下 本
歯列咬合 (はならび)	甲 乙 丙	
咀嚼能力 (かむ力)	甲 乙 丙	
粘膜狀態 (はぐき其他の狀態)	甲 乙 丙	
清掃狀態 (どの位きれいか)	甲 乙 丙	
注意事項		

小學校

口腔檢查票

No. 昭和 年 月 日

氏名 第 學年 組 男女 年 月 日生

學校歯科醫印

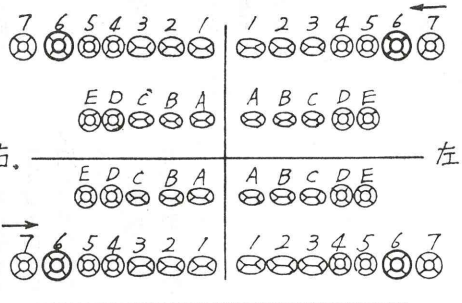

記號 現存歯 /(例β) 齲歯 C (淺存 C_1 深在 C_2 殘根 C_3)
要抜去歯 × 充塡歯 △ 補綴歯 ○ 先天異常歯 =

一般事項		備考	榮養
歯列咬合	甲 乙 丙		發育概評
咀嚼能力	甲 乙 丙		疾病
粘膜狀態	甲 乙 丙		學業
清掃狀態	甲 乙 丙		家庭職業
歯刷子使用	有 無	注意事項	

小學校

二三、学校歯科施設調査委員会

（昭和九年・一九三四年）

学校歯科施設調査委員会規則

第一条　学校歯科施設調査委員会ハ委員長一名幹事二名委員三十名以内ヲ以テ之ヲ組織シ日本聯合学校歯科医会理事長之ヲ委嘱ス其任期ハ日本聯合学校歯科医会役員ノ任期ニ等シ

第二条　委員長幹事及委員ハ日本聯合学校歯科医会加盟団体ノ会員又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ之ヲ銓衡ス

第三条　委員会ハ理事長ヨリ諮問セラレタル事項ヲ調査シ委員長其結果ヲ理事長ニ報告スルモノトス

第四条　日本聯合学校歯科医会役員ハ委員会ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得　以上

第一号諮問事項

一、学校歯科医ノ執務標準ニ関スル適当ナル方案如何

説明

現在学校歯科医ノ執務状態ニ就テハ区々トシテ定マル所ナク或ハ一校一名ノ嘱託制度アリ或ハ専任制度アリテソノ執務日時数報酬ノ如キニ至リテモ何等ノ標準ナシ依ツテ本邦現状ニ鑑ミ学校歯科医ノ執務標準ニ就テ適当ナル方案ヲ考究セラレンコトヲ望ム

第二号諮問事項

一、児童歯科衛生ニ関スル教授用掛図ノ適当ナルモノ如何

説明

児童ノ歯科衛生教育上利用セラレ易キ教材トシテ掛図ノ如キハ最モ緊要ナルモノト思考セラル然ルニ現在小学校等ニ於テ利用セラルベキ掛図ハソノ類極メテ少シ依ツテ児童ニ対シテ最モ適切ナル掛図ニ就テ攻究セラレンコトヲ望ム

二四、学校歯科診療所に対スル本会ノ意見書・上申書

（昭和一〇年・一九三五年）

（一）学校歯科「クリニツク」ニ対スル歯科診療所取締規則ノ適用ニ関スル意見書

一、改正歯科医師法、歯科医師法施行規則並ニ歯科診療所取締規則ノ条文ニ徴スレバ、小学校及幼稚園内ニ於ケル学校歯科「クリニツク」モ当然其ノ適用ヲ受ケザル可カラズ、然レドモ斯クスル場合ニ於テ其ノ開設者ハ何人ナルベキカニ就テ疑ナキヲ得ズ、即チ市町村ガ開設者タルコトモ学校長ガ之ニ当ルコトモ共ニ困難ナルコトナルベク学校歯科医ノ規程ニ基キ其ノ職務ノ一部トシテ児童歯牙ニ対スル処置ヲ行フ場所ニツキ保護者会ガ其ノ開設ノ任ニ当ルコトモ亦穏当ナラザルヲ感ズ、加之学校歯科医ガ其ノ管理者タル場合ニハ自己ノ診療所以外ニ他ノ一ケ所ノ診療所ヲ管理スル為メ其ノ許可ヲ要シ地方ノ事情ニヨリ二ケ所ノ学校歯科「クリニツク」ノ管理ヲ要スル場合又ハ専任学校歯科医ニアリテ数ケ所ノ管理ヲ必要トスルニ至ル場合ニハ其ノ許可得ルニ甚ダ困難ナルコトアル可ク、即チ開設、管理共ニ一般診療所トハ其ノ趣キヲ異ニシ両者一様ニ之ヲ律スルノ適当ナラザルヲ感ズ、サリトテ診療所ト認メナガラ開設管理ノ点ニ於テ除外例ヲ定ムルハ一層困難ナルコト、想像セラル。

二、以上ノ理由ニヨリ診療所取締規則ヲ其ノ条文ノ儘ニ小学校歯科「クリニツク」ニ適用スルコトハ、一般ニ学校歯科「クリニツク」ノ設置ヲ躊躇セシムル情勢ヲ誘ヒ、定時歯牙検査ノ如キ往診モ解スベキ職務ノ外、学校歯科医ガ児童ニ対シテ行フ可キ診療ノ発達ヲ阻滞セシムルノ恐レアルヲ感ズ。

三、小学校歯科「クリニツク」ハ其ノ対象ガ児童ニ限定セラルヽコト全然無報酬ナルコト、診療ノ範囲ハ予防処置ヲ主眼トスルコト等全然公衆衛生的児童保健的立場ヨリ設置セラルヽモノニシテ、一般診療所ト著シク其ノ趣キヲ異ニシ、且ツ両者ノ間ニ何等業務上ノ紛議ヲ惹キ起ス可キ事実ナキモノナルヲ以テ、診療所規則ノ適用ニ就テハ当局者ニ於テ十分ナル考慮ヲ加ヘラレンコトヲ希望スルモノナリ。

四、警視庁医務課長加藤寛二郎氏ノ意見トシテハ、学校歯科「クリニツク」ニ対シ歯科診療所取締規則ヲ其ノ儘ニ適用スルノ必要ナシト認メ従テ管内ノ学校歯科「クリニツク」ニ対シテハ何等ノ届出ヲモ要求セザル方針ナリトノコトニテ将来若シ弊害ヲ生ジタル場合ニハ別ニ之ヲ考慮シタシトノ意味ニ聞及ビタリ、又学校歯科医勤務日数或ハ診療設備ノ程度等ニ依リ診療所規則適用ノ限界ヲ定ムルガ如キ考ハ現在之ヲ有シ居ラズト附言セラレタリ。

五、本会ハ将来ニ於ケル児童歯科衛生ノ発達ヲ顧慮シ各地方庁に於テ前記警視庁ノ方針ト同様ノ精神

ヲ以テ、小学校歯科「クリニツク」ニ臨マレンコトヲ希望シ、各歯科医師会及学校歯科医会ガ其ノ趣旨ヲ以テ各府県当局ニ折衝セラレンコトヲ希フ、但シ中等学校以上ノ学校等ニ於テ有料診療所ヲ開設スル場合ニハ小学校内ノ「クリニツク」トハ全ク別個ノ観点ヨリ判断スベキモノナリト信ズ。

以上

（二）学校歯科医職務規程第二条ニ依ル予防上必要ナル処置ノ範囲ニ関スル上申書

曩ニ学校歯科医令ノ公布ニ次デ学校歯科医職務規程制定セラレ爾来学校歯科医ノ設置モ逐年増加シ学校歯科施設モ漸次其ノ文備ヲ見ツヽアルハ斯道ノ為メニ慶ビニ堪ヘサル処ナリ然ルトコロ学校歯科医ノ実際執務ニ当リテハ職務規程第二条ノ予防上必要ナル処置ノ範囲ニツキ未ダ拠ルベキ具体的ノ標準ナキヲ以テ各地ニ於テ意見ヲ異ニシ論議セラルヽ実際ニ有之斯クテハ学校歯科施設将来ノ発達ヲ阻害スル虞ナシトセズ依テ本会ハ法規ヲ基トシテ各地ノ実情ヲ参酌シ学校歯科医ノ行フベキ予防ノ処置範囲ニ付テ慎重研究ノ結果左記ノ通リ勘定致シタルニ付テハ幸ヒ貴省ニ於テ右ノ要旨ヲ御採択下サレ学校歯科施設上ノ指針トセラレ度

此段上申書具申ニ及ビ候也

昭和十年二月五日

日本聯合学校歯科医会　理事長　奥村鶴吉㊞

文部大臣　松田源治殿

記

学校歯科医ノ診療範囲

一、学校歯科医ノ執務ハ校内ニ於テスルコト

一、従テ歯科診療室又ハ歯科衛生室ハ之ヲ校内ニ設クルコト

一、職務規程第二条ニ於ケル予防処置ノ解釈ハ左ノ如シ

（一）歯牙清掃

（二）鍍銀法

（三）乳歯ノ抜去

二五、学校歯科医職務に関する照会

（昭和一〇年・一九三五年）

学校歯科医職務に関する件

高知県知事照会　文部省令第二号学校歯科医職務規程第二条の解釈に関し疑義有之、左記事項承知致度候条何分御回報相煩度此段及照会候也。

（一）学校歯科医が学校に於て為し得る処置の範囲、内容は如何なる程度のものなりや。

（二）処置の範囲に応急抜歯（乳歯）、「ゴム」、「セメント」、「アマルガム」、「ストツピング」等の充塡を含ませ施療することは、処置の範囲を脱したる行為なりや否や。

（三）右の応急抜歯（乳歯）、「ゴム」、「セメント」「アマルガム」、「ストツピング」にて充塡するが如き施療が、職務規程第二条の処置の規程を脱したる行為なりとせば、医師診療所取締規則の適用を受け診療所の手続をなさしむべきものなりや否や。

（四）診療所を設置してまでも学校歯科医の活動を行はしむる趣旨なりや否や。

二六、学校歯科医職務規程第二条の解釈

（昭和一〇年・一九三五年）

（昭和一〇年七月二七日地体四号各地方庁へ体育課長通牒）

今般学校歯科医職務規定第二条中ノ解釈ニ関シ高知県知事ヨリ照会有之左記ノ通回答致シタルニ付為念参考通牒ニ及ブ。

記

一、学校歯科医職務規程第二条ノ予防上必要ナル処置ノ範囲ハ概ネ歯牙ノ清掃、鍍銀法、乳歯ノ抜去、初期齲蝕ノ処置及充塡（材料ハセメント及アマルガム）等真ニ予防上必要ナル程度ノモノタルコト。

二、学校内ニ於テ歯科衛生ニ関スル施設ヲ為ス場合診療所届出等ノ手続ヲ要スルヤ否ヤニ関シテハ実施状況ニ依リ地方長官ニ於テ適宜ノ措置ヲ講セラレタキコト。

二七　全国学校歯科施設現況

学校歯科施設ニ関スル調査　（昭和十年十月一日現在）

	学校歯科医設置校数				学校歯科医数				歯科診療設備ヲ有スル学校数			
	幼稚園	小学校	中等学校	合計	幼稚園	小学校	中等学校	合計	幼稚園	小学校	中等学校	合計
北海道	—	90	5	95	—	36	5	41	—	38	—	38
青森県	1	7	—	8	1	7	—	8	—	—	—	—
岩手県	2	24	1	27	2	24	1	27	1	10	1	12
秋田県	5	83	18	106	5	83	18	106	2	20	2	24
宮城県	1	34	1	36	1	32	1	34	1	12	—	13
山形県	1	57	26	84	1	42	23	66	—	—	—	—
福島県	—	71	30	101	—	72	30	102	—	8	6	14
新潟県	—	33	3	36	—	36	3	39	—	6	—	6
茨城県	4	98	33	135	4	89	37	130	—	—	—	—
栃木県	—	56	35	91	—	44	35	79	—	—	—	—
群馬県	3	44	2	49	3	43	2	48	—	16	1	17
千葉県	—	140	—	140	—	160	3	163	—	4	—	4
埼玉県	—	106	44	150	—	84	37	121	—	11	3	14
東京府	85	536	22	643	63	522	18	603	24	209	4	237
神奈川県	—	107	10	117	—	107	10	117	—	105	—	105
山梨県	3	61	22	86	3	62	23	88	—	9	3	12
長野県	3	180	50	233	3	153	55	211	—	17	1	18
静岡県	12	162	65	239	12	152	59	223	—	43	3	46
愛知県	8	212	11	231	7	223	11	241	6	92	7	105
岐阜県	—	110	37	147	—	79	35	114	—	6	—	6
富山県	4	48	29	81	4	38	29	71	—	2	1	3
石川県	4	36	7	47	4	36	7	47	—	8	1	9
福井県	1	25	24	50	1	29	25	55	1	25	24	50
三重県	4	145	36	185	4	145	36	185	—	—	—	—
滋賀県	1	23	2	26	1	21	2	24	—	5	—	5
和歌山県	3	64	10	77	3	57	10	70	1	24	3	28
奈良県	1	28	21	50	1	31	22	54	—	11	—	11
京都府	7	262	48	317	7	235	45	287	1	42	10	53
大阪府	—	235	—	235	—	235	—	235	—	28	—	28
兵庫県	24	202	67	293	16	166	65	247	—	43	9	52
岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	5
鳥取県	4	73	7	84	4	45	7	56	—	—	—	—
広島県	15	107	15	137	15	86	15	116	—	—	—	—
島根県	4	74	19	97	4	54	18	76	—	4	—	4
山口県	7	108	20	135	8	87	19	114	—	5	2	7
徳島県	1	49	23	73	1	34	23	58	—	10	1	11
香川県	—	50	29	79	—	31	26	57	—	1	2	3
高知県	—	32	1	33	—	27	1	28	—	6	—	6
愛媛県	1	41	31	73	1	34	30	65	—	14	1	15
福岡県	10	282	75	367	10	242	75	327	—	58	12	70
佐賀県	2	84	29	115	2	68	17	87	—	16	5	21
長崎県	2	33	26	61	2	33	25	60	—	6	—	6
大分県	—	46	15	61	—	44	13	57	—	10	—	10
熊本県	1	80	5	86	—	70	5	75	—	12	3	15
宮崎県	—	50	—	50	—	50	—	50	—	3	—	3
鹿児島県	8	80	25	113	6	45	22	73	—	3	3	6
沖縄県	2	14	—	16	2	14	—	16	—	1	—	1
合計	234	4,482	979	5,695	201	4,007	943	5,151	37	948	108	1,093

二八、昭和一二年の学校身体検査規程改正に当って日本聯合学校歯科医会から出された注意

（昭和一二年・一九三七年）

学校身体検査規程中歯牙ニ関スル注意

学校身体検査規程

第二条第三項　学校歯科医ヲ置キタル学校ニ在リテハ歯牙ノ検査ハ学校歯科医ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ。

右ノ規程ニヨリ学校歯科医ニハ必ズ歯牙ノ検査ヲ行フベキ義務ガ課セラレテ居ル、従ツテ第一号様式ノ身体検査票ノ検査医印欄ニハ学校医ト共ニ学校歯科医ハ捺印シテ其ノ責任ヲ明カニスベキデアル。

第五条第一三号　歯牙ハ齲歯ニ就キ検査シ処置歯、未処置歯ニ分チテ其ノ数ヲ記入スヘシ。

学校歯科医ヲ置キタル学校ニ在リテハ齲歯ノ数ハ更ニ乳歯永久歯ニ分チテ記入シ、又歯列異常其ノ他ノ歯疾ニ就テモ注意スヘシ。

従来歯牙ハ単ニ齲歯ニ就キ検査スルコトニナツテ居リ昭和六年学校歯科医令ノ公布以後モ其ノ儘適用サレテ居タガ、右ノ規程ニヨリ学校医ガ検査スル場合ニ於テモ必ズ齲歯ノ検査ハ処置歯、未処置歯ニ区分セネバナラヌコトニナツタ。

学校歯科医ガ検査スル場合ニハ更ニ之ヲ乳歯、永久歯ニ区別シテ記入スルト共ニ歯列異常其ノ他ノ歯牙口腔ノ疾病異常ニ就テモ特ニ注意スル必要上厳重ナ検査ヲナスベキデアル。

処置歯トハ齲蝕ニ罹患セル歯牙ニシテ充塡又ハ補綴ニヨリ其ノ機能ヲ恢復営為シ得ルモノト認メタモノ及左ノ各項ニ該当スルモノヲ謂フ。

1、架工義歯ノ支台歯――齲蝕タルコト明瞭ナル場合

2、継続歯――齲蝕タルコト明瞭ナル場合

3、金冠ヲ施セル歯牙――単独ニ金冠ヲ施セル歯牙

未処置歯トハ放置セラレタル齲歯及左ノ各項ニ該当スルモノヲ謂フ。

1、加療中ノ歯牙

加療中ノモノハ総テ未処置歯デアル。

2、ゴム充塡

ガツタパーチヤ充塡ハ材品ノ性質上暫間的ノモノデアルカラ未処置歯トスル。

3、鍍銀法ヲ施セル歯牙

鍍銀法ハ優良ナル予防処置トシテ推奨スベキ方法デアルガ、充塡又ハ補綴ノ何レニモ属サナイ、従ツテ之ガ齲歯ニ施シテアツテモ処置歯ト認メズ未処置歯トシテ記入スル。

4、充塡歯ト雖モ齲蝕ヲ再発又ハ新生シタ場合

例ヘバ充塡物ト窩縁トノ間ヨリ齲蝕ヲ再発シタ場合或ハ一歯牙ノ他ノ部分ニ齲蝕ノ生ジタ場合等。

左ノ各項ニ該当スルモノハ処置歯、未処置歯ノ何レニモ属サナイ、之ヲ発見シタ場合ニハ口腔診査票ノ其ノ他ノ歯疾欄ニ其旨記入サレタイ。

1、架工義歯ノ支台歯、支台歯ノ種類ノ如何ヲ問ハズ該歯牙ガ齲蝕タルコト明瞭ナラザル場合。

2、継続歯、齲蝕タルコト明瞭ナラザル場合。

3、齲蝕ニ非ザル歯牙ニ鍍銀法ヲ施セルモノ、例ヘバ小窩、裂溝等ニ鍍銀法ヲ施セルコト明瞭ナル場合。

4、矯正用帯鑞ヲ施シタル歯牙、齲蝕タルコト明瞭ナラザル場合。

其ノ他

架工義歯ノ架工歯、現存歯ト認メナイ、但シ備考欄ニ其ノ旨記入スルコト。

歯列異常並ニ其ノ他ノ歯疾ニ就テハ別記ノ説明ヲ参照サレタイ。

第六条　前条ノ検査ヲ終了シタルトキハ全身ノ状態ヲ総合観察シ身体虚弱又ハ疾病及異常ヲ有スル者ニシテ学校衛生上特別養護ノ必要アリト認ムルモノヲ「要養護」トシ然ラザルモノヲ「可」トシ概評欄ニ記入スベシ

右ハ口腔検査ノ結果特別養護ヲ必要トスル場合ハ「要養護」トスルコトハ勿論デアルガ、此場合ニハ全身ノ状態ヲ総合観察スル上ニ於テ学校医ト協議ノ上決定スルノガ妥当デアル。齲歯ヲ有スレバ咀嚼ヲ害スルカラ養護スル必要ガアルコトハ当然デアルガ、本条ニ於ケル「要養護」ノ目的ハ次ノ文部省ノ解釈ニヨツテ考察セネバナラヌ。即チ「身体検査ノ結果、更ニ全身的ノ状態ヲ総合観察シ発育、健康ノ状勢ニ応ジ「要養護」並ニ「可」ニ概評分類シタ、身体検査終了シタトキハ、改メテ発育栄養其ノ他健康状態疾病ノ有無等ヲ全身ニ亘ツテ総合考察セシムルコトトシ、而シテ身体虚弱、精神薄弱、疾病及異常等ヲ有スル児童生徒ニシテ其ノ程度ガ相当進ミ、

学校ニ於テ一般生徒児童ト区別シテ特別要護ノ必要アリト認ムル者ハ之ヲ「要養護」トシ其ノ他ノモノハ一般ニ「可」トシテ検査票ノ概評欄ニ記入セシムルコトトシタ。コレハ旧規程ニ於ケル「監察ノ要否」ニ代ルベキモノデ、一般ノ養護ニ依リテ健康ノ増進ヲ期待シ得ベキ者ト、特別養護ノ必要アル者トヲ区別シ学校ニ於ケル保健養護施設ノ応用ニ資セシメントスルモノデアル」

歯科ニ於テ特別ノ養護ノ必要アル者ニ就テハ大体次ノ如キ場合ニ就テ考察決定スベキデアル。

1、多数ノ高度ナル齲歯就中六歳臼歯ノ齲蝕又ハ著シキ歯列異常ニヨツテ咀嚼機能ノ特ニ障碍サレル場合。

2、歯牙口腔ノ疾病及異常ニシテ特ニ全身的ニ影響ヲ及ボス場合、例ヘバ歯齦狼瘡結核、結核性潰瘍、口腔腫瘍、其ノ他兎唇、口蓋破裂、歯牙腫等ノ先天異常ノ如キ場合。

第一号様式身体検査票ノ注意事項

注意事項九　齲歯ヲ乳歯ト永久歯ニ分ツ場合ハ乳歯ニ就テハ括弧内ニ記入スルコト。

学校歯科医ハ乳歯ト永久歯トニ区別スル故括弧内ニ乳歯数括弧の外ニ永久歯数ヲ記入スルノデアル。

右ノ点ニ関シ従来各方面カラ多クノ質疑ガ出タガ第一号様式注意事項九号ノ説明ニ従ヒ前項ノ如クナスベキデアル。

学校医ノ検査ハ単ニ処置歯、未処置歯ダケデアルカラ其ノ数ヲ括弧ノ外ニ記入スル。従ツテ学校歯科医ノ場合ノ括弧外（即チ永久歯）トハ性質ガ異ナルコトヲ予メ承知セネバナラヌ。

注意事項一〇　其ノ他ノ歯疾ニ就キ検査セザル場合ハ該当欄ニ斜線ヲ引クコト。

コレハ学校歯科医ニハ必要ノナイコトデアル、何トナレバ学校歯科医ハ歯列異常其ノ他ノ歯疾ニ就テ注意スル義務ガアルカラデアル。

尚其ノ他ノ歯疾ノ欄ニハ歯列異常其ノ他ノ歯牙口腔ノ疾病異常ノ有無ヲ記入スルノデアルガナルベクソノ疾病異常名ヲ記載スル方ガヨイ。

第二号様式身体検査統計表ノ注意事項

注意事項六　齲歯アル者ニシテ特ニ処置ノ完了セルモノハ括弧内ニ其ノ数ヲ記入スルコト。

コレハ括弧外ニハ齲歯アル者ノ数ヲ記入シ其ノ中デ処置ノ完了シタ者ノ数ハ括弧内ニ記入スルノデアル。此ノ場合特ニ処置ノ完了セル者トハ齲歯ノ全部ニツキ処置ヲ施シタモノデ例ヘバ五本ノ齲歯ヲ四本ダケ処置シテモ、ソレハ完了セル者トハ見做サナイノデアル。

尚此ノ統計表ニハ人数ヲ記入スルモノデアルコトハ言フマデモナイ。

注意事項一〇　本表ノ成績ニ関シ学校医、学校歯科医ニ於テ学校衛生上意見アルトキハ之ヲ表末ニ附記スルコト。

学校歯科医ハ統計表ニ現ハレタル成績ニ関シテ充分ノ意見ヲ附記シテ学校衛生上ニ資スベキデアル。

記

歯列異常

学校身体検査ニ於テ左ノ状態ヲ発見シタル時ハ之レヲ歯列異常トス。

一、反対咬合　上顎歯列ノ舌側転位若シクハ下顎歯列ノ唇又ハ頬側転位等ノタメニ所謂反対咬合ヲナセルモノ。

二、上顎突出　上顎歯列前進若シクハ下顎歯列ノ後退等ノタメニ上顎切歯ガ前突観ヲ呈スルモノ。

三、犬歯突出　犬歯ノ歯列外ニ逸出シタルモノ。

四、過蓋咬合　前歯ノ延長或ハ臼歯ノ低位等ニヨリ咬合ノ際被蓋ノ深キモノ。

五、開　咬　前歯短縮若シクハ臼歯ノ延長等ノタメニ咬合ノ際、上下歯ノ前歯間ニ上下的ノ間隙アルモノ。

六、乱　排　歯　歯牙ノ位置不正ノタメ一定ノ歯列ヲ成サヾルモノ。

七、捻　転　歯　歯牙ガ其ノ長軸ヲ軸トシテ廻転セルモノ。

八、　中離開　左右両中切歯間ニ間隙アルモノ。

九、交叉咬合　上顎歯列下顎歯列トノ対向関係ニ於テ、右側若シクハ左側ニ於テ反対咬合ヲナシ前歯部ニ於テ一回ノ交叉ヲナスモノ。

其ノ他ノ歯疾

学校身体検査ノ際児童ニ於テ発見セラルヽモノ概ネ左ノ如シ。

（A）歯齦及口腔粘膜ノ炎症性疾患

歯齦乳頭炎、歯齦縁炎、歯齦肥大、乳歯根裸出性歯齦潰瘍、乳歯根裸出性肉芽腫、乳歯根裸出性口唇潰瘍、乳歯根裸出性頬粘膜潰瘍、歯齦瘻、歯齦狼瘡結核、結核性歯齦潰瘍、エプーリス、アフタ性口内炎、壊疽性口内炎、耳下腺排泄管周囲炎

（B）外皮瘻

頤瘻、頬瘻

(C) 沈着物

緑色沈着物、歯石(著シキ沈着)、唾管石

(D) 腫瘍

舌繊維腫、口唇繊維腫、口唇粘嚢腫、内皮腫、口唇頬歯齦ノ血管腫

(E) 歯牙及口腔ノ先天異常

斑状歯、発育不全歯、畸形歯、癒合歯、歯牙腫、濾胞性歯牙嚢腫、過剰歯、歯牙欠如、ハツチンソン歯牙、フールニエ氏蕾状歯、舌繋帯癒着、兎唇、口蓋破裂

(F) 口臭

口腔診査票ニ就テ

日本聯合学校歯科医会及日本歯科医師会共同制定ノ口腔診査票使用上ノ注意左ノ如シ。

一、本診査票ハ尋常小学校ニ於テハ六ヶ年間連続使用シ、高等小学校ニ於テハ第一学年及第二学年ノ欄ヲ使用ス

其ノ他ノ学校(幼稚園ヲ含ム)ニ在リテハ本票ヲ標準トスベシ。

二九、齲歯予防思想普及に関する件通牒

(昭和一四年・一九三九年五月一日)
(厚生省発予第三一号)
(厚生次官・文部次官)

国民体力の向上を図り以て優秀且健全なる人的資源を涵養することは現下重要国策の一なり而して歯牙の健否は青少年の心身発達に至大の関係を有し国民保健に影響する処極めて大なるもの有之処近時我国に於ける齲歯は著しく増加し誠に憂慮に堪へざる次第にして其の予防対策としては栄養の改善と共に直接間接の誘因の除去を図るは勿論之が予防思想の普及を期すると共に進んで診療施設の拡充に努むることを緊要と認められ候に付爾今予防思想啓発の宣伝に当りては別記趣旨を徹底せしむる様御配意相煩度。

記

一 身体を強健ならしめ歯牙の健全を期すること。

1 食物は偏食を避け栄養に留意し且充分に摂取すること特に乳幼児、妊産婦には其の栄養を図ること。

2 戸外運動を奨励し日光に浴せしむること。

二 歯牙及び歯齦の清潔保持に努むること。

1 朝晩歯牙及び歯齦の清掃を行うこと特に就寝前の清掃は必ず実行すること。

2 歯牙に残渣の停滞し易き食物には特に留意し其の後にはなるべく清掃含嗽等を心掛くること。

3 清掃方法の一として食後に漬物、生野菜果実等を食すること。

三 六歳臼歯(第一大臼歯)に特に保護に努むること。

1 永久歯中最も早期に出齦し咀嚼力が最も強大なることを知らしむること。

2 其の健否を常に注意し齲蝕せしめざる様努むること。

四 乳歯、永久歯の交換期に注意し歯列不正の予防に努めしむること。

1 出齦しつつある永久歯の成長を阻害する乳歯は速に之を抜去すること。

2 乳歯の早期喪失は顎の発育を阻害するを以て其の保護に努め交換期までなるべく保存する様努むること。

3 歯列不正の原因となるべき不良習癖、ゴム乳首の乱用等を矯正すること。

五 齲歯の早期発見及び早期の処置を行はしむること。

1 幼児、児童は少くとも年二回は歯牙の検査を受くること。

2 齲歯は初期に治療を受くること。

三〇、学校衛生刷新ニ関スル件

(昭和二一年・一九四六年二月一日)
(発体一三号 体育局長)

学徒体位低下ノ現勢ニ鑑ミ学校ニ於ケル保健衛生諸施設ニ新タナル検討ヲ加ヘ学徒並ニ教職員ノ健康ヲ増進セシムルハ刻下ノ教育上喫緊ノ要務ト謂フベシ則チ左記事項ノ実践ニ関シ之ガ促進ニ留意シ学校衛生ノ刷新ニ遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命通牒ニ及ブ

記

一 学校長ハ学校医、学校歯科医及学校衛生関係教職員ヲ督励シ其ノ意見ヲ徴シ学校ニ於ケル衛生教育ニ再検討ヲ加ヘ各学校ノ実情ニ即応シ学徒保健ニ関スル具体的実践要項ヲ作成セシメ之ガ励行ニ努メシムルコト

二 学校ニ於テハ定期身体検査ヲ励行シ要スレバ臨時身体検査ヲ行ヒ其ノ結果ニ基キ学校身体検査規程第七条ノ趣旨ニ則リ健康相談、養護学級等ノ施

設ヲ整備スル等弱体者ノ衛生養護ニ努ムルコト、尚臨時身体検査ハ主トシテ応召並ニ勤労動員ヨリ解除セラレタル学徒ニ対シ既ニ施行セルヲ以テ之ガ爾後指導ニ付テ特ニ留意スルト共ニ更ニ戦災学童、疎開ヨリ帰還セル学童等ニ対シ未ダ検査ヲ施行セザル向アラバ更ニ之ガ趣旨ヲ徹底シ適当ナル検査事項ニ付之ヲ実施スルコト

三　国民学校ニ於ケル各種養護施設ノ整備ヲ図ルト共ニ中学校、高等女学校等ニ於テハ新タニ養護学級ノ設置ヲ奨励スルコト

尚養護施設ニ関シテハ教員保養所並ニ従来ノ健民修錬施設等ノ設備ノ活用モ考慮スルコト

四　国民学校ニ於ケル養護訓導ノ設置及養成ニ関シテハ戦時中之ガ要員不足ノタメ未設置ノ学校尠カラザルモ可及的速カニ一校ニ付少クモ一人ノ養護訓導ヲ設置スルヤウ努ムルコト、例ヘバ復員セル養護訓導有資格者ノ採用並ニ高等女学校卒業者ニシテ看護婦免状ヲ有スル者ニ対スル養成講習会ノ開催又ハ文部大臣指定ノ養成機関ノ設置等ニヨリ之ガ普及ヲ図ルコト

尚中等学校以上ノ学校ニ於テモ教職員中ノ適任者ヲ選ビテ学徒ノ衛生養護ニ関スル諸般ノ事務ヲ専任スル者ヲ保健主任ト為シ責任ヲ明ラカナラシムルト共ニ学徒中ノ適任者ヲ選ビテ保健委員ト為ス等学徒ノ自主的活動ト相俟チテ学徒保健指導ノ徹底ヲ図リ要スレバ之等保健主任者ニ対スル指導講習会等ヲ開催シテ実力ノ向上ニ資スルコト

五　現下ノ食糧事情ガ学徒ノ体位ニ及ボス影響ノ重大性ニ鑑ミ各学校ニ於テハ其ノ地方ノ実情ニ応ジタル学校給食施設ノ普及奨励ヲ図ルコト、之ガ実施ニ関シテハ特ニ左記事項ニ留意シ創意工夫ニ依ル合理的ナル食生活ノ指導ヲ為スコト

(イ)　学校給食資材ノ自給ノ途ヲ講ズル為学校農園ノ経営ヲ極力合理化シ且ツ之ガ活用ヲ図ルコト

(ロ)　未利用可食資源ノ利用ヲ図リ之ガ採取、調理等ニ創意工夫ヲ為スコト

特ニ女子中等学校、女子青年学校ノ生徒ヲシテ未利用可食資源ノ食糧化、粉食ノ利用、郷土食ノ研究、食糧事情ノ調査等ヲ為サシムルコト

(ハ)　製塩、製粉等校内ニ於ケル加工作業ノ実施ヲ奨励スルコト

(ニ)　家畜飼育、養魚等ノ奨励ニ依リ給食内容ノ栄養価ヲ高メ其ノ献立ヲ豊富ナラシムルコト

(ホ)　其ノ他適当ナル食品、燃料等ノ確保ニ関シ工夫セシムルコト

(ヘ)　都市及農漁村ニ於ケル食糧ノ生産消費ノ実情ニ依リ学校相互ニ相無相通ズルノ途ヲ講ズルコト、例ヘバ供出外ノモノニ付山村ノ学校ハ薪、農村ノ学校ハ大豆、臨海ノ学校ハ塩等ヲ生産シ相互ニ協力シテ給食資材ヲ補給シ合フヤウ斡旋シ学校給食ノ実施上ニ便宜ヲ与フルコト

(ト)　学校ニ於ケル給食委員会ノ機能ヲ活溌ナラシムルコト

尚養護上ノ必要ヨリ弁当調査ヲ実施スル場合ハ被検査者ノ取扱ニ関シ周到ナル注意ヲ払ヒ家庭ノ理解アル協力ヲ促シ学徒ニ対スル食生活ノ指導ヲ為シ又特ニ身体上注意ヲ要スル者ニ対シテハ栄養剤ノ斡旋ヲ為ス等適当ナル措置ヲ講ズルコト

六　学校ニ於ケル保健衛生設備ノ充実ニ関シテハ諸般ノ事情ヲ参酌シ学校ニ於テ最モ必要ナルモノヨリ整備セシムルコト、例ヘバ衛生室ノ常備薬、衛生材料等ノ最少需要量ヲ調査セシメ之ガ配給斡旋ニ努ムルコト、尚単級、複式学級ノ存在スル僻遠部落ニ於テハ部落ノ中心タル国民学校内ニ救急薬品ヲ整備シ置ク為之ガ配給ニ付考慮スルコト

七　学徒ノ歯牙疾患予防ノ徹底ヲ図ル為学校ノ実情ニ応ジタル学校歯科衛生施設ノ拡充ヲ図リ特ニ各都道府県ニ於テハ其ノ適当ナル箇所ニ学校歯科予防診療班ヲ設ケ各班ヲシテ夫々受持学校ヲ担当セシメ順次巡回予防診療並ニ歯科衛生指導ヲ行ハシムルコト、之ガ予防診療班担当歯科医師ノ採用ニ付テハ復員、戦災歯科医師ノ活動ヲ懇憑セシムルコト、尚併セテ従来ノ学校歯科衛生ノ遊休施設ノ活用ヲ図ルコト

八　以上ノ諸施策ヲ推進セシムル為各地ニアリテハ学校衛生団体ノ活動ヲ促進シ学校衛生関係者ノ総力ヲ結集スルコト

三一、米国教育使節団報告書(抄)

(昭和二一年・一九四六年三月三〇日)

健康と体育

保健教育と体育は学科課程改正の主要性を示す手近かな時宜を得た一例である。日本には食糧が不足で、また真に豊かになることはないであろう。したがつて栄養と言うことは智識の源泉また食習慣の基礎として、強健な体を作るに役立つあらゆるものと共に「思慮ある教育家」がかならず注意を払うもの

である。逆にまた、今では無益な軍事教練を行う時間も精力もない。これが即時に止められたことにより、青少年には健康と体位向上と休息の機会が再び与えられたのである。

それ故に、我々はつぎに教育家がこの問題をとり上げ得るような二、三の方法を急いで検討してみよう。この点でも他の問題と同様に、遠大な考えの下に行わなければならぬが、健康が個人および社会道徳の大部分の出発点であるだけに、これらの方策の中比較的はつきりしているものは優先的に考慮さるべきであると、まず第一に言わざるを得ない。

保健教育

初等学校では保健教育がおそろしく欠けているようである。生理学も衛生学も実際には教えられていない。

学校の身体検査のための満足な基準と方法を作るために医学団体によつて研究が行われるべきである。教師も或る種の検査のためには利用できるであろう。医学校においては、学校の諸計画から生ずる必要な知識を将来の医師にのみこませるため、短期の講座が設けられるべきである。これに引きつづく身体検査の計画は、医師、学校看護婦、教師、生徒および父兄を含めて組織されねばならぬ。

学校における保健教育が生徒個人にもその家庭にもすぐれた保健法を実行するように教えると共に、細菌学、生理学、一般保健法の基本と実践の教育を含むべきことは大部分の権威者の認むるところである。たとえば栄養の問題は偶然にまかさるべきではなくて、生徒には明確な指針と実地指導が与えられねばならぬ。

成人の保健教育にも注意を払うべきである。教育を受けていない極めて大多数の成人を助けるために、この方面における学外教育を奨励することが賢明といえよう。隣組を利用することは、現在他に考えられている成人教育の手段と同じく前途有望である。各学校の保健教育委員は関係課目における教師の仕事を統一するに役立ち、その共同の経験を生徒、父兄および社会の人々のたすけとすることができよう。

高学年においては、栄養学、衛生学、教育学の専門家が、時代に即した教材の準備を始むべきである。これはあらゆる教育段階において即時にまた長きにわたつて続けられる必要がある。労働の歓びがこれほど豊かに報いられる分野はほかにないであろう。健康な子供をみれば、人間の幸福という大切な分野で一歩々々前進していることを、絶えず感動をもつて思い起すものである。

これはわれわれの問題ではないが、保健条件の実質的改善につれて、皮肉にも一つの重大な問題が起つてくる。すなわち高度の出産率を維持し、死亡率を低下させるにつれて日本の人口が膨脹してくるという問題である。生物学および社会問題の分野を代表する日本科学の優れた委員会が、この難問題の真剣な研究に着手されんことを希望する。

体　育

体位向上および保健法の教授ばかりでなく、学校はスポーツ精神と協同精神に宿つている価値を認識すべきである。家庭や安全な市街のあき地でやれる体位向上に役立つスポーツや遊戯を発展させるように、あらゆる努力が払われねばならぬ。それが出来るところでは男女共同の遊戯に慣らされる必要がある。設置は高価でなくてもよい。

初等学校、中等学校、実業学校、専門大学（College）では保健教育の時間は充分あるが、学生が大した肉体的休息もとらず、長時間勉強しがちな大学でもおなじような措置がとらるべきである。

体育施設のためには、優先的な考慮が払われるべきことを勧告する。

新しい教師用教本の起草は教育委員に依つて行わるべきで、教師の訓練方法は保健、体育、厚生に関する近代的知識という観点から生れて来なければならない。その点で調査研究が必要であろう。

体育協会、青年団を含む軍国主義でないスポーツ団体の活動することが望ましい。

日本は体育の分野ではもつと前進し得ると思う。その体育の制度は多くの長所を持つており、これに携わる人々も西欧諸国に比して劣つていない。確かに民主々義教育へ有力な寄与をなし得る可能性は大きい。（学校保健百年史から引用）

三二、学校歯科予防施設の振興について

（昭和二二年・一九四六年九月二五日）
（発体一一五号　文部次官）

学童の齲歯罹患率は甚だ高く、しかもその大部分が未処置のままに放任されてゐることは看過できないことである。

さきに齲歯予防思想の普及について昭和十四年厚生次官、文部次官から通牒したのであるが、学童の

体位向上を図り、且つ現下の食糧事情に寄与するためにも、速かに学校歯科予防施設の振興を図ることが極めて緊急である。よつて今般左記要項により本施設に関する国庫補助金を交付することとなつた。

地方長官は、この趣旨に基き、地方の実情に即した適切な措置を講じ、十分に成果のあがるやう格段の配慮を致されたく命により通牒する。

学校歯科予防施設費補助要項

一　趣旨

学童の体位向上を図り、且つは現下の食糧事情にも寄与するため、齲歯の起り易い時期にある児童の歯疾を早期に処置することが、極めて緊要なことであるので、地方庁に専任の職員を置き、予防処置を行ふと共に、管下の学校歯科衛生の指導に当らしめる。

二　実施方法

㈠　組織

地方庁に本施設を担当する専任の歯科医と看護婦とを置き、学校歯科予防巡回班を設けること。

右巡回班は概ね歯科医一名、看護婦一名を以て一班を編成する。

㈡　設置数

都道府県の実情に応じ適当数の班を設置する。

㈢　実施対象

国民学校児童を対象とする。

実施に当つては、なるべく初等科第一学年児童の歯疾の処置を行ひ、六ヶ年後には実施学校の初等科全学年児童の処置を完了するやう計画を立てること。

㈣　実施範囲

1、初期齲蝕の充塡
2、要抜去乳歯の抜去
3、歯牙の清掃
4、歯科衛生思想に関する指導
5、その他必要と認める事項

右の中、特に第一大臼歯の初期齲蝕に対するアマルガム充塡に主力を注ぐこと。

㈤　器械器具

なるべく既存のものの利用によつて整備に努められたい。

㈥　医薬品衛生材料

配給斡旋方について目下関係方面と打合せ中である。

三、経費

㈠　地方庁における本施設に対して、国庫から予算の範囲内において補助金を交付する。

㈡　補助金の交付を受けようとする都道府県は、申請書に左に掲げる書類を添附して十月三十日までに文部大臣宛提出すること。

1、収支予算書
2、事業の計画書
3、その他参考となるべき書類

㈢　補助金の交付を受けた都道府県は、収支決算書並びに事業報告書を昭和二十二年五月末日までに文部大臣宛提出すること。

四、その他の事項

㈠　本施設の実施に当つては、日本歯科医師会、日本学校衛生会その他関係諸方面と緊密な連絡をとり、その業績のあがるやう努めること。

㈡　都道府県における本施設の実施に併行して、市町村等における学校歯科予防施設の拡充についても、極力指導奨励を図られたい。

㈢　要すれば都道府県に学校歯科予防施設委員会を設け、本施設の円滑な運営を図ること。

三三　昭和二四年度学校医学校歯科医勤務状況調査

（文部省）（昭和24年・1949年）

	学校医（3,044人）				学校歯科医（2,024人）			
	勤務日数		勤務時間数		勤務日数		勤務時間数	
	総計	1人平均	総計	1人平均	総計	1人平均	総計	1人平均
	日	日	時間	時間	日	日	時間	時間
①身体検査	11,533	3.8	46,317	15.2	5,639	2.8	21,028	10.4
②健康相談	5,459	1.8	11,613	3.8	1,372	0.7	2,881	1.4
③救急処置	4,511	1.5	5,985	2.0	475	0.2	930	0.5
④学校伝染病予防規程による予防処置	6,336	2.1	18,662	6.1	—	—	—	—
⑤予防処置（学校伝染病予防規程による予防処置を除く）	2,797	0.9	8,017	2.6	2,745	1.3	7,672	3.7
⑥学校保健委員会	2,475	0.8	5,184	1.7	1,371	0.7	2,929	1.4
⑦衛生講話	3,341	1.1	5,645	1.9	1,569	0.8	2,906	1.4
⑧学校環境の巡視	4,892	1.6	7,234	2.4	1,344	0.7	1,681	0.8
⑨運動会その他の行事	3,089	1.0	12,267	4.0	1,100	0.5	4,492	2.2
⑩職員会議	1,264	0.4	2,432	0.8	535	0.3	1,040	0.5
⑪その他	1,847	0.6	3,695	1.2	735	0.4	1,764	0.9
計	47,544	15.6	127,051	41.7	16,885	8.4	47,323	23.3

1）　山形，群馬，静岡，愛知，奈良，岡山，徳島の７県を集計したもの
2）　昭和24年４月～25年３月の１年間の状況

三四、学校の児童生徒等のう歯予防の徹底について

文初保第二七七号
昭和三一年（一九五六年）五月二四日

都道府県教育委員会
都道府県知事　殿

文部省初等中等教育局長
緒方信一

最近の学校身体検査の統計によると、学校の児童生徒等のう歯罹患者の数は、昭和二七年頃から急激に増加し、今年度においては、さらに増加する傾向がうかがわれ、しかも、これらのう歯罹患者の九〇パーセント以上は、その処置がなされないままに放置されています。

このことは、児童生徒等の健康の保持増進上まことに遺憾なことであります。

ついては、児童生徒等のう歯予防の徹底を期するため、下記事項に留意され、いつそう適切な措置を講ぜられるようお願いします。

なお、都道府県教育委員会は、市町村の教育委員会に、このことを御通知願います。

記

一、学校歯科医を設置していない学校については、すみやかに設置するようにつとめること。

二、無歯科医村の学校については、学校歯科予防巡回班を編成する等の措置を講ずるようにつとめること。

三、学校の保健室を整備し、その設備をじゆうぶん活用するようにつとめること。

四、校長は、学校歯科医に、（学校歯科医の設置がないときは、他の歯科医を依頼して）定期もしくは臨時の学校身体検査の実施に際し、児童生徒等のう歯を早期に、かつ、正確に発見せしめるようつとめ、検査の内容については、従来軽視されていた永久歯の浅在う歯（C1）の発見に特に留意すること。

五、校長は、う歯を発見した児童生徒等については、検査の結果をすみやかに保護者に通知し、早期に処置するように指導し、かつ担任教員をしてその後の処置状況に注意させ、処置の万全を期するようにつとめること。

六、校長は、児童生徒等に対し、食事の指導、歯口清掃などう歯予防に必要な健康指導の徹底をはかること。

三五、全国学校歯科医大会における文部大臣諮問事項の答申

(一) 第二回大会（昭和七年・一九三二年）

一、学校歯科医職務規程ノ実施上留意スベキ事項如何

答　申

右ノ御諮問ニ対シテハ審議ノ結果次ノ諸項ニ留意スベキモノト認メ及答申候也

一、学校歯科医ハ歯牙検査ヲ行フニ際シ別表ノ如キ検査表ヲ標準トシ、就学期間中継続的ニ記録スルコトヲ適当ト認ム

地方庁及各学校ニ於テ各地共可及的之ヲ採用シ統一ヲ計ル様配意セラレタキコト

一、学校歯科医ガ其ノ担当学校ニ於テ診療ヲ行フ場合ニハ校内ニ必要ナル設備ヲ施シテ之ヲ行フコトヲ原則トシ概ネ次ノ点ニ留意スルコトヲ以テ適切ト認ム

a　齲歯ハ学生、生徒、児童ノ全部ニ之ヲ行フコトハ最善ナレドモヤムヲ得ザル場合特ニ小学校等ニ於テハ低学年ヨリ順次之ガ実施ヲ計画スベキコト

b　齲歯予防上必要ナル処置ヲナスコト

c　齲歯ノ治療ハ歯髄ノ保護ヲ原則トシ歯髄ノ病変ヲ認メザルモノ即チ第一度又ハ第二度ノ齲歯ノ処置ヲ行ヒ早期治療ヲ徹底セシムルコト

d　充塡ヲ施ス場合ハセメント、又ハアマルガムヲ以テ原則トスルコト

e　歯牙交換期ニアル歯牙ニ関シテハ特ニ周当ナル監察ト適当ナル処置ヲ与フルコト

f　小学校ニ於ケル児童ノ処置ニ対シテハ児童又ハ保護者ヨリ箇々ニ之ガ経費ヲ徴収セサルコトヲ原則トスルコト

一、歯科衛生教育ノ徹底ヲ期スル為ニハ次ノ如キ数項ニ留意スベキコトヲ以テ適切ト認ムルコト

a　歯科衛生知識ノ普及ヲ確実ナラシムル為メ衛生教授ノ徹底ヲ計リ特ニ適切ナル歯科衛生教授細目ヲ定メテ之ヲ実行スルコト

b　歯科衛生訓練ヲ普及セシメ特ニ小学校ニ於テ之ガ良習慣ノ涵養ヲ計リ其ノ実績ヲ挙グルニ努ムルコト

c　歯科衛生教育ノ実際ニ当リテハ資料及其ノ扱方ニ適切ナル注意ヲ払ヒ殊ニ次ノ三点ニ重キヲ置キ之ガ実施ヲ計ルコト

（一）栄養、歯牙ニ必要ナル栄養上ノ智識ヲ与ヘ歯牙ノ健康増進ニ力ムルコト

（二）咀嚼、正常ナル咀嚼ヲ奨励シ歯牙及全身ノ健康増進ニ力ムルコト

（三）清掃、日常口腔ノ清掃ヲ奨励シ殊ニ其ノ正シキ方法ヲ実行セシムルコト

一、歯科衛生教育ト予防的診療ノ合理的均衡ニ留意スルコト

一、学校歯科医ノ職務遂行ニ当ツテハ学校職員学校医、学校看護婦ト夫々協力シ学校衛生ノ完全ナル発達ニ資スルコト

学校歯科医ハ学校衛生ニ関スル指導ト実務ニ従事スベキモノナルヲ以テ答申ノ如キ職務ノ実施ニ際シテハ良ク学校ノ性質ト其他ノ事情ヲ考察シ執務ノ能率効果ヲ挙グルヤウ適当ニ企画按配スルコト

(二) 第三回大会（昭和八年・一九三三年）

一、学校ニ於ケル歯科衛生施設ノ適当ナル方策如何

答　申

学校歯科医令並ニ幼稚園歯科医令ノ公布セラレテ既ニ二ケ年学校ニ於ケル歯科施設ハ全国的ニ歩武ヲ進メツヽアレ共未ダ充実ヲ必要スルモノ尠カラズ、当局殊ニ市町村並ニ学校当局ニ於カレテハ、此ノ点ニ充分意ヲ用ヒラレ、之ニ必要ナル施設ヲ講ゼラレ、学校歯科医ヲシテ其任務ノ実ヲ挙ゲシメラルヽ様切望ス

之ニ関スル適当ト認ムル方案次ノ如シ

一、学校ニ於ケル口腔検査ヲ改善セシムルタメニ次ノ如キ方法ヲ講ズベキコト

1　口腔検査ニ関スル規定ヲ設ケ、完全ナル口腔

検査法ヲ以テ其統一ヲ計ルベキ事
2　口腔検査票ヲ統一シ、口腔検査成績ノ集計ニ便ナラシムル事
3　適切ナル口腔検査統計表ヲ定メ児童生徒ノ口腔状態ニ就テ正確ナル集計ヲ作製スベキ事
二、学校ニ於ケル歯科衛生教育ヲ充実セシムルタメニ次ノ如キ方法ヲ講ズベキ事
1　学校歯科衛生教育ハ児童生徒ニ完全ナル歯科衛生ノ習慣ヲ涵養セシムルヲ以テ本旨トスルガ故ニ、之ニ必要ナル衛生訓練ヲ奨励スベキ事
2　学校内ニ洗口場ヲ設備シテ、口腔清掃ヲ励行セシメ、以テ児童生徒ニ洗口ノ習慣ヲ附与セシムル事
3　学校歯科衛生教育ハ各教室ニ於ケル衛生教育ニ力ヲ致スベキコト
4　学校歯科衛生教育ハ、教職員ノ日常努力セラルヽコトヲ以テ最モ効果アルモノナレバ、学校ニ於テハ、特ニ其ノ方面ニ意ヲ用ヒラルベキコト
5　学校歯科衛生教育ハ各地ニ順応シタル歯科衛生教授要目並ニ細目ヲ定メ、之ニ依テ其ノ振興ヲ計ルベキ事
6　学校歯科衛生教育ニ必要ナル教育資料ノ調査研究ヲ行フベキ事
三、学校ニ於ケル歯科診療ノ実績ヲ向上セシムルタメニ次ノ如キ方法ヲ講ズベキコト
1　学校歯科診療機関ノ設置ヲ奨励スベキ事
2　学校歯科診療ニ関スル制度ハ各地ノ実状ニ応ジテ適宜ニ按配スルヲ以テ便宜トシ、敢テ画一スルヲ要セズ
3　学校歯科診療ハ早期治療ヲ以テ原則トナシ、之ガ奨励ニ力ヲ致スベキ事
4　歯牙交換期ニ於ケル監察ニ留意シ児童生徒ノ健全ナル口腔ノ発達ヲ遂ゲシムル事
5　学校歯科診療ノ発達ニ資スルタメニ之ニ関スル資料ノ調査研究ヲ行フベキ事

(三)　第四回大会（昭和九年・一九三四年）

学校ニ於ケル歯科衛生訓練ノ適当ナル方策如何

答　申

右諮問ニ対シテハ審議ノ結果次ノ如キ方策アルモノト認メ及答申候也

学校ニ於ケル歯科衛生訓練ハ歯科衛生ノ実績ヲ挙ゲシムルヤウ児童生徒ノ正シキ習性ヲ涵養陶冶スルヲ以テ本旨トス。

故ニ之ガ適当ナル方策ヲ講ズルニハ精神（教育）方面並ニ実際方面ノ双方ヨリ考察スベキモノト認ム。

一、精神（教育）方面トシテハ次ノ諸項ニ留意スベキコト

（一）歯科衛生教育ヲ徹底セシメ、自主的ニ児童生徒ノ愛歯観念ヲ教養セシムルコト

（二）学校ニ於ケル歯科衛生教育ハ各教室ニ於ケル指導ヲ第一義トシ之ニ適当ナル歯科衛生教授細目ヲ定ムルコト

（三）学校其他ノ衛生施設又ハ衛生行事ヲ利用シ適切ナル歯科衛生教育法ヲ按配シ常ニ歯牙保健ノ記憶ヲ喚起セシムルコト

コレ等ノ場合行フベキコト数多アレド主ナルモノ次ノ如シ

1　学校歯科衛生ニ関スル座談会又ハ研究教授ヲ開催シ指導法ノ研究ニ力ムルコト
2　講演又ハ展覧会等ヲ催スコト
3　体操唱歌、図画、書方、手工等技能科ニ属スル科目ヲ応用シ興味的ニ歯科衛生、智識ヲ啓培スルコト
4　健康歯牙表彰又ハ衛生表彰ノ如キ奨励ノ方法ヲ以テ之ガ実行ヲ促スコト
5　学校ニ歯科衛生学級又ハ歯科衛生修養会等ヲ組織シ児童生徒ノ自治的観念ニヨリ之ガ向上ヲ図ルコト

二、実際方面トシテハ次ノ諸次ニ留意スベキコト

（一）一時的ノ訓練ハ歯科衛生ノ完全ナル効果ヲ修メ難シ故ニコレラノ訓練ハ必ズ継続反覆シテ実施スベキコト

（二）歯科衛生ノ実際指導ニ際シテハ、ソノ個人的示説タルト団体的教練タルヲ問ハズ科学的確実性ト共ニ興味ヲ伴ハシメ之ガ達成ニ力ムルコト

（三）学校内ニ於テハ教員、学校医、学校歯科医並ニ学校衛生婦ノ協力ヲ旨トシ外ニ於テハ児童生徒ノ家庭ト緊密ナル連絡ヲ保チ調練ノ目的実現ニ力ムルコト

（四）歯科衛生訓練ノ実際指導方法トシテハ次ノ如キモノヲ適宜ニ行フコト

1　歯刷子ノ正シキ使用法ヲ習得セシムルコト（之ニ対シテハ歯刷子教練アリ）
2　就床前歯刷子ヲ使用スル習慣ヲ附与セシムルコト（之ニ対シテハ教室用清掃調査等アリ）
3　正常ナル咀嚼ヲ教ヘヨク咀嚼スル習慣ヲ与

フルコト（之ニ対シテハ噛ミ方教練アリ）

4　完全ナル洗口法ヲ教ヘヨク洗口スル習慣ヲ与フルコト、コレガタメニハ学校洗口場ノ設置ヲ奨励スベキコト（之ニ対シテハ洗口教練アリ）

5　歯顧ノ健康増進ニ注意ヲ払ハシムルコト（之ニ対シテハ歯顧摩擦教練アリ）

6　学校ニ於ケル定期的歯牙検査ノ他ニ診査ヲ行ヒ齲歯ノ早期治療ヲ励行セシムルコト

以　上

㈣　第五回大会（昭和一〇年・一九三五年）

一、六歳臼歯ノ齲蝕予防ニ関シ留意スベキ事項如何

答　申

六歳臼歯ノ齲蝕予防ニ関シテハ次ノ如キ事項ヲ留意スベキモノト認メ此段及答申候也

一、歯科衛生方面

イ、常食ニ関シ必要ナル注意ヲ行フコト

ロ、完全ナル咀嚼ヲ励行セシムルコト

ハ、口腔清掃ヲ励行セシムルコト

ニ、フオーンス氏予防処置又ハ予防的塗銀法ノ如キヲ実施スルコト

ホ、乳歯ノ保護ニ留意シ六歳臼歯ノ正常ナル出顧ヲ営マシムルヤウ勉ムルコト

二、教育方面

イ、六歳臼歯ノ重要性ヲ認識セシムルヤウ指導法ヲ講ズルコト

ロ、口腔検査票又ハ家庭通知票ニ対シテハ適当ナル標識ヲ与ヘ之ガ注意ヲ喚起セシムルコト

ハ、六歳臼歯ノ健康ヲ保持セシムルヤウ適当ナル奨励ヲ行ヒ良キ歯ノ会ノ如キ場合ニハ特ニ六歳臼歯ノ状態ニ重点ヲ置クコト

三、診療方面

イ、六歳臼歯裂溝又ハ小窩等ノ著シキモノハ予防充塡又ハ塗銀法ノ如キ処置ヲ講ズルコト

ロ、早期治療ヲ励行セシムルコト

ハ、学校歯科診療所ニ於テ診療範囲ヲ限定スル場合ニハ可及的六歳臼歯ノ診療ニ力ヲ致スベキコト

以上ノ如キ事項ヲ広ク実施セシムル為メニ能フベクンバ之等ノ具体的事項ヲ指示シタル六歳臼歯保護ニ関スル法規ヲ制定セラレ之ガ徹底ヲ計ラレンコトヲ切望ス

㈤　第六回大会（昭和一一年・一九三六年）

小学校ニ於ケル歯科衛生思想ノ普及ニ関シ留意スベキ事項如何

答　申

小学校ニ於ケル歯科衛生思想ノ普及ハ児童心理ニ即シタル教育力ヲ以テ其達成ヲ計ルベキモノニシテ教育並ニ歯科衛生ガ健康教育トシテ各分野ニ於ケル有機的結合ヲ示シタル時始メテ之レガ決定ヲ見ルベキモノナリト思惟ス。

小学校ニ於ケル歯科衛生思想ノ普及ニ関シ留意スベキ事項少カラザルモ緊喫ナル要目左ノ如シ。

一、小学校ニ於ケル歯科衛生教育ハ学級指導ヲ以テ主眼トスベキコト

一、小学校ニ於ケル歯科衛生ノ指導ハ或場合ハ学校長或場合ハ学級主任或場合ハ学校歯科医或場合ハ学校衛生婦之レニ当リ而シテ其緊密ナル綜合的連絡ヲ以テ重要性トナス。

一、学校衛生教育ノ実施ニ対シテハ小学校ニ適切ナル歯科衛生教育系統案ヲ立案スルコト。

一、歯科衛生ニ関スル教材教具ノ調査ヲ遂ゲ之ガ整備ヲ計ルコト。

一、前項ニ基ク適切ナル歯科衛生教授細目ヲ作製スルコト。

一、前項ニ基キ各種ノ衛生訓練ヲ徹底セシメ習慣ノ培養ニ力ヲ致スベキコト。

一、児童ニ対シテハ技能科ニ連絡シタル情操的歯科衛生教育モ亦適応シタルモノナレバコノ方面ノ利用モ徒爾ナラザルコト。

一、小学校ニ於ケル歯科衛生教育ノ実施ハ正教科ノ指導ニ差支ヘナキ範囲に於テ可及的追求ノ方針ヲ採用スルコト。

一、小学校ニ於ケル歯科衛生教育ノ充実ニ資スルタメ前衛トシテハ先ヅ師範教育ニ歯科衛生教育科ヲ設置シ更ニ後衛トシテハ父兄教育ニモ留意シテ学校健康教育ノ効果ヲ確実ナラシムルコト。

一、学校歯科衛生室ヲ有スル場合ハ設置ノ主旨ニ鑑ミ之ヲ教育的ニ運用シ小学校ニ於ケル健康教育ヲ助長セシムルコト。

一、学校歯科衛生相談所ヲ設置シタル場合ハ之レヲ学校ト家庭間ニ於ケル衛生上ノ連絡施設トシテ継続的ニ活用スルコト

㈥　第七回大会（昭和一二年・一九三七年）

在学者の体位向上に関し学校歯科医として留意すべき事項如何

答　申

在学者ノ体位向上ニ関シテ留意スベキ事項尠カラズト雖モ、之ヲ要約スレバ在学者ノ歯牙口腔ノ健康状態ヲ確保シテ其ノ機能ヲ完全ニ営為セシメ以テ全身ノ栄養発育ヲ促進佳良ナラシムルト共ニ、齲歯其ノ他ノ口腔疾病異常ニ基因スル全身的ノ障害ヲ予防殲滅シテ体質体力ノ増強ニ資スルニアリ、之ガ為メニハ従来本邦ニ於テ行ハレタル制度施設運用ニ一大改善ヲ加ヘテ学校歯科医ノ全機能ヲ発揮セシムル事極メテ緊要ナリトス。茲ニ其ノ方策ヲ総括シテ具陳セントス。

(一)在学者ニ対スル歯科衛生教育ヲ振興スルコト

A　歯牙口腔ノ機能特ニ完全ナル咀嚼ノ営為並ニ齲歯其ノ他ノ口腔疾病異常ノ全身的関連ヲ知悉セシメ之ガ予防排除ノ重要性ヲ認識セシム。

B　齲歯並ニ歯列異常其ノ他ノ口腔疾病異常ヲ予防スル為メ歯牙口腔ノ完全清掃ノ励行ト相俟ツテ栄養的歯牙増健法ヲ講ズルト共ニ、歯牙ノ交換期ニ於ケル正シキ注意並ニ六歳臼歯ノ保護ニ留意セシム。

在学者ノ体位向上ニ関シ学校歯科医トシテ留意スベキ事項ニ就テ曩ニ御諮問相成候処本大会ハ各団体ヨリ意見ヲ徴シ慎重審議ノ上次ノ如ク答申ニ及ビ候也

之ガ為メニハ学校教職員ニ依ル歯科衛生ノ教授訓練ヲ第一義トスレ共、学校歯科医ノ協力ニ依リ一層ノ効果ヲ期待シ得ルモノナリ。而シテ之ガ実施ニ於テハ歯科衛生教材ヲ整備充実シ且ツ教授細目ヲ制定シテ学級指導ヲ中心トシ、特ニ洗口場ヲ完備シテ歯刷子教練、洗口教練、咀嚼教練等ヲ反覆継続シ良習慣ノ啓培ニ努メザル可カラズ。

(二)口腔検査ヲ一層厳密ニ施行スルコト

定期口腔検査ノ外就学時並ニ臨時口腔診査ヲ厳ニ行ヒ、学校歯科衛生施設立案タラシムルト共ニ在学者並ニ家庭保護者ノ注意ヲ喚起セシムベシ。

(三)予防処置ノ完全ヲ期スルコト

文部大臣官房体育課長ノ通牒ニ依リテ指示サレタル齲歯並ニ其ノ他ノ歯牙疾患ノ予防上必要ナル処置ヲ徹底セシムル為メ学校内ニ於ケル施設ヲ一層普及充実セシムベシ。

(四)齲歯並ニ歯列異常其ノ他ノ口腔疾病異常ノ加療勧告ヲ徹底セシムルコト

校内予防処置範囲外ノ齲歯其ノ他ノ口腔疾病異常ニ対シテハ其ノ加療勧告ヲ徹底セシムベシ。之レガ為メニハ歯科医師会又ハ家庭トノ連絡ヲ一層緊密ニシ、学校ニ於ケル歯科衛生相談機関ノ拡充ヲ図ルコト。

(五)学校歯科衛生ノ制度施設運用ニ関シテ特ニ左記事項ヲ速カニ実施セラレ度シ

一、学校歯科医及幼稚園歯科医令第一条ヲ「各学校ニ学校歯科医ヲ置ク」ト改正スルコト。

一、学校歯科医会ヲ法制化シ之レヲ強力ナラシムルコト。

一、学校歯科衛生技術官ヲ設置スルコト。

一、学校歯科衛生婦ヲ設置又ハ増員シテ学校歯科医ノ補助並ニ在学者ノ歯科衛生的養護ニ当ラシムルコト。

一、学校歯科医ヲシテ学務委員タラシムルコト。

一、学校歯科医ノ待遇ヲ向上セシムルコト。

一、齲歯予防法ヲ制定スルコト。

一、師範教育ヲ改善シテ学校教職員ニ充分ナル歯科衛生的知識ヲ授クルコト。

一、予防処置ノ実施普及ニ対シテ国庫補助ノ途ヲ講ゼラレタキコト。

(七) 第八回大会（昭和一三年・一九三八年）

学校に於ける歯科衛生養護の適策如何

答　申

学校ニ於ケル歯科衛生養護ニ関スル事項ハ多々アルベキモ適策ト認ムベキモノ次ノ如ク及答申候也

一、学校ニ於ケル歯科衛生ノ本義ニ鑑ミ教員、学校衛生婦ハ一層歯科衛生ノ智識ヲ拡充シ学校ニ於ケル歯科衛生教育ヲ徹底セシメ養護ノ成果ヲ挙ゲシムルコト

一、前項ノ目的達成ヲ計ル為メニハ学校歯科医ニ於テ平素学校トノ連絡ヲ密ニシ之ガ為メ必要ナル機会ノ企画歯科衛生資料ノ提供等其ノ指導啓発ニ努ムルコト

一、学校内ニ完全ナル洗口場ヲ設備シ歯科衛生訓練ヲ励行スルコト、此場合一学級児童ガ一斉ニ訓練ヲ為シ得ルガ如キ噴出式洗口場ヲ便トス

一、歯科衛生養護ノ指導ハ全面的見地ヨリ之ヲ考慮シ、日光浴、野外教育栄養ノ改善運動ノ奨励等児童生徒ノ心身養護ト歯牙増強ニ緊要ナル事項ハ特ニ留意スベキコト

一、現在ニ於ケル児童生徒齲蝕罹患ノ実状ヨリ考察シテ予防処置又ハ早期治療ヲ励行セシムルコトハ極メテ緊要ナレバ学校ニ於ケル歯科衛生ノ一般的養護ニ於テモ家庭ト連絡ヲ保チ之ヲ勧告追及スルコト

一、学校歯科医ハ歯牙交換期ニ於ケル児童ヲ監察シ留意シ適正ナル歯牙交換ノ指導、不良習癖ノ矯正ニ努メ歯牙並ニ顔面ノ正常ナル発育ヲ遂ゲシムルコト

一、歯科衛生養護施設ヲ設置シ口腔検査ノ結果歯科的ニ要養護児童ト認ムベキモノニ対シテ特別ナル監察ト養護ヲ行ヒ特ニ咀嚼機能回復ニ至ル迄ノ栄養指導並ニ歯科的処置ヲ加フルコト

一、衛生父兄会、健康相談等ノ施設ヲ活用シ家庭ニ於ケル継続的協力ヲ求ムルコト

一、歯科衛生養護施設ニ対シテハ国庫補助ノ道ヲ講ズルコト

一、要養護児童ト認ムベキモノヽ標準ヲ一層明確ニシ養護施設ノ運用ヲ計ル為メ適当ナル調査研究ノ機関ヲ設置スルコト

(八) 第九回大会（昭和一四年・一九三九年）

学校ニ於ケル歯科衛生ノ振興上学校歯科団体ノ事業トノ適切ナル事項如何。

答　申

学校ニ於ケル歯科衛生振興ノ眼目ハ在学者齲歯予防ノ実績具現ニアリ、之ガ為ニハ学校歯科医ニ於テ夫々ノ施設ヲ発揚セシメ其ノ職務ニ努力スベキコト勿論ナルモ学校歯科医団体ニ於テモ内ハ学校歯科施設ノ拡充ニ力ムルト共ニ学校歯科医ノ職能ヲ振興セシメ外ハ衛生思想ヲ徹底セシムルコトニ力ヲ致サヾル可カラズ。

其ノ主ナル事項次ノ如シ

一、学校歯科医未設置ノ学校ニ対シテハ可及的之ガ設置ヲ実現スルヤウ力ヲ致スコト

一、校ノ内外ヲ問ハズ口腔検査、齲歯予防処置及早期治療ヲ奨励シ特ニ校内ニ設備ヲ有スル場合ニハ之ガ適切ナル活用ニ就テ指導ヲ図ルコト

一、学校歯科医ノ執務ニ関スル連絡ト周知ヲ図リ又適当ナル研究機関ヲ設ケテ之ガ向上改善ニ意ヲ用フルコト

一、歯科医師会ト協調シ在学者ガ校外ニ於ケル歯科診療ニ就テ適当ナル方途ヲ講ズルコト

一、現下ニ於ケル歯科衛生ノ再認識ト之ガ根本的協力ヲ希望スルタメ市町村当局学校当局其ノ他衛生関係者ト適当ナル方法ノモトニ齲歯予防ニ就テ緊密ナル連絡ヲ図ルコト

一、学校養護婦ノタメニ歯科衛生ノ知識ヲ備フル機関ヲ設クルコト

一、歯科衛生知識普及ノ為メニハ講習会、講演会、映画会等ヲ開催シ衛生教育ノ実際方法ニ依リ之ガ徹底ヲ期スルコト。

一、歯科衛生ニ於ケル学校ト家庭ノ連絡並ニ就学前児童ノ齲歯予防ニ関シテハ歯科衛生相談、懇談会、訪問教育等ノ施設ヲ運用シ之ガ指導ニ努ムルコト

一、歯科衛生ニ関スル印刷物ヲ刊行シ歯科衛生知識ノ普及ニ努ムルコト

一、各種ノ表彰事業ヲ行ヒ斯道ノ刷新ト奨励ニ意ヲ用フルコト

一、予防歯科ニ関スル綜合研究ヲ奨励シ指導ノ向上ヲ図ルコト

前記諸項ノ配意ト実施ニ当リテハ全身ノ健康ト密接不可分ノ歯牙保健ヲ全目的トシ増健国策ノ線ニ沿ハントス

(九) 第一〇回大会（昭和一五年・一九四〇年）

（この大会の諮問の答申は昭和一六年六月に出された）

生活環境ヨリ見タル児童生徒ノ齲蝕ノ現況並ニ之レガ予防養護ニ関シ学校トシテ実施スベキ事項

答　申

一、生活環境ヨリ見タル児童生徒ノ齲蝕ノ現況ニ関スル調査成績

従来児童生徒ノ齲蝕罹患状態ニ就テハ既ニ文部省体育課ニ於テ発表セラレタル過去十四ヶ年間ノ齲歯統計ヲ始メ幾多ノ報告アリテ甚ダ高率ヲ示ス事項ヲ知ルト雖モ、未ダ生活環境ヨリ見タル罹患ノ現況ヲ詳ニスルコト能ハザリキ、依ツテ之レガ調査研究ヲ行ヒ次ノ如キ成績ヲ得タリ。

但シ生徒ノ齲蝕罹患状況ニ関シテハ短日月ニシテ充分ナル期間ナカリシ為メ他日ノ調査ニ俟チ玆ニハ十二歳児童ノ永久歯齲蝕ノ調査ヲ以テ之レガ学童ノ資料トナシタリ。（調査成績別紙添付）

第二、児童生徒ノ齲蝕ノ予防養護ニ関シ学校トシテ実施スベキ事項

以上ノ調査研究ニヨリ、児童生徒ノ齲蝕罹患状況ハ、生活環境ニヨリ著シキ差異アルコト確認セラレタリ。最モ明瞭ナルハ、市町村ノ間ニ夫々乳歯ニ於テ約四―六%、永久歯ニ於テ約八―一二%ノ差ヲ示スコト特ニ山村ニ於テハ最低率ニシテ、乳歯ニ於テハ最高率ヲ示セル市トノ間ニ約一七%永久歯ニ於テハ約三二%ノ差ヲ見ル事実ニシテ、コレハ予防養護ノ対策上一ノ大ナル示唆ヲ与フルモノト謂ハザルベカラズ。

斯クノ如キ罹患率ノ差ガ如何ナル理由ニヨルカ、齲蝕ノ一元的原因ノ鮮明セラレザル今日ニ於テ、頗ル難解ナル問題ナレドモ統計的観察ノ結果ヨリスレバ一ハ体質ノ変異一ハ生活環境並ニ生活様式ノ差ニ其ノ因ヲ求ムルヲ妥当トスベシ。

玆ニ於テ齲蝕ノ予防ハ原始的生活ヘノ還元復帰ヨソ最モ望マシキコトナレドモ、コハ不可能事ト謂フベク、結局生活環境並ニ様式ヲシテ合理的ナラシムル努力ガ最モ切望セラルヽ所ナリ、依ツテ、之ガ予防養護ニ関シテ学校トシテ実施スベキ事項ヲ検討スルニ極メテ複雑多様ナレドモ之ヲ列挙スレバ次ノ如シ。

(一)人的機構ノ整備拡充

国民学校ニ於テハ其ノ使命トスル皇国民錬成ノ趣旨ニ鑑ミ身心一体トシテノ教育顕現ヲ期シ、特ニ体錬科ノ全機能ヲ発揮セシムル為メ人的機構ヲ整備拡充スベシ。

一、体錬科衛生ニ於テハ歯科衛生担当訓導ヲ定メテ終始責任アル指導ノ任ニ当ラシムルコト。

二、養護訓導ヲ置キ、歯科衛生ニ関スル充分ナル知識ヲ与ヘ、直接指導実践ニ於テ遺憾ナカラシムルコト。

三、学校歯科医ノ未ダ設置セラレザル学校、市町村ノ何レヲ問ハズ速カニ之レヲ設置スルコト。

青年学校及ビ中等学校ニ於テモ亦必ズ学校歯科医ノ設置ヲ要ス。

(二) 歯科衛生教育施設

一、生活環境或ハ年齢的ニ教育内容ニ於テ多少ノ差ハアレド、其ノ基本的項目ハ概ネ次ノ如シ、

甲、全身的増強法

1 栄養ノ注意、特ニ偏食ヲ避クルコト、

2 日光ノ効果ヲ強調シ、戸外運動ヲ奨励スルコト、

3 精咀嚼ヲ励行セシムルコト、

4 糖類ノ過食ヲイマシムルコト、

乙、局所的予防法

1 歯牙清掃ノ正シキ指導ヲ行フコト、

2 食事的清掃ヲ指導スルコト、

3 間食ノ指導ヲ行フコト、

二、国民学校ニアリテハ、合理的ナル歯科衛生訓練要目ヲ作成シ、教授、養護、鍛錬ノ有機的統合ニヨリ其ノ実ヲ挙グベシ、教授訓練上参考トナルベキ事項次ノ如シ。

1 教科書中、例バ初等科第二学年よみかた巻三ノ十一「むしば」同第六学年算術ニ於ケル齲歯ノ統計等好適ノ資料少ナカラズ、之レガ活用ヲ図ルベキコト。

2 芸能科家事、理数科理科ニ於テハ体錬科ト相俟チテ其ノ実践的指導ヲナスベキコト。

3 教授資料ニ就テハ従来甚ダ乏シカリシガ、適当ナル図書、掛図模型等ヲ整備スベキコト。

4 歯科衛生訓練トシテ、歯刷子訓練、洗口訓練、咀嚼訓練歯間清掃訓練等ヲ採用シ、之ガ適正ナル指導ヲ継続的ニ行フコト。

三、中等学校ニアリテハ、特ニ女子ニ対シテハ、男子ヨリ稍罹患率高ク且ツ将来母性トシテノ立場ヨリ、体質並ニ歯質強化ヲ図ルベキ智識ノ培養ニ重点ヲ置クベキコト。

四、保護者ノ教育モ亦忽ニスベカラズ特ニ国民学校ニ於テハ衛生的躾ヲ重視スル為メ家庭教育ト相俟チ克ク聯絡協調ヲ図ルベキコト。

(三)口腔検査

口腔検査ハ学校歯科衛生運営上ノ基礎トナルモノナレバ一層之レヲ重視シ、且ツ其ノ活用ヲ計ラザルベカラズ。

一、国民学校就学前ノ口腔検査ヲ必ズ行ヒ歯科医ヲシテ之ヲ担当セシムルコト。

二、定期口腔検査ハ必ズ歯科医ヲシテ行ハシムベキコト、

三、中等学校入学考査ニ於テハ必ズ歯科医ヲシテ口腔検査ヲ行ハシムベキコト。

(四)予防養護施設

一、七年児童ニ於ケル乳歯齲蝕ノ極メテ罹患率高キニ鑑ミ家庭ニ於ケル誤レル乳歯軽視ノ観念ヲ強ク排除スル為メ機ニ応ジテ、之レガ指導ヲ旨トスベキコト。

二、乳歯齲蝕ニ対シテハ、特ニ交換期ニ留意シ、適正ナル指導監察ヲ怠ルベカラザルコト。

三、十二年児童ニ於ケル永久歯齲蝕罹患率ニ鑑ミ、之ガ予防処置ノ実施ハ極メテ喫緊ナリ。速カニ歯科医務室ヲ整備拡充シ、学校歯科医ノ活動ヲ一層適切ナラシムルコト。

四、予防処置ノ実施ハ、従来都市ニ於テ比較的多ク行ハレタレドモ漁村農村等ニ於テモ之レガ実現ヲ図ルコト刻下ノ急務ナリ。実施上留意スベキ点次ノ如シ。

1 国民学校ニアリテハ乳歯ニ対シテハ低学年ニ於テ初期齲蝕ノ処置ヲ施シ、ソノ外ハ交換期ニ於ケル抜去ヲ主トシテ行フコト。

永久歯特ニ六歳臼歯ニ対シテハ低学年ヨリ易

罹患性歯ニ対スル鍍銀法又ハ初期齲蝕ノ処置及充塡ヲ行フコト。

2　中等学校ニ於テハ、六歳臼歯ノ外特ニ第二大臼歯、上顎前歯ニ対シテ留意スベキコト。

五、歯科保健相談ノ実施ヲ促進シ之レガ利用ヲ勧奨スベキコト。

六、養護訓練上必要ナル洗口場ヲ必ズ設置スベキコト。

(五)生活環境ニ応ズル予防処置的施設

永久歯ニ対スル予防処置ノ実施ニ就テ次ノ如キ事項ヲ考慮スベシ。

一、市ノ商業地区ニ於テ永久歯齲蝕ガ男女共ニ約七五%ノ最高率ヲ示ス。経済的事情ニヨル日常生活ノ欠陥、日光ノ不足、間食ノ摂取過多等ニ因由スルモノト推セラレル故、之レガ改変ニ万全ヲ期スルハ勿論、校内予防処置ヲ一層徹底セシムルヲ要スベシ、

二、第二位ノ高率ヲ示ス市ノ住宅地区ト工業地区トノ間ニハ殆ンド差ヲ認メズ、住宅地区ガ比較的環境的ニ好条件ニ恵マレナガラ、尚且ツ高率ナルハ主トシテ劣弱ナル体質ト不注意ナル食物ノ関係ナラン工業地区ト共ニ予防処置ヲ期スベシ。

三、漁業ヲ主トスル町ガ、商業、工業ヲ主トスル町ト略々同様又ハ稍高率ヲ示スハ意外ノ感アリ、漁村ニ於テモ女子ハ商業ヲ主トスル町ト略々同率ヲ示スコトニヨリ、コレ等ノ町村ニ於テモ、予防処置ノ実施ガ考慮サルベキナリ。

四、農村ニ於テハ罹患順位ハ低位ナリト雖モ永久歯ニ於テ約四九%ヲ示ス事実ヨリ決シテ等閑ニ附スベキニアラズ、山村ハ最低位ナガラ約四三%ヲ示ス。之レニ対スル施設ハ全ク考慮セラレザリシガ、他ノ疾病ニ比シテ遙カニ大ナル数値ヲ示ス故之レニ対シテモ亦大ニ勘考ヲ要スベシ。

之ヲ要スルニ都邑別ニヨリ予防処置的施設ノ緩急ヲ許サザル現状ナレドモ、強イテ順位ヲ附スレバ、第一ニ市、第二ニ町、第三ニ村トナルベシ然レドモ従来閑却セラレガチナリシ農村ガ本邦人口ノ多数ヲ占メ、時局下人的資源確保ノ急ヲ要スル今日、之ガ施設ハ、極メテ緊要ナルコトヲ痛感スルモノナリ。

(六)栄養改善施設

都市ハ勿論、村落ニ於テモ、一層栄養ノ全面的改善ヲ図ル為学校給食ヲ断行シテ、全身健康ノ増強ト歯牙ノ健全ヲ保持スルニ努ムベシ。

一、地域的ニ栄養食品ノ指導ヲ行フコト。

二、食事訓練ヲ行ヒ、偏食ノ矯正精咀嚼ノ励行ヲ指導スルコト。

如上ノ実施事項ハ、都邑辺陬各々環境ニ応ジテ取捨シ宜シク其ノ欠ヲ補正シ其ノ長ヲ助成スルノ方途ヲ講ゼザルベカラズ。

曩ニ当局ハ通牒ヲ以テ齲歯予防思想普及ニ関シ適切ナル注意ヲ喚起セラレタリト雖モ、未ダ齲歯ノ児童生徒ノ心身ニ及ボス影響ニ対スル国民ノ認識極メテ乏シク学校歯科衛生施設ノ顧ミラレザル事屢々ナルヲ遺憾トス。

冀クハ之レガ普及ニ対シ更ニ強靱ナル御尽瘁ヲ仰ギ目的達成ノ速カナランコトヲ祈念シテ歇マズ。

(十)　第一一回大会（昭和一六年・一九四一年）

（この大会の答申は一一月に行われた）

師範教育ニオケル歯科衛生ニ関シ留意スベキ事項如何

答　申

本年六月秋田市ニ於テ開催ノ第十一回全国学校歯科医大会ニ対シ御諮問相成タル「師範教育ニ於ケル歯科衛生ニ関シ留意スベキ事項如何」ニ関シテハ其ノ答申事項ニ付特別委員ニ附議シ慎重審議ノ結果別紙ノ通決定シタルヲ以テ此段及答申候

昭和十六年十一月十四日

第十一回全国学校歯科医大会

会長　横手千代之助

文部大臣　橋田邦彦殿

学校歯科医令公布セラレテヨリ玆ニ満十年、此ノ間ニ於ケル学校歯科衛生（主トシテ国民学校ニ於テ）ノ進歩著シキモノアルハ一般ニ認メラレシ所ナレドモ其ノ反面ニ於テ遺憾ノ点又尠ラズ。学校歯科医、学校管理者ノ側ニ於テ反省シ考慮スベキモノ少ナカラザレドモ、学校教職員ノ歯科衛生ニ関スル認識ノ低キコト、理解ノ薄キコト、信念ノ乏シキコトノ三点ハ殊ニ顕著ナル事実トシテ挙ゲルコトヲ得ベシ。

教育及施設トシテ学校歯科衛生ノ徹底的ニ実施センガタメニハ、学校教職員ノ之ニ関スル智識ト、深キ認識ト、固キ信念トヲ要スルハ言ヲ俟タザル所ナリ。然レド之ヲ現在ノ教職員ニ希望スルハ師範教育ノ過去及現在ノ状況ヨリ観テ不可能ヲ強フルノ感ナキニ非ズ。今後師範教育ノ改善ヲ図リ、此ノ方面ノ

教育、設備、施設ヲ充実シ実力アル教職員ヲ養成シ、将来ノ学校歯科衛生ノ飛躍ニ備フルハ現下ノ国情ヨリ観テ喫緊ノ要務ト謂フベシ。

右ノ見地ヨリ本大会ハ左記各項ヲ師範教育中ニ加ヘラレンコトヲ切ニ希望シテ已マザル次第ナリ。

一、師範教育ニ於テ歯科衛生ヲ重視スルコト

従来師範教育ニ於テ学校歯科衛生ハ甚シク軽視セラレタルノ感アリ。今後之ヲ是正シ、其ノ重要性ヲ認メ、特ニ歯科衛生ノ教授、訓練、施設等ヲ担任スベキ教員ヲ定メ施設ノ強化、充実ヲ計リ此ノ方面ニ於ケル教育ノ完璧ヲ期セラレ度シ。

二、左記事項ノ教育ヲ実施シ特ニ(二)及(三)ニ重点ヲ置クコト

(一) 口腔及ビ歯牙ニ関スル基礎的事項

解剖
生理
歯牙発生
病理

(二) 口腔衛生ニ関スル基礎的事項

口腔歯牙ノ特性及其ノ強健法
疾病異常ノ予防法
齲歯ノ予防処置

(三) 口腔衛生訓練指導法

歯磨
洗口
咀嚼、食事、間食等ノ指導
不良習癖ノ矯正

(四) 学校歯科衛生施設

歯牙ノ検査及診査
予防処置
救急処置
施設ノ管理

附、学校給食

三、前記事項ノ教育ハ次ノ方法ニヨルコト

(一) 教育担任者

専門的ニ教育ヲ担任スル歯科医ヲ依嘱スルコト

但シ事情ニヨリ当該学校歯科医学校衛生技師其他ヲ以テ之ニ当ラシムルモ可ナルコト

(二) 授業科目

保健衛生ニ関スル独立セル科目ヲ設ケ其中ニ於テ相当ノ時間ヲ充当シ系統的、効果的ニ教授スルコト

但シ止ムヲ得ザル場合ハ生理衛生、育児其他関係科目中ニ於テ取扱フモ可ナルコト

(三) 授業方法

講義、実習(自己検査、相互検査、衛生訓練等)、並ニ見学(予防処置ノ見学等)ヲ行フコト

右ニ必要ナル設備ヲナスコト

(四) 生徒ヲ対象トシタル歯科衛生施設ヲナスコト

学校歯科医ヲ置キ、歯科衛生施設ヲ施シ、生徒自身ノ口腔衛生ヲ励行シ、之ニ依リ口腔衛生ノ効果ヲ深ク認識セシメ、将来ノ歯科衛生施設運営者トシテノ信念ノ昂揚ヲ期スベシ

(五) 寄宿舎ニ於テ歯科衛生的生活ノ練成ヲナスコト

歯科衛生ハ実践ニ依リテノミ効果ヲ発揮スルモノナレバ、之ヲ日常生活中ニ採リ入レ生活化ヲ計ルノ要アリ。寄宿舎ニ於テ朝夕ノ歯磨キ、洗口、精咀嚼、自己検査、相互検査、其ノ他歯科衛生ニ関スル事項ヲ実践セシメ、之ガ信念ヲ培ヒ習慣ヲ養フヤウ指導スベシ

(六) 附属国民学校ニ学校歯科施設ヲナシ演習機関トスルコト附属国民学校ニ模範的学校歯科施設ヲナシ児童ノ口腔衛生ヲ完タカラシムルト共ニ学校歯科衛生ニ関スル演習機関トシ、将来訓導トシテ、学校歯科施設ヲ運営スル場合ノ実力ヲ涵養スルヤウ指導スベシ。

(十) 第一二回大会(昭和一七年・一九四二年)

(昭和一八年二月に答申された)

皇国ノ使命ニ鑑ミ学校ニオケル歯科衛生ノ振興方策如何

答 申

皇国の使命は肇国の大理想に遵ひ、八紘為宇の大精神を顕現し、皇道の宣布によりて全世界に永遠の平和を招来せしむるにあり、

今や大東亜戦争の赫々たる戦果に、歓喜感激すると共に、大東亜共栄圏建設の大業に只管国家の総力を結集して邁往せざるべからざる秋に際し、皇国民の心身錬成し、健康を増進し体位の向上を図るは、最も切実に要請せらるゝ所にして、吾人の使命亦極めて重しと謂はざるべからず。

学校に於ける歯科衛生の目的とするところは、学生生徒児童をして皇国民たるの自覚に基き歯科衛生の正しき認識を得しめ、これを日常生活に実践せしむると共に、其施設を通じて歯疾を予防し、更に進んで強健なる歯質を享有せしめ、以て口腔歯牙の保全による体位の向上を期待するにあり。

此の目的を達成せんが為には、一は以て歯科衛生上の正しき生活を指導訓練し、一は以て歯疾の早期処置を徹底せしめ、全生涯を通じて是れを実践せしむるにあり。これが為には、健康教育と予防処置施設の強化拡充を一層緊要とすべし。特に予防処置は歯疾の進行を防止して其為害作用を阻止し、口腔歯牙の機能を完遂せしむるのみならず、恰も学校給食が栄養指導としての意味を有する如く、早期処置の指導施設たらしめざるべからず。

口腔歯牙の健否は、国民の生活環境並に様式と密接なる関係を有すること明かにして、所謂欧米的食生活による悪弊少からざる現状を是正する事は、極めて困難にして、深く全国民の自覚に俟たざるべからず。則ち学校に於ける歯科衛生の適正なる指導を要する所以なり。

更に大東亜共栄圏に於ける諸国民の歯牙を保衛し、その健康を得しむるは正に皇国の使命とする所、嘗て欧米人によりて誤れる生活に導入せられ、歯疾の増加に悩める諸民族に対しては、速かに適正なる指導を念とせざるべからず。南方熱帯圏に於ては、砂糖の産地たると、其気候風土就中高温多湿水質等の関係より、外来人は急激に歯牙口腔及組織を侵害せらるゝを常とすと謂はれ、此の地域に於ける皇国民特に青少年に対しては、慎重なる調査と合理的指導とを喫緊事となすべし。

皇国未曽有の難局に直面し、学校歯科衛生関係者は、真に純忠の至誠を傾け熱意を注ぎて各々滅私、只管其職を奉ずると共に、互に協心戮力、克く最高度の能力を発揮し、以て皇国青少学徒の体位増強に資せんことを深く銘記せざるべからず。

茲に皇国の使命に鑑み、学校歯科衛生の具体的方策を樹立して、御諮問に答へ御明鑑を仰ぎて速かに其実現を期する次第なり。

内地に於ける学校歯科衛生の振興方策

内地の政治、文化、思想等が大東亜共栄圏を指導するは当然にして、内地に於ける学校歯科衛生の振興を期するの要あるは言を俟たざる所なり。

一、学校衛生の研究並に養成機関の設置

1　学校衛生研究機関を創設して、学校衛生並に学校歯科衛生の基本的及び実施上の諸問題につき研究調査し、学校衛生行政の企画の中心たると共に指導機関たらしむ。

2　学校衛生技術者の養成機関を設置し（研究機関に附設するも可）技術者（例之学校歯科衛生技師歯科養護訓導等）養成、補習教育等の機関たらしむ。

二、歯科衛生教育の徹底

1　師範教育の改善

学校歯科衛生を正科中に組入れ、其実習と共に適当なる学年に之を課すること。

2　教員の再教育

教職員に対し特に学校歯科衛生の講習会等を開催し、其修習に努めしめ健康教育の徹底を期すること。

3　中等学校生徒の指導

イ、学校歯科衛生の徹底を期すべく科学的衛生指導に力むると同時に、齲蝕予防に関しては特に其の施設の拡充強化を図ること

ロ、女子中等学校、女子青年学校に対しては、母性の任務を自覚せしめ、育児保健上特に之れを重視し、診療設備の設置及衛生教室の開設等により、指導に完璧を期すること。

4　国民学校に於ける歯科衛生

児童の歯科衛生訓練は担任訓導の体錬科教授と共に、各教科教材を充分活用して之れを徹底せしむるに重点を置き、学校歯科医はその指導者として、養護訓導は補佐役として積極的に協力せしむ。又予防処置の重要性を知らしめ、其施設の拡充と相俟つて、之れが実践に万全を期す。

5　保護者に対する学校歯科衛生の普及

学校歯科衛生教育の一翼として其知識普及のため講習会、講演会映画会、又は学校内に於ける歯科衛生相談、懇談会或は訪問教育等の施設を運用、之が指導に努め継続的協力を求む。

6　大学、高等、専門学校等に於ける歯科衛生

予防歯科に関する知見を深からしむべく、之が教育に万全を期し大東亜共栄圏に於ける指導者として其環境等を考察し以て齲蝕予防の一翼たらしむ。

三、予防処置の徹底

1　一組織的なる計画の下に、全生徒児童に未処置の齲歯を絶無ならしむると共に、学童をして自ら其歯牙を護るべしとの強き観念を植付けるべく指導すべし。

2　専任学校歯科医又は特に処置医を設置し、歯科養護訓導を養成し之れ等をして専門的に予防処置を実施せしむ。

3　予防処置を担当すべき専任学校歯科医又は、

処置医に対しては所定の養成機関に於て適当なる補習教育を行ふ。

4　養護訓導又は適当なる者の中より所定の養成機関に於て、一定年限の修業をなさしめ、歯科養護訓導として、専任学校歯科医指導の下に予防処置の介補たらしむ。

5　予防処置専任者を置きたる場合に於ても、各校に学校歯科医を嘱托し、主として、診査教育訓練等に当らしむ。

6　予防処置は各学校毎に施設を具備して行ふを原則となせども、現時の状態にては数校巡回的に行ふか、或は適当なる地区に児童歯科診療所を設置して行ふも亦可なるべし。

四、制度の改正

1　勅令学校歯科医令第一条を「各学校ニ学校歯科医ヲ置ク」と改め学校歯科医未設置校一万三千八百余校に対し直ちに学校歯科医の設置をなすべし。

2　専任学校歯科医を設け、国又は公共団体に於て身分の保障をなし更に研究の道を与ふること。

3　歯科養護訓導の設置

4　学校歯科医の待遇を改善し、其執務を一層容易ならしむること。

5　学校歯科衛生令の制定。

叙上の諸事項を総括せる強力なる法令を制定すること。

五、行政機構の拡充

1　学校歯科研究機関の設置拡充

2　地方庁に学校歯科衛生技師の設置

3　学校歯科医の指導者養成

六、学校衛生団体の統制強化並に連絡協調

学校衛生の団体を統制強化し、各々其職域に於て最善の努力をなすべし。学校歯科医の職域団体は他の団体と緊密に連絡協調すると同時に、自己の職域に於ては中央地方共に一貫して運営すること。

七、歯科医育の改新

1　国民の口腔歯牙健康のため真に献身奉公の誠を捧ぐべき歯科医の養成に努むること。

2　予防歯科医学の講座を設け特に学校歯科教育の完璧を期すること

八、国家行政全般に対し歯科衛生を考慮に入るゝこと。

軍事、文部、厚生、大蔵、農林、商工等各行政機関に歯科衛生の重要性の認識を高め高度国防国家の確立に資すること。

大東亜共栄圏に於ける学校歯科衛生振興方策

一、共栄圏諸民族の歯科衛生状況を調査すること。

共栄圏諸民族の歯科衛生状況を精細に調査し、確実なる資料を得て学校歯科衛生振興方策立案の基礎とすること、

二、内地の施設を基準とし夫々の地域に適応すべき方途を講ずること。

広大なる共栄圏に画一的施策を講ずることは、不可能なるべきにより大体に於て内地に於ける施策を基準とし夫々の地域の事情を調査し適切なる方途を講じ、共栄圏諸民族の学校歯科衛生の徹底を期すること。

三六、口腔診査票および規程資料

(一)　大正九年（一九二〇年）一〇月日本聯合歯科医師会がきめた「歯牙及口腔検査の方法」

歯牙及口腔検査ノ方法

(一)診　査　用　具

診査医一人ニ対シテ左ノ器械ヲ備フ。

歯鏡五本、探針五本、歯科用鑷子二本、舌圧子一個、「コツプ」二個、綿紗容器一個、洗面器一個

(二)防　腐　薬

器械ノ消毒ニハ二%「リゾール」水ヲ用ヒ、手指ノ消毒ニハ〇・一%昇汞水ヲ使用ス。

消毒方法ハ二個ノ「コツプ」ニ「リゾール」水ヲ充シ、其一個ニ器械ヲ浸シ置キ一度使用セルモノハ他ノ一個ノ「コツプ」中ニ浸ス、助手ヲシテ此滅菌セル器械ヲ綿紗ニテ拭掃シテ滅菌綿紗ヲ敷キタル机上ニ順次ニ併列セシメ其一端ヨリ使用ス、二個ノ「コツプ」ヲ使用スル理由ハ器械ノ薬液中ニ浸清スル時間ヲ可及的永カラシメ、以テ其消毒ヲ完全ナラシメントスルニ外ナラズ。

而シテ一般ノ診査ニハ只歯鏡ト探針トノミニテ施行シ得ベキガ故ニ此二種ハ特ニ多数ヲ備フ。

(三)診　査　票

二種ニ区別シ、第一号式ヲ一般的診査ニ用ヒ、第二号様式ハ特別診査ニ用フ、歯図ノ西洋数字1、2、3ヲ記セルハ永久歯、ローマ字a、b、cヲ記セルハ乳歯ヲ現ハセリ。

第1号様式の診査票

歯は丈夫でなければいけません。いくら滋養分に富んだ食物でも、悪い歯では充分に咀み砕くことが出来ませんため、實際の役に立ちません。精神と肉體の健全なる發達を願ふには、丈夫な歯を持つことが肝要であります。悪い歯は口中を腐敗せしめ、黴菌の蕃殖を盛んに致しますから、恐ろしい傳染病菌や肺結核菌なぞも宿んで其所に生活します。歯は是非共丈夫に保たねばなりません。

貴方の御子さんの歯は齲歯が　本あります。歯の圖の西洋數字1234が活字であるのは永久歯で、ローマ字abcdは乳歯です。そして檢査の記號（c）は齲歯を示し1234は齲歯の進んだ程度で、即ちc4とあるは根ばかり残った最も悪い歯で噛む用をなしません。齲歯では充塡してあるものは差支ありません。優中劣とあるは優等、中等、劣等の意味で、若し優の字に○がつけてあれば御子さんは優等なのです。例へば歯質の條下で中の字が○としてあれば御子さんの歯の質は中等といふ意味です。

歯科醫師會

保護者

第一号診査票ハ其一半ヲ保護者ニ交附シ、診査ノ状況ヲ報告スルモノトス、診査ノ際ニ炭素紙ヲ介在シテ一面ノ票ニ記録スレバ、他ノ一面ノ票ニ同一文字ヲ現ハスガ故ニ保護者ニ交附スベキ票ニ同時ニ記録シ得。

記録方法ハ齲蝕症ト歯牙発生ノミ図ニ記号ヲ以テ直接記載シ、其他ノ条項ハ夫々相当欄内ニ記載スベシ。齲蝕症ハ其進行程度ニ従ヒテ四度ニ区別ス、即チ

第一度齲蝕（記号ハC_1）琺瑯質齲蝕

第二度齲蝕（　C_2）象牙質ニ進行セルモ未ダ歯髄ニ著明ナル障害ナキ程度

第三度齲蝕（　C_3）所謂深在齲蝕ニシテ歯髄露出スルカ或ハ既ニ壊死セルモノ、但シ歯冠ノ概形ヲ存シ、少クモ歯冠ノ三分ノ二以上ヲ存スル場合

第四度齲蝕（　C_4）歯冠ノ破壊著シク其三分ノ二以上ヲ失ヒ又ハ全ク残根状態ノモノ

記号CハCariesノ略字ナリ、1、2、3、4、ノ数字ハ即チ齲蝕進行程度ヲ示ス、C_4トアレバ一見シテ所謂残根ナルヲ知リ、咀嚼ノ用ヲナサザルコトヲ明瞭ニス。

歯牙発生ハ発生セル歯図ニ一線ヲ引ク、例ヘバ永久中切歯ノ発生セルモノハ1、ナル歯ニ一線ヲ引クベシ。

口腔一般状態其他ノ条項ニ優、中、劣トアルハ優等、中等、劣等ノ意味ニシテ優等ナル場合ニハ優字ニ○ヲ引キ即チ㊀トナス、中等ナル者ハ㊥、劣等ナルモノハ㊦トナスベシ。

乳歯根吸収不全、其他充塡、義歯等ノ記載ハ歯式ニヨリテ示ス、例ヘバ上顎左側乳中切歯ト下顎右第一乳臼歯ニ吸収不全アレバ$\frac{a}{b}$と記シ、上顎左側中切歯ト同第一大臼歯ニ充塡アレバ$\frac{6|1}{}$トナシ下顎左側第一大臼歯ニ義歯アレバ$\frac{|6}{}$トナスガ如シ。

注意欄ニハ再検査及ビ至急治療ヲ要スル場合ニ夫々再検、急治ノ印ヲ捺印スベシ。

備考欄ニハ特殊ノ場合ヲ記載ス、例ヘバ琺瑯質発育不全又ハハッチンソン歯ノ如キヲ認メタレバ歯式ニ従ッテ記載スベシ、舌、口蓋、口唇等ノ粘

膜疾患モ必要ニ応ジテ此欄内ニ記載ス。

第二号診査票ハ真ノ専門的診査ノ必要ナル場合ニ使用ス、其記録方法ハ齲歯ト歯牙発生ニ就テハ直接ニ図ニ記号ヲ以テシ、其他ハ歯式ニ従ツテ各欄内ニ記載スルコト第一号票ト同一ナリ。

第一号診査票ヲ用ヒタル場合ノ診査速度ハ小学児童ナレバ一時間約二十名、中学又ハ女学校ナレバ二十五名内外ヲ適度トス、勿論其速度ハ熟練ト不熟練トニヨルモノナレバ、正確ヲ期セントセバ熟練者ニテサヘ右ノ標準以上ニ出ヅルコト困難ナリ、第二号診査票ニ至リテハ一時間十名ヲ出ヅルコト難シ。

第2号様式診査票

No.　　（検査大正　年　月　日）

右　左

學校　年生　年月月生　殿

體格	疾病	成績

歯牙疾患（歯質・優中劣）	病名	部位
	咬耗症	
	磨耗症	
	侵蝕症	
	琺瑯質發育不全	
	外傷	
	形態異常	
	過剰歯	
	先天性歯牙缺如	
	後天性歯牙缺如	
	歯穿異常	
	咬合異常	
	歯髄炎 急慢	
	歯根膜炎 急慢	
	歯槽膿瘍	
	歯槽膿漏	
	沈着物	

歯肉疾患（歯齦一般状態 優中劣）（唾液 粘稀酸）	病名	部位
	歯齦縁炎	
	歯齦肥大	
	歯齦潰瘍	
	歯齦瘢	
	パルーススエリプス	
	舌炎	
	舌潰瘍	
	口蓋膿瘍	
	口蓋破裂	
	口蓋疾患	
	頬疾患	
	白斑	
	口唇疾患	
	扁桃腺肥大	
	腺肥大	

顎骨疾患 歯科的治療 注意	病名	部位
	骨瘤	
	骨膜炎	
	蓄膿症	
	智歯萌生難	
	腫瘍	
	畸形異常	
	金充填インレー	
	アマルガム充填	
	セメント充填	
	グッタペルカ充填	
	金冠	
	継続歯	
	架工歯	
	義歯	

（検査醫　）

（二）大正九年（一九二〇年）一〇月に日本聯合歯科医師会が示した統計についての注意

○統計ニ就テ

歯牙ノ検査統計表ハ先ヅ第一ニ原表ヲ作製シ、次ニ原表ヲ基礎トシテ更ニ微細ノ表ニ区分スルヲ便トス、原表ハ次ノ三種ニ別ツ。

一、歯牙発生ニ関スル統計

此原表ハ男女ノ二表ヲ作リ、此表ヨリ次ノ各表ヲ区分ス。

イ、永久歯ノ発生表（男女別）

ロ、乳歯根吸収不全統計表（男女別）

ハ、歯列不正統計表（男女別）

二、齲歯ニ関スル統計

齲歯ニ関スル統計ハ先ヅ第一ニ各年齢男女別ニ其分布状況ヲ計算スル便トス、即チ

イ、年齢別齲歯分布状況（男女別）

ヲ原表トシ、之ヨリ次ノ区分ヲナス。

a　検査人員ニ対シ健康者ト齲歯所有者ノ統計（男女別）＝患者率

b　歯牙総数ニ対シ健康歯ト齲歯ノ統計（男女別）＝齲歯率

c　男女両性ニ於ケル齲歯分布ノ状況

d　各歯ノ罹患状況

e　齲歯ノ程度ニ関スル統計

f　六歳臼歯ノ齲蝕分布状況

g　上下顎幷ニ左右側ニ於ケル齲歯比較

次デ次ノ三表ニ就テ別々ニ調査スベシ。

ロ、家庭ト齲歯（職業又ハ個人ノ嗜好品等ノ関係）トノ関係

ハ、個人衛生発達（口腔衛生普及状況）ト齲歯分布状況

ニ、他地方トノ比較

三、歯科治療ノ状況ニ関スル統計

充塡義歯其他治療ノ状況ヲ調査セハ、該検査地方ノ衛生発達ヲ推知スル資料トナスヲ得。

（三）昭和四年（一九二九年）日本歯科医師会制定標準口腔診査票の説明

口腔診査票使用に就て

口腔診査票を二つに区別し、一は歯科医の診査原

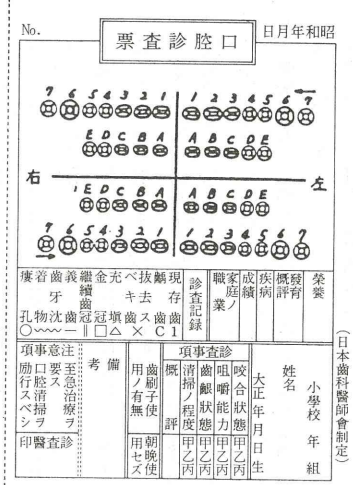

簿とし、他は家庭に通告すべきものとする。男子用は青、女子用は桃色の用紙を使用する。歯科医師会名、市区町村名等は欄外に印刷する。

一、診査原簿に記載すべき事項

1　氏名及び身体状況欄

学校名、学年、組、男女別、児童姓名、生年月日、学校医による身体検査状況（栄養、発育概評、疾病）及び学業成績、家庭の職業等を予め学校側に依頼して記載して置くこと。但し必要な時には身体状況等を省略してよい。

2　歯牙の図表欄の使用法

本欄の図表は歯牙の形態を単純化して表現したもので各歯面を示して居る。各歯面の精密なる検査をなさんとする場合にも利用し得らる。殊に齲蝕の発生部位を知りたい場合に利用する事が出来る。六歳臼歯は特に線を太くして一見部位を明示し得るやうにした。

診査は矢の方向に従ひ、必ず左上最後の臼歯より始まり、右上に及び、つづいて右下より左下に至る。

診査事項と記入法は次の通りである。

a　歯牙の発生（現存歯の状況）　乳歯永久歯の発生数を検査することは時に必要を感ずる。其場合には各歯型の上にある数字（永久歯）及びローマ字（乳歯）の上に斜線／を描く、例へば6の上に／を描けば六歳臼歯の現存せることが分る。但し必要に応じ萌出完了せざるものに対しては出齦中 Erupting の E字を記号として歯型の唇頬側に記入する。これは各歯牙の発生時期及順序を知るのに有力なる資料となる。

b　齲蝕の診査　(イ)齲歯の記号は従来多く使用されたC(Caries)を使用する。

(ロ)齲蝕進行の程度を診査することは非常に有意義であるから、これをなす場合は次の如く行ふ。

齲蝕の程度を五階級に分つ

第一度　琺瑯質齲蝕　1

第二度　象牙質齲蝕　2

第三度　破壊の程度歯髄を侵せりと観察するもの　3

第四度　腐敗根管と見做すべきもの　4

第五度　歯冠崩壊し残根状態のもの　5

この標準は、勿論正確を期する訳にはゆかぬから大体の標準に過ぎぬ。馴れると決して面倒なものではない。記載法は各歯型の上に第一度の時はC_1、第五度の時はC_5とす。但し一々Cを附することを省略してもよい。即ち歯型の上に数字があれば、それは何度の齲蝕だといふことになる。特に琺瑯質の齲蝕の検査は厳密なるを要する。

c　抜去を要する歯牙　之は歯型の上に×印を記入する。この診査の結果に就ては、診査医と臨床家との間に見解の相違を生じ、屢々児童の保護者をして迷はしめ、或は診査医臨床家ともに信を失ふ様な問題が起り易いから特に注意を要する。故に診査に当っては、誰人が見ても明かに抜去を要するものと認められる丶左記の如きを標準とすれば、此憂ひは比較的免れ得ると思ふ。

(一)継承永久歯の萌出を見、或は其徴候あるものにして、明かに障碍となる交換期の乳歯

(二)残根状態にして甚だしく不潔の状態を呈し、骨植堅固ならず、脱落期を考慮し保存の価値なしと認むる乳歯

(三)脱落期近く乳歯根が歯齦上に裸出せるもの

(四)一顎の永久歯萌出完了したるも、対顎の乳歯残存せるものは特に考慮して抜去の可否を決定する

(五)永久歯にして抜去を要するものは年齢其他を考慮し、慎重なる態度をとること

d　充塡せる歯牙　記号は△とする。必要に応じて、「セメント」充塡は△にCm、「アマルガム」はA、金はG、「ガッタパーチヤ」はGp等適当なる記号を附す。充塡不完全にして再治療を要するものは△印の他にC印を附し警告を与ふる参考とする。

e　金冠継続歯冠義歯矯正装置等　是等は金冠継続歯冠＝架工義歯は支台歯より支台歯まで横線を引き其の上にB(Bridge)の略字を附す。

t　歯牙沈着物　沈著の部位に横の波線をつける。例へば上顎左側第一大臼歯より前方第一乳臼歯まで頬側に歯石の沈着せる場合には其部（歯型の外側）に横の線を引いてあらはす。

g　歯根部に瘻孔の存する場合　その部に○—印を附して置く。

以上の他、この図表を利用すれば如何なる精密なる診査をも記載することが出来る。

3　一般診査事項欄

此欄の項目には甲乙丙の評点を以てあらはす。すべて乙を一般の平均点と見做し普通の状態とする。記入法は例へば咬合状態甲の時は甲のうへに○を附す。

a　咬合状態　軽度の捻転歯や転位歯があっても著しく外観を損せず且つ比較的咀嚼機能を障碍せざる程度を普通と見做して乙とし、甲は普通以上、丙は普通以下即ち歯牙の排列及咬合著しく不正なるものである。

b　咀嚼能力　この評点は極めて困難なるものがあるが、大体

一、主として臼歯の齲蝕状態

二、咬合の状態

三、歯牙の欠損（交換期の乳歯脱落せるものをも含む）

更に前歯部の齲蝕状態を斟酌して決定する。

甲乙丙の標準は次の如し。

甲……両側とも咀嚼完全なるもの或は完全に近きもの

乙……一、両側に齲蝕あるも咀嚼に大なる障害を与へずと認むるもの

……二、一側不完全なるも、他側にて完全に咀嚼し得るもの

丙……両側とも咀嚼不完全なるもの

c　歯齦状態　著明なる炎症或は鬱血状態を呈して色沢異常を来し、或は瘻孔、膿瘍等を有するものを丙とし、著しき病的症状を有せざるものを乙、全く健康なるものを甲とす。

d　清潔の程度　歯垢其他の沈着物多く、多数の齲歯を有し、歯齦状態の不良、口臭を有するもの等を丙とし極めて清潔なるものを甲とす。

e　概評　口腔一般状態の概評を甲乙丙にて示すのであって、齲歯の状態を考慮し、咬合状態及び咀嚼能力に重きを置き、大体次の如き標準で決定する。

咬合、咀嚼、歯齦、清潔

甲｛全部甲
　乙一つ他は皆甲の場合

乙｛全部乙の場合
　甲一つ乙三つの場合
　甲一つ乙二つの場合（但し齲歯の状態により甲とする場合あり）
　丙一つ他は皆甲の場合

丙｛全部丙
　丙二つ以上ある場合は丙とす
　但し甲二つ丙二つは乙とす

4　備考欄

本欄には、保護者に注意すべき事項、或は学術研究の参考となるべき事項を必要に応じて記入する。例へば、琺瑯質発育不全、畸形歯、過剰歯、癒合歯、ハツチンソン氏歯、フルニエ氏歯、口蓋披裂、兎唇、口内炎、舌の異常、其他口腔粘膜の疾病等は、必要に応じて記入する。

5　注意事項

「至急治療を要す」「口腔清掃を励行すべし」等特に注意を促すべきものあらば該文の上に○印を附し、家庭通知票の該欄に記入する参考となす。

二、家庭の通知票の記載

1　歯牙図表　診査原簿に記入したる齲歯及び抜去を要する歯牙は、この歯型の上に○印を附し、治療を要する歯であることを示す。齲歯の程度を記入し、抜去を要する×を附けることは、診査医対臨床家の間に問題を起す場合あるを顧慮し、単に○印を以て「わるい歯」なることを知らせるのである。

2　概評　原簿の概評を記入する。必要あらば一々の状態に評点を附し、其上に概評を加へてもよい。

3　治療を要する歯　図の歯型に記入したる○印の数を記入する。特に重要なる六歳臼歯の齲蝕をあらはして保護者に注意を促す。

4　注意事項　必要に応じ保護者に警告すべき事項を記載す。或は「至急治療を要す」「歯刷子使用の励行を要す」等の「ゴム」印を押すのもよい。

(四)　昭和七年（一九三二年）に日本歯科医師会がきめた口腔検査票

小學校

甲號口腔檢查票

學校歯科醫檢查年月日	昭和　年　月　日	昭和　年　月　日	昭和　年　月　日	昭和　年　月　日	昭和　年　月　日	昭和　年　月　日
備考						
歯刷子使用	有　無	有　無	有　無	有　無	有　無	有　無
清掃狀態	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙
粘膜狀態	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙
咀嚼能力	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙
歯列咬合	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙	甲　乙　丙
歯　完療	乳歯					
歯　完療	永久歯					
歯　齲蝕　乳歯						
歯　齲蝕　永久歯　淺在						
歯　齲蝕　永久歯　深在						
歯　齲蝕　永久歯　殘根						
歯　齲蝕　永久歯　合計						
歯　現存　乳歯	上	上	上	上	上	上
	下	下	下	下	下	下
歯　現存　永久歯	上	上	上	上	上	上
	下	下	下	下	下	下
歯牙　×△○‖　乳歯						
歯牙　×△○‖　永久歯						
歯牙　×△○‖　齲蝕						
歯牙　×△○‖　抜去要補						
歯牙　×△○‖　充填異常						
歯牙　×△○‖　歯根先天						
歯牙　(例) A 淺在 B 深在 C 殘根						
歯牙　現存歯 C₁						
歯牙　齲蝕 C₁						
歯牙　記號	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7
	上 右→ E D C B A A B C D E ←左 上	上 右→ E D C B A A B C D E ←左 上	上 右→ E D C B A A B C D E ←左 上	上 右→ E D C B A A B C D E ←左 上	上 右→ E D C B A A B C D E ←左 上	上 右→ E D C B A A B C D E ←左 上
	下 右→ E D C B A A B C D E ←左 下	下 右→ E D C B A A B C D E ←左 下	下 右→ E D C B A A B C D E ←左 下	下 右→ E D C B A A B C D E ←左 下	下 右→ E D C B A A B C D E ←左 下	下 右→ E D C B A A B C D E ←左 下
	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7	7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7
學業成績						
疾病						
發育概評						
榮養						
學年	第一學年　歲	第二學年　歲	第三學年　歲	第四學年　歲	第五學年　歲	第六學年　歲
氏名			男女			
年月日生						
職業 家庭ノ						

口腔檢查票の説明

第一甲号検査票　小学校に於て六ヶ年連続使用するもの

一、文部省令に依る身体検査票と同じく縦二六「センチメートル」横三八「センチメートル」の大さとす。

一、学校名、学年組、男女別、児童姓名、生年月日、学校医による身体検査状況（栄養、発育概評、疾病）及び学業成績、家庭の職業等は予め学校側に於て記載し置くものとす、但し必要なき時は身体状況等を省略してよし。

高等小学校に於ては第一学年、第二学年等の欄を使用すべし。

一、歯牙の検査

現存歯　現存する乳歯、永久歯を区別す

齲歯　乳歯、永久歯に就て行い、永久歯に於てのみ浅在性深在残根を区別す

要抜去乳歯　交換期に於て抜去を要するものと認めたる乳歯

充塡歯「セメント」充塡、「アマルガム」、「アコライト」金充塡、「ポーセレン」等にして歯牙の機能を営み得るものと認めらるものをいふ。但し再齲蝕を来せるものは充塡の記号の他に齲蝕の記号を要す

必要に応じて充塡材料を適宜記載すべし

補綴歯　金冠継続歯等にて歯牙の機能を営み得るものをいふ

先天異常歯　癒合歯、過剰歯、斑状歯、ハッチンソン氏歯牙、フルニエ氏歯牙等にして必要に応

乙　號

口腔檢査票

No.　昭和　年　月　日

氏名　第　學年　組　男女　年　月　日生　學校歯科醫印

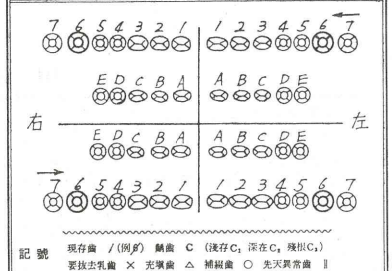

記號　現存歯 ノ(例ノ) 齲歯 C (淺在C_1 深在C_2 殘根C_3)
要抜去乳歯 × 充塡歯 △ 補綴歯 ○ 先天異常歯 ‖

一般事項		備考	榮養
歯列咬合	甲乙丙		發育概評
咀嚼能力	甲乙丙		疾病
粘膜狀態	甲乙丙		學業
清掃狀態	甲乙丙		家庭職業
歯刷子使用	有　無	注意事項	

小學校

丙　號

口腔檢査の通知

昭和　年　月　日

第　學年　組
氏名

乳歯のムシバ	上　本	下　本
永久歯のムシバ	上　本	下　本
抜くべき乳歯	上　本	下　本

歯列咬合（はならび）	甲乙丙
咀嚼能力（かむ力）	甲乙丙
粘膜狀態（はぐき其他の狀態）	甲乙丙
清掃狀態（どの位きれいか）	甲乙丙

注意事項

小學校

乙丙に区別し、適当なるものに○印を附す

一、歯刷子使用の有無は学校に依頼するを便とす

一、其他必要なる事項は備考欄を利用す

第二乙号検査票　小学校に於て使用するもの

本検査票は毎年単独に使用する場合と甲号検査票に記入する便宜上使用する場合とあり

検査項目は甲号と同じ但し本票は歯牙の図型を挿入したりこれ歯牙の各面に於ける齲蝕の状態を検査する便宜のために外ならず

第三丙号検査票　家庭通知票

甲号又は乙号によりて検査したる結果を本票適当欄に記入し家庭に通知す注意事項には必要に応じ「至急治療を要す」「歯刷子使用の励行を要す」等の「ゴム」印を捺して警告を発するもよし

第四丁号検査票　中等学校以上に於て連続使用するもの甲号検査票と殆ど同じく検査項目中に歯牙沈着物を加へ歯牙には第三大臼歯を附加したり（甲号検査票と殆ど同一なれば挿図省略）

じ備考欄に各々記載すべし

一、現存歯、齲歯は検査終了後各々上下別にして合計し其欄に記入し置くを便とす

一、完療歯とは充塡歯補綴歯をいひ乳歯永久歯を上下別に合計して記載し置く、加療中のものは之を加ふべからず

身体検査票に於ける齲歯の検査に於ては完療歯は齲歯に算入せざるを可とすべし

一、歯列咬合、咀嚼能力、粘膜狀態、清掃狀態は甲

(五)　昭和一二年（一九三七年）日本聯合学校歯科医会がきめた学校身体検査のときの歯牙検査の注意

学校身体検査規程中歯牙ニ関スル注意

学校身体検査規程

第二条第三項　学校歯科医ヲ置キタル学校ニ在リテハ歯牙ノ検査ハ学校歯科医ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ。

右ノ規程ニヨリ学校歯科医ニハ必ズ歯牙ノ検査ヲ行フベキ義務ガ課セラレテ居ル、従ツテ第一号様式ノ身体検査票ノ検査医印欄ニハ学校医ト共ニ学校歯科医ハ捺印シテ其ノ責任ヲ明カニスベキデアル。

第五条第一三号　歯牙ハ齲歯ニ就キ検査シ処置歯、未処置歯ニ分チテ其ノ数ヲ記入スヘシ。

学校歯科医ヲ置キタル学校ニ在リテハ齲歯ノ数ハ更ニ乳歯永久歯ニ分チテ記入シ、又歯列異常其ノ他ノ歯疾ニ就テモ注意スヘシ。

従来歯牙ハ単ニ齲歯ニ就キ検査スルコトニナツテ居リ昭和六年学校歯科医令ノ公布以後モ其ノ儘適用サレテ居タガ、右ノ規程ニヨリ学校医ガ検査スル場合ニ於テモ必ズ齲歯ノ検査ハ処置歯、未処置歯ニ区分セネバナラヌコトニナツタ。

学校歯科医ガ検査スル場合ニハ更ニ之ヲ乳歯、永久歯ニ区別シテ記入スルト共ニ歯列異常其ノ他ノ歯牙口腔ノ疾病異常ニ就テモ特ニ注意スル必要上厳重ナ検査ヲナスベキデアル。

処置歯トハ齲蝕ニ罹患セル歯牙ニシテ充塡又ハ補綴ニヨリ其ノ機能ヲ恢復営為シ得ルモノト認メタモノ及左ノ各項ニ該当スルモノヲ謂フ。

1　架工義歯ノ支台歯——齲蝕タルコト明瞭ナル場合

2　継続歯——齲蝕タルコト明瞭ナル場合

3　金冠ヲ施セル歯牙――単独ニ金冠ヲ施セル歯牙

未処置歯トハ放置セラレタル齲歯及左ノ各項ニ該当スルモノヲ謂フ。

1　加療中ノ歯牙

加療中ノモノハ総テ未処置歯デアル。

2　ゴム充塡

ガツタパーチヤ充塡ハ材品ノ性質上暫間的ノモノデアルカラ未処置歯トスル。

3　鍍銀法ヲ施セル歯牙

鍍銀法ハ優良ナル予防処置トシテ推奨スベキ方法デアルガ、充塡又ハ補綴ノ何レニモ属サナイ、従ツテ之ガ齲歯ニ施シテアツテモ処置歯ト認メズ未処置歯トシテ記入スル。

4　充塡歯ト雖モ齲蝕ヲ再発又ハ新生シタ場合

例ヘバ充塡物ト窩縁トノ間ヨリ齲蝕ヲ再発シタ場合或ハ同一歯牙ノ他ノ部分ニ齲蝕ノ生ジタ場合等。

左ノ各項ニ該当スルモノハ処置歯、未処置歯ノ何レニモ属サナイ、之ヲ発見シタ場合ニハ口腔診査票ノ其ノ他ノ歯疾欄ニ其旨記入サレタイ。

1　架工義歯ノ支台歯、支台歯ノ種類ノ如何ヲ問ハズ該歯牙ガ齲蝕タルコト明瞭ナラザル場合。

2　継続歯、齲蝕タルコト明瞭ナラザル場合。

3　齲蝕ニ非ザル歯牙ニ鍍銀法ヲ施セルモノ、例ヘバ小窩、裂溝等ニ鍍銀法ヲ施セルコト明瞭ナル場合。

4　矯正用帯鐶ヲ施シタル歯牙、齲蝕タルコト明瞭ナラザル場合。

其　他

架工義歯ノ架工歯、現存歯ト認メナイ、但シ備考欄ニ其ノ旨記入スルコト。

歯列異常並ニ其ノ他ノ歯疾ニ就テハ別記ノ説明ヲ参照サレタイ。

第六条　前条ノ検査ヲ終了シタルトキハ全身ノ状態ヲ綜合観察シ身体虚弱又ハ疾病及異常ヲ有スル者ニシテ学校衛生上特別養護ノ必要アリト認ムルモノヲ「要養護」トシ然ラザルモノヲ「可」トシ概評欄ニ記入スベシ

右ハ口腔検査ノ結果特別養護ヲ必要トスル場合ハ「要養護」トスルコトハ勿論デアルガ、此場合ニハ全身ノ状態ヲ綜合観察スル上ニ於テ学校医ト協議ノ上決定スルノガ妥当デアル。齲歯ヲ有スレバ咀嚼ヲ害スルカラ養護スル必要ガアルコトハ当然デアルガ、本条ニ於ケル「要養護」ノ目的ハ次ノ文部省ノ解釈ニヨツテ考察セネバナラヌ。即チ「身体検査ノ結果、更ニ全身的ノ状態ヲ綜合観察シ発育、健康ノ状勢ニ応ジ「要養護」並ニ「可」ニ概評分類シタ、身体検査終了シタトキハ、改メテ発育栄養其ノ他健康状態疾病ノ有無等ヲ全身ニ亘ツテ綜合考察セシムルコトトシ、而シテ身体虚弱、精神薄弱、疾病及異常等ヲ有スル児童生徒ニシテ其ノ程度ガ相当進ミ、学校ニ於テ一般生徒児童ト区別シテ特別要護ノ必要アリト認ムル者ハ之ヲ「要養護」トシ其ノ他ノモノハ一般ニ「可」トシテ検査票ノ概評欄ニ記入セシムルコトトシタ。

コレハ旧規程ニ於ケル「監察ノ要否」ニ代ルベキモノデ、一般ノ養護ニ依リテ健康ノ増進ヲ期待シ得ベキ者ト、特別養護ノ必要アル者トヲ区別シ学校ニ於ケル保健養護施設ノ応用ニ資セシメントスルモノデアル」

歯科ニ於テ特別ノ養護ノ必要アル者ニ就テハ大体次ノ如キ場合ニ就テ考察決定スベキデアル。

1　多数ノ高度ナル齲歯就中六歳臼歯ノ齲蝕又ハ著シキ歯列異常ニヨツテ咀嚼機能ノ特ニ障碍サレル場合。

2　歯牙口腔ノ疾病及異常ニシテ特ニ全身的ニ影響ヲ及ボス場合、例ヘバ歯齦狼瘡結核、結核性潰瘍、口腔腫瘍、其ノ他兎唇、口蓋破裂、歯牙腫等ノ先天異常ノ如キ場合。

第一号様式身体検査票ノ注意事項

注意事項九　齲歯ヲ乳歯ト永久歯ニ分ツ場合ハ乳歯ニ就テハ括弧内ニ記入スルコト。

学校歯科医ハ乳歯ト永久歯トニ区別スル故括弧内ニ乳歯数括弧ノ外ニ永久歯数ヲ記入スルノデアル。

右ノ点ニ関シ従来各方面カラ多クノ質疑ガ出タガ第一号様式注意事項九号ノ説明ニ従ヒ前項ノ如クナスベキデアル。

学校医ノ検査ハ単ニ処置歯、未処置歯ダケデアルカラ其ノ数ヲ括弧ノ外ニ記入スル。従ツテ学校歯科医ノ場合ノ括弧外（即チ永久歯）トハ性質ガ異ナルコトヲ予メ承知セネバナラヌ。

注意事項一〇　其ノ他ノ歯疾ニ就キ検査セザル場合ハ該当欄ニ斜線ヲ引クコト。

コレハ学校歯科医ニハ必要ノナイコトデアル、何トナレバ学校歯科医ハ歯列異常其ノ他ノ歯疾ニ就テ注意スル義務ガアルカラデアル。

尚其ノ他ノ歯疾ノ欄ニハ歯列異常其ノ他ノ歯牙

口腔ノ疾病異常ノ有無ヲ記入スルノデアルガナルベクソノ疾病異常名ヲ記載スル方ガヨイ。

第二号様式身体検査統計表ノ注意事項

注意事項六　齲歯アル者ニシテ特ニ処置ノ完了セルモノハ括弧内ニ其ノ数ヲ記入スルコト。

コレハ括弧外ニハ齲歯アル者ノ数ヲ記入シ其ノ中デ処置ノ完了シタ者ノ数ハ括弧内ニ記入スルノデアル。此ノ場合特ニ処置ノ完了セル者トハ齲歯ノ全部ニツキ処置ヲ施シタモノデ例ヘバ五本ノ齲歯ヲ四本ダケ処置シテモ、ソレハ完了セル者トハ見做サナイノデアル。

尚此ノ統計表ニハ人数ヲ記入スルモノデアルコトハ言フマデモナイ。

注意事項一〇　本表ノ成績ニ関シ学校医、学校歯科医ニ於テ学校衛生上意見アルトキハ之ヲ表末ニ附記スルコト。

学校歯科医ハ統計表ニ現ハレタル成績ニ関シテ充分ノ意見ヲ附記シテ学校衛生上ニ資スベキデアル。

記

歯列異常

学校身体検査ニ於テ左ノ状態ヲ発見シタル時ハ之レヲ歯列異常トス。

一、反対咬合　上顎歯列ノ舌側転位若シクハ下顎歯列ノ唇又ハ頬側転位等ノタメニ所謂反対咬合ヲナセルモノ。

二、上顎突出　上顎歯列前進若シクハ下顎歯列ノ後退等ノタメニ上顎切歯ガ前突観ヲ呈スルモノ。

三、犬歯突出　犬歯ノ歯列外ニ逸出シタルモノ。

四、過蓋咬合　前歯ノ延長或ハ臼歯ノ低位等ニヨリ咬合ノ際被蓋ノ深キモノ。

五、開　咬　前歯短縮若シクハ臼歯ノ延長等ノタメニ咬合ノ際、上下歯ノ前歯間ニ上下的ノ間隙アルモノ。

六、乱　排　歯　歯牙ノ位置不正ノタメ一定ノ歯列ヲ成サヾルモノ。

七、捻　転　歯　歯牙ガ其ノ長軸ヲ軸トシテ廻転セルモノ。

八、正中離開　左右両中切歯間ニ間隙アルモノ。

九、交叉咬合　上顎歯列下顎歯列トノ対向関係ニ於テ、右側若シクハ左側ニ於テ反対咬合ヲナシ前歯部ニ於テ一回ノ交叉ヲナスモノ。

其ノ他ノ歯疾

学校身体検査ノ際児童ニ於テ発見セラルヽモノ概ネ左ノ如シ。

A　歯齦及口腔粘膜ノ炎症性疾患

歯齦乳頭炎、歯齦縁炎、歯齦肥大、乳歯根裸出性歯齦潰瘍、乳歯根裸出性肉芽腫、乳歯根裸出性口唇潰瘍、乳歯根裸出性粘膜潰瘍、歯齦瘻、歯齦狼瘡結核、結核性歯齦潰瘍、エプーリス、アフタ性口内炎、壊疽性口内炎、耳下腺排泄管周囲炎

B　外皮瘻

頤瘻、頬瘻

C　沈着物

緑色沈着物、歯石（著シキ沈着）唾管石

D　腫　瘍

舌繊維腫、口唇繊維腫、口唇粘嚢腫、内皮腫、口唇頬歯齦ノ血管腫

E　歯牙及口腔ノ先天異常

斑状歯、発育不全歯、畸形歯、癒合歯、歯牙腫、濾胞性歯牙嚢腫、過剰歯、歯牙欠如、ハッチンソン歯牙、フールニエ氏蕾状歯、舌繋帯癒着、兎唇、口蓋破裂、

F　口　臭

口腔診査票ニ就テ

日本聯合学校歯科医会及日本歯科医師会共同制定ノ口腔診査票使用上ノ注意左ノ如シ。

一、本診査票ハ尋常小学校ニ於テハ六ヶ年間連続使用シ、高等小学校ニ於テハ第一学年及第二学年ノ欄ヲ使用ス

其ノ他ノ学校（幼稚園ヲ含ム）ニ在リテハ本票ヲ標準トスベシ。

（口腔診査票様式は昭和七年のものと、昭和二四年のものによく似ているので省略した）

(六)　昭和二四年（一九四九年）の学徒歯牙検査票とその注意

「学徒歯牙検査票」作成上の注意事項

一、用紙の大きさは、日本標準規格による紙の仕上げ寸法B列第四番（縦三六・四センチメートル、横二五・七センチメートル）とすること。

二、「歯牙」の欄には、その欄の記号を用いて、そ

学徒歯牙検査票

第二号様式

氏名		男・女	年月日生	家の職業		学校名	

検査年月日	年令	歯牙 現在歯（例 A B）記号 ○ 喪失歯 △ 要抜去歯 × 上下 右 8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8 / E D C B A A B C D E 左 上下	歯牙沈着物	歯ぐん炎	歯そうのう漏	不正咬合	その他の疾病及異常	喪失歯	う歯 現在歯 乳歯 永久歯	う歯 乳歯 処置歯	う歯 乳歯 未処置歯	う歯 乳歯 合計	う歯 永久歯 処置歯	う歯 永久歯 未処置歯 浅在	う歯 永久歯 深在	う歯 永久歯 残根	う歯 永久歯 合計	要抜去歯 乳歯	要抜去歯 永久歯	予防処置 充てん	予防処置 抜歯	予防処置 清掃	予防処置 ふっ化曹と塗布	学校歯科医印	備考
年月日	年	上下 右 左 上下							上															
									下															
									計	（）	（）	（）					（）							
年月日	年	上下 右 左 上下							上															
									下															
									計	（）	（）	（）					（）							
年月日	年	上下 右 左 上下							上															
									下															
									計	（）	（）	（）					（）							
年月日	年	上下 右 左 上下							上															
									下															
									計	（）	（）	（）					（）							
年月日	年	上下 右 左 上下							上															
									下															
									計	（）	（）	（）					（）							
年月日	年	上下 右 左 上下							上															
									下															
									計	（）	（）	（）					（）							

日本標準規格B判4号

れぞれの歯式の該当歯牙に該当記号を附すること。

三、「現在歯」の欄には、歯牙の健否にかかわらず、歯牙の数を、乳歯、永久歯に区別して記入すること。

四、「喪失歯」の欄には、喪失した永久歯の数を記入すること。

五、「う歯」の欄には、左記によつて、それぞれの歯数を記入すること。

(一)う歯は、乳歯、永久歯に区別し、更にこれを処置歯、未処置歯に区別すること。

(二)永久歯の未処置歯については、左記によつて、浅在(C_1)、深在(C_2)、残根(C_3)に区別すること。

1　浅在うしよく(C_1)とは、ほうろう質のあるいは象牙質うしよくであつて、歯髄の処置を要しないと認められるもの。

2　深在うしよく(C_2)とは、象牙質うしよくであつて、歯髄の処置を要するが保存しうると認められるもの。

3　残根(C_3)とは、保存できないと認められるもの。

(三)う歯の治療中のものあるいは処置がしてあるが、うしよくの再発等によつて処置を要するようになつたものは、未処置歯とすること。

(四)処置歯とは、充てん（ゴム充てんを除く）、補てつ（金冠、継続歯、架工義歯の支台歯等）によつて歯牙の機能を営みうると認められるものとする。

六、「要抜去歯」の欄には、後継永久歯のほう出に

障害を及ぼし、あるいは保存の必要のない乳歯の数並びに残根あるいは転位歯、過剰歯等で抜去を要すると認められた永久歯の数を記入すること。

七、「歯牙沈着物」の欄には、歯石等の沈着が明らかで障害があると認められたものの有無を記入すること。

八、「歯ぎん炎」の欄には、その有無を記入すること。

九、「歯そうのう漏」の欄には、その有無を記入すること。

一〇、「不正こう合」の欄には、不正こう合であつて、特にきよう正手術、徒手的きよう正、不良習慣の除去等の処置を要すると認められるものの有無を記入すること。

一一、「その他の疾病及び異常」の欄には、異常歯（ハツチンソン氏歯牙、フルニエ氏歯牙、斑状歯、ほうろう質発育不全、き形歯等）、口内炎等を記入すること。

一二、「予防処置」の欄には、予防処置を行つた歯数を記入すること。

一三、予防処置を行つたときは、歯牙欄の該当歯牙に赤印を附すること。

三七、叙勲・褒章・文部大臣表彰名簿

注　学校歯科医で文部省の学校保健関係で受けた者に限った。昭和二七年（一九五一年）～昭和五六年（一九八一年）

叙勲・褒章

昭和三五年

藍綬褒章　向井喜男（東京）

昭和三八年

藍綬褒章　榊原勇吉（神奈川）

昭和四〇年

勲四等旭日章　向井喜男（東京）

勲四等瑞宝章　榊原勇吉（神奈川）

藍綬褒章　渡部重徳（東京）

昭和四一年

藍綬褒章　倉繁房吉（鳥取）

昭和四二年

勲五等旭日章　大塚貞夫（青森）

〃　立花半七（茨城）

〃　渡部重徳（東京）

〃　栃原義人（熊本）

〃　佐藤桃太郎（福岡）

藍綬褒章　梅原彰（青森）

昭和四三年

勲五等瑞宝章　鳥越吉三（青森）

〃　沢田博（茨城）

〃　三輪充武（長野）

勲六等旭日章　松坂俊雄（群馬）

藍綬褒章　亀沢シズエ（東京）

〃　永井千八（福岡）

昭和四四年

勲五等旭日章　大野真事（島根）

〃　河野亘（大分）

勲五等瑞宝章　鈴木徳太郎（北海道）

〃　今岡太久馬（奈良）

藍綬褒章　岩泉忠吾（岩手）

〃　山幡繁（岐阜）

昭和四五年

勲五等旭日章　五十嵐庭治（東京）

〃　倉繁房吉（鳥取）

〃　堺正治（長崎）

勲五等瑞宝章　鈴木栄（北海道）

〃　森田錨之丞（神奈川）

勲六等旭日章　室賀佐平治（愛知）

藍綬褒章　岩橋官太郎（福岡）

昭和四六年

勲四等瑞宝章　川村敏行（大阪）

勲五等旭日章　中村久吉（埼玉）

〃　河野淑人（長野）

〃　鮎沢嘉雄（〃）

〃　西島猛（和歌山）

勲五等瑞宝章　山本逸司（秋田）

〃　鈴木直次（福島）

〃　浅野豊（千葉）

〃　関口篤（東京）

〃　深井満（山口）

藍綬褒章　関口竜雄（東京）

〃　秋山清治（鳥取）

昭和四七年

勲三等瑞宝章　湯浅泰仁（千葉）

勲五等旭日章　坪田忠一（富山）

〃　赤堀康輿（岡山）

〃　岡田雅一（広島）

勲五等瑞宝章　福島憲一（福島）

〃　渡辺弥平（福島）

〃　坂義一（千葉）

〃　野村房吉（千葉）

〃　池谷斉（埼玉）

勲五等瑞宝章　北原大治（長野）
〃　長野了治　長野）
〃　西利吉（岐阜）
〃　田中米三郎（滋賀）
〃　五木田常三郎（和歌山）
〃　岸和田健一（京都）
〃　橘高八郎（広島）
〃　浜田比徳（鳥取）
〃　大森喬（福岡）
〃　中津留覚介（熊本）
〃　猪俣安（宮崎）

昭和四八年
勲三等瑞宝章　向井喜男（東京）
勲五等旭日章　梅原彰（青森）
〃　柴林八（東京）
〃　橋本好友（愛知）
〃　宮田信次（鳥取）
〃　今城通直（徳島）
勲五等瑞宝章　吉田重次郎（青森）
〃　関谷得四郎（千葉）
〃　兼松孝治（東京）
〃　河越逸行（東京）
〃　中沢明一郎（長野）
〃　岡本顕三（滋賀）
〃　伯田五六（奈良）
〃　高井伴治（和歌山）
〃　水島定（和歌山）
〃　松本音吉（大阪）
〃　山内三二（広島）
藍綬褒章　小沢忠治（和歌山）

昭和四九年
勲五等旭日章　太田岩吉（山形）
〃　田中栄（東京）
〃　足代弘樹（三重）
〃　後藤宮治（京都）
〃　香川凱二（広島）
〃　滝井周作（広島）
〃　矢野重寿（高知）
勲五等瑞宝章　高柳辰三（茨城）
〃　小泉正夫（千葉）
〃　三宅要交（東京）
〃　地挽鐘雄（東京）
〃　島田浅吉（東京）
〃　小川東洋男（山梨）
〃　高沢彰吾（長野）
〃　坂下忠雄（長野）
〃　橋本友三（愛知）
〃　角倉家茂（三重）
〃　中村常臣（和歌山）
〃　坂本亮一（和歌山）
藍綬褒章　磯貝豊（千葉）
〃　太田甲之助（島根）

昭和五〇年
勲五等旭日章　横山正人（山形）
〃　山際源二郎（三重）
〃　可児一郎（大阪）
〃　清村軍時（兵庫）
〃　浜田剛（高知）
勲五等瑞宝章　関根末吉（埼玉）
〃　佐野健三（千葉）

勲五等瑞宝章　鳴神輝（東京）
〃　小松留夫（東京）
〃　木田金松（東京）
〃　栗山善治（長野）
〃　清水忠躬（長野）
〃　山田猶吉（愛知）
〃　勝田多定（三重）
〃　榎本悟（奈良）
〃　桜井二郎（岡山）
〃　石崎憲吾（島根）
〃　市岡五郎（山口）
〃　原瀬広司（愛媛）
藍綬褒章　小島徹夫（東京）

昭和五一年
勲四等瑞宝章　栃原義人（熊本）
勲五等旭日章　西連寺勇（福島）
〃　田村俊雄（静岡）
〃　今村彦治（富山）
〃　鈴木真（石川）
〃　松尾忠夫（佐賀）
〃　古賀秀雄（長崎）
〃　境栄亮（福岡）
勲五等瑞宝章　稲垣志郎（青森）
〃　佐藤増治（山形）
〃　井口寿一（埼玉）
〃　田村菊蔵（千葉）
〃　沢口源作（東京）
〃　大津鉄五郎（神奈川）
〃　清水汪（長野）
〃　竹下清（愛知）

勲五等瑞宝章　志水揚武（愛知）
〃　中谷浩造（三重）
〃　白石太郎（石川）
〃　細沢忠重（福井）
〃　津田勝（大阪）
〃　広田定爾（福岡）
藍綬褒章　勝田重春（大阪）

昭和五二年

勲四等瑞宝章　村居生二（茨城）
〃　橋本勝郎（青森）
勲五等旭日章　新村三郎（神奈川）
〃　池田台二（静岡）
〃　小林十一郎（新潟）
〃　黒田尚文（石川）
〃　牧野隆（和歌山）
〃　歌島恒一郎（山口）
勲五等瑞宝章　内田卓（千葉）
〃　大塚士平（東京）
〃　間野英躬（東京）
〃　東福寺徹（長野）
〃　小山義雄（長野）
〃　伊神泰次（愛知）
〃　成田喜作（愛知）
〃　橋本九万人（三重）
〃　林成謳（富山）
〃　神野啓（石川）
〃　冨山政恵（愛媛）
〃　福島繁（高知）
〃　永井千八（福岡）
勲六等旭日章　平林兼吉（大阪）

昭和五三年

勲五等旭日章　成田忠直（青森）
〃　矢萩直作（山形）
〃　大沢清（茨城）
〃　小船不二男（茨城）
〃　高木喬（千葉）
〃　新谷寿康（富山県）
〃　池田忠光（大阪）
〃　鎌田芳樹（広島）
〃　中牟田作太郎（福岡）
〃　古賀立身（佐賀）
勲五等瑞宝章　荒川光薫（北海道）
〃　斎藤脩吉（北海道）
〃　佐藤信（秋田）
〃　中川得三郎（茨城）
〃　若菜茂（千葉）
〃　保科栄作（千葉）
〃　中沢浩（神奈川）
〃　嶋田金市（長野）
〃　矢島茂久（長野）
〃　原太郎（長野）
〃　大河平三郎（三重）
〃　太田儀三郎（滋賀）
〃　柏井郁三郎（京都）
〃　石田直徳（山口）
〃　森田宇左衛門（愛媛）
〃　国松藤吉郎（愛媛）
〃　田中勝之助（福岡）
〃　前山安司（佐賀）

昭和五四年

勲四等瑞宝章　関口竜雄（東京）
勲五等旭日章　赤祖父三郎（富山）
〃　林広一（滋賀）
〃　内海潤（大阪）
〃　一瀬耕介（兵庫）
〃　山本雄三郎（福岡）
勲五等瑞宝章　長内良夫（青森）
〃　町田正男（茨城）
〃　鳥居清（茨城）
〃　黒田正智（千葉）
〃　上川渉（東京）
〃　近藤昭（神奈川）
〃　荒川清吉（静岡）
〃　村山喜代重（長野）
〃　堀英一郎（長野）
〃　松本啓治（石川）
〃　菅井シヅコ（愛媛）
〃　光安義夫（長崎）
〃　高山久三郎（福岡）
〃　浦寛光（福岡）
〃　大坪繁（佐賀）

昭和五五年

勲五等旭日章　菅田晴山（富山）
〃　藤田勉（滋賀）
〃　樋口政二（岡山）
〃　小川定夫（鳥取）
〃　長洲朝行（島根）
〃　山中秀登喜（高知）
勲五等瑞宝章　太田清美（青森）
〃　牧野源一（青森）

勲五等瑞宝章　宮本秀雄（福島）
〃　森下寿夫（群馬）
〃　清川清（東京）
〃　大谷文雄（東京）
〃　高橋謙作（神奈川）
〃　新津恒保（長野）
〃　金山万歳夫（長野）
〃　岩崎博（三重）
〃　新谷冨士雄（石川）
〃　今井するの（滋賀）
〃　池淵重蔵（大阪）
〃　米田貞一（香川）
〃　芝寿賀男（愛媛）

昭和五六年

勲五等旭日章　引間潔（埼玉）
〃　阿部清一（富山）
〃　鰐石俊男（山口）
〃　井村仲一（愛媛）
〃　大坪俊一（長崎）
〃　下条氏信（福岡）

勲五等瑞宝章　石橋嘉一郎（青森）
〃　菅野将雄（福島）
〃　内山三郎（秋田）
〃　枝要司（茨城）
〃　竹内尚（千葉）
〃　宮下寅之進（千葉）
〃　宮下清（東京）
〃　小泉徳蔵（神奈川）

勲五等瑞宝章　杉山禄七郎（静岡）
〃　村松富次郎（山梨）
〃　遠藤恒（長野）
〃　宮坂周二（長野）
〃　福沢勝男（長野）
〃　田辺伝蔵（三重）
〃　青木勝二（富山）
〃　安井四郎（石川）
〃　西村広治（大阪）
〃　土居信久（大阪）
〃　小池義夫（島根）
〃　吉崎久（長崎）
〃　野中敏英（大分）

文部大臣表彰

注　昭和二六年の第一回日本学校保健大会では表彰者なし

昭和二七年
大浪雄三（山形）
佐藤二郎（宮城）
高山隆三（埼玉）
外丸平八郎（群馬）
麻野晋三（栃木）
立花半七（茨城）
福田生駒（千葉）
地挽鐘雄（東京）
渡部重徳（東京）
榊原勇吉（神奈川）
長島孝（三重）
岡田藤治郎（大阪）
本間真吉（兵庫）
中村広（島根）
林一弥（鳥取）
有田敏夫（山口）
油田沢一（香川）
見本恵喜馬（高知）
安元健吾（福岡）
山口繁蔵（佐賀）
丸山芳郎（長崎）
河野位吉（大分）

昭和二八年
帯広市柏小歯科医団（北海道）
荒巻広政（秋田）
田代武二（福島）
磯仙策（東京）
今村彦治（富山）
渡辺茂（岐阜）
間瀬登一（愛知）
松井六輔（奈良）
武下鬼一（大阪）
森山豊（島根）
奥富子（岡山）
和田千賀一（徳島）
河野文子（愛媛）
高橋秀城（高知）
水上隼太（佐賀）

昭和二九年
永田亀之助（山形）
原一学（東京）
半田忠敬（神奈川）
三津間常作（静岡）
長屋弘（愛知）
手鹿正（福井）
嶋善一郎（京都）
須貝琢磨（兵庫）
横矢重包（高知）

昭和三〇年
一条養三郎（宮城）
倉林広三郎（群馬）
比留間正已（東京）
小林十一郎（新潟）
鮎沢嘉雄（長野）
吉田弘之（岐阜）
奥平与七郎（愛知）
浜野松太郎（大阪）
伊藤英一（兵庫）

昭和三一年
鈴木徳太郎（北海道）
久保内健太郎（青森）
小野芳之輔（茨城）
岡安恒輔（栃木）
杉山聞多（千葉）
河越逸行（東京）
森田八五郎（神奈川）
小川東洋男（山梨）
中川市郎（三重）
大町真事（島根）
池田常博（香川）

小松忠義（高知）
堺正治（長崎）
栃原義人（熊本）
田島藤次郎（宮崎）

昭和三二年

沢田博（茨城）
亀沢シズヱ（東京）
林銀麿（愛知）
佐野公平（岡山）
大野精一（高知）
高良瑞穂（鹿児島）

昭和三三年

梅原彰（青森）
山内皎（岩手）
宮崎岩吉（群馬）
坪田忠一（富山）
和田直樹（石川）
須田克巳（長野）
山幡繁（岐阜）
後藤宮治（京都）
伯田五六（奈良）
吉田欽二郎（島根）
川口甫（広島）

昭和三四年

岡部徳蔵（山形）
黒沢公助（福島）
中村久吉（埼玉）
湯浅泰仁（千葉）
武田伊三郎（東京）
富塚時次郎（神奈川）
原瀬広司（愛媛）
門脇正憲（高知）
加藤栄（福岡）

昭和三五年

横矢権四郎（岩手）
藤丸善助（秋田）
薄井鼎（茨城）
東福寺徹（長野）
亀井仁（静岡）
橋本好友（愛知）
吉田英二（福井）
弓倉月輝（兵庫）
宮田信次（鳥取）
井原協一（島根）
河野亘（大分）
宇野忍治（熊本）

昭和三六年

大塚貞夫（青森）
西郷孫十郎（岩手）
関根卓（東京）
古屋富明（山梨）
酒向勉（岐阜）
大塚勇（愛知）
角倉家茂（三重）
小池弘（京都）
津田勝（大阪）
平岡昌夫（大阪）
安達銈三（兵庫）
小沢忠治（和歌山）
寿満重敏（徳島）
田岡登（高知）
栗林真吾（佐賀）
熊本県八代学校歯科医会

昭和三七年

上田米三郎（北海道）
橋本勝郎（青森）
八巻金蔵（福島）
藤木昇（神奈川）
南清治（滋賀）
今岡太久馬（奈良）
奥野半蔵（兵庫）
戸川恒雄（岡山）
秋山清（佐賀）

昭和三八年

高橋喜七（岩手）
新井喜作（埼玉）
関口竜雄（東京）
下村醇（静岡）
高田徳也（愛知）
倉繁房吉（鳥取）
太田甲之助（島根）
戸田幸一（広島）
西本豊重（高知）
光安義夫（長崎）
境栄亮（福岡）
浜田良箕（宮崎）

昭和三九年

成田忠直（青森）
片山元貞（栃木）
塚本剛一（東京）
谷幸信（神奈川）
清村軍時（兵庫）
満岡文太郎（香川）

昭和四〇年

佐沢隆三（宮城）
小島徹夫（東京）
山下長蔵（富山）
大谷一郎（福井）
山田安芸雄（和歌山）
内田松蔵（兵庫）
小山篤（岡山）
岡田雅一（山口）
加藤一男（山口）
坂本良作（高知）
古味信吉（佐賀）

昭和四一年

岩泉忠吾（岩手）
中沢浩（神奈川）
三輪充武（長野）
山田猶吉（愛知）
大橋俊次郎（愛知）
川村敏行（大阪）
清水孝之介（大阪）
秋山清治（鳥取）
松本尊行（島根）
米田貞一（香川）
川上淳（熊本）
山近憲之（福岡）

昭和四二年

奈良隆之助（秋田）
小倉正朝（栃木）
平山孝一（千葉）
島田浅吉（東京）
西利吉（岐阜）
相沢幸一（新潟）
菅田晴山（富山）
川原武夫（石川）
村田清起（滋賀）
高木健吉（広島）
岡林盛枝（高知）
三宅久夫（鹿児島）

昭和四三年

多田年慶（岩手）
瀬戸宗三郎（宮城）
小松留夫（東京）
中根朝治（山梨）
墨哲太郎（愛知）
加藤久二（三重）
右近示（兵庫）
西山昌（熊本）
永井千八（福岡）
藤原甲子雄（大分）
野津手一次（宮崎）

昭和四四年

石岡利武（青森）
斎藤静三（群馬）
田中栄（東京）
朝波惣一（静岡）
阿部銈弐（愛知）
柏井郁三郎（京都）

土居正一（奈良）
小林喬（兵庫）
浜田比徳（鳥取）
津谷航一（香川）
浜田剛（高知）
長崎県佐世保市学校歯科医会
昭和四五年
武田善四郎（宮城）
佐藤倹（山形）
井口寿一（埼玉）
兼松孝治（東京）
森田純司（神奈川）
大村義国（新潟）
中沢明一郎（長野）
嶋田金市（長野）
橋本友三（愛知）
今村外次（石川）
辻村松一（三重）
川村輝雄（滋賀）
滝本貞雄（和歌山）
平林兼吉（大阪）
細川親文（大阪）
中崎尚（兵庫）
阿部勉（兵庫）
山脇弘（岡山）
香川凱二（広島）
井関拓（高知）
北海道森町学校歯科医師会
昭和四六年
飯久保正克（福島）
柴林八（東京）
村松富次郎（山梨）
山内秀雄（愛知）
平井茂光（富山）
小国清治（京都）
今城通直（徳島）
山本雄三郎（福岡）
渡辺尚（長崎）
古賀立身（佐賀）
桑野守（大分）
林田政一（宮崎）
上国料与市（鹿児島）
昭和四七年
後藤六郎（宮城）
木村慎（茨城）
岩崎元義（埼玉）
加藤増夫（神奈川）
岩山一雄（奈良）
森収郎（京都）
藤田順治（大阪）
大野仁（高知）
仲野秀雄（福岡）
松尾忠夫（佐賀）
一瀬尚（熊本）
岩手県学校歯科医会
昭和四八年
印南修六（福島）
渡辺武夫（群馬）
磯貝豊（千葉）
清川清（東京）
新谷寿康（富山）
大竹和男（岐阜）
芦苅正己（愛知）
多田一夫（大津）
中村篤夫（大阪）
長洲朝行（島根）
滝井周作（広島）
黒木琴一（宮崎）
浜田謹之助（鹿児島）
山崎友太郎（沖縄）
和歌山県伊都学校歯科医会
熊本県学校歯科医会
昭和四九年
小阿瀬敏治（北海道）
板垣正太郎（青森）
大塚禎（栃木）
大沢弘（埼玉）
咲間武夫（東京）
森田錨之丞（神奈川）
新村三郎（神奈川）
島田余三男（富山）
清水忠躬（長野）
酒井隆（愛知）
岩崎博（三重）
伊藤正二（京都）
内海澗（大阪）
本多敬男（兵庫）
桜井二郎（岡山）
宮井伸造（徳島）
高橋董（高知）
上田寛（福岡）
毛利彊（大分）
園田健雄（宮崎）
宮崎県歯科医師会
昭和五〇年
小西幸治郎（秋田）
佐藤恒安（山形）
今井照博（山梨）
清水汪（長野）
子上俊一（静岡）
竹下清（愛知）
佐竹正世（兵庫）
音田清治（鳥取）
児玉ミ子（広島）
塩田一郎（山口）
三木亨（香川）
清水順一（福岡）
浜田国雄（宮崎）
辻畑義一（鹿児島）
埼玉県歯科医師会
大阪市学校歯科医会
昭和五一年
中村佐金吾（北海道）
小杉正一郎（青森）
小野寺清一（岩手）
関巌雄（宮城）
鈴木義三（福島）
関口恵造（埼玉）
榎智光（千葉）
吉川義人（東京）
大久保林（東京）
松尾忠行（神奈川）
西村登（岐阜）
牧野隆（和歌山）
宮脇祖順（大阪）
金子英彦（高知）
下条氏信（福岡）
家永喜代次（佐賀）
小柳八郎（佐賀）
横山国輝（熊本）
小原正丸（大分）
帆鷲親良（宮崎）
東京都学校歯科医会
昭和五二年
武内敏夫（北海道）
佐藤信（秋田）
小沼甚一郎（福島）
山田実（群馬）
田村良三（神奈川）
勝井義介（新潟）
川口義門（富山）
永井正弘（山梨）
遠藤恒（長野）
河合豊（愛知）
大河平三郎（三重）
久木竹久（滋賀）
平井義英（奈良）
松井健三（京都）
一瀬耕助（兵庫）
小川定夫（鳥取）

矢野重寿（高知）
西沢正（福岡）
大坪繁（佐賀）
平田亨（佐賀）
野中敏英（大分）
伊井誠二（宮崎）
肝付保（鹿児島）

昭和五三年

曽根良三（岩手）
黒沢圭助（秋田）
鎌田俊夫（栃木）
土谷信（群馬）
斎藤光生（埼玉）
近藤昭（神奈川）
沖田弘正（富山）
北岡秀夫（京都）
勝田重春（大阪）
杉本茂春（大阪）
渋川哲夫（広島）
小野敬晃（福岡）
来司喬（佐賀）
瀬戸口郁（宮崎）

昭和五四年

庄内正春（北海道）
高橋文平（宮城）
谷邦全（茨城）
沢辺安正（埼玉）
内藤真一（神奈川）
高橋謙作（神奈川）
一戸俊治（神奈川）
坂井登（岐阜）
夫馬嘉男（愛知）
原喜久二（佐賀）
堀之内哲夫（宮崎）

昭和五五年

田中盛剛（北海道）
長内秀夫（青森）
菅原壮一郎（岩手）
高橋統男（山形）
丸山虎二郎（茨城）
山田幸喜（千葉）
橋本武夫（東京）
小野清（神奈川）
橋場恒雄（長野）
中村幸義（静岡）
鈴木儀二（愛知）
芦刈三郎（愛知）
佐藤守（滋賀）
菅原代次（兵庫）
湯川琢磨（広島）
中川須恵男（香川）
国沢重仲（高知）
斎藤勝義（福岡）
久野五佐男（佐賀）
高橋義夫（宮崎）
小浜重利（鹿児島）

昭和五六年

石井次三（北海道）
大塚幸夫（青森）
赤坂栄吉（岩手）
大峡正（山形）
金子雅英（埼玉）
中村明雄（東京）
飯田嘉一（東京）
小野竜馬（神奈川）
杉原弘三（神奈川）
飯原澄（新潟）
浮田豊（石川）
天谷信哉（福井）
杉山晨夫（三重）
上田正一（奈良）
賀屋重雍（大阪）
川口英雄（和歌山）
今田晴隆（鳥取）
熊代甫（岡山）
平田千都子（高知）
阿部巖（福岡）
田苗正臣（熊本）
鬼塚豊治（大分）
重城昇（宮崎）

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1977
第27回全国学校保健研究大会・神戸		
		1978
第28回全国学校保健研究大会・盛岡		
		1979
第29回全国学校保健研究大会・名古屋		
	小児歯科保健，医療制度国際研究集会・東京	
		1980
	日本の歯科医療制度を考える国際シンポジウム・東京	
第30回全国学校保健研究大会・山口		
	第1回全国歯科保健大会・横浜（日本歯科医師会）	
		1981
	榊原悠紀田郎「学校歯科医にもとめられるもの」刊行	
	第2回全国歯科保健大会・京都（日本歯科医師会）	
第31回全国学校保健研究大会・横浜		

年	月 日	学校歯科保健活動 中央	学校歯科保健活動 地方
1977	昭52. 9.—	「学校歯科保健への歯科衛生士の導入の考え方要綱」（日本学校歯科医会）	
	11.11		全国学校歯科医協議会・神戸
	11.12～14		
1978	昭53. 1.10	「国民の砂糖の過剰摂取とう蝕罹患状態の関係について」の答申（日本学校歯科医会）	
	4.—		滋賀県歯科医師会学校歯科保健部を設く
	7.—	文部省「小学校・歯の保健指導の手引」刊行	
	9.22		全国学校歯科医協議会・盛岡
	9.23～25		
	9.28～29	文部省・学校歯科保健講習会・鳥取	
	10.—		京都府学校歯科医会ヨーロッパ視察団
	11.17～18	**第42回全国学校歯科保健大会・大阪**	
1979	昭54. 3.—	文部省「むし歯予防指導の評価の視点」発表	
	9.18～19	文部省・学校歯科保健研究協議会・松山	
	10.19		全国学校歯科医協議会・名古屋
	10.20～22		
	10.26	「歯科保健指導車の整備運営の指針」答申（日本学校歯科医会）	
	11.9～10	**第43回全国学校歯科保健大会・神戸**	
	11.13～14		
	11.16～17	歯科衛生士のための学校歯科保健研修会・埼玉県嵐山町（第1回・日本学校歯科医会）	
1980	昭55. 5.31	日本学校歯科医会「小学校／学校歯科医の活動指針」刊行	
	6. 4		
	9.25～26	文部省・学校歯科保健研究協議会・水戸	
	11. 7		全国学校歯科医協議会・山口
	11.8～9		
	11.14～15	**第44回全国学校歯科保健大会・鹿児島**	
	11.19		
1981	昭56. 1.24～25	歯科衛生士のための学校歯科保健研修会・神奈川県相模原（第2回）	
	5.—		
	6.20	社団法人設立十周年記念祝賀会（日本学校歯科医会）	
	9.29	文部省・学校歯科保健研究協議会・京都	
	10.24		
	11. 5		全国学校歯科医協議会・横浜
	11.6～7		
	11.13～14	**第45回全国学校歯科保健研究大会・東京**	

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1972
第22回全国学校保健研究大会・札幌		
	第1回全国歯科公衆衛生大会・広島	
特殊教育諸学校学習指導要領（高等部）		
保健体育審議会「児童生徒等の保健増進に関する施策について」答申		
		1973
第23回全国学校保健研究大会・富山		
学校保健センター的事業発足		1974
	亀沢シズエ死去	
第24回全国学校保健研究大会・宮崎		
	丹羽輝男死去	1975
	歯科公衆衛生全国大会・横浜	
	筆本らヨーロッパ学校歯科施設視察	
第25回全国学校保健研究大会・浦和		
		1976
第26回全国学校保健研究大会・高知		
日本学校保健会歯口腔委員会中間報告「う蝕予防の理論と実際」		1977

年	月 日	学校歯科保健活動 中央	学校歯科保健活動 地方
1972	昭47. 3. 1		三重県歯科巡回自動車設置
	6. 1		広島県歯科巡回自動車設置
	9. 1		全国学校歯科医懇談会・札幌
	9. 2～4		
	9. 12～13	文部省・学校保健講習会（歯科）・東京	
	9. 18～19	文部省・学校保健講習会（歯科）・松山	
	10. 9		学校歯科保健研究協議会・秋田
	10. 10～11	**第36回全国学校歯科医大会・秋田**	
	10. 19		
	10. 27		
	10. —		高知県歯科巡回自動車設置
	12. —		
1973	昭48. 9. 28 9. 29～10. 1		全国学校歯科医懇談会・富山
	11. 6～7	文部省・学校保健講習会（歯科）・横浜	
	11. 17～18	**第37回全国学校歯科医大会・東京**	
1974	昭49. 4. —		
	6. 13		
	8. 19	日本学校歯科医会委員会「学校歯科医の待遇に関する」答申	
			第1回子どもからむし歯をなくそう鹿児島県民大会
	8. —	「学校歯科巡回自動車の手びき」発表	
	10. 12～13	**第38回全国学校歯科保健大会・京都**	
	10. 17～18	文部省・学校保健講習会（歯科）・長野	
	10. 29～30	文部省・学校保健講習会（歯科）・長崎	
	11. 8		全国学校歯科医懇談会・宮崎
	11. 9～11		
1975	昭50. 2. 4		
	2. 27		
	4. —		
	5. —		滋賀県学校歯科医合併協議会
	9. 9	「学校歯科活動の手びき」刊行（日本学校歯科医会）	
	9. 16～17	文部省・学校保健講習会（歯科）・名古屋	
	11. 7		全国学校歯科医懇談会・浦和
	11. 8～10		
	11. 15～16	**第39回全国学校歯科保健大会・高松**	
	11. —	第4次う歯半減運動発動	
1976	昭51. 9. 9～10	学校保健講習会（歯科）・東京	
	10. 30～31	**第40回全国学校歯科保健大会・栃木県藤原町**	
	11. 12		全国学校歯科医懇談会・高知
	11. 13～15		
1977	昭52. 3. 22		
	5. —	日学歯月間報告No. 1発行	
	9. 1～2	学校保健講習会（歯科）・天童	
	9. 30～10. 1	**第41回全国学校歯科保健大会・横浜**	
	9. —	日本学校歯科医会「日学歯」第1号を発行	

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1968
小学校学習指導要領告示（1971年度より実施）		
第18回全国学校保健研究大会・岐阜		
	池田明治郎死去 湯浅泰仁，日本学校歯科医会長となる	1969
中学校学習指導要領告示（1972年度から実施） 「歯の健康診断の方法改善の方策について」答申	第１回汎太平洋歯科研究会議・東京	
第19回全国学校保健研究大会・鹿児島		1970
第20回全国学校保健研究大会・秋田		1971
第21回全国学校保健研究大会・岡山		1972

年月日		学校歯科保健活動	
		中央	地方
1968	昭43. 3.16		大阪市学校歯科医会社団法人設立総会
	6. 3		岡山県歯科巡回自動車設置
	7.11		
	7.28		青森県学校歯科医会総会
	9.—		千葉県白浜町立根本小学校において洗口用フッ素錠の試験開始
	10.—		宮城県衛生部歯科巡回自動車設置
	11. 9		学校歯科衛生研究協議会・熊本
	11.10～11	**第32回全国学校歯科医大会・熊本**	
	11.21		全国学校歯科医懇談会・下呂
	11.22～24		
	12.27		静岡県歯科巡回自動車設置
1969	昭44. 3. 1		
	4. 1		
	4.14		
	4.14		
	8.30		
	9.20		学校歯科衛生研究協議会・大津
	9.21～22	**第33回全国学校歯科医大会・大津**	
	9.21	全日本よい歯の学校表彰改善要綱会長に答申	
	10.29	日本学校歯科医会ヨーロッパ学校歯科保健視察団出発	
	11. 1		長野県（衛生部）歯科巡回自動車設置
	11.21		全国学校歯科医懇談会・鹿児島
	11.22～24		
1970	昭45. 3.30		香川県歯科巡回自動車を設置
	9.25	第2回ヨーロッパ学校歯科視察団出発	
	10.24		学校歯科衛生研究協議会・熱海
	10 25～26	**第34回全国学校歯科医大会・熱海**	
	10.26		全国学校歯科医懇談会・秋田
	10.27～29		
1971	昭46. 1.12		滋賀県歯科巡回自動車設置
	4.—		茨城県歯科医師会学校歯科保健部をおく
	5 15		青森市学校歯科医会青森市民賞受賞
	5.—		秋田県環境保健部に歯科巡回自動車
	8.10	日本学校歯科医会「学校保健における歯科活動の手びき」刊行	
	9.16		山梨県歯科巡回自動車を設置
	9.16～17	文部省・学校保健（歯科）講習会・青森	
	9.27～28	文部省・学校保健（歯科）講習会・熊本	
	9.29	第3回ヨーロッパ学校歯科視察団出発	
	10. 5		岩手県教育委員会巡回自動車設置
	11.11		全国学校歯科医懇談会・岡山
	11.12～14		
	11.25	**社団法人日本学校歯科医会設立認可**	
	11.27		学校歯科衛生研究協議会・千葉
	11.28～29	**第35回全国学校歯科医大会・千葉**	
1972	昭47. 1. 8		長野県教育委員会歯科巡回自動車設置
	2.18～19		日本学校歯科医会近畿地区研修会

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1963
	WHO西太平洋地区事務局歯科顧問フーラー来日	
第13回全国学校保健大会・熊本		
	浜野松太郎死去	
文部省「学校病の手引」編集刊行		1964
第14回全国学校保健大会・金沢		
	高津弋死去	1965
第15回全国学校保健大会・伊勢		
	日本歯科医師会「公衆歯科衛生の現状と将来」発表	
		1966
第16回全国学校保健大会・前橋		
	原一学死去	1967
	坪根哲郎西ドイツ歯科保健研究のため留学	
	山田茂「学校歯科新書」刊行	
第17回全国学校保健研究大会・松山		

年	月 日	学校歯科保健活動	
		中央	地方
1963	昭38. 5.31		（大津市上水道フッ素化委員会設置）
	5.—	日本学校歯科医会特報第2号発行	
	6.—		滋賀県歯科衛生協会創立
	8.—		
	9.21	予防処置委員会答申	
	10.3～4	第1回学校歯科衛生研究協議会・山形	
	10.5～6	**第27回全国学校歯科医大会・山形**	
	11. 8		全国学校歯科医懇談会・熊本
	11.9～10		
	12.17		
1964	昭39. 2. 5		
	3. 9		神奈川県歯科医師会学校歯科部会を設置
	3.24	日本学校歯科医会法人化準備委員会	
	3.30		富山県歯科巡回自動車設置
	4. 1		北海道衛生部巡回自動車設置
	4.—		長野県カリカリちゃん運動発足
	5.20		大阪府歯科巡回自動車を設置
	9.16～17		第2回学校歯科衛生研究協議会・富山
	9.18～19	**第28回全国学校歯科医大会・富山**	
	11. 5		全国学校歯科医懇談会・金沢
	11.6～9		
	12.—		神奈川県（衛生部）歯科巡回自動車設置
1965	昭40. 4.24		
	4.—		千葉県歯科医師会に学校歯科衛生部をおく
	9.16		第3回学校歯科衛生研究協議会・東京
	10.17～18	**第29回全国学校歯科医大会・東京**	
	11.12		全国学校歯科医懇談会・伊勢
	11.13～15		
	12.—		
1966	昭41. 4.—		和歌山県歯科巡回自動車設置
	4.—		出雲市学校歯科医会設立
	5.—	日本学校歯科医会「学校歯科の手びき」刊行	
	6.18		愛知県歯科巡回自動車設置
	9. 1		新潟県歯科巡回自動車設置
	10.—		群馬県歯科巡回自動車設置
	10.—		福島県歯科巡回自動車設置
	11.11		全国学校歯科医懇談会・前橋
	11.12～14		
	11.18		第4回学校歯科衛生協議会・大阪
	11.19～20	**第30回全国学校歯科医大会・大阪**	
1967	昭42. 4.17		
	4.—		
	7.—		
	10.14		岐阜県歯科巡回自動車設置
	11.10		学校歯科衛生協議会・名古屋
	11.11～12	**第31回全国学校歯科医大会・名古屋**	
	11.24		全国学校歯科医懇談会・松山
	11.25～27		

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1958
第8回全国学校保健大会・新潟 小学校学習指導要領，中学校学習指導要領告示		
就学時の健康診断の実施について通達 児童，生徒，学生および幼児の健康診断の方法，および技術的基準の補足事項について通達		
		1959
	奥村鶴吉死去 WHOの歯科衛生セミナーに高木圭二郎，竹内光春，落合靖一出席（アデレード）	
文部省中学校保健体育指導書を編集刊行		
第9回全国学校保健大会・広島 「日本学校安全会法」公布（2月29日同法施行令，5月19日同法施行規則制定公布）		
		1960
第10回全国学校保健大会・福島県平 高等学校学習指導要領告示		
		1961
	ペナンのサンドラム来日	
第11回全国学校保健大会・青森		
		1962
	ユネスコ顧問のC．E．ターナー来日 ニュージーランドのライス来日	
第12回全国学校保健大会・札幌		
		1963

年	月日	学校歯科保健活動 中央	学校歯科保健活動 地方
1958	昭33. 9.19		全国学校歯科医懇談会（第1回）・新潟
	9.20～22		
	10. 1		
	10.22～23		文部省学校歯科衛生講習会・鬼怒川
	10.24～25	**第22回全国学校歯科医大会・鬼怒川**	
	11.27		
	11.27		
1959	昭34. 1.—	日本学校歯科医会事務所を日本歯科医師会館内に移す	
	2. 4		
	2.10～20		
	4. 1		長野県学校歯科医会設立総会
	4.—		富山県よい歯の学校運動発起
	4.—	奥村賞設定	
	4.—		山形県学校歯科医会設立
	9.15		
	10. 9		文部省学校歯科衛生講習会・青森（大会前日）
	10.11～12	**第23回全国学校歯科医大会・青森**	
	11.13		学校保健大会前日・学校歯科医大会・広島
	11.14～15		
	12.17		
1960	昭35. 9.23		文部省学校歯科衛生講習会（大会前日）・和歌山
	9.25～26	**第24回全国学校歯科医大会・和歌山**	
	9.—	全日本よい歯の学校表彰事業開始	
	10.14		全国学校歯科医懇談会・平
	10.15～16		
	10.15		
1961	昭36. 4.—		山形県歯科医師会内に学校歯科部会をおく
	4.—		
	4.14		全国学校歯科医懇談会・青森
	10.15～16		
	11.10～11		文部省学校歯科衛生講習会・横浜
	11.12～14	**第25回全国学校歯科医大会・横浜**	
	11.—		青森県教育委員会巡回自動車設置
1962	昭37. 4.—		敦賀市教育委員会に歯科衛生士導入巡回
	5.—	「日本学校歯科医会特報」第1号発行	
	5.21		
	9.15～10.20		東京都教育委員会学校歯科医学校保健講習会
	10.—		
	11. 9		全国学校歯科医懇談会・札幌
	11.10～11		
	11.23～24	**第26回全国学校歯科医大会・京都**	
1963	昭38. 3.14～15	文部省主催学校歯科医講習会・東京	
	3.—	予防処置委員会設置	
	4.—		熊本県学校歯科医会のいわゆる熊本方式巡回診療を開始

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
学徒の健康と管理と指導の徹底方について通牒		1952
	榊原勇吉「学校歯科衛生―学童のう歯対策」刊行	
		1953
第3回全国学校保健大会・高松		
学校教育法施行規則一部を改正し保健室の設置学校医学校歯科医の設置について規定		
保健室の設置並びに学校医及び学校歯科医の職務等について通達		1954
	WHO歯科衛生セミナーに大西正男参加（ウエリントン）	
第4回全国学校保健大会・松江		
日本学校保健学会結成（第1回総会・松江）		
		1955
健康教育テスト（中学校）実施		
（宇高連絡船紫雲丸沈没事故・修学旅行）		
第5回全国学校保健大会・福井		
高等学校学習指導要領「保健体育科」編改訂		1956
健康教育テスト（小学校）実施		
中学校保健体育科のうち保健の学習指導について通達		
	磯仙策死去	
第6回全国学校保健大会・大津		
		1957
公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律公布		
第7回全国学校保健大会・千葉		
学校保健法公布		1958
体育局が設置され，その中に学校保健課をおく		

年	月 日	学校歯科保健活動	
		中央	地方
1952	昭27. 10. 13		
	10. —		
1953	昭2811. 14～15	**第17回全国学校歯科医大会・高松**	
	11. 15～17		
	11. 25		長野県学校歯科医連合会設立総会
	11. 27		
1954	昭29. 1. 19		
	3. 3～4	文部省学校医，学校歯科医講習会・東京	
	4. 3		大分県学校歯科医会設立
	4. —		埼玉県よい歯の学校コンクール
	5. 4		
	10. 7	**日本学校歯科医会設立総会・出雲**	
	10. 8	**第18回全国学校歯科医大会・出雲**	
	10. 9～11		
	10. 11		
1955	昭30. 3. 8～9	学校医，学校歯科医講習会・東京	
	3. —		
	4. 4		
	7. 17		青森県学校歯科医会設立総会
	10. 15～17		
	11. 21～22	文部省学校保健講習会・東京	
	11. 23～24	**第19回全国学校歯科医大会・東京**	
	11. 23	学童う歯半減運動発起	
1956	昭31. 1. 13		
	3. —		
	3. 30		
	5. 24	「学校の児童生徒のう歯予防の徹底について」の通牒	
	5. —	日本学校歯科医会「学校歯科医の手引」刊行	
	6. —		宮城県学校歯科医連合会設立
	8. 3～4		文部省学校歯科衛生講習会（大会前日）・札幌
	8. 5～6	**第20回全国学校歯科医大会・札幌**	
	8. 25		
	10. 15		
1957	昭32. 4. —		栃木県歯科医師会学校歯科医部会として成立
	5. 31		
	7. 19～20		文部省主催学校歯科衛生講習会・岐阜
	7. 21～22	**第21回全国学校歯科医大会・岐阜**	
	7. —	日本学校歯科医会会誌第1号発行	
	10. 17～19		
1958	昭33. 4. 10		
	4. —		横浜市で学校における歯科衛生士巡回始める
	5. 1		
	5. —		大宮市学校歯科医会検査基準統一のためのスライド作成
	6. —		宮城県歯科医師会学校歯科衛生部設置
	9. —		千葉県学校歯科医会「歯の保健―その教育と管理」を発行

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
	保健所法公布	1947
第1回全国学校衛生大会・東京		
		1948
教育委員会法公布		
	歯科医師法公布	
	雑誌「健康教室」創刊	
第2回全国学校衛生大会・日光		
		1949
「学校身体検査規程」を制定		
第3回全国学校衛生大会・横浜		
中学校の「体育科」を「保健体育科」に改め3年間に70時間保健の学習をする		
高等学校の「体育科」を「保健体育科」に改める		
	保健体育審議会令公布　（シャウプ勧告）	
	（弗化ソーダ塗布実施要領発表）	
	岡本清纓「学校歯科衛生」刊行	
「中等学校保健計画実施要領」を発表		
		1950
第4回全国学校衛生大会・名古屋		
		1951
「小学校保健計画実施要領」を発表		
学習指導要領一般編（試案）を改訂発行		
第1回全国学校保健大会・福岡		
	（京都山科地区上水道フッ化物添加）	1952
中学校における健康教育の実施時間について通達		
	FDI年次総会に湯浅泰仁出席（オスロー）	
第2回全国学校保健大会・仙台		

年 月 日		学校歯科保健活動	
		中央	地方
1947	昭 22. 9. 5		
	11. 29～30	第1回全国学校衛生大会に歯科部門の発表	
1948	昭23. 4. —		東京都学校歯科巡回自動車設置
	7. 15		
	7. 30		
	9. 1		
	9. 24～25		
	12. 5～6	文部省主催学校歯科衛生協議会開催・東京	
	12. 13～14	文部省主催学校歯科衛生協議会開催・大阪	
1949	昭24. 3. 8～9	文部省主催学校歯科衛生協議会・茨城	
	3. 19		
	3. 19	学校歯科検査票が公認	
	4. 1		宮城県学校歯科巡回予防医設置規程
	4. 9～10	第3回全国学校衛生大会の歯科分科会を行う	
	5. 28		
	6. 25		
	7. 5		
	9. —		
	9. —		
	11. 18		
	11. 20		島根県学校歯科医会設立総会
1950	昭25. 4. —		神奈川県よい歯のコンクール
	4. —		神奈川県教育委員会歯科巡回自動車設置
	4. —		新潟市内全小学校に歯科施設完備
	5. 12～13		千葉県学校歯科衛生研究協議会
	10. 21	**第14回全国学校歯科医大会・名古屋**	
	10. 22～23		
			広島県学校歯科衛生講習会
1951	昭26. 2. 1		大津市学校歯科医会設立総会
	2. 26		
	4. —		広島県歯科医師会に学校保健衛生部をおく
	7. 1		
	7. —		滋賀県学校歯科医会創立
	9. 23		鹿児島県学校歯科医会設立総会
	10. 5	**第15回全国学校歯科医大会・福岡**	
	10. 6～7		
	11. 19		愛知県岡崎市学校保健会発足，歯科部会成立
1952	昭27. 2. 27～3. 1	文部省主催学校歯科衛生講習会・東京	
	3. 8～10		香川県学校歯科衛生講習会開催
	4. 18		長野県学校歯科医会創立総会
	4. 3		
	4. 21～22		群馬県教育委員会学校歯科衛生研究会総会を行う
	6. 29		香川県学校歯科医会設立総会
	7. —		
	8. 3	**第16回全国学校歯科医大会・松島**	
	8. 4～6		

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1939
第18回聯合学校衛生会総会・福井		
	竹内光春文部省に入り7月に体育官補となる	1940
	国民体力法公布	
第19回全国聯合学校衛生会総会・東京		
大臣官房体育課を体育局に昇格		1941
国民学校令公布		
学校衛生調査会から衛生室の設備準則について答申		
第20回全国聯合学校衛生会総会・岡山		
	（太平洋戦争開始）	
		1942
第21回全国聯合学校衛生会総会・札幌		
国民学校体錬科教授要項実施綱目		
		1943
第22回全国聯合学校衛生会総会・松山		
文部省「師範衛生」発行		
「学校身体検査規程」改正（簡略化）		1944
集団疎開学童の歯科医療並保健指導に関する通牒		
	（太平洋戦争終結）	1945
「新日本建設ノ教育方針」発表		
臨時身体検査施行に関して通達		
学校衛生刷新についての通達		1946
米国教育使節団報告の提出		
学校衛生に従事する職員の配置について通達		
保健所の学校衛生協力方についての通牒		
学習指導要領一般篇（試案）発行		1947
教育基本法，学校教育法公布		
学校衛生統計を統計第二条に基づく指定統計として指定（指定統計第75号）		
「学校教育施行規則」公布		
学校体育指導要綱の制定		

年月日		学校歯科保健活動	
		中央	地方
1939	5. 1	文部厚生両省「う歯予防思想普及に関する通牒」	
	5. 5		
	5.13～15	**第9回全国学校歯科医大会・京都**	
1940	昭15. 1.—		
	4. 8		
	5.11～13	**第10回全国学校歯科医大会・宮崎**	
	9.28		
1941	昭16. 1. 8		
	3. 1		
	3.26		
	5.10		
	6.14～16	**第11回全国学校歯科医大会・秋田**	
	8.—	日本聯合学校歯科医会主催学校歯科衛生協議会（地方歯科技師）	
	12. 8		
1942	昭17.4.17～18		高崎市学校歯科医会学校歯科衛生講習会
	4.—	日本聯合学校歯科医会「学校歯科衛生指針」刊行	
	5.9～10	**第12回全国学校歯科医大会・神戸**	
	5.11	文部省主催学校歯科衛生講習会・協議会・神戸	
	10.10		
	10.—	「口腔の清潔」が正式に教科目となる	
1943	昭18. 3. 2	文部省主催学校歯科衛生協議会開催	
	5.10～11		
	5.16～17	**第13回全国学校歯科医大会・東京**	
	6.12		愛知県学校歯科医会設立総会
	6.—		
1944	昭19. 5.17		
	12.18		
1945	昭20. 8.15		
	9.15		
	9.21		
1946	昭21. 2. 1		
	3. 3	帝国学校衛生会，日本聯合学校歯科医会が発展的に解消し，日本学校衛生会創立	
	3.30		
	5.10		
	7. 1		
	9.25	**学校歯科予防施設の振興について通達**	
	9.—		青森県学校衛生会設立
	11. 4		山梨県学校歯科巡回班編成
	12.11	学校歯科巡回について国庫補助金支出	
1947	昭22. 3.20		
	3.31		
	5. 2		
	5.22		
	6.27		

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
第14回全国聯合学校衛生会総会・富山		1935
修身科教科書2年生「カラダヲキレイニ」の中にハミガキが入る		1936
	アメリカの衛生教育者C．E．ターナー来日	
	ターナー特別講演	
第15回全国聯合学校衛生会総会・長崎		
「学校身体検査規程」を制定（4.1施行） 文部省，学校衛生団体に補助金を出す		1937
学校衛生官並びに学校衛生官補の名称を体育官並びに体育官補と改めた		
	保健所法制定	
第16回全国聯合学校衛生会総会・東京		
第7回世界教育会議・東京		
	厚生省設置	1938
第17回全国聯合学校衛生総会・東京 「学生生徒の保健に関する通牒」		1939
「学校職員身体検査規程」を制定		

年	月 日	学校歯科保健活動 中央	学校歯科保健活動 地方
1935	昭10. 5.10		
	5.19～20	**第5回全国学校歯科医大会・東京**	
	7.27	文部省「学校歯科予防処置の範囲」について回答	
	10.—		
1936	昭11. 1.—		岡山県立中学校に学校歯科医をおく
	3.20		山梨県中巨摩郡に学校歯科医委嘱
	3.20		群馬県学校歯科医会「体育運動振興の現状に鑑み衛生上特に留意すべき事項並その矯弊の方法如何」答申
	4.21		
	4.30		群馬県で中等学校に学校歯科医委嘱
	4.—	日本聯合学校歯科医会「学校歯科衛生指針」刊行	
	5. 3～5	**第6回全国学校歯科医大会・甲府**	
	9		岡山県学校歯科医協議会開催
	5.—		
	6. 3		岡山県学校歯科衛生委員会協議会開催
	6.13		福井県学校歯科医会総会
	6.21		広島県学校歯科医会設立総会
	8 30	日本聯合学校歯科医会「歯科より見たる小学国語読本巻3，むしばの解説」を出す	
	9.10～16		大分県学校歯科衛生講習会
	9.—		群馬県学校歯科医会県知事の諮問に答申
	10.29		岡山県学校歯科医会創立総会
	12. 3		北海道学校歯科医会創立総会
1937	昭12. 1.27		
	1.—		
	2.23～24		宮崎県学校歯科衛生講習会開催
	3.—		
	4. 5		
	4.11		兵庫県学校歯科衛生協議会開催
	4.18		長野県学校歯科医会設立総会
	4.—		大阪府中学校学校歯科医会設立
	5. 1		
	5.12		大阪市住吉区幼稚園歯科医会
	5.—	日本聯合学校歯科医会「身体検査規程中歯科に関する注意」を出す	
	5.16～18	**第7回全国学校歯科医大会・大阪**	
	7.25		明石市学校歯科医会設立総会
	8.—		
	10.15		島根県学校歯科医会設立総会
	11.19		熊本県学校歯科医会設立総会
	11.21		和歌山県学校歯科医会設立総会
	——		八戸市学校歯科医会創立
1938	昭13. 1.11		
	4.—		横浜市一本松小学校のボン式処置方式開始
	5.1～3	**第8回全国学校歯科医大会・静岡**	
	5.15		
1939	昭14. 1.10		
	3.25	第74回帝国議会に「学童歯科衛生振興について」建議（杉山元治郎）	
	4.19		

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1932
		1933
第12回全国聯合学校衛生会総会・横浜		
	橋本静雄「学校歯科の焦点」刊行 赤井知一郎「学校歯科の実際」刊行	
		1934
第１回六大都市学校衛生協議会開催 第13回全国聯合学校衛生会総会・広島		
	岡本清纓，田丸将士「体系的学校歯科実務」（上）刊行	
	橋本静雄，月刊雑誌「学校歯科」を発刊	1935
帝国学校衛生会財団法人となる		

年	月 日	学校歯科保健活動 中央	学校歯科保健活動 地方
1932	昭 7. 6.29	日本聯合学校歯科医会「シュールツアーンプレーゲの夕べ」を催す	
	6.—		前橋市内小学校に歯科施設をおく
	8.24		愛媛県学校歯科医設立総会
	8.29		名古屋市学校歯科医協議会開催
	11. 5		京都府丹後学校歯科医会歯科検査研究会
	11.13		神奈川県学校歯科衛生会設立総会
	12.—	日本歯科医師会「世界の歯科衛生」刊行	
1933	昭 8. 3.26		岐阜県学校歯科医会設立総会
	3.31		宮崎県学校歯科医会設立総会
	3.—	小学国語読本巻3に「むしば」が教材として取り入れられる	
	4. 1		千葉県学校衛生会学校歯科部設立
	4.21		香川県学校歯科医会設立総会
	5. 7		
	5.20～22	**第3回全国学校歯科医大会・福岡**	
	6.22		福岡県第1回学校歯科衛生デー
	7. 7		福井県学校歯科医会設立総会
	7.—		
	7.—		
	9.—		群馬県立師範学校に学校歯科医委嘱
	11.—		群馬県学校歯科医会「学童に対する齲蝕予防について」を発行
	12. 3		神戸市学校歯科医会設立総会
	12.10		弘前市学校歯科医会設立総会
1934	昭 9. 2. 1		福岡県第2回学校歯科衛生デー
	4.17		川崎全市に学校歯科医を配置
	5. 4		
	5.5		
	5.20～22	**第4回全国学校歯科医大会・名古屋**	
	5.31		大津市に学校歯科医委嘱
	5.—	「学校歯科衛生」第1号発刊	
	6.27		横浜市学校歯科医協議会開催
	6.—		
	7. 5		兵庫県学校歯科衛生協議会開催
	7.21		鹿児島県学校歯科衛生協議会開催
	7.23		横浜市学校歯科医会設立総会
	8.—		名古屋市学校歯科医会「歯磨訓練術式」を決定
	9. 5		石川県学校歯科医会歯科医を委嘱することを建議する
	9.—		小倉市内小学校の全員歯科検査
	10.25		千葉県師範学校に学校歯科医（武藤切次郎）
	10.—		千葉県師範学校において口腔衛生講義を行う
	10.—		京都府丹後良い歯の会発足
	10.—		
1935	昭10. 1.—	学校歯科医職務規程について高知県知事の照会	
	2.23		
	2.—		滋賀県学校歯科医会設立
	3.11		愛知県第1回学校歯科衛生講習会を開催

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1930
	日本歯科医師会・映画「学校歯科衛生」を作る	
	寄生虫予防法公布	1931
第10回全国聯合学校衛生会総会・神戸		
		1932
「学校医職務規程」制定 「学校医の資格職務に関する規程」改正 「学生生徒児童身体検査規程」改正		
第11回全国聯合学校衛生会総会・金沢		

年	月 日	学校歯科保健活動 中央	学校歯科保健活動 地方
1930	昭 5. 7～8		長野県学校歯科衛生講習会
	9. 4		広島市学校衛生講習会に歯科が加わる
	9. 4		東京市令で学校歯科医の設置
	9. —		山梨県歯科医師会口腔衛生普及パンフレット
	10. —		福岡県歯科医師会口腔衛生研究調査部
	11. —		千葉県歯科医師会，知事の諮問「学校歯科衛生施策」について答申
	12. 25～27		千葉県主催学校歯科衛生講習会開催
1931	昭 6. 4. 1		
	4. 6	**第1回全国学校歯科医大会・東京**	
	4. 27		三重県学校歯科医会設立総会
	4. —		長野県下伊那郡学校歯科医会設立
	4. —		前橋市で学校歯科医を委嘱
	5. 3		京都市学校歯科医会設立
	5. 20		長野県上伊那郡学校歯科医会設立
	5. 24		
	5. —		宮城県学校歯科医会発足
	6. 23	**学校歯科医及幼稚園歯科医令公布**	
	6. —		高田市大町小学校歯科施設をおき全市の診療を行う
	7. 5		京都府山城学校歯科医会設立
	7. 8		八王子市学校歯科医会設立
	7. —		宮城県学校歯科医会設立
	9. 13		群馬県学校歯科医会設立総会
	10. 3		福島県三春歯科医師会歯科治療所設置
	11. 29		奈良県第2回学校歯科衛生講習会
	11. —		大阪市学校歯科医会設立
	11. —		佐賀県学校歯科医会設立
	12. —		京都市学校歯科医会「学校内治療に関する調査報告」
	— —		長野市学校歯科医会設立
1932	昭 7. 1. 17		京都府丹波五郡学校歯科医会設立総会
	2. 1	**学校歯科医職務規程制定**	
	2. 10		福島県学校歯科医会設立総会
	3. 4		浜松市全小学校に学校歯科医委嘱
	3. 29		名古屋市学校歯科医会設立総会
	3. —		京都丹後学校歯科医会設立
	4. 8	**第2回全国学校歯科医大会・東京　　日本聯合学校歯科医会設立総会**	
	4. —	日本歯科医師会口腔検査票の様式を決める	
	5. 8		
	5. 26		静岡県小笠周知磐田郡学校歯科医会設立総会
	5. 28		広島市学校歯科医会設立総会
	5. 28		富山県学校歯科医会設立総会
	6. 13		鹿児島県学校歯科医会設立総会
	6. 17		山梨県知事諮問「本県の実状に鑑み，学校，幼稚園における歯科疾患の予防上必要なる診査および処置如何」に対し答申
	6. 22		秋田県学校歯科医会設立総会

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1928
学校看護婦の機関誌「養護」発行		1929
	緑川宗作死去	
第8回全国聯合学校衛生会総会・仙台		
	向井喜男「欧米における学校歯科衛生施設」刊行 シェンク(豊田実訳)「学校歯科衛生の施設の実際」刊行	
		1930
	岡田道一，富取卯太治「学校歯科衛生学」刊行	
第9回全回聯合学校衛生会総会・名古屋		
日本一健康優良児の選出（朝日新聞）	高津弋「歯科衛生宣伝の研究」刊行	

年月日		学校歯科保健活動	
		中央	地方
1928	昭 3.10.—		福岡県築上郡で歯科検診
	11. 1		
1929	昭 4. 1.31		**香川県令で学校歯科医を設置**
	2. 1		奈良県第1回学校歯科医会議
	2.21		山梨県学校歯科医会設立総会
	3.14		福岡県学校歯科医会設立総会
	4. 6		奈良県学校歯科医会設立総会
	4.11		**愛媛県令で学校歯科医を設置**
	4.15		
	4.—		甲府市富士川小学校で鍍銀法応用開始（小川祐心）
	5. 5		
	5.15		山形市全市小学校に学校歯科医（斎藤利義）
	5.21		**京都府令で学校歯科医を設置**
	5.22		**兵庫県令で学校歯科医を設置**
	5.25		**茨城県令で学校歯科医を設置**
	6.10		奈良県五条町立児童歯科診療所設立
	6.25		**鹿児島県令で学校歯科医を設置**
	6.—	日本歯科医師会口腔検査票の様式を決定（甲，乙，丙，丁）	
	7. 1		山梨県学校歯科医会「本県の実状に鑑み生徒児童の歯牙衛生上特に留意すべき事項如何」に答申
	7.28		徳島県学校歯科医会設立
	7.26		千葉県学校歯科衛生講習会・木更津
	8. 2		〃　・勝浦
	8.5～6		長野県第3回学校歯科衛生講習会
	8.—		
	9.—		
	10. 9	日本歯科医師会歯科衛生調査部「学校歯科医制度に関する答申」を会長に提出	
	11. 4		秋田県学校医会歯科検診の検討
	12. 3		名古屋市学校歯科医会設立
	12.14		**広島県令で学校歯科医を設置**
	12.26		**東京府令で学校歯科医を設置**
1930	昭 5. 2. 5		静岡県学校歯科医会歯科衛生関係者懇談会
	2.—		大阪府学校嘱託医協議会設立
	3.20		**奈良県令で学校歯科医を設置**
	4.15		山口市内小学校に学校歯科医委嘱
	4.28		山口県佐波郡支部で歯科検診，治療
	4.—		
	5. 1		**和歌山県令で学校歯科医を設置**
	5.10		
	5.16		静岡市学校歯科医会設立総会
	5.30		和歌山県学校歯科医会設立総会
	5.—		
	6.—	日本歯科医師会「学校歯科医に関する建議書」	
	6.—		岐阜県美濃町で第一大臼歯についての調査（総山秀雄）
	7.28		千葉県歯科医師会学校医会議を催す
	7.29		徳島県医師会学校衛生講習会

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1927
	江川直武「口腔衛生の理論と実際」発刊 岡本清纓「口腔衛生講演法」発刊	
		1928
内務省から体育運動(社会体育)業務を文部省に移管 第7回全国聯合学校衛生会総会・米子		
	第1回ムシ歯予防デー	
	佐藤運雄「歯の衛生と常識」発刊	

年	月 日	学校歯科保健活動 中央	学校歯科保健活動 地方
1927	昭 2. 4.29		大阪学校歯科衛生協会設立
	4.—		新潟市内小学校の歯科検診実施
	4.—		新潟県下中学校において6時間の口腔衛生の授業を課す
	5. 7		広島市歯科医師会校長との協議会開催
	5.10		**宮崎県令で学校歯科医を設置**
	5.20		**和歌山県令で学校歯科医を設置**
	5.22		静岡県歯科医師会長訓導を表彰
	6. 3		東京市学校歯科医会設立総会
	6.—		横浜市明陽会創立学校歯科活動
	6.—		青森市で学校歯科医委嘱
	7. 8		旭川市全市小学校児童の巡回歯科治療
	8. 2		**静岡県令で学校歯科医設置**
	8. 7		長野県歯科医師会，学校歯科衛生講習会
	8.19		**徳島県令で学校歯科医設置**
	9. 4		前橋市の有志県下の学校歯科医の調査を行う
	9. 8		名古屋市学校歯科医会設立総会
	9.28		埼玉県学校歯科医会設立総会
	9.—		東京市「小学校教科に衛生科を特設すること」を建議
	10. 3		東京麹町区内小学校に歯科施設をおく
	10.—		
	11.10～12		仙台市に口腔診査所を設置
	11.—		札幌市児童歯科治療所を設置
	12.16		**島根県令で学校歯科医を設置**
1928	昭 3. 1.13		**熊本県令で学校歯科医を設置**
	2. 6		静岡県笠井町学校歯科医委嘱
	2.26		**山口県令で学校歯科医を設置**
	3.27		富山県歯科医師会学校歯科医促進決議
	3.31		**神奈川県令で学校歯科医を設置**
	3.—		秋田高等女学校に学校歯科医委嘱
	3.—		鳥取県学校歯科医会設立
	4. 2		**長野県令で学校歯科医設置**
	5. 3		弘前市内7小学校に学校歯科医設置
	5. 4		
	5.13		
	5.14		**宮城県令で学校歯科医設置**
	5.16		静岡市学校歯科医会設立総会
	6. 4		
	6. 9		**群馬県令で学校歯科医設置**
	6.14		**三重県令で学校歯科医設置**
	7. 4		**福島県令で学校歯科医設置**
	8.10		鹿児島県歯科医師会知事からの諮問「口腔衛生発達に対する最善策如何」に答申
	8.—		東京市神田区学校歯科医委嘱
	9.19		**山形県令で学校歯科医設置**
	10. 6		**千葉県令で学校歯科医設置**
	10.13～14		埼玉県学校歯科医会学校歯科衛生講習会開催

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
第4回全国聯合学校衛生会総会・大阪		1925
	川上為次郎「口腔衛生十二講」発刊	
	聖路加国際病院に学校診療所設置	
		1926
第5回全国聯合学校衛生会総会・京都		
	向井喜男ヨーロッパ・アメリカの学校歯科視察に出発	
	緑川宗作「口中の真珠」（月刊）発刊	
	日本聯合歯科医師会を日本歯科医師会に改組	
		1927
学生生徒児童身体検査規程改正（メートル法）		
第6回全国聯合学校衛生会総会・福岡		

年	月 日	学校歯科保健活動 中央	学校歯科保健活動 地方
1925	大14. 5.17		
	17	全国聯合学校衛生会総会に青木貞亮が学校歯科医設置を提案	
	5.18～23		松山市小学校児童の診査
	5.—		青森県主催「学校歯科衛生講習会」開催
	5.—		岡崎市全市学校に学校歯科医委嘱
	6.10,11,15,22		東京市京橋区歯科診査
	7.22		**岐阜県学校歯科医設置職務に関する規程**
	30		石川県鹿島郡学校歯科衛生講習会
	8.—		岐阜市学校歯科医を6校で委嘱
	8.—		京都府舞鶴齲歯予防協会設立
	11. 2		四日市において児童の歯科検診を行う
	11.17		東京市本所区歯科医師会「よい歯の日」を行う
	12. 1		
	12.3～5		広島市歯科医師会口腔衛生活動写真大会
	12.—		広島県三条町小学校検査
	——	文部省学校における「歯科医に関する調査」を行う	
	——		岡崎市小学校歯科検診を行う
	——	日本聯合歯科医師会長から文部大臣に学校医設置令改正の陳情	
1926	大15. 3.—		高田市全市小学校の歯科検診実施
	4.19～22	学校衛生技師会議で学校歯科医設置を討議	
	4.24～25	第5回全国聯合学校衛生会総会で学校歯科医設置の協議	
	4.—		大分県師範学校と盲唖学校に歯科医をおく
	4.—		松江市で学校歯科医委嘱
	5.13		松山市内で学校歯科診療開始
	27		佐賀県学校歯科医会設立準備
	5.—		
	6.20		香川県歯科医師会学校歯科講習会開催
	8.14		鹿児島県主催学校歯科衛生講習会開催
	30		**山梨県令で学校歯科医を設置（93号）**
	8.—	（学校における歯科医に関する調査結果報告）	
	8.—		
	9. 4		佐賀県学校歯科医会創立総会
	9.15		福岡県歯科医師会学校歯科医設置の要望を県に提出
	9.15		**金沢市小学校歯科治療所設立** 福岡県知事「県下各郡市における口腔衛生上の欠陥並之が改善方法如何」を諮問
	10.—		福井県学校衛生講習会に歯科が加えられる
	11. 4		
	11. 5		大阪市上六小学校歯科治療室設置
1927	昭 2. 2. 5		**鳥取県令で学校歯科医設置**
	3.12		
	3.20		長野県歯科医師会衛生調査部設置
	3.—		島根県歯科医師会，県知事に「歯科衛生思想を普及せしむる良策」について答申
	4.25		
	4.20		高崎市，伊勢崎町，大間々町に学校歯科医

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1923
	第8回口腔衛生講習会（東京）	
	映画「口腔衛生」完成（ライオン歯磨）	
	社団法人桜楓会内児童相談所の歯科診療所開設	1924
文部省「師範学校に於ける学校衛生教授」発行		
第3回全国聯合学校衛生会総会・東京		
「地方学校衛生職員制」公布（学校衛生技師）		
	川上為次郎，遠藤至六郎「口腔衛生資料」発刊	
文部省「学校診療に関する調査」を行う		
		1925
各府県学校衛生技師会議		
全国聯合学校衛生会に対し文部大臣から「学校医として内科，小児科，眼科，耳鼻科，精神科，歯科の専門家を置くこと」諮問		

年	月 日	学校歯科保健活動 中央	学校歯科保健活動 地方
1923	大12. 7. 2		富士川小学校に歯科器機設置（小川祐心）
	7.13		上越歯科医師会長から学校歯科医設置の請願を文部大臣に提出
	23		岐阜県林間聚落口腔検査
	8. 3～11		福島県安達郡教育会長期衛生講習会
	8. —		
	11. —		
1924	大13. 1. —		
	2. 4～5		前橋市口腔衛生大会
	3. —		千葉県松戸町学校歯科医を委嘱
	4. —		福島県飯坂町学校歯科医を委嘱（高槻正男）
	4. —		名古屋市が口腔衛生医をおくことをきめる
	4. —		
	5. 1～7		札幌市小学児童の診査
	5. 1～7		札幌市全市小学校児童23,000人の検査を全市の会員が行う
	5.18		
	5.25		東京市番町小学校に歯科施設（麹町区内共有）
	5. —		長野市歯科医師会市内小学校の歯科検査を行う
	6.10		
	6.14～18		埼玉県学校衛生講習会
	7. —		高崎市中央小学校で歯磨訓練を行う
	7. —		福岡県歯科医師会口腔衛生標語募集
	7. —		
	8.13		小学校歯科衛生施設に関する建議
	8. —		名古屋市口腔医制度を市議会で承認
	10. —		横浜市小学校における講演
	11. —		奈良県歯科医師会小学校歯科衛生標語
	11. —		名古屋市齲蝕予防協会創立
	—		愛知県内小学校口腔検査
1925	大14. 1.15		広島市内就学時児童の歯科検診を行う
	2. 7		奈良県学校衛生講習会
	2.16～21		横浜市教員口腔衛生講習会
	2. —		新潟市歯科医師会全市小学校児童の歯科検診を行う
	3.20		**青森県令で学校医規則中に歯科医を加える**
	3.31		三重県宇治山田市で学校歯科医委嘱
	3. —		奈良県口腔衛生の懸賞標語募集
	4.14		**埼玉県訓令10号学校歯科医設置並職務ニ関スル規定**
	4.28, 5. 4, 5.31		福島県白河歯科医師団同町小学校児童の検診
	4. —		甲府市朝日小学校に学校歯科医委嘱
	5. 1		鳥取県歯科医師会「学校歯科医設置建議書」
	5.10	日本聯合歯科医師会長から文部大臣あて学校医設置令改正の希望についての陳情	
	5.12～4		
	大14. 5.13		松江市学校歯科医設置
	5.17		

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1921
文部省大臣官房に学校衛生課を設置（北豊吉課長）	ライオン児童歯科院の設立	
	第4回口腔衛生講習会（東京）（ライオン歯磨）	
		1922
文部省学校衛生講習会（第1回）		
	口腔衛生普及映画「知慧と歯」完成（ライオン歯磨）	
学校衛生主事会議 第1回全国聯合学校衛生会総会・東京		
	川上為次郎の「欧米における社会的歯科施設」刊行 第5回口腔衛生講習会（東京）（ライオン歯磨）	
	第6回口腔衛生講習会（福岡）（ライオン歯磨） 第7回口腔衛生講習会（札幌）（ライオン歯磨）	
		1923
第2回全国聯合学校衛生会総会・東京		

年	月 日	学校歯科保健活動 中央	学校歯科保健活動 地方
1921	大10. 5. 30 6. 1～6. 3		東京府立第四中学校の口腔検査実施
	5. —		**東京市本郷区学校歯科医会設立**
	6. 23		
	6. —		
	7. 2～29		小樽市内小学校口腔検査
	7. 9～10		愛知県歯科医師会教員の口腔衛生講習会開催（第２回）
	8. —		
	10. 16～17		山形県学校衛生会総会
	11. 2		山形市斎藤利義を師範学校歯科医に委嘱
	11. 15～19		名古屋市教育展覧会に歯科出品
1922	大11. 2. 25		京都市歯科衛生講習会
	2. 25		愛知県歯科医師会小学校に歯科医の嘱託を陳情（名古屋市長あて）
	4. 9～15		山口県第１回口腔衛生講演会，展覧会
	4. 21～5. 10		岐阜県児童口腔検診，通知
	4. 30～5. 30		
	4. —		東京市牛込区学校歯科医嘱託
	4. —		千葉市学校歯科医採用（武藤切次郎）
	4. —		
	4. —		岡山県邑久郡小学校において歯科診療
	5. 8～11		
	5. 12		
	6. 1		大阪市歯科医師会主催口腔衛生講習会
	6. —		新潟県五泉町小学校児童の検査を行う（亀島純三）
	7. —		
	8. —		
	9. —		富山市内小学校について歯科検査を行う
	9. 23		岡山県津山町において口腔衛生映画上映
	10. 2		大阪市歯科医師会歯科診療部開設
	11. —		
	12. —		
	— —		岡山において口腔衛生普及活動（野々山勝平）
	— —		東京市衛生技師による検診（歯科を含む）
1923	大12. 2. 24～26		神戸市歯科医師会口腔衛生講習会
	3. 15		新潟県高田市に高田口腔衛生会発足
	4. 13～5. 25		広島市学童歯牙検査
	4. 20		岐阜県美濃町において歯ブラシ訓練（古田重男）
	4. —		岐阜県美濃町教員への講習会
	4. —		甲府市相生，富士川両小学校に学校歯科医委嘱
	5. 16		東京市神田区で学童歯牙診査
	5. 17		金沢市学校歯科医規程を設定し金沢市歯科医師会に委嘱
	5 28		
	5. —		東京市麹町小学校に歯科施設
	6. 23～24		奈良県口腔衛生講習会開催

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1917
		1918
学校医職務規程を制定，学校医の資格並職務ニ関スル規程を改正	日本聯合歯科医会を日本聯合歯科医師会と改称	
	小林富次郎が教員を対象とする4日間の口腔衛生講習会をはじめる（第1回）	
		1919
トラホーム予防法，結核予防法公布		
文部省学校衛生主事会議を召集（設置県3府37県）	第2回口腔衛生講習会（ライオン歯磨）	
	内務省主催「ムシ歯デー」が行われる	
府県学校衛生主事会議で神奈川県の岩原拓が帝国学校衛生会結成の提唱		1920
学生生徒児童身体検査規程をきめる（学生生徒身体検査規程は廃止）	第3回口腔衛生講習会（京都）（ライオン歯磨）	
帝国学校衛生会結成		
帝国学校衛生会設立総会		1921
	川上為次郎外国歯科社会施設視察のため出発	

年月日		学校歯科保健活動	
		中央	地方
1917	大 6. 6. 8		長野県歯科医師会が知事の諮問「本県ニオケル最モ多キ歯牙並口腔内疾患並之ガ予防対策」について答申
	6.10		鹿児島市内小学校の口腔検査を歯科医師会が行う
	6.—		兵庫県，豊岡町豊岡小学校歯ブラシ教練実施（仲沢重造）
	6.—		大阪市歯科医師会市内小学校で口腔衛生講演会を巡回
	9.20～10.8		本所区歯科医会主催講演会
	11. 1		門司市歯科衛生講演会
	11.9～11		長崎市歯科医師会主催歯科衛生講演会
1918	大 7. 1.23		広島市内小学校児童の口腔衛生状態報告書
	2. 1		
	4. 1		
	4.10～30		広島市において全市の新就学児童の歯科検診を行う
	6.—		長野県から学校歯科医に山岡晋，三輪充武を委嘱
	7.—		長野県諏訪町で山岡晋，三輪充武を学校歯科医に委嘱
	8. 4		
	9.25	日本聯合歯科医師会は加盟団体に対し歯科医に委嘱して検査を行っていることの有無およびそれについての考え方の調査を行う	
	— —		奈良県宇智郡に学校歯科医の委嘱（平井保三）
1919	大 8. 3.25	**第41回国会で「小学校児童口腔衛生施設ニ関スル建議」が提出され採択される**	
	3.27		
	4.—		東京府立第一中学校に歯科治療施設をおく
	4.—	日本聯合歯科医師会の中に口腔衛生調査会をおく	
	6.—	日本聯合歯科医師会口腔衛生普及に関する懇談会を開催	
	6.—		
	8. 4		
	8.29		学童口腔衛生施設に関する建議書（東京市歯科医師会会長）
	11. 5		
1920	大 9. 5.—		
	5.—		群馬県歯科医師会が学童の口腔検査の実施について陳情
	7.27		
	8. 4		
	9. 2		
	10.—	日本聯合歯科医師会が「歯牙及口腔検査の方法」をきめる	
	10.—		奈良県歯科医師会知事の諮問「生徒児童に対し歯科衛生上最も注意を要する事項如何」に答申
	12. 5		
1921	大10. 1.13		東京市歯科医師会が学校嘱託歯科医設置に関する建議書を出す
	2.12～19		東京市麹町区内の小学校で処置を行う（岡田道一）
	3.27～28		愛知県知多郡歯科医師会教員対象の口腔衛生講習会を開く
	3.—		
	4.—		東京市麻布区六本木の府立第三高女に正式に歯科治療所設置
	4.—		東京市赤坂氷川下小学校に診療施設設置
	5.26	日本聯合歯科医師会長から文部大臣へ小学校に歯科医師を嘱託せしむる件建議	

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
		1913
	ライオン通俗講演会を各地で行う（年間206回）	
		1914
	日本聯合歯科医会が小林富次郎からの口腔衛生普及のための年3,000円の寄付を受け入れることを決める	
第1回文部省主催学校衛生講習会開催 第1回学校衛生協議会開催（大日本学校衛生協会主催）	ライオン通俗講演会を各地で行う（年間129回）	
		1915
	日本聯合歯科医会口腔衛生全国学校講演を開始（嘱託向井喜男派遣） （アメリカから映画「歯痛」「口腔衛生」を購入）	
学校衛生調査会設置		1916
文部省に学校衛生官をおく（普通学務局第二課に所属） 文部省において第1回全国学校主事会議開催		
学校衛生会を設置し大臣の諮問に応じ学校衛生に関する事項を調査することを決める		
		1917

年	月 日	学校歯科保健活動 中央	学校歯科保健活動 地方
1913	大2. 7. 23～25		岐阜県中津町歯科衛生展覧会
	8. — —		新潟県高田町衛生展覧会に歯科出品
	8. — —		秋田県第2回衛生展覧会を本荘中学校にて開催，歯科出品
	10. 7～11. 19		横浜市衛生展覧会に歯科出品
	10. 28～11. 2		山梨県衛生展覧会に歯科出品
	10. —		岡山市において通俗歯科講演会開催
	11. 13		新潟県新発田町衛生展覧会に歯科出品
	12. 1		島根県浜町衛生展覧会に歯科出品
	12. 3～12		神戸市内小学校6年以上の児童へ歯牙衛生講話会開始
	12. 7		長野県下伊那郡衛生展覧会に歯科出品
	12. 12		長野県上田町衛生展覧会に歯科出品
1914	大 3. 2. —		
	3. —		東京上野の通俗衛生展覧会に歯科出品（二六新報）
	4. —		東京市立第三高等女学校に簡易歯科治療施設をおく
	4. —		
	8. 20		山形市の山形県衛生展覧会に歯科出品
	10. —		
	11. 2		
	11. 15		
1915	大 4. 4. —		千葉県木更津町で学校歯科医を委嘱
	4. —		**広島市の小学生19,000人の歯科検査を行う**
	10. —		京都市御大典記念博覧会に歯科出品
	11. —		熊本市衛生展覧会に歯科出品
	11. —		静岡県歯科医師会県下各地で通俗歯科衛生講習会（小林富次郎）
1916	大 5. 4. 11		
	5. —		山梨県八田小学校で校医が歯ブラシ訓練を行う
	6. 15		
	11. 1～2		
	11. 6～8		大津市の口腔衛生講演会
	11. 11		
	11. 26		岐阜県歯科医師会，岐阜県で通俗歯科衛生講演会を開く
	12. 13		神戸市で中学校に対する歯科衛生講話
1917	大 6. 2. —	日本聯合歯科医会小学生向きの歯科衛生絵本「歯の養生」を発刊	
	4. 7	日本聯合歯科医会総会において香川県歯科医師会から学校歯科医を委嘱するよう建議する件を提案	
	4. 10		広島市歯科医師会が児童の検査を行う
	5. 1～6. 15		神戸市衛生展覧会に歯科出品
	5. 20～29		長岡市開府記念衛生展覧会に歯科出品
	6. 5～20		大阪市歯科医師会各学校で歯科衛生講演会

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
	四方文吉「通俗齲歯予防法」刊行	1899
京都市下京区学校医会結成		
	四方文吉「通俗乳歯の心得」刊行	
「学生生徒身体検査規程」を改正し公立学校全般に実施を定める（省令）		1900
文部省学校衛生課を設く		
小学校令改正		
府県に指示し教員の健康診断を行わせる（教員の肺結核患者多し）		1901
学校衛生顧問を廃止		1903
	大日本歯科医会発会式を行う	
	重城養二「小児歯牙衛生論」刊行	
文部省，学校衛生課を廃止		1904
	結核予防令公布　（日露戦争）	
	遠藤大太郎「歯牙衛生」刊行	1905
	歯科医師法制定	1906
学校生徒身体検査規程一部改正		
	歯科衛生研究会総会歯刷子調査委員会（小川，牧，加藤）	1907
	大日本歯科医会が日本聯合歯科医会に改組	
学校におけるトラホーム患者の目の治療についての通牒		1908
		1910
		1911
学生生徒身体検査規程一部改正（メートル法を尺貫法に改正）		1912
大日本学校衛生協会結成		1913

年	月 日	学校歯科保健活動 中央	学校歯科保健活動 地方
1899	明32. 7.—		
	1.—		
	12.—		
1900	明33. 3.26		
	4. 4		
	8.20		
1901	明34. 4. 1		
	10.25		**東京市麹町区内6小学校に学校身体検査臨時補助医員として歯科医師を委嘱**
1903	明36. 3.20		
	10.—		青森県立師範学校で「う歯の発生と予防」という講話を行う
	11.27		
	11.—		
	12. 5		
1904	明37. 1.—		青年歯科医倶楽部「歯科衛生思想の鼓吹」をはかる
	2. 4		
	9. 9		**京都府知事が公私立学校に対し歯科衛生を重視する必要のあることの訓令を出す**
1905	明38. 4.—		
	4. 2		大日本歯科医会長野県総会で「歯科衛生普及策」を協議
1906	明39. 5. 1		
	9.10		
1907	明40. 2.25		
	4.—		
1908	明41. 3. 6		
1910	明43.10. 1		長野県歯科医師会，県知事に学齢児歯科衛生に関し建議
1911	44. 2. 4～15		呉市衛生展覧会に歯科出品
	10.28	小学読本国定教科書中に歯牙の衛生に関する項挿入の件を文部省に請願	
	11.25		長野県歯科医師会「通俗歯科衛生講話」を発行
1912	明45. 1.26		
	4.22	日本聯合歯科医会総会で，東京市，岐阜県から提案された「歯牙衛生ニ関スル意見書」を建議することを採択	
	4.—		岡山県衛生展覧会に歯科出品
	5.27～6. 5		島根県衛生展覧会に歯科出品
	6.20～26		新潟県衛生展覧会に歯科出品
	6.23～29		秋田県衛生展覧会に歯科出品
	8.—		山梨県衛生展覧会に歯科出品
1913	大 2. 2.—	日本聯合歯科医会小冊子「歯の衛生」発行	
	3.—		
	4.20～5.10		京都府歯科医師会北丹支部舞鶴町で歯科展覧会を催す
	5.14～20		千葉県衛生展覧会に歯科出品
	6.23～30		静岡県衛生展覧会に歯科出品

学校教育・学校保健・制度	歯科関係・その他	年
文部省に医務課をおく		1872
文部省「学区巡視事務章程」を定める		1873
文部省に医務局をおく		
教育令を公布		1879
	桐村克己「歯の養生法」刊行	
	伊沢道盛「固齢草」刊行	1881
	高山紀斎「保歯新論」上下2巻刊行	
	高山紀斎「歯の養生」刊行	1882
教育令改正		1885
文部省学生生徒の体格検査の様式を定め直轄学校に対し活力検査を行い，その結果を報告するよう指示（学校身体検査のはじめ）		1888
	高山紀斎「通俗歯の養生法」刊行	1889
	高山紀斎「衛生保歯問答」刊行	1890
小学校令公布		
小学校設備準則改正		1891
文部省に学校衛生事項取調嘱託をおく（三島通良）		
	（濃尾地方大地震）	
	四方文吉「歯牙養生法」刊行	1892
	歯科医会が発会式を行う	1893
三島通良考案の「小学校机腰掛構造法」が官報に掲載される		
直轄学校の活力検査結果をはじめて発表		1894
東京市麹町区に学校医をおく		
神戸市内小学校に学校医をおく		
「小学校ニ於ケル体育及衛生ニ関スル訓令」公布	（日清戦争）	
山形県において県下公立学校に学校医を設置する訓令を定める		1895
文部省内に学校衛生顧問および学校衛生主事を設置		
	日本歯科医会「歯牙保護論」刊行	
	四方文吉「保歯要訣」刊行	
文部省学校衛生顧問会議を開く		1896
「学生生徒身体検査規程」を定める（文部省訓令）		1897
勅令2号で公立学校に学校医をおく規程を公布		1898
文部省令第6号で「学校医職務規程」「学校医の資格」を公布		
	矢田部藤吉「口内摂生法」刊行	
	武藤切次郎「普通歯科衛生」刊行	

学校歯科保健活動年表

年月日		学校歯科保健活動	
		中央	地方
1872	明 5. 3.19		
1873	明 6. 6. 1		
	3.23		
1879	明12. 9.29		
	10.—		
1881	明14. 1.—		
	6.—		
1882	明15.11.—		
1885	明18. 8.12		
1888	明21.12 28		
1889	明22.12.—		
1890	明23. 9.—		
	10. 7		
1891	明24. 4. 8		
	5.—		**直邨善五郎三重県下4小学校のはじめての口腔検査を行う**
	9.23		
	10.—		
1892	明25.11.—		
	11.—		三重県下の4つの高等小学校の検査成績発表
1893	明26. 6.14		
	7.—		
1894	明27. 1. 7		
	5.—		
	7.—		
	8.29		
1895	明28. 4.—		
	5. 8		
	11.—		
	12.—		
1896	明29. 5.—		
1897	明30. 3.15		
	11.27		京都で杉原順三，榎本元吉が第二高等小学校の児童1,057名について調査した成績を報告
1898	明31. 1. 12		
	2.26		
	3.—		三重県飯南小学校，花岡小学校において吉田佳雄が歯科検診を行う
	4.27	日本歯科医会で「学校医に歯科医師を加えること」を建議	
	9.—		
	10.—		

学校歯科保健活動年表

この年表は，わが国の学校歯科保健の活動のながれについての年表である。
明治初年から昭和56年までについての重要な出来事である。
おもな項目はそれを２つに分け，中央あるいは全国レベルで行われていたものと，地区レベルの出来事に分けた。
参考として，学校保健全般に関連することや教育に関連する出来事もあげている。
一般の歯科関係のこともおもなものは入れた。また個人についてのことや雑誌，著書などはその他の項に入れてある。
項目は，このままでは散逸してしまうおそれのあるものについては，多少こまかいと思われるものでもとりあげてある。また，そのためにできるだけ，古いところは詳しくした。
昭和35年（1960年）以後のところは，次の機会にゆずってもいいとして，あらい選び方になっている。
資料は，学校保健百年史，各歯科医師会，学校歯科医会の会史および歯科界の雑誌の雑報，人事消息欄などからひろいあげるようにした。できるだけ月日まで追及するように努力した。
しかし一部で，どうしてもまとめられなかったものは月，あるいは，年だけで表わしてある。それは―で示されている。

昭和57年10月

社団法人　日本学校歯科医会

あとがき

五十周年記念誌をつくろうということが決まり、その基本的なプロットが学術委員会で作られたのは昭和五六年三月のことである。

それに基づいて会長から指名された記念誌編集委員会が最初に顔を合わせたのは、その年五月一九日であった。

それ以後、六月一一日、七月九日、七月一四日、八月一二日、九月二二日、一〇月一二日、一一月一七日、一二月二三日、翌五七年一月二〇日、二月一五日、五月二七日と一二回の会合を重ねて、委員がつねに全員出席して資料の収集、分析と、記念誌の構成に当たった。

細かいことではいく度かの困難にぶつかったが、とにかく五月二七日には一応原稿を完成するところまでになった。

しかし、これでは当初完成を予定していた六月二二日の総会には到底間に合わないことが明らかとなったので、とりあえず全部についての構成の目次部分の抄録を作るとともに、各都道府県の略史の部分の校正刷をそれぞれ関係の方がたに目を通してもらうことでゆるしていただくことにした。

そして以後、さらに推敲をかさね慎重を期して予定におくれること二カ月あまりでようやく完成をみることとなった。

そのおくれたことで、いろいろごめいわくをおかけしたことを、まずもっておわびをする次第である。

さて、今回の記念誌編集に当たっては、できるだけ客観的な立場から学校歯科保健の筋道を追うことを心がけた。

したがって学制百年史、学校保健百年史、歯科医事衛生史などの成書はもちろんであるが、古い時代からの歯科の雑誌からも資料を集めたり、諸種の会議の記録などやパンフレット類の収集にも心掛けた。

そして、たぶん今後は散逸して再構成がむずかしいと思われるものもあったので、収集した基礎資料はなるべくコピーをとって、全委員と本会に保存するように心掛けた。

各編に付いている付表は、本誌のために、編集委員会でとくに構成したものが多いことは、ひそかに誇りに思っているところである。

通常この種の記念誌では先輩の古老の方がたの談話などを取材して読み物風に仕立てることがよく用いられるが、より客観的に、ということであえてそれはしなかった。

あくまで活字になったものやガリ版などの文書を中心にして分析編集した。

この点は各都道府県の略史についても同様で、全部編集委員会の責任で編集した。

しかし前に述べたように成文した段階で、それぞれの関係者には目を通していただくようにした。

委員に格別分担はないが、とくに竹内、能美は文部省関係事項についての資料収集分析に、丹羽、石井は資料の収集整理、分析、再編成などに当たった。

また歴史的な記述をより客観的にするために、とくに校正の段階で、記述上の不明確な部分をたんねんに確認してくれた、事務局にとくに感謝の意を表したい。

昭和五七年九月一〇日

記念誌編集委員会

榊原　悠紀田郎
竹内　光春
能美　光房
貴志　淳
丹羽　源男
石井　拓男

日本学校歯科医会会誌　第47号

印　刷　昭和57年９月20日
発　行　昭和57年９月30日
印刷所　一世印刷株式会社

発行人　東京都千代田区九段北４－１－20
（日本歯科医師会内）
日本学校歯科医会　貴志　淳